令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会の概要

日時　　令和７年１０月２４日（金）　開会　午前１０時
　　散会　午後　３時３０分
令和７年１０月２７日（月）　開会　午前　９時５９分
　　散会　午後　３時２１分
令和７年１０月２８日（火）　開会　午前１０時
　　散会　午後　３時　８分
令和７年１０月２９日（水）　開会　午前　９時５８分
　　散会　午後　４時３７分
令和７年１０月３１日（金）　開会　午前１０時
　　散会　午後　４時５１分
令和７年１１月　４日（火）　開会　午前１０時
　　散会　午後　４時５５分
令和７年１１月　５日（水）　開会　午前　９時５９分
　　散会　午後　０時　４分
令和７年１１月　６日（木）　開会　午前　９時５８分
　　散会　午後　２時４３分
令和７年１１月　７日（金）　開会　午前　９時５８分
　　閉会　午前１１時４２分

場所　　第３委員会室

出席委員　松澤正委員長
　　松井弘副委員長
　　栄寛美委員、渡辺聡一郎委員、森伊久磨委員、松本義明委員、宮崎吾一委員、
　　内沼博史委員、日下部伸三委員、小川真一郎委員、中屋敷慎一委員、
　　野本怜子委員、小川寿士委員、深谷顕史委員、安藤友貴委員、岡村ゆり子委員、
　　石川忠義委員、伊藤はつみ委員

欠席委員　なし

説明者　　「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件
　議案

議案番号	件　　名
第１１３号	令和６年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について
第１１４号	令和６年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

参考

令和７年度　決算特別委員会　審査日程

月　　日	内　　容
１０月２４日（金）	総括的事項審査 企画財政部（含　出納、監査事務局）関係審査
１０月２７日（月）	農林部関係審査 警察本部関係審査
１０月２８日（火）	総務部（含　秘書課、人事委員会）関係審査 都市整備部関係審査
１０月２９日（水）	産業労働部（含　労働委員会）関係審査 教育局関係審査
１０月３１日（金）	福祉部関係審査 環境部関係審査
１１月　４日（火）	県民生活部関係審査 保健医療部関係審査
１１月　５日（水）	下水道局関係審査
１１月　６日（木）	県土整備部（含　収用委員会）関係審査 危機管理防災部関係審査
１１月　７日（金）	企業局関係審査

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２４日（金）　総括的事項）

【説明者】
岩﨑寿美子会計管理者、村野賢治出納総務課長、黒川真知子会計管理課長
桑折恭平財政課長
多胡一茂税務課長、金田剛個人県民税対策課長

【発言】
松本委員
１　県債についてである。行政報告書の３６ページ、資料の６の１４ページ辺りから３点伺う。この行政報告書の３７ページの県債推移によると、臨時財政対策債を除いた県債残高は、令和４年度以降減少しているが、率直に必要な投資的経費は確保されているのか、１点目伺う。２点目として、令和６年度決算の概要１４ページの、県民一人当たりの県債残高が約４９０，０００円ということであるが、これは他県と比較してどのように捉えたらいいのか伺う。続いて、３点目で、資料９である。健全化判断比率等報告の実質公債費比率についてであるが、近年は減少、横ばいであったものが、今回は上昇しているが、その要因はどのようなものであるか伺う。
２　事務事業の見直しの実施について伺う。行政報告書の３９ページ、資料の１５である。まず、１点目として、この主なもの、上位のものを挙げていただいているが、例年と比較してこの削減額の推移というのはどのようなものなのか。また、いろいろ、毎年ここ数年定期的にやっていく中で、行政改革の一部と捉えたときに、効果額だけでは見込めない要素があると思うが、その辺の課題認識はどのようなところにあるのか。２点目として、事務事業見直しを行った場合、令和６年度でも幾つか行っているが、県民、事業者、また市町村など、関係団体との事前協議というのは、丁寧に行われているのか。令和７年度の事業とかを見ると、もう少し時期だとかもろもろの見直しの仕方について課題があるのではないかというところであるが、丁寧に行われていたのか、伺いたいと思う。

財政課長
１　臨時財政対策債を除いた県債残高の推移である。委員の指摘のとおり、令和４年以降臨時財政対策債を除いた県債残高が減少しているが、令和６年度決算の投資的経費については、彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修などが終わったことの影響を受けて、令和５年度と比較すると、７４億円減の２，０３９億円となったものの、２年連続で２，０００億円を超えた規模感となっており、平成２７年度からの１０年間では、規模としては２番目に大きな規模となっている。一方で、決算額に占める割合としては、９．１％となっており、こちらも過去１０年で２番目に大きな割合となっているので、県として必要な投資的経費を的確に確保しているものというふうに考えている。続いて、県民一人当たりの県債残高である。本県では、県民一人当たりの県債残高を比較する際に、全国比較が可能な普通会計ベースを用いており、普通会計ベースにおける本県の令和６年度の県民一人当たりの県債残高は約４９５，０００円となっているところである。また、他県照会に基づく速報値、独自に我々で他県照会をした速報値ではあるが、本県の令和６年度決算における県民一人当たりの県債残高は、４７都道府県中で少ない方から数え

て５番目となっている状況である。続いて、健全化判断比率の実質公債費比率の状況であるが、令和６年度の実質公債費比率は令和４年度から６年度の３年間における単年度の実質公債費比率の３か年平均となっている。令和５年度の実質公債比率の算定については、直近３か年の令和３、４、５年度の３か年平均となるので、対象となる年度で令和６年度と令和３年度の部分が入れ替わるという仕組みになっている。そこの差に起因するものであり、令和６年度の単年度の実質公債費比率は１０．９％であったが、令和３年度の単年度の比率については１０．３％ということで、令和３年度の数値が低かったというところの影響が出ている。

２　事務事業の見直しの削減額と効果額である。事務事業の見直しの額であるが、一般財源ベースで言うと、令和６年度約４３．３億円であり、令和５年度が約４２．５億円、令和４年度は４２．６億円であるので、令和６年度はそれらを上回る見直し額となった推移がまずある。それから、事務事業の見直しについては、令和６年度の事業レビューのところについてお答えするが、施策を評価する有識者会議等を実施し、様々な視点から御意見を頂くために、有識者の数を６名から９名に増やし、テーマごとに関連する複数の事業をまとめて、御意見を頂くといったようなところで、効果検証を行っており、年度ごとに実施手法の改善を行っているところも踏まえて、こうした見直しにつながっているものというふうに考えている。それから、協議のところであるが、事業レビューで見直しが生じてくる場合に、関係者の方々との混乱が生じないように、事業の見直しというのを丁寧に進めていく必要があるというところは考えている。そのために例えば、令和６年度の事業レビューにおいては、再構築と判定された、例えば、伊豆潮風館については、今も多くの県民の方が利用しているという状況もあるので、次期指定管理期間の間に、事業の方向性について検討することとしており、さらに、今年度については、事業の見直しに当たって、より丁寧な調整が図られるよう、具体的な事業見直しのプロセスで留意すべき事項については、チェックリストを改めて整理をして、我々の方から令和８年度の予算編成方針を各部局に示す際に配っており、必要な関係者の方々とのコミュニケーションというのがちゃんと取れているかといったところをチェックしながら進めていこうとしている。

松本委員

県債の関係であるが、財政課に聞くと、やはりこの割合とかという答弁になるのは理解するが、私は別に割合は令和６年度の決算を受けての結果論だと思うが、そういうことよりも､各課から財政課に上がってくるものに対してどういう状況だったのかということと、それが先ほどの答弁では、県民一人当たりの残高は全国的に見ても、決して高い方ではないし、まだまだ必要なものは県債を起こして、投資的経費、特に建設関係だとか道路関係だとか、できるものはやれるというような認識だと思うが、令和６年度決算を受けて必要な投資的経費が確保されているというのは､割合以外での答弁､財政課に上がっている様々な事業に対してどういう状況だったのか、再度確認させていただきたい。

財政課長

県債の部分の質問であるが、我々としても将来への投資ということで、事業規模を確保していきながら、他方で、将来的な負担ということで実質公債費比率、将来負担比率などのバランスをしっかり取りながら、しっかり投資をしていくべきだと考えている。部局からの要求であるが、直近の予算においても投資的経費は最大規模を確保しているところであり、併せて事業規模を確保する際に、財源として交付税措置がある有利な県債をうまく

活用して、しっかりと規模感を確保しながら進めていきたいと考えている。

渡辺委員

１　資料６の３ページ、実質収支が令和６年度４７４億円の黒字となったとのことだが、この要因は何であるか伺う。

２　県税収入で法人二税が好調だったということだが、この好調動向を円安だとか景気動向による一時的な増収と見るのか、それとも、例えば、企業誘致や産業施策の成果や、そういった構造的な成長要因もあると見るのか、どのように分析しているのか伺う。

３　資料４の２６ページの基金についてである。基金の合計金額が１兆４，０２５億円というふうになっているが、令和６年度の運用実績を伺う。また、令和６年度は、日銀のマイナス金利政策の解除などがあったが、こういった金利上昇局面において、県の基金運用にはどういった影響があって、より有利な運用方法への見直しなどは行われたのか伺う。

４　行政報告書の３９ページ、ＥＢＰＭによる事業の見直しを行ったというふうに記述があるが、ＥＢＰＭの対象となった事業はどれくらいあるのか。そのうち、有識者レビューまで検証した事業は幾つか。有識者レビューにかける事業はどのような基準で選定したのかも含めて伺う。

財政課長

１　実質収支のところである。単年度収支が１２４億円の黒字と大幅に改善したところであり、その要因としては、歳出決算額が前年度比で６６６億円増となった一方で、歳入決算額がこれを上回る７５４億円の増となったことによるものである。特に県税収入の部分であるが、定額減税の影響などにより個人県民税は減少した一方で、法人二税や地方消費税の増により総額で前年度比４５６億円の増となっているところであり、３年連続で過去最高を更新したというところである。こうしたことを踏まえて、２月補正予算において財政調整３基金の取崩しを取りやめたり、あるいは基金への積立てなどの調整を行ったりしたものの、単年度収支としては大幅な黒字が出たというところが大きな要因としてある。

４　ＥＢＰＭの対象事業と有識者会議の対象事業数、それをどのように選定したかというところである。令和６年度の事業レビューにおける対象事業数であるが、１，６９６事業である。見直し対象事業の抽出に当たっては、企画財政部においてそれぞれの事業のロジックモデルを確認の上、当初見込んでいた成果が得られていない事業や、アウトカムまでの論理的な因果関係に課題がある事業などをＥＢＰＭ上の課題のある事業として抽出して、１２２事業について見直しを行ったところである。そのうち、県民や事業関係者への影響が大きい主要な事業について、専門的見地からの外部評価を行うために、有識者会議へ諮ることとしており、令和６年度については、１０テーマ１１事業を有識者会議にかけて、事業ごとに事業継続、再構築、廃止の３段階で評価を行っていただいた。

税務課長

２　令和６年度で税収が増えた要因の中に、法人二税の増収があったが、法人二税の好調動向を一過性の増収と見るか、構造的な成長と見るかについてお答えする。企業業績については、その時々の景気状況や社会経済情勢に大きく左右されるため、一概に述べることはできないが、令和６年度については、輸出関連企業などにおいて円安が追い風と

なり、企業業績が増加した一面もある。また、卸売業、小売業については、内需関連企業の業績であるが、物価高による消費低迷の懸念があった中においても、底堅く推移したものと考えられる。

会計管理課長

３　県では３２の基金を一括して運用しており、基金の運用に当たっては、長期運用が可能な資金は地方債などにより、その他の資金は定期預金などの金融機関への預入れにより、安全性を第一としつつ、流動性を損なわない範囲で、より多くの運用益が得られるように努めている。令和６年度の運用実績としては、令和６年度以前に購入した債券や預金も含めた全体の利回りは０．３１％、運用益は４０億１，０００万円となり、前年度と比べて７億８，０００万円の増加となった。令和６年度に新たに購入した債券の利回りとしては、平均で１．４２％と上昇傾向であり、ラダー運用を継続することにより、これから運用益や運用利回りは更に上昇するというふうに見込んでいる。日銀が令和６年３月にマイナス金利を解除して、これまで政策金利が０．５％程度まで引き上げられたところであるが、この影響を受けやすい定期預金の利率が上昇するタイミングで、積極的に預金運用を実施したところである。また、債券の運用については、地方債等の購入するタイミングを分散していたところであり、金利が上昇している局面で恩恵を受けることができたことも、運用益の増加にプラスに働いたものと考えている。引き続き、金融市場の動向を注視しながら、運用益の確保に努めていきたいと思っている。

渡辺委員

１　基金の方で、ラダー運用をしているということであるが、保有債券の含み損リスクの状況について点検は行われているのか。リスク管理をどのように行っているのか。

２　ＥＢＰＭ有識者レビューを行ったのが１１事業ということであるが、全体１，６９６事業から１１事業ということで、ちょっと少ないような感じがするが、これは例年どおりということなのか伺う。

会計管理課長

１　金利の変動により、債券の価格は変動するため、債券を途中売却した場合には売却損が生じる場合がある。ただ、満期まで保有すれば保有期間中の利益と元本は保証されるため、県では、債券運用に当たっては、満期保有を前提としている。また、基金の取崩しに支障がないように、県債管理基金の範囲内に限定して、債券の運用を行っている。さらに、基金の取崩額や時期を把握して、債券の途中の売却が発生しないように、年間の資金計画を定めている。満期日を分散して、毎月償還が来るように、運用期間を工夫するなど、流動性の確保に細心の注意を払いながら、金融動向の情勢もきめ細やかに収集して、緊張感を持って、債券運用に努めていきたいと思っている。

財政課長

２　ＥＢＰＭの関係で、有識者会議の対象事業、１１事業の規模感であるが、例えば令和５年度だと１３事業を対象としており、同様の規模感というふうに考えている。背景として、有識者の方々に事前に資料を読み込んでいただいたり、事前にいろいろと作業が発生するところもあり、会議で必要なコメントを頂く時間も確保する必要もあるので、そういった観点で事業を絞って実施をしている。

野本委員

１　資料６のページ６、不納欠損についてである。県税全体では約１３億５，０００万円で、内訳として市町村が徴収する個人県民税が９．５億円、県が徴収する県税が約４億円と伺っているが、個人県民税については県から人材を派遣したりしてチームで対応して一定の効果が上がっているというふうに見られていると思う。しかし、県が徴収する県税についてはどんな取組をされたのか伺う。

２　県債であるが、令和５年度、６年度は通常債と特例債では通常債の発行額が大きくなっている。通常債は、緊急防災・減災事業債などの交付税措置のある有利な県債の発行を多くしていると伺っているが、６年度の通常債１，０５２億円のうち、幾らが国から交付税措置される見込みなのか。また、臨時財政対策債も全額国から補填されるとすれば、県債の残高３兆６，２３７億円のうち、県の実質的な借金は幾らなのか伺う。

３　資料６の１７ページ、林業・木材産業改善資金特別会計の予算現額に対する収入済額が３００％を超えているとあるが、これはどういうことなのか説明願う。

税務課長

１　まず、県が徴収する県税について、どのような取組を行ったかについてお答えする。不納欠損となった事案の多くは、法人二税の滞納事案である。法人二税の課税については、国税の法人税の税務調査と連動しており、令和２年度から３年度にかけては、新型コロナの影響により調査件数が減少傾向にあったが、令和４年度以降は元の水準に戻り、過去の事業年度に遡る高額の課税に伴い、滞納となるケースが多く発生しているところである。滞納整理は早期着手、早期整理が最も重要であると考えている。そこで、勤務先調査や給与照会を計画的に実施し、課税部門と納税部門での連携を強化し、滞納発生の未然防止にも取り組んでいるところである。また、預貯金調査については、金融機関の預貯金照会システムを活用するなど効率的に実施している。財産が判明した場合は、滞納処分に当たり、預貯金の差押えのほか、給与、売掛金などの債権の差押え、自動車の公売などスピード感を持って滞納整理に取り組んでいるところである。加えて、徴税マイスターという者がおり、各県税事務所の高額滞納事案について、ヒアリングを実施し、滞納整理方針の指導を行っている。しかしながら、十分な財産調査を行った結果、納税資力がないと判明した場合は、地方税法に基づき滞納整理の執行停止を行っている。

財政課長

２　県債の通常債１，０５２億円の交付税措置額に関する質問である。令和６年度の通常債発行額１，０５２億円のうち、交付税措置のある県債は約５２８億円となっており、それらに将来措置される交付税は約２６８億円となる見込みである。続いて、県の実質的な県債残高に関する質問である。令和６年度決算までの交付税措置に基づく推計値になるが、将来的な交付税措置額は約２兆円と見込んでおり、県の実質的な負担額は約１兆６，０００億円と推計しているところである。

３　林業・木材産業改善資金特別会計の関係である。特別会計内の繰越金が予算１，２４８万４千円に対し、調定額が６，１６４万８千円となっていることが、３００％を超えている要因であるが、この特別会計は林業、木材産業の経営改善を図ることを考えている方々を支援するために、機械、施設の導入あるいは改良といった取組に要する資金を無利子で貸し付けるために設けられた会計であり、繰越金が会計内に滞留している原因については、貸付金の原資が元々６，０００万円あるところ、近年貸付枠、要するに予算がニーズを勘案して２，０００万円程度の規模となっているので、差額４，０００万

円が収入済額という形で数字上現れてくることにより、歳入が３００％を超えている状況である。

野本委員

１　県債であるが、一人当たりの借金が約４９０，０００円ということで、県債残高の実質的な借金である約１兆６，０００億円を基にしているのか。

２　林業の特別会計であるが、要は貸したいけれども借り手がいないという状況だと思うが、これについては、例えば、もっと周知するだとか、どこに課題があると考えているか教えていただきたい。

財政課長

１　県債の一人当たりの母数であるが、これは総額であるので、３兆６，２３７億円の部分が基となっている。

２　林業改善資金の関係であるが、ニーズについては担当部局において、パンフレットあるいはホームページなどを通じて、関係の事業者、団体に周知をしているものと承知している。また、貸付けのニーズは担当部局で聞き取り、適切に対応するものと承知している。

深谷委員

１　資料５の７ページのところであるが、県税収入額について、３年連続で過去最高を更新したとあるが、同時に、個人県民税については定額減税の影響などにより減収となったとのことであるが、個人県民税の定額減税の影響がどの程度であったのか、詳細を伺いたいと思う。

２　同様に資料５のところからであるが、経常収支比率の状況について、説明いただきたいと思う。

税務課長

１　定額減税の影響がどの程度あったかについてである。定額減税については、令和６年６月から１年間実施され、納税者本人と同一生計配偶者、扶養親族のうち、合計所得金額が基準を下回る方を対象に一人当たり所得税で３０，０００円、個人住民税で１０，０００円が控除される制度となっている。定額減税による個人県民税への影響については、約２００億円の減収となる。一方で、雇用、所得情勢の改善などにより、８０億円は増収となり、全体として１２０億８，０００万円の減収となったものと分析している。

財政課長

２　令和６年度決算における経常収支比率の状況に関する質問である。令和６年度の経常収支比率であるが、９４．７％となっている。令和５年度の経常収支比率が９５．８％であったので、１．１ポイント改善をしている。その背景として、分子となる経常経費充当一般財源等が前年度比５４５億円、率にして４．４％ほど増えているが、一方で分母の経常的一般財源等が前年度比で７３４億円、率にして５．７％増加ということで、分子の増加よりも分母の増加の方が上回っていることで、経常収支比率が１．１ポイント改善した。

深谷委員

経常収支比率のところであるが、一方で今後様々な老朽化対策だとか新たな財政支出を踏まえると、引き続き財政構造の改善に取り組む必要があるかと思う。県財政がどの程度硬直化しているというふうにお考えか、伺いたいと思う。

財政課長

県財政の硬直化の程度というところである。先ほど答弁したとおり、直近の数値は１．１ポイント改善したところである。他団体との比較であるが、令和６年度決算の全国平均は９２．２%であり、また、他県照会に基づく我々が独自にまとめた速報値ではあるが、本県は高い方から数えて１６番目という状況もある。他県と比較しても、社会保障関連経費の増加や経常的経費の増加により、経常収支比率が高い水準となっているような面もあるので、更なる改善に向けて、先ほど事業レビューの答弁もしたが、歳入歳出両面で見直しを行いながら健全な財政運営に努めていきたいと考えている。

安藤委員

１　行政報告書１０ページであるが、物価高騰対策、様々実施してきたけれども、各種支援事業が県民や事業者に届いたのか、その事業評価と課題について伺う。

２　法人税の偏在是正についてである。東京以外の首都圏各県の法人税収が本県を含めて減少しているが、この件について県財政への影響はどうなのか。また、是正に向けて国に働き掛けは考えているのかお聞きする。

財政課長

１　物価高騰対策について、令和６年度においては、令和５年度の１２月の補正予算でお認めいただいた事業を一部繰り越して、令和６年度に実施しているものがあり、例えばＬＰガスの事業者への補助金であると、一世帯当たり上限２，３００円で直接補助をしているほか、トラック運送事業者に対する車両の燃料費への補助金だと、貨物自動車一台当たり２０，０００円といった形で補助している。また、令和５年度中に執行している部分であるが、医療機関や福祉施設に対しても、施設種別に応じて光熱費の補助を行ったところであり、これらの事業の効果であるが、物価高騰によって厳しい状況にある県民、事業者の皆様方に、先ほど申し上げたような形で、直接的に支払をしている部分があり、その部分は負担が直接的に軽減されており、効果があったものというふうに考えている。

税務課長

２　法人関係税の偏在是正の関係であるが、地方法人課税については、東京都に税収が集中しており、特に偏在性の大きい税目となる。令和元年度に特別法人事業税譲与税制度が創設され、一定の偏在是正効果がもたらされたが、住民一人当たりの税額で見ると、東京都は１２７，０００円、本県は４４，０００円と、税収格差が２．９倍となっており、年々拡大している状況にある。ｅコマースの更なる進展に伴い、経済センサスにおける小売業のインターネット販売額が直近５年間で２．５兆円増加している一方で、個人の小売店の店舗数や売上高が減少していることなどから、インターネット販売の全国シェアが高い東京都へ税収がより一層進んでいるものと考えている。こうした状況を踏まえ、これまでも国に偏在是正について要望してきたが、直近では８月２９日に、大野知事が、千葉県、神奈川県の知事とともに総務大臣及び財務副大臣に対し、「特別法人

事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」附則第９条に基づき、法律の施行後の全国の状況を勘案し適切な措置を早急に講じることを要望しているところである。今後もあらゆる機会を通じて、国に要望していきたいと考えている。

財政課長

１　先ほど私の答弁において、物価高騰対策で課題の部分の答弁が漏れていたので、答弁する。今後の課題については、先ほど申し上げたとおり、当面の物価高騰状況に対応する一方で、中長期的なことを見据えた対策も必要と考えており、やはり価格転嫁が進み、企業の利益などが一定確保されて、賃上げにつながっていく環境を作るということも重要というふうに考えているので、価格転嫁の支援といったようなところもしっかり取り組んでいく必要があると考えている。

安藤委員

物価高騰対策の件であるが、ちょっと細かい一例を挙げさせていただくが、例えば、ＬＰガスの関係であると、本県で県内の事業者を使っているところはいいが、東京都を使っているところは、埼玉県のところまで、実は数が少ないので来ないというような話もあった。簡単に言うと、全体的に、全部が全部ちゃんとしっかりとこの対策につながっていないときもあるという、いわゆる抜け目があるということは、一つ一つやはり検証していかないといけないというふうに思う。埼玉県の事業所を使っていると、埼玉県の自宅に行くが、東京都のＬＰガスを使っていると、東京都は埼玉の方が少ないから、東京の方に行くけれども埼玉の方には行かないという、結局全体的にはちゃんと行かないという状況になっているということも含めて、隣接しているので、細かい部分だが一例を挙げるとそういうことになっているから、一つ一つそういうことも検証をしていただきたいと思うがいかがか。

財政課長

事業者側での対応が的確にされているかというところかと承知しているが、委員の指摘を踏まえて、しっかりと物価高騰対策で実施した事業の対応状況だとか、実施状況は把握して、今後の施策の実施において、しっかりと反映できるように検討していきたいと考えている。

森委員

資料４の３８ページ、ＥＳＧ債の充当実績について２点ほど伺う。

１　令和４年度から発行されて、５か年計画に結び付けているということで、国際目標としては２０３０年の達成年限まで残り６年、５か年計画ではもう５年のうちの３年が過ぎたというところで、効果検証と２０３０年達成年限に向けての成果を、この時点でどう捉えているのかというのを伺えればと思う。

２　令和６年度は個人投資家向けの発行額を２０億円に増額して、総額で３００億円にしたと、令和７年度は３０億円にしているが、これの理由と根拠というものを伺えればと思う。

財政課長

１　ＥＳＧ債の関係であるが、ＥＳＧ債自体の意義としては、投資家の皆様に本県におけるＳＤＧｓの理念だとか取組について理解をいただけるほか、本県の環境問題だとか社

会的課題の解決に、購入を通じて貢献していただけるというところを考えている。充当実績であるが、主な充当事業としては、環境問題の解決として浸水被害軽減のための河川改修等の治水・治山事業の推進、あるいは社会的課題の解決として防災ヘリコプターの整備による危機管理・防災体制の再構築だとか、熊谷児童相談所などの整備による児童虐待防止・社会的養育の充実などが挙げられる。また、２０３０年の目標についての質問があったが、そこに向けて、ＥＳＧ債の発行を通じて、投資家の皆様に、その趣旨だとかあるいは先ほど申し上げたような充当事業の実績を通じて、幅広く県債の購入を通じて理解と支援をいただきたいというふうに考えている。

２　個人投資家向けの発行額の増額理由、根拠についての質問である。令和６年度のＥＳＧ債の発行においては、個人投資家向けの発行額は、令和５年度に１０億円だったものを令和６年度、２０億円に増額している。増額の理由と根拠であるが、令和５年度に個人投資家向けに販売した際に、６営業日目に予約完売になるなど好評であったというような、旺盛な需要を踏まえて、より多くの個人投資家の皆様に購入いただけるように２０億円に増額をしたところである。なお、令和６年度の個人投資家向けの販売結果としては、７営業日で予約完売となっているところである。

森委員

１０億円、２０億円、３０億円と増やしているわけだが、そもそもが２０３０年のいわゆる国際目標の達成年限から逆算して、その金額というものをやるべきだから、そもそも３００億円で達成するために十分なのか、売れるから増額するということではなくて、いわゆる国際目標を、しかも、５か年もあと２年ではないか。その目標を達成するために適切な発行額なのか。売れるから増やすということではなくて、国際目標を達成するために必要な額として適正なのかどうか、売れるのであればもっと増やすべきではないかということも考えられると思うがいかがか。

財政課長

２０３０年の目標達成というところに向けては、関連事業というところで申し上げると、ＥＳＧ債だけで財源を確保しているわけではないので、その一部という面はあると考えている。他方、地方債であるので、やはり市場との対話が欠かせないところであり、需要がないところに多額の供給というか、起債の案内をしてもなかなか買い手が付かないというところもあるので、そこはＥＳＧ債、個人投資家向けという形の販売をする場合には、市場の需要を調査しながら、先ほど申し上げたとおり売れ行きがいいので、もう少し増やしていけないかというところで検討せざるを得ないというようなところがある。

石川委員

１　事項別明細書でいうと６ページになるが、県税の収入未済対策について、先ほど滞納整理だとかいろいろ説明があったが、不動産取得税についてはどのように扱ったのか、同様に扱ったのか、収入未済にならないような取組があったのか説明願う。

２　行政報告書の３１ページにプロジェクトチームの拡充とあるが、どのように拡充をしたのか説明願う。

３　事項別明細書の２０ページと２１ページ、令和６年度私債権の収入未済については、特に土地建物貸付収入と物品売払収入、全体の中では額は少ないが、この令和６年度の理由と対策について説明願う。

４　事項別明細書の２９ページである。雑入の収入未済の、令和６年度の最高額と、県全

体の件数、令和５年度との件数の比較、それから、令和６年度には収入未済をなくすための取組について、雑入に関してはどういうふうに取り組んだのか説明願う。
５　行政報告書の２７ページ、これは基金である。さいたま環境創造基金の残高が多いが、令和６年度の基金からの事業はどういうものに使ったのか、説明願う。
６　行政報告書２７ページ、令和６年度中の各基金の必要性について、どのように検討したのか説明願う。

税務課長
１　不動産取得税の徴収対策について、どのように取り組んだかという点であるが、不動産取得税で他の税目と同様、基本的には滞納整理の手法に変わりはない。ただし、不動産取得税については税額が高額になるケースもあるので、課税の１か月前に課税予告という形で納税義務者の方に通知を送っている。そういった配慮をしている。また、令和５年度から地方税統一ＱＲコードを導入して、スマホ決済アプリをはじめとして納税方法の多様化に努めている。納税者の利便性向上を図りながら、納期内納税を推進している。

個人県民税対策課長
２　プロジェクトチームの拡充をどのようにしたかということであるが、具体的には引き受ける市の数を増やして、案件を増やす形で拡充したというものである。

財政課長
３　私債権の収入未済のところの、理由と対策である。まず、土地建物貸付収入について、収入未済が生じた理由であるが、県立学校などに自動販売機の設置を行っていた法人があり、その法人が破産申立手続を申請して貸付料や管理費が未納となっていることが理由である。この法人については、弁護士による破産手続に入っており、県としては債権者集会へも参加をしているような状況である。それから、物品売払収入についての収入未済もあるが、警察において車両更新の際に車両のバッテリーを売却しているところであるが、その売却代金が納入されていないという部分がある。この売却先法人については、こちらも弁護士による破産申立ての手続の準備をしており、県としてはそうした手続の進捗を定期的に確認している。
４　金額が最も大きいところ、雑入における収入未済のところである。令和６年度、令和５年度ともに、最も金額の大きい債権はＰＣＲ検査等無料化事業補助金であり、金額は令和６年度末で約８億９，４１５万円、令和５年度末で約８億９，５３０万円であったので、令和６年度中に約１１５万円は回収しているという状況である。調定件数は令和６年度５２件、令和５年度５６件となっている。この債権のうち、金額の大きなところを占める１事業者だけで約８億６，１００万円程度に及んでいるが、こちらについては議会にも議決を頂き、今年度当初に訴えの提起をしており、引き続き回収に向けて進めていきたいと考えている。また、先ほど説明した収入等については、相手方の弁護士による破産手続中の債権であり、手続の進捗などを確認しているが、進捗が滞っているような場合については、我々も法律相談を行いながら適切な対応を検討していきたい。
５　環境創造基金の部分についてお答えする。さいたま環境創造基金の残高が多い理由についてである。残高の大きな部分を占めているのは、見沼田圃の保全に係る残高であり、こちらは経緯があり、県と川口市、旧浦和市、旧大宮市の３市で約１２８億円を元々拠出して造成しており、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に基づき、土地利用

規制の代償措置とか農地の荒れ地化の防止のために、土地を公有地化したり、あるいは公有地化した土地の管理や活用などを行うためのものである。見沼田圃の適切な保全を図るために、将来にわたってこれらの取組を継続的に実施していく必要があるかと考えているので、今後ともそのための財源として活用していきたいと考えている。また、令和６年度の基金の活用事業であるが、見沼田圃分が合計で約６，６００万円。内訳として、土地の借受けや買取りに向けた測量費等に約９００万円、公有地の管理あるいは体験農園の運営などのために約５，７００万円を執行している。また、地域の環境保全活動分としてエコライフキャンペーンの実施、脱炭素型ライフスタイルの推進、環境科学国際センターの新たな映像コンテンツの制作などに合計２，６００万円程度執行している。

６　各基金の必要性の検討に関する質問のところである。直接的に今、令和６年度において見直しに至った基金というのはないような状況であるが、引き続き設置目的や執行状況を鑑みて、基金の在り方については、適切に見直しをしっかり実施していきたいと考えている。

石川委員

１　事項別明細書の６ページの収入未済の対応、プロジェクトチームの拡充の関係で、引受市が多くなったということであるが、幾つから幾つになったのか説明願う。

２　私債権の関係である。行政報告書の８８ページに、県税外債権管理推進連絡会議というものがあるが、この会議体というのは、散らばっている私債権を名寄せする機関というか、会議体として協議をしてそれが実績につながったと見ていいのか、説明願う。

３　さいたま環境創造基金について、これまでの経緯として、他市とお金を出し合って作ったということは理解できるが、過去のこれまでのこの基金の使われ方を見ると、基金を置いてまでやる事業ではないかなというふうにも見てとれる。残高が膨らんできている状況を見ると、他市と、令和６年度中にあっても、この基金の在り方について、さいたま環境創造基金についてもう少し積極的に使っていこうだとか、これまでと違う使い方をしようだとか、この辺の協議は令和６年度にはしているのか。あるいは、内部でも協議をしているのか伺う。

個人県民税対策課長

１　プロジェクトチームの拡充､市の数であるが､３市から６市に拡充したところである。

財政課長

２　債権管理推進連絡会議であるが、この役割については、全庁的な取組を、一層推進するために部局横断で設置したものであり、滞納の未然防止だとか厳正な強制執行の対応など、債権管理の基本的な取組方針について、改めて意思の統一を図ったりあるいは情報共有を行っているものである。

３　環境創造基金の関係で、基金の在り方に関する部分である。予算編成に当たり、各部局とは基金を活用している場合、その基金も含めて、今後の見通しだとかそういったところは今、コミュニケーションを取っているところであるが、担当部局においてこの基金をどうやって活用しているか、あるいは先ほど委員から指摘のあったようなところも含めて、今後の方針というところは検討しているものと承知しているので、そういったところを踏まえて、対応、検討していきたいと考えている。

石川委員

最後の基金のところだけであるが、担当部局で検討するのは当然だとして、全体的に財政当局の方で、基金の見直しだとか、在り方については、常に意識をして見ていかなければならないと思う。この基金だけではなく、それが欠けているように、今の説明だと感じたがいかがか。令和６年度どのように取り組んだのか。

財政課長

基金の見直しに関する部分である。令和６年度中の見直しに至った基金はないというところで先ほどお答えしたが、基金の状況について、事業レビューの中でも、これは今年度の取組にはなってしまうが、いろいろな状況を踏まえて、そういった基金という切り口でも検証している部分もあるので、基金として必要があるか、あるいはその使途も含めて、そういったところは予算編成の中でもしっかり見ていきたいというふうに考えている。

日下部委員

１　決算書の８ページであるが、今、国で問題になっているガソリンの暫定税率が廃止されると、地方揮発油譲与税に影響してくるのか。３１億４，２００万円。この暫定税率が廃止されると、この税収がどうなるのかを教えていただきたい。また、令和６年度中、幾らあるのか。

２　決算書７ページ、軽油の暫定税率、これも廃止されるようなことが言われているが、軽油引取税約５１４億円の税収があるが、令和６年度はどのくらい暫定税率分があるのか。

３　決算書の１９ページである。県立病院機構の貸付金約１３４億円、これは県立４病院の一般会計の繰入れ、要するに赤字補填という理解でよいのか。

４　資料９と１０であるが、健全化判断比率等報告書の審査意見書について、これを見ると、県立リハビリテーションセンター病院事業、健全経営に見えるが、１４億３，０００万円繰入れしているので、これで１００万円の純利益でも、実質は１４億２，９００万円の赤字である。繰入額も前年度から１億６，０００万円も増えているので、決してこれは健全経営とは言えない。この赤字だが、黒字のように報告するというのは、世間では粉飾決算と言うが、この報告書と意見書、もうちょっと経営の実態を表すよう、備考欄に１４億３，０００万円の繰入れがあるということを明記するとか。これだけ見ると、議員の皆さんも健全だと思ってしまうが違う。１４億２，９００万円の赤字がある。この報告書の在り方をいかがお考えか。

５　委員要求資料１３で、令和６年度の警察費と教育費の不用額が、例年に比べてすごく増えているが、この理由は何か。

委員長

日下部委員に申し上げる。１問目、２問目については、今回はふさわしくないので、答弁は控えさせていただく。

日下部委員

令和６年度の税収として暫定税率が幾らあるのか。

委員長

再度整理してもう一度お願いする。

日下部委員

暫定税率分の税収が、令和６年度にガソリンと軽油で幾ら入っているのか。

税務課長

１　現在、国の方でガソリン税の暫定税率廃止について議論されているところであるが、仮にガソリン税の暫定税率が廃止となった場合の影響額は、令和６年度ベースで年間５億円程度になる。

２　軽油引取税の暫定税率が廃止された場合については､年間２７４億円となる｡ただし、現時点で令和７年度予算への影響については、法案の行方が分からない状況にあるので、お答えしかねる。

財政課長

３　貸付金については、建設費用に係る部分を県で地方債を起債して、貸付けを行っているものであるので、赤字補填ということではなく、後に償還を見込んで貸付けを行っているものである。

会計管理課長

５　不用額についてお答えする。教育費で不用額が多かった主な理由であるが、父母負担軽減事業補助などにおいて、交付額が見込みを下回ったことなどによるものである。警察費で不用額が多かった主な理由であるが、共済費、職員手当等の執行で、不用が生じたものである。

日下部委員

意見書についての答弁がないが、この意見書だけ見ると、県立リハビリテーションセンター病院事業の赤字がなくて、健全経営に見えてしまう。これだけ見ると、でも実際には一般会計から１４億３，０００万円を入れているので、純利益１００万円だとすると、１４億２，９００万円の赤字である。民間病院の経営者から見れば、この報告の仕方は良くないので、備考欄に一般会計からこれだけ入っているということを明記すべきではないかという意見である。

財政課長

健全化判断比率の報告等に係る書きぶりの部分であるが、健全化判断比率等については、計算方法が法令に定められており、これに基づいて対応しているので、それに沿って対応していきたいと考えている。

日下部委員

１　病院機構への貸付けであるが、これは運営費の補填は入っていないのか。

２　決算書自体ではなくて、私が言っているのは、備考欄に一般会計から繰入れが入っているということを明記できないのか。

財政課長

１　県立病院機構への貸付金に関する質問であるが、これには運営費の補填は入っていない。

会計管理者

２　様式の関係であるが、法定の様式になっているが、どういうふうに、どこまで書き込めるかどうかを含めて、検討させていただきたいと思う。

伊藤委員

１　行政報告書２１ページから３１ページのところで、「限りある財源について」ということで２１ページに記載がされている。要求資料１２について、御覧いただきたいと思う。埼玉県の財政力指数は、全国６位と決して悪くないというふうに考えている。しかしながら、これまで私たち党県議団として、賃上げや医療費助成、保育や教育への支援が不十分だと指摘をさせていただいた。その上、県民活動センターや伊豆潮風館、長瀞射撃場、おおぞら号など多数の県有施設の統廃合の提言や決定が行われてきている。県民の暮らしが厳しい上に、これらがまた大きな負担となっていく。どう、この税収を増やしていくかが県としての課題だと考えている。そこで、税収確保について伺う。先ほどからも議論があるが、東京都との税収格差解消は非常に大切な問題だと考える。この点で、国に対して強力に働き掛けをすべきだと考えている。この間、知事が特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の偏在解消を強く働き掛けてこられたと思う。なぜこの税だったのかを御説明いただきたいと思う。そして、解消の見通しがあるのか伺う。

２　行政報告書３１ページの県税賦課徴収についてである。徴収の努力は認める。厳しい差押えで事業者が倒産に追い込まれれば本末転倒である。昨年度はコロナ特例による融資返済の期限が切れて、事業所は本当にやり繰りの厳しい年であった。今年はインボイスの猶予期限が切れる。利用者からは「もう首をくくるしかない」という、そういう声も届いている。賦課徴収は県財政の健全化の一手段にすぎない。監査委員はこのことばかりを指摘しているが、行き過ぎた徴収強化は結果として貴重な納税者を減らすことにつながる。そこで、徴収の取組は県民の理解と協力が大事だと行政報告書にも書いてある。そのためにどんな配慮をしているのか質問する。納税緩和制度、差押禁止財産など、納税者の権利をしっかりと広報し、啓発することが大事と考えるがどうか。

３　不用額が約５６０億円出ている。決算書の６ページ、要求資料１３ページを見ていただきたいと思う。毎年２月には各部局から、契約差金だの、予算に対して余った分を補正しているが、その後にも、予算に対して使い残しが出る。これを不用額ということであるが、例えば、民生費で１００億円以上、教育費で１６９億円、警察も２６億円以上である。総額５６０億円が使い残されたということである。県民目線で言うと、要望がたくさんあるわけである。障害者や高齢者から施設を造ってほしいだとか、医療の助成をもっと広げてだとか、信号機を付けてなど、たくさんの要望があるが、令和６年度にも、それに十分応えられていないと考える。それにもかかわらずこれだけの金額が余っている。納得がいくものではないと考える。なぜこれだけ使い残しが生まれるのか。それならば適切に補正を組んで、その年度の要望に応えるべきと考えるがいかがか。

４　行政報告書、２７ページである。基金についてであるが、財政調整３基金、財政調整基金、県債管理基金、大規模事業推進基金について、増額傾向である。監査委員からは、この基金をもっと増やせという指摘がある。基金は適切に取り崩して、ため込むべきではないと考える。３基金の規模について、何かこれだけ、積み上げないといけないという基準を持っているのかどうか伺う。さらに、ほかの基金、例えば、国保財政安定基金には、この確保する水準について、何か基準があるのかどうか伺う。

税務課長

１　国への偏在是正の関係である。特別法人事業税、譲与税の偏在解消を強く働き掛けているが、なぜこの税目なのかという点である。先ほど申し上げたとおり、地方法人課税については、東京都へ税収が集中していることは明らかであり、また、他の税目に比べて特に偏在性が大きい税目である。具体的に申し上げると、住民一人当たりの税額で見ると、東京都は１２７，０００円、本県は４７，０００円となっており、税収格差が２．９倍となっており、年々拡大している状況にある。続いて、偏在是正の見通しはあるのかということである。これまでの要望活動により、本年度の「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針に「東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進める」という内容が明記された。この骨太の方針を踏まえて、本年８月から、総務省の有識者会議である「地方税制のあり方に関する検討会」において、税源偏在についての具体的な議論が開始されたところである。報道によれば、同検討会は１１月をめどに分析結果をまとめるとしており、今後の動向を注視していきたいと考えている。

２　徴収対策について、県民の理解と協力が得られるようにどのように配慮しているか、また、納税緩和制度について、納税者の権利をしっかりと広報し啓発していくことが重要ではないかということについてお答えする。まず、県税の賦課徴収は、適正な課税と公平な徴収を基本としており、こうした点について県民の理解と協力を得られるように努めているところである。公平な徴収の観点から、納税能力がありながら納期内に納付していただけない方に対しては、法令に基づいて厳正な滞納処分を行う必要があると考えている。一方で、やむを得ない事情により、納税が困難な方に対しては、納税緩和制度を適用させるなど柔軟に対応しているところである。また、税の制度は非常に難しい面もあるので、県のホームページやリーフレットなどにより、県民に分かりやすい広報に努めているところである。また、納税緩和制度については、県のホームページに掲載するほか、制度周知用のチラシと申請の手引きを備えている。また、各県税事務所においては、国税徴収法や地方税法を遵守して、差押えなどの滞納処分を実施しており、差押禁止財産の取扱いについても、当然理解の上、滞納処分を実施しているところである。

財政課長

３　令和６年度の不用額についてであるが、大きい事業としては、新型コロナウイルス感染症対策事業費だとか、社会保障関連経費あるいは公共土木施設災害復旧対応事業費などの災害復旧に係る経費などが含まれている。社会保障関連経費のような義務的経費だとか、あるいは災害の緊急対応等に要する経費については、予算不足により支出が困難になるといったような状況に陥らないように、予算上ある程度余裕を見ておく必要があり、結果として不用額が生じてしまう部分があると考えている。一方で、委員の指摘のとおり、多額の不用額が生じることのないよう我々としても適切に見積りを行い、活用可能な財源を活用するという姿勢を持って取り組んでおり、県民目線でという指摘があったが、期待に応えられるようにしっかり精査を行って、財源の活用を考えていく。

４　財政調整３基金に関して、その規模に関する質問である。財政調整関係の基金については、景気変動に伴う税収の減少だとか、あるいは災害等の予期し得ない支出に備えるために、一定程度残高を確保する必要があるものと承知をしている。規模感についての基準であるが、近年一般会計の規模や収支不足が拡大している予算編成の状況等も踏まえて、当面の目標として、過去５年間の取崩額の平均の２年分に相当する１，２００億

円程度を確保することが望ましいと考えている。次に、国保財政安定化基金の水準に関する質問であるが、国民健康保険財政安定化基金については、国費を財源に段階的に積立てを行っているほか、令和４年度から財政調整機能が付与されて、決算剰余金を積み立てて国保事業費の納付金の著しい上昇の抑制のために活用することが可能となっているところと承知している。どの程度の水準かというところについては、所管部局において適正に判断されるべきものと承知をしており、まずは担当部局から見解を示すべきものと考えている。また、基準についての質問ではあるが、ある税目の１%を機械的に積み立てるような基金もあるので、そういった基金については、目標を立てることが難しい面があることから、基金全体としては様々な個別の状況等を踏まえて、検討されるべきものと承知している。

税務課長

先ほど答弁した中で、一つ訂正したいと思う。法人関係税の住民一人当たりの税額の関係であるが、本県は一人当たり４４，０００円のところ、４７，０００円と誤って説明したので、訂正させていただく。

伊藤委員

１　税収確保について、是非、特別法人事業税、譲与税は頑張っていただきたいというふうに考えている。昨年度はこれを国に知事が働き掛けていただいたが、地方消費税、私たち党県議団は、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を求めることは、消費税を広げるなど、消費税拡大議論につながりかねないと警戒をしている。昨年度は地方消費税拡大を要望しているのかどうかお尋ねする。それと同じように、地方交付税の拡大こそが、やはり税収の確保、国に求めるべきだと思うが、それは昨年度されているのかどうか伺う。

２　基金についてであるが、３基金の目標額が１，２００億円ということであった。例えば、一般会計の１０%が必要であるとか、そういう基準というのは、何か法的にあるのかどうか。そして、先ほど答弁があったとおりに、本県では過去５年間の取崩しの２年分の平均というお答えであったが、それは変動があると思うので、その辺をもう一度確認したいと思う。

税務課長

１　昨年度、地方消費税の拡大を国に要望したのかについては、要望は実施していない。なお、消費税については、年金などの社会保障制度の在り方と併せて、国において一体的に議論されるべき課題であると考えている。

財政課長

１　地方交付税の拡大というところの質問であるが、昨年度も地方の一般財源総額の確保という中で、地方交付税の総額確保についてもしっかりと国に要望させていただいており、それは令和７年度も同様である。

２　３基金の目標額１，２００億円というところの法的な規制はない。各団体においてそれぞれの実情に鑑みて、必要な規模感というのを設定して、確保していると承知している。我々の現状の規模感としては、先ほど申し上げた１，２００億とさせていただいている。その考え方としては、当座、急に必要になるような税収減だとか、あるいは災害対応等に要する経費をしっかり確保するために、過去５年間の取崩額の平均の２年分と

いう考え方を持って、１，２００億円とお答えした。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２４日（金）　企画財政部）

【説明者】

都丸久企画財政部長、田辺勝広政策・財務局長、髙窪剛輔行政・デジタル改革局長、
今西典子地域経営局長、坂入康昭企画総務課長、笠原英之計画調整課長、
桑折恭平財政課長、藤井大司行政・デジタル改革課長、上田真臣デジタル政策幹、
山川直也北部拠点政策幹、横溝隆夫情報システム戦略課長、田中秀幸地域政策課長、
秋田大輔市町村課長、赤沼知真土地水政策課長、吉井洋紀交通政策課長
岩﨑寿美子会計管理者、村野賢治出納総務課長、黒川真知子会計管理課長、
小松原誠監査事務局長、佐藤和央副事務局長兼監査第一課長、都築久江監査第二課長

【発言】

栄委員

１　資料４、行政報告書６５ページ、５の（８）電子申請システム運用についてである。コード決済機能の追加などにより、システムの利便性を向上させたとあるが、コード決済機能を追加した経緯を説明いただくとともに、どれぐらいの利用があったのか確認で伺う。また、電子申請システム利用件数の単年度実績を見たが、令和５年度よりは増えているが、全体的な傾向からすると、単年度実績は伸び悩んでいるのではないかと感じている。電子申請可能な手続等の拡大や、また、それに当たり阻害要因等があればその解消に当たっていただくことも必要と思っているが、この令和６年度どのように取り組んだのか伺う。

２　行政報告書の７８ページ、８の（６）国土調査の推進についてであるが、地籍調査事業を実施する２１市町村に対し、経費の一部助成や、指導、調整を行った、とある。昨年も一般質問で伺ったが、地籍調査に関しては未着手、それから休止している市町村も多くあったと思っている。市町村による地籍調査を促進するためには、事業に係る財源を十分確保してもらうとか、国、県の予算を活用して、しっかりと措置をしていく、また、市町村の事務のサポートをしていくことが推進に必要かと思っているが、この年度、そうしたことについてはどのように対策が図られたのか伺う。

３　資料７、歳入歳出決算事項別明細書説明調書の４５０ページ、証紙返還金についてである。行財政改革プログラムにおいても県証紙廃止に伴うキャッシュレス化の推進というのが一つの推進項目となっている。この年度、県証紙の廃止が進んでいき、完了していく年だと思うが、令和６年度は収入証紙の販売、使用はもう終了されていると思うが、県民や売りさばき人からの還付申請というのは、具体的にどのような状況であったのか伺う。また、あわせて、証紙の廃止に当たって、県民のサービスに大きな混乱は生じなかったのかについても確認で伺う。

情報システム戦略課長

１　電子申請に関する質問にお答え申し上げる。まず、一つ目のコード決済の、追加した経緯等と利用の状況であるが、まず、コード決済、いわゆるＰａｙＰａｙや楽天ペイ、こういったものであるが、こういったものの電子申請システムへの機能の追加は、決済手段を多様化することで、キャッシュレス決済を推進する必要がある、という課題認識から、令和６年の７月に導入したものである。令和６年度のコード決済の電子収納につ

いては、他のクレジットカード等と合わせたキャッシュレス決済全体の１８％に相当する、約９，０００件の利用があった。続いて、電子申請の利用件数が伸び悩んでいるのではないかということと、その拡大を目指すべきという質問と思うが、まず、伸び悩みの件だが、令和４年度はコロナ関係の手続が極めて多く、仮にコロナ関係の手続を除いてみると、おおむねであるが、令和３年度が約９５０，０００件、４年度が１１１万件、５年度が１３５万件、６年度はコロナ関係は基本的にないので１５８万件ということで、全体として見ると増加傾向にあると考えている。一方で、委員御指摘のように、拡大の方向は必要であり、まず、手続の拡大と、また、件数の拡大ということで、件数の拡大については、利用者が見やすいような画面デザインの変更であるとか、そういった機能改善を行うとともに、手続面では、各事業を所管している事業課と連携して、手続や運用の見直しなどの業務改善を行い、手続の拡大に努めているところである。

行政・デジタル改革課長

１　質問一つ目について、阻害要因の関係で、答弁させていただければと思う。阻害要因については、県民や事業者の利便性を向上させるためには、オンラインでできるということが大事であるので、その阻害要因の解消に努めているところである。特に、阻害要因が法令や国の制度に関わるものについては、国に対して制度の見直しであるとか、あと、全国共通の申請受付システム整備というものを要望している。他方で、県において阻害要因が関連するようなもの、法令等でないものについては、手続の担当をしているその課に我々の方でヒアリングをするとともに、他団体のオンラインでできている事例の提供などをしながら、オンライン申請の実施に向けて働き掛けを行って、解消に努めるということである。

土地水政策課長

２　地籍調査に関する質問についてお答え申し上げる。地籍調査に係る事業費については、国が２分の１、県が４分の１、市町村が４分の１を負担することとされており、毎年度、地籍調査を実施する市町村に対して補助金を交付しているところである。県では、市町村からの要望額について、満額を交付できるよう毎年度予算を確保しているが、国では、市町村からの要望額に対して満額の交付ができていない状況にある。このため、県では、毎年度国への定期要望において、地籍調査事業に必要な財源を確保するよう要望しているところである。また、未着手や休止の市町村に対しては、個別訪問を実施し、地籍調査の重要性の他、国や県の補助制度などを説明するとともに、令和６年度には新たに未着手、休止市町村向けの説明会を開催し、事業の実施に向けたノウハウの提供などを行った。さらに、市町村のニーズを踏まえ、令和７年度からは新たに地籍調査の準備段階から市町村を強力に支援する地籍調査準備支援事業を創設した。県としては、引き続き、市町村の事業が円滑に進むよう、こうした取組を通じて、しっかりと支援して行きたいと考えている。

出納総務課長

３　県民や売りさばき人への還付状況ということを、まず、１点目お答え申し上げる。令和６年度の県民、事業者への証紙代金の還付申請に基づく還付は、こちらの事項別明細記載のとおり、６，２３０万円、１，０６１件分あり、こちらについては、全て県民等である。売りさばき人については、令和５年度中に、既に全ての売りさばき人に対して還付を行ったところである。その結果、証紙販売終了後の令和６年１月１日から令和７

年３月末までの還付累計では１，６２７件、６億６，９００万円ほどの還付となっている。２点目、サービスの混乱はなかったのかという質問であるが、こちらについては、令和５年の１０月のキャッシュレスの開始後、令和６年の３月末までに証紙使用が終了し、令和６年の４月から、原則キャッシュレス化がされたところであるが、その間において、一部のクレジットカードが使えないのではないかという声があった。こうした声を踏まえて、令和６年の１０月から、ＪＣＢなどの三つのカード決済ブランドを追加し、このような取組とともに、ホームページ、彩の国だより等で周知を行うとともに、現場における丁寧な対応によって、令和６年度のキャッシュレス決済利用率というのは、９８％になったところである。

栄委員

３点目に伺った県証紙の関係で再度伺わせていただければと思う。大きな混乱はなかったかというところは、説明いただいて理解した。しっかりと対応いただけたと思っているが、この資料７の説明調書の４５０ページの中に記載があるが、先ほどの県証紙の売りさばき、還付の関係で、ここに記載があるところでは、不用額が生じた理由として、還付申請が見込みを下回ったためと記載があるが、これについてはどのような対応が図られているのか、言い換えると証紙事業の収束に向けてはどのような見通しが立てられているのかを伺いたいと思う。

出納総務課長

これまでの下回ったための取組であるが、彩の国だよりや市町村の広報誌、県のホームページのほか、以前に、証紙による収納を行っていた窓口でも、還付のお知らせの掲示を通じて周知を行ってきたところである。あわせて、これまで還付実績を鑑み、申請が多い業種である自動車教習所のうち、還付実績のない教習所に対しては、こちらから通知し、還付を促してきたところである。

森委員

１　行政報告書の８４ページ、地域公共交通に対する支援について２点伺いたいと思う。まず、１点目は、地域公共交通計画の策定の進捗具合と、未策定への市町村への働き掛けはどのようになっていたか。次に、バス路線の維持確保について、市町村へ運行経費の一部を助成とあったが、その助成の基準と、そして令和６年度実施した対象市と対象の路線の数を伺えればと思う。

２　次に、行政報告書の８３ページ、第３セクター鉄道に対する支援について、令和６年３月の予算特別委員会附帯決議において、地下鉄７号線について、令和６年度は特に延伸への大事な１年として捉え、さいたま市との強力な伴走体制の構築に努めることと対応を求めた。令和６年度の県の対応について伺えればと思う。

交通政策課長

１　まず、バス路線維持の対策費についての質問だが、本事業の対象路線の基準については、この路線が地域住民の生活に真に必要な路線ということと、休廃止などにより住民の生活に多大な影響を及ぼす路線に該当し、かつ一定の輸送量の要件に該当する場合に補助対象となると考えている。また、この事業のアウトプットとしては、令和６年度は２１路線の補助を行い、アウトカムとしては、年間３８０，０００人の利用者の移動を確保した。続いて、もう１点の質問について回答する。県内の地域公共交通計画につい

ては、令和６年度末に４０の市町村で策定されている。５か年計画で掲げる目標を超えて、各市町村の計画策定が順調に進んでいる状況であるということと、この地域公共交通ＤＸ・コンパクト＋ネットワーク促進事業においては、この市町村地域公共交通計画の策定に係るインセンティブとして、一定の効果を上げていると認識している。その一方で、未策定の市町村においては、新たに導入すべき手法などの計画策定の知見不足がネックになっていることから、県が年度内の策定を目指して検討している地域公共交通基本方針の中で、この交通計画の策定に係る課題の対応についても示したいと考えている。さらに、これに加えて、この地域公共交通の必要性を理解していただけるよう、市町村の担当職員向けの研修会の開催に加え、未策定の市町村の幹部職員に対して、個別に働き掛けるということも行っていきたいと考えている。

２　地下鉄７号線に対する質問であるが、こちらについては、県はこれまで、この地下鉄７号線の延伸の早期実現に向けて、さいたま市との共同調査を実施している。令和６年度には、最新かつ専門的な情報を有する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に委託して整備計画や収支計画などの進捗を図るための調査を実施した。また、これに加えて、埼玉県、さいたま市、鉄道運輸機構、埼玉高速鉄道株式会社の４者による連絡調整会議を設置して、計画の深度化、関係者との調整も進めている。令和７年３月、本県の副知事とさいたま市の副市長などが参画するハイレベルな調整を行うための連携会議を立ち上げたところであり、さいたま市と強力な伴走体制を構築し、延伸の実現に向けた検討を進めてきた。加えて、この延伸の実現に極めて重要な中間駅周辺のまちづくりについては、まちづくりに関連する民間事業者へのヒアリングを県と市の共同で実施するなど、さいたま市に対して支援を行った。県としては、令和７年度中の鉄道事業者への実施要請に向けて、引き続きさいたま市に協力していきたいと考えている。

森委員

１　地域公共交通計画の未策定に対する答弁だが、何か知見不足がネックという話だったが、ある市町村の話を聞くと、民間のバス事業者が実際に路線としてあり、地域公共交通計画を策定することによって、民間のバス事業者に対して民業を圧迫してしまうかもしれないというおそれがあるので、地域公共交通計画の策定に至らないというような声も伺ったりするが、まず、そういう問題も把握されているのかどうか。

２　バス路線の維持ということだが、２１路線に対して助成をしたということだが、ちょうど委員要求資料で、私が要求したものではなく出していただいた資料２２の７ページに、令和６年度だけで１６系統、市町の数はかなりの数で、令和５年は１２系統が廃止されているという資料が提出されているが、例えば、２１路線は補助したが、実際に廃止されてしまった１６路線、これは助成の申請等はあった路線がこの中に含まれたりしているのかということをお伺いできればと思う。

交通政策課長

１　交通計画を策定することが民業圧迫につながるのではないかという質問だったと思う。こちらについては、交通計画を策定する際、当然、行政のみならず民間事業者の意見も聴きながら、その地域にとって必要な交通計画を策定するので、必ずしも、交通計画を策定することが民業圧迫に直結するとは考え難い。

２　バス路線維持に関する質問だが、こちらについては、近年、バス路線の廃止件数が増えているのは、主にバスの運転士不足というところもある。そういったところが、近年顕著に現れているのではないかと考えている。

森委員

１　私が聞いたのは、令和６年は２１路線助成したということだが、実際廃止されてしまった１６路線の中で申請があったものはあるかということを言っている。申請に応えられず、結果として廃止してしまったのではないかということを聞きたい。

２　最初の地域公共交通計画の方だが、実際そういう話を私は聞いているが、片やバスの路線の維持に助成をしている、もう片方では地域公共交通計画の導入を図るという、ある意味相反するものに県としては助成、補助をしているわけではないか。では県は、移行に関してどういうふうに考えているのか。バス路線が、ある一定のところで、もう地域公共交通の方に移行してほしい。であるから、それに対して助成もしているわけではないか。でも、やはり市町村に８，７００万円であるが、補助を出している。しかし、実際に廃止も、どんどん救いきれないところもいっぱいある。いつ、どの段階で、この相反するものを移行していこうと考えているのかというのを聞きたい。

交通政策課長

１　先ほど１６系統について補助申請があったのかということで質問いただいたが、こちらについては補助申請なしである。

２　今現在、県内においてバス路線の維持が難しく、廃止させる路線も出てきている。その一方で、県としてもそのような状況にならないよう、そのような路線を維持していく必要性も感じている。公共交通の運営はあくまでも、地域の住民の生活に真に必要な路線であるというところを判断の基準として、そういった路線について、バス路線維持という形で、これまで支援している。

森委員

バスの路線の維持確保の対象市というのは、特に、例えば、過疎地域というのは少し聞いたが、実際に廃線された路線の中に過疎地域を、具体的に名前を挙げるわけにはいかないが、少しそのような傾向のある町もこの中に含まれているわけではないか。これは、申請すらもなく、対象であるにもかかわらず調整がされなかったということになるのか。申請が上がってこなかったということなのか。

交通政策課長

基本的に申請は出てきていないが、このような地域においては、バス路線以外の代替措置を検討していると聞いている。

野本委員

１　資料４の行政報告書４８ページである。令和６年度は埼玉県総合計画である５か年計画の折り返しの年でもあった。全体としての進捗状況はどうか。特に成果が上がったと思われるようなところなどを教えていただきたい。一方で、指標は改善していても県民満足度が５７．１％となっている。課題についてはどこにあるとお考えか。

２　６７ページである。市町村共同クラウド化について伺う。現在１４市町と２団体が参加しているとのことだが、参加する団体にとってどのようなメリットがあるのか。関連して、国が整備した、国と地方公共団体が共同で利用するクラウドサービスであるガバメントクラウドに、市町村の基幹業務システムを移行するとのことだが、県内の進捗状況はどうか。

３　８６ページ、選挙についてである。昨秋の衆議院選挙の期日前投票所では、投票前日などは長蛇の列ができていた。投票しやすい環境を整えるという視点では、もう少し課題があるのではないかと思うが、いかがお考えか教えていただきたい。

計画調整課長

１　５か年計画の進捗状況については、現在１０６の指標や主な取組実績、県民満足度等によって評価、又は把握をしているところである。令和７年８月末時点で言うと、８割以上の指標が計画策定時より改善していること、また、県民満足度調査も県の施策全般の満足度としては約６割に達しているということも踏まえると、現在のところ５か年計画については、進捗はおおむね順調に進んでいると認識しているところである。一方で、指標について、好調というか、非常に順調だという指標であるが、現時点においても最終目標をクリアしているものもあるし、また、幾つか最終目標に近いところもある。例えば、行政報告書の４６ページにある、「渇水時における水源の確保割合」は、目標値が１００％というところ９８．９％といったような形で順調に進んでいるところである。こちらについても、引き続き、見守って評価をしていきたいと思っているところである。県民満足度調査については、県の政策全般への満足度のほか、５か年計画に掲げる１２の針路に関する満足度であるとか、重要度に関して聞いており、今回特に針路４であるが、子育てに希望が持てる社会の実現については、重要度が高い、かつ、満足度が低かったということであって、課題と考えているところである。こちらの子育てに関する施策については、保育所の人材確保であるとか、離職防止など、様々な施策を通して改善に取り組んでいるところである。これからも、県民の皆様の声を、いろいろ様々真摯に伺い県政運営に生かしていきたいと思っている。

情報システム戦略課長

２　県が構築した市町村共同クラウドであるが、こちらに参加いただくことで、ネットワークの構築であるとかサーバーの調達、機器の調達など、これまで各団体が個別に行っているものを一括して行うので、まず、費用的なスケールメリットの削減効果があると考えている。また、こうしたサーバーの機器を、管理も一括で県が行うので、参加団体、参加市町村職員の運用の負担を大幅に軽減できると考えている。あともう一つ、この市町村共同クラウドは、集約したことでセキュリティレベルもかなり高いものを導入しているので、こうしたセキュリティに関する水準も、市町村が個別に対応するよりも向上するものと考えている。続いて、もう一つの、ガバメントクラウドへの基幹業務システムの移行であるが、このガバメントクラウドというものは、国の方で指定した全国統一のクラウドシステムであるが、国では自治体の職員の負担、財政的な負担を軽減するために、２０の基幹業務システムをガバメントクラウドに移行するように方針を決めている。こちらは、当初令和７年度末までに移行を終わらせるという国の目標だったが、現状では、それまでに移行が完了する見込みの市町村は３７市町に留まっている。一方で、原因としては、作業が集中したことでＩＴベンダーのリソース不足等もあったということで、国の方では７年度末までを原則とするが、移行が難しい、期限に間に合わないところについては、特定移行支援システムという位置付けをして、最長で１２年度末まで移行を延ばすことを認めるという形になっている。こちらについては、県内２６市町村の１６１システムが現在該当しており、こちらは令和７年度以降の移行になる見込みである。

行政・デジタル改革課デジタル政策幹

２　ただ今のガバメントクラウドの質問に対してだが、県庁内のシステムに関しては行政・デジタル改革課で所管しているので、この状況について答える。県の方では、生活保護システムと児童扶養手当システムが標準化の対象となっている。このうち、生活保護システムだが、こちらも市町村と同様に、ＩＴベンダーの人手不足等の影響により、令和７年度末までの移行が困難となっており、特定移行支援システムとなっている。したがって、令和８年以降にずれ込むことを想定しているところである。

情報システム戦略課長

２　一つ訂正をさせていただきたいと思う。１点、先ほど移行完了が間に合わないところについて、７年度以降にずれ込むと申し上げてしまったが、２６市町村の１６１システムについては、７年度末までに間に合わないので８年度以降にずれ込むという形になる。お詫びして訂正する。

市町村課長

３　委員に指摘いただいたとおり、最近の選挙では、期日前投票所を大変多くの方に利用していただいており、ここを充実させることが、ひいては投票率の向上につながるものと思っており、ここの充実というのは非常に重要なテーマであると、県選挙管理委員会としても考えている。このため、かねてから、県選挙管理委員会から、投票所を設置する各市区町村の選挙管理委員会に対して、期日前投票所の充実をお願いしてきたところ、数字を申し上げると、県内の期日前投票所の数としては、令和４年度の参議院選挙のときは１８７か所、昨年の衆議院選挙のときには１９５か所、直近の選挙である、今年の参議院選挙のときには２０５か所と、少しずつではあるが、県選挙管理委員会の働き掛けに応えて充実をしていただいているところである。数も重要だが、やはりアクセスしやすくて利便性が高いところに置くということも重要だと思っており、一つ考えられるのが、商業施設等に期日前投票所を設置すれば、買い物ついでに投票していただけるということにつながる。しかし、県内の期日前投票所で、商業施設に設置されている数が今は少ないため、県選挙管理委員会として、商業施設とどう交渉して、どのように設置するかを示した手順書を、今年の３月末に作成して、各市区町村選挙管理委員会の方に周知をさせていただいているところである。何分市区町村選挙管理委員会にやっていただかなければならないという部分があるので、粘り強く、より増設していただくように働き掛けていくとともに、この手順書についても内容をアップデートして、充実させていきたいと考えている。

野本委員

最初の質問だが、５か年計画の折り返しということで、数値的にはもちろん高い指標が出ているということはよく理解しているが、全体的な中で見た場合に、どこに一番成果があったと考えているのか、その辺りを教えていただけると有り難い。

計画調整課長

５か年計画の全体の中でどこに一番成果があったかというところであるが、今全体的に政策を進めているところであるのでどこがというところではないが、ただ、先ほどの質問にもあったとおり、現時点でもう既に最終目標を上回っているフローの指標もあり、例えば、就業率といったようなものは、既にもう最終目標を超えているというものもある。そ

ういったことを考えると、経済産業労働関係などは非常に改善されているのではないかと認識しているところである。

安藤委員

１　市町村に対する財政運営の支援である。行政報告書７１ページである。市町村に対する財政運営支援について、各自治体にどのような助言を行って、どのような改善が見られたかという点。加えて、市町村にはそれぞれ財政力にも格差があるが、この格差に応じて適切な助言をどのように行ったかお聞きする。

２　市町村権限移譲についてである。行政報告５３ページであるが、市町村への権限移譲の、令和６年度において数はどうだったか。また、加えて、権限移譲による効果をどのように見込んでいたのか、具体的な例を挙げて説明願う。

市町村課長

１　行政報告書に書いてあるヒアリング等の中身であるが、毎年８月に、県の市町村課の職員が政令市を除く６２市町村の財政担当課の方を対象として、個別に全てヒアリングをしている。ヒアリングの中身であるが、ちょうど決算統計を取りまとめている時期でもあるので、その数値を基に、基金残高、経常収支比率、実質公債比率といった財政指標の推移や、増減の要因などを確認するとともに、各市町村がそれぞれ自ら考えている財政運営上の課題、それから対応策などについて重点的に確認して、必要な助言を行っている。ヒアリングの場では、財政指標が、例えば、悪化している場合に、その原因を正しく分析できているかどうか、それから正しい分析に基づいて自ら適切な対応策を考えているかという観点で、確認をした上で助言を行っている。委員お話しのとおり、各市町村、いろいろな状況があるので、紋切り型にヒアリングするという形ではなく、財政規模などを踏まえながら、それぞれ個別に助言をしているところである。ヒアリングを通じて特に財政指標が急に悪くなっているような団体については、ヒアリングが終了した後も、より詳細な財政分析の内容、それから今後の対応について確認を行って、それでも不十分な場合には、総合コンサルティング事業にも財政指標の分析というテーマを掲げているので、そうしたところにエントリーしてもらい、実際にその市町村にお邪魔して、いろいろデータを見ながら、伴走的な支援を行っているところである。質問いただいた、どのような点が改善されたかということであるが、ヒアリングの１回の限りの助言で、直ちに財政状況を改善させるということは難しいが、このヒアリングを契機として、正しい分析の必要性、それから自らの団体の課題に気付いてもらい、その後の改善につなげていくという、こういった狙いで行っているものである。

地域政策課長

２　権限移譲の関係の、まず、権限移譲の数と移譲による効果である。まず、権限移譲の事務数であるが、６年度末で１５２事務である。この事務に、昨年度議会で特例条例の議決を頂き、今年の７月１日現在では３事務増えて１減ということで、こちら１５２が１５４事務に現在なっているところである。続いて、権限移譲の効果の具体例である。一つ、屋外広告物の許可等が挙げられると思う。例えば、屋外広告物の許可等については、権限の移譲により、地域の特性に応じた、きめ細やかな対応が可能となり、良好な景観形成を進めることができるようになると見込んでいた。昨年度、蕨市にこちら移譲をさせていただいたが、蕨市の受入理由が、景観行政団体に移行し、景観計画も作成したため、屋外広告物についても、景観法に基づく建築物等の届出と同様に事務処理がで

きるというような話も聞いているところである。

宮崎委員

行政報告書４８ページと行政報告書６２ページ、２点質問させていただく。

１　こちらの総合計画の推進というところだが、５か年計画、いつも埼玉県はこのように行政報告書の中に数値を出して、その後、施策評価を行っていると思う。施策評価を早めに進めて決算特別委員会の審査のときに使えるように、施策評価と決算特別審査委員会を結び付けるべきだと考えるが、それについて意見をお願いする。

２　６２ページが地域の情報化の取組についてなのだが、こちら、様々県が支援をされているが、実際地域の６３市町村のデジタル化はどのような目標、数値などを考えて、この地域の情報化に取り組んでいるのか。

計画調整課長

１　５か年計画の政策評価については、各指標の実績値をまとめ、それぞれの指標ごとの進捗状況に対する要因分析を行い、１２月に県のホームページで公表させていただいているものである。一方、決算審査に当たっては、行政報告書に５か年計画における各指標の策定時の値であるとか、実績値、目標値を各部門における主要施策の該当項目の中で、進捗状況が分かるように掲載をさせていただいているところである。なお、１２月に公表している理由としては、実績値を把握した上で、進捗状況の要因分析を行っているために、少し時間を要しているところである。決算審査においても、施策評価を参考にするべきという宮崎委員からの指摘を頂いたので、今後、時期も含めて、どういう形でどういう項目を示せるか検討していきたいと考えている。

情報システム戦略課長

２　どのような目標を持っているかということであるが、現時点で明確にこれという一つの目標があるわけではないが、国の方で、例えば、今市町村の方でどのぐらいデータ化が進んでいるか、書かない窓口がどのくらい進んでいるかとか、主要な行政手続がどのくらい電子化されているかというメルクマールを公表しており、こういった指標を、現時点でどこまで上げるというところまでは詰めていないが、こういった指標が上げられるような支援を行っていきたいと思っている。

宮崎委員

地域情報化について、６３市町村でデジタル化の状況というのが、１人しか情報システム課の職員がいないという状況の市町村から、準備万端だといったような市町村もいると思うが、特にデジタル化に弱い市町村に対しては、令和６年度、何か目標に向けて手厚く支援したとかそういうものは何かあるか。目標実現のために。

情報システム戦略課長

委員の指摘のとおり、市町村によってかなりレベルというか、状況に差があるのは事実であり、県の方で、昨年度から個別具体的に１件１件市町村の方を回って、市町村の要望を聞いている。ということで、弱い市町村であればそのような意見が出てきている。それに対して、県の方では、昨年度からよろず相談窓口というものを設けて、こちらで随時相談を受け付けるとともに、デジタル専門人材を外部委託しており、こちらの人が相談に乗ったり、場合によって、その市町村に直接行っていただき、助言を行うといったサポート

をしている。今後もこのような取組をしっかり行っていきたいと思う。

宮崎委員

最後に、様々な人的な支援はしていただいていると思うが、その市町村と話をしている間に、人的ではなくお金の支援が欲しいなど、どのような要望が出ているか最後に教えていただければ。令和６年度に出ているのか。

情報システム戦略課長

先ほどのヒアリングで多かった要望が、やはり財源の確保であるとか、人材の確保、人手不足という声をやはり多く頂いている。あとは、システム標準化対応等もあるが、それに対して県に対する支援、どのようなものを期待するかということだが、人材的なフォローをしてほしいということと、一つには共同調達や共同利用の推進、それから補助金等の情報提供ということで、お金が県から欲しいというよりも、国の方でいろいろな補助金メニューを用意しているので、こういったものがどうすれば使えるのかという相談が多く来ている。こちらについては、しっかり相談に乗っていきたいと思う。共同利用、共同調達については、県の電子申請システムに相乗りしていただくであるとか、また、ＡＩ関係などでＡＩ－ＯＣＲ等で、県の方が主導して共同調達することによってスケールメリットを出しているという例もあるので、こういった取組を進めていきたいと考えている。

岡村委員

１　行政報告書の８３ページのあと数マイル・プロジェクトの推進についてだが、こちらに日暮里・舎人ライナーについても記載がされており、各路線の進捗に応じた調査を実施するとともに沿線自治体等へ調整等を行った、ということなのだが、日暮里・舎人ライナーについてどのような調査を令和６年度に行い、その調査結果から見えてきた課題があれば教えていただきたい。

２　先ほども選挙に関することがあったが、８７ページの明るい選挙の啓発のところに関連して、こちらにいろいろと活動した内容が載っているが、令和６年度衆議院議員選挙について活動もされていると思うのだが、そちらについての記載がされていないのだが、実際に令和６年度にあった衆議院議員選挙で、若年層に対して啓発を、ここに力を入れて行ったであるとか、若年層だけではなくても、選挙カレッジ生が活動した等の内容があれば教えていただきたい。

交通政策課長

１　日暮里・舎人ライナーについては、昨年度、県で調査を行った。内容としては、複数のルートが現在あるが、具体的には車両基地、変電所等について調査を行っており、車両基地、変電所の場所や、その規模等が今後の課題であると考えている。こちらの調査については、県主催の連絡会議等において地元の自治体のまちづくりに資するような情報提供を行うなど、引き続き協力していきたいと考えている。

市町村課長

２　衆議院選挙のときの強化した取組があるかという質問についてお答えを申し上げさせていただきたいと思う。令和６年の衆議院選挙は、突然の衆議院解散に伴う選挙であったので、大体これぐらいの時期に選挙があると分かる参議院選挙等々とは違っており、事前の準備期間が非常に短かったという特徴がある。このため、全く新しい取組という

ことは残念ながらできなかったが、限られた時間の中でも、特に若者に対する働き掛けというのは非常に重要だと思っているので、若者の人気がある埼玉応援団のメンバーで、元乃木坂４６の新内眞衣さんを起用した動画を作成し、テレビ埼玉だけでなく、若者が好みそうなＹｏｕＴｕｂｅ、それからＡｂｅｍａＴＶなどの媒体で、大々的に投票を呼び掛けたということも行っているし、ＳＮＳ発信や街頭啓発についても選挙カレッジの方にも協力いただいて、投票を呼び掛けたというようなことである。

岡村委員

選挙のことについて改めて伺いたいのだが、突然行われたということであるので、カレッジ生の確保などは十分にできたのか。

市町村課長

カレッジ生の皆さん､去年２６名だったと思うが､非常に積極的に参加者意欲も高い方々であるので、突然ではあったが、積極的に参加していただいた。

深谷委員

１　資料４の行政報告書の８３ページで、先ほど森委員からも質問があったが、地下鉄７号線の岩槻延伸について、もう少し詳細を教えていただきたいのだが、報道で概算建設費が膨らんでいる等の認識はしているところであるが、令和６年度時点の総事業費はどのように見込んでいたのかということと、また、県の負担額等々どのように調整をされてきたのかという点を伺いたいと思う。

２　資料４の６２ページ、また６６ページの情報セキュリティ対策の推進について、昨今アサヒビールであるとかアスクル社のシステムに対するランサムウェアによる攻撃によって、業務に大きく支障が出たという報道があるが、ランサムウェアを含めたサイバー攻撃というのは以前から懸念されている問題であるが、令和６年度に県としてどのように対応してきたのか。

交通政策課長

１　総事業費についてだが、令和６年度には、鉄道・運輸機構に委託して算出した、概算事業費として昨年度ベースで１，３９０億円となっている。現在、県、市、鉄道・運輸機構、埼玉高速鉄道の４者において延伸計画の深度化を進める中で、概算事業費についても、最新の単価を反映するなどの作業を行っている。もう１点、県の負担額についての質問だが、こちらについては、まず、現在活用を検討している都市鉄道等利便増進法に基づく補助スキームでは、国、地方、整備主体が事業費の３分の１ずつを補助することになっている。自治体間の費用負担の割合については、関係自治体の部長級で構成される自治体連携会議という会議において、これまで協議を行っており、現時点において正式に決定している事項はない。関係者と費用負担の基本的な考え方の方向性を共有しながら、協議を進めているところである。

情報システム戦略課長

２　サイバー攻撃の対策ということでお答え申し上げる。県の方でサイバー攻撃の脅威に対抗するということで、多層的、多重的に対策を行っている。例えば、インターネットの出入口については、県内の全ての自治体と共同して、自治体情報セキュリティクラウドというシステムを構築し、情報のインシデントの早期発見であるとか、不適切なアク

セスの監視を常に行っている。また、県側のネットワークの中についても、例えば、職員のパソコンに従来のウイルス対策ソフトよりもレベルの高いＡＩ型の学習機能搭載の次世代型のソフトを導入して、万が一ランサムウェア等が侵入したときも、その振る舞いを検知してすぐに封じ込められるような対策を行うなど、対策を強化している。あともう１点、職員に対しても、セキュリティ研修はもとより、今回の件については改めて庁内に注意喚起を行った。このような対策を幾つも行って、サイバー攻撃対策を徹底していきたいと考えている。

深谷委員

地下鉄７号線の件であるが、令和６年度時点での総事業費で、そこから概算建設費も膨らんでいるという報道は承知してるところであるが、いずれにしても大変大きな投資となるわけであるので、財源の確保というのも課題だと思うし、また、開業までの期間が長いことを考えると、この間の都市開発であるとか人口動態の変化等々、様々な影響を及ぼす可能性もあるという中にあって、当然「Ｂ／Ｃ」が１を超えたということももちろん、それも認識した上で、地下鉄７号線のこの岩槻延伸によって、令和６年の段階であるが、県全体への費用対効果ということについては、どう捉えているのかという点を伺えればと思う。

交通政策課長

県全体への効果ということだが、様々な効果が考えられると思う。まず、基本的なところとしては、県内交通ネットワークの速達性、利便性や、近隣路線の混雑緩和などが挙げられる。これらの効果については、さいたま市内のネットワークの強化に留まるものではなく、県内各地から延伸区間にある埼玉スタジアムへの移動時間が短縮されるということに加え、既設線の沿線地域から、多くの学校や企業のある大宮や春日部など、県内の中核都市へのアクセスの改善も期待できるように考えている。

伊藤委員

１　行政報告書の５７ページ、職員定数管理について伺う。要求資料１２では、定数が大野知事就任以来年々増加していることが分かる。しかし、要求資料１３で見ると、人口当たりの定数の順位は１位、つまり悪いのかなと考えている。その上、今回知事部局で１０５人の欠員が生じていると聞いた。部局は違うが、欠員の資料を出していただいた。それによると欠員が生じているということになっている。欠員に対してどのように人事課と連携をしているのか、まず伺いたいと思う。

２　行政報告書５９ページ、指定出資法人あり方検討委員会の設置と検討について伺う。まず、何人の委員で何回検討を行ったのか、そして利用者や法人自体に聞き取りはどの程度行っているのか、視察等は何回行ったのか、最後に委員の報酬は幾らなのか説明いただきたい。

３　行政報告書６０ページ、同じように公の施設の在り方有識者会議について伺う。これについても先ほどと同じように、何人の委員で何回検討を行ったのか、そして利用者や法人自体に聞き取りはどの程度行ったのか、視察等は何回行ったのか、最後に委員の報酬は幾らか。教えていただきたい。

４　行政報告書６１ページ、北部地域振興交流拠点について伺う。県有施設の在り方についても議論が行われている。今後の少子化社会において、公債費の増加などを絶対にあってはならないと考えている。そのために、新たな公共施設建設に当たっては、必要最

小限にとどめる発想が必要と考える。そこで、１点目に、北部拠点建設に当たって、このような視点は議論されているのかどうか。２点目に、建設費の埼玉県負担分は、令和６年度ベースでどのくらいと考えているのか。

５　行政報告書の６０ページ、公の施設指定管理制度について伺う。要求資料の１８を御覧いただきたいと思う。公の施設のキャッシュレス導入の状況で、原則キャッシュレスが１８４施設あると明記をされている。この、原則キャッシュレスというのはもう現金のやり取りはできない施設という理解でよいのか説明いただきたい。

６　行政報告書７９ページ、水資源開発の確保について伺う。８０ページの節水対策の推進について非常に大事な取組だと思う。具体的に説明していただければと思う。また、雨水の積極的活用なども必要ではないか。

７　７９ページの水資源開発の促進についてである。今年は大変な渇水が起こり大丈夫かと心配していたが、給水制限は行われなかったようである。これは、県民の皆さんの節水の取組、特に節水器具の広がりなどによるものと考える。更なる水資源開発が必要なのか、ますます疑問である。進行中の思川開発は工事が中断していたようであるが、現況を報告いただきたい。今後の負担額の増額は生じていないのか、昨年度は増額補正が組まれたが、その点についても報告いただきたい。

８　行政報告書８３ページ、あと数マイル・プロジェクトについて伺う。先ほども議論があったが、これは確認させていただきたいと思う。地下鉄７号線延伸の問題である。総建設費用は分かった。さいたま市などの公費負担分は先ほど自治体で３分の１ずつということであったが、県も３分の１、さいたま市も３分の１、そういう理解でよいのか、確認したいと思う。

９　行政報告書８４ページ、バス路線の維持確保について伺う。要求資料は２０の７ページを御覧いただきたい。これは地域のバス路線の休廃止状況である。先ほどもあったが、急激に廃止をされて、この令和２年度から令和５年度まで１６系統に及んでいる。この要因をどう分析しているか。先ほど運転手不足によるものという答弁もあったが、これに対して、県としてどのような対策が必要と考えているか。

10　要求資料２０の同じ１ページである､バス路線維持対策費を御覧いただきたいと思う。この対策費の予算が、徐々に減っている。このままで、路線の維持はできないのではないかと思うが、県の考えを説明いただきたいと思う。

行政・デジタル改革課長

１　人事課との連携ということについてであるが、職員の定数管理に当たっては、それぞれの課題について業務量から必要な定数というものを措置している。その定数に対して、総務部において必要な人員を配置している。定数に対する実際の人員に欠員が仮に生じたとしても、業務量は業務量であるので、業務量に見合った定数ということには変わりはないと考えている。もちろん、欠員の状況については、必要な情報は企画財政部も総務部から聞いている。また、定数に対して、職員の任用を所掌する総務部が必要な人員を配置しているが、欠員があった場合については、我々も含めて、関係部局と総務部で連携をとり、対応していると承知している。

２　指定出資法人のあり方検討委員会の設置と検討についての話である。指定出資法人のあり方検討委員会は９名で構成し、５回開催した。この５回の委員会のほかに、予算決算等の財務状況や事業目標とその実績、県の人的支援、財政負担等、法人の経営状況、それから事業、そうしたことについて事前に各法人、それから所管課に作成いただいた資料を基に書面で質疑応答を行った後に、さらに、この質疑応答を補完するために、そ

の事業、組織について、所管課担当者及び法人に対してヒアリングを実施し、業務や組織の実態を把握いただいた上で、事業、組織それぞれの在り方について、委員に議論を行っていただいた。この委員会では、法人が行う事業について、民間と競合する事業を行っていないか、県が実施するよりも、弾力的かつ効率的な事業展開が見込まれるのかどうか、民間に委ねる方が効率的ではないか、といった観点から検討を行うことを目的としていたため、利用者に対するヒアリングは実施していない。また、こうした観点で検討を行っていただいたため、委員会としては、現地視察を実施していないが、ヒアリングを通じて法人の実情を理解いただいた上で議論いただいたものと認識している。なお、委員への報酬は１人１回１３，８００円税込みである。

３　公の施設の在り方有識者会議の設置、検討について、お答えする。公の施設の在り方有識者会議については、行財政改革や施設の再編整備に精通した４名の委員で構成した。事前に書面で、建物の、例えば、部屋ごとの図面であるとか、利用状況の詳細、それから障害のある利用者に関係するようなものにあっては、その利用者の障害の種別ごとの割合などについて、質疑応答を行った上で、２回の会議を開催した。このうち１回は、質疑応答を補完するために、施設所管課へのヒアリングを実施して、設置目的や類似競合施設の有無、財政負担の状況など、六つの視点から、施設の現状把握をしていただいた。なお、今回の施設の在り方の検討については、施設の客観的なデータを基本に、施設を経営資源として捉えて、最適化を図るという、いわゆるファシリティマネジメントの観点から検討いただいたもののため、利用者からのヒアリングであるとか、若しくは視察等というものは行っていない。そうではあるが、施設の状況を理解いただいた上で、ファシリティマネジメントという観点から、施設の必要性や活用方策について、必要な議論はいただいたものと認識している。こちらについても、委員の報酬は１人当たり１回１３，８００円税込みである。

北部拠点政策幹

４　北部地域振興交流拠点についてお答えを申し上げる。北部拠点に必要な機能、予定面積については、基本構想策定に際し、県北部地域の状況や県地域機関の建物、設備の状況等を踏まえ検討の上、算定したところである。また、概算整備費については、サウンディング調査や、建設資材、労務単価の上昇も踏まえて試算したところである。なお、もう１点の建設費の埼玉県負担分についてであるが、北部拠点Ａ棟に整備予定の熊谷市役所が必要とする機能や面積を踏まえ、今後、県と市の負担割合について調整していくところである。なお、話にあった令和６年度ベースで申し上げると、市からの負担金はない。

出納総務課長

５　資料１８に基づく１８４施設のうち、こちらの方は現金でやり取りはもうできないのかということの質問の答弁をさせていただく。こちらの公の施設である１８４の施設のうち、主な施設は県立学校であり、窓口での各種証明書の支払に収入証紙により収納していた手続をキャッシュレス化したものである。現金利用を希望される方に関しては、例外的に、コンビニエンスストアや金融機関において現金で支払をしていただく手段を用意をしている。なお、この背景として、収入証紙廃止に伴いキャッシュレス決済を導入した窓口では、もともと現金を取り扱わずに証紙のみで収納をしていたことから、窓口で新たに現金を取り扱う場合には、紛失リスクなどの管理上の課題があること、また、環境整備のための新たな費用負担がかかることなどを総合的に勘案して、キャッシュレ

スのみの収納としたところである。

土地水政策課長

６　水資源開発についてお答え申し上げる。初めに、節水対策の取組についてであるが、水に対する関心や理解を深めていただくため、８月１日の水の日と８月１日から７日の水の週間の関連行事として、全日本中学生水の作文コンクール埼玉県地方審査会表彰式や、さいたまスーパーアリーナなど８か所において、ブルーライトアップなどを実施した。また、小学４年生を対象とした水に関する社会科副読本、みなおそう埼玉の水について、学校教員向けの活用案内を県内全ての小学校に配布したところである。次に、雨水の活用についてであるが、県広報紙、彩の国だより令和６年８月号において、節水啓発と併せて、雨水タンクの利用についての記事を掲載するとともに、土地水政策課ホームページにおいて、雨水の有効利用に関する事例や、雨水利用施設設置に対する市町村の補助制度を案内しているところである。委員指摘のとおり、水は限りある貴重な資源である。水に対する県民の皆様の理解を深めることは大変重要と認識しているので、引き続き節水啓発などに取り組んでいきたいと考えている。

７　思川開発事業についてである。令和６年８月に事業実施計画の変更によって、工事完了が令和６年度末から令和８年度へ２年間の延長が行われたところである。延長の原因は、近隣の川からダムに水を集めるための導水路のトンネル工事において、崩れやすい地層が出現したことによって、掘削が進まない期間があったためである。なお、その後は順調に工事が進んでおり、事業主体の独立行政法人水資源機構からも計画どおり令和８年度末に完成する予定と伺っている。そのため、今後の負担額について増額は生じていない状況である。

交通政策課長

８　地下鉄７号線の、県と市の負担割合について、質問いただいたと思う。こちらについては、都市鉄道等利便増進法の枠組みの中では、国と地方と、事業者でそれぞれ３分の１ずつ負担をするというようなスキームになっている。この中で、地方の負担をどうするのかというところ、この３分の１の内訳を、現在、関係者と調整しているところである。

９　運転手不足に対して、県として、どのような対策を行っているかという質問であったと思う。こちらについては、昨年度行った取組としては、バス運転手の採用を目的とした就職説明会に対する支援や、二種免許取得に費用がかかるという問題があるので、そういったところに対する補助を行っている。

10　バス路線維持の予算が減少傾向にあるということで指摘があったと思う。こちらについては、現在のところ減少傾向にあるが、必要な額は確保しており、特に不足は生じていないということをお伝えしたいと思う。

北部拠点政策幹

４　先ほど答えた内容で２点ほど補足修正をさせていただければと思う。まず、先ほど令和６年度ベースで負担金はないと答えを申し上げたが、建設費という質問だったかと思っている。建設費については、現在、基本構想で平米単価というものはお示しをしているところではあるが、今後、市ときちんと調整の上、負担分というのを出していきたいと考えている。また、必要最小限という話であった。今回、北部地域振興交流拠点については、近隣の地域機関等の集約も図るところである。そういったことも加味すると、

今までの地域機関の総面積よりもかなりコンパクトになるということも考えているので、必要最低限になるものと認識している。

交通政策課長

９　１点答弁漏れがあった。路線の廃止について、運転手不足以外に何か理由があるのかということで質問いただいたと思う。こちらについては、主に運転手不足という理由が挙げられるが、それ以外の理由としては、そもそも乗客が少ないということで、収支改善が見込めないという理由で路線廃止に至っている理由もある。

伊藤委員

１　バス路線の休廃止に対する補助の問題であるが､昨年度は運転士の就職説明会の支援、そして二種免許の補助をされたと答弁があったところである。まず、その効果について伺いたいと思う。

２　バス路線維持対策費、必要な額は確保しているという答弁であったが、何をもって必要な額と判断しているのか、市、自治体にとってはこの維持をしていくための財源が、県に求めたいという声が非常に多く聞かれている。であるので、何をもって必要な額と県が判断しているのか、お尋ねしたいと思う。

３　公の施設の在り方有識者会議と指定出資法人のあり方検討委員会に対するその利用者の皆さんへの意見聴取の在り方について、再度質問したいと思う。やはり、これから施設をどうしていくかというところでは、方針が出てから利用者に在り方有識者会議の考え方が伝えられるということでは、非常にこれは課題だと思っている。なぜ、有識者会議の中で、利用者の意見を聴くとかそういうことにならないのかと感じているところである。今後の検討の際には、せめて障害者に関わる施設であるとか、ものに対しては、その委員の中に団体の代表者に参画していただくとか、そういう議論もあっていいのかなと思うが、今までそんなことが議論されてこなかったのかどうか、お尋ねする。

交通政策課長

１　運転手不足対策として、先ほど回答した合同就職説明会の効果について質問いただいた。昨年度実績としては、この説明会に９８名参加された。このうち、１６名の方が就職されたと伺っており、一定の効果があったのではないかと考えている。

２　バス路線維持の予算の件だが、何をもって必要な額を確保したかということだが、こちらについても、先ほど述べたとおり、この補助を適用するに当たり、必要な条件である、その地域の住民の生活に必要な路線であって、休廃止等によってその住民の生活に多大な影響を及ぼす路線、かつ一定の輸送量の要件を満たす場合に支援をすることになる。この要件を満たす路線から、この補助金を活用したいということで申請があった箇所については、１００%補助しており、十分な額は確保できていると考えている。

行政・デジタル改革課長

３　利用者の意見聴取の観点から質問いただいたと理解している。今回の公の施設の在り方有識者会議では、施設の客観的なデータを基本に、施設を経営資源として捉えて、最適化を図るというファシリティマネジメントの観点から、行財政改革等の専門家に検討いただいたもので、もう一つの指定出資法人のあり方検討委員会の方は、経営の観点から事業と法人組織に関して提言をいただいたものと考えている。こうした役割を前提に、先ほど申し上げたように、事前に書面で質疑を行った上で、所管課等からもヒアリング

を実施してきたというもので、ファシリティマネジメントであるとか経営の観点といったところの検討には、必要な事項は確認いただいたものと認識している。他方で、施設が担う、そもそも施策の効果をどう考えるであるとか、ファシリティマネジメントであるとか、経営以外の観点、そうしたところも踏まえて今後の方向性を決めていくというのは県の役割であると考えている。今後、施設や法人の在り方を総合的に検討していく中で、施設の利用者であるとか、関係市町の意見を伺っていくと聞いているところであるので、しっかりと対応していきたいと考えている。

伊藤委員

バスの関係でもう一度確認したいと思う。バス路線の維持対策費であるが、その条件があるというのは分かった。そして、利用者が少ないところには、この対策費補助を出さないということも分かった。その利用者が少ないというその基準というのは、例えば、何パーセントの利用者がなければこれを申請できないであるとか、ただし、地方にしてみれば１人でも２人でも、１日に乗る路線であれば、できれば維持したいと思っているのが自治体の考え方だと思う。それを判断して自治体が申請をすれば、１００%補助をするという答弁だったので、その必要条件として基準があるのであれば、それを最後に説明いただきたいと思う。

交通政策課長

条件としては輸送量となるが、１５人以上１５０人が、１日当たりの輸送量になる。なお、過疎地域については特に人数要件はない。

内沼委員

１　資料７の４７ページ及び行政報告の６９ページだが、ふるさと創造資金について、市町村にとっては大変有り難い資金だが、毎年出ていると思うが昨年度も１億８，０００万円強の不用額が出ている。また、市町村からは、令和６年度に、ふるさと創造資金についてどのような要望が出ているのかということと、あと、やはり毎年不用額が出ているということは、なかなか使い勝手が、活用しやすい状況になっていないような気がするが、その中で令和６年度については、活用しやすい工夫であるとか、そのような形の取組を行ったかどうかを聞く。

２　行政報告書の５８ページ、官民連携、民間開放の推進についての中の、令和６年のネーミングライツについて、令和６年に初めて埼玉県で、防災学習センターと元荒川・大相模調節池にこのネーミングライツを使用したと書いてあるが、差し支えなければ、どこがネーミングライツとして民間事業者が応募して決まったのかということと、令和６年に初めてネーミングライツということは、正直ネーミングライツは大分前から様々な自治体で行っていると私は認識しているが、少し遅い気がするが、その２か所以外に、令和６年度に、様々な何か、いろいろなところとの交渉、施設も含めて交渉は行ったのかということと、あと、やはり公共施設であるので、企画財政部だけではなく、様々な部局との連携が必要だと思うが、それも含めてどのような取組を行ったのか伺う。

地域政策課長

１　ふるさと創造資金に関する市町村からの具体的な要望であるが、例えば、補助メニューの一つである魅力ある地域づくり事業では、嵐山町から、より多くの観光客を呼び込むための観光多目的広場の整備、あるいは地元野菜等の販売を行う軽トラ市の開催に関

する要望があった。また、住むなら埼玉移住促進事業では、寄居町から移住者などを対象にしたフォローアップイベントや、移住セミナーを開催する地域おこし協力隊の活動に関する要望があった。このほか、川口市から地域コミュニティ活動の拠点としての町会会館の整備などに関する要望も承っている。続いて、市町村が活用しやすい補助をするためにどのような改善を行ったかということであるが、これまで補助下限額の引下げであるとか、あるいは埼玉版地域おこし協力隊の人件費補助の増額のほか、市町村と地域団体の協働事業について、ソフト事業を対象としたレジリエント機能強化支援事業の新設などを行ったところである。引き続き、市町村が活用しやすい補助金となるよう地域振興センターと連携の上、市町村のニーズに合った補助メニューの見直しなど、きめ細やかな対応を行い、補助申請いただくよう努めていきたいと思う。

行政・デジタル改革課長

２　ネーミングライツについて、大きく３点の観点から質問いただいた。どこが取ったのかということと、それから、もっと前から考えていたのかということと、それから、連携についてということをお話いただいたと思っている。一つ目、先ほどお話いただいた防災学習センターは能美防災という会社の方が、それから元荒川・大相模調節池についてはイオンモールが、それぞれ取ったというところである。それから、このネーミングライツというものが、非常に官民連携の枠組みで、いわゆる企業にとっても県にとってもよいし、それが生かされることで、県民にとってもよいということで、三方よしの施策として検討してきたということは間違いない。令和６年度の末に近い方に導入したが、令和５年度にはガイドラインをやってきて、それで令和６年度に初めて二つ導入したと。当時からもいろいろ検討しており、どこが出そうだとはなかなかお答えできないが、令和７年度の今に至って、今日時点の募集中の施設が約５０施設であるので、それに合わせて何とかやってきたと理解いただければと思っている。それから、その５０施設と同時に、我々としてその利点を生かすのは、他団体で使っているやり方や、他団体でやっていることなどを、よく学習しながらうまく施策を展開できればなと。それを学習しながら、他団体の状況を学習しながら進めていければなと思っている。それから、各部局との連携なのだが、ガイドラインを我々作成している中で、事前に募集要項を見させていただいて、一つは県としてやはり統一的なものがないとやはり信頼いただけないので、県として統一的にきちんとできているかどうかというところをしっかり見るところであるとか、あと、選定委員の方々がしっかり選ばれているかどうかなど、そういうところを見ながら、まずは県として信頼性を確保するという取組をしている。それ以外に、施設によってサービスが全く違う部分があるので、どういう募集要項の書き方がいいかというところを、個別に相談に乗って、できるところは早く募集できるように対応していきたいと思っている。

石川委員

１　行政報告書５６ページである。令和６年度の附属機関の適正な管理について、どのように行ったか説明願う。

２　行政報告書８１ページである。鉄道事業者に対する要望について、踏切の遮断機器の時間タイミングについてどのように要望したのか説明願う。

３　行政報告書８７ページである。選挙啓発事業ではなく、投票所の環境改善という意味で、どの程度６年度内は検討を行ったのか答弁願う。

行政・デジタル改革課長

１　附属機関が地方自治法の規定に基づき、法律又は条例を根拠として、８２機関が設置されているところであり、企画財政部においては、委員の構成や会議の開催状況などについて、附属機関等の管理に関する要綱に基づいて、毎年度、各附属機関を所掌する部局から報告を求めている。また、その要綱に基づき、県行政に対する県民の意見の反映や、専門的な知識の導入、女性委員の割合など、県行政の公正の観点からの見直し等、附属機関の機能を十分発揮されるための統一的な考え方を示しており、各附属機関を所掌する部局に、その観点からの見直しの検討を促しているところである。あと、附属機関については、調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務としており、職務が必要なときにその都度開催されていると認識しているが、毎年度会議が開かれるとは限らないのではないかと思っている。また、女性委員の割合等については、要綱に基づいて、関係部局と連携しながら達成に努めている。

交通政策課長

２　踏切遮断機に対する質問ついて、当課では、県内に駅を設置している鉄道事業者８社に対して、地元市町からの要望を踏まえ、要望活動を行っている。踏切の安全対策については、県からの要望事項として、住みよい生活環境を保全するとともに、安全を確保するための騒音振動対策、踏切事故防止対策等を鉄道事業者に対してお願いしており、市町からの要望として、個別の踏切について鉄道事業者に併せてお願いしている。要望の具体的な取組としては、昨年度は、ＪＲ東日本本社に今年１月、地域経営局長が赴き、加えて、民間事業者等については２月上旬に交通政策課長が赴き、要望書を手交している。鉄道事業者に対して、今後も踏切対策等について、要望を継続していきたいと考えている。

市町村課長

３　令和６年度の衆議院選挙時での投票所の環境改善についてお答えする。投票所は２種類あり、通常の投票日に投票していただく投票所、それから期日前投票所があるが、数を比較してみると、投票日の投票所はおおむね県内全体で、１，７００程度の数があり、それに対して先ほども答弁した期日前投票所については、令和６年度については２００弱という数にとどまっている。対して、有権者で投票した方のうち、投票した場所を聞くと、令和６年度では３１．８６％の方が期日前投票所を利用しており、令和６年度から外れるが、直近の令和７年度では３８．７１％の方が期日前投票所を利用しているという状況であるので、先ほども答弁したとおり、やはり期日前投票所を充実させるということが一つ重要なテーマだと思っている。令和６年度時点でできたことを申し上げると、先ほどの答弁とも少しかぶるが、かねてから期日前投票所は重要と考えており、各市町村の選挙管理委員会に充実をお願いしていたところ、令和４年度時点では１８７か所であったところが、僅かではあるが、令和６年度１９５か所と少し充実した。こういったところにとどまっているが、環境改善という意味ではその一点に尽きるかと思っている。

石川委員

１　初めの附属機関についてである。企画財政部で網羅しているということであるが、女性の登用率が低いところ、防災会議や保護協議会、いろいろな附属機関の性格もあるかもしれないが、令和６年度から７年度にかけても余り数字が改善していないところもあ

り、それから先ほどおっしゃった附属機関等の管理に関する要綱の中で、附属機関の会議録の調整や公表についても定められているが、会議録すら公表していないところもいまだにあったりする。それから、附属機関を設置しているのに約１０年間開催していないようなところもある。これで令和６年度、管理したと言えるのか。

２　鉄道事業者に対する要望についてである。踏切の安全対策については要望していたということであるが、遮断機の時間、タイミングについては具体的に要望をしているのか。過去に、平成３０年９月定例会で、副知事の答弁かと思うが、踏切遮断事故の適切な制御について要望を行っていくと答弁している。それ以降、令和６年度も含めて遮断機の時間、タイミングについて要望しているのか確認する。

３　選挙事務について、期日前投票所にシフトしていくというような答弁であったが、できれば期日前投票所も通常の投票所も数が増えた方が、投票環境としては整うと思う。今、投票所の運営自体が難しく閉じるような自治体も出てきてはいるが、方向性としては増えた方が投票環境は良くなると思う。令和６年度、市町村と具体的にこうした環境について、意見交換や協議をしたことがあるのか伺う。

行政・デジタル改革課長

１　附属機関の関係である。まず、女性の登用率の関係について、確かに機関によっては低いということはあるかもしれない。皆様に協力いただき、令和６年度から令和７年度、女性の割合が４２％未満、未達成の附属機関の数は半減したという形になっているので、少しずつ進んでいると理解いただければと思う。一方で、指摘いただいた、開催がなかなか行われていないなどの問題点について、要綱によって見直しを行い、合理的な運営に努める。また、設置目的を達成したものであるか、社会経済情勢等の変化により必要性が低下したものがあるか、活動が不活発であるか、さらに、様々な取扱いの観点に立って、改めて各附属機関を所管する部局に対して見直しを徹底するようにしていきたいと考えている。

交通政策課長

２　踏切の遮断のタイミングに係る質問については、この要望事項の中に、ＪＲ東日本や東武鉄道に対して、踏切の遮断時間の制御の適正化というような形で要望をさせていただいている。踏切の状況については、国土交通省の関東地方整備局のホームページ等にも掲載されているが、実態については確認できるので、そういったことも踏まえながら、県内の踏切の状況についても把握させていただきたいと考えている。踏切の安全対策については、鉄道事業者であるＪＲ東日本やその他民営の鉄道会社、道路管理者などと、一体となって取り組んでいきたい。

市町村課長

３　期日前投票所の重要性を認識しているという答弁を申し上げたが、当然投票日の投票所も大変重要である。そのため、通常の投票日における投票所についても各市区町村の選挙管理委員会にお願いしており、特に人口が多いところはキャパシティがオーバーしてしまう傾向が大きいので、幾つかの団体をピックアップして個別に訪問して議論もさせていただいている。両面でやる必要があると考えている。

石川委員

附属機関について、先ほど最初の答弁で、各課から毎年度報告を受けているということ

であったが、先ほどの女性の登用にしても思ったほど数字も伸びておらず、横ばいのところもあったりする。毎年度報告を受けて、実務的にどうしてきたのか。ちゃんと見て要綱に照らして、指導をした結果がこれだったのか。実務的にどのように適正に管理してきたのか説明願う。

行政・デジタル改革課長

先ほど答弁した中で、附属機関を所掌する部局から報告を求めていると、事実を申し上げた。報告いただいて、女性の登用についてどのように取り組んできたかを聞きながら、来年度できるかどうかということも含めながら相談をしている。もちろんいろいろな関係もあるので、全てがうまくいかないとは思うが、少し数字の向上につながってきたということで理解いただきたい。ただ、まだ達していないということは、今委員から指摘があったので、そこがなくなるように取り組んでいきたいと思っている。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２７日（月）　農林部）

【説明者】
竹詰一農林部長、坂梨栄二食品衛生安全局長、松澤純一農林部副部長、
長谷川征慶農林部副部長、中村真也農業政策課長、川嶋正樹農業ビジネス支援課長、
田嶋貴公農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、
吉田義彦生産振興課長、阿部徹森づくり課長、中﨑善匡全国植樹祭推進課長、
西澤徳一郎農村整備課長

【発言】
渡辺委員
１　行政報告書の４４４ページ、森林の整備面積であるが、令和６年度までの実績３，９３６ヘクタールということであるが、５か年計画の目標値と比べるとかい離が大きく、このままでは目標値までは進まない状況であるが、この要因と対策をどう考えているのか伺う。
２　令和６年度は、農業においては高温障害だとかカメムシの被害が大きかった年だと思うが、どのように支援を行ったのか。また、被害調査はどのように行ったのか伺う。
３　資料７の３３１ページのスマート農業普及事業である。毎年不用額が出ていて、決算額も小さくなってきているが、事業効果はしっかり出ているのか。令和６年度の目標達成はできているのか伺う。
４　資料７の３２６ページ、農地中間管理機構運営事業についてであるが、農地中間管理事業による転貸が１，６５６ヘクタールということだが、これは令和６年度、新規の数字ということでよろしいのか。それとあと、現地コーディネーターは何名、令和６年度配置されたのか伺う。

森づくり課長
１　森林整備面積の目標に達しなかった要因と対応､これからの対応についてお答えする。森林整備面積が達しなかった主な原因として、二つ考えられている。１点目が、林業労働力が長期的に減少している中で、県内の人工林の８割が収穫期を迎えているが、森林組合等の林業事業体による森林整備が、切り捨て間伐から、搬出間伐や皆伐、再造林のような、単位面積当たりの労働力がより多く必要とされる施業に移行していること。２点目として、森林環境譲与税を活用した市町村による森林整備について、近年は面積当たりの費用がかかるナラ枯れ対策が進められていることである。このようなことを踏まえて、対策としては、引き続き県は路網整備や高性能林業機械の導入等による林業事業体の施業効率の向上やナラ枯れ対策等に取り組む市町村の支援を進めて、森林整備面積の向上に努めていきたいと考えている。

農産物安全課長
２　カメムシの被害への支援と被害調査についてお答えする。水稲のイネカメムシ支援については、令和６年度から対策会議の開催や防除チラシの配布などにより、広域防除を中心とした防除を呼び掛けてきている。特に、広域防除については、一部の田んぼだけで薬剤を散布しても、他の田んぼからイネカメムシが移動してきてしまう可能性がある

ため、令和７年度においては、地域で広域一斉防除を行うための経費の一部を県が補助しているところである。続いて、被害調査関係であるが、昨年１１月に実施した各ＪＡの聞き取り調査では、ＪＡが把握している水稲作付面積約２３，６００ヘクタールのうち、被害程度の大小にかかわらず、約４６％で米の不稔や着色粒の被害が見込まれるという結果があった。７年度については、全ての収穫が終わっていないことから、昨年度同様に１１月以降に農協に対して聞き取り調査を行い、被害の状況について把握していきたいと考えている。

農業支援課長

３　スマート農業普及推進事業の事業効果である。６年度の目標が達成できているのかということで質問いただいた。本事業では、１年間でスマート農業技術の導入件数を８０件、また、人材育成を７０人という目標値を設定している。実績は、農業技術の導入件数が４２件、人材育成の方が７６人であった。人材育成の目標値は達成できたが、導入件数は目標値を下回る結果となってしまっている。

農業ビジネス支援課長

４　農地中間管理事業の令和６年度の活用面積の実績１，６５６ヘクタール、こちらは新規かという質問であるが、こちらは全てが新規ではない。新規の面積は６７８ヘクタールである。残りは再転貸という形になる。二つ目の質問で、現地コーディネーターの数であるが、令和６年度については１１名である。

農業支援課長

２　水稲の高温関係の支援についてである。令和６年６月から９月の高温によって発生したとみられる米の白未熟粒の発生量を根拠に「埼玉県農業災害特別措置条例」に基づき、令和６年１２月１１日に特別災害に指定した。令和６年度の支援については、条例に基づき、被害程度が条件を満たした４市に対して、１１２万３，０００円の水稲の次期作の支援の補助を実施している。

渡辺委員

１　米の高温障害の件であるが、この農林の要求資料の方でも出していただいているが、令和５年度の被害金額が２億９，０００万円で、令和６年度が７００万円ということで、かなり差があるが、これは高温被害そのものが令和５年度よりも低かったというふうに見るのか、それとも、調査方法だとかが令和５年度と差異があったのか、その辺りをちょっと確認する。

２　農地中間管理機構であるが、６７８ヘクタールということで、令和６年度の予算見積りのときの目標値に達成していない。なおかつ、現地コーディネーターも１１名ということで、これも目標に達成していないわけであるが、令和７年度からこの農地中間管理機構を通しての農地の賃借原則となって、体制を強化しなくてはいけない年だったと思うが、この辺りはどのように考えているか伺う。

農業ビジネス支援課長

２　農地中間管理事業の活用面積目標値に達成していないということで、現地コーディネーター１１名、令和７年度から農地の貸借の手法が農地中間管理事業に一本化される中で、体制としてどうなのかという話である。まず、目標値に達成していない理由として

は、やはりこの農地中間管理事業に一本化されるというのが、令和５年の法改正により方向性が決まり、それから順次、利用権設定から農地中間管理事業への移行を進めてきていたところではあったが、その移行が思うように進まなかったといった事態も一つの要因かというふうに考えている。ただ、今年度から、農地中間管理事業に一本化されるということであるので、順次この利用権設定の終期を迎える土地についてはしっかりと管理をして、農地中間管理事業の方に移行するような手続を進めているところであり、こちらコーディネーターの方も精力的に取り組んでいるところである。コーディネーターの数について、各農林２名ないし１名という形でやらせていただいているところであるが、こちらの状況も見ながら、今後更に増強していくかどうかといったところについても、今後検討していきたいというふうに考えている。

農業支援課長

１　質問のあった、令和５年度と令和６年度の比較なり、実績等について、「埼玉県農業災害特別措置条例」に基づき、補助対象となっているのは、白未熟粒による規格外米が発生した場合のみとなっている。令和６年度については、斑点米カメムシ類の吸汁被害による規格外米が多く、白未熟粒による規格外米が少なかったため、補助実績が少なくなった。

栄委員

１　行政報告書１４ページである。（２）の令和６年度における主な取組、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた取組の深化、持続可能な成長の中であるが、県育成いちご品種の栽培面積拡大を図るための苗生産施設や、品質、食味の維持向上に必要な遮光資材の整備費用の補助を実施したと記載がある。こちらについて少し伺いたいと思う。令和６年度は、あまかおべにべに倍増作戦ということで、県育成いちご品種の拡大に取り組まれたものというふうに認識をしている。ますます県産いちごのブランド力だとか供給力を上げていきたいところである。先ほど申し上げたような補助を通じて、具体的にどのような施設を整備し、どのような成果が見込まれたのか伺う。

２　行政報告書４４２ページ、農家の生産農業所得の向上についてである。また、これとは別に、県民満足度調査の結果を確認させていただいた。もうかる農林業の推進の項目については、不満がとりわけ多いわけではないが、満足度がとても低いという状況である。農家一戸当たりの生産農業所得は、埼玉県５か年計画の策定時の値を下回っている状況でもある。どのように取組を進めてきたのか伺う。

３　行政報告書４６２ページ、農林水産物の安定供給の果樹に関わる部分について伺う。果樹災害未然防止支援事業を実施いただいた。特に、梨農家にとっては、多目的防災網の設置支援というのは、安定生産、また、品質向上にとって非常に重要な施設であり、この支援事業は非常に重要だというふうに認識している。支援事業の成果、それから令和６年度でこの支援事業が終期を迎えるというふうにも伺っていたので、この支援事業の検証と支援の継続についてどのように課題を整理されたのか、という点について伺いたいと思う。

生産振興課長

１　あまかおべにべに倍増作戦展開事業の具体的な整備内容と効果についてである。具体的には、いちごの苗の生産に必要なパイプハウスや育苗ベンチの整備を支援したほか、いちごの食味や品質を維持するために、栽培施設の高温対策に必要な遮光資材の導入を

支援した。これらの支援により、事業実施３年後までに県育成品種の栽培面積が５．２ヘクタール拡大する見込みとなっている。

３　次に果樹の災害未然防止支援事業についてお答えする。この事業は委員がおっしゃるとおり、降ひょうや鳥の害を防ぐ多目的防災網の整備を支援するもので、令和２年から令和６年の５年間の事業となっていた。事業の検証としては、事業実施前の令和元年度には多目的防災網の整備率が５９．３％であったが、令和５年度には６３．５％に伸び、一定の成果が見られ、降ひょうなどの被害を軽減できたと考えている。一方、近年は災害の頻発化の傾向にあるため、更に整備を推進すべきと考え、今年度も事業を継続させていただいている。

農業政策課長

２　農家の生産農業所得に関してお答えする。委員指摘のとおり、この指標に関しては、令和元年度策定時に１３４万９，０００円台、最新の実績値が令和５年度１２８万４，０００円台となっている。この簡単な背景としては、元年度以降、特に令和２年度以降になるが、新型コロナウイルス感染症により、外食需要を中心に販売が低迷したという販売面での影響、そして令和４年度以降は、ロシアによるウクライナ侵攻に伴っての生産資材価格の高騰、このどちらも所得に関してはマイナスの効果を生むことになる。そういったことが影響しての結果になっているものというふうに考えている。実際にこれに向けた取組としては、所得の向上に向けてであるので、農業政策の多くがこれに関係することになる。販路の拡大だとか、規模の拡大だとか、こういったものについて、重点的に取り組んできたとともに、令和６年度、あるいは５年度に関しては、生産資材価格の高騰の影響が特に大きく出てきたので、そういった影響も抑えるという観点から、例えばこの省エネルギー化に資するような生産資材であったり機器の導入だとか、あるいは海外からの餌の購入も高騰していたので、それに対する助成だとか、あるいは緊急の販売キャンペーンに対しての補助だとか、そういったことについても国の経済対策も活用しながら取り組んできたところである。

栄委員

もうかる農業になるように、各施策を取り組んでこられたかなというふうに思うが、いちごについてもう少し聞かせていただきたい。先ほど答弁でも県産いちごの関係の遮光資材だとか様々取組をしていただき、３年後にはこの県産いちごの育成品種、５．２ヘクタール増えていくというような見通しを立てて、様々な対策を頂いており、成果を上げていただいているとは思うが、特にこうした取組の中で、食味の良さが結構評価をされており、そうした中でも、各生産者によってばらつきも出ているという課題も聞いている。この各生産者による技術格差だとか、収穫時期等によりこの品質、食味の差が出てしまう課題は、どのように認識されて対応されたのか伺う。

生産振興課長

県育成いちご品種は食味が評価され、高値で販売されていることから、今後も生産拡大に合わせて、品質、食味を落とさない対応が必要と考えている。令和６年度には、生産者にいちごの食味を客観的に認識してもらうために、食味会を県内８か所で開催をして、参加者全員のいちごの食味と併せて、酸度、糖度を測定するなど、食味向上への意識醸成を図っているところである。令和７年度には、これらの活動に加え、栽培状況をチェックするシートを用いて、生産段階ごとの生育状況を確認し、栽培管理の指導を徹底し、食味の

向上、改善につなげていきたいと考えている。

小川（寿）委員

１　行政報告書４５０ページの新規農業者の促進の､頑張る新規就農者応援事業について、まず伺う。この記載によると、女性を対象とした、県内女性農業者のＰＲ動画及びインタビュー記事をホームページ上に掲載したというふうに記載がある。令和６年度時点の男女比に対して、この本事業ではどのような目標を掲げて取り組まれたのか。また、その成果について伺いたいと思う。

２　明日の農業担い手育成塾について伺う。令和６年度、農業法人研修コースが加えられた。このコースを実施したことによる法人側の評価はどういう評価であったのか。また、研修生のその後の状況についても教えていただきたいと思う。

３　明日の農業担い手育成塾については、農林公社が取り組む見沼田んぼの就農予備校と連携して就農しているということであるが、具体的な連携の内容、また、６年度の成果について教えていただきたいと思う。

４　新規就農総合支援事業について、経営発展支援事業では、１４人に対して交付したということであるが、具体的な支援内容について教えていただきたい。

農業支援課長

１　頑張る新規就農者応援事業について、令和６年度、どの程度男女比を目標として取り組んだのか、またその成果についてである。新規就農者の男女比に関する目標値は設定していないが、令和６年度は、女性の就農に向けた意識を高めるため、頑張る新規就農者応援事業において、新たな取組を行っている。女性の就農希望者に対して、就農先としての本県の魅力を知ってもらうため、セミナーや農業体験会等のイベントを開催するとともに、県内で活躍する女性農業者の取組について広く情報発信を行っている。また、県内の農業法人において、女性が働きやすい環境づくりを進めるため、令和６年度は露地野菜を経営する農業法人二つの経営体が行った女性用トイレや更衣室の設置、また女性従業員が使用する機械導入の取組に対して、４６８万４千円の補助金を交付している。引き続きこうした取組を進めることで、女性の新規就農者の確保を図っていきたいと考えている。

２　令和６年度に、農業法人コースが加えられたということで、このコースを実施したことによる法人側の評価並びに研修生のその後の状況であるが、令和６年度に事業実施した農業法人からは「事業を活用することにより、人材育成の負担が軽減された」、また「就農前に機械を導入できるため、研修生が使い慣れた機械を持って就農できる」との意見が出されている。事業については、一定の評価を頂いていると認識している。なお、本事業は、おおむね２年間の研修を行うことを前提としており、令和６年度に研修を開始した５人の研修生は予定どおり、今年度も研修を継続している。

３　農林公社が取り組む見沼田んぼの就農予備校と連携してというところで、具体的な６年度の成果であるが、県が支援している明日の農業担い手育成塾では、新規就農希望者が行う実践的な研修の支援を行っており、研修生の確保については、農林公社とも連携している。６年度には、農林公社の就農予備校で、研修を受けた研修生１名が明日の農業担い手育成塾に入塾し、現在も継続して研修を実施している。今後も、県が市町村や農林公社等と連携し、新規就農を希望する就農予備校の研修生が、明日の農業担い手育成塾の仕組みを活用して就農できるよう取り組んでいく。

４　経営発展支援事業についてである。具体的な支援内容と成果についてであるが、就農

後の経営に必要な機械、施設等の導入を支援する経営発展支援事業では、令和６年度は、交付対象者１４人に対して、５，６０４万１，５００円を交付している。具体的には、新規就農者が本事業の活用により、いちごやトマトの農業用ハウスや、養液栽培装置、梨の選果機や果樹棚などの導入をしている。資材価格などが高騰している中、この事業は施設園芸や果樹の新規就農希望者の初期投資の抑制を通じて、多様な品目における新規就農者の確保に寄与したと考えている。

小川（寿）委員

ただ今説明いただいた頑張る新規就農者応援事業については、事項別明細書３３１ページに執行額が５，４７２万９，０００円というふうに記載がある。一方で、当初予算額を見てみると、１億４，６０１万円となっており、その後補正をされているので、補正後は５，７７３万８，０００円と、補正後について見ると、執行率は高くなっているけれども、それでも当初予算から大幅に開きがある。６年度の決算として、これを通して、どのようにこれだけの開きが出たのか、その点について説明願う。

農業支援課長

事業の当初予算と執行額が大幅に少ないということで、どういうことなのかということであるが、質問のとおり、令和６年度頑張る新規就農者応援事業の当初予算額に対する執行率は４割弱である。これは明日の農業担い手育成塾の農業法人研修コースのうち、最も交付単価が高い研修用機械、施設整備支援のための補助金の執行が見込みより少なくなったことが大きな要因の一つと考えられる。令和６年度は事業創設初年度であるといったことから、県内への浸透に時間を要したことや、高額な機械等の導入について、実施主体の決断が間に合わなかったことから、補助金交付件数及び交付額が見込みを下回ったということである。なお、令和７年度については、多くの要望が寄せられており、順調に事業を実施しているところである。

安藤委員

１　行政報告４５５、農地調整関係事務費であるが、まず、令和６年度の県内の農地転用許可件数及び面積、３，０９４件、２８２ヘクタールとあるが、直近の農地転用許可件数と面積の推移はどうなっているのかお聞きする。

２　農地転用の件数が多い中で、必要な農地も確保していくことも大事であるが、地域の産業や住宅のための用地を確保していくと、ニーズに応えるためには、農地転用の事務を適切かつスピーディに進めていくことが重要である。令和６年度の時点で、さいたま市をはじめ７市に農地転用等の権限が移譲されているところであるが、県はこれまでに権限移譲に向けてどのような人材育成や技術的支援などを行ってきたのか。

農業政策課長

１　農地転用許可件数の直近の推移ということである。直近５年ほど、遡らせていただいて答弁する。令和６年度、照会いただいたとおり、件数からまず報告するが、令和６年度の件数が３，０９４件、遡って、令和５年度が３，２１２、令和４年度が３，５１９、令和３年度は３，８４０、令和２年度が３，４９２である。続いて、面積に関して、令和６年度が２８２であるところ、令和５年度が２９５、令和４年度が３４４、令和３年度が３３６、令和２年度が３２０、となっている。その年々によって、上下はあるが、おおむね件数で申し上げると、３，０００から４，０００には満たないと、面積で申し

上げると、３００ヘクタールから４００いかない程度までで毎年推移しているという状況である。

２　権限移譲に関しての質問である。県としても、地方分権の趣旨にのっとり、また、事務の迅速化を図るという観点から、農地転用事務の権限移譲、これの推進を行ってきたところである。具体的な内容としては、各市町村の農業委員会向けの研修において、権限移譲の効果だとか、やる場合の内容だとか、こういったものの制度の紹介をしてきたというところである。また、その結果、意向がある市町村に対しては、その市町村との調整の中であるが、希望する市町村の職員を農林振興センターの方で受け入れて、実際に農林振興センターにおける農地転用事務を担当いただくということで、実際に権限が移譲された後の市町村における事務のイメージを作っていただく、そういった体制整備の支援、こういったものも行っているところである。また、権限移譲を実際に行った後の支援も行っていくということを明確化することが大事だというふうに考えており、２か月に１回程度の定期的に、実務担当者レベルの会議を行うとともに、県の方で持っている転用許可上の基準、こういったものは権限移譲市に対してもしっかり共有をしているというところである。

内沼委員

１　森林環境譲与税について伺う。行政報告書４８７ページ、アの「（ウ）森がつなぐ山とまちの未来事業」にある森林環境譲与税について、県に来ている森林環境譲与税の令和６年度の活用状況、これをまず伺う。

２　森林環境譲与税の市町村の全体の活用状況については、令和５年度、単年度の活用状況については、令和５年度は８５％と、私の一般質問でそういう答弁があったが、令和６年度は、一応調べたところ７９％。それで、令和６年度末の累計では５８％の執行率になっているとお聞きしている。この、市町村の執行率向上のために、県はどのような取組を行ったのか。

３　森林環境譲与税基金、これが今、令和６年度末で基金の残高が約９，８００万あると聞いている。それで、市町村全体でいくと、２１億円基金の積立てがあると聞いているので、これだけの基金が今、森林環境譲与税が積み立てている中で、やはりこの基金をどのような形で有効利用するかというのは大事なことだと思うが、これについては、令和６年度に県、市町村全体を含めて、どのような活用の検討を行ったのかお聞きする。

４　森林環境譲与税の活用に向けた市町村間の協議、富士見市とときがわ町、久喜市と長瀞町、鶴ヶ島市と小川町、自治体間で連携を行ったと聞いているが、これ以外にも、６年度検討しているものはあるのか。その中で、市と市、市と町ではなく、地域と地域を連携したそのような複数間の連携ということについては、令和６年度検討したのか伺う。

森づくり課長

１　県の森林環境譲与税の活用状況である。事業の内容としては、この森がつなぐ山とまちの未来事業のほか、森林資源解析及びクラウドシステム運用、また、人材育成、県産木材の利用拡大のためのアドバイザー派遣等に活用しており、６年度の活用額であるが、令和６年度の譲与額が、１億２，７６３万６，０００円に対して、活用額が１億６，９１３万円、執行率が１３３％である。なお、この執行率が１００％を超えているのは、前年度までの基金残高を活用したものである。

２　市町村の活用状況である。先ほどの委員お話しのとおり、令和６年度の単年度執行率７９％、令和６年度の累計執行率が５８％となっており、県がどういった取組をしてい

るかというと、まず、市長会や町村会において、市町村連携による森林整備や木材利用についてＰＲを行っている。また、市町村による森林環境譲与税の活用を促進するために、市町村担当者会議を開催して、国の担当者による講演や先進事例の紹介等を行っているところである。こういったことで活用を進めていただいているところである。

３　基金残高である。県もまだ約９，８００万円あり、市町村も含めて、特に都市部において累積しているということであるので、ちょっと先ほどとかぶるが、市町村の働き掛けについては、市長会、町村会、あるいは市町村担当者会議で働き掛けを今後もしていきたいと考えている。

４　市町村間の協議の関係で、複数市町村間の連携であるが、まだ６年度まで、複数市町村の連携はない。ただ一方で、他県では、複数の市町村が連携している事例がある。また、県内でも、複数市町村の連携も検討している市町村がある。そういったことで、他県の事例も調査、分析しながら、複数市町村間の連携についても、併せて働き掛けを行っていく。

石川委員

１　行政報告でいうと４６４ページの畜産協議会の関係になる。令和６年度に開催しなかった理由を説明していただきたい。

２　行政報告４７７ページ、水産研究所のワカサギの研究である。この６年度中の成果について説明願う。

３　行政報告書でいうと４６９ページ、県産いちご誘客促進事業の評価について伺う。継続的にこの事業を続けていく、続けていった方がよいという議論と、集中的に何年度かで終わらせた方がよいのではないかという議論が、６年度当初予算を編成するに当たってあったと思うが、６年度を終えて、この辺の考えがどうだったのか、説明願う。

４　事項別明細書でいうと８２ページになる。園芸農産振興費、花と緑の振興センターについてである。見学者の居住地について、把握できている部分を教えていただきたい。つまり、センターがある地域外からの利用がどの程度の割合であったのか伺う。

畜産安全課長

１　令和６年度に畜産協議会を開催していない理由は何かについてお答えする。埼玉県畜産協議会は、執行機関の附属機関に関する条例に基づき、埼玉県畜産協議会規則により設置されている機関である。本協議会の最後の開催は平成２６年になり、埼玉県の畜産を将来につなぐためにという議題で、本県の畜産に関する情報発信などについて協議をしているところである。平成２７年度以降は、必要に応じて開催することとしている。平成２７年度以降は、今申し上げたように開催をしていないが、家畜衛生や畜産振興に関する行政の推進に当たっては、日頃から、生産者はもちろん流通事業者、一般消費者との交流を図りながら、意見を聴いているところである。

生産振興課長

２　水産研究所で実施している、陸上養殖によるワカサギ生産技術開発事業について、令和６年度の実績についてお答えする。この事業については、陸上養殖システムにおいて、ワカサギ生産技術と採卵技術の開発を行い、陸上養殖技術の知見の蓄積により、陸上養殖業者への指導につなげるもので、令和６年度から令和１０年度の５年間の事業となっている。令和６年度は初年度になるため、事業の基礎となる陸上養殖システムの導入を行った。２月末にしゅん工し、３月から魚を入れて技術開発を行っている。

４　花と緑の振興センターの利用者の居住地についての質問である。花と緑の振興センターでは、生産者等の緑化関係者への植木の生産や出荷技術の指導のほか、一般県民向けの園芸ボランティアの養成研修、緑化講座などを行っており、令和６年度の来園者数は年間で６８，０００人となっている。このうち、緑化関係者の来園者は、センター主催の植木の生産技術などをテーマにした研修会への参加が中心であり、参加者の居住地は主要植木産地である川口市やさいたま市の居住者が３６％、残りの６４％はふじみ野市や白岡市、飯能市や熊谷市などの県内や、県外の居住者となっている。一方、緑化関係者以外の一般の来園者については、主に植物見本展示園の見学者となっており、見学者の居住地は、多い順に川口市、草加市、さいたま市、越谷市、蕨市の５市で７４％となっている。残りの２６％は上尾市や加須市、所沢市などの県内各地や県外の居住者となっている。

農業ビジネス支援課長

３　県産いちごの誘客促進事業についてであるが、こちらについては、ここ数年の、いちごの躍進、日本ソムリエ協会が主催するいちごの全国選手権の５連覇だとか、プレミアムいちご県に３年連続認定といった、県産いちごの評価の高まりを追い風に実施をしてきているものである。令和６年度の成果としては、こちらのいちごをＰＲして県内への誘客を促進するといった事業の目的があるが、いちご祭終了後の令和７年３月のインターネット調査において、県産いちごを通じて本県へ観光や旅行に行ってみたいと思ったとの回答者の割合が４３．８％、令和５年度の１８．４％と比べると倍以上に上がっているということで、非常に成果が上がっているものというふうに考えている。現時点こちらの事業については、来年度までという形で予算上はなっているところではあるが、いちごについては県産農産物を代表する、けん引する農産物であるので、今後の事業展開については、今現時点でちょっと判断することはできないが、事業の成果や課題を踏まえて、具体的な実施方針や内容を検討していきたいというふうに思っている。

石川委員

１　畜産協議会について、１１年以上開催していなかったということである。過去の会議録を見ると、有益な会議をしているようで、これからの畜産をどうしよう、振興をどうしようということで、先ほど答弁にもあったが、知事の諮問に応じて重要な事項を調査、審査するということであるが、この１１年間、先ほどの答弁だと流通だとか交流について、意向を聴いているということであるが、この協議会がせっかくあって、公募の市民なども入ることで、条例も規則もできているにもかかわらず、開かなかったのがとても残念に思う。ところで、この協議会の定数が２０名以内というふうになっていて、１１名しか委嘱していないというのは、もともとこのぐらいの人数で足りるという判断で、このまま来てしまったのか。それとも、やっても仕方がないというか、開催するような気持ちがないからこのままずっと来てしまったのか、設置したときから、２０名以内のところが１１名でずっと来ている。参加する人が７名だとか、少ない人数になっていて、余り県民の声を聴こうという姿勢がちょっと残念ながら見られないが、その辺の関係について伺いたい。もう一つ、規則がどこを見ても見当たらないが、規則はどこが所管しているのか。これは協議会の関係である。

２　花と緑の振興センターについてである。緑化関係については、やはり県南地区で７４％ということで、県の施設であるから、その業者向けは別にして、緑化関係についてはもうちょっと幅広く、埼玉県内から来ていただけるのが本来の在り方というふうに思う。

一回、会派でも視察をさせていただいて、とても有意義な事業をやっているので、ちょっとこの辺、力を入れるべきだなと思うが、令和６年度はどのように努力をしたのか、説明願う。

畜産安全課長

１　現在の畜産協議会の委員数が１１名ということについての、どういった形で１１名になっているかという質問にお答えする。こちら畜産協議会の委員については、畜産を営む者、あと学識経験者、それと一般公募による者というふうに定められている。その中で定数は２０名以内というような定めがある。その中で１１名というのは、昔からの成り立ちが合っていたかどうかについては、昭和の時代まで遡らないと、いつから１１名になったのかというところは確認の仕様がなく、今すぐにお答えすることはできないが、少なくとも最後の開催のときには１１名となっており、これは、生産者は、例えば、酪農、肉用牛、養鶏農家、養豚農家、要は各畜種の代表の方、それと消費者の代表の方、もちろん、学識経験の方、あとは流通の方を招き、もちろん一般公募の方も協議を行っているので、２０名以内というふうになっているので、十分にそれは充足しているものという考え方で開催したというふうに推測している。あと、規則についての所管であるが、この畜産協議会の規則については、畜産安全課で規則を所管しているところである。

生産振興課長

２　花と緑の振興センターについてである。先ほど７４％という話があったが、こちらは緑化関係者以外の一般の来園者が振興センター近隣の市町村から来られているということになる。令和６年度、ほかのところからも来園者が来ていただけるよう、どのような取組をしたかということであるが、これまでも緑化講座や園内ガイドなどのイベントをホームページやＳＮＳなどで、より幅広く周知してきたところである。委員のおっしゃるとおり、今後はより一層県内各地から来ていただけるよう、園内の家庭果樹のコーナーのリニューアルや、人気の梅園などの改植などを進めるなどして、見本展示園の魅力向上にも取り組んでいきたいと考えている。

石川委員

畜産協議会だけ伺う。昭和の時代というふうにおっしゃっているが、規則が平成１５年なので、多分平成１５年からだと思うが、先ほど人数について充足しているということであるが､だったらそもそもこの２０人以内に定めたのが､ちょっと根拠があやふやである。もう少し最初から少なくしておけば良かったのにという思いもある。ただ、事実上１０年以上開いてないわけであるから、余りそういうことも気に留めないで来たのが現状だというふうに推測する。令和６年度畜産協議会を開催しよう、開催の必要性について検討したことがあったか、最後に伺う。

畜産安全課長

令和６年度に開催の検討をしたかという質問だと思うが、令和６年度については開催の検討をしていない。

野本委員

１　資料４の行政報告書４６７ページの県産木材の利用拡大についてである。県産木材を使った住宅等を建てた工務店に補助しているが、令和６年度に補助した戸数は幾つなの

か。
２　県産木材の利用拡大に向けて、川上から川下までそろった協議会を令和６年度は２回開いていると伺っている。こちらの成果についてもお聞かせいただきたい。

森づくり課長
　野本委員の質問にお答えする前に、先ほど内沼委員から質問のあった件で、３点目であったけれども、答弁漏れがあった。現在協議中のマッチングの案件はどのくらいあるのかということで、ちょっと答弁漏れがあり、現段階ではまだなく、今、アンケート調査等の事業を展開しているところである。
１　県産木材の利用拡大のうち、住宅補助の関係であるが、令和６年度に補助した戸数であるが、こちら４５の工務店から２０２件の申請があり、これの戸数も同じ２０２戸である。県産木材の利用拡大に向けてどういう取組を行っているかというところであるが、住宅補助については、令和５年度に、県産木材の使用割合の要件を６０%から４０%に緩和したりということで、利用促進に取り組んでいるところである。
２　協議会の関係である。今、協議会を進めている中で、川上の資源情報、川中の木材の製品情報、川下の持つ住宅建設情報、それぞれ情報をお互いにオンラインで共有して運用するというシステム作りを進めているところである。６年度については、協議会の中でこういったオンラインのシステムをどういった形で運用していくかというところで計画的に木材を生産するということを、皆さんで合意に至ったというところで、これからまたそれを発展させていくという段階である。

野本委員
　やはり２０２戸ということで、令和６年度の予算調書を拝見すると、成果指標３１７戸というふうに記載もあるので､少しやはり足りていないのかなということで､私の方でも、やはりプレカット店だとか工務店の方では、県産材をやはり使うには流通量が少なくて価格が高いといった声を聴いている。県産材を使うメリットをやはり考えて、そこを施策に落とし込んでいった方がいいのではないかと思うが、県産材を使うメリットなどについての検討はされたのか。

森づくり課長
　県産材のＰＲについては、様々なイベント等でも実施しており、また今後、大手のハウスメーカー等にも参加いただければと考えており、ハウスメーカー等にも訪問して、いろいろと話もさせていただいた。そういった取組を進めて、県産材のＰＲも努めていきたいと考えている。

伊藤委員
１　行政報告４５０から４５２で､新規就業の促進について伺う｡その要求資料では１３、もう一つ、要求資料２５の有機農業・低農薬の取組も併せて使わせていただく。農業従事者は減少傾向で高齢化も進んでいる。埼玉県の食料自給率は１０%、ちなみに北朝鮮の食料自給率は７７%と聞いて驚いた。食糧確保は安全保障である。是非、新規就農者を増やしていくべきだと思っている。新規就農者数が５年間、ほとんど毎年３３０人という数字が出ていて驚く。このほとんど同じという要因について伺う。
２　県内の新規就農者に有機農法の方が多いと思われる。以前、さいたま市の若い有機農法の農家にお話を伺ったところ、私たちに新規参入できるのは有機しかないとおっしゃ

られていた。確かに有機農法は大型機械に頼らず、先行投資が必要ないので、新規就農者には魅力が多いと思う。新規就農者のうち、有機農法の方は何人いるのか説明いただきたいと思う。

３　有機農法の方はＪＡとも関わりを持たないので、今把握をされているよりかなり幅広く県内にいらっしゃるのではないかと思う。この人たちは収量が本当に僅かだと思うが、やはり貴重な新規就農者だと考えるが、いかがお考えか。

４　行政報告４６１ページ、農林水産物の安全供給、米・麦・大豆について伺う。要求資料１６、米の生産力向上を取り上げる。令和６年度で米価が高騰し店頭から米が消えて本当に驚いた。パニック状態だったと思う。主食がなくなるかもしれないというあのような事態を二度と繰り返さない。これは農業行政の責任と考えるが、令和６年度どのような検討をされたのか。そして、備蓄米は、今は２００，０００トン程度と聞いているが、この辺についてもどうお考えか。

５　要求資料１６④の水田活用直接支払交付金について、御覧いただきたいと思う。令和６年度までに年間４０億円を使って転作を支援している。もちろん、麦や大豆も大切な食料である。また、農家はこの補助でとても助かっている。しかし、実際には米の収量は減る。これで農家経営の安定にこの制度の交付金がつながっているのかどうか、効果について伺う。

６　イネカメムシの被害についてである。行政報告４８２ページに病害虫発生の予防と書かれている。ただ、イネカメムシの文字がないので伺う。要求資料は３１である。このような被害状況で、稲作農家にとっては本当に恐ろしい害虫被害であった。伺いたいが、イネカメムシは埼玉県のレッドデータにも掲載されている絶滅危惧種である。なぜ、昨年あれほど発生したのか、試験研究機関では研究をしているのか伺う。そして、令和７年度は余り被害がなかった。広域防除が成功したということでよいのかどうか伺う。

７　要求資料３０になる。高温による損失額は、米しか分からないということで、米の損失状況を出していただいた。昨今の高温は埼玉県農家にとってどのような影響を及ぼしたのかという点で伺う。米は、高温被害をどのように防いでいくのか、特に水の管理や肥料が鍵だと聞いている。これをどう稲作農家に普及してきたのか。

８　高温は来年も将来的に続くと考える。高温に対しどう対応していくのか、調査、若しくは農林部として被害状況を研究すべきではないかと思うがいかがか。

委員長

伊藤委員。質問の途中であるが、決算認定についての質問をお願いする。もう少し簡潔に。

伊藤委員

９　要求資料３２、営農型太陽光発電設備の市町村別許可件数について御覧いただきたいと思う。猛暑の中、農林部も研究をして、ソーラーシェアリングの推進の方向に転換してはどうかと思うが、この点について伺う。

中屋敷委員

それは将来の話ではないのか。

伊藤委員

９　ソーラーシェアリングで、この営農型市町村の許可件数を見た上で、余りにも件数が

少ないものであるから、これを研究した方がいいのではないかと思っているが、検討していらっしゃるのかどうか伺う。
10　行政報告の４６６ページ、林業における施策について伺う。森林の保全は大切であるが、埼玉県の森林で、外国人の土地取得が増えているのか伺う。現在、何ヘクタールぐらいを外国人又は外国籍の方が取得しているのか。また、１０年間でどのくらい増えているのかを伺う。
11　行政報告４８０ページである。伝染病及び病害虫の発生の予防及びまん延防止について伺う。令和６年度に行田市で鳥インフル殺処分が行われた。豚熱ワクチンの取組など、家畜保健衛生所の役割は重要である。そこで、中央家畜保健衛生所の廃止であるが、要求資料２９を御覧いただきたい。中央も大変重要な役割を果たしている。これを廃止し、川越と熊谷だけにしていっていいのか。農家が減ったから中央家保も減らすのだという答弁であったが、以前、質問したときに。家保が減って、また農家が減る。それは絶滅への悪循環ではないか。中央家保はどうするのか、６年度の検討状況を教えていただきたい。
12　先ほどの説明で、不用額１３億の内訳が、補助申請の件数の減、事務所経費との説明があったと思うが、その不用額の内訳について額を含めてお答えいただきたい。

委員長
答弁を求めるが、決算に関する答弁ということでお願いする。

農業支援課長
１　新規就農者数についてである。毎年３３０人ということで、５年間でほとんど同じという点である。県では、農林水産省が示す方針に沿って、埼玉県農林水産業振興基本計画において、現在と同程度の生産を維持するために新たに確保する必要がある新規就農者数として算定した３３０人を、年間確保目標値として定めている。近年は労働人口そのものが減少して、また、他産業との人材競争も激化する中、目標の達成に余裕がある状況ではない。目標の達成のためには、地域機関などがかなり労力を注力しているが、達成困難度は高まっているのが現状である。その結果として、この５年間の新規就農者数はほぼ３３０人となっており、今後も状況は更に厳しくなることが想定されている。引き続き、持続的な本県農業の実現に必要な人材の確保にしっかり取り組んでいく。
２　県内の新規就農者数のうち、有機農業の方が何人いるかということで、有機農業に取り組む新規就農者数の調査はしておらず、把握できていないが、就農相談の段階においても、有機農業には根強い希望があることから、３３０人の新規就農者の中には相応の人数が含まれていると考えている。
３　有機農法の方が貴重な新規就農者だと考えているがいかがかということを質問いただいた。こちらの方は、やはり有機農法に取り組む方については、趣味的な園芸の範ちゅうにとどまり、経営と呼べる水準に達しない方もいると推測している。しかし、農業従事者が減少する中で、利益を追求して持続可能な経営を志向する方は、農法にかかわらず、埼玉農業の重要な担い手であると認識している。このため、有機農法で農業経営の確立を目指す方に対しても、農林振興センターの普及指導員による技術指導などの支援をしっかり行っていく。

生産振興課長
４　米価高騰は農業行政の責任と考えるかどうかについてである。主食である米の価格と

供給の安定は、日々の食生活にとって重要であると認識している。県としても、令和６年度、高温耐性品種の導入などの高温対策の徹底や新たな農業技術の導入支援、農地の大区画化などを更に進め、県産米の安定供給に努めているところである。それから、備蓄米についてであるが、米の備蓄については、食糧法において政府の役割とされていることから、その運営は政府の責務と考えている。なお、備蓄米については、国の資料によると、令和７年９月現在で２９５，０００トンの在庫が残ることが見込まれている。

５　水田活用の直接支払交付金が実際に農家経営の安定につながっているかについてである。国の水田活用の直接支払交付金は、水田で食料自給率や自給力向上に資する、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者を支援するものである。交付単価は、作物ごとの収穫量や生産コスト、販売金額などを考慮しながら生産拡大のインセンティブを付与する形となっている。農家は自らの経営判断において作物を選択しながら、水田の有効活用を図り、交付金を活用することで、農家経営の安定が図られている。

森づくり課長

10　外国人又は外国籍の方が森林を取得している実績であるが、森林法には土地の所有者となった方が市町村に届け出る制度と、あと埼玉県にも水源地保全条例があり、こちらも同様の届出制度であり、過去１０年間での実績、外国人の取得の実績は確認されていない。

農業政策課長

試験研究に関する内容をまとめて答弁させていただきたいと思う。

６　イネカメムシに関して、試験研究機関では令和６年度研究を行ってきたのか。これまで絶滅危惧種だったものが急に発生したということに絡めての質問であった。イネカメムシが大量発生した原因としては、国の研究機関の方でもその原因の推定が行われており、米の生産規模を拡大して作付時期が分散することにより、イネカメムシの餌となる出穂期直後の稲が、これまで以上に長期にわたって分布すること、これが主な原因というふうに考えられているところである。本県の農業技術研究センターにおいても、県内の発生状況の調査だとか、あるいはイネカメムシの越冬場所としてどのような場所が好まれるかの調査だとか、あるいは有効な薬剤の効果の検証だとか、こういった試験研究に取り組んでいた。

９　試験研究に関連して、ソーラーシェアリングに関してもお答えしたいと思う。こちらについては、既に国や他の大学等の研究機関で一定の研究が進んでおり、その内容を踏まえて、営農型太陽光の支援ガイドブックという形で、取組事例を国の方で取りまとめている。そういった観点で一定の知見が蓄積されているものとして、本県において独自に試験研究に取り組んでいるものではない。

農産物安全課長

６　７年度は余り被害がなかったが、集団防除が成功したかという質問であったが、昨年度については、広域一斉防除の推進をするために、対策会議の開催だとか、啓発チラシの配布により、注意喚起や防除対策の周知徹底に取り組んだところである。今年度の状況であるが、まだ今年の結果は全て分かっているわけではないが、各地域で県の広域防除緊急対策事業への参加や個人防除などの実施により、適期の２回防除に取り組まれたことが効果を奏して、発生の抑制や被害の軽減につながっていると推察されている。

農業支援課長

７　米の高温被害についてである。水の管理並びに肥料が鍵ということで、どう稲作農家に普及していくのかという質問である。令和６年の８月の平均気温は、観測史上の３番目の高温となり、令和５年同様、障害が発生しやすい条件であった。この高温の影響により、令和６年度も水稲の白未熟粒が発生した。水稲の高温被害を防ぐためには、適切な水管理や肥料の使用及び適期刈り取りの徹底が重要である。そのため、今年度は、これらの作業を農家に確実に行っていただくために、普及指導員が講習会等により、農業現場において技術指導に努めている。

８　同じく高温であるが、高温に対してどう対応していくのかということと、農林部としても被害状況を研究すべきということであるが、今後の話となるが、県では彩のきずなや新品種を…

委員長

答弁をもっと的確にしていただきたい。

中屋敷委員

今後の話は不要である。

農業支援課長

８　普及指導員が、現地で市町村や農協と連携するとともに、農業者からの聞き取りを通して、高温障害に関する的確な指導に努め、必要な指導をしている。

畜産安全課長

11　中央家畜保健衛生所は重要な機関であるが廃止するのかということの質問に対するお答えをしたいと思う。中央家畜保健衛生所は、再編した場合には、農家指導を行う家畜防疫担当、畜産支援・安全対策担当という業務があるが、その業務は川越家畜保健衛生所が担う予定となっている。今後も、再編後も必要な人員を配置して、引き続き法令に基づく検査などを行い、丁寧に農家指導を行っていく予定である。

農業政策課長

12　不用額に関しての答弁をする。内訳ということであった。１３億超の不用額のうち、そのおおむね半数以上、７億円超が令和５年度の国の経済対策を活用した事業で、これに関係したものが結果的に不用になったというものであった。内容は事業ごとに異なるが、要望した額が国から認められないであったり、あるいは当初の申請の見込みを一部のもので下回った、こういったものが主な原因である。

伊藤委員

高温障害についての関連であるが、ソーラーシェアリングのことで、県は調査だとか研究をしていらっしゃらないということであった。私がお尋ねした農家さんでは、今年であるが、太陽光で安定して収入があると。しかも、稲は今年の猛暑で一定の日陰ができて、むしろ全て一等米だったという話を聞いている。こういう話を、やはり農林部としても聴いて、研究をしていただきたいと思っているが、数件、県内でも、ソーラーシェアリングを設置していらっしゃる方がいるというところでは、調査というものは、令和６年度はしていたのかどうか、再度お願いする。

農業政策課長

　ソーラーシェアリングを実施するに当たっては、農地法上の一時転用許可が必要なものもある。こういった中で、取組の事例として把握しているところではある。試験研究機関では研究を行っていないということであったが、そういった中で、取組の状況については承知をしているところである。

農業ビジネス支援課長

　渡辺委員の質問への答弁について、１点訂正をさせていただきたいと思う。農地中間管理事業による転貸面積の令和６年度実績１，６５６ヘクタールのうち、新規の面積がどれぐらいかという質問に対して、私の方で新規の面積は６７８ヘクタールというふうにお答えした。その上で、それ以外は再転貸というふうに申し上げたが、先ほど申し上げた新規集積面積６７８ヘクタールについては、担い手でない方から機構が借り受けて新たに担い手に転貸された面積であり、その中には厳密に言うと再転貸の面積が含まれている。機構が新規で借り入れて転貸したという意味での新規の転貸面積は約１，１００ヘクタールになるということであるので、お詫びして訂正をさせていただく。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２７日（月）　警察本部）

【説明者】

野井祐一警察本部長、橋本昭文総務部長、羽石千代警務部長、芦澤保弘財務局長、
立川正純会計課長、安留正樹警備部長、引地信郎刑事部長、石井堅次生活安全部長、
中出功サイバー局長、平澤昭彦生活安全部参事官、齋藤克也監察官室長、
杉村周一地域部長、内藤淳一交通部長、小久保和浩運転免許本部長、髙橋武公安第一課長、
岩﨑明警備課長、加藤春樹刑事総務課長、坂本正憲組織犯罪対策総務課長、
藤木渉生活安全総務課長、小林直之総務課長、新井誠警務課長、西嶋俊哉地域総務課長、
久保田豊交通総務課長、本多一美運転免許課長、佐藤正則危機管理課長、
塩原克利外事課長、難波良充組織犯罪対策第一課長、久田大輔人身安全対策課長、
岩森靖少年課長、金子靖施設課長、梅垣康彦厚生課長、塩原浩世情報管理課長、
三富夏樹交通指導課長、小野瀬孝交通規制課長、藤澤慶治組織犯罪対策第三課長、
佐野達夫組織犯罪対策第二課長、井上真希子保安課長、森田雅也生活経済課長、
湯田武サイバー対策課長、竹村久留置管理課長、川井知武総務課渉外調査官

【発言】

森委員

１　行政報告書の６３１ページの交通環境の整備について、交通バリアフリー化対策の推進ということで、視覚障害者用付加装置の設置が９基とされているが、この視覚障害者用付加装置の設置要件と、実際に要件をクリアした設置要望数に対する充足率はいかほどなのか。

２　行政報告書６４５ページの人身安全関連事案、サイバー犯罪への的確な対処ということで、そのうち、「イ　児童虐待対策の実施」について、児童虐待に適切に対応するためには児童相談所との連携が重要だと思われる。私たちこの特別委員会でも、先日、今年度より新設された朝霞児童相談所を視察した。ここの報告書では、児童相談所へ９，８４８人の児童を通告という報告だけあるが、実際にもう少し具体的にこの児童相談所との連携をどのように図っているのかというのをお伺いできればと思う。

交通規制課長

１　視覚障害者用付加装置の設置要件についてであるが、同装置の設置を検討する際には、警察庁の設置運用指針に示されている、視覚障害者の利用頻度が高い施設等の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道など、優先的に設置すべき場所か否か。また、音源設置の可否や周辺への騒音の影響等を考慮しているところであるが、必要条件と言えるものはない。また、設置要望数に対する充足数についてであるが、予算の確保や現場調査、関係機関との調整などの必要性から、年度をまたいで設置に至る場合が数多く、充足数についてお答えすることができないところである。そのため、過去３年間における設置要望数と設置数をお答えするが、令和４年度から令和６年度の間に合計１０１件の要望があり、令和４年度から令和６年度の間に合計１３基を新設し、老朽化した装置１２基の更新をしているところである。

人身安全対策課長

２　まず、児童相談所との連携についてお答えする。児童相談所とは、リアルタイムでオンライン情報共有ができるようになっており、児童相談所が開所していない夜間においても、児童がどんな状態で扱いされていたのか、リアルタイムで分かるようなっている。なお、件数についてだが、令和６年中、警察からの児童相談所に通告した児童の通告数は１０，０６７人で、前年比マイナス１，４７１人となっている。暦年数値であるが、令和７年９月末で、県警察から児童相談所に通告した児童は、７，４１１人、前年比マイナス４１７人となっている。

森委員

視覚障害者用の装置に関して、先ほど令和４年度から令和６年度に１０１件の要望があったということで、新設１３、更新が１０ということで、この１０１件の要望で要件を満たして、具体的な要件があるわけではなく、運用指針というのはあり、それに沿うというお話だったが、１０１件のこの要望のうち、実際に警察の方で付けてもいいというふうに、ある程度、要件を満たしているものがそのうち何件で、あと、それの優先順位をどこに付けるというのは、どのように決めて設置をしているのか。

交通規制課長

１０１件のうち、どの程度要件満たしているかの充足率のことの再質問かと思われるが、年度に比較して、そのうちどれだけ要件を満たしたかということが算出、確認できないような状況である。先ほど申し上げたとおり、年度をまたいでの設置に至る場合が数多く、それを比較・検討することができないというような現状である。よって、先ほど、３年間ごとの期間を置いた数を示したところである。優先順位についてだが、これについては、先ほども申し上げたとおり、視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺、そして視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道などが優先すべき場所として整備されているか否か、こちらが非常に重要となってきている。よって、その部分について、考慮した上での設置とさせていただいているところである。

森委員

うまくちょっと私の質問が伝わってなかったかと思うが、ということは今の答弁だと、１０１件の要望は全て、警察が考える設置の要件には合致していると。その要件というのは先ほどお話あったように、例えば、視覚障害者がよく通るとか、交通量が多いとかといったものに全て１０１件は要件を満たしていて、しかし、優先順位が細かく決められてないので、どうやって１０１件の中で、どのように先に設置をするというのを決めているのかというのをお伺いできるか。まず、１０１件が全て要件に合致しているのか、そして、１０１件の中でどう優先順位を付けているのか。

交通規制課長

要件について１０１件のうち、どれほど充足しているかについてであるが、こちらについては、物理的な設置が不可能である場合もあるので、全てが要件を満たしているということは、素直には言えないかと思う。例えば、音響施設用の設備が張り出しで付けられないというような場所もあるので、その点、数は正確には判明しないが、そういったものについては、物理的に付けられないということが考えられる。ただ、それ以外のものについては、設置の対象になるかもしれないということで、県警本部の方できちんと現場を調査

させていただき、設置ができるものについては、その必要性の高さに優先順位を付けて、設置・整備を進めているところである。

松本委員

１　特殊詐欺総合対策の推進についてである。行政報告書の６２３ページのこれについては、特殊詐欺が大きな課題になっているが、１点目として高齢者の特殊詐欺で、令和６年度認知してるもの、資料２２に認知件数は１，５８６件とあるが、その実態はどういうものなのか。また、特殊詐欺に関しては警察に通報されていないものもかなりの件数があると思うが、そういったものに対して広くどうやって対応を図って、令和６年度いたのか伺う。

２　抑止対策の推進として具体的な取組に、この資料にあるとおり、注意喚起架電数を出していただいているが、結構、年度差があるが、この年度差はどういうことで起こるのか。また、今インターネットやスマートフォンの時代において固定電話の架電、オートコールでの喚起というものだけでいいのかというのは、令和６年度どうだったのか伺う。

３　自転車事故防止対策についてお伺いする。行政報告書の６２７ページである。自転車に関しては、令和５年度からヘルメットの着用の努力義務化であったりとか、令和６年度１１月からながら運転の対策等も強化されたことで、この環境が変わってる中で、自転車に関するこの検挙件数の推移、１，５２９件であるが、これはどういう推移、この令和６年度この増えているのかとかというのはどうなってるのか、また、具体的に警察の取締りの方法とか強化とかが行われたのかお伺いする。もう１点。報告書の中にヘルメットの着用普及とあるが、この着用状況について、余り埼玉県が高くないということであるが、その状況、また県内での差だったりとか、この年はキャンペーンのことを書いているが、キャンペーン以外にどんなことをしたのかお伺いする。

４　サイバー犯罪への的確な対応についてお伺いする。先ほど森委員からも一部あったが、行政報告書の６４５ページである。サイバー犯罪の検挙数が７６７件ということで、これ全体のサイバー犯罪と思われるものからして、どのようなこの７６７件を評価されているのかお伺いする。２点目として「イ」でも挙げられているが、サイバー犯罪の専門的な人材の確保が課題になっているが、令和６年度は、人材確保に向けてどんな取組をされたのかお伺いする。最後に「エ」のところにあるサイバーテロ対策協議会のことがあるが、これは令和６年の具体的な施策にはどのようにつながっているのか、また、検挙数や検挙に至るところにつながるような取組というのはあるのか伺う。

組織犯罪対策第三課長

１　特殊詐欺の被害の内訳状況について説明する。年度の統計はないため、暦年数値で説明する。令和６年中の認知件数が１，５８６件のうち、６５歳以上の高齢者は１，３１３人で、全体の８２．８％を占めている。令和６年中の年代別の被害状況は、８０歳代以上で７５１人、４７．３％。７０歳代で４１９人、２６．４％。６０歳代で２３４人、１４．７％。５０歳代で６５人、４．１％。４０歳代で４４人、２．８％。３０歳代で３６人、２．３％。２０歳代で３３人、２．１％。１０歳代で４人、０．３％となる。

生活安全総務課長

１　特殊詐欺に関して、警察に通報されていないものも含めて実態をどのように捉え、対策を図ったかという質問である。県警察では、家族や知人に知られたくない、被害に遭っていることに気付いていないなどの理由から、警察に被害の通報や相談をしていない

潜在している被害があると認識している。また、犯行グループが、固定電話からスマートフォンへ犯行の手を伸ばし始めたことから、これまで被害のターゲットとなっていた高齢者を中心とした被害に加え、若年層へ被害が広がっていると認識している。県警察では、県警ホームページ、ＳＮＳのＸ、広報、啓発チラシなどを活用して、特殊詐欺の手口周知を図るとともに、被害に遭っている場合などには、すぐに警察に相談するように呼び掛けているほか、日頃から家族で相談できる家族のきずなづくりの醸成を働き掛け、通報を促す対策を推進している。さらに、令和６年１０月及び１２月に県内に本店を置く２５の金融機関と、特殊詐欺等の被害防止に係る協定を締結し、金融機関と警察の連絡担当窓口を設置して、金融機関のモニタリングにより、被害が疑われる取引を認知した際に警察に通報する仕組みを整備したことで、通報されていない被害の把握や被害の拡大防止に向けた対策を推進している。

２　抑止対策の推進についての具体的な取組についての質問である。抑止対策については、被害多発地域の駅やＡＴＭ周辺の警戒活動、金融機関やコンビニエンスストアなどと連携した水際対策、各種広報媒体を活用した情報発信、コールセンターによる注意喚起、常時留守番電話設定、国際電話の利用休止の申込み、防犯機能付き電話の普及促進など、自治体や関係機関、団体、民間企業等と連携し、官民が一体となった取組を推進している。また、本年は、高齢者のみならず、若年層の被害も増加していることから、新たにＳＮＳのＸにおいて、特殊詐欺の手口、注意点、被害状況、不審電話情報等を発信したほか、県内に所在する大学と連携した学生への注意喚起、若い世代が多く集まるプロスポーツの主催試合会場などでの広報・啓発活動を推進している。

２　注意喚起架電数の年度の差、減少しているという理由は何かという質問である。コールセンター事業については、令和６年６月までは、オペレーターによる特殊詐欺の予兆電話が確認された地域の住民に対し、注意喚起架電を実施しており、オペレーターの人数については、過去２年間の被害状況等を総合的に勘案して決定していた。令和４年度、５年度に注意喚起架電数が減少している理由は、令和２年から新型コロナウイルス感染症が流行し、認知件数が減少傾向となり、予兆電話の件数も減少したことに伴い、オペレーターの人数を減員したことから、架電数が減少している。令和６年度は７月１日から、警察庁より提供されている犯行グループの拠点から押収した名簿等に登載されている世帯等に対するオートコールによる注意喚起架電に見直したことから、注意喚起架電数が変化しているものである。

２　ネット時代に固定電話への架電だけでいいのかという質問に対してである。委員の指摘のとおり、犯行グループが固定電話に加えて、スマートフォンへの架電を始めたことから、２０代から５０代の方の被害が増加している。県警察では、スマートフォン利用者への注意喚起を行うため、ＳＮＳであるＸにおいて、特殊詐欺の手口や注意点、被害状況や不審電話に関する情報を分かりやすい短編動画にして発信している。また、生成ＡＩを活用したＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の仮想体験ツールを用いた体験型スマートフォン講座を自治体と連携して実施するなど、固定電話以外の対策を強化している。

交通指導課長

３　自転車の検挙件数の推移について、まず、説明する。自転車の検挙状況の推移として、まず、令和６年が増えているかという話であるが、推移自体は令和４年が７９１件、令和５年が１，３７４件、そして令和６年に２，１２８件、これは年中の数値ということで理解いただければと思うが、増加している状況となっている。その増加した理由については、まずは、令和６年１１月１日に施行された酒気帯び運転、これが自転車にも適

用されることになり、令和６年中、酒気帯び運転を９６件検挙している。また、酒酔い運転を含めた飲酒運転の検挙総件数について１２６件と、前年比プラス９１件となっており増加している。こういったことが一つの要因と考えられるところである。次に、具体的な警察としての取締りについては、令和６年１１月の道路交通法改正によって、自転車運転による酒気帯び運転等の罰則強化が行われたことから、県下一斉取締りの重点違反項目に自転車取締りを指定するなど対策を強化しているところである。

交通総務課長

３　自転車ヘルメットの着用率の関係について、回答する。令和７年６月に実施した自転車乗車用ヘルメットの着用率調査によれば、埼玉県の着用率は１０．６％であり、令和６年の調査よりプラス１．４ポイントとなっている。なお、この着用率の調査だが、これは県内全域というわけではなく、自転車指導啓発重点地区、路線を優先して、これは警察庁が指定しているものである。そこでの調査は、整備された駅前の駐輪場、若しくは、商店街いわゆるショッピングセンターなどの周辺における調査となっている。また、キャンペーン以外の警察での施策だが、警察としての施策は、こども自転車運転免許制度をはじめとする交通安全教育「かぶる・ひろがる・命を守るみんなでカチッと！！プロジェクト」と題して、ヘルメット着用をする団体などを募集して、地域におけるヘルメットの普及と着用の定着化を図る取組などを実施し、自転車乗車用ヘルメットの重要性について周知や着用を促進する取組を推進している。

サイバー局長

４　サイバー犯罪の検挙件数７６７件が、全体のサイバー犯罪からしてどのような実態にあるかについてお答えする。まず、警察の統計であるが、例えば、窃盗や詐欺など、罪名によって分けられており、その手段として、サイバー空間を利用した場合の統計はないので、指標となるサイバー犯罪の認知件数が出ないため、検挙件数との対比ができない。しかしながら、サイバー犯罪の検挙の実態としては、サイバー犯罪の検挙件数が前年度比プラス１５１件、増減率もプラス２４．５％となっているなど、検挙件数は年々増加傾向にあるという状況にある。

サイバー対策課長

４　サイバー人材の確保についてお答えする。県警では、優秀なサイバー人材の確保に関して、一般の警察官採用試験とは異なる、情報通信技術等に関する知識・技術についての専門試験を実施して採用する、サイバー犯罪捜査Ⅰ類Ⅱ類の採用を行っており、積極的にサイバー人材を採用している。令和６年度時点では、このサイバー犯罪捜査Ⅰ類Ⅱ類合わせて１０名を採用している。採用に向けた具体的な取組については、サイバー局が主催するサイバー捜査体験を含むインターンシップとか、学生を対象とした情報通信の知識・技術を問うコンテストの開催等を通じて、県警で働く魅力等を発信している取組を推進している。

公安第一課長

４　サイバーテロ対策協議会の施策・取組状況等についてお答えする。同協議会については、原則年１回、参画事業者が出席する総会を開催しており、民間有識者による情報セキュリティに関する講演、県警察による活動報告等を実施している。また、県警察として、本協議会参画事業者等を定期的に訪問し、各種情報共有を行っているほか、サイバ

ー攻撃を想定した共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナーを開催し、サイバーセキュリティ意識の向上を図っている。令和６年中の取組状況としては、協議会参画事業者に対して、情報提供及び注意喚起、これを合計８９件、延べ５８６社に実施している。また、共同対処訓練を３６件、サイバー攻撃対策セミナーを６１件、それぞれ実施している。また、同協議会の取組が犯罪検挙につながっているかとの質問であるが、同協議会は県警察と県内の重要インフラ事業者との間で、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティーに関する情報を共有し、サイバーテロの未然防止、そして、各種サイバー攻撃事案に対処できる協力体制を構築することを目的として設立されている。したがって、本枠組みが直接的に犯罪検挙を目的としているものではないが、参画事業者から、サイバー攻撃に関する被害相談等があれば、被疑者検挙に向けた所要の捜査を実施していく。

松本委員

サイバー犯罪の人材確保のところだが、先ほど１０名ということだったが、７６７件以外に、認知しているだけで、もうかなりこちらの割合がこれからもどんどん増えていくような状況の中で、令和６年度に実際どう、この人材で対応できているのかという状況とか、採用なのかそれとも民間の外部と組むとか、もろもろの検討があったと思うが、令和６年度このサイバー犯罪全体に対して、それに対応できる人材がどういう状況なのか、再度お伺いする。

サイバー対策課長

サイバー人材の採用については、先ほどの専門的な知識を有する者の採用ということで、サイバー犯罪捜査Ⅰ類Ⅱ類の採用ということを推進しているところではあるが、このほかにも、そういったサイバー事案に対処するための人材として、一般採用の警察官についても、例えば、民間の優れた技術を研修等で学んだり、そういった能力の底上げを図って、県警全体でこういったサイバー事案の方に対処するというような形を実施している。様々な研修とか、こういった採用を通じて、人材の確保と能力の底上げを図って、事案に対応するという形になっている。

小川（寿）委員

１　行政報告書６２５ページ、こども・女性の犯罪被害防止活動の推進についてお伺いする。先ほどの説明の中でも、先制・予防的に警察活動を推進したという説明があった。令和６年度において、具体的な活動内容は、どのような傾向であったのか。また、その成果について教えていただきたい。

２　令和５年７月７日、警察庁通達により「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」が、発出されているが、この通達において令和６年度、県警本部ではどのような対応をされて、どのような実績であったのか、教えていただきたい。

３　行政報告書６２５ページ、少年非行防止活動の推進について記載があり、令和６年度は少年非行１，５１６人を検挙、補導したということだが、令和６年度そのような事態に至った事案の傾向について教えていただきたい。

４　県の再犯防止計画において県警本部は、学習支援、農業体験などの取組実績を掲げているが、令和６年度、具体的にどのような取組と実績があったのか教えていただきたい。

５　行政報告書６４０ページ、覚醒剤の大麻事犯の取締りの推進について、大麻事犯における若年層の対策について及び新たな乱用薬物への取組、警察の対応について教えてい

ただきたい。
６　警察官の育成についてだが、令和６年度の警察官の採用及び警察学校における退職者の状況について教えていただきたい。

生活安全総務課長
１　令和６年に対応した「先制、予防的に警察活動を実施した」について、具体的な活動内容及び成果についての質問である。県警察では、先制、予防的活動として、中学校、高校、大学の各受験期における痴漢や盗撮被害防止のため、駅構内における警戒活動など、女性やこどもに対して、声掛けやつきまといなどをする行為者への指導・警告活動を行っている。さらに、声掛けやつきまといなどの事案を認知した場合は、行為者を特定するための捜査を実施し、特定した行為者に対し、検挙又は指導・警告の措置を行うなど、重大事件に発展する前に、被害を未然に防止する活動も積極的に実施している。質問の年度の数値の統計はないが、令和６年中、こどもや女性に対する声掛けや、つきまといなどの事案は、３，７５２件認知しており、前年比３４７件減少、減少率は９．２％となっている。また、先制、予防的活動により行為者に対して指導・警告を行った件数であるが、令和６年中８５０件で、前年比２１５件減少、減少率は２０．２％となっている。
２　警察庁通達「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」の令和６年度の実施内容と成果についての質問である。県警察では、１６歳未満のこどもを対象とした、不同意わいせつなどの暴力的性犯罪で服役して出所したものについて、法務省から情報提供を受け、所在確認を実施するほか、必要に応じて、出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。所在確認は、出所後、速やかに対象者が居住予定地に移住しているかどうかを確認し、定期的に居住状況を確認している。面談は、所在確認の際、必要に応じて、対象者の同意を得て行っている。登録期間や対象者の数、活動内容や成果については、再犯防止措置制度の運用に支障をきたすおそれがあるので、公表は控えさせていただく。県警察としては、警察庁通達の趣旨に沿って、関係機関、団体との連携に努め、引き続き適正な措置を講じていく。

少年課長
３　少年非行１，５１６人を検挙、補導などについての質問だが、令和６年度中、傷害や万引きなど、刑法犯と銃刀法や条例違反等の特別法犯で検挙、補導した少年は１，５１６人で、前年度と比較して３１人、マイナス２．０％減少している。内訳については、刑法犯で検挙された少年が１，３３７人で、前年度と比較して７７人、６．１％増加しており、特別法犯で検挙された少年が１７９人で、前年度と比較して１０８人、マイナス３７．６％減少している。令和６年度中の傾向としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が解除となり、刑法犯は増加傾向にある一方で、迷惑行為防止条例違反で取り扱っていた盗撮事案が、令和５年７月の法改正により、統計上、刑法犯として計上される性的姿態撮影等処罰法として取り扱われるようになったことにより、特別法犯で検挙された少年が減少している。罪種別では、オートバイ盗が６５人、前年度比プラス２８人、プラス７５．７％と前年度から大幅に増加しており、特殊詐欺を含む詐欺についても５９人、前年度比プラス１５人、プラス３４．１％と前年度と比較して増加している。また、旧大麻取締法違反、現在の麻薬及び向精神薬取締法で検挙された少年についても３２人、前年度比マイナス３人、マイナス８．６％と、高水準で

推移している。

４　少年の再被害防止について、学習支援、農業体験などの取組実績と成果についての質問だが、少年サポートセンターでは、少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者の申出に応じて、電話連絡や面接などにより指導・助言をしたり、体験活動への参加を促したりする活動のほか、かつて警察で取り扱った少年及びその保護者に積極的に連絡を取り、周囲の環境や自身の問題を抱え、再び非行に走りかねない少年に手を差し伸べ、個々の少年に応じた指導・助言、学習支援活動や各種体験活動への参加を促すなど、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。令和６年度の立ち直り支援活動は、学習支援１回、農業体験３回、フラワーアレンジメント等の生産活動９回、料理教室３回の合計１６回を延べ１７人の少年に実施している。立ち直り支援活動をはじめとした継続的な支援により、将来に希望が持てなかった少年が、自己肯定感や進学に対する意欲を高め、自ら努力をして、希望する学校や就職先に進むことができた、家庭内での会話が増え、険悪であった保護者との親子関係が改善したなどの事例がある。

組織犯罪対策第一課長

５　まず、一つ目の大麻事案における若年層への対策についてであるが、令和７年９月現在で、大麻事案の検挙人員は９６人であり、そのうち、１０代２０代の若年層の検挙人員が約７割を占めている。この背景には、大麻の有害性を軽視して乱用に対する抵抗感が希薄であるということと、ＳＮＳを通じて大麻を入手できる環境があることなどが考えられる。対策としては、まず、大麻の密輸入事犯、密売事犯、大麻栽培事犯など、供給源に対する摘発を行う。また、需要側である大麻乱用者の取締りを行う。さらに、大麻の有害性を高校、大学、社会人などの若年層に周知させるための講習等の広報・啓発活動を推進している。続いて、新たな乱用薬物への取組、県警の対応であるが、現時点、麻薬及び向精神薬取締法において２３９物質が麻薬に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において２，４７４物質が指定薬物に、それぞれ指定されており、本年５月には、笑気麻酔やゾンビタバコと称されているエトミデートが指定薬物と指定されている。現時点、当県においてエトミデートに関する検挙事例はないが、他県警において、エトミデートを海外から輸入したとして、川口市内居住の者を検挙していることを承知している。新たな麻薬又は指定薬物と思われるものを発見、押収した際には、科学捜査研究所へ鑑定嘱託に付して、物質を特定し、被疑者を検挙するなど適切に対応する。

警務課長

６　警察官の採用及び警察学校における退職者の状況についてお答えする。令和６年度の警察官採用者数は、３５２人であった。また、令和６年度に採用された警察官の警察学校入校中、これは初任科生として６か月又は１０か月の入校期間中ということであるが、退職者数は３０人であった。

深谷委員

１　行政報告書６３１ページの交通バリアフリー化対策の推進について、従来から私も、更なる推進をずっと求めてきたが、令和６年度中に、この記載のとおり歩車分離式信号への改良、視覚障害者用付加装置９基、また高度化ＰＩＣＳ等の信号機の改良１基行ったということで、この令和６年度の取組とともに、令和６年度の時点での整備総数について、もうちょっと詳細を教えていただきたいのと同時に、同規模の他県の状況、その

比較も踏まえた上で教えていただきたい。
２　行政報告書の６４５ページになるが、ストーカーの対策について、ストーカー事案の昨今も様々、報道等でも課題になっているが、再犯防止の取組について、令和６年度どのように取り組まれてきたのかということをお伺いする。
３　行政報告書６３２ページの部分で、運転免許行政の積極的な推進という記載があるが、令和７年３月であるが、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が始まったところである。その関連で経費として、この令和６年度、どのようなものを整備をされたのかということをお伺いできればと思う。

交通規制課長
１　埼玉県内における令和６年度末現在における整備総数については、歩車分離式信号が６５８基、視覚障害者用付加装置が１，０５１基、高度化ＰＩＣＳが６基である。また、同規模県警との比較ということで、同規模県として、神奈川県、千葉県、愛知県、兵庫県、福岡県を例に挙げさせていただき、令和６年度末現在の整備総数について、順次お答えする。まず、歩車分離式信号については、神奈川県は１，００３基、千葉県は３７４基、愛知県は９１６基、兵庫県は２４７基、福岡県は３９６基である。次に、視覚障害者用付加装置については、神奈川県８１６基、千葉県５９９基、愛知県１，４５８基、兵庫県４６７基、福岡県８９５基となっている。そして、最後に高度化ＰＩＣＳについては、神奈川県８０基、千葉県２基、愛知県３９基、兵庫県２３基、福岡県２３基の整備となっている。

人身安全対策課長
２　ストーカーの再発防止事案のための取組についてお答えする。ストーカー事案に対しては、事件検挙できるものは事件検挙し、検挙できない場合でも、行為者に対し口頭指導や警告書の交付、行政処分である禁止命令等を実施し、再発防止を図っている。また、禁止命令の措置を講じられた加害者に対する再発防止策については、令和６年５月１日から行為者に精神科への受診を積極的に働き掛けるとともに、定期的に加害者、被害者双方に警察から連絡を取り、近況を把握することとして、再発防止に努めている。

運転免許課長
３　関連経費について説明する。マイナンバーカードのＩＣチップに運転免許の情報を書き込むための必要な機器であるマイナンバーカード運用管理端末装置として、免許情報の書き込みなどを操作するためのタブレット端末、マイナンバーカード内に運転免許情報を書き込むためのＩＣカードリーダーライタ、あと、書き込んだ免許情報を出力するためのプリンター等に係る経費を計上している。

深谷委員
　マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関わることで答弁いただいたが、この機器は、免許センターとか警察署にそれぞれ何台ずつ整備されたのかということと、あと例えば、警察官の方が交通の取締りなどで現場活動する際に、マイナ免許証であることを確認するとかそういうシチュエーションがあるかと思うが、そういった場合の確認というのはどのように行っているのかということ、もう１回お伺いできればと思う。

運転免許課長

免許センター等と警察署に配備される数だが、１０８台である。内訳については、免許センターや岩槻高齢者講習センターなどに３２台、鴻巣警察署を除く警察署に７６台を配備している。また、警察官が交通取締り、現場活動する際にマイナ免許証をどのように確認するかという質問であるが、警察官がマイナ免許証の提示を受けた際は、警察官が所持をしている携帯端末、高度警察情報通信基盤システム、通称ピー・トリプルアイを用いて、免許情報を確認することとしている。

岡村委員

１　行政報告書の６２４ページの防犯指導班「ひまわり」についてだが、こちらのなかなか予約が取れないというお声を以前よりいただいているが、令和６年度の派遣要請数と実施数を教えていただきたい。

２　６２６ページのシルバーサポーター制度についてだが、次の６２７ページに事業所がどのように変化しているのかという数字が出ているが、１２事業所が令和６年度増えて、その中で、利用者の足の確保になるような移動手段に係る加盟事業所が幾つ増えたのか教えていただきたい。

３　６３２ページ、運転免許証についてのところだが、外国人の方が、運転免許を取得する際の学科の試験が多言語化をされたということだが、多言語化されたことによって、免許を取得される方もおのずと増えたかと思うが、免許を取得した際に配布をされる安全教育等のそういったパンフレットも同時に多言語化を図っているのか。

生活安全総務課長

１　防犯指導班「ひまわり」についてである。令和６年度中、なかなか予約が取れないという声があるということである。防犯指導班「ひまわり」の派遣申請については、毎月１日から３か月後の月の派遣について受け付けている。令和６年中の申請数となるが、７８８件の派遣申請があり、実際に派遣となったのは５５７件である。

交通総務課長

２　シルバー・サポーター制度、協賛事業の関係についてお答えする。シルバー・サポーター制度に協賛している事業については、令和７年９月末現在、３２２業者である。移動支援に係る事業については、タクシー業者３件が新たに協賛していただいている。

運転免許課長

３　外国人が運転免許証を取得したときのパンフレット等が多言語化されているのか等についてだが、一般的に更新時講習のテキストについては、多言語とはなっていないが、外国人に運転免許証を交付する際に、多言語化した、当県警が作成した交通安全のテキスト、あと警察庁が作成したリーフレットを活用している。なお、当県警作成の交通安全のテキストについては、１２か国語に対応しており、警察庁作成のリーフレットについては、６か国語に対応しているものである。

岡村委員

最初のひまわりさんのことだが、やはり、派遣件数と実施数がちょっと追い付いてないということで、実際に派遣できなかったところについての対応というのは、令和６年度どのようにされたのか。

生活安全総務課長

要請があって実施できなかった場合、どのような対応をしているのかという質問である。防犯指導班「ひまわり」については、多くの申請を頂いている上、１日に派遣できる警察官にも限りがあるので、希望が集中した場合は、今まで派遣を行っていない幼稚園や自治会等を優先しており、派遣をお断りする場合があるのも実情である。防犯指導班「ひまわり」の派遣ができなかった場合については、申請された方が、防犯指導班「ひまわり」による講話ではなく、警察署の警察官による防犯講話を希望される場合には、警察署による防犯講話を実施している。また、ＹｏｕＴｕｂｅの埼玉県警察公式チャンネルに公開している防犯指導班「ひまわり」による防犯指導の動画の活用についてもお願いしているところである。

宮崎委員

１　行政報告書６３２ページと６３３ページの高齢者講習の関係で質問させていただく。令和６年開所の岩槻の高齢者講習センターでは、７５歳以上の認知機能検査と高齢者講習は同時に受けられる状況なのか。

２　令和６年度は、郵送料が値上げをしたり、また、令和５年の段階で、７５歳以上の人口の増加率が埼玉県は全国トップという形で、７５歳以上の免許者、対象者に対して、認知機能検査、そしてあわせて、更新、高齢者講習等のお知らせを一括ではがき郵送したり、そのような、工夫をして費用を削減するなどの検討は、令和６年度なされたか。

運転免許課長

１　岩槻高齢者講習センターでは、高齢者講習と認知機能を１回で済ますことができないかということの質問だが、岩槻高齢者センターでは認知機能検査と高齢者講習は、原則同日実施はしていない。認知機能検査を１日最大１８０名、高齢者講習は１日最大１２０名の受入れ枠として実施をしているが、同日として実施をする場合、認知機能検査の受入れ枠も高齢者講習の枠に合わせる必要があり、そうすると、１日の認知機能検査の受入れ枠が減少してしまうことになる。我々もより多くの受検者を受け入れることにより、全ての高齢者が期限内に運転免許証の更新をしていただくため、現状を維持したいと考えている。

２　認知機能検査、高齢者講習、更新の通知については別々に郵送されているが、費用の関係で一つのお知らせにできないのかという質問である。７５歳の以上の方が対象の、高齢者講習と認知機能検査については、認知機能検査の結果に基づいて、高齢者講習の通知を発出しているところである。一律に認知機能検査と高齢者講習の日程を指定した場合、認知機能検査において、認知症のおそれありと判定させされてしまうと、医師の診断書を受ける必要があるなどの理由から、予定されていた高齢者講習を受講できずに受講枠に欠員が生じてしまうため、分離をして通知をしているものである。県民の皆様がそれぞれの手続を確実に、混乱することなく、実施していただけるように努めてまいりたい。

宮崎委員

同時に受けられないということと、混乱しないようにはがきは別々で送っているということは説明いただいたが、認知機能検査自体は１時間ぐらいで終わるもので、７５歳以上の人を何度も何度も会場のところに行かせるのも、ちょっとはがきが工夫されたりとかするだけで同時に入力できるので、必要なのではないかなというふうに思っている。質問と

しては、その予約の時間とかを減らすとかいう観点で、令和６年度の岩槻の高齢者講習センターが開設されたと思うが、そのほかに令和６年度は、同様のことを対応するために予約の期間に何か検討はしたのか。高齢者講習の待機期間というのが、令和６年度に岩槻の高齢者講習センターが開始されたことで、５日間とか短縮されたということだが、それ以外に、令和６年度で高齢者講習の待機期間３０日とかそれぐらいかかっているので、併せてほかに何か減らすものというのは検討されたのか。

運転免許課長

高齢者講習については、件数もかなり多いということもあるので、岩槻と免許センターのみでは全て賄うことはできないので、近隣の指定自動車教習所等５２か所の教習所にお願いをして、高齢者講習も併せて実施をしているで、その分について、減っているものと思われる。

伊藤委員

１　行政報告の６２１ページ施設整備について伺う。小鹿野署を秩父署に統合する計画が公表された。このことは、行政報告書には一切書かれていないが、取組はされたはずである。小鹿野町や町議会からどのような意見が届いているのか、そして、町民に対してどのような説明を行ったのか、町や町の議会、町民はそれに納得したのか、取組を説明いただきたい。

２　行政報告６３０ページ交通環境の整備についてである。先ほど来からも議論があるが、信号機の設置について伺う。要求資料１３だが、令和６年度の信号機の設置要望は４６７件に対して、設置数は２６基にすぎない。大体５年間でずっとこのような数しか設置をしていただいてはいない。やはり、交通安全を考えると、先ほども不用額が２６億円出ているという、全部を使えるわけではないが、補正を組んで整備費を増額する、是非、信号機設置に向けての補正額を考えていただきたいと思っているが、整備費の増は検討されたのかどうか。

３　要求資料２４、横断歩道の補修要望と実施件数の推移についてである。私も毎年たくさんの横断歩道の塗り直しをお願いしているところだが、私の実感としてはお願いしてから非常に、数か月も時間がかかるというふうに感じている。横断歩道が消えているので、やはり、歩行者が手を挙げて止まっていてもなかなか見えないので、車がなかなか止まってくれないというそういう声も聞いているところである。すぐに対応していただいているかどうかを説明いただきたい。

４　行政報告書６３２ページ、運転免許行政の積極的な推進のうちの岩槻の高齢者講習センターについて伺う。要求資料２７である。これを見ると、外廊下が２年で４．５センチ沈下をしていると資料に出ている。令和６年度の段階で、このような状況をどのように確認していたのか説明いただきたい。

５　岩槻の高齢者講習センターではキャッシュレス決済を進めており、現金での決済が一切なくなってしまった。これに対して、６年度は問合せや、苦情とかはセンターにあったかどうか。

６　行政報告６４５ページ、人身安全関連事案への的確な対処についてである。令和６年１０月は桶川での猪野詩織さんの桶川ストーカー殺人事件が起きてから、ちょうど２５年目に当たる。繰り返し警察に被害を訴えながら対応してもらえずに、桶川駅の路上においてナイフで殺されてしまった被害者の苦しみを思うと、本当にいたたまれない気持ちである。しかし、神奈川県でもこのような事件が繰り返されている。ストーカーやD

Ｖは、男女間の感情のもつれなどと軽く見られがちだが、殺人など凶悪犯罪に結び付きかねない丁寧に慎重に対応すべき案件だと思っている。この件に関して資料を出していただくと、ストーカーやＤＶの相談件数が非常に減少していて、有り難いと感じている。どんなことをして、このように激減してきたのか説明いただきたい。

７　こういうような事案に関しては、やはり女性警察官の配置は重要と感じている。要求資料では、近年、女性の警察官の配置数は増加しているようである。その際には、女性のトイレを増やすとか休養室を増やすなどの施設整備を進めていただきたいと思っているが、この状況も説明いただきたい。同時に、ストーカーやＤＶだけではなくて、パワハラやセクハラについても対策をされたのかどうか。

８　行政報告の６４５、６４６、サイバー犯罪への的確な対処について伺う。インターネット等で他人を脅迫するような事案などが今、激増している。しかし、資料２５を見ると、相談受理件数は余り増えていないように感じている。しかし、近年、メールを使った議会活動への恐ろしい脅迫活動が増えている。鶴ヶ島市では、女性議員への殺害予告が今年に入って２回も行われている。このことによって、鶴ヶ島市はこども議会の中止など、大きな影響を受けているところである。私ども党県議団も２年前に殺害予告があり、このときはもう議長の機敏な判断で警戒などを行っていただいた。犯人は無関係な人になりすまして殺害予告メールを送ってきて、これを追い詰めるためには大変な時間と手間がかかると、サイバー犯罪担当警察官がおっしゃっていた。しかし、この件に関しても、２年の月日が過ぎてもいまだに犯人は捕まっていない。このような犯罪者を野放しにすることは、自由な言論活動の封殺とつながらない。このようなメールによる脅迫事案に対して、まず、令和６年度の県警全体で何人体制で取り組んでいるのか。２点目は、このようなＳＮＳやメールなど、インターネットによる脅迫案件の認知件数と検挙件数は何件だったのか。

警務課長

１　小鹿野警察署の統合について、質問にお答えする。まず、町民に対しどのような説明を行ったのかだが、小鹿野警察署の統合については、令和６年度にホームページ上において統合方針を公表して、これまで様々な取組を行ってきた。令和６年度中の取組としては、統合方針について、小鹿野町や町議会等に対する事前の説明を行ったほか、町民等の方々への説明会を１９回開催するとともに、県警ホームページにおいて、意見、要望を募集するなど、広く意見等を伺ったところである。次に、町や町議会などからどのような意見が届いているのかというところであるが、小鹿野町、小鹿野町議会等から提出された要望書等において、小鹿野警察署の存続や、統合された場合の免許更新等の窓口継続を求める要望があったほか、ホームページ上で募集した、意見、要望においては、町民等の方々から２３件いただいていて、約過半数が、免許更新等の行政窓口業務の継続を要望するものというものであった。続いて、町、町議会、町民は納得しているのかというところであるが、住民説明会や意見、要望の募集においては、一部統合に反対するものもあったが、意見の多くは、免許更新等の行政窓口業務の継続を要望するものであった。今後、これまでにいただいた意見等を踏まえて、総合的に検討を行うほか、皆様の不安を払拭できるよう丁寧な説明を行っていく。

会計課長

２　警察費の不用額、また、補正予算の要求に係るものについてお答えする。警察費の不

用額、約２６億円の主なものについては、共済費７億９３６万円、職員手当等５億７，５１８万円等である。不用額の生じた主な理由は、継続費の精算を行う事業や年度末までの執行に変動が見込まれる事業、そして、２月補正予算の要求後に事情変化のあった事業などである。２月補正では減額せず、決算において不用額を計上しているための不用額となっている。補正予算は、年度内に国の補正予算に係る事業や緊急性の高い事業など、当初予算にやむを得ない変更が生じる場合に実施しており、信号機の設置には、当該事由がなかったことによるものである。

交通規制課長

３　信号機の整備についてである。信号機の新設については、予算額で設置数を調整しているものではなく、県民等から受けた要望場所における調査結果に基づき判断している。要望については、全ての場所において信号機設置の条件を踏まえて調査を実施しており、信号機設置の必要性が認められ、かつ、設置するための交通環境が整っている場所については全て予算を計上し、認められているところである。また、横断歩道の補修についてである。横断歩道の補修については、要望を受理した後、工事の設計発注に１ないしは２週間を費やし、その後、約１か月ないし１か月半の入札手続を経て、施工業者が決まることになる。その後、施工業者が３ないし４か月の工期の中で、現場の補修を行うこととなる。そのため、横断歩道の補修まで、４か月ないし６か月程度の期間を要しているところである。なお、契約の方法については、総価契約を取り入れることで、施工単位を抑えて、より多くの補修要望に応えられるように配慮している。今後も、交通安全の支障が生じないよう、安全施設の維持管理に努めてまいりたいと考えている。

施設課長

４　岩槻高齢者講習センターの地盤沈下についてお答えする。現在、目視にて確認できているところでは、講習棟から講習コースに出る渡り廊下周辺部分において沈下が認められたため、段差解消の修繕を実施したところである。地盤沈下は、自然的な現象に起因するものであるので、庁舎管理所属と情報共有を図るとともに、定期的な点検を実施していくこととしている。また、再発の際には適宜、沈下の状況に応じ、修繕等の対応を図っていく。

運転免許課長

５　キャッシュレス決済の件であるが、岩槻高齢者講習センターでも、他の県の施設と同様に県の施策にのっとり、手数料の支払は原則、キャッシュレス決済としている。令和６年度でこのような問合せ等があったかという質問であるが、現金を使うことができないなどの手数料の支払について、意見、要望などを承ることはある。引き続きキャッシュレス化に伴う窓口の混乱が生じないよう、県と連携をした周知などを徹底するとともに、窓口においては丁寧な説明をしていく所存である。

人身安全対策課長

６　ストーカーやＤＶ事案は、丁寧かつ慎重に対応すべき案件と思われるが、県警の所感はいかにという質問についてお答えする。県警では、ストーカーやＤＶ事案をはじめとする、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことを念頭に置き、県警本部と警察署が連携して、最悪の事態を想定し、被害者の安全確保を最優先とした対応を取っている。具体的にいうと、加害者の

行為が何らかの刑罰法令に触れる場合は、早期検挙措置で臨み、検挙に至らない場合であっても、注意指導や禁止命令等の行政措置を講じている。また、被害者に対しては、事案に応じて、１１０番通報登録や携帯用緊急通報装置、いわゆるココセコムの貸与など、保護対策を実施するとともに、双方に対して定期的な連絡による経過の確認をしている。さらに、ストーカーやＤＶ事案の相談受理件数が減少傾向にあるが、要因は何かという質問についてだが、一概には言えないが、ストーカー事案については、事件検挙や禁止命令等の行政措置を積極的に取り組んでいるほか、ストーカー事案に発展する前段のトラブル、いわゆる夫婦げんかだとか、交際者間におけるトラブル等認知した際は、その過程で、両当事者に離別の意思、別れるという意思を確認できた場合は、その場において、ストーカーリーフレットを交付して、別れた後にこういうことをしたらストーカー行為になる、ということを指導徹底している。それが減少の要因になっているかと思う。また、ＤＶ事案についても、相手方の行為が刑罰法令に触れる場合は、積極的な検挙措置を講じているほか、事件化に至らない配偶者間のトラブルであっても積極的に介入し、再被害防止のために必要と思われる指導助言や、保護対策の徹底、さらには、両当事者の親族、両親、会社の上司等に監護措置を依頼するなど、きめ細かな対応を図っていることが減少の要因になったものと考えている。

施設課長

７　女性トイレ、休養室などの施設整備についてお答えする。委員の指摘のとおり、女性警察官は年々増加しており、女性用トイレや女性用仮眠室の整備は、働きやすい職場環境を整える上で重要であることと認識しているところである。このことから、施設の改修予定等に合わせ、施設整備を進めてきたところであるが、引き続き推進していく。

監察官室長

７　パワハラ、セクハラの対策についてお答えする。ハラスメントについては、被害者の尊厳や人格を傷付けるだけでなく、職場環境を悪化させる行為であるという認識の下、組織を挙げてその対策に取り組んでいる。具体的には、ハラスメント防止対策推進体制を取り、職員に対するハラスメント防止対策教養、各所属にハラスメント相談員を設置するとともに、相談窓口専用ダイヤルを設け、電話、メールで職員が相談しやすい環境を整備し、迅速かつ適切に対応している。また、必要に応じて、提携部外相談機関の相談窓口を案内している。さらには、各種会議において、警察本部長をはじめとする幹部により、繰り返し指示していることに加え、幹部職員を対象としたハラスメント対策研修、パワーハラスメント防止を目的としたアンガーマネジメント研修、女性職員を対象としたセクハラ防止教養、ハラスメント防止に資する資料の作成などを実施しており、今後も、継続していく。

刑事総務課長

８　ＳＮＳやメールによる脅迫事件に対して、令和６年度、県警全体で何人体制で取り組んでいるのかという質問だが、捜査の体制については、捜査手法に係ることであり、回答を控えさせていただく。続いて、ＳＮＳやメールによる脅迫事件に係る、認知件数、検挙件数だがお答えする。歴年数値となるが、インターネット等のネットワークを利用した脅迫事件については、令和６年中、認知件数９０件、前年より９件増加。検挙件数６３件、前年より１０件増加である。

警務課長

１　先ほど、小鹿野警察署の統合において、町や町議会からどのような意見が届いているかの中で、ホームページ上で募集した意見、要望の過半数が免許更新等の行政窓口業務の継続とお答えしたが、約半数が正しいものであるので訂正させていただく。

伊藤委員

前にも議論があったとおりに、信号機の設置要望数、要求資料の１３だが、県民からの要望数が６年度は４６７件で、新たに設置された基数が２６基というところで、今の答弁だと、県民からの要望に沿ってというような、予算の範囲が決まっていて予算を超えてしまったので、それで設置をしないということはないというふうな回答であった。この５年間を見ても、もう桁が違うほど要望があって、信号機の設置がほぼ３０基ということになっている。これは調査活動が間に合わなくて、毎年この例えば、３０基ぐらいが一杯一杯で、建てるのが、これが限界なのだという理解なのか。それとも、要望はあったけれども、いろんな条件があってというのも、もちろん建てられないというのがあるとは思うが、例えば、令和６年度の４６７の要望のうち、条件が合わないで建てられないというのが、例えば、半数あるとか４００件あるとか、その数字が分かったら、説明いただきたいと思う。

交通規制課長

先ほどの信号機の整備について説明する。県民の要望を受けて、各警察署からの上申されてくる要望の中には、警察署でも設置困難とは思われるもの、信号機の設置に適さない場所の要望が多数含まれており、物理的に設置できない場所、また、現場を調査、確認した結果、必要性が非常に低いというような場所、そういったものが多数含まれていることから、実際、要望があっても、設置に至らないというようなものである。なお、信号機の設置については、信号機の設置の指針に沿って行っており、具体的には、車道の幅員、歩行者の滞留場所、信号柱の建柱場所、主道路ピーク時の１時間の交通量が原則３００台以上、そして隣接信号機との距離が原則１５０メートル以上などの必要条件にいずれも該当しているとともに、原則として、信号機設置以外に事故防止の代替手段がない、人身事故が年に２件以上、そして、児童等の安全を特に確保する必要がある場所、そして、主従道路の交通量から渋滞が見込まれる場所、そして、四つ目として、自動車交通量が多く歩行者の横断が困難な場所、こちらの４項目のうち、いずれかの要件に該当する必要がある場所について、設置をするものとしている。よって、県全体での要望については４６７件、令和６年度あったが、それらの指針に従って検討した結果、実際に新設になっている数となる。

石川委員

１　行政報告書の６２７ページ、自転車事故の防止対策についてである。以前、一般質問でもお伺いしたが、年少者、高齢者以外の中年世代の自転車の交通事故が実態として多いということを指摘した。その結果、中年世代のルールの啓発を行っていくというふうに令和６年の９月に答弁いただいているが、令和６年度はどのように取り組んだか説明願う。

２　事項別明細書の１１４ページ、警察施設費の工事請負費の不用額について、先ほど執行残ということだったが、主な理由をお聞かせいただきたい。

３　事項別明細書の１１５ページ、警察活動費の報償費についてである。捜査協力者への謝礼とかそういうものも含まれているのがこの報償費だと受け止めているが、令和６年

度の不用額が１３６円しかなかった。こういう御時世なので、なかなかこれを増額するというのは難しいかもしれないが、県民の安心と安全のために必要な予算であれば、令和６年度中の執行状況を見て、令和７年度の予算要求をするとか、そういうことも必要だったかと思うが、残念ながら令和７年度の予算は若干減額になっているようである。令和６年度中の考えについて伺う。

交通総務課長

１　年少者、高齢者以外の自転車運転ルールの周知、令和６年度の活動の状況についての質問についてお答えする。昨年１１月に自転車の酒気帯び運転や携帯電話使用などに対する罰則が適用されたほか、来年４月から、自転車違反者に対する交通反則通告制度が適用される中、年少者や高齢者はもとより、幅広い世代に対し、交通ルールを遵守させるための取組を推進していくことが肝要と考えている。県警察では、県内企業を「サイクルマナーアップ＆セーフティ推進企業」に指定し、社会人などへの自転車ルールの周知を推進しているところ、推進企業の募集ポスターやチラシを作成して、更なる周知を図り、令和７年１月から新たに１０企業に加入していただいている。引き続き、自転車交通違反に対する指導警告を実施し、危険性、迷惑性の高い悪質、危険な違反について、検挙を徹底するとともに、警察庁公表のルールブックを活用し、あらゆる機会を通じて、改正法の周知及び自転車利用者に対するマナーの向上対策を関係機関とともに連携して推進していく。

会計課長

２　警察施設費、工事請負費の不用額について、初めに説明する。不用額の７億９，４９１万円は工事請負費などの執行残で、主なものについては、岩槻高齢者講習センターの庁舎建設費約４億５，８００万円、ファシリティマネジメント推進事業約２億４，３３５万円、警察署等の冷暖房設備改修費約３，２２１万円などである。理由としては、大規模な建設工事で、予算額が高額であり、競争入札により契約を締結したことから、予算額と契約額との差額、契約差金が不用になったものである。

３　報償費の不用額についてお答えする。警察活動費の報償費の主な内容は、訴訟事件の弁護士に対する謝金などである。令和６年度の報償費は、委任件数の増加、そして、事案の取扱件数の増加により、当初の予算額の２億３万９千円に不足が生じ、他の執行残から、地方自治法、埼玉県財務規則の規定に基づき、５７６万円を予算流用した結果、不用額が１３６円となったもので、警察活動については、支障はなかったものである。

石川委員

報償費の部分だが、令和６年度の状況を伺って、その状況を見て、令和７年度に予算要求だとかそういうものをしたのか、しなくて済むような範ちゅうだったのか。

会計課長

令和７年度の予算要求時期については、執行残が固まる前ではあったが、令和７年度についても、警察活動に支障が生じないような形で予算の管理等を行っていく。

中屋敷委員

行政報告書の６３１ページ、信号機の整備のことで、先ほど来、新規で付ける云々かん

ぬんとお話が出ているが、要は、交通環境だとかそういうものの変化によって、撤去をしていく方針というのがあると私の耳には入っているが、令和６年度に信号機の撤去、これが行われたかどうか、まずお答えいただきたい。

交通規制課長

信号機の撤去について、お答えする。令和６年度において、撤去したものであるが、定周期の信号が４基。そして、押しボタン方式の信号機が５基、そして、一灯点滅式の信号機が３５基である。そちらの方を廃止して、撤去している。

中屋敷委員

事実があったということの確認ができたが、先ほど、新設の場合に、こういう基準でというふうにお話しになられていたが、この撤去に関しての基準というのが明確に定まっているのか。

交通規制課長

信号機の撤去の考え方であるが、交通環境の変化等により、信号機を設置している場所が、信号機の設置の条件に該当しなくなったときは、信号機の撤去を検討するものとすると警察庁の指針で示されているので、それに基づいて検討しているところである。

中屋敷委員

そうすると、先ほど説明いただいたような状況でないところ、それについては、撤去の方針の中に入るという理解でよろしいのか。あとは、私としては老朽化だとかそういうことも、状況の中にはあるのかなという想像をするが、その辺はどうか。

交通規制課長

先ほど申し上げた信号機の設置の条件に該当しなくなった場合は、検討の対象に上がるということは間違いない。また、古くなった施設のものについてということであるが、必要なものについては更新しているので、そちらの方は、撤去のための必要条件ということではない。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２８日（火）　総務部）

【説明者】

表久仁和総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、小島孝文契約局長、
平岩亮司人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、後藤安史文書課長、水書潤学事課長、
多胡一茂税務課長、金田剛個人県民税対策課長、松金義徳管財課長、
政近邦生管財課県庁舎再整備政策幹、福田和有統計課長、橋口純子総務事務センター所長、
池田真一行政監察幹、伊藤正経入札課長、植竹眞生入札審査課長、
林大輔県営競技事務所長、
鯨井素子秘書課長
片桐徹也人事委員会事務局長、中野純子副事務局長兼総務給与課長、
林田泰明任用審査課長

【発言】

渡辺委員

１　資料７の８０ページの県有財産管理営繕事業費の中の、行政報告書では４０ページにもあるが、ワークエンゲージメント向上オフィス推進事業について伺う。令和６年度は、フリーアドレスエリアの設置だったり、ワークラウンジの整備について行ったようであるが、その具体的な効果を図れたのか。また、課題は見えたのか伺う。

２　県庁再整備にもある未来のＤＸオフィスへの検討において、当事業の効果検証をどのように生かしているのかということをお伺いする。

３　行政報告書の９９ページであるが、人事管理のところで定年以外の退職者が、令和６年度２７５名とのことであるが、この令和６年度の退職者の２０代とか３０代とか、年代別の数字と主な理由を教えていただきたいと思う。定年退職を除いて。

４　民間企業の求人増などにより、人材流出が懸念されるが、令和６年度退職防止についてどのように対策を講じたかお伺いする。

５　資料７の８０ページ、県有施設改修・修繕事業費について、先ほど説明でも、資材不足、半導体不足とかで、工期延長になったとのことで、繰越しが５億３，０００万計上されているが、具体的にどの施設についてどの程度工期延長になったのか。これにより業務に影響はないのかお伺いをする。

管財課長

１　第２庁舎２階北側のフロアのフリーアドレス化を行った。この事業の目的が、職員が仕事に対して、前向きで充実した気持ちで取り組めるようになる環境を作るということであって、事業実施後にアンケートを行ったところ、約７割の職員から、環境がきれいになって働きやすくなったという回答があった。全体的な満足度も、事業完了後当初は６割であったが、その後半年ほどたって追加のアンケートを行ったところ、１３ポイントほど向上して、７３%ほどの職員が満足しているという回答をしていた。今後こうした取組を続けていくことにより、働き方改革の推進や、職場でのコミュニケーションの活性化が図れると、そういった成果が出てくると考えている。

５　令和６年度で年度を越えて契約をしたものが４件ある。具体的なものとしては、彩の国ビジュアルプラザの電気の工事であるとか、熊谷高等技術専門校、衛生研究所の工事、

また、行田地方庁舎のエレベーターの改修工事である。工期の延長は、内容によって違うが、例えば、この衛生研究所とか熊谷高等技術専門校は、２か月ほど延長をしている。一方、行田地方庁舎のようなエレベーター、大型な電気の機械であって、これは機器の調達に時間を要したために、約１３か月ほど延長をしている。影響については、最小限になるように関係の皆様の協力を頂いて、施設の利用調整等を行い、そうした協力の下に今急ぎ工事を進めているところである。

人事課長

３　２０代が４５人、３０代が６９人、４０代が３５人、５０代が５７人、６０代が６９人となっている。それから、主な内訳である。大きくは、普通退職の中には、まず転職が９２名、それから育児・介護・家事専念１１名、病気１４名、進学３名、それからその他の理由がはっきり分からなかったりであるとか、進学ではないが勉強したいとか、そういったものが２０名である。そのほかに、いわゆる割愛退職という、例えば国に退職して派遣をするとか、派遣法派遣で株式会社に行くときには、退職して行くことになるが、そういう基本的にはその身分をそのまま引き継ぐような形での退職が２６名、そのほか勧奨退職が４１名となっている。勧奨退職のうち、転職は５名であった。死亡退職が３名、任期満了が３名である。細かくて申し訳ないが、以上である。

４　転職市場が非常に活発化している中での退職の防止の取組ということになるので、職員の退職理由をよく分析した上で、実効性のある取組を行う必要があると考えている。アンケート調査を実施しているところであるが、転職の理由の主なものとしては、やりたい仕事が見つかったということであるとか、専門性を高めたいといったような、自己実現とか働きがいなどを求めるものが大きくあった。そのほか、ライフステージなど環境の変化に合わせた働き方をしたいといった働きやすさを求める声などもあった。県としては、それぞれ多数の対策を取っているわけであるが、職員になるべく希望を把握した上で、実現ができるような人事異動であるとか、職員がポストに応募できるような職員応募制度、それからキャリアアップやスキルアップができるような庁内副業を始めたりであるとか、若手職員が別の職場に行って体験をするような制度であるとか、それから働きやすい職場をつくるための、先ほど話があったが、フリーアドレスであるとか、ワークラウンジ、それからテレワーク、フレックスタイム制、そういったようなものであるとか、メンタルヘルス対策などにも取り組んでいるところである。

管財課長

渡辺委員へのお答えに漏れがあった。失礼した。

１　ワークエンゲージメントの課題は、職員が慣れるまでに、大分時間がかかるということである。７割満足ということは、３割まだ課題を感じているということであるので、これは時間をかけて根気よく取り組んでいくしかないと考えている。

２　ＤＸを活用した新庁舎にどのように生かすのかは、いきなり新しいＤＸの環境の庁舎ができても職員の方がなかなか馴染むことが難しいと思われる。したがって、基本構想・基本計画を検討中の現段階から、新しい環境を順次取り入れていき、そこに職員に実際働いてもらうことで慣れていってもらう。そこでのメリット、デメリットの感想などを再整備に還元、反映させていきたいと考えている。

渡辺委員

１　ワークエンゲージメント向上オフィスの件で、第２庁舎２階北側でやって好評だった

というふうな答弁であったが、再質問としては、この取組、今後も拡大していくのかどうかということをお伺いしたいと思う。
２　退職者の年代で、２０代４５人で、３０代６９人で若い方も多いなというふうな印象であるが、転職が９２名で結構多いなというふうに思うが、若手の職員の意向を業務に反映させたりとか、若手からの意見を吸い上げる。要するに、そのやりがいとか、何かやりたい仕事が見つかったという、先ほど意見もあったが、若手の意見を業務に反映させるそういった工夫とか、そういったことはされているのかということを伺う。
３　県有施設の改修で工期延長になったということを、今後同様の遅延を防ぐ体制をどう考えているのかということをお伺いする。

管財課長
１　第２庁舎の執務室改善を行って、これは今年度の事業になるが、職員会館内にフリーアドレスのワークラウンジであるとか、会議に使えるスペース、また、リフレッシュルームなどを整備している。まだそうした施設がない建物もあるので、予算の制約等もあるが、工夫をする中で、ほかの庁舎にも広げていければと考えている。
３　契約の段階で明らかに材料調達に時間がかかると予見できる場合には、早めの発注、場合によっては、債務負担行為の承認等もお願いして、前年度から発注するような取組を検討しているほか、関係業者等と綿密に調整を行って、必要な工期を確保するように努めているところである。

人事課長
２　都度都度、そういったプロジェクトチームを作ったりであるとか、意見を出してもらえる場を、これは行革の取組にもあるが、いろいろなことをやっているというところもあるし、一番は、ふだんの職場で言いたいことが言える職場環境を整備していくということだというふうに考えているので、マネジメント層へのそういったことでの研修であるとかいうことで、ふだんから意見の吸い上げを図っているところである。今年度の取組であるが、知事が、直接地域機関を複数回っていて、若手職員と対話をして、その中で若手職員の意見を吸い上げるという取組を現在行っているところである。それに対して、各部の方で取れる対策を今取っているというところである。

栄委員
１　行政報告書の１０１ページである。職員の福利厚生の「ア　定期健康診断等の実施」に関連して伺いたいと思う。関連したところでメンタル不調の関係を聞きたいと思うが、メンタル不調によって長期療養者の方もいらっしゃるかと思うが、令和６年度における状況はどうなっているのか伺いたいと思う。
２　メンタルヘルスの不調については、どのような対策を講じられてきたのか。これについても実績をお伺いさせていただく。
３　行政報告書１２１ページ、公有財産の管理に関して伺う。県民の財産である公有財産について、未利用県有財産が発生しないように、できる限りの活用を図っていただくことが重要と思っている。貸付の状況、未利用地の処分については、どのような状況になっているのか。未利用状態にあると維持管理費も当然発生していく。いわゆる塩漬けの状態になっていないか、貴重な財産の有効活用が図られているのかについて、令和６年度の状況、県として利活用や処分にどのように取り組んだのかお伺いをさせていただく。
４　行政報告書の３２ページに戻る。「（４）収益事業の概況」の「ア　県営競技事業」

について伺う。県営競技事業は、今、こちらも記載があったが、インターネット販売によって売上げが好調ということであって、資料によると、公営競技事業運営基金の残高が５３億円と、かなり多く積立てをしていただいているが、この基金の活用について、考え方を伺いたいと思う。

５　県への配分金の状況についてはどのようになっているのか伺う。

職員健康支援課長

１　令和６年度の長期療養者については１４６人、そのうち精神疾患によるものが１３０人であった。令和５年度が１２３人ということで増加している状況である。職員１００人に対する精神疾患による長期療養者の発生率についてであるが、令和４年度は１．２６、令和５年度が１．５０、令和６年度が１．５９ということで、年々上昇している状況である。令和６年度の長期療養者の職位別で見てみると、主事や主任である一般職が８１％を占めている状況であった。また、職員１００人当たりの発生率で見ると、２０代までが２．０９ということで最も高く、若手職員が高い状況にある。

２　まず、全庁的には、副知事を委員長として、各部局主管課長を委員とするメンタルケア対策委員会において、メンタルヘルス対策について、情報共有を図りながら推進をしているところである。また、メンタルケア対策委員会の下部組織であるメンタルケアチームにおいて、精神科産業医を中心として、健康管理部門と人事管理部門が連携して、所属を通じて、不調となった職員に対し、療養から復職後のフォローアップまでの支援を行っているところである。職場や職員に対しては、セルフケア研修やラインケア研修を実施するとともに、医師や臨床心理士などによる相談を実施させていただいている。そのほか、ストレスチェックを通して、職場環境改善やメンタル不調の予防を図っているところである。また、令和６年度から、新規採用職員全員に対し、メンタル不調の予防と、不調者の早期支援につなげるために、保健師による個別面談を実施して、必要に応じ、心理士による面談の方も実施しているところである。早期の面談を通して、職員のセルフケアの意識を高めるとともに、相談窓口を知るきっかけにつなげていきたいというふうに考えている。

管財課長

３　公有財産であるが、未利用の財産の未利用期間が長引くと、委員の指摘があったような問題が生じていく。県の財産管理全体の中では、県有資産総合管理方針があって、そこに従って未利用財産の活用等も取組を行っているところである。令和６年度の貸付けの具体例としては、県庁の中で未利用地があるので、以前自治会館のあった場所であるが、あそこを時間貸し駐車場として、民間に貸している。また、北浦和の労働会館の跡地であるとか、秩父地方庁舎の隣の土地も同様に時間貸し駐車場として貸付けを行っている。処分の関係であるが、令和６年度は３件の売却を行っており、具体的には春日部警察署の公舎の跡地、それと朝霞警察署の駐車場の跡地、それと、春日部農林振興センター久喜中継場の跡地の３件である。

県営競技事務所長

４　こちらの基金については、公営競技の円滑な運営に資するということを目的として設置をされた基金であって、条例上、一つが、運営に要する経費が不足する場合、もう一つが、施設の大規模な整備の財源が著しく不足する場合、もう一つが、収益の急激な減少等により、一般会計への繰出しに要する財源が著しく不足する場合に活用可能となっ

ている。具体的には、例えば、平成２８年度であるが、ミッドナイト競輪の開催に必要な照明車の購入に約２億円であるとか、直近であると、今年度予算であるが、西武園競輪の照明のＬＥＤ化と自家発電設備更新のために約３億円を活用する予定である。今後も、条例の趣旨にのっとって、基金の活用を検討してまいりたいというふうに考えている。

５　県営競技事業については、競輪事業と競馬事業の収益を、公営競技事業特別会計から一般会計に繰り出すことで、県財政の貢献を図っているところである。令和６年度の一般会計の配分状況であるが、約１４億８，４２０万円となっていて、そのうち、自転車競技事業としては、約８億１，４２０万円を一般会計に繰り出しているところである。競輪事業の単年度収益は、約８２％に当たる約６億７，０００万強であり、今後も競輪事業の売上げ向上を努めて、ひいては、県財政の貢献に努めてまいりたいというふうに考えている。

栄委員

１　未利用の県有財産の活用については、貸付けということでコインパーキングでの利活用が図られているということがあったが、処分に関しては３件ということで、この辺り、もう少し聞きたいのだが、先ほど答弁の中でもあった県有資産総合管理方針にのっとり、未利用資産の活用を図っていただいてると思うが、こうした大きな方針というのは、その活用方針というかその処分方針、こういった条件であればどんどん処分を進めていくという方針は分かるが、これらが計画的に行われてるのかというところで少し疑問を持っており、今回は３件の処分に至ったということであるが、この計画性についてどうなっているのか、再度伺わせていただく。

２　公営競技の関係であるが、配分金の説明があった。県にとっても有り難いことであるが、今年度は１４億、県の方に行っているということであるが、先ほど公営競技事業特別会計の説明の中でも、県への繰出金の部分で一部行われなかったというような説明があって、会計上１４億は県に繰出しがされているが、不用額として大きな金額が出ている。この辺り、もう少し詳しく説明をお願いする。

管財課長

１　未利用財産については、その処分の手順であるとか、タイムスケジュールなどを整理したロードマップというカルテのようなものを施設ごとに作成している。このロードマップに従って、進捗状況に遅れがないかどうか等を把握・確認して、計画的な取組を進めているところである。

県営競技事務所長

２　配分金については、競輪事業からの一般会計の繰出金であるが、毎年度、財政当局と協議をして、競輪事業収益額であるとか、あと一般会計の収支状況等から決めているものであるので、一般会計の収支状況等によっても配分金の額は変わってくるものというふうに考えている。

野本委員

１　資料４の、まず、９９ページであるが、仕事と育児・介護制度との両立支援の拡充とあった。先ほども、育児や介護が理由で退職した方というのは、それほど多くないのかなと思ったが、介護離職に関しては、社会問題化されつつある。令和６年度は、どのよ

うな取組を行って防止に努められたのかお伺いさせていただきたい。
２　１０５ページ、令和６年に人事院から出された人事管理に関する報告でも、女性職員の活躍の推進が挙げられている。女性の主査試験の受験率向上に向けてどのような取組を行ったのかお伺いする。
３　１２４ページ、エコオフィス化改修事業というか、県有施設の地球温暖化対策の推進とあるが、全体の進捗状況など分かったらお願いする。

人事課長
１　余り多くないのかなという話はあったが、介護を理由の一つとして退職をしているという職員を分析してみたところ３名ほどであった。介護と仕事が両立できて、介護を理由とした退職が可能な限りなくなっていくということは当然必要なことだというふうに考えている。介護が、どうしても長期的に一定期間、完全に仕事を休んで専念をするということが必要なときに使える介護休暇というものを用意してあるし、そのほかの日常的に、長期間必要なタイミング、時間帯で活用することができる介護時間という制度がある。そういったような休暇制度であるとか、今進めているテレワークであるとか、それからテレワーク中に、育児・介護インターバル制度等も実施しているが、休み時間を少しずらしたりして、必要な時間は休憩に充てられるような制度であるとか、フレックスタイムであるとか、そういったことで、職員の介護事情に合わせた働き方ができるように、多様な働き方を推進しているところである。このような介護等の職員の配慮について、よく本人との面談で把握をして、場合によっては人事異動に反映させるであるとか、介護と仕事の両立が図れるように取り組んでいるところである。
２　女性職員の意見を聞くと、一つは昇任試験に係る負担があるということと、それから経験不足であるとか、あと家庭と仕事の両立について不安があるといったような意見があると聞いている。そういったことで試験制度の見直しとして、負担の軽減ということで、試験科目を一部廃止していたりであるとか、試験日、今まで日曜日に試験があったが、それを平日の時間中に行えるようにするなどの見直しを行っている。それから、不安解消という意味については、女性職員を対象としたキャリアデザイン研修であるとか、キャリアカウンセリング、それから若手職員が、部局内外の先輩職員と座談会であるとか、個別の相談を行うコンシェルジュ制度であるとか、あとそのほかメンター制度であるとか、そういったものを実施している。女性の受験率向上に向け、引き続き取り組んでいく。

管財課長
３　以前から取組を行っており、空調工事の方は、今年度もまだ実施しているが、ＬＥＤ照明の方は、令和６年度で完了した。進捗状況等については、執務室の部分は、ほぼ全てＬＥＤ化されたところである。

野本委員
　女性の主査試験の向上率の話であるが、やはり昇任試験を受けない理由として、育児と家庭や仕事の両立ということが、かなり多い理由として挙げられている。そして、受験資格が４０歳までと伺っているが、昨今、人生が多様化してくる中で、４０歳でもまだ育児が落ちついていないような方というのも多いのかなと想像している。年齢要件緩和についての検討をしない理由があったら、お教えいただきたい。

人事課長

我々としては、実は４０歳まで受けられたのは令和３年度までであって、令和４年度から３８歳までに短縮をしている。その心としては 試験を長期に受け続けるということは、本人にとってかえって負担ではないかということで、試験を受ける期間が終了した後、試験によらずその登用ができる制度を設けており、これまで面接をして、それで登用するという形を取っていたので、試験の期間が終わったから、もう全て昇任の道が閉ざされるということではなくやらせていただいている。そういう意味で、逆に申し訳ないが、短縮をしている方向である。

野本委員

今話があった試験によらない制度で、主査試験に合格された方の実績が令和６年度あったらお願いする。

人事課長

具体的な数字はすぐには出て来ないが、登用は毎年やっており、改めてタイミングを短くしたタイミングで始めたものではない。我々としてもできる限り、昇任をして進めていただきたいという思いがあり、ただ、その後の方の登用についても、正直挙手制というか、昇任をしたい方に手を挙げていただいて、面接を受けていただくというやり方をこれまで取ってきていた。なかなか希望する方が、それでも少ないというのが実態であるので、今年度は、手挙げと面接も廃止しようと、よく本人と面談をして意向を確認して、そんなに難しいことではないんだよということで、安心感を持って昇任をしてもらいたいということと、一方で、希望降任の制度とかあるので、できるだけチャレンジをしてもらえないかということで、各所属から、本人に直接声掛けをして、逆に言うとできない理由をお聞きしながら、それに対して丁寧に対応していくということで、昇任を進めていきたいと考えている。実績である。令和６年度昇任が全体で１７人で、そのうち女性は４人であった。

野本委員

面接試験で、主査試験合格された方が全体で１７人いた内の女性が４人ということか。それとも年齢を超えて面談で主査に合格された方か。もう少し詳しくお願いする。

人事課長

言葉が足りず、申し訳ない。昇任試験ではなくて、その後の３９歳以降の方で、手を挙げられて面接をして合格した方が１７名で、うち女性が４人であったということである。

深谷委員

１　行政報告書１３３ページの６の「（５）大規模建設工事の入札」について、２億円以上の建設工事等について入札事務を行ったとあるが、近年、近年というか令和６年度の時点もそうだと思う。建設費の高騰等々あるが、その上で議会の議決を要した５億円以上の案件がどのように推移されたのか。対象の工事等を踏まえて、お答えいただければと思う。

２　同じく行政報告書１３０ページの６（１）の入札の関係であるが、入札の競争性、また、公平性及び透明性の確保に努めたと記載があるが、令和６年度の県発注工事の入札における不調不落の発生状況等について、教えていただければと思う。

３　行政報告書１３２ページの６の「（３）電子入札共同システムの運用」について、私、

令和６年度の予算の審議をする予算特別委員会でも、サービスの利用者の実際の声を反映したものでなければならないということで、この電子入札共同システムの再開発に当たり、意見を述べさせていただいたが、具体的にどのように取り組んだのかどうかお伺いできればと思う。

入札課長

１　価格高騰が始まった令和３年度以降増加傾向となっている。議決案件の対象となっているのは、特別支援学校や児童相談所、警察署などの県有建築物の新設工事であるとか、トンネルなどの土木構造物の新設工事となっている。議決対象の建築物の新設工事においては、中小企業振興基本条例に基づき、県内企業の受注機会の確保を図るため、業種に応じて、建築、空調設備、電気設備などに、分離分割して発注している場合が多い状況になっている。なお、ほとんどの案件が数十億円規模の工事であり、価格高騰の影響で議会の議案関係対象規模になったものではない。また、令和４年度以降は、スライドによる変更契約を議決した案件となっている。こうした大規模工事の契約締結やスライド適用による変更契約は、重要な契約案件であるので、議会でしっかり審議いただくことが必要だと考えている。

２　近年最大であった平成２５年度が約１４％となっているが、これをピークに年々減少しており、最近は８％前後で推移している。令和６年度は８．５％となっている。不調不落の発生は、工事等の遅れによる円滑な事業執行に支障となるため、抑制に向けた取組が必要だと考えている。

入札審査課長

３　現在、電子入札共同システムの再開発に取り組んでいるが、実際に利用される事業者の方が使いやすいシステムとなるよう、意見を取り入れながら進めているところである。具体的には、例えば、入札参加資格申請において、申請書類に不足があるような場合に、システム上でお知らせする機能であるとか、あるいは申請をしても、これまで登録されるまでは審査中と表示していたが、審査中といっても様々な段階があるものであるから、その進捗状況を確認できる機能を付加する。また、入札の過程において、一部書類がメールによる提出になっていたが、再開発により、システムの完全オンライン化を実現する。電子入札共同システムのＤＸ化を進め、引き続き、事業者の方の負担軽減や利便性向上に努めていく。

深谷委員

１　１点目、先ほどの説明でよく分かったが、５億円以上の議決の案件で、私どももしっかり審査することはもちろん重要だと思っている。建設費の高騰の影響ではないという話もあったが、一方で、５億円超えると、議決案件になるということで、事務負担も増えるという意味で、事務負担軽減のために５億円以上かかるが、それを分割しているような事例が実はあるのではないかなと私は思っているが、その点について、もう一度お伺いできればと思う。

２　不調不落の発生状況の推移の話があったが、具体的に抑制するために令和６年度はどのように取り組んだのかという点をもう一度お伺いできればと思う。

入札課長

１　５億円未満の大規模工事でも、様々な県有建築物や土木構造物の新設、更新、改修で分離分割が行われている。分離分割の仕方としては、建築物においては、建築、機械、電気など、業種で分ける方法、土木構造物においては、一定の区間ごとに区分けする方法など、多様となっている。いずれも県内企業の受注機会の確保のため、分離分割した上で発注しており、別々の県内企業が受注できている。発注部局としては、議案案件でも事務負担が生じるわけであるが、一方で分離分割発注をしての設計書の分割であるとか、分割数に応じた入札契約、また、工事間の調整といった事務負担が生じる。こうした事務負担を生じることを踏まえつつ、県内企業の受注機会の確保のため、明確な基準があるわけではないが、発注部局で５億円に限らず、事業の性質、規模、発注時期などを総合的に勘案して、分離分割の可否や方法を検討しており、また、私ども総務部としても、適切な分離分割になるよう必要な助言を行っているところである。

２　不調不落の発生要因としては、人手不足、資材価格の高騰、現場条件が厳しいことなどが考えられる。そこで、人手不足に対しては、工事の年間を通じた施工時期の平準化や、現場代理人等が現場を兼務することを認める取組などを行っている。資材価格の高騰については、積算で使用する資材価格を毎月改定し、実勢価格での積算に取り組んでいる。また、現場条件が厳しい工事への対策としては、不調不落となるおそれのある工事と、多くの入札参加者が見込める工事を一つにまとめて入札を行う合冊入札を導入している。今後とも発注部局と連携しながら、不調不落の対策に取り組んでいく。

内沼委員

１　今の入札に関係してであるが、１３０ページの建設工事等の適正な入札契約の推進について、先ほどの答弁の中で、不調不落が８．５％というお話だったが、これは件数ベースであるのか。それとも金額ベースの８．５％なのかというのをまずお聞きする。

２　くじ引きが最近いろいろ多いと聞いているが、くじ引きで入札になった令和６年度の状況とくじ引きに対する対策というか、そういうものを令和６年に何か行ったのかどうかお伺いする。

３　特に各県土整備事務所関係の工事の入札について、やはりいろんなところから、なかなか地元の業者に落ちないというようなお話を聞く中で、やはり一般競争入札ということで、これはなかなか難しいのかもしれないが、やはり災害とか様々なところでいろいろ対応していただいているのは地元業者ということで、地元業者に対する、競争入札の中の範囲の中で、言い方が難しいが、どのような形で配慮をするとか、そのような形の何か対応を、昨年も一般質問をやったが、令和６年度はその辺のことを行ったのかどうかをお伺いしたいと思う。

入札課長

１　件数ベースとなっている。

２　県工事におけるくじの発生率は、近年上昇傾向にあって、令和６年度は３１％がくじとなっている。くじは、法令の規定に基づくやり方であるので、適正ではあるが、地域建設業の育成の観点からは、望ましいものではないと考えている。くじの抑制については、価格だけではなく、災害防止活動なども評価し、落札者を決定する総合評価方式の活用であるとか、年間を通じた工事の平準化の推進を図っているところである。総合評価方式については、入札の手間がかかるので、評価項目を絞り込んだタイプ、実績重視型を令和４年から導入して進めているところである。また、総合評価については、くじ引きの率が１５％ぐらいに抑えられるという実績も確認している。一方、平準化対策に

ついては、令和元年度から全庁でゼロ債務負担行為の設定などにより、前倒し発注を進めており、平準化率は徐々に改善し、令和６年度は８４％まで改善している。引き続き、総合評価方式の活用であるとか、平準化を進めることで、くじ引きの抑制を図っていきたいと考えている。

３　地元の建設業、地元の関連企業というのは、社会資本の整備、維持管理であるとか、災害時の応急対応を担う地域の守り手として、重要な存在であると考えており、その育成が必要だと思っている。また、地元をよく知る管内企業が、工事を受注すると、工事の品質の確保の観点とか、緊急時の対応という点でも優れていると考えている。そのため、一般競争入札のガイドラインがあるが、この中で地域要件の設定では、管内企業であることを基本としている。また、総合評価方式の入札では、評価項目に地理的条件というのを設定しており、管内企業に加点することとしている。こうした取組の結果、令和６年度の土木一式工事の管内企業受注率であるが、７２％となっている。引き続き、発注部局と連携しながら、地元の管内企業の受注率の拡大に努めていく。

石川委員

１　不動産取得税の納税状況について伺いたいと思う。決算書でいうと７ページ、事項別明細書でも７ページになる。県税の中でも、不動産取得税の収納率が余り良くない状況が恒常化しているが、６年度の収入未済の件数と、不動産取得税の県税事務所で収納率が１番高いところと低いところ、それぞれ何パーセントずつか教えていただきたい。

２　行政報告の１０６ページになる。６年度初めの知事部局、議会事務局、企業局、下水道局の障害者雇用率がいかほどになったのか。それから採用状況についても、精神・知的・身体に分けて、数字を教えていただきたい。

税務課長

１　最も高いところで秩父県税事務所の９９．５％、最も低いところで朝霞県税事務所の９５．８％である。続いて、滞納件数は、全体で９８２件である。

人事課長

２　令和６年６月１日時点の雇用率であるが、知事部局で、これは労働委員会や収用委員会を含むが２．８６％、企業局で３．１１％、下水道局で３．３９％、議会事務局で２．９０％となっている。それから、障害者の数についてだが、大変恐縮であるが、国の手引きで、障害者数が少ないことによって特定の者が障害者であることや、障害者の程度が推認されるおそれがある場合は非公表とするという扱いがあって、全体の数字を、知事部局について述べさせていただければと思う。身体障害者が今１２４人、精神障害者が４０人、知的障害者については、恐縮であるが、これを非公表とさせていただいている。逆に言うとゼロではないのだが、若干名ということである。

石川委員

１　今の障害者雇用率についてであるが、伺いたかったのは、令和６年度の障害者の採用時で、精神であるとか知的であるとか身体に分けて、何人ずついらっしゃるのかである。以前、精神の方の割合が増えている傾向が多いということで、もしかしたらこれから枠を分けた方がいいのではないかという話もしたと思うので、それに関連して、６年度はどうだったのか伺いたいと思う。

２　初めの不動産取得税の納税率の関係について、令和６年度の収納率が９７．７％とい

うことであるが、現年度と滞納繰越に分けて収納率を教えていただきたい。

人事課長
１　採用の数についてである。身体が３人、精神が１０人、知的はゼロである。

税務課長
２　不動産取得税の現年度納税率であるが９８．２%、滞納繰越分が２７．２%、トータルで９７．７%となっている。

石川委員
不動産取得税の方であるが、県税の中でこの不動産取得税の収納率が伸びない状況がずっと続いていて、この一覧表を過去のものを見比べると、滞納繰越分が特に著しく低くて、ただ高いときは６割を超えているときもある。今回、令和６年度が２７．２%ということであるが、個人県民税についてはいつも説明いただくが、いろいろ対策を練って、収納率向上に努めているが、不動産取得税については、令和６年度どのように検討したのかお願いする。

税務課長
不動産取得税の仕組みから説明させていただく。売買・交換・贈与等により、不動産を取得した場合にかかる税金であるが、実は納税率を押し下げている要因の一つとして、徴収猶予制度というものがある。具体的に申し上げると、土地を先行取得して住宅をその後に新築する場合であるが、土地にかかる不動産取得税について猶予をする制度がある。一定の要件を満たす住宅が完成した後に、猶予した税額を軽減するという制度がある。税額が軽減されるまでの間は、収入未済額に計上されるので、いわゆる通常の滞納とは異なるという仕組みである。先ほど朝霞県税の例を申し上げたが、朝霞については、マンション用地の取得がかなり旺盛で、その分の土地に係る不動産取得税が一時増えて、ただマンションが完成した後に不動産取得税が軽減されるという仕組みになっているので、他の税目と比べて納税率が低い理由というのは、そういったところにある。

石川委員
今、理由を伺ったが、朝霞の場合にはマンションの関係があったということであるが、一般的には、不動産取得税の納税通知書が遅い。県でいうと７か月から９か月、土地の場合は、建物の場合には翌年の９月から１１月に通知書が届くということで、このタイムラグがあって、この納税の機会を失ってしまうという指摘があるが、この点はいかがなのか。もう少し土地の、いろいろ事務的に計算したりだとかで、時間を要するとは思うが、もしかして納税率が高いところは、そういうところにも目を配ってやってきた結果なのかなと思う。逆に低いところは、もう少し努力する余地があるのかなというふうに考えるが、所見をお願いする。

税務課長
不動産取得税については登記がなされてから、委員指摘のとおり、課税までにタイムラグがある。それは、実は課税の基となる、登記情報と固定資産税の評価額については、現状、法務局から登記データについては電子で送られてくるようになり、従前７か月から８か月かかっていたものが、６か月程度に短縮されたというふうに考えている。ただ、依然

として固定資産税評価額の入手については法務局の方でやらなければいけないということがあるので、そういった意味で、タイムラグが生じているのかなと考えている。あとは課税する、納税通知書を送る１か月前に、課税予告という形で納税義務者の方に送らせていただいて、その間、納税に係る資金準備をしていただくという趣旨で、早めに予告を送っている。

石川委員

そうすると、法務局からのデータが６か月に短縮されているということであるが、それでも収納率が改善されないというのは、先ほどおっしゃったような先行投資だとか、それが原因ということなのか。収納率はこれ以上、上がる可能性はないのか。考えれば、この滞納繰越分をもっと頑張れば、収納率全体も押し上がると思うが、６年度はどういうふうに検討したのか。

税務課長

徴収猶予がなかった場合の納税率は、９９．４％である。決して他の税目と引けを取るような状況ではない。やはりそう考えると、徴収猶予制度が全体を押し下げる要因の一つというふうに考えている。あとは、仮に滞納になった場合どうするかということであるが、収入未済額は、令和６年度は４．９億円あって、そのうち３．７億円が徴収猶予分、残りについては、うち７，０００万円程度はもう既に差押えだとか、交付要求といった滞納処分を行っている。引き続き財産を発見次第、直ちに滞納処分できるような体制を作り上げていきたいと考えている。

伊藤委員

１　行政報告９９ページの人事管理について伺う。欠員の状況であるが、総数１０５人ということであるが、まずこの欠員の詳細と要因について説明いただきたい。

２　県職員知事部局の未配置・未補充は何人なのかお願いする。この欠員、一刻も早く補充すべきだと思うが、どのような対策を講じてきたのかお願いする。

３　退職者について伺う。先ほども質疑があったが、一般退職が２３４人と、これほどまでに多い理由について分析をしていると思うが、その分析について伺う。

４　時間外勤務について伺う。令和６年度は、時間外２００時間以上の方は、何人いたのか。時間外１００時間は、どの部局で何人いたのかお願いする。

５　職員の病気休業について伺う。病気休業の増加が顕著である。この要因をどのように考えているかお願いする。

６　行政報告書１０７ページ、公平審査請求について伺う。要求資料２０を見ると、その内訳は、ハラスメントが２２件となっている。日本共産党県議団は相談に基づいて、ハラスメントの改善責任が所属長にあることなどについて改善を求めてきたが、この点、令和６年度は改善が行われたのか。

７　行政報告書１１４ページ、私立学校の振興について伺う。まず、行政報告の９７ページになるが、幼稚園の園務改善システム導入についてである。ＩＣＴシステム導入の経費負担額とその補助は幾らなのか伺う。１施設当たりの負担額は幾らになるのか伺う。

８　導入に当たっては、これは幼稚園施設側の主体的判断で導入するものだと思うが、県から強制はしているものではないというふうに、まずは確認したいと思う。この導入に当たっては、園からどのような意見が寄せられてきたのか伺う。

９　行政報告書１１６ページ、私立学校運営費補助金について伺う。資料を出していただ

いたが、１人当たりの金額が埼玉県は全国最下位だと書いてあるが、この要因について伺う。

10　朝鮮人学校への助成が行われていない。議会決議など政治的な理由が毎年挙げられてきているが、こどもの権利に北朝鮮国家の行いは関係ないと思っている。こどもたちは伸び伸びと過ごして、先生たちは一人一人丁寧に、こどもたちを育てていらっしゃる。学事課として学校を視察していただいてるかどうかお尋ねする。

11　行政報告書１１７ページ、父母負担軽減金について伺う。令和６年度は県内の私立学校に通う生徒と県外の私立高校には差があった。どのぐらいの差があったのか伺う。

12　行政報告書１２５ページ、県庁舎再整備の検討について伺う。まず一つ目には、現在の各庁舎の築年数で新しいものを２か所教えていただきたい。それぞれの築年数は、そこは何年なのか。そして、これはもう使えない状況なのか伺う。

13　いろいろなところで意見聴取をされたというふうに書いてある。具体的に、地元の浦和の商店街などからはどのような要望があったのか。地元市からはどのような要望があったのか伺う。

14　その中で、検討委員会や専門家会議において、移転地の建設費であるが、現在地、美園のほか、３か所における建設費用はどのように考慮されたのか伺う。

15　行政報告書１３２ページ、電子入札共同システムについて伺う。この電子入札実施件数の推移のうちで、県物品件数が令和２年度から減少している理由を説明いただきたい。

16　行政報告書１３８ページ、行政監察について伺う。職員からの公益通報件数とその内訳について説明いただきたい。

17　公益通報者の権利をどう守るかが大切だというふうに思っている。そのような取組を行っているかどうか伺う。特に、知事や副知事、部長などの幹部職員の告発についてどのように職員を守ってきたのか、説明をしていただきたいと思う。

人事課長

１　最も多かったのは福祉職の５４人、そのほか心理職が３人、設備職が９人、総合土木職が７人、建築職が３人、農業職１人、獣医師３人などとなっている。欠員が生じている主な原因であるが、競争試験等を行っているわけであるが、受験者が合格レベルに達せず、十分な合格者が出せなかったというのが一番大きなところかなとは考えている。一方で、福祉職などについては、法改正等があって、体制強化を進めている中での定数増があって、その関係で他の自治体との取り合いみたいなこともあって、なかなかその水準に達するだけの合格者が確保できていないという状況である。

２　採用活動の強化と、退職の抑制というところに尽きるのかなというふうに考えている。一刻も早く補充をということでの質問もあったが、趣旨としては同じような形になるのかなと思っている。まず、ＰＲをしていかなければならないということで、いろんな人事委員会であるとか、各部局においても、大学の説明会であるとか、インターンシップを実施するであるとか、あと内定辞退の防止のための座談会であるとか、ＳＮＳを活用した情報発信といったことを行っていたりであるとか、試験制度においても、上級試験の中にいわゆるＳＰＩ枠を設置したりであるとか、経験試験に春試験を導入するなどして、回数を増やすといったようなことも行ってきている。速やかに欠員は補充すべきだというふうに考えている。

３　一般退職２３４名となっているが、従来定年になっていた６０歳の方が、定年延長に伴って、６０歳で退職される方は一般退職に計上されているというところがある。その一般退職の方が６２名というところで、一定の割合がいるのかなと考えている。そのほ

か多いのは、やはり転職である。転職の中で、先ほども少し申し上げたが、やりたい仕事が見つかったであるとか、専門性を高めたいといったような話があった。

４　２００時間を超える時間外を行った職員はいなかった。それから、１００時間を超える職員についてどの部局で何人かというところであるが、総数で言うと７５人になっており、令和５年度と比較して１８人減少したところではある。総務部が２６人、企画財政部が２１人、福祉部が１１人、農林部が４人、県土整備部が４人、危機管理防災部が３人、保健医療部が３人、都市整備部が２人、産業労働部が１人という状況である。

６　ハラスメントは当然ながらであるが、絶対あってはならないものということで、防止の対策強化を図っているところである。実施は今年度になるが、９月に社会保険労務士と共同して、動画を作成して、ハラスメントのない職場環境の整備に関する研修を実施したところである。またそのほか、所属のハラスメント防止推進員を対象にした研修で、具体例を提示するような形でやらせていただいた。ケーススタディなどに役立てていただくという形で検証している。さらに、ハラスメント理解度チェックシートというものを新たに作成をして、どのような行為がハラスメントに該当するのか、具体的に分かりやすく、理解ができるような形での取組を行ったところである。

職員健康支援課長

５　９０日を超える病気休暇、病気休職の職員については、指摘のとおり増加の傾向にある。特に精神疾患による長期療養者が増加の傾向にある。精神疾患による長期療養者の内訳については、先ほど申し上げたが、職位別では主事や主任である一般職員が８１％ということで、年代別では３０代までの職員で半数以上を占めている。若手職員の占める割合が多くなっているという状況で、これは全国的にも同じ傾向にある。不調の原因としては、仕事や私生活、身体疾患など複数の要因が重なっており、特定することは困難であるが、仕事に関するものとしては、職場内の人間関係、あるいは業務への不適応、業務量の増加、異動による業務内容や職場環境の変化など、こういったところが多くなっている状況である。

学事課長

７　園務改善システムと言っても、導入する機能や利用する規模によりかかる費用も異なるので、あくまでも昨年度の交付実績を見る限りでお答えをさせていただくと、中には百数十万円かかっている事例もあるが、大半は数十万円規模のものとなっている。補助額については、提出した資料にもあるとおり、その導入経費のうち、学級数に応じて１施設当たり１００万円又は１５０万円を補助基準額として、その２分の１について国から補助される仕組みとなっている。１施設当たりの負担額であるが、これも昨年度の交付実績の単純平均にはなるが、約７５７，０００円を補助基準額としているので、１園当たりの負担額は、その２分の１で平均約３８０，０００円となっている。

８　指摘のとおり、導入するか否かは最終的には幼稚園の判断となるが、園務改善システムの導入は教職員の事務負担軽減につながるものであり、教育の質の向上に寄与するものと考えている。そのため、現行の５か年計画でも、導入率９０％を目標としており、学事課としても、各幼稚園にシステムの導入について働き掛けているところである。まだ導入してない幼稚園からは、システム導入によるメリットであるとか、効果、あるいは国の補助制度を紹介してほしいという声があったので、県のホームページにおいて、先行してシステムを導入している園の事例を紹介をするページを設けたり、あるいは、機会あるごとに国の補助制度の活用を促したりしている。

９　指摘のとおり、現在全国最下位というふうになってはいるが、本県では、これまでの運営費補助と父母負担軽減事業補助を私学助成の２本柱として、その充実を図ってきており、特に父母負担軽減事業補助の充実に力を入れてきたところである。その結果、運営費補助については、指摘のとおり全国最下位とはなっているが、父母負担軽減事業補助の補助水準は全国７位となっており、２本柱の合算では全国上位となっている状況である。

10　朝鮮学校の方から訪問してほしいという依頼を受け、昨年度は、令和６年７月１８日に学事課の方が学校訪問させていただいている状況である。

11　現行で特に授業料に対して違いがある。案内のとおり、国の就学支援金制度によって、生徒の居住地にかかわらず全国一律、現行年収約５９０万円未満の世帯まで、授業料の実質無償化が図られているところであるが、本県では県内生に対して、この就学支援金に単独補助を上乗せする形で、年収約７２０万円未満世帯まで授業料の実質無償化を図っているところである。

管財課県庁舎再整備政策幹

12　資料２４で追加でお出ししたとおりであって、危機管理防災センターが築１５年、議事堂が築４２年という状況である。

13　昨年１１月１２日、浦和駅周辺地区まちづくり促進協議会の方から、現在地での再整備を求める要望書を頂いている。それから、地元市の要望であるが、さいたま市の清水市長から、昨年８月２９日に、現在地での再整備を求める要望書を頂いている。また、昨年１１月２２日には、市長名で、現在地での再整備が適当であるとの意見書を頂いている。

14　昨年度は５か所候補地があったわけであるが、建設費用の観点からの検討はしていない。一方、今年１月３０日に行われた検討委員会において、委員の方から、現在地で建て替える場合には、工事日数を要し、その分建設費が高騰することも考えられるとの意見があった。このため、令和７年度に建設費用の観点からも、両候補地の比較検討を行っているところである。

入札審査課長

15　電子入札共同システムを使った県の物品等の発注については、様々な分野があるが、発注件数の内訳を分析してみると、例えば、印刷の発注件数では、令和２年度は７５２件であったのに対し、令和６年度では５４３件と、約３０％の減少となっている。このため、社会全体のペーパーレス化の流れを受けて、印刷などの発注件数が減ってきていること、これが理由と考えられるところである。

行政監察幹

16　令和６年度の職員からの公益通報の件数は５件で、うち１件は、県の事務事業に関する通報であり、残りの４件は、職員の服務規律等に関する通報であった。これらはいずれも法令等の違反行為に該当しないものであったり、あるいは、通報内容が不明瞭で、事実確認が困難であったりしたため、公益通報としての要件を満たしていると判断できず、受理には至らなかった。なお、公益通報に該当しない場合でも、他の部署に相談できる窓口がある場合については、適切な窓口を案内するなど、できる限り通報者に寄り添った対応を心掛けている。

17　公益通報をしたことを理由として、公益通報者に対して、解雇等の処分をすることは

無効であり、不利益な取扱いをすることは禁止されているなど、公益通報者は法令で保護されている。そして、通報窓口等においては、通報者の秘密を保持し、通報者が特定されることのないよう十分配慮して、通報対応業務に当たっている。また、知事等の幹部職員が関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置を取ることを、県の公益通報処理規程で定めている。今後、仮にそのような事案が発生した場合には、事案の内容に応じて、既に設置している弁護士による外部の通報窓口や、監査委員に協力を依頼し通報対応業務を行う、あるいは第三者機関を立ち上げ、調査を実施するなどの方法を検討することになると考えられる。

伊藤委員

１　１か所答弁漏れがあったので伺うが、最初の人事管理について、県職員の知事部局の未配置未補充の人数を教えていただきたい。

２　退職者について伺うが、やはり、このように一般退職が２３４人、そのうちの６０人余りが定年延長におけるというものも含んでいるということであったが、その部分に関しても、６年度は、やはりこれだけの欠員と、そして、途中退職がいるというところでは、勧奨退職による上乗せを令和６年度も実施していた。それはなぜこれほどまでに人数が足りないのに実施していたのか再度伺いたいというふうに思う。

３　朝鮮人学校に関して伺うが、学事課の皆さんが視察に行かれているというふうにお伺いした。その上で、やはり助成金を払わない、補助しないという結論に至っているのか、視察に行ってそれで検討されたのかどうかお願いしたいと思う。

４　県庁舎再整備についてであるが、現在地で建て替える場合には工期が延びるので建設費がかさむという意見もあったというふうに先ほど答弁があった。ということはやはり、再整備の検討に当たっては、建設費を考慮することが本当に大きな比重を占めるというふうに考えている。その建設費については、いつ頃示される予定なのか。多分会議の中でも議論になっていると思うので、その辺について伺いたいというふうに思う。

人事課長

１　欠員の人数と同じ１０５人ということである。１０５のほかに、一つだけ会計年度任用職員が採用されているポストがある。

２　勧奨退職については、趣旨として組織の新陳代謝を促進し、もって人事の刷新と行政能率の向上に資するということであるので、こういった制度趣旨を果たすべきであろうということで、令和６年度は実施をしたというところである。欠員との関係性について指摘があったので、申し上げると、欠員については、事務職は令和６年度、まだ欠員が発生していなかったというところがある。実際に職員数で申し上げると、職種でいうと数は多いが、職員数でいうと、事務職がおおむね半数程度を県庁の中では占めているというところがある。

学事課長

３　令和６年度も議員指摘のとおり、運営費補助金予算不計上としているところであるが、これまでも議会の一般質問等でも答弁申し上げているとおり、本県では最高裁判所まで争われた国の就学支援金裁判において、国の方が、朝鮮総連が朝鮮学校の教育内容、人事及び財政に不当な影響を及ぼしている疑いがあり、教育基本法で禁じる不当な支配に当たらないとの十分な確証が得られないと主張をしており、国の主張が認められている状況であって、その辺りの状況を鑑みて、予算については不計上とさせていただいたと

ころである。

管財課県庁舎再整備政策幹

４　本来概算整備費は庁舎の位置を決定した後、建物の配置であるとか、施工の順序が決定してから算出するものではあるが、位置の比較において重要という意見があったので、この位置の比較検討に必要な暫定的な試算は、年明け１月に行う予定である県庁舎再整備懇話会において、提示できるよう、今事務を進めているところである。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２８日（火）　都市整備部関係）

【説明者】
伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市政策・公園局長、中村克まちづくり局長、
齊藤浩信都市整備政策課長、石川修都市計画課長、荒井正之市街地整備課長、
武田敦弘産業基盤対策幹、遠井文大公園スタジアム課長、小松克枝建築安全課長、
金澤圭竹住宅課長、榎本恒彦営繕課長、田島和彦設備課長

【発言】
松本委員
１　産業基盤づくりについてである。行政報告書の５２６ページである。令和６年度末までに創出された産業団地の面積が、この資料にあるとおり実績値で１０６ヘクタールということ、また、令和６年度は地区では、１地区を選定して産業誘導地区としたというふうな報告があるが、県は、令和６年度は具体的にどのような取組をされたのか。また、１０６ヘクタール１区という中で、どのような課題認識をされているのか伺う。
２　行政報告書にあるが、産業基盤づくり周辺地区の乱開発抑制の取組として、令和６年１１月に圏央道沿線の２４市町と連携してパトロールを実施したとあるが、具体的にどのような内容で、どういう効果があるのか。また、もしパトロールで指導したらどうしているのか、その実態等をお示しいただきたい。
３　既存建築物地震対策の推進についてである。行政報告書の５３８ページであるが、この「彩の国既存建築物地震対策協議会」と協働で取組を行ったとあるが、これは具体的な取組がどういうもので、その成果がどういうところなのか。
４　令和６年度にも増やしている応急危険度判定士の方々であるが、この方々は地震のときに、取りあえずということは理解しているが、この平時の今のタイミングでの何か活用というのは、令和６年度に何か図ったりしているのか。ただ増やしているだけなのか、この辺はどういう状況なのか伺う。

産業基盤対策幹
１　産業基盤づくりの取組内容と課題認識というところである。県では、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づき、高速自動車国道等のインターチェンジ周辺や、幹線道路沿道などにおいて、市町村が取り組む産業基盤づくりの支援を行っている。具体的には、県庁内にワンストップの相談窓口を設け、市町村が抱える課題に向き合い、土地利用調整のスピードアップを図っている。相談初期の段階では、市町村が持ち合わせている複数の開発候補地について、土地利用規制やインフラの状況、開発手法などを踏まえ、どの地区が最良の地区になるのか、絞り込みに向けた議論を行う。それに続く事業化レベルの引上げの段階では、地域ごとの課題を整理しながら、関係機関協議等の準備を、そして最終段階では、関係機関等の下協議を整え、事業化のめどを立てるといった、段階に応じたきめの細かい対応を図り、本県の産業基盤づくりが円滑に進むよう支援を行っている。課題認識としては、「都市計画と農林漁業との調整措置」といった農林調整などの関係機関協議を整え、事業化のめどを立てるまでには相応の時間を要することが挙げられる。
２　乱開発抑止のパトロールの内容と効果である。県と関連する市町においては、「産業基

盤づくり周辺地域乱開発抑止連絡会議」を組織して、パトロールを行っている。具体的には、県と市町の農振法、農地法、景観法、屋外広告物条例、都市計画法、廃棄物処理法などの関係法令の担当課が横の連携の中で情報を共有し、毎年１１月にパトロールを行い、「乱開発をさせない」、「乱開発を見逃さない」という姿勢で、監視活動や啓発活動を実施している。効果としては、毎年のパトロールにおいて一定数の違反が確認されており、市町による指導、勧告などの是正措置が図られているところである。

建築安全課長

３　地震対策協議会との協働による具体的な取組とその成果ということである。県、市町村と建築の関係団体で構成する「彩の国既存建築物地震対策協議会」であるが、こちらは建築物の耐震性の向上だとか震災前の対策や、被災建築物応急危険度判定などの地震後の対策に関して、会員相互で各種情報の交換等を行い、県内の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に設置している。令和６年度の取組としては、協議会での情報共有のほか、県内４地域で応急危険度判定の実施本部の図上訓練を行った。また、木造住宅の耐震診断、耐震改修の実務講習会や、被災建築物応急危険度判定の模擬訓練を実施している。これらの活動を通じて、無料の簡易耐震診断の推進や、耐震等に関わる国の補助金の適正な活用のほか、例年実施している応急危険度判定に関する参集訓練のフィードバックなどを行っている。成果としては、県内市町村や関係団体での耐震化の取組や、国庫補助制度に関する情報共有や、震災時における応急危険度判定体制の構築、訓練の充実などが挙げられる。

４　応急危険度判定の平時についてお答えする。応急危険度判定であるが、こちらは地震被災後の余震などによる建物の倒壊や、部材の落下等から生じる二次災害を防止して、住民の安全確保を図るため、被害の状況を調査し、二次災害発生の程度を判定、表示することを目的としている。登録に際しては、調査方法に関する講習を受けて、災害時にはボランティアにより、参集し活動に協力してもらうことを理解した上で登録してもらうことになっている。平時については、今後の発生が見込まれる地震災害に備えて、応急危険度判定に関わる模擬訓練や、参集訓練、こちらを実施している。そこには多くの応急危険度判定に関わる皆様が参加いただいているので、このような平時の活動も積極的に進めているところである。

松本委員

１　令和６年度の課題認識で、農林調整などに時間を要することを挙げていただいたが、令和６年度決算であるので、この１地区の産業誘導地区になったことだとか、令和６年度やっての課題というのが、農林調整とかは永久的な課題だと思うのだが、令和６年度やってみて、なかなかこう、時代と合わせての認識だとか、その辺の課題認識を改めて、決算を踏まえたところで伺いたいと思う。

２　乱開発防止の指導の関係であるが、令和６年度は実際、例えば、農地に何か宅地のような形で使っていたかという部分がどれぐらいあったのか、令和６年度どうだったのかという実数を持っていたら、教えていただきたい。

産業基盤対策幹

１　令和６年度が１地区ということで少ないようなイメージがあると思うが、産業基盤づくりは波があり、３地区できる年もあれば、１地区しかできない年もある。農林調整等、関係機関協議を整えながらやっていく中で、やはり節目で年度が変わってしまうという

ときもある。毎年、２か所から３か所、平均４０ヘクタールで、これまで推移している実情である。そのため、昨年度１地区であったが、令和７年度の話になってしまうが、４月、６月に１地区ずつ選定しているので、そういった波があるということで承知いただければと思う。

２　乱開発抑止の関係であるが、パトロールをすると、一定の違反が確認される。産業基盤づくりを行った周辺エリアで、限定的な部分になるが、２４市町あるが、８０件ぐらいの違反があった。その中で、多くは、農地が資材置場になっているなどの農地法や農振法の関係が２０数件、市街化調整区域に建てていけないものが建っているものが３０件程度で、８０件のうち多くを占めている状況である。

安藤委員

１　３Ｄ都市モデルの構築更新についてであるが、多額の費用を要するが、県としての利活用の方向性、促進をどのように考えているのか。

２　加えて、市町村ごとで整備状況に差がある中で、６年度に実施して、整備完了の方向性が見えたのかどうか。

３　県が広域的なデータ基盤整備、市町村連携、民間データ連携などの調整役となることが期待をされるが、その役割は見えたかどうかお答えいただきたい。

４　県営住宅の集会所を利用した子供の居場所づくりについてである。参加したこどもの延べ人数、また、地域住民やボランティアの関わり、地域交流の変化など、事業効果の検証状況を伺う。

５　サービス付き高齢者向け住宅の登録についてである。この「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて、いわゆる「高齢者住まい法」であるが、都市整備部がこの登録に関しては行っているが、入居者の生活支援や介護サービス提供体制の充実は、福祉部が担っている。登録時点に、指導時に、福祉部門と連携と、様々関与する仕組みがしっかりと整っているのか。そして、実際にどのような連携体制を取ったのかお聞きする。

都市計画課長

１　３Ｄ都市モデルの関係の質問にお答えする。まず、県としての利活用の方向性や促進というところである。３Ｄ都市モデルには、建物の用途、高さ、建築年といった建物情報、用途地域、地区計画の区域、道路や公園の位置といった都市計画情報、洪水、土砂災害といったリスク情報など、都市に関する情報が集約されている。県では、３Ｄ都市モデルを活用して、建築物モデルと洪水浸水想定モデルを重ねて洪水リスクを可視化した３Ｄハザードマップを作成し、埼玉県ＧＩＳを通じて公開しているところである。利活用の方向性であるが、３Ｄ都市モデルは、先ほどお話ししたとおり、様々なデータを重ね合わせて分析できることから、市町村や民間事業者において、防災をはじめ、まちづくり、観光、物流、エネルギーなど、様々な分野で活用されることが期待されており、そのような方向性での利活用を考えている。また、その利活用の促進に向けて、活用の研修会や操作講習会などを開催し、活用事例やデータ分析、シミュレーション方法などを紹介しており、今後も、３Ｄ都市モデルが、市町村や民間の課題解決に役立つことを広く周知するなど、利活用の促進に向けて取り組んでいきたいと考えている。

２　整備の完了の方向性は見えたかというところであるが、３Ｄ都市モデルは、令和５年度から令和８年度の４か年での整備を計画している。令和６年度までで、県内で２８市町の整備が完了している。今年度も引き続き、２０市町で整備を進めているところで、

来年度の完成に向けて、整備完了の方向性は見えてきたというふうに考えている。

３　広域的なデータの基盤整備など、調整役の部分であるが、まず、広域的なデータ基盤整備については、県が主に３Ｄ都市モデルの整備を全県にわたって整備しているところであるので、順調に進捗していると考えている。また、市町村や民間との連携を促進するため、整備済みの３Ｄ都市モデルは、県のオープンデータのポータルサイトで公開している。また、国においても、サイトで公開している。これは、誰でも無料でダウンロードができるものとなっている。また、市町村や民間事業者において、３Ｄ都市モデルが幅広く活用され、いわゆる「まちづくりのＤＸ」が推進するよう、引き続き、オープンデータ化や情報発信、活用の研修会や操作講習会などを開催していくような、調整役を今後とも努めていきたいと考えている。

住宅課長

４　子供の居場所づくりについての質問のうち、参加したこどもの延べ人数である。県営住宅の集会所を活用した子供の居場所づくりは、平成３０年度に２団地の集会所を活用して事業がスタートしている。令和６年度は、新座野火止南住宅と川越月吉町住宅において、運営団体等が食事提供や遊び場の提供などの活動を行い、その際に参加したこどもの延べ人数は、２団地合計で７７名である。続いて、地域住民やボランティアの関わり、交流などの事業効果の検証状況であるが、今年度は、活動を再開した運営団体が２団体あり、団地外からのこどもの参加やボランティアの関わりが認められ、地域交流が図られているというふうに考えている。団地内団地外を問わず、学習支援や遊び場を通じてこども同士の交流も図られており、良好なコミュニティの形成や、周辺地域との交流活性化の一助となっているというふうに考えている。

５　福祉部との連携の仕組みが整っているのかということ、それから、どのような連携体制を取ったのかということであるが、まず、サービス付き高齢者向け住宅の新規登録だとか、事業者への指導の際などには、福祉部と連携する仕組みが整っている。具体的には、登録申請について、提出された書類の審査や事業者へのヒアリングを福祉部とともに実施している。主に都市整備部では、バリアフリー構造や面積の基準について審査し、福祉部では、入居者の食事や、介護の提供などの生活支援に係るサービスについて審査している。また、連携体制については、加えて定期的に実施している立入検査についても、福祉部とともに実施しており、サービス付き高齢者向け住宅の運営が適正に行われるように、連携を図っているところである。

安藤委員

県営住宅の集会所を活用した子供の居場所づくりであるが、先ほど答弁があった。まず、最初に話をさせていただくが、これは私も地元であるので、本当に良い施策だと思うし、本当にすばらしい動きだというふうに思っている。その一方で、やはり県の関わりというか、予算も含めて、ボランティアに頼るということももちろん必要であるけれども、結構場所だけの提供にとどまっていないのかというふうに考えているので、その部分に関して、県のもっと関わり方ということの考え方を、令和６年度やってみて考えなかったのかどうか。

住宅課長

子供の居場所づくりとして集会所の活用を、県としては、ホームページなどを通じて、民間の活動をしている団体の方に向けて、利用について呼び掛けているところである。し

かしながら、集会所の性質的になかなか高い頻度での活用が難しい状況もある。実際には、集会所は入居者のための施設という面もあり、日中入居者の方が使用することが多いために、なかなか希望に合うような日程の調整が難しい状況がある。そういった中でも、できる限り相談のあった団体の皆様には、寄り添った形で、団地自治会との連絡調整などには、住宅供給公社とも協力して当たっているところである。

安藤委員

答えにくいかもしれないが、やっている事業的にはものすごくいいことであるし、皆さんからも評判もいいということを聞いているが、一方でやはり運営する側ももちろんながら、ボランティアの方の声をしっかりと聴いていただいて、改善点も含めて、県がそこも調整をしていただきたいというふうに思っているが、この令和６年度にやってみて、そういった声の吸い上げはされなかったのかどうか、お聞きする。

住宅課長

ＮＰＯの方から、人材不足により、運営が困難な状況があるというような話は聞いている。

森委員

１　行政報告書の５２４ページの計画的なまちづくりの促進について、今回区域区分の見直しで４地区、約８７．７ヘクタールを市街化区域へ編入した。あと、０．４ヘクタール、市街化調整区域に編入ということで、これは具体的にどのようなエリアで、それぞれの市街化区域に編入、そして調整区域への編入の理由について伺えればと思う。

２　行政報告書５２９ページの土地区画整理事業についてであるが、先ほど松本委員からの質問にも、少しかぶってしまうが、私は違う視点でちょっと質問させていただく。課題については、農林関係の農林調整が大変だという課題を持っているというのは理解できたが、今回組合施行で１地区、公共施行で５地区の土地区画整理事業をやっているということで、これは一応、今まで個人施行、組合施行、公共施行ということで行われてきたが、実際この傾向というのはどのように把握されているのか、伺えればと思う。

３　行政報告書５５０ページの、県有建物の営繕についてであるが、５００件されたということで、このうち県内業者との契約はどのくらいなのか。また、この営繕についての不調、不落はどのぐらいの割合だったのか、伺えればと思う。

都市計画課長

１　区域区分の関係である。令和６年度は、蓮田市の高虫西部地区の２６．３ヘクタール、熊谷市のソシオ流通センター駅周辺地区の１４．０ヘクタール、坂戸市の坂戸インター地区の４７．４ヘクタールの３地区において、市街化区域に編入した。いずれも、工業系の用途として、開発計画の実現や、企業立地が確実であると認められたことなどの理由から、市街化区域に編入したものである。また、０．４ヘクタールの市街化調整区域への編入であるが、こちらは東松山市の美原町地区である。これは、区域区分の境、市街化調整区域と市街化区域の境が道路だったものが、道路が拡幅されたことによって、境界の見直しによって、０．４ヘクタールを市街化調整区域に編入したものである。

市街地整備課長

２　土地区画整理事業の傾向であるが、直近の５か年、令和元年から昨年度末までの推移

を見ると、令和６年度末の施行中地区の地区数、それと面積は、令和元年度と比較して、面積ベースで８２．６%、地区数ベースで８３．５%と、やや減少している。事業の中身としては、人口減少が見込まれる中で、大規模な宅地供給を目的とする、事業の新たな立ち上げというものが減少している傾向がある。令和６年度に事業化された地区については、既定の市街化区域の比較的小規模な、低未利用地の有効活用を図る住居系の市街地整備を行う地区、それから、県の持つ優位性を生かした、産業拠点の整備を区画整理事業で行うという状況となっている。

営繕課長

３　営繕工事の発注に当たっては、分離分割発注に努めるとともに、県内業者で実施可能なものについては、可能な限り県内業者へ発注するなど、受注機会の確保に努めているところである。令和６年度は、継続費を含めて、工事が３４６件、設計等の業務委託が１５４件、合わせて５００件となっている。県内業者との契約は、工事については、３４６件のうち３４３件で、県内業者の受注率は９９．１%である。また、業務委託については、１５４件中１５３件で、県内業者の受注率は９９．４%である。続いて、工事の発注における不調、不落の件数については、４１件であった。また、業務委託の発注における不落、不調件数は１２件であった。

森委員

先ほど、人口減少局面にあって土地区画整理事業というのが、８０%以上減少しているということで、ただこの５３０ページの表を見ると、個人施行のものというのは大体平均１０ヘクタールぐらいの開発になっているが、これはやはり宅地供給用の区画整理事業ということでいいのか。個人施行のものは、それすらも減少傾向にあるということであるか。

市街地整備課長

８０%が減少したということではなく、５年前に比べて８０%台まで減少したというふうなことである。それから、個人施行の区画整理事業については、もともと生産緑地であったところを、その後利活用するために、区画整理事業を活用して宅地利用を図ったという地区などがある。

森委員

人口減少というのももちろんあるのだろうが、土地区画整理事業自身がもうそもそも長期間にわたって、開発行為を行って、手続も行って、換地処分までやらなくてはいけなくなると、３０年、４０年かかる。むしろ、ほかの施行方法があって、できればそれを利用すれば、いわゆるその減少傾向にあるけれども、もっと早く迅速に開発等、土地利用調整等が行える手法があるのではないかと私は思っているが、そこら辺の把握はどうお考えになっているのか。

市街地整備課長

土地区画整理事業以外も含めて、なるべく早く進めるための方策というふうなことだと思うが、まず、土地区画整理事業についても、近年、国の方が、柔らかい区画整理というものを推奨しており、これまでのように大規模で、道路を碁盤の目ように配置するというふうなものではなく、なるべく小規模で、しかも現道を生かした形で整備をすると、こういったような区画整理事業も進められている。また一方で、区画整理事業にかかわらず、

地区の状況に応じては、地区計画制度を活用したり、必要な部分を用地買収方式で、道路整備を行うなどといったまちづくりの手法もある。

岡村委員

行政報告書の５４３ページ、県営住宅の入居者募集についてであるが、こちら令和６年度は、１，９００戸の募集に対して、９，１５２の応募があったということであるが、地域によってすごく偏りもあると思うし、どの辺の地域が多くて実際に応募が多かった、つまり倍率が高かったところに対して、その倍率を少しでも減少させるために取り組んだことは令和６年度あるか。

住宅課長

令和６年度の県営住宅の募集戸数に対する申込者数が多い地域は、川口、蕨、戸田の南部地域が１２．８倍、朝霞、志木、和光、新座、富士見、ふじみ野、三芳の南西部地域が１０．７倍となっている。予算の範囲内で、県内の地域ごとのバランスに配慮すると、人気の高い地域のみで募集を掛けるということはできないが､空き住戸が発生した場合には､速やかに公募を実施し、提供できるように努めている。その結果、令和６年度末の南部地域及び南西部地域の入居率は、９１．３%となっており、県内の入居率の平均８２．８%と比べても、非常に高い入居率となっている。

岡村委員

今、南部と南西部がすごく高くなっている。実際に入居に関わる審査をして、審査に不合格される方もいらっしゃると思うが、そういったときにはそこが空きになるということで、ふだんの４回にかかわらず、随時募集も行っているということで、そういった随時募集についてのお知らせというか、そういうのは令和６年度、非常に倍率が高かった地域にされたということはあるか。

住宅課長

随時募集については、定期募集の際に、入居されなかった住居については、速やかに提供しているところである。住居の入居者への公募の案内の方も含めて、随時紹介はしているところであるので、直接、住宅供給公社の方に申し込んでいただければ、空いている限り提供できるようにはしている。

野本委員

１　行政報告書の５３１ページ、住宅密集地の改善についてである。住宅密集地の改善を促進したとあるが、進捗状況について伺う。

２　改善策として、道路を拡げることが一番有効かとは思うが、すぐに手を打てる改善策として、感震ブレーカーもある。必要性について、市町村に周知すべきと考えるが、どのように考えているか。

３　５３３ページ、県営公園施設についてである。秋ヶ瀬公園のサッカー場の稼働率が際立って９．６%と低いが、この要因についてはどのようにお考えか。

４　近年暑い時期がとても長くなっている。例えば、テニスコートだと、木陰があるだけでも大分違うという、風が通って違うというふうな声も聴いている。暑さ対策の視点で、稼働率アップに向けて何か検討したことがあったら教えていただきたい。

５　５４４ページ、住宅相談事業に関連して伺う。住宅確保要配慮者向けの住宅獲得に向

けて、どのような取組をしたのかを伺う。

市街地整備課長

１　住宅密集地改善の進捗状況についてであるが、県では、市町村と連携して、防災上脆弱な住宅密集地の改善に向け、「改善すべき住宅密集地の特定」、「改善計画の策定」、「改善事業の実施」の３段階で取組を進めている。また、住宅密集地の特定においては、県が率先して住宅密集地となり得る地区を抽出し、市町村に示して、また、改善計画の策定においては、改善手法に関する情報提供や助言を行うなどの支援を行ってきた。また、市町村が、住宅密集地の改善に取り組むためのノウハウをまとめた、埼玉県住宅密集地改善の手引を作成するとともに、市町村の職員を対象にした、埼玉県住宅密集地改善連絡会議を開催し、市町村の住宅密集地の特定や改善への後押しを行っているところである。その結果、昨年度に全ての市町村で、住宅密集地の有無の特定が完了し、改善すべき住宅密集地として、１４市町、９５地区を特定したところである。また、住宅密集地があると特定した、１４市町のうち、１０市町、１８地区で改善計画を策定しており、７市町１０地区については、道路拡幅などの改善事業を実施しているところである。

２　感震ブレーカーの市町村への周知についてであるが、委員指摘のとおり、感震ブレーカーの設置は、短期かつ簡易に対応できる対策であり、とても有効であると考えている。東日本大震災における本震による火災のうち、原因が特定されたものの過半数が電気関係の出火であり、感震ブレーカーの設置は出火抑制に効果が期待できるとされている。県では、市町村の改善計画策定を支援促進するために、改善計画作成マニュアルを作成して、市町村に周知し、助言を行っているが、その中でも、出火確率を減少させる有効な対策として、感震ブレーカーの設置などを活用するよう促している。今後も、埼玉県住宅密集地改善連絡会議の場を活用して、必要な情報や知見を市町村に提供するほか、個別に感震ブレーカー設置による対策の活用等についても周知していきたいと考えている。

公園スタジアム課長

３　秋ヶ瀬公園のサッカー場の稼働率が低いということである。秋ヶ瀬公園においては、サッカー場では、令和６年度にゴールやフェンスの更新工事を行った。その関係で、令和６年の１１月から令和７年の３月末までの約５か月間を一時休止したため、稼働率が下がっているという状況である。

４　秋ヶ瀬公園のテニスコートの暑さ対策ということである。暑さ対策については、利用者からも要望等が上がってきているという状況である。秋ヶ瀬公園は、荒川の河川敷にあるという特異な状況にあり、日避けなどの工作物を設置する場合、河川法に基づいて、河川管理者の許可がどうしても必要となる。河川管理者の方からは、工作物を設置する場合には、洪水時になるべく負荷が掛からないように、また、撤去可能なものにするようにというような指導を頂いているという状況であり、撤去の対応に当たってのスタッフの体制だとか、撤去するための費用などの問題がある。公園の中で、施設の周辺に、例えば、樹林地みたいなものがあり、木陰などはあるので、そういった部分をうまく使って、そこにベンチを置くなどして、既存の施設を使いながら、活用しながら、対策ができないかということを考えている状況である。

住宅課長

５　住宅相談に関して、住宅確保要配慮者向けの住宅確保に向けた取組状況ということで

あるが、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みであり、それらの方々に寄り添った入居支援は大変重要だと考えている。県では、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化を図るために、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録や要配慮者の入居を支援する居住支援法人の指定に取り組んでいる。また、埼玉県独自の制度として、要配慮者の住まい探しに協力いただける不動産仲介業者を登録するあんしん賃貸住まいサポート店の推進にも努めている。令和６年度末時点で、セーフティネット登録住宅は５４，２２４戸、居住支援法人は２７法人、あんしん賃貸住まいサポート店は２４０店舗となっている。

野本委員

最後の質問であるが、セーフティネット住宅はやはり支援の枠組みとして住宅要配慮者を拒まないという制度になっており、実際に何人の要配慮者の方が住宅獲得につながったかというその数字がやはり見えてこないという課題があるかと思うが、それについての考えを聞かせていただきたい。

住宅課長

要配慮者の方々には、様々な属性の方が含まれているため、正確な契約件数の把握は大変困難である。なお、サポート店には、成約件数等の報告を要請しているが、回答いただいたサポート店での件数を集計したところ、令和６年度の成約件数は１，３２８件であった。住宅確保要配慮者への居住支援として一定の成果が出ていることから、引き続きサポート店の登録を推進していきたいと考えている。

石川委員

１　行政報告書でいうと５３４ページになるが、こども動物自然公園内のクオッカの室内展示室についてである。令和６年度に、クオッカの室内の展示室を作ろうということで、指定管理者が寄附を募っていた。寄附が１，０００万を超えて、合計で８２４件あったというふうにホームページで公開をして、６年度中に室内展示室が公開されたが、この全体の事業費が幾らで何割くらいを寄附で賄ったのか、お聞きする。

２　事項別明細書でいうと１１１ページの加須サイクリングセンターについてである。これは令和６年度中、令和６年の１２月から土日と祝日しか開催しないというふうに、利用方法が変わっている。年末年始も休館している。このサイクリングセンターの利用数、統計、どういうふうに取るか分からないが、利用者数の状況を教えていただきたい。また、この１サイクリングセンターの単体としての運営費というか、維持費に決算額、６年度幾らになったのか、説明願う。

公園スタジアム課長

１　こども動物自然公園のクオッカの屋内展示室についてである。改修額は約９５５万円である。全て寄附額で賄ったという状況である。

２　加須サイクリングセンターの令和６年度の利用状況である。決算額としては、３９３万６，３１２円というところである。令和６年度のうち、令和６年１２月から土日祝日のみ利用いただいているという状況であるが、令和６年４月から令和６年１１月までは、休館日の火曜日を除いた平日と土日に開館をして、一人当たりの経費で見ると１，９３３円という状況であった。その後、委員指摘のとおり、令和６年１２月から令和７年３

月までの間について、土日祝日のみに開館を見直し営業日数等も変わり、全体として委託料も減額となったが、その結果、利用者一人当たりの経費は１，８７０円というところであった。全体として、費用の節減が行われたという状況である。

石川委員

１　クオッカの方からであるが、寄附で全部賄えたということである。その後のこの展示室、令和６年度内に完成して、このクオッカの室内展示室の箱物というのは、誰のものになるのか。県の動物園に、公園緑地協会が寄附した形なのか、そのまま公園緑地協会が持っているものなのか、後の修繕や何かの費用にも関わってくるので、そこを誰が管理するか、指定管理者がするにしても、誰の持ち物なのか伺う。

２　加須のサイクリングセンターについてである。最初に聞いたのは、利用状況を教えてもらいたかった。一人当たりというよりも。令和６年度を推測すると、開館日を極端に減らしているので、はっきり言えば利用者が余りいなかったということだと思う。その結果、節減できたということであるが、隣に加須未来館という、加須市の建物があって、そちらには農産物の直売であったり、イベントをやったり、にぎわい施設になっている。隣にこの加須サイクリングセンターがあって、ここは無料で自転車を貸しているが、人もそうは集まってこないという施設で、これからも、利用者がこのままではじり貧になっていくと思う。令和６年度は、そういう状況を見ながら、どのように改善しようと思って検討したか伺う。

公園スタジアム課長

１　クオッカについては、令和２年３月に初来園をして、ちょうど令和７年で５年たったというところであり、具体的には、指定管理者の自主事業という形で、屋内展示室を整備したいという話があった。自ら新しく建物を造るということではなく、既存の県が既に整備したカンガルー舎の一部にエデュケーションハウスという部屋があり、こちらはカンガルーの生態だとかオーストラリアを紹介するような場所であるが、その場所の一部に壁を造って空間を作って、クオッカの屋内展示エリアを作ったというところである。屋根、柱、床は全て県の施設であり、その中に一部壁を造り展示室を造ったというところであり、県としては指定管理者が行う自主事業に対し許可をして、設置を認め造られたということである。施設は県所有施設になる。県の施設になるので、修繕等は県が行っていくという状況である。

２　サイクリングセンターの令和６年度の利用状況については、令和６年４月から１１月までは、平日を含めて２０９日、利用者数は１，５６２名である。その後、令和６年１２月から令和７年３月までは、土日祝日のみに開館を見直し、営業日数は３９日、利用者数も４９０人ということで、減っているという状況である。委員からの話にあったとおり、サイクリングセンターに隣接して、加須未来館や利根川児童館があり、どちらも加須市が運営している。サイクリングセンターは、東部地域の観光の拠点、レクリエーション施設の一つということで設置されている。加須未来館や利根川児童館などと一緒になって運営し、地域を盛り上げていくことも含めて、令和６年度に加須市と意見交換を行ったところである。

石川委員

サイクリングセンターであるが、加須市といろいろ意見交換をしていたということであるが、周りの状況が変化していって、どんどん利用客が減ってきている状況も今まで見て

きたと思う。それで、令和６年の１２月に開館日数自体を大幅に減少させたことにつながっていると思う。加須市と話し合い、意見交換をしてきたということであるが、もっと早く手を打つべきだったし、何かしらの対策というのは意見交換の中で出なかったのか。額にすれば、４００万円弱で、それほど県の財政の中で大きい方ではないかもしれないが、このまま箱物をそのまま置いておいて、維持管理もしていく、県の事業としてやっていくとなると、このままでいいとはちょっと疑問があるが、６年度の意見交換でどういう建設的な話合いができたか。

公園スタジアム課長

もともと、加須サイクリングセンターの利用者数は、平成３０年度には大体４，０００人ぐらいは利用されていたという状況である。その後、利根川の堤防工事が始まり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大などで、令和５年度には１，４００人ぐらいまで利用者が減少している状況である。令和６年度は２，０００人超であるが、平成３０年度の利用者数までは戻っていない状況である。一方で、加須市との意見交換では、加須未来館にサイクリング利用の方がどのくらい来ているだとか、都内の方からサイクリングロードを使ってくる方が、加須未来館の方で休憩される可能性もあるということも分かった。加須未来館などと一緒に連携すれば、もっとサイクリングの方たちを呼べるのではないかという意見も出た。また、土日と平日を比べると、特に自転車の貸出しの事業は、平日は少ない状態で、土日は使っていただける方も多くいるので、平日をどのように増やしていくか、加須市と連携しながら何かできないのか、施設運営の点も含めて、どのようにしていけばいいのか意見交換を行った。

深谷委員

行政報告書５３２ページの「大宮公園における大宮スーパー・ボールパーク構想実現に向けた取組の実施」の中で、この大宮公園内にある双輪場のことについてであるが、これはほぼ競輪の開催に利用していると思うが、令和６年度のこの競輪以外での利用状況というのを教えていただきたい。これは、都市公園法上、双輪場の設置ができないということで、陸上競技場兼競輪場ということになっているかと思うが、実際もう登録も公認も取り消されていて、陸上競技場としてのある意味、体をちょっと成していないという状況もあるかと思うが、そもそも県民の公園であるので、県民の皆様への一般の開放をしているか等も踏まえて、お答えいただければと思う。

公園スタジアム課長

大宮公園にある双輪場であるが、委員の指摘のとおり、競輪開催されているという状況であり、現在の競輪だけではなく、アマチュアの自転車競技も行われている状況である。令和６年度の利用状況は、競輪で５５日使用している。その他の利用として、双輪場のバンクを使ってのアマチュアの自転車の練習として、１６９日使われているという状況である。主に高校の自転車競技部などといったところが使っている状況である。その他のイベントとして、令和７年２月にＮＡＣＫ５主催のチームランニングを開催し、３，２００人ほどが参加したほか、ＲＢ大宮アルディージャ主催試合時に打上花火をする場所として利用された。なお、競輪場の方も、大宮競輪が開催されている中、スポーツフェスタを開催するなど、競輪だけではなく、多くの方が利用できるよう取り組んだところである。

深谷委員

陸上競技場という部分においても一般の方の利用というのが、つまり十分な状況ではないというようなことだと思うが、令和６年度の検討、今も進んでいる中で、６年度の中では新たな施設を検討する中で、広く日常的に一般の県民の方も利用できる施設にするというような、そういった検討というのがあったのかどうか、お答えいただければと思う。

公園スタジアム課長

まず、現在ある双輪場である。昭和３４年に設置されて、もう６０年以上たっているということで、かなり老朽化しているという状況である。現在進めている大宮スーパー・ボールパーク構想では、試合がある日もない日も楽しめる公園にしていくというコンセプトで、双輪場についても再整備することを考えている。その再整備に当たっては、競輪が開催可能な多目的競技場として整備するが、具体的にどのような多目的競技場としていくのかについては、検討中である。

伊藤委員

１　行政報告５２７ページの「さいたまスーパーアリーナ・けやきひろばの管理」について伺う。アリーナの令和６年度の稼働率が７３．２%ということで、前年より下がっている。この要因について説明いただきたい。

２　行政報告の５３３ページ、「公園の管理」について、特にプールの問題を取り上げる。年々猛暑が進んでおり、６月や９月には２５度の真夏日ばかりが多かったと思う。そこで伺うが、例えば、県営公園のプールであるが、開園日はおおむね何月から何月までであるか。非常に暑い日が続くので、民間でも９月下旬までプールを開園しているとかがあるので、開園日の延長を令和６年度は検討されたかどうか伺う。

３　行政報告、５４２ページ、公営住宅について伺う。要求資料を出していただき、１４の１ページにあるが、都道府県別公営住宅比率が１．２１、市町村の公営住宅比率が０．４５。埼玉県が最低水準というふうになっている。一方で、県営住宅のみで見ても、埼玉県は住宅率０．７６%で、東京や神奈川、首都圏の平均から下回っている。なぜ、比較しても埼玉県は低いのか。

４　埼玉県は、公営住宅が少ないが、ＵＲ住宅が多いという特徴がある。これは以前から説明いただいているところである。しかし、ＵＲ賃貸は家賃が民間住宅とほぼ変わらない。低所得者が入る住宅ではなく、公的住宅とは言えないというふうに考える。夫婦で住んでいても一人になってしまうと到底家賃が払えない、引っ越さざるを得ないという状況である。令和６年度は、ＵＲに対してこのように長期にわたって住んでいた方たちが、特例や減免を行って住み続けられるように要望されたかどうか伺う。

５　要求資料の１４の⑮を見ると、ほんの少し借上げが進んできたかというふうに思う。ちょっと差が分からないが、なぜＵＲの借上げが進まないのか。そして、ＵＲの借上県営住宅を広げることについて検討があったのかどうか伺う。

６　空き室問題について伺う。令和２年度１３．１%から、令和７年度は１９．０%と、空き室の割合がどんどん多くなっている。要求資料の③を見ると、県南・県央では平均で応募倍率が５．８、高いところは１６０倍にも上る。本当に県営住宅が求められているというふうに思う。空き室を見ると、５，１２３戸も出しているわけである。空き室がどんどん増えている理由を説明いただきたい。

７　具体的になるが、応募倍率１６０倍の浦和高層住宅であるが、令和７年度３月時点で６４戸の空き室が生まれている。大人気の住宅でこれだけの空き室を出してしまう理由

を説明いただきたい。
８　所沢パークタウン武蔵野住宅は、１５６戸の空き室である。建替えのための募集停止ではないというふうに伺っているが、なぜこれほどまでに空き室が出ているのか説明いただきたい。
９　川口市の安行原団地、建替えのため２７０戸の募集停止をしている。あっちこっちに空き家が出てきて寂しいと、廊下の電気も一つ置きに付いていて、更に寂しいという声を頂いている。一方で、安行原の建替えはいつなのかが示されてはいない。募集停止を何年もするのでは、住宅環境にもよくないことであるし、もったいないというふうに思う。安行原団地はいつ建て替えるのか、住民に説明をされてきたのかどうか伺う。
10　住宅確保に配慮が必要な方の住宅支援について伺う。要求資料１５を出していただいた。その中で、家賃低廉化補助について伺う。低所得者の家賃に自治体が補助を行う制度で、是非埼玉県でも実施していただきたいが、資料によると１件も導入されていない。この理由について説明いただきたい。
11　要求資料１７で、県営住宅の特別会計の未収金について伺う。未収金の徴収はしっかりと公営住宅法の精神にのっとって、福祉の増進という目的に沿って行ってほしいと思うが、どのように令和６年度は取り組んできたのか、説明いただきたい。

都市整備政策課長
１　さいたまスーパーアリーナの稼働率が下がっている要因であるが、令和６年度については、主催者の都合により予約の入っていた大規模イベント３件がキャンセルとなり、設営日を含め、空きが発生したことにより、前年度に比較して稼働率が低下したためである。キャンセルがなければ、例年並みの稼働率であったと考えている。大規模イベントについては、キャンセルがあった際に別のイベントを入れることがなかなか難しいため、稼働率の低下はやむを得ないものと考えているところである。

公園スタジアム課長
２　県有公園プールの開催状況について、お答えする。令和６年度において、７月１３日から９月１日までの計４７日間を営業していた。委員質問の、昨今の暑さに向けた期間延長についての検討という点であるが、令和７年度から従来の期間よりも延長を考えたというところである。もともとプールの営業においては、監視員の確保の問題もあるので、そういった状況を見ながら進めている。令和６年度においては、そういった、令和７年度に向けて検討してきたという状況である。

住宅課長
３　要求資料１４の都道府県別の公営住宅比率の関係である。世帯数に対する県営住宅戸数の割合については、首都圏で割合が高い東京都などと比較して埼玉県が低い理由は把握していない。県や市町村の公営住宅に、公的賃貸住宅であるＵＲ賃貸住宅を合わせて、住宅セーフティネットを考える必要があり、この場合、世帯数に対する戸数の割合は３.３７％であり、全国で３０位と、中ほどに位置していると考えている。
４　ＵＲ賃貸が高いことに関連して、長期に住んでいた方への特例など、要望を行ったのかということである。ＵＲ賃貸住宅には、比較的低廉な家賃の住宅も一定数あり、本県では、公営住宅のほか、ＵＲなど公的賃貸住宅や民間賃貸住宅のセーフティネット登録住宅のストックを加味して、住宅のセーフティネットを構築するものとしている。また、ＵＲ賃貸住宅では、低所得の高齢者世帯などに対して、家賃減免制度を設けており、居

住の安定確保を図っている。さらに、国会における過去のＵＲ法の審議において、家賃が低所得の高齢者等の居住者に対して、過大な負担とならないよう配慮することとの附帯決議がなされている。このような状況において、ＵＲ都市機構に対して、長期に住んでいることだけをもって特例を要望する必要はないと考え、昨年度は特に要望は行っていない。

５　ＵＲの借上げについての質問であるが、借上型県営住宅は、県が借上料を負担し続けるため、家賃収入のある建替方式と比較すると、財政負担が大きいため、長期的な供給不足には適していないと考えている。長期にわたりニーズの高く供給不足が見込まれる県南地域については、建替えにより戸数を増加させるということを行っている。

６　空き室の関係である。空き室が５，１２３戸、県営住宅にあるが、現在募集止め住戸の５８０戸を除く４，５４３戸が実質的な空き住戸となっている。この空き住戸については、指摘のとおり年々増えている。この要因は、近年、退去戸数が入居戸数を上回る状況が続いていることにある。県営住宅を募集し、実際に入居に至った世帯の割合、いわゆる募集入居率は、県南地域で９０％近くである一方で、県央や利根、北部地域では４０％程度となっており、地域や住宅によっては募集をしても入居者が入らない状況がある。退去戸数が入居戸数を上回る状況が続いている一方で、地域や住宅によっては、募集をしても入居者が入らない状況であることから、空き住戸が年々増加しているものと考えている。

７　浦和高層住宅についてである。浦和高層住宅は管理戸数５８８戸で、空き住戸率が１０．９％、６４戸となっている。県営住宅の定期募集は年４回実施しているが、予算の範囲内で空き住戸の修繕を実施する必要がある。その上で、募集住戸の選定に関しては、募集機会の均等を図るために、地域ごとの募集戸数のバランスについて配慮している。つまり、需要の高いところだけを出すということではなく、どこの地域でもニーズやバランスに配慮した上で、募集の選定を行っているところである。このため、公営住宅の特性上、人気の住宅であっても一定の空き住戸は生じるという状況である。

８　所沢パークタウン武蔵野住宅についてであるが、管理戸数が７１８戸で、空き住戸率が２１．７％、１５６戸である。先ほどと同様に、募集住戸の選定に際しては、募集機会の均等を図るために、地域ごとに１年を通して、募集戸数のバランスに配慮している。令和７年度の定期募集においては、限られた予算の中で、４月募集で７戸、７月募集で１４戸、１０月募集で２７戸と、既に令和６年度の２倍近くの募集を実施しており、積極的に募集を行っているところである。

９　川口安行原団地についてである。いつ建て替えるのか、住民説明はどうかということであるが、県南部では順次建替えを進めており、建替事業には一定の空き家戸数の確保が必要なために、建替予定団地及び仮移転先となる周辺の団地について、計画的に入居者の募集止めをしているところである。なお、川口安行原団地も含めた今後の建替事業については、建物の老朽化や入居者の移転計画など、事業化の見通しを総合的に勘案した上で予算を編成したいと考えており、現時点で決定したものはない。住民への説明は、仮移転先や移転スケジュールが確定した段階で行う予定である。

10　家賃低廉化補助についての質問である。家賃の低廉化に係る補助は、セーフティネット住宅のうち、入居対象を要配慮者専用とする住宅を対象に、大家等が家賃を引き下げる場合に、国と地方公共団体でその差額を一戸当たり最大４０，０００円補助するものである。県では不動産関係団体が参加する研修会や、市町村が参加する市町村住宅政策主管課長会議などにおいて、補助制度の紹介に努めているものの、委員案内のとおり、県内市町村では導入されていない状況である。導入が進まない理由の一つとして、補助

対象の住宅が要配慮者専用の住宅に限られることがある。専用住宅の登録には、大家の理解が必要であるが、令和６年度末時点で県内のセーフティネット住宅５４，２２４戸のうち８０戸にとどまっている状況である。県では、今後も不動産関係団体や市町村が集まる機会を捉えて、引き続き制度の周知に努めていく。また、補助の対象住宅に、令和７年１０月１日施行の改正住宅セーフティネット法により創設された居住サポート住宅も加えられたことから、居住サポート住宅の普及促進にも努めていく。

11　未収金の質問についてである。行政報告書の５４３ページに記載のとおり、県営住宅の入居者のうち、病気、失業、低収入等により収入が著しく低額となり、家賃の支払が困難な世帯に対し、家賃の減免を行っており、令和６年度においては、年間２，１９２世帯の家賃を減免したところである。家賃減免は、経済的困窮者の方々における住まいの安定確保にも直結しており、今後も必要に応じて、継続的な支援を行うことが重要と考えている。滞納者からの支払については、経済状況等を鑑み、必要に応じて分納による支払を認める等、柔軟に対応しており、今後も経済的困窮者が無理なく支払を継続できるように配慮していく。

伊藤委員

地域的にバランスを配慮して公募をしているという話もあったが、それ以前に、予算の範囲内で住居のクリーニングをしているという答弁もあった。圧倒的にこの予算が低いのではないかというふうに思っている。例えば、浦和高層であるが、応募倍率が１６０倍である。これだけニーズがあるところで、６４戸の空き室があるということでは、早くここに入っていただいてというのが一番うまく活用できるのではないかと思うが、その予算について、もっと取っていただくということが必要ではないかと思うが、担当課としては要望しているのかどうか…

委員長

それは要望である。きちんとした質問をしていただきたい。

伊藤委員

昨年度からも要望しているが、予算の範囲という中では、担当課としてその予算がもっと多く取れるように要望してきたのかどうかという質問である。

住宅課長

入居前に、住居を修繕して入居いただく前の準備をするということについては、戸数を上げていくことが空き家率の改善につながるということは承知している。昨年度も、そういった観点から、少しでも入居を進めるための修繕費の予算額の確保には努めている。令和７年度についても、引き続きそういった努力を続けていきたいと考えている。

日下部委員

１点だけお伺いしたいが、行政報告書だと５４２ページになる。県営住宅が３３０あるが、このうちエレベーターは何棟ぐらい付いているのか。６年度末の数字でよい。今、入居率が年々下がっているということであったが、私は医者をやっているが、患者さんが骨折だとか、あと年を取って膝が悪くなるだとか、だから要するにそこで入院して戻れなくなる。要するに、その入居者の年齢層が上がってくれば上がってくるほど、エレベーターがないと戻れなくなるので、年々年々入居率が下がってきているというふうに私は理解し

ているが、執行部はどう考えているのか。６年度に対して。

住宅課長

令和７年４月１日現在で、戸数ベースであるが、約半分の住戸が、エレベーターが利用可能な状況となっている。また、足腰が弱ってきて、エレベーターがない住宅での生活に耐えられない入居者の方については、低層階への転居や、あるいは空いていればであるが、そういったエレベーターを設置している住居への転居についても配慮しながら、対応している。

日下部委員

年齢層が上がってくれば上がってくるほど高層階に戻れなくなるので、その入居率が下がってくるということに対して、令和６年度はどういう対応をしたか。低層階への入居を勧めたという答弁であるか。

住宅課長

転居などの対応を勧めたところである。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２９日（水）　産業労働部関係）

【説明者】
野尻一敏産業労働部長、萩原啓雇用労働局長、神野真邦産業政策局長、
浪江美穂地域経済・観光局長、内田貴之産業労働政策課長、
小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、島田徹産業支援課長、村井秀成産業創造課長、
北島義丈産業拠点整備推進幹、竹澤幸一企業立地課長、井澤清典金融課長、
関根良和観光課長、関根昌浩雇用・人材戦略課長、伊藤佳子就業支援課長、
下村修産業人材育成課長
久保佳代子労働委員会事務局長、加藤和美副事務局長兼審査調整課長

【発言】
渡辺委員
１　全体的なところで、資料７の２６６ページであるが、令和６年度の不用額が２１億円と巨額に見えるが、期中に追加の経済支援対策等を検討しなかったのか。
２　行政報告書の４３３ページに商店街へ専門家派遣とあるが、県内何市町村で利用があったか、また、具体的にどういった課題解決が図られたか伺う。
３　資料７の２９２ページであるが、世界を彩る「埼玉ビジネス」海外展開プロジェクトの中で、１，０００万円で海外展開に向けて有望なターゲット地域を把握するための調査分析を行っていたが、どのような調査結果が出たのか伺う。
４　行政報告書の４２９ページ、「価格転嫁サポーター制度」で１７の金融機関と４，４０６名がどのように連携したのか、また、県内事業者の価格転嫁の状況をどのように把握しているのか。

産業労働政策課長
１　不用額については資料にもあるとおり、商工費全体で約２０億円であった。このうち産業労働部の不用額については、１６億１，４３０万７，３８０円であった。不用額が生じた理由であるが、先ほども説明申し上げたとおり、燃料・エネルギー価格高騰対策に係る補助金の執行が見込みを下回ったことなどによるものであり、これらが全体の執行額残の約７３％を占めている。これについては、令和５年度の予算を令和６年度に事業執行したというところがあり、不用額については減額補正ができないということになっており、そのまま繰越額が執行残として残っているという状況である。

商業・サービス産業支援課長
２　専門家派遣を利用している市町村の数であるが、市町村単位で幾つになるかを数えているところであるので先に成果についてお話しする。 専門家派遣は、それぞれの市町村の置かれている状況であるとか、課題、商店街の皆さんが取り組みたいことに合わせて、こちらで専門家を選定して我々職員とともに現地に赴き、あるいはオンラインで助言を頂いているという状況である。 主な事例ということで紹介すると、例えば、富士見市の東みずほ台商店会であるが、これまで自主的な活動はほとんどなかったというところから、活動を活性化させたいので助言してほしいという相談があり、この専門家からの助言によって、まず、商店街と地域住民との意見交換会を実施することとなり、そ

こで出たアイデアから商店街マップを作り、地域住民に対する商店街のＰＲに取り組んだという事例がある。 また、小鹿野町のおがのシルクロード商店会では、新たな取組として商店会の会員店舗の目玉商品をＰＲするチラシを作りたいという相談があり、専門家に現地に行っていただき、それぞれの目玉商品を売りにしたチラシを作り広く撒いたところ、半数以上の店舗から新規顧客の来店やお問合せが増えた、あるいは商圏がより広まったという声を頂いている。 また、商店街組織が元々ない美里町の商業者の方が、地域商業活性化のために、将来的に商店会や商業者グループを立ち上げたいので助言をしてほしいという相談があった。こちらは、継続的に相談に乗る中で、地域の商業者と美里町で開業を新たに目指す方が合同で出展するマルシェイベントというものを３月に開催することができた。 このように商店街によって成果の出方というのは様々であるが、専門家派遣を活用いただくことで着実に成果につながっているということがある。 今、市町村数の数字の集計が終わり、１１市町村ということである。

企業立地課長

３　埼玉県海外ビジネス可能性調査については、輸出に取り組む県内事業者を支援する基礎資料とするべく、これを目的として実施している。主にアジア、中東、アフリカの６か国について、食品市場の流通体系、規制等を中心に調査を行い、日本酒、麺類、調味料の輸出状況を調査したところである。その結果、輸出環境が整備されており販売見込み先が多く見込めるなど、シンガポールが一つの有望先として分かったところである。また、日本酒の輸出実績が右肩上がりであり今後の輸出額の伸びにも大きく期待できるベトナムということで、この２か国が有望なターゲットであるということが調査の結果から分かった次第である。

産業労働政策課長

４　価格転嫁サポーターは、最新の数字であると令和７年９月末時点で１８の金融機関に協力いただいており、５，５００名に活動いただいている。サポーターの皆様には、県で作成した動画を視聴いただき学んでいただいた後、企業に直接訪問いただき、パートナーシップ構築宣言の働き掛けであるとか県が作成した価格転嫁支援ツールの周知、あるいは価格転嫁に関する県の支援策等の周知を行っていただいている。県からは、サポーターが所属する金融機関に対して、毎月最新のデータ・情報等をお届けしており、それらの支援情報を取りまとめたリーフレットのデータも提供させていただき、顧客を訪問する際のドアノックツールとして活用いただいているところである。こういった活動の成果もあり価格転嫁については、令和７年７月から９月期の四半期経営動向調査の結果によると、「６割以上価格転換できている企業の割合」が５６．９％となっており、令和４年１２月の調査であると４５．９％であったので、約３年間で１１ポイントほど増加をしたということで、サポーターの活動の成果もあり、価格転嫁の状況が改善傾向にあるというところである。

渡辺委員

価格転嫁のところで１１ポイント改善しているということであるが、飲食店など消費者に近い業種だと価格転嫁がなかなか難しいけれども、そういった事業者に対する何か特別な支援や対策というものは行われているのか。

産業労働政策課長

飲食業をはじめとする、特に非製造業では、製造業に比べ価格転嫁が遅れているという状況があるので、そういった点も踏まえて、非製造業の価格転嫁の強化が必要だということで、例えば、価格交渉支援ツールに、特に飲食業だと労務費の割合が高いので、労務費のデータを今年の２月に追加するとか、そういった工夫をしている。また、飲食店等の支援に当たっては、他の店舗との差別化を図る提案なども伴走支援の中で差し上げることによって、単なる値上げだけではなく、サービスの価値向上、お店が選ばれる価値が高まるような店舗になるようにといったアドバイスも含めて、県の無料の伴走支援の中で対応している。

小川（寿）委員

１　報告書の３９８ページ、障害者雇用の自立生活支援について伺う。この報告書によると障害者雇用総合サポートセンターによる支援等々、令和６年度様々な施策に取組いただいたということがよく分かった。この障害者雇用については障害者雇用促進法において、国及び地方公共団体の責務が規定されているが、この令和６年度、施策を展開する上で、県の役割はどのような認識の下で施策を推進してきたのか伺う。

２　令和６年度､障害者雇用の法定雇用未達成企業を訪問した報告をされているけれども、県内の法定達成企業と未達成の企業、それぞれその割合と未達成となっている理由についても伺う。

３　報告書では、精神障害者の就労拡大を図ったと記載がある。県内の精神障害者の方々の中で、働きたいが働けないという方々はどの程度いらっしゃるのか。そして、令和６年度において、そうした方々の中でどのくらいの方々が就労されたのか、その実績を伺う。

４　難病患者の雇用の働き掛けを行う専任のアドバイザーを配置して雇用に至らない課題などの聞き取り調査を行ったということであるが、その調査結果を伺う。

５　３９５ページの企業内保育所の関係について、この企業内保育所の促進事業については、当初予算では１，４０２万円が予算化されていたが支出済額が１，０７０万円と、この補助金の執行が大きく見込みを下回っているが、その理由と企業内保育所に対する企業側、従業員側のニーズはどうであったのか、それぞれ伺う。

就業支援課長

１　委員の指摘のとおり、障害者雇用促進法において県の責務が規定されており、その中で県の役割というのは端的に申し上げると、障害者雇用の促進及び職業の安定を図るために必要な施策を推進するということであり、それに基づき障害者雇用総合サポートセンターにおいて、企業の障害者雇用の促進を支援した。

２　達成企業については、令和６年６月１日現在、対象企業が４，０５３社のうち、達成割合は４５．５％、未達成企業の割合は５４．５％であった。また、未達成だった理由については、小規模事業者のために障害者雇用の経験がないであるとか、障害者雇用に不安を感じているであるとか、障害者雇用の意欲はあるがどのようにしたらよいかノウハウを持っていないなどの理由を聞き取っている。

３　令和６年度のハローワークの調査において精神障害者の方で就業を希望している方の数であるが、有効求職者で約１０，０００人おり、その中で就業できていない精神障害者の方は約７，２００人である。令和６年度の取組によってどのくらいの人が就労に就くことができたのかについては、障害者雇用総合サポートセンターにおける取組の結果

は、令和６年度全体で４６８人の就職を確認しており、うち精神障害者の方は２２５名である。
４　障害者雇用総合サポートセンターでは、難病患者の雇用促進に特化した専任のアドバイザーを配置しており、障害者雇用の実績のある一定規模以上の県内企業を中心に、雇用に至らない理由や課題などを聞き取る実態調査を行い、令和６年度は１１７社に訪問した。難病、がん患者など、就労に一定の配慮が必要な方の雇用については、条件が合えば雇用したいと言った企業が１００社、大体８５％ぐらいあった。その場合、条件が合えば雇用したいという条件としては、複数回答であるが、体調が安定していることであるとか一定の職業的スキル経験があることなどであった。

雇用・人材戦略課長
５　こちらの補助金については、当初３件の補助を見込んで予算計上したものに対して実際には２件の補助ということに留まったことから、不用額が生じたということである。もう１点、企業・従業員のニーズというお尋ねについて、これまで運営費補助等を行ってきた保育所の充足率を見ると約６０％程度となっている。こうしたことから補助の実績についても、直近を見ると大体２件ないしは３件の保育所の運営費補助を希望する企業という中で６割の定員に対する充足率ということになっているので、そういったニーズの感覚なのかと承知をしているところである。

小川（寿）委員
１　この法定雇用において、就業されたとしても一般の労働者の方々との賃金の格差というものが、やはり大きな課題であるというふうに思う。数字については結構であるが、令和６年度において、こういった実態あるいはその傾向について、担当部局が把握をされていることがあれば教えていただきたい。
２　難病患者さんの雇用の調査は非常に重要な調査と思う。是非、その調査結果を踏まえて、更に令和６年度内において様々な施策を打ち出されたのかどうか伺う。

就業支援課長
１　実態として、障害者の方が健常者の方と同じ時間帯を働くというものではなく、割と短時間勤務が多いので、健常者と比べて１か月の賃金を見ると低い傾向にある。
２　雇用に至らない理由の聞き取りをしており、そこから雇用してもよいというような企業についてはハローワークの方につないで、そこでマッチングの検討を行っているところである。また、求人票を出す際には、仕事と治療の両立をしているということの明記をお願いしているところである。

栄委員
１　行政報告書の３７８ページ、観光振興について伺う。外国人観光客数は令和６年度１０６万人ということで、令和８年度に９７０，０００人とする目標を大きく超えている。多くの方に本県を訪れていただいた一方、国内外の観光客の１人当たりの観光消費額については、これからも伸ばしていく必要性があると思っているが、観光として立ち寄るだけではなく、体験、買物、お土産、さらには宿泊といったところまでつなげていくということが、地域経済が潤っていくためには非常に重要なことだと考えているけれども、そこで令和６年度観光消費額を増やすために、どのように取り組んだのか伺う。
２　行政報告書３８０ページ、サービス産業の労働生産性の向上について伺う。５か年計

画の指標では、令和４年度の数値であるが、策定時の平成３０年度から余り変化が見られないようだけれども、令和６年度までにどのように取り組んでいるのか。サービス産業におけるＤＸ、キャッシュレス化の推進についてどのように推進が図られているのか伺う。

３　行政報告書４２３ページ､サーキュラーエコノミーに取り組む企業への支援について、その中でも「食のサーキュラーエコノミー技術導入支援補助金」について伺う。こちらに例示されている「芋みつ」であるけれども、実際に試食をした。彩の国ビジネスアリーナの会場だったと思うが、試食させていただいて本当においしいという実感で、この川越の「芋みつ」を使って、アイスなどにかけてトッピングとして生かすとか、いろいろな活用というか、先の展開を見られると実感をしたところであるけれども、こうした規格外の野菜等を加工して価値を高めていく、付加価値を付けていく、こういったことは評価できるところであるが、このサーキュラーエコノミーのリーディングモデルから、更に展開を図っていくと、またそのリーディングモデルをモデルとして新たなビジネスモデルが生まれてくるという展開を期待しているところであるが、令和６年度の取組についてどうであったのか伺う。

観光課長

１　委員の指摘のとおり、買物とか、お土産とか、いわゆる周遊だとか、滞在時間を延ばす観光というものは観光消費額を拡大するためには大切な要素だと思っている。目的地以外にも観光地を訪れてもらうために、観光周遊を促すような、滞在時間を延ばすような取組を実施してきた。少し具体例を申し上げると、昨年度渋沢栄一が１万円札の肖像となることをきっかけに、渋沢栄一をフックに観光のプロモーションを行った。その中で、周遊の観光だとか体験だとか、飲食だとか、そういうものを絡めた周遊観光型のプロモーションを行ったところである。また、買物とかお土産などというキーワードでは、1 万円だとか渋沢翁というものをキーワードとして、物産だとか観光関連の商品の販売を事業者の方に協力のお願いをして、ホームページで周知をして取り組むようなことを行った。また、物産観光協会で、いわゆる首都圏在住のファミリー層向けに埼玉のお土産の人気投票を企画して実施をし、それを一つの機運として埼玉のお土産を知っていただくような取組も行ったところである。ちなみに１人当たりの観光消費額は、令和６年は、県外からの宿泊客は資料にあるとおり２６，０５０円であるが、1 年前、令和５年は２３，５７３円であり、１０．５%アップである。また、県外からの日帰り客は８，２１９円と記載しているが、令和５年の６，７５２円から２１．７%アップしており、まだ目標には達していないので、引き続き頑張っていきたいというところである。

商業・サービス産業支援課長

２　５か年計画における指標のうちサービス産業の労働生産性についてであるが、この５か年計画が策定されたのは平成３０年度時点であったが、その後新型コロナウイルス感染症が国内にまん延をし、令和４年度時点ではどういう状況だったかというと、夏にオミクロン株とか非常にはやって、９月にようやくウィズコロナということで、政府から感染防止対策と社会経済活動を両立していこうという見解が出されたという頃であった。そのため、まだこの時点でサービス産業事業者の経営状況はコロナ前の状況には届かず、非常に厳しい状況であったかと思う。そのため、この労働生産性上の数字というものも、伸びが鈍化していたのではないかと思う。委員から先ほど、ＤＸについての取組に関して質問があったけれども、私どもも、正に労働生産性を向上させるためにはサ

ービス産業事業者のＤＸへの取組が非常に重要であると考えており、ＤＸへの取組の推進を特にしてきたところである。具体的な事業としては、セミナーと個別支援という二つの柱で行った。まず、セミナーは、事業者のＤＸ導入を全体的に促すために、例えば、ホームページの活用術であるとか、そのデータを活用したマーケティングみたいなことをテーマとしたセミナーを計７回実施し、延べ１８６人が受講した。また、個別支援の方であるが、県の産業振興公社に専門家を配置して、サービス産業事業者を対象としたデジタル技術の活用に関する相談支援を、令和６年度は１９７件実施をし、事業者のＤＸへの取組を支援した。また、キャッシュレスの推進についても、ＤＸの推進の中で併せて支援をしている。キャッシュレス化の推進も、非常に労働生産性の向上に資するものであると考えている。例えば、昨年度の事例で言うと、店舗独自のポイントシステムを導入するために、対応可能なキャッシュレスシステムを入れたいとか、あるいはお客様からもキャッシュレス決済の要望が多いので、キャッシュレス決済を導入したいといったような、個別の相談があった。

産業創造課長

３　委員が召し上がった「芋みつ」であるが、令和５年度に県産業技術総合センター北部研究所が、それまで廃棄されていた規格外の川越芋と規格外の米麹を活用しつつ、従来より効率的で、かつ、委員の指摘のとおり、味が良くなる製造方法を考案し、そのノウハウを県内企業に広く提供している。令和６年度には芋みつ関連の更なる展開として、２社に補助したが、例えば、深谷市の企業においては、地元産の規格外のトウモロコシを活用した「トウモロコシみつ」の試作開発につながるなど、より幅の広い商品展開に取り組んだところである。

栄委員

１　サービス産業の労働生産性の向上について答弁いただき、ＤＸ化に向けたセミナーと個別支援という説明があったが、実感として地域の中とか見ていたり商店街を見ていたりして、どうもこのＤＸとかキャッシュレス化が、余り進んでいないのかなということが体感的にはある。やはり埼玉県としてもＤＸを大きく推進していくという中では、もう少し取り組むべきかなと感じているところであるが、先ほどの個別支援等を通じていろいろな相談等も受けるかと思うが、こうした中で現場から新たなこのＤＸ化、キャッシュレス化を進めるに当たっての支援の必要性等も、いろいろな意見等も伺える機会かと思うが、この辺り、どのように現場の声を拾い上げて、新たな支援策の検討等に取り組んだのか、もう少し説明があれば伺いたい。

２　サーキュラーエコノミーに関して、リーディングモデルが生み出されてきている一方、更に取組を広げていくということも非常に重要かと思っているが、先ほど説明がもう少し欲しかったところであるが、スタートアップであるとか、例えば、社内ベンチャーで新たなビジネスを起こしていくというところから、サーキュラーエコノミー関連の企業が生まれてくる可能性もあるが、この辺り、どのように令和６年度で取り組んできたのか、もう少し説明を求める。

商業・サービス産業支援課長

１　個別支援を担当しているＤＸコンシェルジュであるが、専門家の皆さんと我々とで定期的に打合せの中で、個別にどういった相談があって、どのように解決に導いていったかという情報交換をしているところである。そこでやはり聞かれているのが、主に二つ

だと私は思っているが、一つはノウハウ的にインスタグラムであるとかＳＮＳをどう活用すると効果的なのかと、いわゆる実務的な話、もう一つは、もう少し前で、そもそも企業として、店として、何をどのように売りたいかという企業戦略、主にこの二つが個別支援の中で割と共通する課題かなと捉えている。そういった部分を、例えば、前者の方のできるだけ実務的なところはセミナーの中で織り込んで、実際にインスタにどう掲載するかみたいな話をしたり、また、後者の方の経営戦略というところについても、セミナーの講師に、実際に自身でもキッチンカーで飲食を営業されているというようなＩＴ専門家の方がいて、そういった方に営業戦略からどう結び付けていくかという視点をセミナーの中に入れ込んで、工夫をしているところである。

産業創造課長

２　県では、サーキュラーエコノミーのスタートアップ、それから、社内ベンチャーの取組を支援する目的で、昨年度からサーキュラーエコノミースタートアップビジネスプランコンテストというものを開催している。こちらは、県内外にかかわらず埼玉県内でサーキュラーエコノミーの取組をするという企業について審査をして、それでしっかり取組をしていただくような取組を進めているところである。こちらについては今年度も実施する予定となっている。

岡村委員

１　行政報告書の４０８ページ、（２）のＳＫＩＰシティを活用した映像関連産業の振興についてである。令和２年度から令和６年度までの応募作品数や視聴回数、来場者数が載っているが、コロナが終わってオンラインの回数が減ったのかなとか、思うところがあるが、視聴回数や来場者数についてどのように捉えているのか伺う。

２　４０９ページ、こちらもＳＫＩＰシティ関連のことであるが、映像ホールについての利用率が５４．７％、映像制作支援室、こちらは５９．１％で、映像制作支援室の方は専門性がとても高いので利用が限られるかなと思うが、映像ホールについては映像を流したりだとか、あとは、講演、研修、発表会などで様々な集客イベントとか、対応可能な貸しホールとなっている。そこで、もう少し利用率を上げるべきかと思うが、利用率を上げる取組は、令和６年度どのようなことをしたのか伺う。

３　４３５ページ、（１）ものづくり分野などの人材育成のところについてである。高等技術専門校における求職者を対象とした人材育成を行い、就職率が９４％、就職を希望される方が対象となっているから１００％が望ましいと思っているが、就職できなかった方へのフォローをどのように行ったのか伺う。

４　就職先の県内、県外の割合はどうだったのか伺う。

商業・サービス産業支援課長

１　ＳＫＩＰシティの国際Ｄシネマ映画祭は、令和６年の開催で２１回の開催となった。オンライン配信というのは、委員お話しのとおり、コロナ禍の令和２年に当時会場への集客が困難であったので、映画祭を継続していくための手段として開始をしたものである。その後、令和４年から会場での上映を再開し、令和６年までオンライン配信とリアル上映のハイブリッドで開催をしたところである。リアルを再開して以降、やはりオンライン配信で御覧になっていた方が実際のリアルの会場への回帰をしてきたと捉えているところである。

２　委員の指摘のとおり、映画の上映会や試写といった映像上映による利用のほか、例え

ば、川口歯科医師会であるとか、市内の保育園、あと一般企業の研修会、また、川口市立看護学校の戴帽式という、帽子を被る式であるとか、あとは一般の方々のダンスの発表会など様々なイベントで利用されているところである。これまで映像ホールを定期的に利用されている方に対しては個別に案内をして、映像ホールの継続的な利用確保に努めている。さらに、新規の利用を増やすため、地元の行政機関への働き掛けのほか、映像ホールが様々なイベントで活用できることを紹介するＰＲ動画を作成し、そういったもので広くお知らせをしているところである。

産業人材育成課長

３　入校した早い段階から、修了時に就職できるようにと指導をしているところである。残念ながら修了時に就職に至らなかった生徒がいるのも事実であるが、そのような場合には、修了後も１年間、指導員がその修了生と連絡を取り、就職情報の提供や希望があれば面接の練習等も行っている。昨年度は修了時点で未就職の方が２５名いたが、その後のフォローによって１５名の方が就職に至っている。

４　昨年度は３１７人が修了し、このうち県内の企業に就職したのは５０．３％である。

岡村委員

１　映像ホールの利用率について、具体的にどういったところが利用しているとの説明もあったが、実際に川口市内にあるので、川口市に関する利用をしている方とそれ以外の方の割合はいかがか。

２　ものづくり分野の方の県内で就職されたのが５０．３％で、それ以外だと半々だと思うが、やはり埼玉県でこういった指導、育成をして、県内での人材を確保していくということが非常に重要かと思うけれども、実際に県内に就職をしていただけるような取組の強化を令和６年度した点があれば教えてほしい。

商業・サービス産業支援課長

１　数字では持っておらず市内外の割合の数字はないが、実績ベース、実際に利用いただいているベースで見ると、大体、市内の利用が３０から４０％ぐらいで、そのほかの民間の方々の利用と、実は映画、ドラマのロケなどでも大体１０％ぐらいだと思うが使われていたりするので、おおよそ川口市内の様々な機関の利用で大体３割ぐらいかと感じている。

産業人材育成課長

２　先ほど５０．３％ということで説明が言葉足らずだったが、実はこの就職は県内に事業所があり、そこに勤務をしていたとしても就職先の本社が、例えば、東京となっていたりすると、県外でカウントしている。大変申し訳ないが、就職後、例えば、研修後などに配属先が決まったりする場合もあるので、勤務地まで把握ができてないというところがある。一方で県内企業への就職というところで、高等技術専門校の訓練生がインターンシップに参加したり、あるいは、地元企業との企業説明会のマッチングを高等技術専門校で行うなどして、県内企業へ就職するよう促している。

深谷委員

１　行政報告書３８６ページの県内中小企業の人材確保の支援ということで、大きな課題でもあるが、この中で市町村やハローワークと連携して合同面接会２３回開催されたと

いうことであるけれども、どういった企業、また、求職者が参加されていたのか、詳細を伺う。

２　行政報告書３８９ページ、奨学金返還の制度であるが、この記載のとおり、利用企業数５４社、また、利用者数１９２人ということで、令和４年度から事業を開始をして令和６年度の新規の利用企業数が何社だったのか伺う。それは、事業が令和４年度から始まって、令和４年度、また、令和５年度と比較して、伸びているのかどうかという点と併せて、この県内中小企業の皆様に利用していただくために、どのような広報、また、周知をされているのかという点を伺う。

３　同じく４２６ページの中小企業の制度融資であるが、伴走支援型経営改善資金の後継の資金として経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】を創設されたということで、この実績を伺う。

４　民間の調査によると、令和６年度の県内企業倒産件数が前年度と比較して要求資料の方にも数字が出ていたが、こうした中、昨年度の資金需要また制度融資の実績がどのような傾向であったのかということを併せて伺う。

雇用・人材戦略課長

１　参加されている企業については、製造業が多く、次いで医療・福祉、運輸・郵便となっている。求職者の方については、５０代の方が比較的多くなっている。

就業支援課長

２　令和６年度の新規利用企業数は２０社である。令和４年度の新規利用企業数が１０社、令和５年度は２９社であるので、どのぐらい増えたかというところであるが、令和４年度との比較ではプラス１０社、それから令和５年度との比較ではマイナス９社であった。それから、県内企業に利用してもらうためにどのような広報を行っているかについては、まず、チラシを作成して県内中小企業等に配布をしている。それとともに、県で埼玉事業者支援情報、これはＬＩＮＥであるが、県や県内市町村、国の事業者向けの支援情報をワンストップで検索できる、事業者支援情報検索アプリというものもあり、こちらでも広報しているほか、合同企業説明会等でチラシを配布している。

金融課長

３　令和６年７月に県独自で創設した、経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】については、令和７年３月までの間に７１６件、１５３億円の融資実績があった。

４　コロナ禍以降、業績の回復の目途が立たない中小企業については、いわゆるゼロゼロ融資からの借換えに利用することができる、国の特別保証制度を活用した伴走支援型経営改善資金により支援をしてきたところである。この資金については、令和５年度には５，２２０件、１，１３２億円の融資実績があったが、令和６年６月末をもって受付を終了したことから、駆け込みの需要は見られたものの、令和６年度の融資実績は、２，０７９件、４７４億円となった。この影響などにより、令和６年度の制度融資全体の実績は、令和５年度の１，６０３億円から２３．７％減少し、１，２２３億円となったところである。また、そのほかの傾向であるが、令和５年度から令和６年度にかけ、事業資金、あるいは小規模事業資金といった幅広い用途に利用できる資金のほか、起業家育成資金、設備投資促進資金、産業創造資金といった前向きな投資に利用できる資金の融資実績が伸びたことが挙げられる。

深谷委員

１　奨学金返還制度であるが、企業側への広報というか周知については説明があったとおりであり、他方、人材確保・定着という点で言うと、企業の皆様が学生の方にどうアピールというかアプローチするかということも非常に重要だと思うが、県の方で令和６年度、企業から学生の方にアピールするような、それの助言を企業に行っていたのか。

２　制度融資のところである。現状の傾向等について、また、実績について答弁があったが、それらを踏まえ、中小企業の様々な多様な資金のニーズに十分応えられた、応えることができたのか、どのようにお考えか。

就業支援課長

１　この補助事業のホームページで利用企業の一覧を周知しているのが１点、それから、埼玉県内の企業を紹介するサイト、埼玉県企業ガイドを県で作成している。就職をしていただく学生さんに埼玉県企業ガイドを御覧いただいたり、その企業がどういうことをやっているかというレポートなどを書いていただいているが、その企業の個別情報において奨学金返還支援制度を設けている場合は、その旨を掲載している。

金融課長

２　令和６年度における制度融資の実績については、前年度比で全体的には減少しているけれども、幅広い用途に利用できる汎用資金のほか、創業者向けの資金であるとか、あとは設備投資向けの資金、さらには企業価値を高める資金の需要が伸びていることなどから、中小企業の多様な資金ニーズに対しては一定程度応えられたかと考えている。

石川委員

１　行政報告書の３８２ページである。企業におけるシニアの働く場の拡大の部分であるが、シニア活躍推進宣言企業の関係で、一覧表には訪問企業３８３社とあるが、これは、６年度中に新規で訪問した企業なのか、それとも追跡調査で行った企業も含まれている数字なのか、まず教えていただきたい。

２　行政報告書の３８９ページである。高等技術専門校についてであるが、６年度修了者の中で、その資格試験だが、ほとんどのところは全国平均の合格率を超える、優秀であるが、一部著しく低いところがある。全国平均７５．３％のところを２０％であるとか、全国平均４２．４％を１１．１％しか合格できないだとか、何か理由があったのか、６年度の状況を教えていただきたい。

就業支援課長

１　訪問した企業３８６社は、新規で回った企業である。

産業人材育成課長

２　委員がおっしゃったように、資格試験の合格率が全国平均を下回っているというのが、幾つかある。主な要因としては、これまで蓄積してきた指導員の指導のノウハウというものが十分に機能しなかったこととか、あるいは訓練生の個々の特性により、学習の適応に時間を要するということ、あるいは、訓練生の家庭の事情等により、学習の時間が十分取れなかったということが、主な要因として考えている。高等技術専門校の特色の一つとして、資格取得ということも挙げているので、今後はこれまで以上に資格取得の支援というところに力を注いでいきたいと思っている。

石川委員

シニア活躍推進宣言企業についてであるが、宣言を認定した後にその企業がずっと同じように制度を持っているか、追跡調査を毎年度していると思うが、令和６年度は何件、追跡調査したか。

就業支援課長

追跡調査は、２５４件から回答を得ている。また、最初の委員の質問で、回答を３８６社と申し上げてしまい、申し訳ない。正しくは、３８３社である。

石川委員

シニア活躍推進宣言企業認定されたものが３，６９２社ということであるが、令和６年度の予算特別委員会でも伺ったが、追跡調査をちゃんとペースを上げてやっていかないと、本当に認定されただけのことをやっているのかどうかが分からない。この３，６９２社が、本当にこの中で、全て１００％やっているのか分からないということで、追跡調査をもう少しペースを早くやるべきではないかということで質疑をしていた。そのときに、今後数が増えていったときに、その年度ごとに考えていきたいということを答弁されているが、６年度も同じように２５４件からしか回答が得られていない。このペースで行くと、７年前８年前に認定したところが今どうなっているのかさえも把握できないような状況になっている。もう少しペースを上げて、回答率を上げるだとか、そういうことはできなかったのか、それとも検討もしていなかったのか。

就業支援課長

追跡調査は、主に２年前に宣言企業に認定した企業に対して、中小企業診断士が個別に訪問して追跡調査を行っているので、２年たってから、毎年毎年やっている状況である。なので、例えば、令和７年度に認定企業が増えればそれに合わせた数で追跡調査をするような制度になっている。

石川委員

以前伺ったときは２年以上と伺っているが、そうすると２５４件というのは、２年前に新たに認定を受けたものであるということであるか。それ以前のものについては、２年たってから追跡調査をして、４年たったとか、６年たったとか、最高で９年たったところはそのまま放置というか、見届けていないということなのか。

就業支援課長

２年前に認定した企業に追跡調査をして、例えば、取組予定だったものが取組されているかどうかを確認し、まだ取組予定のままであったものについては、その年度にいろいろ取組を促すようなことを助言したり、専門家を派遣したりしているので、放置ということではない。それ以前のものについても、対象企業が２年前のものを毎年毎年調査している。それで、確かに１００％取組をしているわけではないが、例えば、令和６年度、追跡調査をして、取り組む予定だったもののうち、取組されていたのが大体８割弱であった。なので、確かに１００％ではないが、ほぼ取組はされており、その他に促しているということをしている。

石川委員

令和６年度に再訪したところの、２５４件の中にやっていないというところがあって促しているということであるが、それは認定の取消しだとかそういうのはなく、認定しているこの３，６９２社の中に入ったきりなのか。

就業支援課長

認定の取消しはしていない。理由であるが、この制度が、宣言をしていただく、宣言をして、企業自らの行動の変容を促すという制度なので、実践企業の認定ではないので、そこは促しながら行動変容を起こしていただいて取組をお願いするということであるので、重ねて申し上げるが、認定の取消しということはしていない。

石川委員

ちょっと考え方だけでも伺いたいが、元々、宣言をしたところを認定することによって、こういう企業を増やそうということで始めたではないか。けれども、それは企業の宣言であるので、実際にやっていなくても、やれなかったとしてもやむを得ないという姿勢だと。最初の目的から言うと、まやかしというか、実数ではないではないか。何か数字だけどんどん増えている、これからも増えていくだけであって、実際そうなのかどうなのか、正確な数字もつかめないというふうに思うが、こういう点は、令和６年度中に、予算特別委員会で指摘しているが、検討はしたのか。

就業支援課長

見直しについてであるが、取組をしていない企業については引き続きお願いするということで、そこは強くやっていくということで考えている。

野本委員

１　資料４の３９７ページ、女性のデジタル人材育成の推進についてである。講座申込者数が、令和４年度は１，００２人、令和５年度２，２３０人、令和６年度２，５６１人と、申込者数も増えてきており、また、就職確認者数も令和４年度が１１３人、令和５年度４５８人、令和６年度６９６人と増えている。非常に女性の背中を押してくれていて頼もしい事業だと思っているが、現在どのような方が講座を受講しているのか伺う。
２　途中で受講を諦めてしまうケースについてのフォローはどうなっているのか伺う。
３　就職先の仕事内容と講座との関連性についてはどのように分析されているのか伺う。

就業支援課長

１　令和６年度の新規受講者の内訳を見ると、年代的には一番多いのが４０代、次が３０代、ここを合わせて大体６５％以上の方であり、働いているかいないかについては、約６割の方が実は在職している方で、残り４割が求職者ということである。
２　未就業者については就業確認の一環として、メールや電話でその後の受講状況などのヒアリングを実施している。
３　事務系に４７．６％就職している。その次が販売・営業という形になっている。

野本委員

途中で諦めてしまった方へのヒアリングということで、メールや電話をされているということだが、具体的なこの理由については何か、もし際立ったものや主だったものがあれ

ば教えてほしい。

就業支援課長

途中でやめてしまった理由としては、就職して仕事が忙しいとか、それから体調不良という回答があった。

伊藤委員

１　３７５ページの総括の部分であるが、先ほどから価格転嫁ツールの話で、評価の点が出ている。しかしながら、価格転嫁が進めば反対に物価高騰にもつながっていくのかなという懸念を持っている。それで、先ほどもあったが、価格転嫁ツールで労務費データも追加されたという話も答弁にあった。価格転嫁のみではなく、やはり賃金アップも必要だと考えている。そこで質問するが、東京都の令和６年度の最低賃金が１，１６３円、埼玉県の最低最賃が１，０７８円、この格差を埋める手立てを令和６年度どのように取ってきたのか、説明願う。

２　行政報告３８２ページ、シルバー人材センターについて伺う。要求資料１５で出してもらったシルバー人材センターの実績であるが、請負は徐々に減っている。一方で、派遣件数は１０年間で激増している。この要因について伺う。

３　派遣型は、労働者性のより強い働き方で、労災などにも適用になる。派遣型を増やしていく考えなのかどうか伺う。

４　令和６年度インボイス制度について、請負型の皆さんも課税事業者になったと思う。どのような影響があったのか、把握していたら説明願う。

５　行政報告書３８４ページからの就業支援について伺う。要求資料で資料を出していただいたが、しごとセンターの利用者がこの３年間で減ってきているように見受けられる。この要因について伺う。

６　行政報告書３９５ページの女性の就業キャリア形成支援について伺う。埼玉県における賃金の男女格差であるが、要求資料で見ると、１，０００人以上の企業で男女の賃金格差は、１００対７２と大きな格差がある。これは、いずれは将来の年金の格差につながっていく。賃金格差解消のために県の施策は何かあったか、説明願う。

７　行政報告４０９ページの企業誘致について伺う。要求資料は１９である。最大２億円で不動産取得税相当額の補助もある、この企業誘致であるが、どれほどの効果があるのか、ちょっと疑問を感じているところである。そこで伺うが、令和６年度の誘致企業の３６は本社が県内の企業で、その中は県内に移転したものである。県内企業が外へ行ってしまわなかった、食い止めたのだという答弁を頂いている。県内企業の県内移転が多くなると、この事業の効果はどうなのかと思っているので、担当課の評価に対する説明を求める。

８　増えた従業員数３，０３９人のうち、正規雇用者はどのくらいだったのか伺う。

９　行政報告４１０ページ、農業大学校跡地の活用について伺う。鶴ヶ島インターができ、そばにあった農業大学校が熊谷市に移転されて１０年になった。跡地に１社移転してきたのが２０２１年、そのほか３社が、今年度のしゅん工予定で建設中だと伺っている。あと１社は着工できていないそうである。周辺開発の方であるが、約２５億円で周辺土地を買収し、ロボティクスセンターを建設しようという計画であるが、令和６年度で２度不調で事業者が決まらず、継続費予算の期間が１年延長となっている。これが今年度に入っても不調だそうで、今年度中に業者が決まるのが非常に不安な状況である。この不調が連続している理由と打開策について伺う。

10　行政報告の４３５ページである。産業人材の確保、育成について伺う。例えば、行政報告４３７ページの人手不足分野や成長分野の職業訓練についてであるが、介護分野とＩＴ関連分野の施設内訓練数が民間委託に比べて桁違いに少ない。この理由について伺う。

産業労働政策課長

１　県の最低賃金を引き上げるためには、企業が自ら稼げる力を向上させ、賃上げの原資を確保するということが何よりも重要だと考えている。そこで、令和６年度であるが、県では、企業の稼げる力の向上に向けて生産性の向上に向けた、例えば、ＤＸの支援であるとか、新たな価値の創出に向けた取組、そして円滑な価格転嫁に向けた支援などに取り組んできたところである。

就業支援課長

２　請負が徐々に減少していて派遣が増えている理由であるが、令和４年度に、いわゆる偽装請負が社会問題となり、それにより労働派遣事業に該当するか否かの判断をより的確に行うようになったことにより、派遣件数が増加したものと考えられる。

３　派遣型を増やしていく考えがあるかどうかについて、請負か派遣かは受注した業務の内容により、つまり、注文主とそれから労働者の間の指揮命令系統があるかないかによって決まるため、したがって、派遣を増やしていくというよりは、まずは受注したその業務の内容が、請負か派遣かどちらに該当するのかというのを的確に判断していくということになる。一方でシルバー人材センター連合では、事務系の職種を希望される会員も多いため、専門の開拓員が企業を訪問して新規開拓を行っている。企業から発注される業務は派遣型の業務で行われることが多いので、今後、派遣型の業務は増加していくのではないかと考えられる。

４　インボイス制度の影響については、会員に影響はないというのが結論である。

５　しごとセンターの利用者数が減少している理由であるが、雇用情勢の改善や就活エージェント等の民間事業者によるサービスの増加により、また、特に若年層においては、新卒者の採用が売手市場になっていることにより、公的な就職支援サービスの利用需要が減少したことで、埼玉しごとセンターの利用者数が減少したと考えられる。

６　男女の賃金格差の要因として、女性に非正規雇用が多いこと、それから女性の管理職割合が低いということが考えられ、これは主に正規雇用の方が出産や子育てなどにより退職し、非正規で再就職される場合が多いことによると考えられる。そこで、女性キャリアセンターでは、出産や子育てなどを経てもキャリアを形成しながら働き続けられるよう、求職者とともに働く女性に対しても支援を行っている。求職者に対しては、仕事と子育ての両立などの課題に対して、寄り添った個別相談であるとか各種セミナーを実施している。また、働いている女性に対しては、働く女性応援講座であるとか女性管理職向けの研修を実施して、働く女性の就労継続やキャリアアップ支援を行っている。また、企業に対しては、仕事と家庭の両立ができるよう、短時間勤務やテレワークの導入など、誰もが働きやすい職場環境づくりを働き掛けているところである。

企業立地課長

７　立地企業としてカウントしているものは原則として、敷地面積は１，０００平米以上・建築面積５００平米以上の増加、プラスして雇用などの条件、こういったものを満たした企業をカウントしている。県内での移転に関しても移転前に比較して、広さや雇用な

どの条件を満たすものをカウントしている。そのため、県内から県内への移転であっても、新設と同様の経済波及効果が認められるものと考えている。

８　令和６年度に立地した施設の従業員規模は、新規雇用者と継続雇用を含め、計画ベースで３，０３９人となっている。３，０３９人のうち正規雇用の人数についてのお尋ねであるが、このうちの継続雇用者の正規雇用者数というのは把握していないが、一方、新規雇用者については、３，０３９人のうち１，３２１人が新規雇用者であり、このうち正規雇用が３０７人、非正規雇用が１，０１４人となっている。

産業拠点整備推進幹

９　入札が取止めになった理由については、次回の入札手続に影響を与える可能性があるため詳細は差し控えるが、資材費や労務費が上昇していることのほか、本工事のような大規模工事の場合は複数の技術者を確保する必要があり、技術者を確保できないなど複合的な要因が影響しているものと考えている。それから打開策について、技術者の確保に関しては、再度、技術者を確保できないという事態を避けるため、次の工事の発注時期を示す発注情報を県の入札情報公開システムに掲載し、早めの技術者確保を促している。そのほか積算方法や工事仕様の見直しなどを検討しているところである。

産業人材育成課長

10　人手不足等が深刻な介護やＩＴの分野については、県内の民間の教育訓練機関が多数あるということから、県ではそれらを活用した委託訓練を行っている。令和６年度に実施した委託訓練の中では、全３３７講座のうち、介護分野が１０５講座、ＩＴ分野が１０８講座と、全体の６割ぐらいを占めており、人手不足が深刻な分野を重点的に訓練している。しかし、機械など大規模な機器の整備が必要で、民間の教育訓練機関では対応が難しい訓練や、あるいは地域によっては民間教育訓練機関がない場所もあるので、そういった部分については県が直接訓練を実施している。今後も民間との役割分担を図りながら、人手不足分野あるいは成長分野における人材育成に取り組んでいきたい。

伊藤委員

１　埼玉しごとセンターに関わるところであるが、私の知人の学生の娘さんが就職したいということで、ヤングキャリア相談を受けてみたいということであり、スマホで検索したところ、なかなかしごとセンターの相談予約に到達できなかったという声を頂いている。日々思っているが、埼玉しごとセンターと埼玉しごとサポートと、今はなくなってしまったヤングキャリアセンター埼玉、こういう検索ワードがいろいろ出てきてなかなかたどり着けないのであるが、これを改善していくというか、そういう施策や取組がなされているのかどうか伺う。若い方たちはやはりスマホをいじって、それで相談予約を入れたいというところでは、改善が必要なのかと思っているが、令和６年度はその辺をどのように改善されてきたのか伺う。

２　先ほどの４３５ページの人材確保について、介護施設などでは本当に人手不足で苦しんでいらっしゃる。施設外訓練がたくさんあるというところでは、やはり県も特に介護の分野については、人手不足解消のために、ここでは力を入れていただきたいと思っている。せっかく設備が整っているところであるから、積極的に受け入れると、例えば、回数を多くしているとか、そういう対策をとられているのかどうか伺う。

３　シルバー人材センターについてであるが、先ほど、インボイス制度について会員さんには影響はないということであった。シルバー人材センター自身への影響について、ど

のように把握されているのか伺う。

就業支援課長

１　しごとセンターのホームページ､令和６年度に見直したかどうかという質問であるが、残念ながら令和６年度は見直しを行っていない。ただ、令和７年度に若干であるが、見やすくなるようにトップページなどは、多少リニューアルしている。

産業人材育成課長

２　先ほど委託訓練というとこで非常に多くの講座を行っているという話を説明したが、実は毎月、講座を幾つも準備しているが、入校生の数は、定員に対して４割ぐらいの入校になっている。これに対して毎月こういう職業訓練の説明会を行っており、その中に、他部局の介護の魅力ＰＲ隊を呼び、実際の現場の方々から自分たちの行っている仕事内容を話していただいて、魅力等を伝えていただき、入職をしていただけるように努力をしている。一方、求職者だけではなかなか対応できない部分は、行政報告書にもあるように、在職者に対する既にお仕事をしている方々への訓練も行い、仕事の能率アップしていただけるというところで支援をしているところである。

就業支援課長

３　現在インボイス制度が実施され、シルバー人材センターの会員がインボイス発行事業者の登録を受けるというのは、なかなか年収もそれほどないので現実的ではないと考えて、現状では、シルバー人材センターが消費税額を納めている状況である。

宮崎委員

事項別明細書説明調書、資料７の２９７ページの高度化資金貸付金のところで、予算が１億６６万円で支出済額が６６０，０００円で、不用額１億円出ており、貸付金が見込みを下回ったためということで、令和６年度の見込みとしては何件で、実際に事前助言などの興味ある対象者は何件あったのか伺う。

金融課長

中小企業高度化資金の貸付けについては、中小企業者が組合を作って、一つ目的を持って事業をするところに対して貸付けを、中小企業基盤整備機構を通じてやっているものである。令和６年度については、ガス事業者で作っている組合について、耐震化の事業を今計画的に進めており、それの１件だけ実績があり、県の負担として６６０，０００円の負担ということでやっているものである。その後の状況についてはまた、事業の申請などがあったらその時点で適切に対応していきたい。

宮崎委員

確認であるが、県には、ガスのもの以外は特に問合せはないという認識でよろしいか。

金融課長

県には、今の事業を計画的に継続しているガスの耐震化事業だけで、今のところそれ以外の問合せはない状況である。

中屋敷委員

１　行政報告書の４１１ページ、経営革新計画についてである。年度内１，０００件というところをずっと維持していることは、努力いただいていると受け取らせていただく。この令和６年度に１，００３件の承認があって、承認に至る前の段階、いわゆるエントリーをどうしようかというところで、当然、そういうのを企図しているということで相談があるはずなので、それがどのくらいあったのか伺う。

２　１，００３件の中に六つ、新しい取組として挙げられている。その六つの中でということになると、何度目かの方がいらっしゃるはずである。イノベーションというところで言えば、広く浅く行くのが良いのだろうが、価値を分かっているからこそ何度目かというところに至っているはずなので、その数がどのぐらいあるのかということも伺う。

３　この取組で一番重要なのは、事業者と一番近くにいる商工会議所や商工会の皆さんの協力がどうあるかという話だと思っている。私は鴻巣であるが、鴻巣で私の友人がモデル企業に指定をされたということがあって、そういう経験を持ってらっしゃる方はＰＲしてくれる、その事業主そのものが。一番最初のときは非常に大変だったと言っていた、書類が。これは工夫していただく必要はあると思うが、自分の経営そのものを見直す機会として、そういうものがあるということは非常に良いことだし、そういったことを、商工会議所、商工会の皆さんに広く深く理解いただく必要があると思う。ここに支援についての助成と書いてあるが、助成のスキームがどのようになっているのか。例えば、それは、努力いただいて承認件数に応じた支援になっているのかどうか。そういうところが、数を増やしていくためには肝かなというところがあると思う。

産業支援課長

１　エントリーをしようか悩んでいる企業がどのくらいあるのかというところについてである。正直なところエントリー前の状況は我々の方まで情報が上がってこないところであり、そこが把握はできていないところである。ただ基本的に、エントリーをしようというところの方々には、是非商工団体に相談してほしいということで案内をしており、相談を受けた商工団体の経営指導員をはじめとする方々は、そこが何とか計画策定に結び付くような働き掛けをしていただいている。ただ、企業さんの事情によって、その計画は今年度ではなくて来年度に持ち越そうかとか、もう少し時間をかけてやろうかとか、そういったケースもあるので、必ずしも相談が全て年度内の申請に結び付いているわけではないが、そこは引き続き経営指導員の方々を中心に働き掛けをしていただいて、何とか計画の申請に結び付けるような努力をしている状況である。

２　承認回数のところであるが、やはり複数回承認を取っていただいている方も非常に多くある。例えば、これは今年４月末で時点が１か月ずれてしまうけれども、２回目の承認を取られた方が１，５１１社おり、一番多い回数の方であると１０回目である方も１社いるという状況である。我々としては、一つは多くの企業さんにチャレンジをしていただきたいと思っているけれども、逆に、この経営革新計画を中期計画のようにローリングをして活用いただくというのも非常に重要かと思っているので、そちら両方とも積極的に広めていきたいと考えているところである。

３　商工団体の方々への補助のスキームについて、まず策定支援については、商工団体の方々も自身で策定支援できるケースもあれば、高度なものになると専門家の支援が必要になるケースもある。そうしたところに対応できるように、商工団体の方々が専門家派遣をできるための費用を、まず、我々の産業支援課として支援をして、そちらを活用いただいて、専門家を活用して策定支援に結び付けていただくような補助金を、商工団体

にまずお配りをしているところである。それと、商工団体の方々が計画を策定まで結び付けた場合に、それがインセンティブというか、返ってくるような仕組みについても用意はしているところである。そこは策定件数に応じて、商工団体にインセンティブとしてお渡しできるような支援を行っているところである。

中屋敷委員

１　着実に取り組んでいただいていることは伝わってきたと思う。ただ、やはりいわゆる令和６年度は１，００３件ということであるけれども、いろいろ悩んだ末に次に送るとかということもありながら、どこに課題があってそれができなかったかということを捕捉することも、全体を取りまとめる埼玉県としては、やはりそこの情報を収集していく努力もしていただく必要が私はあると思っている。その点について、もう一つお答えいただきたい。

２　商工団体のところは、この商工団体の熱量によって変わってしまう。実は隣の副委員長と、さっき意見交換させてもらったが、なかなか一番最初に書類が面倒などの話が入ってくると、そこから伸びてこない。書類が面倒だけれど、１回取ると自分の経営の足元が分かるよという話で進めていかないと、これ広がりという意味では１，００３件になったが、頭打ちになってきていることは事実であるし、目標は１，０００件を維持していくと掲げているわけであるから、その辺のところも大事なことかなと思うが、考えを伺う。

産業支援課長

１　申請に至らなかった場合どういったところに課題があるのかをしっかり収集する必要があるのではないかという質問については、指摘のとおりであると考えているので、我々としても、商工団体が地域で集まる地域連携会議等があり、その場にはできる限り参加をさせていただいて、商工団体の経営指導員の方々と様々な意見交換をするようにしている。そうした中で、商工団体の方々が、この会社を考えていたけれど、こういったところができなかったから来年に回りそうだ、などという話があれば、そこが何か支援によって、そこを１歩進めるような方法がないかとか、若しくは、それが来年度スムーズに申請に結び付くように、そこを長期的に支援していこうとか、そういった意見交換をして情報を収集するようにしているが、引き続きもっと情報を集められるようにしていきたいと考えているところである。

２　実際のところ、商工団体により、やはり商工団体もいろんな行事をやっている中で、様々な経営革新だけではなくてほかにも優先したものがあるというような事情もあって、経営革新の取組状況はやはり差があるところがある。そうした中でも、一つは商工団体の皆様にそういった、先ほど申し上げた会議であるとか、あと年度当初に経営指導員の方々向けに研修会等も行っているので、そうした機会を捉えて、この計画自体を作っていただくこと自体がその会社にとってすごく意義があることだという、その趣旨をしっかりお伝えをして、計画件数を上げることよりも、それが本当に企業にとって計画を作ること自体が役に立つということをしっかり理解いただいて、熱意を持って取り組んでいただけるような努力をしていきたいと考えているところである。

中屋敷委員

そういう形で進めていただくのが良いと思う。答弁の中で、そういう話を言ってきてくれたらと答えたが、言ってきてくれるのを待つのでは駄目だと思う。それは自ら捕捉しに

行って、課題が何かということを突き詰めていくことが、公の広域行政の要だと思うが、そこはいかがか。

産業支援課長

　行政が自ら情報を取りに行くべきだという質問に対して、誠に指摘のとおりと考えている。我々行政としても、各地域振興センターも本庁も含め、なるべく事業者に出向いて、そうした生の情報を取るように努めていきたい。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月２９日（水）　教育局）

【説明者】

日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、小谷野幸也教育総務部長兼近代美術館長、
田中邦典県立学校部長、依田英樹高校改革統括監兼参事、吉田勇市町村支援部長、
案浦久仁子参事、塩崎豊教育総務部副部長、杉田和明県立学校部副部長、
中沢政人県立学校部副部長兼市町村支援部副部長、岡島満市町村支援部副部長、
平野雄三総務課長、太田真樹財務課長、小坂達郎教職員課長、櫻井裕一福利課長、
佐藤直樹参事兼生涯学習推進課長、飯田徹参事兼文化財・博物館課長、
柴﨑隆史県立学校人事課長､森孝博高校教育指導課長､廣川佳之魅力ある高校づくり課長、
我妻卓哉特別支援教育課長、荻原篤大保健体育課長、無川禎久ＩＣＴ教育推進課長、
松本光司人権教育課長、出井孝一副参事兼魅力ある高校づくり課副課長
阿部弘之小中学校人事課長、山川喜葉義務教育指導課長、中澤幹雄教職員採用課長、
田中雅人生徒指導課長

【発言】

栄委員

１　行政報告書５６８ページ、ウのいじめ・不登校対策相談事業について伺う。５５６ページに掲載されている、小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談指導を受けた割合が、５か年計画の策定時の値を下回っている状況に見えるが、児童生徒や保護者のサポート体制が十分であったのかについて、この指標を見ると疑問がある。そこで、不登校児童生徒数は増加傾向だが、県として不登校対策にどのように取り組んできたのか伺う。

２　（ク）の多様な学びの場の一つとして、不登校支援教室「いっぽ」において、不登校児童生徒への支援の在り方について実践研究を行っているが、具体的な研究内容、それから、それによる成果について伺う。

３　５９６ページ、外部人材の配置について伺う。副校長・教頭マネジメント支援員を令和６年度に新たに配置したが、実績と効果はどうであったのか伺う。あわせて、スクールサポートスタッフの充実について、令和６年度は十分に図られたのか伺う。

４　６０７ページ、部活動指導充実支援事業について伺う。こちらはモデル事業を１２市町で実施したとのことである。モデル事業を通じて、課題や成果はどのようになっているか伺う。あわせて、実施市町村の声はこのモデル事業を通じて、どのような声が上がってきているのか伺いたい。そして、実施市町村からのそうした意見を参考に、国の動きもあるが、国の動きも踏まえ、これから展開していく際の課題については、令和６年度を通じて、県としてどのように整理しているのか伺う。

生徒指導課長

１　不登校児童生徒の支援には、学校の管理職や教員だけではなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門のスタッフと連携協力して、組織的な支援体制を整えることが重要である。そこで県では、不登校について総合的な対策をまとめた児童生徒支援ガイドブックを作成、配布して、学校内での研修や管理職による組織的な対応状況の点検に活用することで、組織的な支援体制の充実に取り組んできた。また、令

和６年度は、メタバースを活用した教育活動の研究を行い、これまで支援につながりにくかった不登校児童生徒に対する支援に取り組んだところである。その成果として、令和７年９月から、メタバースを活用した不登校児童生徒の支援を本格的に開始するというところにつながっているという成果がある。

２　「いっぽ」では、生徒の自立心を養うための支援の在り方について研究を行っているところである。そこで、生徒自ら学習計画を立て、自分で課題に取り組む時間を設定し、達成感につなげていくことや、特定の教科のみに興味があった生徒が、他の教科に取り組む意欲を引き出すようなそういった取組を行っている。こうした取組によって、不登校になっていた時期の学び直しを自分のペースで行うことが可能となり、その結果、学習面で自信を取り戻すことで、進級時に在籍校に通うことができるようになった生徒もいた。また、中学３年生については、令和５年度は４名の生徒全員が、令和６年度は７名中６名が高校に進学したなどの成果も出ているところである。

小中学校人事課長

３　令和６年度は、副校長・教頭マネジメント支援員は５市町に１０人配置している。働き方改革に係る様々な取組を行っているため、副校長・教頭マネジメント支援員の配置効果も含む総合的な成果ではあるが、支援員を配置した学校における教頭１人当たりの時間外在校等時間は令和６年６月と令和５年６月を比較すると、小・中学校では４時間６分の減少となっており、教頭の負担軽減につながっている。配置した学校に、その効果を聞き取ったところ、「配置された支援員は管理職経験者であるため、教頭の業務を先回りして補佐してくれる」、教頭の業務は特に４月、５月、６月は学校行事や各種調査の報告などにより多忙であるが、「担当職員への声掛け、提出書類の事前チェック、教頭が作成した資料のチェックなどを行ってくれることによって、負担軽減につながった」という声があり、教頭の負担軽減につながっている様子が確認できた。教員業務支援員については、限られた財源の中で、教員業務支援員の配置効果が最大限発揮されるよう時間外在校等時間の状況を踏まえ配置している。具体的には、令和５年度が４９市町６８９人であったのに対し、令和６年度は５１市町７８０人と拡充した。

県立学校人事課長

３　副校長・教頭マネジメント支援員について、令和６年度県立学校では、県立特別支援学校において、１２校１２名を配置した。これにより、当該校の教頭１人当たりの時間外在校等時間が１２時間１６分の減少につながった。主に登下校する児童生徒の誘導補助だとか、行事運営の補助、教職員の勤務管理等に係る業務補助等において、副校長、教頭の負担が大きく減るという効果を得ることができた。スクールサポートスタッフについて、令和６年度は県立学校では、配置をしていない。

保健体育課長

４　部活動指導充実支援事業に関して、まず、モデル事業の課題と成果についてである。まず、課題としては、指導者や地域クラブ活動の受皿となる運営団体、実施主体の確保や、受益者負担に係る保護者の方への理解等が課題として挙げられているところである。一方、成果であるが、専門性の高い指導を受けられること、あと自分の学校にはない活動を実証事業ですることができたという生徒や保護者から肯定的な意見が得られているところがある。また、モデル事業を実施している学校の教職員の負担軽減にもつながっているという意見も得られているところである。実施市町からの声はどのようなもの

かというところだが、実施市町の方からは、専門性の高い指導を生徒たちが受けることによる、生徒の技術力の向上、それによる生徒、保護者からの高い満足度が得られたというのが実施市町からの声、一方、今後会費の設定や財源をどう確保するのか、活動場所をどうするのか、生徒、保護者などの関係者の理解促進をどう進めていくか、指導者の継続的な確保などの課題についての声があった。それらを踏まえて県としては、これから展開していく課題というところであるが、今後国のガイドラインが令和７年の冬頃に改訂される予定であることから、国の動向を注視していく。そして県としては、今年度をもって計画期間が終了する埼玉県地域クラブ活動推進計画の評価を行い、課題について整理をしているところである。

栄委員

１　最後にお答えいただいた部活動指導充実支援の関係は、今いろいろとお聞きする中でも、モデル事業からも抽出された課題で、受皿の課題、それから受益者負担ということで、今まで学校で先生と、学校という資源を活用してやっていたもののしわ寄せというか、これが外に出たときにそれはやはり課題として残ってくるものかと思うし、後にまだこれから課題を整理して報告するというお話しだったので、その際の報告を待ちたいと思うが、引き続きのスムーズな移行に向けて取組をお願いしたいと思う。（意見）

２　外部人材の配置の関係について再度伺う。副校長・教頭マネジメント支援員の方は効果が確実に出ている状況かと思う。お伺いしたスクールサポートスタッフの関係は、小・中学校の方にも配置を拡充していただき、７８０人へと拡充を図っていただいているが、いずれにしても文部科学省が掲げる全校配置というものも踏まえ、県としても積極的に取り組んでいただくべきと思っているが、この辺りも国の方向性も踏まえた中で、この令和６年度についてどのように評価されているのか、再度もう少し突っ込んだ形で伺う。

小中学校人事課長

２　いわゆる全校配置ということについてであるが、限られた財源の中で、教員業務支援員の配置効果を最大限発揮するべく、時間外在校等時間の縮減状況を踏まえ、業務改善が進んでいない学校に対して重点的に配置するため、現状では全校配置をすることは厳しい状況にある。県としては、国に対し教員業務支援員の配置に関する補助金の補助率の引上げを要望している。

安藤委員

１　小一問題の質問である。小一問題対応非常勤講師の配置によって、まずどのような教育効果、支援効果が得られたか、見られたか。児童の集団生活への適応状況の改善や、担任教員の負担軽減の効果、授業中の学習定着や生活指導面の安定などの点からお答えいただきたい。

２　ネットトラブルの監視事業についてである。ＳＮＳやアプリの進化が速く、指導が追い付かないとの声があるが、令和６年度の取組をお答えいただきたい。毎年行っている事項ではなくて、令和６年度に特化した件をお答えいただきたい。

３　不祥事根絶アクションプログラム推進についてである。まず、令和６年度の教員の不祥事は何件あったのか。そして、この不祥事根絶アクションプログラム推進をやっているのにもかかわらず、不祥事がなくならないという部分に関して、この取組の意味というものをどう考えているのかお聞きしたい。

４　障害のあるこどもへの支援充実についてである。特別支援教育を推進する観点から、市町村において学習活動のサポートや日常生活の介助を行う支援員を配置するなど、様々な取組を行っていると認識している。支援員の配置による学級の安定化や児童生徒の学校適応の効果、また個別の支援計画に基づいた通級指導や学習行動面へのいわゆる好事例というものが、この令和６年度にどのようなものがあったのかお聞きしたい。

小中学校人事課長

１　小一問題対応非常勤講師の質問にお答えする。児童の集団生活への適応状況については小一問題対応非常勤講師配置の状況報告によると、例えば、令和６年４月時点で、「座って授業を受けることができなかった児童」のうち９月の時点では９６．７%の児童が改善し、「身の回りの整理整頓ができない児童」のうち９月の時点では９２．８%の児童が改善した。配置校からは、「学習、生活、どの場面においても、複数体制で児童の支援ができることから、担任の負担軽減へつながった」、また、「学習が苦手な児童へのティームティーチングでの適切なサポートにより、苦手な児童も粘り強く取り組めたり、学習内容の定着が図れたりした」、「児童が困り事を相談できる対象が担任以外にもいることで、学校生活における児童の安心感へとつながった」などという声が寄せられている。このことから、小一問題対応非常勤講師の配置が、児童一人一人の集団生活への適応の促進に寄与するだけでなく、その結果として担任教員の負担軽減や、児童の授業中の学習定着などにもつながったと考えている。

生徒指導課長

２　ネットトラブルの関係でお答えする。今指摘いただいたとおり、ＳＮＳやアプリの進化は目覚ましく、こどもたちを取り巻くネットトラブルも多様化していることから、学校現場において、指導が追い付かないという声があることは課題として認識している。ネットトラブルについては、サイト監視事業を実施し、ネットトラブルの防止に努めているが、ＳＮＳやアプリの特性上、閉鎖的な空間でのやり取りが増えるなど、その全てを把握することは難しい状況にある。そのため、ネットトラブルについては、児童生徒が不適切な投稿や闇バイトの危険性など、最新の状況を踏まえた内容について、主体的に学ぶ機会を設けることで、未然防止に取り組むことが重要だと考えている。そこで、令和６年度は特に未然防止に取り組み、年１２回発行するネットトラブル注意報において、児童生徒が自らの問題として捉えやすいよう、実際に発生したネットトラブル事例の中から、ＳＮＳの情報漏えいに関するトラブルや闇バイトの危険性、ゲーム課金などのテーマを取り上げて、その中で令和６年度は特に具体的な内容を取り上げることを努力し、注意喚起を行うチラシと啓発動画を作成して、県立学校や市町村教育委員会を通じ、児童生徒への視聴や保護者への周知など、積極的な活用を促して、ネットトラブルの未然防止に努めた。

総務課長

３　不祥事の関係でお答えする。まず、令和６年度、不祥事に関して教育委員会での懲戒処分の件数は４４件であった。不祥事根絶アクションプログラムによって、様々な取組を行っているところではあるが、現状として懲戒処分件数が減少に向かっていないということに関しては、教育委員会として大変重く受けとめているところである。不祥事を起こした教職員に対して事故に関する聞き取りなどにおいて、不祥事防止の取組についての認識を尋ねてみると、何度も学校で不祥事防止研修を受け、知識としては理解して

いたが、どこか他人事のように捉えていたというような回答をする教職員がいまだに多く見られているような状況がある。そこで令和６年度は新たに過去の不祥事の背景や心理的状態等を分析する取組も行い不祥事防止を自分事として考え、適切に行動につなげてもらうことを狙い、不祥事防止のための心理と行動のワークシートを作成した。このようなシートを活用して、各学校で繰り返しの活用を図っているところである。このようなプログラムに基づいて各種取組を繰り返し粘り強く対応していくことが重要かと考えている。

義務教育指導課長

４　障害のあるこどもへの支援・指導の充実についてお答えする。委員お話しのとおり、特別支援教育支援員については、例えば、集団行動に課題のある児童生徒に対し支援員が児童生徒に寄り添って、実態に応じた支援を行うことによって児童生徒が落ちついて行動できるようになったり、また、学級全体で授業が円滑に進められるようになったりするなどの効果が見られるというふうに承知している。また、個別の指導計画に基づく通級による指導については、きめ細かな指導によって、児童生徒の学習、生活面での困難の克服改善につながっている。例えば、発音に課題のある児童が通級による指導で困難を克服したことで、通常の学級で自信を持って音読できるようになったといった事例等がある。

高校教育指導課長

４　障害のあるこどもへの支援・指導の充実のうち、県立高校における通級による指導について、説明申し上げる。通常の学級に在籍し、教育課程に定められた授業を受けながら、授業中や放課後の時間帯において障害に応じた個別の指導・支援を特別に行う通級指導を、県立高校においては令和６年度は８校で実施した。それぞれの高校では、連携する特別支援学校の教員からの支援や、臨床心理士等の専門家や特別支援教育経験のある外部の支援員も活用し、指導を行っている。「障害に応じた指導により、生徒の表情が明るくなり発言数が増えた」とか、「文章力や表現力も向上し、事業の理解促進等にもつながった」といった報告が寄せられているほか、生徒が変容することで、通級指導に対する教員の理解も深まり、校内の支援体制整備にもつながっている。

安藤委員

教員の不祥事根絶の件だが、令和６年度から少し変えたということで話があったが、今回のこのような現状を踏まえてということは、簡単にいうと、今やったことは全くまた変わっていないということである。それなので、根本的に何を見直すかということをきちんと考えていくべきだというふうに思うが、今回のこの検証を令和６年度の方を見て検証して、今どういうような意見が出ているのか、これからなのか、これからお話していくのであったら、これから検討していくという回答で構わないので、今検討していることがあればお答えいただきたい。

総務課長

シートそのものは令和６年度からの取組であり、各学校現場の方からは感想として、客観的な視点で自分をモニタリングすることができて大変よかったとか、エスカレートしていく行為や気持ちの変化が分かりやすかったなど、意識向上に関して肯定的な内容がかなり寄せられている。まずは６年度のこうしたシートを活用した研修の効果について、学校

の状況等も踏まえて検証していきたいとは考えているが、まずはそのシートは何種類か、今作成を続けているところであるので、不祥事の内容ごとにシートを加えていったりだとか、そういうことも行いながら、不祥事根絶に取り組んでまいりたいと考えているところである。

森委員

１　行政報告書５９２ページの、今、安藤委員が指摘された不祥事根絶アクションプログラムについてお伺いしたいと思うが、今の答弁を聞いていても、完全に主客が逆転しているというか、今まで様々なプログラムをそれぞれ講じた上で、結果として、昨年度４４件という過去１０年で最多の懲戒事案を起こしてしまったということである。私が今年の６月で一般質問したが、要は令和６年度４４件を起こした。いろいろなプログラムを講じた上で、過去１０年で最多の不祥事となってしまったというところをどう考えているのか。今の答弁からしても自戒がないのかと思うが、少し細かく踏み込んで質問させていただく。アクションプログラムに掲げた、教職員の研修の充実と書かれているが、具体的にどう充実させたのか伺いたい。

２　教職員のコンプライアンス違反の事案の把握。これも書かれているが、どのように行っているのか、また、その相談の種類と件数、結果について、どのように対応したのか伺う。

３　不祥事防止研修プログラムについて、「効果的な研修を実施するため活用の推進をした」とあるが、前年度と比べてどれほど推進したのか、具体的に各学校において、どのぐらいの回数や時間をかけて行われているのか伺う。

４　一般質問したことだが、５８９ページで、教職員の資質・能力の向上についてである。そこには、小学校教員の一次受験者が１，２８２人、合格者１，２１２人、最終合格者７５８人と書かれているが、まず、官報情報検索ツールや文科省の特定免許状失効者等に関するデータベースの活用によって、受験者の中で不合格となった者は何人いるか教えていただきたい。

５　よく指摘をされているが、結婚等により改姓された者はどのように対応したのか。雇用に際して、情報検索ツールや免許状失効者データベースをくぐり抜けるというように指摘をされているが、これについてはしっかりと対応できたのかどうかということを伺う。

６　官報情報検索ツールや文科省の特定免許状失効者等に関するデータベース以外で、前歴の把握というのも重要だというように言われている。いわゆる執行にも至らず刑法犯として起訴された者以外で、前歴も把握していると聞いたことがあるが、この前歴の把握をどこまで行っているのか。また、それをどのように活用しているのか伺う。

７　現職の職員について、このデータベース等々で照合はしているのか、してこなかったのはなぜか、これは雇用に関わることであるため伺いたい。

８　行政報告書の５６２ページ、附帯決議があったので少し伺っておく。国際バカロレア等、特色ある教育課程研究事業の附帯決議についてどのように対応したのか。

９　バカロレアとケンブリッジ、それぞれの研究成果というのはどのようなものがあったのか、伺いたい。

総務課長

１　令和６年度の研修の充実についてであるが、安藤委員の質問でもお答えしたところではあるが、まず研修のためのコンテンツの充実として、令和６年度に教職員向けの新た

な研修資料である不祥事防止のための心理と行動のワークシートを作成している。このワークシートは、国のさいたま法務少年支援センターの心理専門職員の助言を頂きながら、過去の不祥事について、不祥事に至るまでの経緯や心理の変化などについて、詳細に分析を行い、その結果を基に作成したものである。問題のある行動につながりやすい考え方の癖を認識させて、適切な行動へ向かわせる手法である認知行動療法の考え方を取り入れた研修資料であり、この研修資料を用いて、全ての県立学校及びさいたま市を除く市町村立学校の職場内研修等において、繰り返し活用をしているところである。

２　教職員のコンプライアンス違反に関する事案の把握についてであるが、教職員の不祥事の芽を早期発見することを目的として、平成３１年に教職員コンプライアンス相談の窓口を設定している。令和６年度の相談実績としては５３５件であった。相談者としては、教職員や児童生徒、保護者等が中心である。相談内容としては、学校生活や教職員の指導に関することが多く見られるが、相談内容に応じて、より適切な相談先を案内すべきものや関係課が調査するものなど、対応方法はそれぞれ異なっている。コンプライアンス違反が疑われる事案については、事実の確認を行い、必要に応じて校長、市町村教育委員会、また、県立学校人事課等から指導を行っているところである。なお、具体的な件数として、令和６年度においては、事故として扱われる事案に関連していくような内容としては１４件あった。また、より適切な相談先を案内したものとしては２０８件あった。実績としては以上である。

小中学校人事課長

３　不祥事根絶アクションプログラムの活用の推進という視点の質問にお答えする。小・中学校においては、令和５年度は、年２回の重点期間を定め、不祥事防止研修プログラムを活用した教職員事故防止の取組を働き掛けてきた。令和６年度は、特定の期間に限定することなく、当事者意識を醸成するために、同プログラムを位置付けた１年間の研修計画を作成し、各学校が毎月継続的に研修を実施するよう働き掛け、実際に研修を行っている。その結果、令和６年度の各学校における研修の平均回数は１３．１回となっている。令和６年度に新たに作成した、不祥事防止のための心理と行動のワークシートについては、市町村教育委員会を通じて、全ての小・中学校に配布し、各学校において年間計画に基づき、校内研修等で活用している。

県立学校人事課長

２　コンプライアンス違反の把握についてである。県教委のコンプライアンス相談窓口に加えて、県立学校においては、児童、生徒、保護者が匿名でも通報相談できる電子相談窓口を県立学校ごとに設置し、令和４年６月１日から運用をしている。また、例年１１月に、この申請窓口を活用して、体罰や性暴力に関する調査を実施している。

３　不祥事防止研修プログラムをどれほど推進しているかについてである。県立学校においては、令和６年度に新たに作成した不祥事防止のための心理と行動のワークシートを活用した研修を全校で実施した。また、多くの学校で、新たに作成した体罰のワークシートを活用した研修も実施している。また、各校ではミニ研修として１５分ほどの短時間の研修を毎月１、２回繰り返し行い、職員の意識を少しずつ上昇させていくという取組を行っている。ミニ研修の実施の実績だが、昨年度各学校平均で年間１４．５回ということで、一昨年度に比べても、回数が増加している。

教職員採用課長

４　官報情報ツール等で受験者の中で不合格になった者がいるかという質問である。こちらのデータベース等については、直接の合否判定の際に用いることはできないが、対象者について全員分確認したところ、そもそも情報にヒットした者はいなかった。

５　結婚等で改姓されている者について、どう確認するのかという質問である。官報検索ツール、それと特定免許状失効者データベース、いずれも免許状の氏名で確認するということになっているので、例えば、改姓があった者であっても旧姓の免許状の者は旧姓の名前で、改姓をした上で免許状の名前自体も改姓した者については、その免許状の名前で確認をしているということである。

６　データベース以外で、いわゆる前歴等、賞罰等について、確認をしているのかという質問であるが、新規採用の選考に当たっては、志願書に賞罰欄を設けており、賞罰の有無がある場合には、どういった内容なのかということを記載させている。重大な虚偽の記載があることが明らかになった場合については、採用候補者名簿に登載しないということを、まずはうたっているので、こちらで確認をしているところである。

７　現職教員については照合できないのかという質問である。官報情報検索ツール、それと特定免許状失効データベース、いずれも使うタイミング、対象者について取り決めがなされており、いずれも採用のときにという限定であるので、現段階で現職教員全てに使うということはできない構造となっている。

高校教育指導課長

８　国際バカロレア等特色ある教育課程の研究についてお答えする。附帯決議について、どのように対応してきたのかについてである。令和６年２月定例会予算特別委員会における附帯決議を受けて、教育局内での検討を続けてきた。令和７年３月には、「魅力ある県立高校づくりの方針」において、高い語学力や思考力を育成でき、海外大学への留学や、進学希望にも対応できる国際教育プログラムを導入した学科の設置の検討について明記したところである。国際教育プログラムには、国際バカロレアと同様に世界の大学受験資格として認められているケンブリッジ国際Ａレベルもあり、現在両方のプログラムについて比較検討、研究を行っているところである。

９　研究成果はどうかということについてである。国際教育プログラムの研究のため、令和６年度は、国際バカロレア認定校２校の公立高校と、設置者１県、ケンブリッジ国際Ａレベルを提供するケンブリッジ国際認定校２校の私立高校と、導入予定の設置者１県を訪問し、情報収集に努めた。国際バカロレアや、国際Ａレベルを受講している生徒は、国際感覚を身に付けつつ、英語による主体的・対話的で深い学びを通じて、高い語学力と思考力が養われていた。一方で、指導者の確保や育成については、ネイティブの教員を募集したり、日本人教員の研修を充実させたりするなど、いずれの学校にあっても、多くの努力を払っており、苦慮している様子もうかがえた。本県では令和６年度、国際教育プログラムの提供機関が実施する研修会に指導主事を参加させ、指導に必要な特別な知識や指導技術を習得させるなど、指導者の育成に取り組んでいるところである。

森委員

１　アクションプログラムの推進に向けた研修の充実をしてきたということで、ワークシート等の充実の結果、不祥事が過去最高となったということである。これは悪い冗談である。これでは、もう話にならなくて、安藤委員が今お話になり、少しかぶりがあるが、そもそも、これを粘り強くやるということが解決策だと考えていること自体がおかしい

のではないかと思うけれども、それについてどう考えられているのか。
２　教職員のコンプライアンス違反の事案の把握等について、警察との連携というのは、すぐ連携をしているものなのか。この辺の実態、実情について伺う。
３　先ほど答弁があったが、研修プログラムを見たが、全７８ページもある。中身を見ると、小・中学校の先生たちに教える内容よりは随分緩くというか、イラストもたくさん入っていたりとか、何か甘めであって、これを月１回平均でやっているということだが、もう少しフォーカスして、例えば、わいせつ事案に関しては、こういう厳しい処罰があるというのを徹底して、繰り返してやるとか、７８ページを網羅して今まで特定の期間を設けてやっていたということだが、もう少し、今実際に問題となっている不祥事に対して集中して、逆にやる方が、他人事にはならないのではないかと思うがどうか。今回のこのプログラムに関して今年度行ったということだが、これについては令和６年度はどうなのか。
４　教職員雇用に関してだが、重大な虚偽があった場合は、採用候補者名簿に登載しないと答弁があったが、そもそも虚偽があれば賞罰欄には記入しない。志願者が記載しないのであれば、どうやって虚偽を把握し採用候補名簿から外すのか。
５　現職の職員について照合しているかについて、法律では任命及び雇用のときに活用できるとある。この任命という言葉はどう把握されているのか。任命という言葉では現職をしていた者を再び任命する際には対象とならないのか。

総務課長
１　研修プログラム等について改訂して、数多く繰り返しの研修を行っているところであるが、結果としてこのような不祥事の件数となっているということに関しては、我々としても本当に重く受けとめているところである。委員がおっしゃるとおり、この件数を根絶するという決意を持って、我々も取り組むべきことと考えているところである。不祥事根絶アクションプログラムについては、不祥事を根絶するために、やれることは何でもやるという姿勢の下、少し網羅的にはなってしまっているけれども、各種取組を設けているところである。そうしたいろいろな取組を通じて、いろいろな方面から、不祥事を根絶していこうという考え方の下で行っているところであるが、結果としてこのような不祥事の件数になっているということに関しては、引き続きにはなるが、現場におけるその研修の状況とか、実際に不祥事を起こしてしまった者の聞き取り等も踏まえて、引き続きアクションプログラムの内容については、必要な改善、見直し等を行っていくものと考えている。

県立学校人事課長
２　コンプライアンスの関係で警察の連携に関してお答えする。県立学校の場合には、教諭による不祥事事件が起きた場合には、適宜警察との連携を図っている。特に、児童生徒に対するわいせつ事案の場合には、児童生徒性暴力防止法で、警察への通報義務が課されているので、必ず警察の方に連絡をするということになっている。
３　研修に関してであるが、様々な研修項目があるけれども、現在県立学校の方では委員がおっしゃるとおり、その時々のテーマによってフォーカスするものを変えている。例えば、令和６年度だと、わいせつだとか、体罰だとか、個人情報の流出の関係だとか、そのようなところをほかの分野と比べると、より重点的に研修を実施しているという状況である。

小中学校人事課長

２　コンプライアンスの関係の警察との連携という点についてお答えする。小・中学校においては、市町村教育委員会と連携を図り、そのようなわいせつ行為等などの案件が発生した場合には、警察との連携を必ず行っているところである。

３　研修プログラムの活用という部分についてであるが、様々な事案が発生した際に、例えば、わいせつ行為であったり、体罰などがあった場合には、その部分について、ワークシートなどをフォーカスして、必ず研修するようにということを、我々の方から、該当した学校も含めた全ての小・中学校に対して指示を出し研修を行っている。

教職員採用課長

４　重大な虚偽があった場合ということであるが、採用する際の順番で申し上げると、まず、志願者が志願書を提出する際に、その志願書の中に賞罰欄だとか、前歴を書く欄を設けているので、そちらで前歴がある者は前歴を書くということと、賞罰を持つ者は、そこの賞罰欄に書くということになっている。その後、採用試験が進んでいく中で、先ほど申し上げた、検索ツールであったりだとか、特定免許状失効データベースでその者を検索する。そういった中で、処分歴があれば、履歴等の記載をしていないということで、その段階で重大な虚偽があるということで、仮に見つかったタイミングが、例えば、合格後であったとしても、そのあと採用候補者名簿には登載しないで、結局は採用しないというような手続を踏むといった流れになっている。

５　任命の捉え方であるが、こちらは委員お話しのとおりで、採用するときということであるが、教職員の人事異動の中にも、例えば、一般には転任と言われるような際にも、採用に法律上は整理されるものがあるので、そのタイミングではこういったデータベースを活用するという法律になっている。

森委員

やれるものは何でもやると言っていたが、今年の８月には臨時教職員８，０００人超の処分歴を確認していなかった。１０月３日には異動した教職員のデータベース６，０００人を確認してなかった。やれるものをやっていない。旧姓で免許を持っていたものが失効し、新しい名前に変わったときには賞罰欄で確認しているという話だった。旧姓で失効した者が結婚して改姓した場合、賞罰欄や前歴欄に記載がなかった場合はどのように確認しているのか。

教職員採用課長

旧姓の際に処分を受けてということであるが、現行のデータベース上では、その失効したときの名前しか登録はされていないが、そのほかに教員の免許をそもそも発行するシステムが別にあり、こちらの方でも免許状の、例えば、改姓歴に関しては、本県の授与の履歴であれば、その前の氏名まで遡って検索ができることになっているので、データ等を活用しながら確認しているところである。

森委員

本県の者であれば確認できるが、他県の者は確認できないということか。

教職員採用課長

委員お話しのとおりで、私どものように旧姓を登録している都道府県もあるが、そうで

はない都道府県もあるというような状況である。

森委員
　できるかできないで言ったら、確認できないということか。

教職員採用課長
　そのとおりである。

石川委員
１　日本語支援について、行政報告書の５５５、５６１ページである。令和６年度の県立高校に通う外国人生徒の数を、まず教えていただきたい。そして、帰国した人、外国人などで日本語教育が必要だった生徒数が何人だったか。それから、日本語支援員が必要な生徒が支援を受けられた頻度がどのくらいあったのか。人によってまちまちだと思うが教えていただきたい。それから、６年度の日本語支援員の募集人数と、実際に登録と言っていいのか分からないが、実際にお願いした人数について教えていただきたい。それから、採用が決まった、というか登録が決まったけれども、配置自体がなかった人が６年度にいたのか伺う。
２　続いて、行政報告書の５７５ページである。県立高校の場合の食育はどのように行ったのか、令和６年度の状況をお願いしたい。
３　続いて、行政報告書の６１６ページである。教育とかそういう観点からではないが、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、川の博物館、さいたま文学館で、入館料などについて、キャッシュレス決済に対応できたか、確認したい。それから、館内の売店だとかカフェなどもあるが、これらについてもキャッシュレス決済ができるよう６年度に対応していたのかどうか、お聞きしたい。

高校教育指導課長
１　帰国外国人児童生徒の日本語支援について説明申し上げる。まず、令和６年度県立高校に通う外国人の生徒数、それから日本語教育が必要な生徒数についてである。文部科学省の令和６年度学校基本調査によると、県内の公立高校の外国人生徒数は４６４名であった。一方、教育局が、県立高校に照会をして把握した日本語支援が必要な生徒数は５４１名であった。続いて、日本語支援が必要な生徒が日本語教育を受ける頻度はどのくらいかについてである。日本語支援が必要な生徒が在籍している学校には、日本語支援員を配置しているが、日本語支援員が学校に入る頻度については、学校によって異なるが、全日制では週２日程度、定時制では週３日程度の支援が行われている。支援の形態としては、授業への入り込みによる支援や放課後の日本語指導などがある。また、授業の学校設定科目として、日本語に関する科目を設置している学校では、週２時間程度、教員による「日本語基礎」などの授業が行われている。続いて、令和６年度の日本語支援員の募集人数と採用人数、また、採用されなかった人数等についてである。令和６年度の日本語支援員については、全日制３１名、定時制２０名を予定として募集を行い、９２名の応募があった。令和６年度の採用人数については、全日制で３４名、定時制で２２名、合わせて５６名であった。結果として、３６名の方が採用には至らなかった。

保健体育課長

２　県立高校の食育についての質問にお答えする。県立高校においては、生徒が健康の大切さを実感し、自分の健康に配慮した食生活を営むことができるよう、特別活動や家庭科、保健体育などの授業を通じて、食育を行っているところである。例えば、保健体育の授業では、現代的な健康課題である生活習慣病の予防や改善について、適切な食事の量や栄養のバランスなどの重要性を学び、食生活を見直していく、そういった授業などを行っているところである。

教育総務部参事兼文化財・博物館課長

３　各博物館の入館料などのキャッシュレス対応ができているかという質問である。常設の展示や企画展などの展示を御覧いただく際には、観覧料を頂いているところであるが、指定管理者制度を導入しているさいたま文学館を除いて、全てキャッシュレス決済が利用いただけるようになっている。方式については、いろいろなキャッシュレスの形があるので、まちまちなところがある。また、売店とかカフェの話であるが、直営で県の直接収入になるような形での販売については、いずれもキャッシュレスの対応が可能になっており、一方、外部の事業者を、行政財産使用許可という形で許可し、そこで営んでいただくというものについては一部キャッシュレスに対応していないところがある。

石川委員

１　最初の日本語支援について答弁漏れがある。登録採用が決まったけれども、実際に配置ができなかった人がいるかどうか、教えていただきたい。それから、令和５年度から６年度だとか、令和６年度から７年度だとか、継続して登録ができた人、配置ができた人というのは何人くらいいたのか、教えていただきたい。それから、令和６年度中に任期の延長だとか、再登録、再採用について検討した経過があるのかどうなのか、伺う。

２　食育については、特別活動だとか家庭科でやっているということだが、他県の状況を見ると、小・中学校だけではなくて、高校でも食育に力を入れている都道府県があるようだが、本県において全県立高校は、特別活動や家庭科、保健体育などで食育の学習をして、それでいいということだったのか、確認をさせていただきたい。

３　それから、キャッシュレス決済の関係である。電子決済とクレジットカードで分けて教えていただきたい。２０１９年からキャッシュレス決済を始めるということで、当時、順次キャッシュレス決済を進めていくというふうに言われていたが、その後どうなったのか確認したい。それから、直営カフェだとか、売店の関係だが、これらについても、どこができて、できていないのか、利用者にしてみれば、同じ施設の中で、こっちが使えて、こっちは使えないというのは、少し不便な部分もあるし、埼玉県全体でキャッシュレス化を進めていて、いろいろな人に県の文化だとか歴史を知ってもらうために、いろいろな人に来てもらいたいという気持ちはあるけれども、このキャッシュレスがなかなか進んでないという現状もあるということなので、それぞれの施設についてお願いしたい。

高校教育指導課長

１　言葉足らずで申し訳なかった。先ほど９２名の応募があったと申した。ある意味、この９２名を登録している。その結果、当初５１名採用の予定だったところを５名多く採用し、５６名を採用した。その結果、先ほど申したとおり、３６名の方が採用には至らなかったということなので、この３６名の方が、ある意味、登録はされているけれども、

採用に至らなかったということである。それから、年度ごとに採用をしているという前提であり、結果的に同じ人が採用されているということは多々あるが、継続している方々の人数については、この場では出せない。日本語支援員の活動は単年度ごとに、ということになっているので、全ての方に毎年応募していただき、採用を改めて決めさせていただいているということである。

保健体育課長

２　本県の県立高校の食育についてであるが、基本的に先ほど申し上げたような、保健体育の授業であるとか、家庭科の授業であるとか、特別活動の場面を通じて、食育を行うという形で、各学校で取り組んでいる。学校ごとに多少、取組の濃淡はあるかと思う。

高校教育指導課長

２　食育に関する家庭科の部分について、お答えする。高等学校においては、全員の生徒が必修科目として、家庭基礎、又は家庭総合という家庭科を学習することになっている。そして、学習指導要領には、家庭基礎において、食生活と健康、家庭総合においては、食生活の科学と文化という項目について指導することと定められている。以上のことから、全ての高校生が家庭科において食育について学習をしているということである。

教育総務部参事兼文化財・博物館課長

３　電子決済とクレジットカードを分けた形でという話である。クレジットカードを使えるところは、嵐山史跡の博物館、それから、近代美術館である。なお、さいたま文学館について、観覧料については、キャッシュレスになっていないと申し上げたが、観覧料以外のミュージアムショップなどでは、クレジットカードを使って決済ができるという状況になっている。その他、電子決済の導入については、順次進めてきて、平成３１年３月から、ＰａｙＰａｙをさいたま文学館以外のところで、順次利用できるようにしており、導入できるところをまず取り掛かった。その後、交通系の電子マネーを令和２年６月から、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、自然の博物館で導入した。令和７年３月からは、嵐山史跡の博物館でも導入している。クレジットカードについては令和２年６月から近代美術館で導入して、令和７年３月からは嵐山史跡の博物館で導入をしているところである。それから、カフェや売店について、どこができていて、どこができてないのかという話である。まず、カフェについては、歴史と民俗の博物館と、近代美術館、さいたま文学館にある。この中でできていないのは、歴史と民俗の博物館である。それから売店についてであるが、売店は各館にあるが、できていないのは歴史と民俗の博物館、自然の博物館、川の博物館である。

石川委員

今のキャッシュレス決済の関係だが、最初に伺ったクレジットカードについてである。さきたま史跡の博物館、自然の博物館、川の博物館、この３館について、使えるようになったのかどうか伺う。それと、２０１９年から順次進めていくということで、キャッシュレスの進んできている状況は確認できるが、外部というか、売店や何かについて進んでいない状況があるが、令和６年度はどうやって働き掛けをしたのか。

教育総務部参事兼文化財・博物館課長

クレジットカードの導入されていない館についてであるが、まだ、歴史と民俗の博物館、

さきたま史跡の博物館、自然の博物館、川の博物館については、クレジットカードの利用はできない状況である。それから売店などについては、様々な種類のキャッシュレス決済ができるように各館の方で検討して、現状となっているというところである。働き掛けだが、さいたま文学館については、指定管理者に働き掛けを行い、キャッシュレスの導入について、今検討しているところである。昨年度末において、嵐山史跡の博物館で、交通系ＩＣとクレジットカードを新たに導入するという形で、少しずつ進んできたということである。また、館運営の中で、取扱いがまちまちというのも、利用者の方に不便を掛けると思うので統一的にキャッシュレス化ができるような形で考えてまいりたいと思う。事業者の方においても、「やりなさい」という言い方はできないが、どういう形がいいのか相談しながら、良い方向に進めてまいりたいと考えている。

小川（寿）委員

１　資料７の４９１ページ、障害児教育推進事業費について伺う。特別支援学校において児童生徒数の増により、不足すると見込まれる教室を令和６年度予算によって増設した教室の学校数、そして教室数、さらにはその手法、そして必要となった支出額について教えていただきたい。それから、冒頭に教育長から正誤表が提出をされたが、もともとの資料では、知的障害の区分では令和６年度１８学級の減ということであったが、先ほど５３学級の増ということで訂正をされた。ということは、令和６年度においても、この５３学級への対応をなされたのだと思うが、令和６年度の対応はどうだったのか。それについて、令和６年度の予算を使われたのか使われていないのか、使われていたのであれば、どのような予算を使われたのか教えていただきたい。

２　報告書の５９３ページ、教育職員免許状について伺う。教職員及び令和６年度中に採用した教職員のうち、臨時免許状の免許取得者の人数、そして、その理由について教えていただきたい。また、この臨時免許状については、大学を卒業する前の大学生に授与したことがあるかについても教えていただきたい。

特別支援教育課長

１　特別支援学校の教室の不足の関係である。まず、令和６年度予算において、教室の不足により増設をした学校数、それから教室数、予算の支出額という話である。学校数については１６校で、例えば、一つの教室を間仕切って二つにするとか、あるいは特別教室を転用するという形で、普通教室にしたのが４４教室ということである。また、そのような分割だとか転用に係るための費用ということであるが、令和６年度予算においては、約１，９２５万円を当課の方から学校に配分という形に加えて、軽微なものについては年度当初、各学校が持っている学校の予算の中で対応したという学校もある。行政報告書の修正に係る部分だが、こちらについては、児童生徒数に応じた学級数ということで、学級数に関しては、当課ではなく別の課の所管ではあるが、これは令和５年度から令和６年度にかけての児童生徒数の増ということであるので、令和６年度にかけての児童生徒数増に伴う教室数の増というものも必要であり、それは令和５年度予算において、必要なものは対応しているということである。

教職員採用課長

２　免許状の関係について、お答えする。令和６年度については、延べ８３８人に臨時免許状を授与した。その主な理由としては、年度途中の病気休暇だとか休職といった際の代替教員について、いわゆる普通免許状の所有者が見つからなかったということから臨

時免許状を授与したものである。それともう１点、大学生に対して臨時免許状を授与した例はあるかということであるが、公立高校で８件、私立学校で１件、合計で９件あった。

小川（寿）委員

１　特別支援学校の教室について、今の答弁の中でも、教室をパーテーションなどで間仕切って増設をしたという答弁があり、私も直接学校に出向いて、そのような状況を視察させていただいたが、極めて、先生方にとっても児童生徒にとっても、厳しい環境と言わざるを得ないというふうに感じたが、６年度のこの実績の事業の結果を踏まえて、この無理やりの増設についてのこどもたちの教育環境について、担当局はどのような見解を持っているのか。

２　大学生に対して免許が授与されたと答弁いただいたが、例えば、報道によると、大学生への授与について、文部科学省は、教員不足を埋めるために臨時免許状を授与することは、本来の趣旨から逸脱しているのではないかといったような報道もあった。あくまでも報道ベースであるので、教育局として、この点、文部科学省の見解をただしたことがあるかどうかについて、伺いたい。それから、大学生が学校で教職員となることについて、県民の間からは、質の保証について、不安の声が出ることがあると思うが、質の担保として、どのように対応しているのかについて説明いただきたい。

特別支援教育課長

１　特別支援学校の教室不足の状況を担当課としてどう考えているのかということである。私も課長職を拝命してから、厳しい学校の状況は、現場を回って拝見をしており、こどもたちのために何とか改善をしなくてはいけないという思いは一緒である。これまで県教育委員会では、令和６年度以前に、例えば、新校の開校であるとか、あるいは高校内分校の開設、あるいは既存校における増設というものもやってきた。それから、令和７年度当初予算においては、議会の承認を頂き、新校の開校２校、あるいは校舎の全面改築といった予算も認めていただき、こういったものをしっかりと進めていきたいと思っている。その上で、更なる対策という部分については、今後の児童生徒数の推移などを見ながら、一つ一つ考えていきたいと思っている。

教職員採用課長

２　大学生に免許状を授与することに関して、これは他県において、教員の採用合格者の方が、４月の採用前に採用の機会をもらえないかということに対して、臨時免許状を発行して採用しようとした例であるというふうに聞いている。こちらの内容について、文部科学省の方にはしっかりと確認をしており、文部科学省からは、大学生に授与することが問題というよりは、臨時免許状の法律上の解釈が誤っているのではないか、もともと普通免許状の所有者がいない場合に限って、臨時免許状を発行して任用できるという制度だったものを、臨時免許状を授与することを当初の目的として採用募集したということが問題であるということで確認をしている。それと質の担保というところであるが、委員が指摘した事例に関しては、当時の新聞報道等でも見ると、やはり保護者の不安の声というのは紹介がされていた。この臨時免許状自体については、都道府県が行う教育職員の検定に合格した者だけしか、授与ができないという仕組みになっている。この検定というもの自体は、基準以上の学位だとか、あとは必要な単位数を有しているかどうか、また、勤務をする予定校の校長などが人物に関する証明書を作成して、そういった

ところで人物的に免許状を授与するにふさわしい者かどうかということを判断した上で授与しているので、一定の質は担保されていると考えている。

岡村委員

１　行政報告書の５６４ページ、幼少期教育充実事業の「子育ての目安『３つのめばえ』」についてである。こちらは中身を拝見したらすごく分かりやすくていいなと思ったが、令和６年度に新たに加えた言語があるかどうか、そして、令和６年度現在では、言語が七つになっているが、その七つにした理由を聞かせてほしい。

２　５６８ページ、５６９ページになるが、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーを派遣しており、令和６年度においては、各市町村が希望する配置ができたかどうか。また、スクールソーシャルワーカーとカウンセラーの配置について、どのような課題を令和６年度に感じたか、お聞かせいただきたい。

３　５７８ページのウの部活動指導員についてである。こちらも、市町村から希望があって配置をするという形かと思うが、希望する配置ができたのか否か、お願いする。

４　６０８ページ、外国人親子への支援ということで、モデル事業で、ＹｏｕＴｕｂｅの方でどういうふうに学校で過ごしているかという１日のＹｏｕＴｕｂｅ動画が作成をされており、すごく分かりやすくてよいと思う。しかしながら、なかなか視聴数が伸びていないと、モデル事業でやられたものであるので成果・課題について、捉えているものがあれば聞かせてほしい。あわせて、言語をどのようにしたのかということもお願いする。

義務教育指導課長

１　「子育ての目安『３つのめばえ』」についてだが、令和６年に新たに加えた言語というのはない。今のこのリーフレットの多言語対応については、国の調査結果に基づいて、県内の外国籍の児童数の言語別の状況を参考にして、日本語も含めた言語で作成をしているというものになる。

生徒指導課長

２　スクールソーシャルワーカーの件についてお答えする。各市町村からは、市町村教育委員会連合会などを通じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員について要望を頂いているところである。現状として、必ずしも希望する配置ができていないというところもある。県では、これまでスクールカウンセラーなど専門職の配置の在り方について検証・検討を進め、その結果として、スクールカウンセラーについては令和５年度、公立小学校の約８割において、月１回半日程度から月１回１日程度に拡充したところである。課題として、今後の配置の拡大については、これまで拡充した配置に対する効果の検証が必要であることから、引き続きしっかりと検証を進めた上で効果的な配置を検討していく。

保健体育課長

３　中学校運動部活動指導員活用事業に関する質問についてお答えする。各自治体が希望する配置ができたかというところであるが、こちら令和６年５月の交付申請時には１９３人の希望があったが、実際には１４２人の配置となっており、各自治体が希望する人数全ての配置には至らなかった。

教育総務部参事兼生涯学習推進課長

４　ＹｏｕＴｕｂｅ動画の関係の成果と課題との部分であるが、まず、成果としては、外国人親子の就学への不安が少しでも解消されているというところがある。ただ一方で、委員の指摘のとおり、ＹｏｕＴｕｂｅ動画の再生回数の方が少し伸び悩んでいるといったことがあるので、何とかしなくてはいけないと考えている。まずは、この動画自体が、外国人の方に伝わっていないのではないか、そこの部分があるのではないかと思うので、まずはこの伝え方の部分のところをしっかりと工夫したいと考えている。次だが、なぜ７か国語かという部分であるが、委員の話のとおり、こちらはモデル事業で実践研究を受けて作成されたものである。この動画作成当時に、モデルとなった小学校、こちらの方に通っている外国籍の生徒をベースに、県内の外国籍の児童数の言語別の状況を参考として、あわせて７言語を選定したものである。

岡村委員

１　「子育ての目安『３つのめばえ』」だったり、外国人親子への支援のＹｏｕＴｕｂｅの言語をどのように選んだのかということで、それぞれ居住されている方の数を基にということだが、実際に国が出している法務省の調べで、現在約２６０，０００人の外国籍の方が住んでいて、ネパールは４位に入っているし、ただネパール語に対応するものがないとか、ミャンマーの方も７位に入っており、ミャンマー語のものもないし、あとスペイン語についてはスペイン語圏の方も極めて少ないであろうということが、数字からも出ているので、令和６年度に新たに加わった言語がないということと、あと人口の割合で、そこの小学校にいる方の数でということをおっしゃったが、もう少し言語を決めるに当たっての工夫なり検討なりというのがあったのか、それぞれお聞きかせいただきたいと思う。

２　部活動の指導員については、希望にかなわなかったというところで、希望にかなわなかった市町村なり学校に対して、何か加えて支援をしたとか、こういう方法があるというようなフォローができたかどうか、お聞きかせいただきたい。

義務教育指導課長

１　「３つのめばえ」の言語の決め方について、工夫や検討はあったのかというところである。繰り返しになってしまうが、この作成をしたときの検討としては、国の調査結果に基づき県内の外国籍児童の言語別の状況を参考にした。過去の検討においては、そのときの外国籍のこどもの言語別の人数、これを基にニーズがあるものについて作成したというところである。

教育総務部参事兼生涯学習推進課長

１　少し重なる部分はあるが、こちらの方のＹｏｕＴｕｂｅの動画、学校生活紹介動画の関係だが、モデル事業となった当該小学校に通っているその外国籍の生徒をベースにして、併せてだが、ほかの外国籍の人がどういうふうに県内にいるのかという部分のところを参考とさせていただいたところである。

保健体育課長

２　部活動指導員の関係だが、希望に沿えなかった市町村に対してだが、その事情等について丁寧に説明をさせていただき、加えての支援というところは少しできていないところである。

高校教育指導課長

先ほどの石川委員の質問のうち、日本語支援員の継続の状況について、年度をまたいで活動していただいている人数について、令和５年度から６年度にかけて、及び令和６年度から令和７年度にかけて報告させていただく。令和５年度に日本語支援をしていただいていた人のうち、４１名の方に、令和６年度も日本語支援員をしていただいた。また、令和６年度に日本語支援をしていただいていた人のうち４３名の方に、令和７年度も日本語支援員をしていただいている。

教育総務部参事兼文化財・博物館課長

石川委員への答弁の関係で、漏れがあった。川の博物館にレストランがあるが、ここについては、キャッシュレスが導入されている。

宮崎委員

資料７の事項別明細書説明調書の４５６ページと、４５８ページの収入未済額、上から行政財産の使用料や、授業料や入学料、地域改善対策の教育費貸付金や、高等学校の奨学金貸付金、あと会計年度任用職員の源泉所得税の不足額や戻入、また、延納利息の納入などの様々な、教育局だと余りお金を取り扱わないのでそういうふうな、返してもらえていないお金が発生していると思うが､こちらは現場であれば校長先生が担当されているのか、そしてまた、貸付金の回収などは教育局の学校の先生が担当されているのか、それとも、そこから離れて専門家に任せているのか、令和６年度の状況を伺う。

財務課長

今の収入未済のところである。対象は奨学金の未納の部分になるが、ここについては、まず、県職員が督促を行っている。例えば、平成１４年度から平成１８年度まで県が直接貸与していた奨学金の返還金、こちらは長らく未済になっているところがあるので、弁護士法人といった専門的な知識を有する事業者に回収業務を委託して、効果的に回収を進めているところである。

宮崎委員

弁護士法人にお願いしているということは最終的に法の手続にのっとって、経済的に回収できない、できるという判断が、この収入未済額についてもされるということでよろしいか。

財務課長

できる限り督促を行って、回収に努めているところだが、先ほど話にあった、破産してしまったとか、どうしても払えないということであれば、そこは法的な手続をしっかりやった上で対応するというところである。

中屋敷委員

１　概要のところで、豊かな心の育成のところだが、いじめの解消率がここに出ている。いじめの解消率のところだけ令和５年度になっているが、６年度の数字はないのかどうなのか。

２　先ほどの岡村委員の質問だとかで、取組を進めていただいているのは分かるが、平成

２４年に「Ｉ’ｓ」というのを作っている。そのときも質問させていただいたが、結局その当時は冊子として作って学校に配って、学校の本棚に入っていたという状況だった。今は新しいものが作られているということを先ほど確認したが、それはいわゆるネットの中にしか存在しないのか、冊子は作っていないのか。なぜそれを尋ねるかといえば、いじめだとかそういう事案が発生したときというのは、発生してからでは、実態に対応しなければならないわけである。そのため、ハンドブックとして手元にあることは極めて重要だと思っている。一方でハンドブックを作っても、本棚に入ってしまうのだと全然駄目だが、その辺が今の状況としてはどうなっているか教えていただきたい。

生徒指導課長

１　いじめの解消率の令和５年度の数字ということであるが、これは基本的に解消率等に係る調査について、国の問題行動等調査に基づきながら、県としても独自に調査している部分から発表させていただいているものであり、令和６年度の数字については、国の発表がなされてから、これから発表するということで、令和５年度が公表できる最新の数値となる。

２　「Ｉ’ｓ」はいじめの冊子だが、今回作成したのは、委員からも質問を過去にいただいて作成した、不登校児童生徒支援の方のガイドブックということで、少し対応が異なる部分であるが、そちらについても、データだけではなくて、冊子の方も、各学校に１冊は配布をしており、管理職を中心に教育相談、例えば、不登校児童生徒の支援に当たっては、必ずその冊子を活用して組織的な対応を促すように活用するように、お願いをしているところである。

中屋敷委員

基本的にそういった作られた資料があって、それに対して、作った資料を活用してこそ、割合というのは減っていくわけである。解消率も上っていくはずではないか。同様の事案が発生するとなれば、例えば、２５年に直したものを活用している状況を、県の教育委員会として確認しているかどうかということが、極めて重要だと思う。ある資料をどうやって活用できているかということの捕捉をされているのかどうなのか。

生徒指導課長

基本的に、その活用の状況については、当然捕捉していくということは大変重要かと思うが、数字的にどのくらい活用されているかということについては、現状は把握していない。毎年、生徒指導に関する調査というものを実施している。その中で委員指摘の点について、活用状況等について、今後調査してまいりたいと考えている。

中屋敷委員

何年度から調査をしていただけるのか。

生徒指導課長

次の調査において速やかに対応したいと考えている。

伊藤委員

１　行政報告５５３ページ、学力・学習状況調査について伺う。全国学テにおいて、全国トップクラスの教科を創ろうという目標だが、策定時の値が０、令和６年度も０、令和

８年度までに全教科という目標だが、この件に関して６年度の取組はどうだったのか。同じく、県の学力・学習状況調査だが、策定時より令和６年度は下がっている。この目標値にどういう意味があるのかは分からないが、令和６年度の取組はどうだったのか。特に県の学力・学習状況調査は、令和６年度の決算額は幾らだったのか。

２　行政報告５６３ページ、教育の情報化について伺う。特に県立高校におけるタブレットの保護者負担について伺う。ＩＣＴ活用、高校教育において推進したとの報告である。しかし、タブレットは保護者負担とした。タブレットを準備できない生徒は学校に借りなければならない。そこで質問だが、貸出し用タブレットを利用しなければならなかった生徒は、令和６年度、何人いたのか。例えば、高校生で多子世帯、低所得者でもいいが、困難な生徒のために、タブレット購入補助を検討したのかどうか、これは一般質問でもしたので、令和６年度検討したのかどうか、しなかったのはなぜなのか伺う。

３　行政報告５８３ページ、障害のあるこどもへの支援についてである。要求資料３５②を見ていただきたい。不足教室数は令和５年度で１８８、令和３年度では１９０ということで、２年間で２教室、不足が解消されたということになる。この間、増設や分校とかを建ててきたとは思うが、２教室が解消されたということは一体どういうことなのか、もっと解消されているのではないかと思っていたが、特別支援学校の教室不足の対応で６年度の取組はどうだったのか。

４　行政報告５８５ページ、特別支援学校の医療的ケアの問題である。福祉タクシーは令和６年度６４人の利用と伺っているが、この年は予想以上に利用の申込みがあって、最初は利用制限が行われたと覚えている。最終的には希望者全員が利用できたのかどうか、説明してほしい。

５　行政報告５８８ページ、帰国外国人児童生徒の日本語支援について伺う。要求資料２１、日本語支援員の人数と、日本語指導が必要な生徒児童数を御覧いただきたい。行政報告５８８ページには、日本語支援員が全日制高校３３校、定時制１７校に配置されているとある。しかし、小・中学校の日本語指導が必要な児童生徒数を見ると、高校でも増加していると考えるが、この対策を令和６年度は考えられたのかどうか伺う。高校ごとに支援員に対しての日本語指導が必要な生徒数にばらつきがある。配置基準は定められているのかどうか伺う。

６　行政報告の５８９、５９１ページ、小・中・県立学校の教職員の確保について伺う。未配置・未補充の状況と新規採用者数を要求資料で出していただいた。令和６年度も年度当初から未配置・未補充が起きている。年度途中では更に増加をしている。こどもたちの学びや安全が保障できない、周りの教員にも負担が増える。男性育休や病休の代替は期間が短いため、代替者を見付けにくいという特質もある。県は、根本的な打開策をどう考えてきたのか、お示しいただきたい。

７　行政報告５９４ページ。教職員の健康管理の充実について伺う。精神疾患による病気休暇者数は高い水準での横ばいで、ストレスの多い職場環境が伺える。この１０年間、普通退職はどの校種でも増加傾向で、令和６年度も勧奨退職よりも２０から３０代の普通退職者が圧倒的に多い状況である。経験年数２０年以下は辞めてしまうというのが、近年の傾向である。その要因は明らかである。時間外在校等時間が過労死ラインを超えている教員が一定数いて、持ち帰り仕事を含めればもっと多いはずである。この状況を令和６年度、県はどう分析しているのか伺う。

８　行政報告５９３ページ、教育職員免許状の授与について伺う。要求資料で臨時的任用教員の人数と臨時免許状発行数を出していただいた。本県は臨時免許状の発行数が８３８件と、他県に比べて非常に多いと資料で出てきた。臨時免許状では先ほども議論があ

ったが、専門性が担保できるのかどうか不安である。臨時免許とはどういうことなのかまず説明を頂きたい。そして、埼玉県が多い理由についてもお願いする。

９　行政報告の６０１ページ、学習環境の整備・充実について伺う。特別教室と体育館へのエアコンの設置状況について伺う。普通教室にはエアコンが設置されている。一方、酷暑の時代だが、小・中学校の特別教室は、エアコンの設置率が７割、体育館は小・中学校では２割に届かず、高等学校も４割には届いていない。あちこちの学校から熱中症による救急搬送がされたというように伺っている。そこで質問だが、令和６年度、熱中症による救急搬送数を把握しているか。件数で答えていただきたいと思う。

10　不用額について伺う。教育費の不用額で、先ほど説明で９３億円と説明を受けたところだが、総括の資料では款教育費でいうと不用額が１６９億円と資料が出されていた。この差異が少し分からないので、まず説明をしていただきたいと思う。

義務教育指導課長

１　全国学力・学習状況調査、それから県の学力・学習状況調査の達成に向けた、目標達成に向けた令和６年度の取組ということで共通の取組を進めているので、お答えすると、令和６年度、各学校で授業改善を一層充実させられるように、学習指導要領で示されている、主体的、対話的で深い学びによる授業改善のポイント、それから進捗を可視化することができる質問調査を新たに作成して、これを用いた授業改善を促しているところである。県の学力・学習状況調査の令和６年度の決算額については、１億７，４９２万２０４円である。

ＩＣＴ教育推進課長

２　昨年度貸出し用端末についてどれくらい利用者がいたのかというところである。県でも、経済的理由によりタブレット端末等の購入が困難な生徒が、一定数存在すると受け止めている。こうした端末を用意することが困難な生徒に対して、貸出し用タブレット端末を県の予算で、各学校に整備している。昨年度、端末を所持しない生徒に貸し出した台数は５２９台となっている。補助等の検討はしなかったのかという点についてである。このＧＩＧＡスクール構想は国が策定したもので、高校生を含む児童生徒の１人１台端末は、本来国の責任として整備されるべきものであると認識している。県としてはこれまで国に対して、県立高校などの生徒用端末整備に必要な財源の措置を強く要望している。当面の間、県では、保護者の皆様の理解・協力を頂き、生徒が所有する端末を学校で活用する、いわゆるＢＹＯＤ方式を採用することとしている。しかしながら、経済的理由によって、タブレット端末など、購入が困難な生徒が一定数存在することは承知しているので、そのため端末の用意が困難な生徒に対しては、貸出し用タブレット端末を県の予算で各学校へ整備をしている。この対応によって、経済的な事情にかかわらず、全ての生徒がＩＣＴを活用した教育を受けられる環境を整えられており、個人端末の購入が困難な生徒を対象としたタブレット購入の補助は選択していない。

特別支援教育課長

３　特別支援学校における教室不足の関係である。令和６年度はどういう取組を行ったのかというところであるが、資料４に記載があるとおり、既存特別支援学校の校舎の増築ということで、具体的には令和８年度の供用開始に向けて、川口特別支援学校の中央棟の増築に係る建築工事を行ったということに加えて、先ほど小川委員の質問にお答えしたとおり、例えば、普通教室の間仕切りだとか、あるいは転用というようなことも対応

したところである。
４　医療的ケアに係る福祉タクシーの利用の関係である。令和６年度については全員利用できたのかということであるが、まず結論を申し上げると、全ての希望者が利用できているということである。若干補足をすると、委員からお話があったとおり、令和６年度当初は見込みを超える利用者数があったため、当初は利用回数を制限せざるを得ない状況だった。そこで、令和６年度９月補正予算において所要の経費を出して、議会に認めていただいた後は、全ての利用希望者に、全ての利用回数を許可することができている。

高校教育指導課長

５　日本語支援についてお答えする。委員お話しのとおり、日本語支援が必要な生徒は増加傾向にあり、令和６年度は令和５年度に比べて、高校においても増加した。そこで、県立高校では、令和６年度は、日本語支援が必要な生徒が在籍する学校に支援が行き届くよう、令和５年度の４４校配置から、令和６年度の５０校配置へと、配置校を増やして対応したところである。続いて、高校によって日本語支援が必要な生徒の人数に差があるようだが、配置の基準を設けるなどの対策が必要ではないかについてである。委員指摘のとおり、高校によって日本語支援が必要な生徒の人数には差がある。この状況に対して、日本語支援の対象となる生徒の人数のみを基準にして、日本語支援員を配置するのではなく、生徒の日本語のレベルだとか、各校の状況を踏まえた対応が重要であると考えている。日本語支援が必要な生徒が比較的多い学校においては、これまでの受入れ経験の蓄積により、校内で一定の支援体制が整っているという場合もある。こうした点を踏まえ、各校への聞き取りや実態把握を丁寧に行いながら、必要に応じて適正な人数の配置に努めていく。

小中学校人事課長

６　未配置・未補充に関しての根本的な打開策の県としての考えについてお答えする。委員お話しのとおり、小・中学校における教員の未補充の状況については、一部改善は見られるものの、年度途中で増加するなど、依然として多い状況であり、解決すべき喫緊の課題と重く受け止めている。小・中学校においては、代替教員を確保するため、教員免許状を所有していながら教壇に立った経験のない方を対象としたペーパーティーチャーセミナーというものを行っている。また、国の制度を活用し、令和６年度から、全ての職種で「産・育休代替教師の安定的確保のための加配」を実施しており、５月から７月の間に、産休、育休に入る教員の代替教員を年度当初から配置している。引き続き、あらゆる策を講じて、代替教員の確保に取り組んでいく。
８　埼玉県では、なぜ臨時免許状の発行数が多いのかということについてお答えする。埼玉県は現在、小学校の教員免許状を所有する臨時的任用教員の登録者が少ない現状にある。そのため、臨時的任用教員として登録している中学校の教員免許状を所有する者のうち、小学校での勤務を希望する者に対して、教育職員検定を実施し、小学校の臨時免許状を発行していることから、県全体の臨時免許状の発行数が多くなっている。

県立学校人事課長

６　県立学校における未配置・未補充の根本的な打開策についてお答えする。小・中学校と県立学校も同様の状況にある。先ほどのとおり、県立学校でもペーパーティーチャーセミナーを実施したりだとか、産休代替教師の安定的確保のための加配を実施している。引き続き、あらゆる対策を講じて、代替教員の確保に取り組んでいく。

７　病休者・普通退職者と時間外在校等時間の関係を、どう分析しているかについてである。精神疾患による病気休暇や普通退職と長時間勤務の因果関係については把握ができていないというところであるが、長時間勤務となっている教員が一定数いることは承知している。長時間勤務となる理由は、学校や個人の状況によっても異なるが、様々な要因があると考えている。令和６年度に実施した勤務実態調査によれば、県立学校では、個人の裁量が大きい授業準備や部活動に従事している時間が、他の校種と比較して長時間となっている。引き続き、長時間勤務者の多い学校を中心に業務改善を図れるよう校長を支援するなどにより、長時間勤務の是正を図っていく。

８　臨時免許状発行の数が埼玉県で多いことについてであるが、まず、他県と比べても埼玉県は、学校数が多いということも挙げられる。また、小学校の免許を持っている者が少ないというのは小・中学校と同様の状況があり、県立学校の場合には、特別支援学校において、臨時免許状発行の多くが学部を超えて配置が必要な場合となっている。例えば、中高の本免許所有者を小学部に配置する場合、特別支援学校教員の臨時免許状と学部相当の小学校の教員臨時免許状の二つが必要となるため、発行数が多くなるというような状況にある。それから高校だと、工業などの代替教員が見付かりにくい、候補者の特に少ない教科で臨時免許状を発行するというケースが多くなっている。

教職員採用課長

８　臨時免許の制度についてお答えする。臨時免許状については、教育職員免許法に基づいて、普通免許状を有するものを採用することができない場合に限って授与できるものとなっている。先ほどの質問でもお答えしたが、授与に当たり、各都道府県が行う教職員検定に合格する必要がある。かつ有効期間は３年となっており、授与された都道府県内のみで有効な免許という制度である。

保健体育課長

９　学習環境の整備・充実のうち、熱中症による救急搬送数を把握しているかという質問についてである。熱中症の報告については、死亡事故や意識不明、又は治療に要する期間が３０日以上の重篤な事故と判断された場合、あるいは軽症であっても、５人以上の救急搬送があった場合に、報告を受けるという形にしている。令和６年度については、市町村立学校において、この基準での報告件数は１件であった。

財務課長

10　教育費の不用額についての質問である。令和６年度決算の款教育費の不用額１６９億６，４３２万４，０６３円については総務部で所管している私立学校費など、他部局に係る不用額も含まれている。このため冒頭に、教育長から説明があった教育局の所管分の不用額としては９３億５，６５７万４，１２１円となる。

伊藤委員

１　学力・学習状況調査についてであるが、別にこの数字をもっと上げろという趣旨で質問したわけではない。現場、学校の中で、やはり負担が重くなっているのではないかというように思う。いろいろなテストをしているが、国と県でやっているから、非常に負担が重かったのではないかと思うが、その点は令和６年度、県教委としては、どのように検証しているのか伺う。

２　タブレットのことだが、高校で経済的に困難な家庭には貸与しているという話であっ

たが希望する高校生に対しては、全て貸与がかなったのかどうか伺う。

３　不用額についてだが、教育局としての不用額というか、１６９億ではないということだが、これはほとんど人件費だというように説明はいただいているところである。これは何とかしないといけないというように思っているが、非常に大きな不用額だと思う。令和６年度はほかの施策に流用するとかの検討はされてこなかったのかと思っている。例えば、タブレットの補助を出すとか、そういうことなども私どもは提案をさせていただいたところなので、そういう検討はなかったのか伺いたい。

義務教育指導課長

１　学校現場における負担についてどのように令和６年度を検証したのかという点についてお答えする。令和６年度は、県学調がＣＢＴ化を完全実施した年である。これによって、それまでの紙でやっていた令和５年度までのときと比べて、学校では問題冊子などの調査資材の受け取りであるとか、あとは回収のための梱包管理などが不要となって、一定程度の負担は軽減できたというふうに考えている。

ＩＣＴ教育推進課長

２　貸出し用端末が全部貸与できたのかという話であるが、我々の方では不足しているという声は聞いていないので、貸与できているものと認識している。

財務課長

３　不用額となってしまったところの歳出予算については、教育行政の分野ごとに、目的別に予算を計上しているので、前年度の段階で事業計画等に基づいて必要と見込まれる経費を精査の上、計上しているところである。また、国庫補助金や地方債と、特定財源が充てられている事業も多くあって、これらの経費は法令等で、使途が限定されているというものであるので、不用額が出ても、直ちにそのまま他事業へ充当するということはできないということになっている。先ほど伊藤委員から指摘があったとおり、多くが人件費だが、そこの人件費については、精緻に見込んだものの、結果、不用額が発生してしまったというところである。今後については、予算積算の精度向上と、執行状況の適切な管理に引き続き努めて、効率的かつ効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと考えている。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月３１日（金）　福祉部）

【説明者】

岸田正寿福祉部長、鈴木康之副部長、山口達也地域包括ケア局長、
尾崎彰哉こども政策局長、茂木誠一福祉政策課長、浅見洋社会福祉課長、
今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、小松素明ねんりんピック推進課長、
関根健障害者福祉推進課長、平明夫障害者支援課長、田中康博福祉監査課長、
瀧澤幸子こども政策課長、山崎高延こども支援課長、多久島康寿こども安全課長、
西山幸範児童虐待対策幹

市川忠埼玉県総合リハビリテーションセンター長、
相子知行埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局長

【発言】

松本委員

１　児童虐待防止対策の推進についてである。行政報告書の２８１ページについてである。まず、こちらに件数を載せていただいているが、相談体制の強化として児童相談所での対応件数とダイヤル電話での件数、かなりの件数とお見受けするが、この推移が令和６年度どうだったのか、また、令和６年度、マンパワー的に対応しきれているのかという状況をお伺いする。

２　電話相談だけでいいのかも含めてであるが、令和６年度、こちらから行くアウトリーチ型の支援がどのように行われたのか。

３　この委員会で朝霞児童相談所を皆さんで視察させていただいたが、新たな開所によって、当時、説明で、どこどこの児童相談所からこれだけ件数が移るというのは理解したが、新しい児童相談所ということで、それ以外の機能の部分、ほかの児童相談所が参考になるようなところも含めて、どのようなものがあるのか。

４　障害者就労施設の工賃の向上について、行政報告書の３０６ページである。この就労継続支援Ｂ型事業所の工賃は本当に改善しなければいけない状況で、平均でも２０，０００円少々、月２０，０００円程度と認識しているが、今回この工賃向上という目的の中で、就労Ｂ型受注拡大ステーションの事業の効果として、件数を載せていただいているが、実際の工賃向上はどの程度行われたのか。

５　先般、産業労働部の審査でも、障害者雇用の話があったが、そことの関係で、一般就労とかには、こういった流れの中でどのようにつながっているのか。

６　社会福祉施設等の指導監査についてお伺いする。行政報告書の３１１ページである。こちらも指導監査実地指導が３，６４２件とかなりの件数やっていただいた中においても、令和６年度は全国的にも、埼玉県に関わる監査で対応できたのではないかという放課後等デイサービスの県内での事件であったり、入所施設での事件があって、全国ネットでも取り上げられたような中において、この監査の在り方というのは、今のままでいいのかというような中で、監査の指摘事項の、まずは、この報告書にある５３９件が、主にどんなもので、その改善は着実に確認されているのか。

７　先ほども言ったが、令和６年度監査したにもかかわらず不正を行う事件があった。利用者が不利益を被る事件が起きている現実がある中で、監査の在り方として、監査当日

の書類確認ばかりでなく、適切なサービスが現場で行われているかという観点から、その原因とか背景も含めたチェックは、令和６年度の状況を踏まえてどういうふうにされているのか。

こども安全課児童虐待対策幹

１　令和６年度の県の児童相談所における、児童虐待相談対応件数は、５年前の令和２年度と比較すると、対応件数についてはほぼ横ばいという状況である。虐待の通報件数については、５年前の令和２年度と比較すると、約１．２５倍になっている。マンパワーについて、令和７年度は、県の児童相談所の合計で６５名を増員している。児童相談所の職員の負担軽減に向けては、通告に係る調査を補助する職員を配置するほか、例えば、過去に相談歴のない家庭など、泣き声通告などのリスクが低いと判断したものについては、民間へ、家庭訪問による安全確認を委託することで、職員の負担軽減を図っている。また、ＩＣＴを活用した児童相談所業務の効率化によって、児童相談所職員の負担軽減に取り組んでいる。

２　虐待につながるリスク家庭へのアウトリーチ支援として、市町村の訪問支援員が、子育てに不安や負担を抱えた家庭とか、妊産婦等を訪問して、不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を行っている。県は、この事業に係る運営費を補助している。

３　朝霞児童相談所の一時保護所については、学齢児童の居室を個室化するとともに、年齢別の学習室とか、個別学習室を設けており、プライバシーや学習機会の確保など、児童の権利擁護にも配慮した処遇が可能となっている。

障害者支援課長

４　就労Ｂ型受注拡大ステーションは、令和６年６月に開設をして、共同受注窓口の設置や販路拡大などの事業を実施している。工賃向上への効果であるが、令和６年度、共同受注窓口を通じた民間企業からの受注金額や、販路拡大による売上金額の合計が約１，０００万円となっている。この金額は、県内の就労継続支援Ｂ型事業所で利用者に支払われた工賃の総額約２５億円と比較すると、まだまだ少ない金額といった状況である。その一方で、金額では示せない効果もあり、例えば、専門家派遣によって、商品のデザインとか、あるいはＳＮＳによるＰＲ方法など、こういったアドバイスを行うことによって、商品の付加価値や宣伝効果を高めるとともに、工賃向上の基本的な考え方だとか、あるいは業務のデジタル化、こういったことをテーマとした研修を開催することで、事業所の工賃向上に対する意識を高めたり、あるいは時代のニーズに応じた新たな取組を促すなど、目には見えない効果につながっていると考えている。さらに、波及効果として、事業者の方から共同受注窓口での受注をきっかけとして、つながりができた民間企業から、直接新たな業務の発注依頼をいただくことができたといったような声も伺っている。こうしたことから、県では、就労Ｂ型受注拡大ステーションの開設は、工賃向上に効果があったと考えているところである。今後、更に民間企業に対する積極的な営業活動を行うとともに、事業者に対する支援を行うことにより、障害のある方の働く場の拡大や工賃向上に取り組んでいく考えである。

５　県では、障害者就業・生活支援センターを、埼玉労働局と共同で県内１０か所に設置しており、就業面と生活面における一体的な相談支援を行っている。センターでは、一般就労を希望する障害者のために、産業労働部や関係機関と連携して、企業見学や実習が行えるよう企業と調整をしている。また、企業の受入体制を整えるために、職場を訪問して、障害特性や配慮すべきことの説明や、現場環境の整備などについて助言をして

いるところである。さらに、就労後についても、障害のある方が職場に定着できるよう、定期的に働く職場や家庭を訪問し、困り事の相談等に対応しているところである。令和６年度の相談件数は、４１，０５１件であって、このセンターを利用されている方の登録者数は、９，４８４人といった状況である。引き続き産業労働部や関係機関と連携して、障害者の一般就労に向けて取り組んでいきたいと考えている。

福祉監査課長

６　主な指摘事項としては、例えば、職員の配置が不適切であったものとか、非常災害対策計画が未作成だったものがある。指摘事項に関しては、文書で通知して、追って証拠書類をつけて改善報告書を提出していただくよう求めている。改善が不十分な場合は、完了まで繰り返し指導することにより、改善を促しているところである。なお、令和６年度の指摘事項に関しては、およそ７割の事業所で改善済みとなっている。残りの事業所に関しても、年度が変わっても引き続き指導を行っているところである。

７　当日の指導監査においては、書面だけではなく、職員の面談とか、施設巡視等も行いながら、適切なサービスが現場で行われているのかチェックしているところである。また、監査において、指導する際も指導に至った原因や背景について、できる限り確認に努めて、事業者からの悩みについては、丁寧にお聞きし、必要に応じて、後日制度や相談先をお伝えするなど、関係課との連携も図っているところである。今後とも、指導監査をしっかりと行っていく。その際も、事業者の立場に立ちながら、判断の根拠をしっかりと示しながら、行っていきたいと考えている。

松本委員

１　障害者就労施設の工賃の向上であるが、決算特別委員会の場であるので、ある程度、目に見えない効果とかは大事なのは分かるが、実際私はこの就労継続支援Ｂ型事業所の工賃が余りにも低いことは、やはり県が取り組んでいただいていること、すばらしいことだと思うが、実際、金額でどういう変化があるのかという、データとかお持ちであったら、お示しいただきたい。このステーションが拡大すればそういった効果が見込めるのかも含めて、この数字もお持ちであったらお示しいただきたい。

２　就労継続支援Ｂ型事業所から障害者の就労に対して、この４０，０００件の相談があって、９，０００人ぐらいの方が登録いただいているのは分かったが、就労支援Ｂ型から一般就労の障害者雇用枠とかに移行した数がどれぐらいあるのかとか、又は就労継続支援Ｂ型事業所自体、そういう施設、転換した例とか全国的には何件かあるが、埼玉県では、私は就労継続支援Ｂ型事業所でずっと抱えるよりも、やはり一般就労で、できる人はどんどん行っていただくのが、本来の形だと思うが、先ほどの説明だと、相談の件数は分かるが、実際、結果がどうだったのかが見えないので、再度お伺いする。

３　社会福祉施設等の指導監査についてであるが、７割程度は指摘事項に対して改善が図れたという中で、主な指摘内容で、ＢＣＰを作っていないのは、作ればいい話であるが、職員不足については、そもそも職員が足りない状態で運営せざるを得ない状況があって、多分この改善できない３割というのは、ほとんどその職員の補充ができなくて、お金を返してというような感じになっていると思うが、そもそもの職員不足に対して、監査したからどうこうなる問題ではないような場合というのは、それでも施設は止めずにやっていただいている状況なのか、それとも、利用者、必要な職員に対して、減らしてやらざるを得ない状況なのか、この監査を受けての利用者に不利益を被っていないのかどうなのか。いずれにしても、この監査については、令和６年度大きな事件が埼玉県で起こ

っているので、私は今の体制でいいのかという検証も必要だと思うが、令和６年度そういった監査の在り方の検証自体はされたのかという部分、監査しても、実際事件が起こっているので、不正受給の関係もあるので、現場に行ったって、そのときに書類を整えているだけだということが、令和６年度明らかになったことがあるので、この監査の在り方自体はどうなのか、６年度の事件も踏まえてどういう認識なのか改めてお伺いする。

障害者支援課長

１　令和６年度の平均工賃については２１，５２８円である。先ほどの説明と重複してしまうが、この２１，５２８円に対して、実際に支払われた工賃の総額が、約２５億円になる。共同受注窓口を通じて受注がされた、あるいは販路拡大によって売上が向上した金額が約１，０００万円であるので、工賃支払総額の約２５億円と比べると、１，０００万円ということなので、余り金額ベースでは大きな効果とは言えないと考えている。

２　令和６年度､障害者就業･生活支援センター等を通じて一般就労につながった人数は、１，６８１人である。

福祉監査課長

３　職員が、例えば、不足している場合、どうしているかという話であるが、引き続き、指導はしていくというところではあるが、例えば、最悪の場合、受入を停止せざるを得ないとか、そういうことも多分可能性はあるとは考えているが、現状では、また引き続き改善を促していくような努力をしているところである。また、監査の在り方についてという質問であるが、話のあったとおり、令和６年に重大な不正な案件や通報があった場合であるが、特別調査をまずは速やかに実施しているところである。また、そのような機動的な監査を実施するためには、例えば、系列事業所をまとめて監査するとか、現地で確認する項目を重点化するとか、そういった監査の効率化も併せて考えているところである。例えば、デジタル化の推進によって、事前に書面ではなく、ある程度デジタルでいただいて、監査の効率化を併せて進めているところである。

福祉部長

１　工賃向上に関しては、１，０００万円という金額をどう捉えるかであるが、ただこれは受注拡大ステーションができたからこそ、受注の関係では、８００万円以上の工賃向上が図られて、また、その販路拡大という観点からでも１８０万円の工賃向上につながっているので、一定の成果があったと考えている。引き続き、この成果が向上できるように努める。

３　ただ今の福祉監査課長の答弁を補足すると、まず、監査の在り方に関しては、昨年の事件を受けて、県の監査の実施はどうしても数年間隔になってしまうので、県の監査だけではなくて、支払う給付に関しては、市町村も監査権限を持っているので、市町村においても適切に実施いただく。日頃市町村でやっていただくことと、県の監査がお互い情報共有をして、効果的に監査ができるようにしていきたいと考えている。

野本委員

１　資料４の行政報告書２８５ページ、こどもの意見表明等支援員アドボケイトが、今年度５９人、児童相談所の一時保護所に派遣されたとのことであった。視察させていただいた朝霞児童相談所でも、アドボへの手紙のような形で、アドボケイトの一覧が顔写真付きで壁に貼ってあって、非常に事業の成果と課題について、興味を持ったところであ

るので、こちらについて伺う。
２　２９４ページ、介護人材の確保について、介護人材確保促進事業は、民間委託と市町村が実施するマッチング事業への支援という２本柱で行われている。「ＳＡＩＴＡＭＡ　ＫＡＩＧＯ　ＮＥＸＴ」というマッチングサイトの運営をしている、パソナライフケアに委託した事業の実績、こちらは研修の回数と採用に至った人数を伺う。また、市町村によるマッチングの実績もお伺いする。
３　２９２ページ、要介護認定が公正・公平かつ的確に行われるように研修を実施しておられるが、公正に認定が行われているかいないかのチェックは、埼玉県国民健康保険団体連合会が行っていると伺っている。公正に行われていないケースがあった場合、県にもその情報は知らされているのか。また、それを受けて何か県が対応したことがあれば、教えていただきたい。

こども安全課長

１　意見表明等支援員のアドボケイトについては、令和６年度は１５名を養成した。１０月から児童相談所の一時保護所５か所、朝霞ができる前なので、５か所に月１回２名のアドボケイトを派遣して、延べ５９人を派遣したところである。面談を実施した児童数は延べ１０５人、相談だけでなく具体的な意見表明を希望した児童も、そのうち延べ２４名となっている。なかなか保護所にいると直接職員に伝えることができない児童もおり、また、第三者が意見等を聴くので、話しやすいという児童もいて、面談後には多くの児童から「ありがとう」という感謝を頂いており、利用した児童については大変喜ばれていると感じているところである。また、アドボケイトを経由して児童相談所の職員等には、しっかりとこどもの意見が伝わるということで、その後の処遇にも改善が見られること、また、期待できるということと、こどもの意見や質問に対する回答、具体的に質問してきたときなどは、希望に応じて次回の訪問日等にフィードバックをこどもの方にさせていただいている。そういったこどもの意見や意向等を尊重した、より丁寧な対応ができるようになったと感じているところである。一方、課題については、意見を表明したいと感じた児童の多くが、利用しやすい仕組みづくりにすることだと考えている。アドボケイトの訪問日ではあるが、一時保護所内の先ほど出たポスターで掲示しているが、面談希望者が徐々にであるが、比較的特定の児童に偏る傾向があるかなと感じている。そういった点もあるので、訪問してからちょうど１年たつわけであるが、事業の認知度、それから現在の訪問回数とか実施時間とかをこども自体に意見を聞いていく必要があるところである。アドボケイトは、こどもの声である、言いたいこととか話したいことを大きくする、マイクのような存在だと感じており、児童相談所などに問題や心配事が解決できるように、こどもの意見や願いを届ける役割を担っているため、こどもの最善の利益が図れるようしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

高齢者福祉課長

２　「ＳＡＩＴＡＭＡ　ＫＡＩＧＯ　ＮＥＸＴ」というパソナライフケアに委託している事業の実績というお尋ねである。このうち研修の実績については、主に介護未経験者の方を対象として、ｅラーニングという形で入門的研修を行っている。こちらの受講者が１３９名、回数というよりは、自分でアクセスしてＷｅｂ上で研修を受けるような形になっている。また、これは研修とは違うが、各地域で就職面接会を開催しており、こちらを６５回、ほぼ全市町村にアプローチして、各地域でこまめに実施したものである。この結果、新たに１０６人の方を介護現場の就職に結び付けているというのが実績にな

っている。また、市町村の補助事業についてのお尋ねであるが、こちらは２１市町に対して補助を行い、入門的研修及び就職マッチングの説明会、主にその市町村の中の介護事業所に参加を頂き、就職説明会をやっている。こちら、まず参加者が３２８人、結果的にこちらの事業でのマッチングが２３人となっている。マッチングに至らなかった方についても、引き続き、県事業、あるいは無料職業紹介所等につなぎ、継続的に相談に応じるようなアフターフォローを行っているところである。

地域包括ケア課長

３　介護保険に関して、国民健康保険団体連合会が関連するものとして、サービス利用などの介護給付の適正化に向けた取組がある。介護給付の適正化に向けては、市町村などの保険者がケアプラン等の点検を行い、適正化に向けて、事業者とかケアマネジャーに必要な指導を行うこととされており、これについては、県に報告の義務はなく、県は市町村の人材育成などの支援を行うとされているところである。そのため、市町村の支援として、点検対象となるケアプランの抽出のため、国民健康保険団体連合会が作成している給付実績等のデータを保険者に提供することとか、この提供されたデータを連合会と連携して、どのように活用したらいいか、そういったところの研修を実施し、市町村での不適正な給付等の発見を支援しているところである。

野本委員

介護人材のところであるが、やはりこちらの事業、パソナライフケアに１億円を払っていて、人材確保の実績が１０６人というのはいかがなものかと思っている。令和６年度の予算調書によれば、成果指標は５００人となっていたので、この市町村によるマッチングの実績も２３人ということで非常に厳しい数字かなとは思うが、ただこちらは、市町村への補助が１００万円ということなので、致し方ないのかなという気もしているが、こちらの令和６年度についての実績を踏まえた評価についてお伺いする。

高齢者福祉課長

実績を踏まえたこの評価であるが、昨年度については、まず、委託会社の変更に伴いポータルサイトの全面リニューアルによる作業が年度前半生じていた。また、今、２，０００件を超える求人情報を掲載しているところであるが、こうした情報の拡充等の準備に時間を要したこともあり､目標数に対して実績が結果的には下回る結果となった｡今年度は、そうした課題を踏まえて年度当初から事業を円滑に実施して、人材確保に努力しているところである。

野本委員

今年度も同じくパソナライフケアに１億円で委託をしている。この予算は語ってはいけないと思うが、令和６年度中にこれを検討されたと思う。要は、成果に基づいたこの委託費用の在り方とかは検討されたのか。

高齢者福祉課長

こちら目標を達成すべく、予算の積算とそれに伴う昨年度今年度とも企画提案方式で、事業者の選定を行い、最大の成果が上がるような、より良い提案を採択して、今年度も事業を行っているところである。予算の積算についても、成果に応じて適切に積算、予算の構築をしたところである。

委員長

どういう検討をしたかと聞かれている。ちゃんと答弁しなさい。

高齢者福祉課長

実績に基づいて、今年度の予算の要求のときに検討をしなかったのかということであるが、検討した結果、目標を達成するために、約１億円の予算が必要だということで、同じような額を要求させていただいているところである。ただ、やり方については、大いに反省した上で改善する余地があると考えているので、例えば、企画提案事業者の中から年度初めから速やかに事業執行ができる体制のとれる事業所であったり、あるいは内容としても介護人材、大変確保が厳しい情勢の中で、例えば、正職員いわゆるフルタイムの方以外に、介護助手と呼ばれる周辺業務を担う方を積極的に確保することによって、正社員の負担を減らしていくということで、介護助手の採用を強化といった、県としてもそういった打ち出しをして、そこに見合った提案をしていただいた事業者を選定した。さらに、求人情報を、昨年度は、事業実施期間がやや短くなってしまったということもあるので限られた情報だったが、今年度は約１年間、丸々事業実施に充てられるので、求人情報をより多く開拓すると、そういった事業所の提案を受けて、工夫して事業を実施しているところである。

渡辺委員

１　行政報告書の２７７ページの保育人材の確保についてである。令和６年度の予算特別委員会の附帯決議を受けて、保育士の人材確保策として、更なる処遇改善にどのように取り組んだのか。

２　様々な取組を行われたが、保育士不足の状況は改善したのかどうか、有効求人倍率の変化などをお伺いする。

３　潜在的保育士の確保は進んだのかも併せてお伺いする。

４　行政報告書の２７８ページ、放課後児童クラブの待機児童数の令和６年度の数と推移を伺う。令和６年度は、児童館等で受皿を確保する事業が始まっているが、その取組の成果を伺う。

５　令和６年度待機児童調査研究事業を行われたが、潜在的需要も含めて調査結果はどうだったのか。

６　行政報告書の２８８ページのケアラー支援で、ヤングケアラーの支援について、関係機関の情報共有と連携をどのように図られているか、また、現場では具体的にどういった支援に結び付いているか。これを確認しているのかどうか。

こども支援課長

１　県では、保育士に直接届く処遇改善として、就職準備金の貸付け、宿舎借上げ補助の県独自の上乗せ、あるいは保育士への奨学金の返済支援などの取組を実施してきた。附帯決議を頂き、令和６年度に、更なる処遇改善について検討し、今年度の予算事業として、新卒保育士向けの就職準備金について、３００，０００円の貸付コースを新たに設定するなど拡充をしている。また、保育士に対する保育料の貸付けについても貸付期間を延長するなど、更なる処遇改善に取り組んだところである。

２　令和７年１月の埼玉県の保育士の有効求人倍率は、３．８４となっており、これは５年前、令和２年１１月時点の有効求人倍率が４．０５であるので、若干の改善が見られる

が、まだ保育士の不足の状況は続いていると考えている。

３　県では、埼玉県の社会福祉協議会の中に、保育士・保育園支援センターを設置しており、潜在保育士向けの就職に関する相談とか、就職先の紹介を行っている。また、潜在保育士を対象とした就職支援策として、就職準備金の貸付けとか、ブランクの長い潜在保育士を対象とした復職のための研修を実施している。また、令和６年度、新たな事業として、保育士応援のポータルサイト、埼玉保育ナビを設置したところであり、この中で潜在保育士の復職支援のために、県内保育施設の情報とか就職イベント、県の支援策などをワンストップで閲覧できるようにしている。また、登録していただいた方には、これらの情報をプッシュ型で配信するような形で情報提供をしている。復職した潜在保育士の数については、正確には把握できていないが、例えば、潜在保育士向けの就職準備金の貸付けについては、令和６年度は１７６人が貸付けを受けており、令和４年が１６１人であったので、若干増えている。徐々に効果を上げてきているものかなと考えている。

４　放課後児童クラブの待機児童数と推移であるが、令和６年度の待機児童数は２，１３２人となっている。これまでの推移であるが、令和元年頃までは緩やかに増加しており、令和元年は２，０４９人で、その後一旦コロナ等もあって、保護者が家庭にいることが増えたので、令和３年に１，２３０人と一旦減少したが、その後、また増加傾向になって、令和６年は２，１３２人となった。次に、児童館等で児童を受け入れる放課後居場所緊急対策事業の実績であるが、こちらの事業は、令和６年度からの新規事業であるが、児童館や公民館等で専門のスタッフを配置して放課後のこどもの居場所を整備するというもので、こちらを利用している場合には待機児童にはカウントされない。実績としては、令和６年度は本庄市で実施して、令和７年度は３市で今のところ実施を検討している。

５　「放課後と夏休み等の過ごしかた調査」として、昨年、令和６年の９月から１０月にかけて、県内の公立小学校の１年生と４年生のお子さんをお持ちの家庭に対して調査をして、約２８，０００件の回答を頂いた。調査項目は多岐にわたっているが、潜在需要に関する部分については、今まで一度も放課後児童クラブを利用したことのない家庭のうち、今後就労等のために放課後児童クラブを利用したいという意向がある方は、そのうち３割程度、３０．２％となっている。また、現在お子さんが待機児童となっている家庭のうち、入所希望している放課後児童クラブに入れなかったが、それ以外のクラブに入所したい、又はそれ以外のクラブが利用できる場合は利用を希望すると回答した家庭が約６割いるので、潜在的な利用希望も含めて、まだまだ放課後児童クラブのニーズは高いと考えている。

地域包括ケア課長

６　ヤングケアラーについての関係機関、情報の連携はどのように図られているかについてまずお答えする。ヤングケアラーやその家族が抱える課題は、貧困や家庭環境など、非常に複合的な課題が想定されている。それらの解決に向け、関係機関同士の顔の見える関係づくりとか、そもそも相手の取組内容がどういうものかといったことの情報交換などを行いながら、多様な主体が連携する支援体制づくりを進めているところである。具体例としては、教員、市町村教育委員会、市町村福祉担当課、社会福祉協議会等の職員を対象に合同で研修を実施し、お互いを知り、顔の見える関係を構築することで、学校でヤングケアラーの可能性のあるこどもを把握した場合に、福祉部門につなぎ連携して支援できる体制の構築を図っているところである。続いて、どういった支援に結び付

いているかを確認しているかについてである。これについては、ＬＩＮＥ等の相談機関との意見交換とか、県と市町村で設置している、ヤングケアラー支援コーディネーターが集まる、情報交換会を開催して、具体的にどういった支援に結び付いたかなどを確認しているところである。実際にあった例として、認知症の祖母をケアし、睡眠不足で学校に行けなかった小学生をホームヘルパーが発見をして、ケアマネジャーを通じて地域包括支援センターに相談をし、その後訪問介護の日数を増やしたり、学校のスクールソーシャルワーカーと連携して、学校に通えるようになるとともに、地域のこども食堂への参加などにより、交流の場や地域の見守りにつなげるなど、多様な主体が連携して対応したケースがある。

渡辺委員

１　保育士の件であるが、潜在保育士の確保とポータルサイト、令和６年度構築したとのことであるが、アクセス数とかそういったことも確認しているのか。

２　有効求人倍率が３．８４で改善しているということであるが、全国平均３．７８から高い状況であるし、令和５年度３．８０、令和６年度４．０３で、令和７年が３．８４で、やはり私はまだまだ本当に高い状況だと思うが、令和７年度でまた新しい事業を始めたということであるが、やはりそれも貸付けが中心になっており、処遇改善については、東京とか千葉とかで加算を付けている中で、埼玉の支援策、そういった貸付け中心で効果が限定的ではないかなと考えるが、どう考えるのか伺う。

３　放課後児童クラブ、令和６年度新しい取組の児童館等の受皿確保であるが、どれぐらい受入があったのか。

４　潜在需要の調査で増加しているということであるが、これを踏まえて、どういった施策や改善策につなげていこうと検討されているのか。

こども支援課長

１　アクセス数については、今手元に数字がないので、お答えすることができない。

２　県の処遇改善策の効果が限定的ではないかということで、東京とか千葉では給与の上乗せをしているが、保育士の給与はそれぞれの施設ごとで、給与体系が異なっており、県独自で上乗せ補助を行ったとしても必ずしもその保育士の処遇改善に直接結び付かない可能性があり、また、異なる給与体系のために、実際に給与の中に溶け込んでいってしまう可能性があり、なかなかその実際の効果の把握が難しいと認識しているので、県としては、直接届く支援を引き続き取り組んでいきたいと考えている。

３　放課後居場所緊急対策事業としては、令和６年度が本庄で５人、それから令和７年度は、今のところ所沢市で実施しており、職員が視察に行った現場では１２人を受け入れていた。

４　潜在需要はまだまだあると認識しているので、そちらについても、引き続き、市町村と共に放課後児童クラブ整備に取り組んでいきたいと考えている。

安藤委員

１　里親制度の普及充実、行政報告書２８４ページである。令和６年度における、里親登録の登録者数、実際の里親等委託児童数、里親等委託率、家庭養育優先の観点からはどのように推移しているのか。

２　登録後のフォローの体制、リフレッシュ支援とかそういった実績はどうだったのか。

３　新規登録を促進するために、広報啓発活動の実績と効果の検証はどのように行ったの

か。
４　虐待を受けた児童や医療的ケア児を受け入れるいわゆる専門里親への支援強化は進んだのか。
５　介護人材の確保と定着の支援、行政報告書では２９４ページ、２９５ページである。介護人材確保対策事業の実績、いわゆる研修の参加者数や定着率や離職防止策などの成果を踏まえて、どうだったのか。
６　介護職の処遇改善やキャリアアップ支援について、県独自の施策の効果はどうだったのか。
７　グループホーム事業の充実で、行政報告書３０３ページである。グループホームについて支援の質を向上することも重要であるが、利用者に対する支援の質の向上のために県の取組はどういうふうに行ったのか、６年度についてお聞きする。
８　児童虐待防止対策の推進で、行政報告書２８１ページである。児童虐待につながる、いわゆる家庭へのアウトリーチ支援、家庭訪問とか相談対応の実施状況と効果はどうだったのか。また、ＳＮＳやチャットなど新しい通報相談手段の活用実績はどうだったのか。

こども支援課長

先ほどの渡辺委員の質問、ホームページのアクセス数についてお答えする。令和７年の９月時点でアクセス数は３６，２０５である。

こども安全課長

１　令和６年度における数字であるが、全て速報値である。県全体の里親登録者数は８９２世帯、里親等委託児童数は４４９人、里親等委託率は２５．９％である。これを前年度令和５年度における確定値と比較すると、令和５年度の里親登録数は８７２世帯で、プラス２０世帯である。同じく里親等委託児童数は４２６人で、プラス２３名、それから里親等委託率は２４．４％で、プラス１．５ポイントと、いずれも増加している状況である。ちなみに推移であるが、５年前の令和元年度における確定値と比較し推移を見ていっても、いずれの数字も徐々にではあるが増加傾向にあるという状況である。
２　本県では、里親登録後、実際に受託されるまで、フォローするための里親しっかりサポート事業を行っている。令和６年度において里親登録したものの、その後受け入れるまでの期間もあるので、先輩里親宅を訪問して実体験を学ぶ、未委託里親スキルアップ支援を４４世帯、延べ６２回開催した。また、児童相談所から紹介があり、面会交流が児童と始まった際に、経験豊富な先輩里親が交流中の里親の疑問とか不安に答える、面会交流中の相談支援もあり、２９世帯、延べ４６回実施した。さらに、面会交流を経て初めて里子の委託が決まり、２４時間待ったなしの生活が始まった里親に、先輩里親が定期的に訪問して、疑問や不安に答える委託直後の支援を５４世帯、延べ８９回実施した。そのほか、受託中の里親が一時的に休息をするための援助を必要とする場合に、ほかの児相、乳児院、児童養護施設などを活用してこどもを預けることができるレスパイトケアについては５７世帯、延べ３１７日実施したところである。
３　新規登録を促進するために、やはり里親について多くの県民にまず知っていただくことが大事かなと考えているので、県民に分かりやすく関心を持っていただけるようやっているところである。具体的に、県のホームページ、彩の国だより、県政広報テレビ番組とかラジオＮＡＣＫ５、Ｊリーグなどのスポーツの試合でのブース出展のほか、１０月の里親月間に合わせて、市町村にポスター、リーフレットを配布したり、里親へのイ

ンタビューなども掲載している「埼玉さとおやこども広場」を県公式ＬＩＮＥに掲載したり、埼玉会館のデジタルサイネージにおいても広報を行った。そのほか、里親支援センターなど民間においても、県内の２２市町と連携して、庁舎、それからお祭り会場での広報活動を行ったところである。効果については、アンケートを実施しているが、県のホームページとかインターネットから里親制度を知ったという回答が多いことと、先ほど申し上げたとおり、県公式ＬＩＮＥに「埼玉さとおやこども広場」を掲載したところ、急にアクセス数が増えたということが去年起こったので、インターネットとＳＮＳを活用した広報を進めていきたいと考えている。

４　専門里親は、被虐待児とか障害児等を養育する里親で、専門里親研修を修了することと、２年ごとに更新研修を受講することと、養育里親として３年以上の受託経験が必要となっている。そのため登録に当たっても、里親支援専門相談員などの協力を得て宿泊研修を行ったり、専門里親研修の受講料を県が負担するなど、こういった支援を行っているところである。しかしながら、専門性が高く強い意向がないとなかなか専門里親を引き受けることができないという状況もあるので、虐待経験や障害等ニーズの高い児童が多くなっているという状況もある中で、養育里親においても、登録後の更新研修で、障害とか虐待、愛着形成、こういった研修を行っているところである。また、心理的側面からの支援として、令和６年度から児童心理治療施設多機能化事業も実施しており、里親の方にも講演会を実施したり、相談支援を行ったりということで、養育里親についても併せてフォローしているところである。

高齢者福祉課長

５　先ほども申し上げた介護未経験者を対象としたｅラーニングの入門的研修については１３９人の参加があった。このほかの定着支援として、採用後の方に対する研修であるが、まず採用後の職員の定着及び離職防止につなげることを目的として、採用後１年目から３年目の新任介護職員向けの定着支援研修を行い、こちらには３４７人の参加があったところである。離職防止の効果であるが、今の新任職員向けの研修受講者に、同一年度内のアンケートであるが、９７．８％の職員が就労を継続しており、離職防止に対して一定の効果があったのではないかと考えている。この参加者からは、この研修のおかげで前向きに業務に従事ができているとか、あるいは研修で行われた他施設の職員との交流会がとても良かったという声であったり、来年度以降次回の研修も参加したいと、モチベーションアップにつながったというような感想が寄せられている。なお、介護職員全体の離職率のデータであるが、埼玉県介護労働安定センターの介護労働実態調査によると、本県の介護職員の１年間の離職率が令和５年度は１６．２％であったものが、令和６年度は１４％に改善をしている。様々な取組の効果が一部現れているのではないかと考えている。

６　介護職員の処遇改善については、まず、その原資となる適正な介護報酬の設定が何より重要であることから、社会経済情勢を反映した介護報酬とするよう、国に対して繰り返し強く要望を行っているところである。一方で県独自の支援策としては、令和６年度の介護報酬改定で処遇改善の加算率が拡大されたことに伴い、新たな処遇改善加算の取得を促すために、まず、県ホームページに加算制度を分かりやすく解説した動画を掲載して、各事業所に閲覧を呼び掛けた。また、社会保険労務士等の専門家を加算未取得の事業所に直接派遣して助言等の支援を行ったところである。この結果、令和７年３月時点の介護職員処遇改善加算の取得率については、令和６年度に設定された五つの区分のいずれかの加算を取得した事業所の割合が約８９．６％になった。また、キャリアアッ

プの支援であるが、今申し上げた処遇改善加算の取得要件として、賃金体系の整備それから資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備が求められていることから、社労士などの専門家を派遣した際に、こうした仕組みの導入について具体的な助言を行っているところである。また、介護福祉士の国家資格の受験要件である、実務者研修受講料の一部を、県として補助を行っているが、この研修修了によって給与の改善が図られていることを補助金の交付要件としている。令和６年度は、３６１人の方に補助金を支出し、給与の改善を確認したところである。

障害者支援課長

７　県では、グループホームの職員向けに、権利擁護、意思決定支援や虐待などの支援に関する必要な知識を学ぶ研修を実施しており、令和６年度は１７０人が修了している。また、この研修の受講者を対象として、施設団体の協力を得て、グループホームの現場でのスキルアップ研修を実施している。令和６年度は２０人が修了している。このスキルアップ研修の修了者については、グループホーム同士の連携を深めるために、ネットワークを構築して、現場に戻った職員が、施設団体から必要なアドバイスを受けられるようにするなど、グループホーム利用者の支援の向上に努めているところである。

こども安全課児童虐待対策幹

８　児童虐待につながるリスク家庭へのアウトリーチ支援として、県では市町村の取組を支援している。市町村支援の内容は、市町村の訪問支援員が、子育てに不安や負担を抱えた子育て家庭や妊産婦等を訪問して、不安や悩みを傾聴するとともに、家事の支援を行う事業に係る費用を補助している。令和６年度は、２６市町に対して補助を行った。この事業の効果であるが、養育環境を整えて、虐待リスクの高まりを未然に防いでいると認識している。市町村からは、保護者の精神的な安定により、家庭環境の改善とか、この支援をきっかけに、例えば、訪問支援員が母親に親子教室を案内して参加するようになったなど、この事業をきっかけにほかの支援にもつながったという声を聞いている。続いて、ＳＮＳの相談手段の活用実績についてである。令和６年度は、１，５０４件の相談があり、その内、親からの相談が７９．８％、１，２００件、特に子育てに悩みを持った母親からの相談が多くなっている。こども本人からの相談は全体の１５．６％、２３４件となっている。

安藤委員

１　里親のさっきの登録数、児童委託数云々の話をして、お答えいただいたが、全国の状況と比較して、埼玉県の令和６年度に対して、全国と比較して評価をどういうふうにしているのか。

２　介護人材の件であるが、先ほど離職率の話で、改善して効果が出ているという話だったと思うが、一応確認する。離職率の定義は、一定期間中の在籍した分の掛ける１００なので、令和６年度の１年間という数で計算されたということでいいか。

こども安全課長

１　令和５年度の確定値で、全国の都道府県の状況と比較すると、里親登録数は８７２世帯で全国第５位、里親等委託児童数は４２６人で第７位、それから里親等委託率は２４．４％で全国２４位となっている。全国の状況と比較した場合に、里親登録者数とか里親等委託児童数の順位については、人口によることもあるので、主に里親等委託率がどの

ような状況かということを参考にしている。本県の里親委託率２４．４％については、その割合、それから順位、両方全国平均並みであるという認識を持っている。一方、里親等委託率は、地域性などもあるかもしれないが、比較的都市部で低い傾向があると考えており、例えば、愛知県は３２位、東京都は４２位、大阪府は４５位といった状況がある。こういった状況の中、本県の割合が全国平均並みであるから良い悪いということではなく、やはり埼玉県としては、県の目標に近づけるためにやっていかなければいけないということで、まだまだしっかり取り組んでいかなければならないと考えている。

高齢者福祉課長

２　令和６年度の離職率１４％と申し上げた調査期間の設定であるが、正確には令和５年１０月から令和６年９月の１年間の離職率を令和６年度に公表している形になっている。離職率の定義については、１年間の離職者数を、１０月１日時点の在籍者数で割った数字のパーセントという計算方法になっている。

日下部委員

１　令和６年度の決算の収支状況であるが、決算書１３ページの経営指標の推移では、一般にリハビリ病棟の採算ラインは、病床利用率９０％、最低でも９０％と言われているが、令和５年の７０．７％から令和６年８１．６％まで上昇したのは評価するが、リハ資料１を見ると、一般会計からの繰入金が令和５年度比で１．６億円も増えていて、これでは収支が改善したと言えないのではないか。２点目として、リハ資料１を見ると、病院事業収益は前年度比３．８億円増加しているが、病院事業費用はそれ以上に前年度比で４．４億円も増えていれば、これでは収支が改善したと言えないのではないか。この３点目として、同じく決算書１３ページの経営指標の推移で、医業収支比率が１００％未満だと医療自体は赤字である。公営企業会計導入した令和３年度以降、ずっと５５％前後で推移していて、これでコストパフォーマンスは改善したとは言えないのではないか。

２　収支を悪化させる大きな要因は人件費である。リハ資料１であるが、給与費２０．９億円の医業収益２０．１億円に対する比率が、決算書２０ページにあるが、１０４．１％、要するに人件費率が１００％を超えている。だから、人件費だけで赤字になっている。大体、急性期病院で人件費率は５５％、それからリハビリ病院でも６５％が大体採算になると言われているので、この人件費率を下げる取組をされたのか。それから決算書の１６ページ、令和６年度給与費が２０．９億円で、このうち１５．５億円が常勤職員１９２人と再任用職員２名、合計１９４名に支払われている。単純計算すると、県リハ職員の平均年俸は約８００万円になる。令和６年度の埼玉県の平均年収約５１０万円と言われているから、１４億３，０００万円の運営費繰入れをして、県職員の平均年俸８００万円、これは県民の理解が得られるのか。これに対する見解をお伺いする。それから決算書１７ページで、１日平均の入院患者数９７．９人、医科が９７．８人で、歯科が０．１人。それから１日平均外来患者数が６６．９人で、医科が４９．１人で、歯科が１７．８人ということであるが、ドクター一人当たり１日平均入院受持ちは、幾ら持っているのか。それから、外来一コマ、午前の外来半分、それを一コマ、午後の外来を一コマとして、何人の外来患者を診ているのか。それから手術を年間６２件しかされていないが、私自身、回復リハ病棟で一人で２５人診ている。午前外来だけで、一人で５０人診て、午後は４０人診ている。だから、私は整形外科をやっているが、常勤４人と非常勤１人で年間７００件手術をやっている。この令和６年で常勤数は１４人であるが、この外来

には非常勤の先生も入っている。そうすると、この仕事量だと１０人いれば十分である、１４人も必要ないのではないかなと思う。だから最初に戻るが、令和６年度は人件費を下げる取組はどういうことをされたのか。
３　令和６年度の県リハの病院事業の中で、県直営でないとできない事業、医業費用の総額を教えていただきたい。
４　決算書２７ページに研究研修費が約１，０５０万円支出されているが、令和６年度に開催された、リハビリの一番大きい学会だと思うが、第６１回日本リハビリテーション医学会学術集会、埼玉県総合リハビリテーションセンターから出された演題数と演題のタイトルを教えていただきたい。

総合リハビリテーションセンター事務局長
１　まず、収支の改善について繰入金が改善してないという部分についてである。リハビリテーションセンターにおいては、神経難病患者の重度の方に関するリハビリとか、いわゆる脳深部刺激療法といった高度な手術を行っている。また、回復期リハビリテーション病棟も持っているが、一般的に７０歳ぐらいの平均年齢と言われている病棟であるが、当センターでは５０代が平均で、その中には高次脳機能障害者の方もたくさんいるというような状況がある。そういった政策的な医療を提供している中で、先ほど医師の数が１４人ということで、多いのではないかという話とか、繰入金の話もあったところであるが、まず、医師の数については、それぞれ例えば、神経難病で言うと、リハビリの提供だけでなくて、高度な外科的な手術を行ったりとか、そのような対応が必要になってくるので、一般的な回復期病棟と比較すると、なかなか患者数を持てないという実態がある。また、同じ回復期リハビリテーション病棟についても、やはり５０代以下の方になると、就学とか、復職、そういったところに目標設定してリハビリを受ける方が大変多い。また、脳血管障害の方とかたくさんいらっしゃるので、高次脳とかそういった障害特性も鑑みて、リハビリの計画について、精緻に立ててその説明にも時間を要するといったような状況があるので、なかなか委員がおっしゃったような人数を捌けないというような状況もあるかと思う。また、あとセンターの特性として、併設している施設に…

日下部委員
私が聞いたのは、令和６年度の決算の収支が改善しているのかどうかを聞いているわけで、民間病院だと、これは１４億２，９００万円の赤字である。そういう認識がおありかどうかを聞いている。だからそのコストパフォーマンスとすると、令和３年から全然上がってないのではないかということを言っているわけで、それに対して、答弁してほしい。それから、さっきの二つ目も、職員の平均年収が１４億３，０００万円の赤字補填をして、平均年収が８００万円もある。埼玉県民は５１０万円である。これをどう考えるかを聞いている。そんなに細かい内容は聞いておらず、それは、３番目の質問の県リハ、要するに県直営でないとできない事業はどれどれで、それに対して医療費は幾ら使ったのかを、それを３番目に私は聞いているが、そんなことを聞いているのではない。

総合リハビリテーションセンター事務局長
１　コストパフォーマンスの点であるが、収支比率が５５％台ということで、ここ数年間上がってないという状況があり、病床利用率については様々な努力をさせていただいており、昨年度と比較して、１０ポイント以上上げさせていただいていたところであるが、

なかなか人件費の高騰とか光熱水費の高騰といった状況もあり、利用率が上がった分が収支の改善に直接的につながらないといった状況があり、そこは一層、収支の改善を図るためにも、利用率の向上を図っていきたいと考えている。

２　平均年収の部分についてであるが、先ほど長々と申し上げてしまって大変恐縮だったが、そのような医療提供の特性があるので、なかなか配置人数を減らすといったようなことは、大変難しいのかなと思っている。これもやはり、利用していただく県民の方を増やすことで、いわゆるそのコストパフォーマンスを上げて、県民の方の理解を頂くような、医療機関としていきたいと考えている。

３　県でなくてはできない、政策的医療についてであるが、当センターについては、基本的には、政策的な医療を実施するために設置されている医療機関であり、主に令和４年の在り方検討委員会で提言いただいた神経難病の取組とか、あと、回復期リハビリテーション、若年者の回復期リハビリテーション、また、障害者医療センターということで、障害のある方の拘縮とか痙縮を緩和するような医療の取組を実施しているところである。

総合リハビリテーションセンター長

事務局長の答弁を補足する。

２　医師の数は、やはり最少で収益を上げるという目標がある。ただ、我々の場合には、保健所の支援を年間７回、それからランチタイムセミナーも７、８回。それから、上尾と桶川で認知症の市民公開講座、そういったものも行っている。また先般は、周辺の訪問看護ステーションや訪問看護師さんを集めて、難病に対する知識の充実ということで、丸１日研修会を開かせていただいた。そういうようなこともある。また、医師不足の県であるので、埼玉医大総合医療センター、自治医大さいたま医療センター、新久喜総合病院などに専門医を送って専門外来をして、県民の医師不足に対するニーズも応えているところであるので、１４人が毎日院内で働いているという状況ではないことも理解いただければ大変有り難い。

３　当センターの専門性、難病ということと若年者リハビリテーションと申し上げた。難病については、脳深部刺激療法、それから胃に穴を開けてポンプから薬を持続注入するような治療ということで、複雑な治療をさせていただいている。脳深部刺激療法は、定位・機能神経外科学会の認定に十分な数をさせていただいている。胃に穴を開けて持続的に薬を投与するような方法については、大学病院を含めて全国５位の実績を上げているということで、埼玉県内で難病医療への最先端治療を受け入れる病院として、やらせていただいているところである。なので、第２病棟第３病棟ともに、ほとんど政策的医療をさせていただいている病棟と理解いただければと思っている。

４　答弁不足していた学会発表の点である。本日年次報告書を持ち合わせてこなかったので、演題名等詳しく申し上げることはできないので、委員に後ほどお届けさせていただきたいと思うが、一番中心となっているのは脳神経内科であって、恐らく、著書、学会発表等を含めて１０件以上、１５件ぐらいの発表をさせていただいていると思うが、具体的にはまた報告書を差し上げたいと思っている。

日下部委員

１　答弁漏れがあるが、ドクター一人当たりの１日平均入院患者数、患者さん何人診ているかということは、一コマ当たり、患者数幾ら診ているのか。

２　手術件数が年間５０、令和５年度５６人で６年度は６２人。手術室のナースは専従か、

あるいは兼務か。
３　先ほど人件費を下げる取組ということで、この仕事量だと、常勤だけで十分で非常勤医師を整理する取組をしなかったのか、再質問させていただきたい。
４　手術が令和５年度５６件で令和６年度６２件ということは、週に１件ちょっとしかない。手術室を維持管理して配属する看護師の人員、人件費を考えると、もう手術はしないという選択肢もあるのではないか、これは検討されなかったのか。病院事業は営利ではないが、慈善事業でもないので、余りに不採算のところはやはり整理する必要があると思うが、今、センター長が説明されたが、県直営でないとできないというところは、今の答弁だと、私は何もないなと。例えば、その胃に穴を開けて薬剤注入するとか、ほかの大学ではもうやっているし、うちの病院でもやっているし、県直営でないとできないというところが、何もないのではないか。

委員長
県直営については、決算に関係ない。

日下部委員
でも、県直営でできないことに対する医療費は、幾らかかったのかと聞いている。

総合リハビリテーションセンター長
１　医師一人当たりの統計であるが、大変恐縮であるが、年報、本日は持ち合わせてこなかったので、後ほど１日の外来患者数等を報告したいと思う。
２　手術室の看護師であるが、手術室は兼務で、手術があるときだけ手術室に来て、そのほかは、各病棟の夜勤を手伝ったりということで、少ない看護師を有効に活用しようとしている。また、手術室の看護師においては、感染管理認定看護師を養成するということで研修に出したりとかしている。前回のコロナパンデミックのときも、やはり感染管理認定看護師は大変不足していたので、そういった公的な仕事と考えて、研修に派遣したりもしているところである。
３　非常勤医師については、人数を減らす努力ということで、昨年２名、非常勤の医師についてお断りさせていただいた。やはり１日に診る患者数を診て、少ないところについては、ほかの医師で代替できないかを検討しているし、今後も努力を続けていきたいと思っているところである。
４　県でないとできない事業というのは、恐らくほとんどで、例えば、第３病棟の回復期、一般の回復期病棟は、７５歳平均の方であるが、我々１０代から５０代まで、交通事故の若い人を含めてリハビリを行っていて、一般の病院でほぼ断られるようなリハビリテーションを実施しているところである。また、難病については、大学ではやっているが埼玉県内で恐らく１、２か所しかまだできておらず、なかなか県民には届いていないところもあろうかと思っている。機能的神経外科医がいる病院は、埼玉県内で３か所しかないし、その色分けもしっかりやっているところは、恐らく我々ともう１か所ぐらいと考えておるところで、それはやはり難病患者に適切な治療を届けるために必要な行政的な医療ではないかと考えているところである。

岡村委員
１　行政報告書の２７６ページ、ＳＡＩＴＡＭＡ子育て応援フェスタについてである。令和５年度から始まった事業であり、令和６年度は、県は協賛という形でやるというのを

予算特別委員会で確認をさせていただいた。その際に、協賛という形になるので、県に関するブースが減ってしまうのではないかとか、令和５年度の時点で、なかなか県内の企業が参加をできていないというお声もいただいていた。令和６年度の応援フェスタにおいては、県の企業の参加率、ブースの出展率はどのぐらいだったのか。

２　２８５ページ、ひとり親家庭への支援についてである。こちらに説明が書かれているが、やはり経済的な自立であったり、資格取得、就労支援とか、どちらかというと、母子家庭に関する部分がやはり多いのかなと。以前に私は、父子家庭、シングルファーザーの、今、ひとり親の方も多いので、そういったところにも支援を拡充していくべきではないかということを一般質問で採り上げさせていただいた。実際に、令和６年度、父子家庭に対して行った支援がどのようなものがあったのか。

３　３０９ページの芸術文化活動の推進についてである。こちらも、障害者アートに関わることで、これまで力を入れてきた。実際にオンラインの方のアクセス数も３０，０００件を超えるなど、伸びを見せているのかなと思っている。そのような中で、今、県有施設に、様々な障害者アートの展示が進んでいるかと思うが、令和６年度、展示が増えた県有施設があるのかどうか。あればそれが幾つだったのか。あわせて、企業においても、いろいろ記念品を作っていただいたりフライヤーを作っていただいたり、県の方としても、企業での障害者アートの活用も促していくということもあったので、令和６年度進んだことがあれば教えていただきたい。

４　３１１ページの県立社会福祉施設の管理運営についてである。障害者の方々の歯科診療所についてであるが、会派であさか向陽園を視察に行かせていただき、その際に、なかなか施設が古いとか、先生の不足であったりとか、初診にかかるまでの待機時間が非常にかかるということを言われた。実際に令和６年度、こちらに掲載をされている３か所について、何かその待機が解消されるように取り組んだこととかあれば教えていただきたい。

こども政策課長

１　令和６年度からは、民間企業が主催となって開催しており、県の方は、後援を行っている。また、イベントのＰＲ支援とか、それから一出展者としてイベントに参加したところである。６年度は、本県も含めて５９団体が出展しており、このうち２０％に当たる１１団体が、県内に本社や本拠地を置く企業、団体となっていた。

２　県では父子世帯の父親も、それから母子世帯の母親と同様に、ひとり親家庭としての就労支援を行っているところである。国のひとり親世帯調査によれば、全国の母子世帯の平均年収が２７２万円、父子世帯の平均年収が５１８万円で、母子世帯の方がどうしても平均年収が低いということで、就労支援とか就労相談を受けることが多くなっているが、県の福祉事務所には、父子世帯からの就業相談もあり、求職や転職、それから資格取得などの相談にも応じている。また、父子世帯の父親からは、こどもの教育に関する相談なども寄せられており、そのようなことに対しても支援をしており、寄り添って取り組んでいるところである。

障害者福祉推進課長

３　常設展示としては、埼玉会館、県立図書館、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム２〇〇２などへの展示を、これは引き続いて行っているところである。新規としてはないが、常設以外の展示としても、令和５年度から実施している、県立近代美術館における、埼玉県美術展覧会、県展との同時開催の絵画展やさいたま芸術劇場における有

償での企画展示なども実施した。こちらは非常に好評で、特に県展については、令和５年度よりも来場者の方が３割増えているような状況もある。企画展や常設展示、オンライン美術館など切れ目なく実施して、障害者アートの魅力を継続して発信することで、民間企業や団体による、障害者アートの利活用にもつながるものと考えている。令和６年度は、１１件、５３作品のリースやデザイン利用の契約があり、企業での利活用も広がっていると考えている。

社会福祉課長

４　障害者歯科診療は､小児の小さい頃から､継続して長年通院している患者も多くいて、また、障害特性等から地域の診療所に移行できる方も少ないような状況である。指摘のとおり、新規の患者さんの待機の期間が大変長い状況がある。６年度については、それ以前からの取組を地道に取り組んだ状況である。具体的には、治療に慣れて地域の歯科診療所に移行できそうな方については、地域の歯科診療所にお願いできるよう地域の歯科医師会と連携を進めて取り組んだところである。なかなかこれは、実績が難しいとこであるが取り組んだ。また、これは現場の先生方の工夫で、診療と診療の間の時間を活用して、新規の患者をできるだけ診療するなど、工夫を行ったところである。直近で令和５年、６年で比べると三つの歯科診療所、プラスマイナスいろんな事情であるが、延べの患者さんで、延べ４７人の受入患者が増えている。

岡村委員

１　ＳＡＩＴＡＭＡ子育て応援フェスタ、１１団体で２０％ぐらいと、やはりせっかく県でやっているものなので、後援という形であるが、できるだけ県内の企業にお声掛けをしていただいて、募っていただくやり方が私はいいのかなと思っているが、実際に募っても参加をしていただけなかったのか、何か県内の企業を増やすような努力を県の方でされたのか。

２　障害者アートのところであるが､企業の方は本当に増えたなというのが分かる｡ただ、県有施設への展示が進まないと、県有施設はやはり県が管理をしているものも委託ももちろんあるが、なので積極的に展示をできるのではないのかなと考えるが、何か令和６年度で展示ができる方法を考えたのかとか、県有施設に対してのアプローチをしてみたのかとか、そういったところをお聞かせいただきたい。

３　障害者の方々の歯科診療についてであるが、４７人、令和５年度より６年度が増えたということで、いろいろ工夫をされているのかと思うが、こちらに関しては、全ての施設において、施設自体で、もう受入れられるキャパが、診療施設、施設の中での診療室が足りてないからとか施設的なものなのか、それともなかなか先生が、やはりその障害者の方々の診療をするのは、医師の資格プラスアルファの部分があるのでそういったところで、歯科医師が足りなくてできていないのか、何か捉えている課題があれば、教えていただきたい。

こども政策課長

１　県の方では、後援者ということであったが、県のホームページ等で、事業の実施についてＰＲを行った。多くの県民が、このフェスタ、アンケートを取ると前向きなお答えを頂いているので、主催者の方にも、県内の企業等や団体にも周知していただけるようにお声掛けをしていきたい。

障害者福祉推進課長

２　県有施設は基本的には無償で置いていただくところが多いところであるが、今我々一番力を入れるのは、やはり有償での利活用を進めたいと考えている。そういった意味で、６年度やはり有償というところで、民間企業への働き掛けに重点を置いて取り組んできた。一方で例えば、埼玉スタジアム２〇〇２など、有償で受入れていただけるようなところもあるので、そういったところをまた広げていけないか、今後考えていきたい。

社会福祉課長

３　なかなかこの受入の人数が増えない要因としては、診療ユニットが各歯科診療所にあるが、二つあっても障害のある方２人一遍になかなか治療が難しいといった事情も伺っている。そうした意味では、皆光園が、建て替えた後はユニットが増えているのでこうしたところは工夫を重ねながら、受入が今後増やしていければと考えている。

小川（寿）委員

１　医療的ケア児者支援従事者養成研修事業補助金について伺う。令和６年度の予算額、そして決算額について伺う。

２　この事業の対象となる方は、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所の職員の方々だと承知をしているが、埼玉県内において、対象となる方は、政令市、中核市も含めて何人の方になるのか。

３　６年度の実績も含めて、研修を受けた職員の割合について教えていただきたい。

障害者支援課長

１　予算決算であるが、令和６年度の予算額が１００万円に対して、執行額は３１７，０００円であった。

２　対象となる事業所であるが、県所管の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所であり、事業所の数としては、１，５９３事業所である。ただ、その事業所の職員の方が対象となるということになっており、その職員数までは、把握はしていない。それから、政令市、中核市も含めてというような話があったが、政令市、中核市については、この補助金の対象となっていない。把握の方もしていないといった状況である。

３　この研修の実績であるが、５事業所から申請があった。８人の職員を研修受講させたいという希望があり、県では申請どおり交付決定をしているところである。

小川（寿）委員

１　予算額に対して、決算額もかなり開きがあるというのが今の答弁で分かったが、一方で、相当な数の対象者がいらっしゃると推測されるが、なぜその人数さえ把握できていないのかについて伺いたいと思うし、なぜこれだけ予算額と決算額に開きが生じたのかについて教えていただきたい。

２　政令市、中核市については、全く、このように従事している人が何人いらっしゃるかも把握していない。そして、こういった研修を受けているのか受けていないのか、そうした事業をやっているかやっていないのかも全く把握してないことでよろしいのか。

障害者支援課長

１　研修を受けたいという希望者が、５事業所で８名いらっしゃって、それ以上の申込み

がなかったというのが、予算と決算の開きのある理由となっている。県としては、希望があればできるだけ研修を受けていただきたいという思いから、予算を確保していたということである。

２　県としては、児の通所事業所、あるいは者の通所事業所で、医療的ケアの必要な方が、サービスを受けられる、利用できるといった形を目指しているところである。なので、職員一人一人というよりは、その事業所で受入体制を整えるところが目的であるので、人数までの把握はしていないところである。また、政令市、中核市についてなぜ把握していないのかといった趣旨かと思うが、これは補助対象ではないので、把握はしていないといった状況である。

小川（寿）委員

１　受講された希望者が８人ということで、全員希望者の方は対象にしたという答弁であったが、１，５９３もの事業所が対象になっているにもかかわらず、その中から８人というのは、それは、希望者は全員対象にしたということだろうけれども、必要なのに、この研修を受けられないような状況にあるということも、推察されるが、そういったところは、全く６年度は検討されなかったのか。

２　この事業所を利用する方というのは、住所地に限った利用ではないと思う。特にこの医療的ケアについての取組は、県が支援センターを設置して、県が主導して、広域的に全県的に取り組んでいるわけであって、その実施状況について、まず、県が実情を把握するべきだと考えるが、６年度そういった考えは検討されたのか。

障害者支援課長

１　研修受講者の事業者数、あるいは人数が少ない理由としては、医療的ケア児を受けられる事業所が少ないといった実態がある。例えば、県所管の事業所であるが、６６事業所で、政令市、中核市の受入可能な事業所は、県でも把握しており、４９事業所、県内で合計１１０事業所が医療的ケア児者を受け入れることができる事業所である。県としては、この医療的ケア児者の受入可能な事業所を増やしていくということで、いわゆる県の補助金としては、たん吸引の研修の受講費の補助をやらせていただいているが、医療的ケア児者の受入に必要な国の報酬とか、そういった基本的な部分を上げていく必要があるのではないかと考えており、こうした必要な報酬の見直しについては、国に要望させていただいているところである。

２　政令市、中核市については、事業所の指定権限が政令市、中核市にあるので、そういったことで、いわゆる補助事業の対象を、政令市、中核市以外とさせていただいているところである。

小川（寿）委員

実施するべきかどうかと言っているのではなく、この研修は必要な研修だから、この補助金のシステムを作って、そしてできる限り、対象となる方には研修をしていただきたいということでこの事業をされているのだと思う。ということであれば、この中核市、政令市以外にお住まいの方も、県内にたくさんいらっしゃって、その方々が、中核市、政令市の事業所をお使いになることも、多々あることだと思う。そうしたときに、この実施する市内じゃなくて、政令市や中核市もしっかりと、県が必要と考えておられるような研修を受けるような仕組みを作っておられるか、そして、研修を受けておられるかという実態を、県が把握すべきではないかと考えるが、６年度そういった検討はされたのか。再度お願い

する。

障害者支援課長
　委員の質問の趣旨は受け止めさせていただく。６年度、政令市、中核市については、県としては検討の方はしていない。

深谷委員
　資料７の事項別明細書説明調書の２０３ページ、妊産婦等生活援助事業であるが、令和５年に私も生後０日死亡を防ぎたいという思いで、質問させていただいて、令和６年度からこの事業が始まったわけであるが、母子生活支援施設において、いわゆる困難を抱える妊産婦等に対して、具体的にどのような取組や支援を行ったのか。また、実際に受入の実績をお示しいただければと思う。

こども安全課長
　母子生活支援施設は、生活等に困難を抱える母子を受け入れる施設であるが、この妊産婦等生活援助事業では、特に出産前の妊婦等についても支援できるように、当該施設を活用して実施しているものである。具体的な支援の内容としては、母子生活支援施設に支援コーディネーター、それから母子支援員、助産師等を配置して、妊産婦等を受入れて、一時的な食事、それから住居提供を行うとともに、医療機関を受診する際の同行とか、それから日常生活の指導、育児に関する情報提供などを行ったところである。令和６年度は、市とか県の福祉事務所等から１５件の困難を抱える妊産婦等に関する相談に対応したとともに、妊産婦等の３世帯の入所支援を行ったところである。

深谷委員
　１５件の相談があって３件、実際に受け入れられたということで、いわゆる実際に支援を必要とする方が３人だったということなのだろうけれども、その支援を、若しくは本当に必要とする妊婦が受入れられなかったとか、そういうことはなかったのかどうか一応確認でお伺いしたい。あと、市町村からつながってくるケースが多いかと思うが、これ今実際になっていただいたのは県内で１か所の事業者でもあって、県内市町村への周知が十分に行われているのかどうか。

こども安全課長
　令和６年度については､先ほど申し上げたとおり､３世帯を全て受入れたということで、市とか県の福祉事務所に寄せられた相談等、困難な妊産婦等の相談の中で、こちらの施設の方に入所依頼を受けた３世帯全てを受け入れることができている。この事業は、６年度事業で昨年度から開始されたものであるが、市とか県の福祉事務所、そのほか関係機関に対しては、この事業について周知の方はしているものと認識している。ただ、今後は更に関係機関に対し、昨年度の実績を踏まえて支援事例を紹介したり、具体的なこの事業の活用イメージを関係機関の皆さんにも持っていただくことで、今後支援が必要な妊産婦等の利用を促進していきたいと考えている。

石川委員
１　行政報告書の３０６ページである。就労Ｂ型受注拡大ステーションについてである。
　３０６ページの表を見ると、受注件数５４件で、受注事業所数が１３３あるが、これは

共同受注が多かったと解釈すればいいのか、教えていただきたい。それから、同じく発注企業が何社あったのか、数字をお答えいただきたい。それから、受注したい事業者がこのステーションに申込みをして、実際に受注ができなかった企業があるのか、あったらその数について教えていただきたい。

２　行政報告書２７５ページである。令和６年度の結婚新生活支援事業、都道府県主導型市町村連携コースの補助金の交付状況について、説明願う。それから、同じこの事業の中で、同じ都道府県主導型市町村連携コースについて、市町村と令和６年度の補助の交付要件について、どの程度打合せをしたのか。予算特別委員会のときにも指摘して知事からも答弁があったが、本来は新婚世帯を増やすための補助金なのにもかかわらず、ほかの市から引っ越してきた条件を付け加えて、補助金を交付しているところがあって、それはちょっと趣旨が違うと思うということで質疑をした。令和７年度に関しては、１市だけが、他市から引っ越してきた人を条件にしていてほかは条件から外し始めたが、令和６年度については、どの程度打合せを市町村としたのか。していなくても結果的にこうなったのかもしれないが、状況を教えていただきたい。

３　行政報告書の２９４ページである。老人クラブの関係、老人クラブへの支援について令和６年度はどのように行ってきたのか。財務内容をどのように検討してきたのかも含めてお答えいただきたい。

障害者支援課長

１　共同受注の件数であるが、行政報告書に載っている５４件のうち、１６件である。それから、企業からの発注件数であるが、８０件の発注があり、令和６年度中に受注ができなかった件数は２６件となる。

こども政策課長

２　都道府県主導型市町村連携コースについては、令和６年度は１１市町に交付をしている。それから、市町村の交付要件の打合せについてであるが、ワーキンググループを実施しており、その中で、市町村と打合せ、内容の確認をしているところである。

高齢者福祉課長

３　県の老人クラブ連合会に対して事務局の経費等に対する補助を行っている。また、各地域で活動されている老人クラブについては、基本的には市町村が事務局となって支援を行っているが、こうした市町村を通じた活動費の支援を行っているところである。また、例えば、全県で行うような行事が県の老人クラブ連合会等の主催で行われる場合があるが、こうした行事であるとか、あるいは様々な地域で行われる研修会等に、県職員を直接派遣して実際の活動支援を行っている。また、財務内容の関係については、先ほど申し上げた市町村の事務経費について老人クラブからの要望も頂いたので、市町村補助増額ということで今年度予算の見直しをさせていただいている。

石川委員

１　就労Ｂ型受注拡大ステーションの件で確認するが、先ほど８０件発注ということであったが、企業が何社発注に応じたか、企業の数を教えていただきたい。それから、受注がしたかった障害者の施設で、受注ができなかったところが、２６件あったと理解していいのか。２６件が仕事を欲しかったが仕事が来なくて、どういう理由でできなかったのか、いろいろマッチングとか苦労されているような話は伺っているが、その内容につ

いて伺いたいと思う。あわせて、今、その発注側と受注する側、仕事を出す企業と仕事が欲しい障害者福祉施設との需給のバランスで、６年度中は、どちらかというと仕事が多かった状況であるか、それとも仕事を求める方が多過ぎた状況であるのか。いろいろな状況でマッチングできなかったとかもあるとは思うが、その状況を伺う。

２　彩愛クラブ連合会、老人クラブ連合会についてである。財政的な支援をしたということであるが、これも令和６年度当初予算の審査をしていく中で、当時の部長と知事からの答弁で、私の質疑に対して、埼玉県老人クラブ連合会会員の声も聴きながら、どのような支援ができるのか市町村と検討する。また、市町村と連携して更なる活性化に向けた支援を考えるという答弁があって、いろいろ検討してきたとは思うが、その結果が市町村への補助の増額をしたことだけなのか。把握していらっしゃると思うが、今、彩愛クラブ連合、県の連合会の方が、財団の資金がちょっと足りなくなったということで、まごころ協力金という事業を始めて、１人１００円ずつ寄附していただきたいという運動にまで今つながっていて、財政が窮していることは常々言っているが、どのように把握して検討したのか。

障害者支援課長

１　先ほど私の説明が不十分だった可能性があるが、まず、この就労Ｂ型受注拡大ステーションについては、仕組みとして、まず、企業からの発注がある。企業からの発注を共同窓口で受けて、それを事業者の方にこういう仕事があるとお知らせをして、それに対して事業所からリアクションがあるという形であるので、事業所側からこんな仕事という形で手が挙がるような仕組みにはなっていない。なので、８０件は、企業から発注があった数である。企業からの発注を受けた件数が８０件であるので、企業の数が延べ８０件になる。それから、事業所の方が手を挙げても受注に結び付かなかった件数もお尋ねいただいたかと思う。その事業所からは、そういった先ほどの仕組みで、３３４の事業所の方から手が挙がり、実際にマッチングで契約に結び付いたのが、行政報告書にある１３３件である。なので、差引きの２０１件が延べ数になるが、手を挙げても、契約に結び付かなかったことになる。それから、６年度でどういった仕事が多かったかという質問だったかと思う。主な契約の内容については、例えば、駐車場の清掃であるとか、あるいは封書のチラシの封入だとか、あるいは段ボールの商品の梱包、発送、そういった業務を請け負ったところである。

高齢者福祉課長

２　市町村との連携の話であるが、昨年度の予算特別委員会で質問いただき、令和６年度に行われた、市町村の地域福祉施策担当者会議において、県内の老人クラブの現状と課題、例えば、会員減少の問題であるとか、様々抱えている問題について市町村の職員と情報共有を行わせていただき、その支援策の検討について協力を呼び掛けたところである。話のあった県老人クラブ連合会が今年度から始めた、まごころ協力金という運動、こちらについても内容は伺っているところである。県の老人クラブ連合会に対する補助金そのものは、昨年度と同額で変更はないが、基礎となる会員数の減少が全体である中で、県の連合会に対しては、予算は同額を維持させていただいている。また、繰り返しになるが、県の連合会等主催の全県のイベント等については、高齢者福祉課としても、職員を派遣する等の支援を引き続き行っており、日頃から、意見交換等を密にさせていただいているところである。

石川委員

１　就労Ｂ型受注拡大ステーションの関係、おおむね理解するが、２０１の事業所が、実際には仕事を得ることができなかったということであるが、以前にも議論があったが、就労支援のＢ型以外でも、障害者福祉施設で受注を希望するような施設がある。そういうところにも門戸を広げるべきだということで、以前話を伺ったことがあるが、これらについては、令和６年度に検討をされたか。実際上、令和６年度に相談したところが、門前払いをされたという経過があるが、お答えいただきたい。

２　彩愛クラブ連合会であるが、まごころ協力金を各県内の老人クラブを通じて各会員１００円ずつで呼び掛けている。財団の基本財産を取り崩さざるを得なくなるような財政状況だからということで説明されている。基本財産から六百数十万円を繰り入れてやっと運営できているのだということである。そういう状況を把握しているが、先ほどおっしゃったように、会員数が減っても、同じ水準の補助金を確保したのだからいいという、その考えに至った経過というのは６年度、どうしてなのか。一般的にこの財団の基本財産が減っていくというのは、かなり厳しい状況だと思うが、教えていただきたい。

障害者支援課長

１　県としては、就労Ｂ型受注拡大ステーションの開設前に、様々な検討をしているときに、いわゆる工賃向上を目的とした事業が、まず、ベースにはあるが、ただ、委員お話しのとおり、いわゆる、障害者就労、福祉的な就労を行う事業所はＢ型事業所だけではなく、例えば、Ａ型の事業所とか、あるいはもっと重い障害者が利用される生活介護、あるいは地域活動支援センター、そういったところも、いわゆる就労の活動を行っているといった状況であるので、県としては、Ｂ型の事業所を中心に、事業展開していく中で、そういったＢ型以外の事業所も含めた形でやっていければという思いでいたわけであるが、先ほど申し上げたとおり、実際に開所したところ、企業からの発注が８０件あった。それから、Ｂ型事業所からもその発注に対してたくさん手が挙がっていると、調整をやっていかなければならないといった状況の中で、なかなかそのＢ型の事業所以外に手が回らないといった実情があり、石川委員の方には、以前、地域活動支援センターについても、この就労Ｂ型受注拡大ステーションで対応できるといった話を実際差し上げたこともあったかと思うが、そういったことが実際できていないといった状況である。この件については、関係の皆様の期待に沿えず申し訳ないと思っており、今後の対応策については、また、委託業者と検討していきたいと考えている。

高齢者福祉課長

２　確かに基本財産の取崩しをしている状況にあるというのは、こちらも承知をしているところである。予算については増額することはなかったが、各地域のクラブの会員増強に関する取組であったり、あるいは県の事務局等の効率的な事業運営等については助言等をさせていただいており、引き続き様々な形で、老人クラブの活動を支援していきたいと考えている。

伊藤委員

１　行政報告書２７０ページ、生活保護の適正実施について伺う。適正な実施に欠かせないケースワーカーの受持ち件数についてである。県が直接実施している町村部はワーカー一人当たりが６８世帯、これでも大変だと思うが、一方で、例えば、蓮田市を見ると、受持ちが１０１世帯と多いと思うが、県として指導等は令和６年度、どのように行って

きたのか。
２　行政報告書２７１ページ、生活困窮者対策の推進について伺う。学習生活支援についてである。学習支援は埼玉県で初めて行われ、全国に広がった取組であるが、アスポートが始めた訪問事業は、虐待防止やヤングケアラー支援でも成果を上げている。表を見ると、訪問支援を行っている事業者と訪問していない事業者とがあるようであるが、これはなぜなのか。
３　行政報告書２７３ページ、ホームレス対策の推進について伺う。党県議団が調査した結果、居所のないいわゆるホームレスの方の相談に対して、無料低額宿泊所を紹介している。女性でも、無料低額宿泊所を紹介している。行政報告書２７１ページを見ると、住宅支援件数は令和６年度で２４人とある。無低は短期的利用に限る劣悪な施設である。無料低額宿泊所へ紹介した人たちへの転居支援がこれほど少ないのはなぜか。
４　行政報告書２７７ページ、保育人材の確保、定着について伺う。要求資料１３の６を使う。今でも保育士の給与の原資となる公定価格に差がある。さらに、地域手当どおりに公定価格が見直されれば大変な格差となってしまう。埼玉県として、この格差を埋めるために、要求資料１３の５であるが、いろいろ、就学準備金であるとか、宿舎借り上げなどを行っている。しかしながら、実施の市町村はやっているところとやっていないところ様々である。これをどのように令和６年度は分析したのか伺う。
５　行政報告書２８０ページ、児童相談業務の推進について伺う。要求資料１５の１の児童相談所職員・専門職員の定数と欠員についてであるが、欠員が児童福祉司で４６人と多数であるが、この要因をどのように分析しているのか。
６　このように欠員もあって、児童相談所体制を補うために、通報に対して児童の安全を確認する業務の民間委託を始めたわけであるが、令和６年度、資料を見ると所沢児童相談所が、この事業に対し民間委託件数が突出して多いのはなぜなのか。
７　要保護児童対策地域協議会の対策回数についてであるが､要求資料１５の５を見ると、所沢市のように１６件の案件を１５回の会議で議論している自治体と、ふじみ野市のように、１８７件の案件を５回で議論している自治体がある。このようにばらばらであるが、これはどのような要因なのか。
８　行政報告書２８３ページ、児童養護施設等における養護の充実についてである。児童養護施設、乳幼児の多くが、国の配置基準よりも大幅に多くの職員を独自に配置している。もともと国の配置基準が少な過ぎるのであるが、令和６年度施設からはどんな要望が出されていたのか。
９　行政報告書２８６ページの母子父子寡婦福祉資金貸付制度について伺う。監査委員の指摘によると、収入未済額が３億７，５２３万円と、コロナ禍で増額しており、収入未済額の縮減に努めてほしいとある。母子家庭の年収は２００万円程度で、この制度は福祉的要素がとても強いと思う。収入未済額が、これだけある背景についてどのように分析しているのか。
10　行政報告書２９４ページ、介護人材確保対策の推進について伺う。先ほども議論があった､いろいろなことをやっていただいて､事業所が処遇改善加算を受けられるように､社労士の派遣をしたりしていただいているが、それでもやはり、受けられない事業所がある。これについて、取得できなかったのは、社労士を派遣しても、無理だったのかどうか、その要因について伺う。なぜ受けられない事業者がいたのか、どのように分析をされているのか伺う。
11　行政報告書３０２ページ、伊豆潮風館の管理運営について伺う。利用者１２，０００人余りのうち、一般利用は僅か１２％で、障害者と高齢者の利用が圧倒的である。この

要因について伺う。
12　公の施設の在り方検討有識者からは、今年の３月に廃止と提言をされているが、どのような理由からなのか。
13　同じく、リフト付大型バスおおぞら号であるが、年６０日の運行日はほぼ埋まっていて、毎回のように抽せんとなると聞いている。在り方検討委員会で廃止提言の理由を説明いただきたい。
14　行政報告書３０５ページ、障害者施設の整備促進について伺う。要求資料は２１の２である。一つ目には、障害者の入所施設は切実に求められている施設である。５ページの待機者数を見ていただくと分かるが、少し減ったとはいえ、１，４３４人もの待機者がいる。こんなに待機者がいるのは、どのような要因なのか。
15　一方で、要求資料２１の４ページの入所施設数を見ると、少しずつ、入所施設は整備をされていることが分かる。ところが定員数を見ると、令和６年度はむしろ減っている。なぜ箇所数が増えても定員数が減っているのかについて、説明いただきたい。

社会福祉課長
１　社会福祉法では、ケースワーカーの数を、市部においては被保護世帯８０世帯に対して１人、郡部においては６５世帯に対して１人の配置を標準として定めている。令和６年４月現在で、県が指導監査を行っている福祉事務所のうち、１３の福祉事務所がケースワーカー数を満たしていないと確認している。ケースワーカー１人当たりの担当件数が多くなると、定期的な家庭訪問であるとか、きめ細やかな支援が難しくなるおそれもあるので、県では、毎年各福祉事務所に施行事務監査を行っていて、その際に、ケースワーカーの数が足りていない福祉事務所に対しては、増員を指導しているところである。昨年度も指導監査において、指導を実施したところである。
２　県が所管している町村部の学習生活支援では、平成２２年から、一般社団法人彩の国子ども若者支援ネットワーク、通称アスポートというが、ここが受託して集合型の学習教室と個別の訪問支援の二つを事業の柱として実施している。人口の多い市部では、対象者の数が多いため集合型の学習教室が中心になっている。県と同じ法人が受託している市では、訪問支援を行っているところがほとんどであるが、それ以外の法人であるとか、市が直営で学習支援を行っているような場合については、そうしたところは県内で６市だが訪問支援を行っていない状況である。受託事業者であるとか、それから直営の場合は、市がマンパワー等にやはり限りがあり、個別支援まで実施することができないといった課題があると伺っている。
３　県では、無料低額宿泊所の入所者等に対して、年齢であるとか、あるいは障害がある場合は障害、それから生活能力も踏まえ、民間アパートなどに入居させて安定した生活が送れるよう支援するために、町村部を対象に住宅ソーシャルワーカーの事業を実施している。この事業なども活用して、ケースワーカーの支援によって、アパート等に転居する事例もある。令和６年度は町村部の合計で、２０名の方が無料低額宿泊所からアパート等に転居ができている。しかしながら、過去に家賃の支払であるとか、生活必需品の購入などの金銭管理が難しい方も中には少なからずいる。こうした方については、その人ごとの意欲であるとか、自立状況に応じて支援することが必要である。適切な転居先を探して移行するためには、関係機関とも十分連携して対応する必要もある。そんな状況の中で、時間を要しているといった現状だと考えている。

こども支援課長

４　各市町村においては、それぞれ財政事情であるとか、事業の優先度とかがあるので、その中で事業実施をそれぞれ判断していただいていると承知をしているが、県としては、これらの保育士に直接届く支援は、保育士の処遇改善につながるので、できる限り多くの市町村に実施していただきたいと考えている。そこで、市長会議や町村長会議において、知事から各首長に直接これらの事業の積極的な活用を働き掛けたほか、こども支援課としても、市町村保育者担当者向けの説明会など、様々な機会を通じて事業の説明や周知を行っている。その結果、毎年度予算化する市町村が少しずつ増えており、手元の資料を見ると、例えば、保育士の奨学金の返済事業では、手元の資料１３の５では、令和６年度の実施市町村数１１となっているが、前年の令和５年度は７市町であり、今年度は現時点で１７の市町が予算化していると聞いている。引き続き、市町村に対して様々な機会を通じて、これらの事業の活用を呼び掛けていく。

福祉政策課長

５　欠員が多い要因としては、採用者数の確保が十分ではないことが挙げられる。児童福祉司として任用できる職は、福祉職と児童福祉司となるが、採用人数が採用予定数に達していない状況が続いている。福祉部としては、児童相談所職員の確保に向けて、大学訪問や業務説明会の実施、インターンシップ等によるリクルート活動を積極的に行っているところである。また、採用面においては、福祉職の採用に加え、児童福祉司に特化した採用選考、こちらは６１歳まで受験可能となっているが、こちらを年２回実施している。さらに、令和６年度から経験者採用試験の試験区分に福祉職を加えるとともに、今年度は、経験者採用試験を年２回実施することとし、より多くの方に受験していただけるように取り組んでいるところである。このように、本県児童相談所の業務の魅力のＰＲと、受験機会をしっかりと整えて、必要な職員の確保に努めていきたいと考えている。

こども安全課児童虐待対策幹

６　児童の安全確認の民間委託の件数について、所沢児童相談所が多い理由については、朝霞児童相談所が開所する以前の令和６年度は、所沢児童相談所の管内人口は県内で最も多い状況にあった。虐待通告件数もほかの児童相談所と比べて最も多く、そのうち、近隣住民から泣き声などのリスクが低いと組織として判断した事案が多かったため、安全確認対象児童数が多くなっている。

７　要対協の会議の開催件数には、一般的に、児童虐待の現状や課題について、情報共有を行う代表者会議と、登録件数の全体的な進行管理を行う実務者会議の回数を今回計上している。対策件数については、個別ケース検討会議で検討されたケースを計上しているが、この関係機関を集めて具体的な対応を協議する場合に、それを、要対協の個別ケース検討会議で行うか、要対協以外の枠組みで行うかは、各市町村の判断になっているため、数字にばらつきが出ている。件数が少ない市町村については、要対協以外の枠組みでの検討をしていることが考えられる。

こども安全課長

８　児童養護施設等で被虐待経験であるとか障害等があるなど、ケアニーズの高い入所児童が増えており、きめ細かな処遇が必要といった中、国の配置基準は十分な見直しには至っておらず、現場の職員の負担が大きくなっている実態があるということで、埼玉県

児童福祉施設協議会からも、配置基準について国の方に要望するようにといった要望を頂いており、県の方でも、国に対して、配置基準を見直すように要望を行っているところである。

こども政策課長

９　この貸付制度では、こどもの授業料などに充てる修学資金であるとか、母や父の資格を取得するための技能習得資金などの貸付けを行っている。修学資金や技能習得資金は無利子で行っており、貸付時に世帯収入などの確認を行った上で、返済計画を立てており、生活や学業に支障がない範囲での返済を求めているところである。一方、貸付時には就職していて就労収入で返済できる計画を立てていても、例えば、その後病気になったりとかで就労ができなくなったりして収入が減少するなどにより、返済が困難になる場合などがあり、そのような世帯の返済が滞納となって収入未済につながっていると考えている。

高齢者福祉課長

10　加算未取得の事業所に個別に聞き取りを行ったところ、例えば、訪問介護等で小規模な事業所の場合は、事務負担のことで、例えば、なかなか介護保険制度、様々な制度改正が非常に多岐にわたるので、そういった情報の取得であるとか、あるいは事務に実際申請の手間が非常に大変だという声を聞く。そういったところには、先ほどの社労士を個別に派遣して、例えば、今年度であれば中山間地域の小規模な事業所を個別にピックアップして、未取得のところに一定数派遣するように、事業の内容を変更しているところである。ほかに、未取得の理由であるが、例えば、取得率の低い種別ごとに見ると、例えば、特養であるとか、入所系の施設であるとか、通常介護職員が多く在籍しているところは、比較的九十何%とか、取得しているが、例えば、リハビリテーションであるとか、リハ職の方などが在籍する事業所で、介護職員が基本的にはほぼいないような事業所で、ただ加算の対象にはなっているところは、必然的に対象となる職員がいないので取得率が低くなっていると、全体の割合を下げているというのもある。また、例えば、居宅介護支援事業者のケアマネジャーとか、福祉用具のレンタルなどをやっている事業所が、介護事業所を通所とか訪問とか併設している場合があるが、会社全体として見ると、一方の介護事業所では処遇改善をやって、ほかの社員には恩恵が行かないというようなことになってしまうので、会社全体の経営判断として、あえてバランスを取るために取得をしないと伺った例もある。

障害者福祉推進課長

11　宿泊者で障害者と高齢者が多い要因であるが、宿泊料金が、障害者の大人が２，１００円、６５歳以上の高齢者が３，９００円に対して、埼玉県内に居住している大人が４，７００円となっている。一般の利用者に比べて、障害者と高齢者が安価で宿泊できるようになっていることが要因だと考えられる。

12　伊豆潮風館に対する提言としては、障害者やその家族の受入が民間宿泊施設で代替可能となってきている状況を踏まえると、県が多額のコストをかけて維持する必要性が低いと考えられるという理由が示されている。

13　リフト付バスおおぞら号は、令和６年度の事業レビューで判定結果が出ており、その中では、近隣自治体で同様の事業をやっているところが少ないということや、民間旅行会社による障害者向けのバスツアー等代替的な手段もある中で、その必要性について判

断されたところである。

障害者支援課長

14　手元の資料にある障害者入所施設の待機者数１，４３４人は、親の高齢化などを見据え、将来の入所を希望されている方や地域のグループホームでも暮らせる方も含めた総数となっている。このうち、障害などの特性により、グループホームでの生活が困難な方や速やかに入所を必要とされる方、これは真に入所が必要な方と精査しているが、ここを精査した結果、約１５０人の方が、今入所待機されていると把握している。入所施設の待機者が多い理由であるが、一般的に入所施設では、手厚い支援を受けることができ、また、安心できると思う方が多いといったことが要因と考えている。

15　令和６年度末の障害者支援施設の定員は、６，２４０人であり、前年度から１２７人の減となっている。その理由は、障害児入所施設のみなし指定の制度の廃止があり、この制度は、１８歳以上になった方が、引き続き入所できるようにするため、その施設を、障害者の入所施設とみなす制度があった。これが令和５年度末に、制度が終了したことが、減の要因となっている。このことによって、定員１６０人が減る一方で、新規の入所施設の改修等により３３人の定員増となり、差引きで１２７人の減となったところである。

委員長

ちょっとお待ちいただきたい。一旦整理させていただく。私の方でちょっとうっかりしていたが、伊豆潮風館廃止の提言という部分は決算に関係ない。並びに、おおぞら号の方も、実際止まっているわけである。提言があったというだけで、出されただけであるから決算には関係ない。なので、再質問はここはしないでいただきたい。

伊藤委員

１　児童養護施設等における養護の充実についてであるが、国の配置基準がそもそも少な過ぎると、国に対しては、県の方も要望されていらっしゃるというのは重々承知をしている。それでも、現場の方は困っているわけであるが、令和６年度に県単独で何か支援をされたのであれば、説明いただきたい。

２　児童相談所に関しても、児童福祉司が４６人と欠員が多数となっている。なかなか募集してもこないという話であるが、欠員の部分の補充に関しては、どのような手立てを立てているのか。

３　障害者施設の整備促進についてであるが、速やかに必要な待機者は１５０人。これも、相当な人数だと思っている。これに対して、やはり設備をもっと増やすことをしないと、これ何年先になったら待機者がゼロになるのか、ゼロになることはないと思うので、何らかの方策を考えていたのか。

こども安全課長

１　先ほど答弁したが、配置基準については国に要望している。一方で、県の方でも施設で働く職員の負担軽減を図る取組の必要性を感じており、児童養護施設等が安定的に職員の確保、それから定着ができるように、職員に直接届く支援である就職準備金の貸付けであるとか、住宅手当の上乗せ補助を行ったところである。

福祉政策課長

２　参考までに申し上げると、令和６年度の採用においては、福祉職と児童福祉司、合わせて４回、採用試験・採用選考を実施しているが、合わせて１０７人の採用予定者数に対して、最終合格者が７４人、採用者数が５９人という結果であった。やはり試験であるので、一定の基準を設けて採用はしなければならないことがまずある。県で取り組んでいることとしては、大学訪問、あるいは業務説明会などは、児童相談所で実施して、実際に、児童相談所の業務を見ていただくようなことをやっている。また、採用面についても、先ほど説明したとおり、試験制度に関しては、常に工夫、見直しをさせていただいているところである。ただ、昨今やはり東京都の特別区などでも、児童福祉司の採用なども始まっており、非常に、人材の取り合いという状況があるので、引き続き、工夫しながら採用者数の確保に努めていきたいと考えている。

障害者支援課長

３　入所施設の整備であるが、国は、地域移行を推進して入所を減らす方針である。そういった中で、県では、入所施設の整備を行ってきた。今後とも、県としては、入所施設の整備を希望する法人が、整備費の補助金を受けることができるよう、国に積極的に働き掛けを行っていきたいと考えている。

伊藤委員

先ほどの児童相談所職員の欠員についてであるが、県の採用の努力は認めるところであるが、ただし、欠員ということでは、現場の仕事量が大変だろうと思っていて、そちらに対しての手立ては何かされたか。

福祉政策課長

委員からの質問の一つにあった民間委託も、一つ対応していることではある。少し採用面とずれるが、離職の面であるが、定年退職を待つまでもなく離職される職員の方も一定数いる。やはり、職場で非常に高圧的な相談者への対応にストレスを抱えたりということもあるので、職場の上司なり、同僚なりがしっかりサポートして、研修機会、あるいは自信を持って仕事ができるようにフォローを重ねているところである。

こども安全課児童虐待対策幹

児童相談所の職員の負担軽減についてである。先ほど松本委員の答弁にもさせていただいたが、通告に係る調査を補助する職員を配置するほか、例えば、過去に相談歴のない家庭など、泣き声通告などのリスクが低いと判断したものについては民間へ、安全確認を委託している。それから、ＩＣＴによって児童相談業務の効率化であるが、音声認識システム、音声認識による記録の自動作成、それからヒアリング補助システムを導入しており、これによって、個々の事案ごとに作成時間が異なるが、１件当たり記録作成で３割から５割程度の時間が削減できたと現場から聞いている。

中屋敷委員

先ほど岡村委員の話にもあったが、障害者の皆さんの芸術文化活動の推進の部分で、特に展示に関してであるが、私この質問をさせていただく理由は、浦和のロイヤルパインズホテルの通路のところに、ごくごく小さいスペースであるが、展示されていてこれが習慣的に変わっていくところも拝見をしていたので、いい取組をされているなと思った。それ

で、どれぐらいそういったところを広げようという努力をされているのかなと、令和６年度どうなのかなというところで拝見をすると、民間活力の導入という意味では全然まだまだ弱いなと。なぜそう思ったかというと、７年度の実施に関しても、同じ形で、展示場所を確保されているという状況で、心のバリアフリーというのであれば、そういったものを、特にこの県庁の所在する浦和周辺だけでも、もっともっと町並みの中に溶け込むようにできないものかというのが、私の考え方であるが、令和６年度には、そういったところを協議されていたのか。

障害者福祉推進課長

やはり一般の目に留まるところにこういった絵画があることで、やはり気付いていただけるところが非常に大事だとは、我々も十分認識している。そういった中で、特にこの県有施設だけではなくて、民間の施設もただ単に会議室に飾るだけではなくて、最近の流れとしては、例えば、建設会社さんが、工事の囲いで障害者アートを大きく印刷して展示していただいたりもしている。

中屋敷委員

その辺は分かっている。令和６年度に、それについて、新たな取組を進めるべきだという議論をされたかどうか。

障害者福祉推進課長

県庁だけではなくて、民間の方たちも含めて議論する場があるので、そういった場で議論している。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１０月３１日（金）　環境部）

【説明者】
堀口幸生環境部長、竹内康樹環境部副部長、山井毅環境未来局長、
鈴木健一環境政策課長、佐藤正太温暖化対策課長、尾崎範子エネルギー環境課長、
小ノ澤忠義大気環境課長、堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
今川知浩資源循環推進課長、髙橋和宏みどり自然課長

【発言】
栄委員
１　行政報告書の２３３ページ、特定外来生物の計画的防除の中からであるが、特定外来生物であるアライグマの捕獲数が年々増加しており、大体毎年約１０％ずつの増加が見られている。捕獲数の増加に伴う対策について、どのように取り組んだのか伺いたいと思う。その上で、昨年度の一般質問において長峰議員から質問があったが、捕獲従事者研修を、アライグマの行動特性を踏まえた罠の仕掛け方など、より実践的な研修内容に見直していく。また、必要に応じて防除計画を見直すなど、捕獲体制の強化を検討するとの答弁があったが、それらも踏まえて令和６年度の取組についてお伺いする。
２　次に、行政報告書の２３６ページ、長瀞射撃場の利用者を増やす取組について伺う。長瀞射撃場、現地も見させていただいたが、特徴としては、大口径の射場、射程が３００メートルある、このロングのレンジというのはなかなかない施設だと聞いており、北海道以外では珍しい施設だというふうに伺っている。そういった特徴のある設備がある一方で、クレー射場の閉鎖や、ＮＴＣ事業の終了、またコロナ禍を経て利用者が減少してしまった。そのほかにも、学生大会や射撃部の練習が他県に移行してしまっていると、様々課題が山積していると伺っているところである。そういった中、令和６年５月には、埼玉県長瀞射撃場あり方検討委員会が発足し、同時に検討が進められているところであるが、質疑として長瀞射撃場の利用状況、収支状況を踏まえて令和６年度までの経営状況について詳細に伺えればと思う。
３　行政報告書２３９ページ、ごみを減らすライフスタイルの普及や、食品ロス・事業系ごみ削減の推進について伺う。事業系ごみの削減の推進については様々取組を頂いている。その中で一つ、彩の国エコぐるめ事業について伺いたいと思う。こちらのエコぐるめ事業効果は出ているのか。また、このエコぐるめはこうした意識を県民の皆様に広げていくというこの運動展開として広がりが見られているのか。取組状況を説明いただければと思う。

みどり自然課長
１　より実践的な研修への見直しであるが、捕獲従事者研修でアライグマが出没しやすい地点を解説したチェックシートを配布するとともに、より効果の高い対策として、繁殖前の雌を集中的に捕獲するため、冬にも罠を仕掛けるなどの内容の見直しを行ったところである。また、捕獲従事者を増やすため、県主催の捕獲従事者研修を７回、市町村主催で１９回開催し、新規登録者を約７００人増やすことができた。この結果、捕獲従事者は全県で３，５２３人から３，９３７人に増加したところである。
２　長瀞射撃場の利用者数はクレー射場の休止以降、平成２８年度の１５，３０８人がピ

ークであり、その後、令和元年度にナショナルトレーニングセンターの指定が解除されたことや、令和４年度に最新の設備を備えた他県の施設がオープンし、利用者が流出したこと等を背景に減少傾向にあり、利用者の減少に伴い経営状況も厳しくなり、令和元年度以降は収支が毎年度赤字となっているところである。令和６年度の利用者については、大会誘致の働き掛けなどを行った結果、前年度から１，２８５人増加し、収支も前年度の７９５万１，０００円の赤字から４８８万２，０００円に赤字幅が圧縮したところである。

資源循環推進課長

３　小盛りやハーフサイズなどのお客様の要望に沿った量で料理を提供したり、あるいは食べ切ると割引を行うなど食品ロスの削減に取り組む事業者を広げる事業であり、令和６年度末時点で５４２店舗が登録いただいている。こちらについては事業の趣旨が委員からもお話があったとおり、意識の啓発促進ということなので、各店舗の具体的な削減量などは把握していないが、登録店舗からは、以前はお店側から普通盛りでよいか確認をしていたが、登録後、お客様の方から、少なめにしてほしいなどと言っていただけるようになったといったような声も頂いており、一定の成果は上がっているものと考えている。一方で広がりというところについてであるが、現状では、小売店などの登録が少なく、飲食店に偏っていること、それに加えて、飲食店の数も決して多くはなく、運動展開に広がりがあるとは言えない状況であり、運動拡大に向けて、まずは既存登録店の意見も聴きながら、課題や今後の強化すべき取組などについて、検討していきたいと考えている。

栄委員

アライグマの関係については、新規従事者が７００人増えて３，９３７人と、確実に従事者の方が増えている状況かと思う。引き続き推進を図っていただきたく思う。（意見）

１　長瀞射撃場の関係であるが、こちら再度伺いたいが、経営状況を確認したが赤字が圧縮され、経営改善に少しつながってきていると思うが、やはりその経営状況の改善には、私も聞き取っている課題としても最新の機材や、また、中の設備も空調やバリアフリー等々で設備面での投資が必要だという状況も伺えるところであるが、令和６年度においてはこうした投資的な考えで経営を改善していこうというところがどのように検討されたのか、再度伺えればと思う。

２　事業系ごみの削減の関係で彩の国エコぐるめについては、５４２店舗が登録ということで、こちらホームページも詳細に私も確認をした。一定の成果は出ていると思うが、どうしても広がりという面でいかがかなというふうに感じたところがある。賛同して参加する店舗が少なく、運動が広がっていってないなという印象がある。ホームページで見たところ登録店舗がある市町村が２９市町村で、１市町村で１か所しか登録されてないとかそういったところがかなり多く見られる。１か所の飲食店のみの登録やそういったところもあり、チェーン店としても大きなチェーンが８社のみといったところである。もう少し推進を図るという点ではもう少しこの賛同を広げていくべきかというふうに感じるところだが、言ってしまえば少ないので、また、協力店舗もそうだが、やはり消費者側にも意識が高まっていってないと思うので、エコぐるめ事業の目的に沿った、サービスの認知や、そういったところも消費者側にも意識がまだまだ行き届いてない印象がある。そうしたことが私は課題であると思うが、この点を踏まえて令和６年度の検証としてどうお考えであるのか再度伺う。

みどり自然課長

１　長瀞射撃場の在り方については、昨年度、有識者あるいは利用者代表をメンバーとするあり方検討委員会といったものを立ち上げて、設備の改修について、どういった方向であるべきなのか等について議論いただいている。現在、その結果については取りまとめているところであるが、その結果も踏まえて、環境部として施設整備をどのように考えていくのかは今検討をしているところである。施設整備の内容としては、要望のあるものは、主に委員の方もお聞きになっていると思うが、エアコン、それと電子標的、それとバリアフリー、この３点について要望が高いということで承知している。これらの設備について、優先順位や緊急性、こういったもの、あるいは設備を整備した上での効果など、そういったものを見極めて今後どのような形で施設整備をしていくのか、この辺について詰めていきたいというところである。

資源循環推進課長

２　まずは、先ほど少しお答えしたが、既存の登録店舗、こちらの方に課題や今後強化すべき取組についてアンケートをして、例えば、取組事例など、現在出ている効果、そういったところをまず聞き取って、それをほかにもＰＲしていくというようなことが考えられるかなというふうに考えている。また、市町村によって偏りがあるというところもおっしゃるとおりであり、今後働き掛けについても、例えば、地域ごとにある商工会議所や商工会とか、そういったところを通じて働き掛けるようなことも今後考えている。

森委員

１　行政報告書の２２６ページの埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進について、ガバメントピッチが５件成立したということだが、その具体的内容について伺う。

２　行政報告書２３７ページの合併処理浄化槽の転換の促進について、これを見ると年々減少しているがその理由は何か。また、令和６年度はどのように取り組んだのか教えていただきたい。

３　行政報告書の２３３ページで特定外来生物の計画的防除ということで、このクビアカツヤカミキリだが、これ本当に被害が４４市町村９３１か所ということで被害を把握されているとのことだが、本当に蓮田市もある公園の十数本の桜の木が全滅したということをこないだ聞いて、令和６年度、実際にこれの被害に対してこういうある程度の防除策は行ったが、実際効果検証というのも既にできているのかということについて、お伺いできればと思う。

エネルギー環境課長

１　この５件であるが、川島町と秩父市のマッチングであり、川島町では廃校を活用した取組の提案を求めたところ誰もが簡単に楽しめるスポーツアクティビティやレジャーを実施する提案などがあった。廃校となった小学校などで、実際にアクティビティの体験会が開催され、様々な世代の方が参加され、交流が生まれたところである。そして秩父市では、休日だけではなく平日も人流が増加する取組の提案を求めたところ、秩父市がドローンに力を入れていることを踏まえて、ドローンショーなどを平日も含めて実施する提案があり、実現に向けて連携をしていくこととなった。

水環境課長

２　補助金額が年々減少している理由であるが、これまで合併処理浄化槽への転換を継続的に働き掛けてきた結果、転換が可能な世帯は、既に転換が完了し、現在残っているのは、設置費用の負担が困難な世帯や、敷地が狭いというような理由で工事が難しい世帯であると考えているところである。このため、令和６年度であるが、住民の費用負担がより少ない公共浄化槽を活用するため、公共浄化槽の導入を検討する市町村への支援を行うとともに、困難工事への補助の上乗せの方を行ったところである。

みどり自然課長

３　まず、令和６年度に実施した取組としては防除を実施する市町村に対して、薬剤や伐採費用の補助を行ってきた。令和６年度については２０市町村、１，５１７万円を交付したところである。また、令和６年度に新たに被害が発生した箇所については、環境科学国際センターの専門家が現地に赴き、薬剤注入や散布による駆除の方法、成虫の拡散を防止するネットの張り方などの技術的な支援助言を行ったところである。こうした取組をしたところであるが、クビアカツヤカミキリの発見大調査では、令和６年度３６市町村だったものが、令和７年度について４４市町村に拡大しているという状況であり、取り組んではいるものの、効果については十分になってないという理解である。

森委員

１　ガバメントピッチであるが、ちょっとホームページ見たら自治体が手挙げをして、結局成立したのが５件ということであるが、これしかも自治体数でいうと先ほど２自治体だけということか。ということはこの８自治体が成立しなかった理由というのは何かあるのか。

２　合併浄化槽であるが、説明では何か、費用がかかるとか云々ということだが、もちろん自分の自治体を、市町村、蓮田市を見ていると、結構浄化槽の補助金の件数とか上限が決まっていて、もうすぐ充足してしまうということ、ずっとそういう状態だったというふうに記憶しているが、だからまだまだ浄化槽に転換する余地を残しているというか、基数はたくさんあるのではないかと思っているが、予算がまだ足りてないということではないかなと思うが、これ実際にこれ何年までにどれだけの目標値で、合併浄化槽に転換するという年度目標とか数値目標というのがあるのか。それに対して令和６年度で進捗率はどの程度になっているか把握しているか。

エネルギー環境課長

１　先ほど申し上げたマッチングの件数等であるが、令和６年度中にマッチングが成立したものが５件ということである。その後も協議を継続させていただいており、その結果、令和７年度にマッチングが成立しているものが、本日時点で４件ある。またこのほか、現在、協議を継続中の案件も複数あり、官民連携によるまちづくりが進むようにしっかりと市町村と提案企業とのマッチングを支援させていただいているところである。

水環境課長

２　我々では、埼玉県生活排水処理施設整備構想というのを策定しており、令和７年度までに生活排水処理率を１００％にするということで目標として進めている。その施設について下水道と農業集落排水施設、また、浄化槽等で整備をしていくと予定している。そのうち、浄化槽であるが、令和７年度末までに１００％のうち１２．１％を合併処理

浄化槽で目標達成していくという目標があり、令和６年度末、そのうち９．３%という状況である。進捗率は７７．２%となる。

森委員

１　ガバメントピッチであるが、令和７年度は４件ということで、でも、自治体ベースでは、何市町村が今協議中とか、全部で１０市町村で手上げして、これは市町村ベースはどのぐらいあるのか。

２　目標値が１００%、１２．１%が合併浄化槽で達成するという目標を掲げている９．３%、目標年度というのは何か設定されているのかということをお願いする。あと何年ぐらいで１２．１%になるのかということも含めて。

エネルギー環境課長

１　先ほど令和７年度にマッチングが成立したものが本日時点で４件あると申し上げたが、こちらは秩父市が２件、毛呂山町と春日部がそれぞれ１件ずつである。現在も協議を継続しているものの、市町村の内訳については、現在調査をしているので、申し訳ないがもう少しお時間頂戴できればと思う。

水環境課長

２　目標年度であるが、令和７年度を目標年度としているので、今年度、目標年度となっている。

野本委員

１　行政報告書、資料４の２３７ページ、同じく合併処理浄化槽事業についてだが、保守点検業者への立入り検査は令和６年度は何件行ったか。

２　清掃をやっていない方への通知である９号、法定検査をやっていない方への通知である１０号に関しては、この通知をしっかり行っているかどうかの確認もしたのか伺う。

３　２３９ページ、食品ロス・事業系ごみの削減について伺う。こちら一つ目が、食品ロスに関しては、家庭部門は目標値より低い値となり成果が出ていると伺っているが、やはり事業系ごみがまだ課題であるということで、特に外食産業からの廃棄がむしろ上昇傾向にあると伺っている。外食時に食べ切れなかった食品を持ち帰るということは、近年、店側から非常に固くお断りされていたという印象だが、令和６年１２月に国から出た持ち帰りに関するガイドラインにより、持ち帰った食品に関しては自己責任とすると大きく方向転換がされたと思う。これを受けて、埼玉県としても周知についてなど何か検討したことがあったか伺う。

４　そして、この食品ロスに関してもう１点だが、この事業系食品ロスに関してである。ただ今のところ事業所からのフードロス削減については主に災害備蓄品の入替え時にフードバンク埼玉に送られると伺っている。しかし、私の方でフードバンク埼玉から聞いている話で、例えば、ロッテリアで、クリスマスチキンが売れ残ったと。これは春にフードバンク埼玉の方に寄附をしていただいたり、あとはサイゼリヤからも夏の商品であるカッペリーニが３，０００食、季節を外していただいたことがあったということである。事業者からすればそういう季節商品というのはそのときにしか売れないものだが、フードバンクからすれば非常に有り難い食料となっている。市場には出せなくなったその季節商品について、事業者にフードバンクへの提供をお願いするなど、県がサポートできることというのはもっとあるのではないかと思うが、その点についてのお考えを伺

う。

水環境課長

１　保守点検業者への立入り検査件数、令和６年度であるが４４件実施している。

２　その際、清掃、法定検査を実施してないことの通知、９号、１０号の通知については、併せて確認をしている状況である。

資源循環推進課長

３　国からのガイドラインの関係であるが、食べ切れなかった料理の持ち帰りに関して、昨年度、国のガイドライン策定が行われ、法的な整理が行われた。飲食業界など、持ち帰り後に食中毒が発生した際の風評被害などの懸念があることから、慎重な検討が必要であったということで、昨年度の段階では周知は行っていない。ただ、国もこれらの懸念を踏まえて、対策を検討した結果、本年９月にそれが示されて、飲食店は一定の説明を行うことや、持ち帰りは消費者の自己責任であることが明示され、飲食業界の懸念というのもおおむね解消されたと思われるので、今後周知を図っていきたいと考えている。また、ちょっと参考までに、食品ロスの削減量であるが、家庭部門だけではなく事業部門も目標値の方は達成している。

４　委員から非常に示唆に富んだ提案を頂いたと考えている。これまで、季節商品に限ったような検討というのはしていないが、というのは、県で実施しているフードドライブというのは賞味期限が２か月以上あり、常温保存が可能な食品というのを対象にしている。なかなかクリスマスチキンとかそういったような具体的なものが対象になるか、そういうのは確認が必要であるが、たとえ民間同士の取組であっても、未利用食品を有効活用していただけるということは、非常に食品ロスにとって有り難いことだと考えているので、まずは県の方からもちょっと連絡をとってみたいというふうに考えている。

野本委員

合併処理浄化槽の立入り検査の件だが、県内の登録業者が約４７０社あると伺っており、この４４件というペースだと１事業所当たり１０年に１度の立入り検査となってしまうかと思う。業者は５年で更新しなければならないということもあるので、課題があるかなと思うがいかがか。

水環境課長

委員のおっしゃるとおり、現在の検査方法では１０年に１度の検査が精一杯であると考えている。本来は委員の指摘のとおり、登録の有効期間である５年以内に少なくとも１度、立入り検査を実施する必要はあると考えているところである。デジタルをうまく活用するなど、検査を効率化して検査の頻度を高めることができないか、事業者とも協議しながら検討していきたいと思う。

エネルギー環境課長

先ほど森委員からの質問でお答えできなかった部分について、お答えをさせていただきたいと思う。現在、ガバメントピッチで現在も協議が継続中のものは、市町村は何件あるのかというところである。現在、協議を継続中の市町村であるが、４市町継続をしている。マッチングが成立した市町村数が４市町であるので、合計すると８市町がマッチングないしは協議継続中ということである。

内沼委員

１　行政報告書の２４３ページから２４４ページ、中小企業向けCO_2排出削減に資する設備導入に対する補助金だが、見ると補助件数が８１６件、補助額が１６億２，５０２万円ということだが、すごく補助率も補助件数も補助額も多いということで、補助が希望する業者、これは全てに補助が行うことができたのか、まず伺う。

２　同じ２４４ページ、家庭・企業等への省エネ・再エネ活用設備の導入支援等についての再エネ活用設備度導入に対する事業者に対する補助金を交付したとあるが、これは応募の補助件数が７件と書いてあるが、これで応募は何件あって７件採択になったのか。それについて伺う。

温暖化対策課長

１　この補助については、約５か月間の募集期間で予算額に達したため、募集を締め切った後、少しでも多くの方に利用いただけるようにキャンセル待ちの希望者を募っている。キャンセル待ちに応募した６４件のうち、３７件は採択できなかったが、それ以外の希望する事業者には全て補助することはできた。

エネルギー環境課長

２　令和６年度の応募件数であるが、１４件である。

内沼委員

１　先ほど３７件が採択できなかったというお話だったが、これについてはこれから継続して行っているのかどうか。３７件についてはなぜ採択できなかったか。それについては、令和６年度中にどのような理由で、説明を企業の方にしたのか、そのあとのフォローも含めて伺う。事項別明細書の説明調書の１５７ページに不用額が生じたと書いてあるが、キャンセル待ちが６４件あって３７件採択できなかったという中で、不用額が生じたというのはちょっと腑に落ちないが、その辺の不用額が生じた理由をちょっとお伺いしたいと思う。

２　もう１個の方だが、１４件応募があり７件採択したということで、残りの７件というのは、どのような理由で不採択になったのか伺う。

温暖化対策課長

１　事業者に対して説明してフォローができているのかということだが、採択できなかった事業者であるが、申請を取り下げた事業者が主になっており、事業者都合ということになる。申請の取下げが２１件という形になる。キャンセル待ちの不採択が３７件に至る。不採択については、ちょっと調査をさせていただきたい。

エネルギー環境課長

２　採択については設備のCO_2の削減効果などで順位付けを行い、上位のものから採択を行わせていただいた。採択を行わなかった７件のうち２件については、市の補助金を活用いただいた。残り５件のうち２件については、もともと要件で定めていた添付書類等が足らずに、審査をすることができなかった。残り３件については、CO_2の削減効果等を総合的に審査をさせていただき、採択をした７件よりもちょっと順位が低い状況であったので、３件については残念ながら採択をしなかったというような状況である。

温暖化対策課長

１　３７件の繰上げができないことに関しては、残り期間も含めて交付決定ができないという、残り期間工事が完了しないということで、これ以上は繰上げができないということで、説明をさせていただいており、フォローさせていただいている。もう１点については、不用額を減らす対策というところかと思う。不用額が生じた理由については交付決定後に申請を取下げた事業者がいたためということになる。不用額を減らす対策としては、申請の取下げが発生することを見越して、いわゆるキャンセル待ちの申請を受け付け、６４件の応募があり、そのうち２７件を繰り上げて交付決定を行ったというところになる。

内沼委員

１　ちょっと意味が分からないが、まずは最初に答えてもらった家庭・企業等の省エネの２４４ページであるが、ということはこの３件というのは順位が低い３件というのは、もうここで終わりということなのか。引き続き、もしこの人たちがもう一回そういうのをやってはもうその人たちはもう駄目だということか。ここで終わりということでもう一回登録するのはできないということでよいか。例えば、昨年度やったが今年度にもう一回やるなどそういうのは駄目だということなのか伺う。

２　それと先ほどの結局キャンセル待ちが６４件あった中で、３７件は採択なし。２１件は取下げということでこれ合わせると、４８件ということなのか、計算的には。不用額のところが生じた理由というのは、この６４件中２７件という話だったが、ちょっとその辺の意味合いがちょっともう分からないのでもう一度ちょっと教えてほしい。

環境未来局長

１　家庭系の補助金の方であるが、３件残念ながら６年度の審査においては、下の方の順位となってしまったので採択できなかったということであるので、改めて７年度に応募していただくことも可能かとは思う。その中でやはり順位付けはあるので、低いと採択がされにくいというのは理解いただければというふうに思う。場合によっては、上の方になる可能性もあるということである。

２　それから中小企業の方であるが、改めて整理させていただくと、５か月間補助金を募集して、その期間に応募があった方というのは、基本的には全て採択されたということである。その後に、先ほど理由として申し上げた事業者都合で取り下げる方が結構いる。やはり今年やめたとかお金がなくなったとかということでやめられてしまうと、予算が不用となってしまうので、それはキャンセル待ちという形で追加で募集をさせていただき、その結果６４社が応募されたということである。であるので、予算はもう超えているが、キャンセルが出たら採択するということでよいかということで、募集をして理解いただいて応募していただいたと。結果、取下げがその時点で２１件出たので、２１件に相当する分の予算を２７社の方に充てさせていただいたということである。結果として３７社は、キャンセル待ち応募いただいたが、ちょっと今回は採択できなかったということである。この方については今年度も同様の補助金があったので、そういう場合にはこういう新たに募集したということで、案内というのはさせていただいているところである。

深谷委員

１　行政報告書の２４３ページからの項目で、２４４ページに記載があるが、環境科学国際センターに太陽光発電設備、また、蓄電池を設置して、騎西特支に災害時に電力供給するための自営線の敷設を行ったとあるが、電力融通のこうした取組は非常に重要だと私も考えているが、具体的なこの取組の内容をまず教えていただきたい。

２　同様の取組を、川島のひばりが丘特支と中央防災基地内で、これは令和６年に設計をされているかというふうに思う。こちらは、平時からの電力融通をするという形かと思うが、この概要について教えていただければと思う。

エネルギー環境課長

１　こちらの取組であるが、委員からも話があったが、環境科学国際センターに太陽光発電設備と蓄電池の設置をさせていただき、隣接している騎西特支の方に自営線で接続をさせていただいた。平時は環境科学国際センターで太陽光発電を利用しており、非常時には福祉避難所である、特別支援学校に発電した電力を供給する。昨年度は設置工事を行い、今年度稼働をしている。再エネの活用について、平時には年間約６０トンのCO_2を削減することができており、エネルギーの融通によって、災害時の特別支援学校の非常用電源が確保できることが、この事業の効果だと考えている。

２　中央防災基地に太陽光発電設備と蓄電池を設置して、隣接する川島ひばりが丘特別支援学校と自営線で接続をして、電力融通を行うための設計を令和６年度に行わせていただいた。今年度設置工事の予定である。この取組によって、二つの施設の災害時のレジリエントの強化と年間１２７トンのCO_2の削減を見込ませていただいている。

深谷委員

１　CO_2削減とともに、災害時ということで、この環境科学国際センターと騎西特支の方であるが、これは災害時を想定した、いわゆるブラックアウトになったことを想定して、訓練するというような取組があったのかどうか、令和６年にそういう訓練をするということは、これはもともと電気なので、実際にやってみないと、稼働するかどうかは技術的には結構難しい面があり、６年にそういう訓練をすることを検討したのかどうか。

２　川島と中央防災基地の平時も融通するという設計の下、令和７年度も動いているわけであるが、私はこの取組はすごく重要だと思っているが、イメージとしてはちょっと専門的になるが、ＤＲ、その取りまとめるアグリゲーター、将来的にはＶＰＰをやるべきだと私はずっと言ってきているが、そういった検討をしてきたのかどうかお伺いしたいと思う。せっかくこの取組をやっているので、そういうイメージをお持ちなのか。

エネルギー環境課長

１　昨年度はマニュアルをまず作成をさせていただき、委員の指摘のとおり実際に災害時に電力融通がしっかり動かないと何のために融通の仕組みを整えたのか分からないので、まずはマニュアルの作成をさせていただいた。委員の指摘、本当にそのとおりだなというふうに思ったので、実際に訓練も今年度できるようにしっかりと検討していきたいと思う。

２　委員お話しのデマンドレスポンスとバーチャルパワープラントであるが、再エネの導入の拡大に向けては大変重要な仕組みだというふうに我々も認識している。今回の取組が、必ずしもバーチャルパワープラントまでは至っていないとは思うが、今回の取組を参考にして、ＶＰＰの事業者ともしっかり意見交換を行い、そのノウハウを市町村や民

間等にも提供するなど、ＤＲやＶＰＰの展開について検討をしていきたいと考えている。

小川（真）委員

１　森委員、栄委員からもあったが、２３３ページ、特定外来生物で、駆除の方法は両委員から質問あったと思うが、私は特にクビアカツヤカミキリやアライグマ、県境を関係なく動き回ると思う。それで他県との連携、例えば、合同作戦や、利根川挟んで合同作戦など、そういったことが去年度は会議とか持たれたものか。

２　２４１ページ、不法投棄の問題である。歳入の方で、収入未済額で行政代執行の未回収分というお話があった。不法投棄の見回り、あとは、監視等は説明いただき感謝する。やられてしまったというか、置かれてしまった後の対策というのは、去年度は話合いがあったか。

３　２３５ページ、森の番人の育成である。猟友会の皆さんの高齢化は全国的な問題である。埼玉県でも若手の森の番人が育てられるような取組が昨年度なされたか。

みどり自然課長

１　クビアカツヤカミキリについては、九都県市が連携をした会議を設置しており、この県境を跨いだ情報共有や、あるいは対策の交換など、そういった取組をしているところである。アライグマについては残念ながらそういった枠組みは今ないというのが現状である。

３　森の番人、若手の狩猟者の育成の場ということである。我々も若手をいかに入れていくのかということが課題という認識を持っており、長瀞射撃場、こちらの方で初級者研修といって、狩猟免許を取ったばかりの方を対象にしたいろいろな研修会を、近年、令和４年度から充実させて、そういった研修会の参加人数も少しずつ増えているというようなところである。そういった若手狩猟者向けのいろいろな研さんの場、こういったものを増やしていく取組を進めているところである。

産業廃棄物指導課長

２　不法投棄された後でどういう対策をすると、対策というかどういう行動を起こすかということで、まず、環境管理事務所の方で、土地所有者、あるいは行為者が分かれば当然この行為者に撤去するように指導をする。加えて、通常も不法投棄対策会議というのを警察も交えた形で実施している。そういうことで合同パトロールを行ったりとかもしているので不法投棄をまずさせないというところが一つ。もしされたものについては、基本的には残念ながら土地所有者が、処理、処分の対象となってしまうので、もちろん行為者が分かれば行為者に対して粘り強く指導するが、行為者がどうしても見つからないときは、所有者の方に撤去していただくような形になる。

環境未来局長

先ほど内沼委員の質問に対する答弁の中で、２１件が取り下げられたのでその分をキャンセル待ちとして繰り上げたというふうに申し上げたが、これは誤っており、２１件は最終的にキャンセル待ちで終わった後に、取下げがあり、２１件分が不用額として今回出てしまっているというものである。訂正させていただく。

岡村委員

１　行政報告書の２３１ページ、自然公園の保全や自然ふれあい施設の利用促進というと

ころである。この自然公園は、国立公園が一つと、ほか１０個と計１１、県内にあるということで、この説明の中に施設の整備等を行ったということであるが、その中でも、私の地元の安行武南自然公園については、令和６年度どのような整備を行ったのか、お聞かせいただきたい。

２　２３８ページの川との共生や保存に取り組む地域団体などの支援というところで、こちらは登録団体が７６８件で、活動支援が３１７件というふうになっている。登録団体を一定数増やそうということで新規でも３０件増えていっているのは有り難いが、支援をしているのが３１７と半分以下である。これは支援をしているのが３１７件で、それ以外でも、支援の申請がなくても活動をしているというのを把握しているのか、その辺の令和６年度の状況をお知らせいただきたい。

みどり自然課長

１　安行武南自然公園の令和６年度の整備状況である。安行武南自然公園においては、自然公園における土地利用の規制などを案内する看板があり、それが老朽化していたので、まずそれを撤去の工事をした。その上で、現在はその場所に、その場所は緑のトラスト保全地の一号地、ここになっており、ここが昨年度自然共生サイトに登録されたということを受けて、老朽化した案内看板に代わって、自然共生サイトに登録されたことを紹介する内容の看板、これを新たに設置したところである。

水環境課長

２　以前にも委員から同様の指摘を頂いているところである。その後、団体様の方に活動内容や支援の希望等に関するアンケート調査の方を行うなど活動状況の把握に努めていたが、頻繁に調査を行うことが団体様の方にちょっと負担を掛けるというような状況もあるので、令和６年度については県に求める支援の内容の調査にとどめているという状況である。一方、委員のおっしゃるとおり活動内容を把握するということは重要だと認識しているところである。団体様の方に余り負担を掛けずに活動状況を把握できるような方法を検討していきたいと考えている。

岡村委員

１　自然公園の件についてであるが、看板が替わっているのは目にした。あと、施設の管理や整備というのは、伐採とかそういったことも行っているはずである。私のすぐ近くのところには、もう資材置場やヤード的なものが、もうすぐ近くにある状況で、重機などももうすぐ近くまであり、そこの自然公園というふうに指定されている場所が、本来の県民、市民の皆さんからすると公園ではないような在り方になっており、本来この自然の風景を保護するとなっているが、風景を保護できていないような荒れ狂っている中で、先ほど不法投棄のお話もあったが、やはりある程度自然は、管理した中での自然と全くもってそのままの自然とあると思うが、場所的にも学校の近くであったり、今なかなか治安的にも難しいような場所の自然公園というふうになっているので、そういった木の管理やそういったのというのは、令和６年度、何回ぐらい行っていただいたのか、分かればお願いをしたいと思う。

２　あともう一つ、その川の応援団のことであるが、今後もやっていくというちょっと令和６年度から超えた答弁もいただいたが、一つちょっと私の聞き方が悪かったが、支援をしたのが３１７でそれ以外に支援をしてほしいという申請がないだけで、活動をしていただいた団体があったのかなかったのか教えていただきたい。

みどり自然課長

１　結論から申し上げると、県自らがこの自然公園の区域内で、木の管理伐採等を行ったということはない。なぜかというと、そもそも自然公園というのは、委員の方がおっしゃられたとおり、県内にある優れた自然の風景地を保護するために特定の地域を法令に基づいて指定し、当該区域内における宅地の造成や建築物の新築など土地利用を一定規制するということを目的に自然公園の保全ということで取り組んでいる。であるので、かなり広いエリアを比較的緩く指定をして、そこにかなり高層ビルを建てられない、大規模建築ができない、そういったものを規制するというところである。もう少し詳しくいうと、特別区域と普通区域ということで、２段階の規制があり、普通区域においては、一定の、そういう資材置場とかが認められないのかというと、そこは認められなくはないような規制になっている。このいろいろな伐採や管理においては、基本的に県の方で管理している、所有している山小屋や登山道、あるいは一定の園地、美の山公園など、そういったものに関しては、伐採等を県自ら行っている場合もあるが、この安行武南のエリアにおいては、そういった県が直接持っている園地はなく、結果として、県自らこういった管理の方を行っていないというのが状況である。

水環境課長

２　まず、清掃だが、主にやっている活動団体様、こちらちょっと他部局になるが活動報告を求めているという状況がまず一つある。また、そのほか我々の方で、例えば、団体様と企業様、一緒に活動ができるような場を作るようなところで少し応援をさせていただいているような状況がある。数は少ないが、そのような取組を通じながら、取組を把握しているような事例はある。

石川委員

１　行政報告書の２２７ページ、みどりの担い手の育成と支援についてである。活動支援補助の配分についてである。予算特別委員会でも伺ったが、企業と市民団体に補助をするわけだが、その割合が結果的に令和６年度どうだったのか教えていただきたい。

２　行政報告書の２３７ページ、合併処理浄化槽についてである。今年の特別委員会でも伺ったので、今度６年度の実績について伺いたいが、令和５年度に合併処理浄化槽設置の割合が低かった志木市１５％、朝霞市１８．４％、草加市１８．５％に、６年度にはどのように働き掛けをして、結果どのようになったのか。また、県全体の５３．０％が令和６年度には何パーセントになったのか伺う。

３　浄化槽法第１１条の年１回の検査についてである。これも受検率が低い狭山市９．２％、蕨市９．７％、富士見市２．６％、これらにどのように働き掛けて、６年度にどのような数字になったのか。また、県全体の３８．６％が６年度にはどの程度改善できたのか伺う。

４　行政報告書の２３９ページである。食品ロスの具体的な取組について、彩の国エコぐるめ協力店、先ほどもいろいろ出ていたが、令和５年度のどれだけの店舗数から増えて、令和６年度に５４２店舗になったのか説明願う。以前伺った答弁だと、令和３年度５０９店舗、令和４年度１２月現在で５１６店舗というふうにおっしゃっている。令和４年１２月の特別委員会で私が質疑しているが、そのときに、まだ取組を行っていない事業者にも実施していただけるよう、しっかりと取り組む、協力店数の伸びが小さくなっているので、しっかり周知していくと、令和４年時点で言っているが、先ほどの令和６年

度の数字を聞くと余り増えてないように感じる。令和６年度に具体的に協力店舗を増やすために、どのように取り組んだのか説明願う。食品ロスの関係でもう一つ、令和４年の時点でも、県のイベントの物販だとか、飲食物の販売において、このときに小盛り導入の働き掛けをどの程度したのかということで伺っている。過去にこのときには、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら県のイベントでも、小盛りの推奨は何か行うというふうにおっしゃっていた。令和６年度はどのように県のイベントに出展する方々にお願いしたのか、印象では増えている感じはほぼしてないが、６年度の状況を教えていただきたい。

５　行政報告書の２４７ページの環境アドバイザー、現在１３５人の利用実績について、これは数値だけ教えていただきたい。

みどり自然課長

１　みどりの活動支援補助金の配分内訳の実施結果ということである。内訳については、ＮＰＯ等の市民団体が５１件、金額にして４６３万３，０００円。企業が３件、１３０，０００円であった。件数ベースでは９４％、金額ベースでは９７％が民間団体ということで令和６年度は交付したところである。

水環境課長

２　浄化槽の関係のところについてお答えする。志木市、朝霞市、草加市など、合併浄化槽の割合が低いところについての働き掛けである。まず、我々、単独浄化槽から合併浄化槽に転換するに当たって、市町村補助をしている場合、市町村に上乗せで、県で補助をさせていただいているという状況である。委員の方から名前が挙がった市町については、市が補助を行っていないというような状況があり、令和６年度については、我々の方から働き掛けをしていないという状況である。

３　法定検査受検率のことかと思うが、狭山市、蕨市、富士見市、受検率の低かったところへの令和６年度の働き掛けである。この３市について、令和６年度は特にこちらから働き掛けをしていないという状況である。ただ、今年度、狭山市と富士見市については、我々の方に指導権限があるというところがあるので、現在は働き掛けをさせていただいている状況である。その結果であるが、令和５年度法定検査受検率は全県で、２４．０％だったところが２４．３％に改善している状況である。

資源循環推進課長

４　エコぐるめ推進事業について、それを具体的に広げるため６年度何をやったかということであるが、結論から言うと直接エコぐるめ推進事業を広げるための取組というものはやっていない。ほかの様々な食品ロスの取組の方にちょっと埋もれてしまっているというところがあるかと思う。また、前回の質問に関係して、エコぐるめ事業で県のイベント等に出ていただくというところであるが、令和５年度に県庁内の各課に通知をしており、令和６年度には通知を出すといったものは行っていない。あと、エコぐるめ協力店の数の関係であるが、先ほど、栄委員の質問のとき、５４２店舗というような話があったが、令和５年度が５３９店舗であり、令和５年から６年にかけては、３店舗増えているということである。

環境政策課長

５　環境アドバイザーの利用実績であるが、令和６年度の派遣件数は延べ１，０２８件、

その１，０２８件のイベントの受講者数は４１，４７６人となっている。

石川委員

１　みどりの担い手の関係で、結果的に９７%が民間ＮＰＯだったということであった。予算特別委員会のときに、民間の割合が少なくなって企業ばかりになっても困るという視点で伺った。ただ、実績を見たらほとんど民間だったということで、企業の割合が３社である。３件で少なかったということであるが、担当課としてはこの数字というのはどうなのか。３割ぐらいは行くべきだったのかとか、４割超えくらいはというのがあったのか、その辺の見解を教えていただきたい。

２　合併処理浄化槽についてである。県全体のこの単独から合併になったその割合について、５３%が６年度どうなったのか、先ほどお答えがなかったので、お願いする。それから、合併処理浄化槽にするのに、志木など３市に補助をしていないので、働き掛けはしなかったということであるが、市が補助をしてなくても働き掛け自体は、呼び掛けというか、協力のお願いというのはできたと思う。５年時点で志木が１５．０%と極めて低い数字である。この取組がなかったのが残念に思うが、その辺の見解をお願いしたい。浄化槽法第１１条の検査の関係である。数字の関係であるが、先ほど２４．３%というふうにあったが、私が持っている資料だと、全県で言うと、５年度で３８．６%だったと思う。お答えになったのは、多分全体だったのかと思うが、合併処理浄化槽の方だけ数字を教えていただきたい。

３　エコぐるめの関係である。実際には、令和４年１２月の特別委員会で、コロナが落ち着いた頃にしっかり周知もしていくということであったが、実態としてはほぼ何もしていなかったということである。そうすると働き掛けもしないで、ホームページ上で登録するのを待っていただけだったのか、確認する。それから、令和５年度には、県庁内のイベントでの小盛りだとか、物販についてお願いしたのに、６年度はそれをしなかった理由は何であるか。単に失念してしまったのか。理由を教えていただきたい。

みどり自然課長

１　企業の配分の実績が低かったということで、環境部としてはどういう認識だったのかということで見解を求められているということだと思う。令和６年度においては、この全体の補助金の中の一部として、ビオトープの創出に関する補助枠というものを新たに設けた。石川委員の方からは、このビオトープについても企業が多くなってはどうなのかというような質問が委員会の方でもあった。そういったことも踏まえて、我々としては一定のバランスが保てるように、枠としては７件の枠のうち、民間の市民団体が４件、企業が３件、こういったバランス感覚で募集の方をさせていただいた。実際のところは民間の市民団体が５件、企業がゼロということで、思ったより企業の方が出てくれなかったという印象でいる。また、令和６年度から県としては、企業のネイチャーポジティブの取組を後押しするような取組を始めた。従来、企業がなかなかこういった緑の創出、保全、活用、こういった取組が進んでいないというところがあったので、県としても企業に多く取り組んでもらいたいという思いを込めて取組をしていたところであり、そういうことからも企業の方から、もう少し昨年度補助実績だとか、補助の申請をいただいても良かったのかなというのが我々の見解である。

水環境課長

２　まず、全体の浄化槽に占める合併浄化槽の最新の状況であるが、こちらの方は申し訳

ない。まだ集計中であり、最新の状況が出ていないという状況である。また、数字の関係で、合併浄化槽の１１条検査の受検率であるが、こちらの方が今速報値という形になるが、３９．１%という形になる。それから、志木市等への働き掛けの見解である。志木市などは、ほぼ全域が下水道を整備するような区域となっている。なので、下水道が整備されているような状況のところについては、まずは下水道の担当課の方から浄化槽を下水の方に接続してほしいというような指導がなされているかというような形で認識している。

資源循環推進課長

３　エコぐるめ事業の登録についての関係であるが、ホームページのみであるかという話だが、それについてはおっしゃるとおりである。また、庁内の通知の関係、令和６年度にしなかった理由については、正確なことははっきり分からないが、ほかに食品ロスの取組をしていく中で、ちょっと埋もれてしまったのかなというふうに考えている。

委員長

誰なら分かるのか。

環境部長

３　細かい部分については、調査が至っていないが、このエコぐるめという決め打ちという形のＰＲではなく、食品ロス全般についての普及啓発ということに力を入れていた時期というふうに認識している。そうした中で、今、委員の指摘があったような、きめ細かなフォローというところまで行っていなかったと反省しているので、この部分も含めて、今後しっかり食品ロス、特に外食部分の削減に取り組んでいきたいと考えている。

伊藤委員

１　行政報告書２３１ページの緑のトラスト基金について伺う。２ページ目は緑のトラスト保全地の取得一覧と取得年度、要求資料の１２の２ページである。トラスト保全地の取得一覧と取得年度となっているが、平成２８年以降取得がない。令和７年約２，９００万を基金に積み立てて、基金残高は約９億８，０００万円となっている。そこで取得しなかった理由はどんなことか。そして、取得の検討はしたのか。

２　行政報告書２３３ページのニホンジカによる被害は農作物被害とともに樹皮を傷つけ再生不能にする被害もある。適切な頭数に管理することが必要である。県は、令和３年度に、第１３次埼玉県鳥獣保護管理事業計画を策定した。その中で、ニホンジカ生息数を来年度末までに平成２年度比で半減させるとの目標を掲げている。そこで尋ねるが、その目標達成のために年間４，０００頭程度捕獲しているが、実際は増加しているのが現状である。この要因はどういうふうに分析をしたのか。

３　事項別明細説明書の１５９ページには、不用額にニホンジカ捕獲促進事業費の委託料の執行が見込みを下回ったとある。なぜ、見込みを下回っているのか。

４　適正な頭数に管理していくためには、やはりハンターを増やしていくことが必要であるが、保護管理事業計画を見ると、狩猟免許件数、狩猟者登録件数ともに平成元年度以降右肩下がりである。育成のためには長瀞射撃場の重要性が増していると考えるが、どう分析されているか。

５　先ほども議論があったが、やはりハンターの力量を向上させるためには初級者研修会を令和４年度から行っているということだが、令和６年度の開催回数、参加者数は伸び

ているのか伺う。
６　行政報告書２４３ページ、先ほどの省エネルギーＣＯ$_2$排出削減対策の促進についてであるが、ここは先ほどの内沼委員の議論で私がまだ理解ができていない部分があるので教えていただきたいと思う。取下げ事業所が２１件ということであった。それで、キャンセル待ちの追加募集もされて埋めたというお話もあったが、それでも不用額が出ているのはどういう理由なのかお願いする。キャンセルに関して取下げの時期が、例えば、３月末に集中したなど、もう繰上げをする余裕がなかったのかどうかという、その部分をお尋ねしたいと思う。
７　これも先ほど議論があったが、２４４ページの家庭企業等の省エネ・再エネ活用整備の導入支援についてであるが、やはりこれも７件に補助をしたと。１４件の応募のうち７件に補助をしたというふうになっている。７件不採択という説明があったが、これは要件に合わなかっただけではなくて他の市の補償の方にも回ったというお話もあった２件ほど。なぜこの執行見込みを下回ってしまったのか、ちょっともう一度説明をいただきたいと思う。
８　行政報告書の２５１ページ、代替フロンについて伺う。オゾン層を破壊しないが、温室効果が高い代替フロンが上昇しているとのことである。要求資料１８でも東秩父村で、１０年前と比較して上昇していることが分かる。この分析について説明をお願いする。
９　ＰＦＡＳについて伺う。行政報告書２５２ページ、水質の常時監視に関わって伺う。要求資料１６、河川のＰＦＡＳの状況について、そして、要求資料１７、地下水のＰＦＡＳの状況について出していただいた。不老川の不老橋では指針値を超過するのが今回で３回目だそうだ。そこで伺うが、この原因については、いろいろ基地や工場由来だというふうに報道はされている。実際に、不老川の上流には入間基地がある。関係があるのではないか。そのような分析調査はしているのか。
10　地下水の問題であるが、令和５年からこの調査を実施しており、６年度は４４地点で調査を行い、そのうち吉見町の大字大串の１地点で指針超過をした。この４４地点としたのは増やしていただいているがなぜか。
11　２０２４年３月に我々の山下芳生前参議院議員が、ＰＦＡＳを製造、販売、使用している企業について調査を行った。その結果、埼玉には１７の工場や事業所があることが明らかになった。県はこのことを承知していたのか説明いただきたい。
12　行政報告書２５７ページ、建築物の解体現場における石綿飛散防止対策の推進について伺う。まず、報告件数は２１，４７２件とあるが、これは令和６年度増加しているのか。
13　そして、行政指導件数３件とあるが、この指導内容について説明いただきたい。

みどり自然課長
１　令和５年度末のトラスト基金の残高については、約４億９，０００万円となっており、これまでのトラスト保全地の平均取得経費が約３億円であることを踏まえて、トラスト保全地の選定は慎重に行う必要があるというふうに考えたためである。また、取得の検討はということであるが、県民から頂いた財源を有効に活用するためには、様々な意見を伺い、必要な調査を行うなど、慎重な検討が必要であるというふうに考えているところである。
２　増加している理由としては、温暖化の影響で冬でも餌が採れることができるようになり、ニホンジカの死亡率が低下したこと。また、耕作放棄地の増加等で生息域が拡大したことなどが挙げられている。なお、平成２３年度と比べて、個体数は増加してきてい

たが、直近の数字で見ると、令和２年度以降の推定生息数については減少に転じているところである。

３　ニホンジカについては、生息数が今申したとおり減少しつつある。減少していくと、シカの生息密度も低下してくることから、１頭当たりを捕獲する困難度が上がってくるということでなかなか捕獲が大量にいたときよりも難しくなってくるというところがある。そうした結果もあり、当初の捕獲目標数を実際の捕獲数が下回ってしまったということで執行残が出たというところである。

４　ハンターが取得する狩猟免許件数、また、狩猟者登録件数とも長期的には減少傾向が続いてきていたが、令和４年度以降は微増に転じてきている。こうした兆候を捉え、狩猟者を増やしていく必要があるというふうに考えており、狩猟者育成の拠点施設である長瀞射撃場の有効活用がますます求められているというふうに認識しているところである。

５　こちらの研修については令和４年度から開始しているが、開催回数については毎年度３回ということで変わりないところである。参加者数については、令和４年度が４３人、令和５年度が４４人、令和６年度が５６人と、毎年着実に増加しているような状況である。

温暖化対策課長

６　キャンセル待ち申請の１回目の繰上げ交付決定で全てを足すと予算を使い切る見通しであった。その後も申請の取下げが２１件ということで発生をしてしまったということで、この時点で再度交付決定を行ってというふうになると、年度内の工事が完了しないと、要は補助金の支給要件を満たすことができないということで、２回目の繰上げ交付決定ができなかったという事情がある。

エネルギー環境課長

７　内沼委員から質問を頂いた７件採択１４件申請の部分については、こちらは企業等への補助であり、企業等への補助については予算額を満額使わせていただいており、不用額は発生していない。不用額が発生したのは、家庭への補助の部分の一部である。

大気環境課長

８　本県では、熊谷と東秩父でフロン類の観測を実施しているが、両地点とも同じような傾向を示している。代替フロンが上昇している理由としては、オゾン層を保護するため、代替フロンへの転換が急速に進み、代替フロンを使用する機器からの漏えいが増加したことが原因と考えられる。

12　報告については、報告制度が始まった令和４年度の１４，５０８件、令和５年度の１９，１００件から毎年増えているという状況になる。

13　一件目については、石綿が付着した建材を現場の外に持ち出す際に石綿が漏えいした事案であり、事業者に対して搬出時には建材を密閉するように指導したというものになる。二件目については、石綿を含む建築物を解体する際に、掲示板などの未設置が確認されたため改善を指導したものである。三件目については、解体工事現場でシートによる隔離が不十分であったことが確認されたため、改善を指導したものである。全ての事案について、県において改善措置を現場で確認しており、改善後は大気汚染防止法に基づき適正に作業がなされているということを確認している。

水環境課長

９　令和３年度、４年度に不老川の不老橋での指針値超過を受け、川越市及び狭山市と協力して、不老川及びその上流にある久保川において原因究明のための調査を実施している。現時点では原因の特定には至っていないので、入間基地とこの指針値超過の関係の有無については分からないという状況である。

10　県の方では、県内全域をくまなく、また、地域の偏りなく調査をするため県内を、まず８キロメートル四方の４５区画に分け、その１区画を更に４分割して、分割した区域を毎年一つずつ調査して、４年で全県の調査を完了させるということを計画している。初年度である令和６年度であるが、この４５区画のうち、４４区画において最初の４分の１の区域を調査させていただいたものである。

11　大変申し訳ないが、指摘の調査については承知していなかった。県がＰＦＯＳやＰＦＯＡを製造、販売、使用している企業を把握する方法として、化学物質排出把握管理促進法、いわゆるＰＲＴＲ法等に基づいて、化学物質の取扱量の報告というのを頂いている。そちらの方に基づいて、現時点であるがＰＦＯＳやＰＦＯＡの報告はないという状況である。

伊藤委員

先ほどの家庭企業への省エネ・再エネの活用整備のところで、私が執行見込みを下回ったのはというところでお尋ねしたところで、それは企業だというふうに説明いただいたところだが、家庭部門において、執行見込みを下回ったのは申請が少なかったからなのか、それとも基準に達しないという方だったのかというのをお願いしたいと思う。

エネルギー環境課長

補助申請は、おおむね見込みどおりであったが、交付決定をさせていただいた後に補助金を辞退された方が約１２０件ほどあったことが不用額が生じた理由である。辞退をされた主な理由としては、こちらの補助金は自家消費、自分の家で消費をしていただくということを原則としており、固定価格買取制度、いわゆるＦＩＴを利用しないことを条件とさせていただいているが、交付決定後、ＦＩＴを利用することになったということで申請を取下げられたものである。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１１月４日（火）　県民生活部）

【説明者】
横内ゆり県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、島村克己県民共生局長、
尾崎彰哉こども政策局長、 渡邉和貴県民広聴課長、星野雄一広報課長、
小宮裕二共助社会づくり課長、 鵜澤浩美人権・男女共同参画課長、
堀達也人権・男女共同参画課共生推進幹、 川崎賢一郎文化振興課長、安部里佳国際課長、
山口将毅青少年課長、 髙野正規スポーツ振興課長、
柳沢伸明スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹、 築地良和消費生活課長、
佐藤和則防犯・交通安全課長

【発言】
渡辺委員
１　行政報告書の１５１ページ、バーチャル埼玉であるが、バーチャル空間を利用した魅力発信ということで、令和６年度からアウトドアエリアを追加したということであるが、こちらのアウトドアエリアのアクセス数、ユニークユーザー数、また１日の平均ユーザー数を教えていただきたいと思う。
２　行政報告書の１７９ページ、ｅスポーツの普及拡大についてであるが、ｅスポーツの普及ということで、令和６年度の具体的な実績と成果を伺う。
３　行政報告書の１６５ページ、埼玉の文化芸術の多彩な魅力発信についてというところで、参加育成事業とあるが、小中学校へのアウトリーチだとか重要性が非常に高まっていると思うが、この参加育成事業の公演数が毎年減り続けている、この理由を伺う。

県民広聴課長
１　アウトドアエリアは、６年度１０月から開始したものであり、半年間稼働している。アクセス数、我々はページビュー数という形で、これをアクセス数と捉えているが、こちらが８，１２６件である。月平均にすると、１，３５４件という数字である。また、ユーザー数、ユニーク、アクティブ等、質問があったが、申し訳ない。こちらについては、バーチャル埼玉自体が、企画財政部で全体システムを所掌しており、各エリアごとのユニーク数というのが、私の方にもないので、こちらについては答弁を遠慮させていただければというふうに思う。

スポーツ振興課長
２　ｅスポーツには、地域のにぎわいの創出、そして共生社会の実現など、社会課題の解決につながるといった多様な可能性があるが、それを県民に広く認識していただき、様々な分野で活用されていくように、その普及に取り組んでいるところである。令和６年度は、県内３会場で同時開催した普及イベントに、９，６１５名の方に来場いただき、そして同時に配信したインターネットで１５，０００人の方に御覧いただくということで、多くの県民の皆様に、気軽にｅスポーツに接する機会を提供させていただいた。そのほか、県庁オープンデーでの体験ブースの出展や、大型商業施設での体験会などを実施して、延べ２８５人の方にも参加をしていただいたところである。これらの活動が少しずつ実を結びつつあり、複数の県内の市町村が県と一緒に事業をやりたいと希望する

など、少しずつｅスポーツの裾野が広がりつつあるという状況だと考えている。

文化振興課長

３　参加育成事業についてである。令和５年度については、彩の国さいたま芸術劇場が大規模改修工事により、大半の期間を全館休館にしていたことに伴い、県内各地へ出張ワークショップを行ったことなどにより、合計で６２公演実施した。令和６年度については、リニューアルオープンをしたことにより、芸術劇場で行う公演数を増加した一方で、芸術劇場の外で行う公演数が元の水準に戻ったというようなところである。

渡辺委員

１　バーチャル埼玉であるが、アクセス数を伺ったが、ユニークユーザー数を把握していないということで、これは企画財政部でないと分からないということであるが、やはりこういう数字をしっかり共有すべきじゃないかと。そうでないと、このコンテンツがうまくいっているかどうかも分からないのではないかというふうに思う。１日の平均ユーザー数も聞いたが、１日どれぐらい使われているのかちょっと知りたいが、私も定期的に入るが、ほとんど誰もいなくて、本当にいつも寂しい思いをするが、しっかり魅力発信できているのか、その辺りをどう考えているのか。

２　ｅスポーツであるが、ｅスポーツの大きなイベントをやって、その拡大が図れた、ｅスポーツが広まってきたということであるが、民間もいろいろ大会をやる中で、民間の方でもｅスポーツをどんどんやっている中で、これは公共の利益にどうつなげていく方向性なのか。ｅスポーツを単に広げることが目的なのか。それとも政策目標があり、最終的にどこに向かっているのかというのを改めて伺う。それから、高校生のトレーニングキャンプもやっていたと思うが、これの実績も伺う。

３　埼玉の参加育成事業について、今回、外でのアウトリーチは、前に戻ったということであるが、これはリニューアルオープンが終わって、今後どうしていくのかということと、あと、この小中学校へのアウトリーチは県内全体に行き渡っているのか。その辺り、どういうふうに学校を選抜しているのかということも伺う。

県民広聴課長

１　ユニークユーザー数等を共有すべきではないかという指摘はもっともである。ただ、我々としては、６年度の状況はアクセス数で把握しながら事業を展開したというような状況もあり、現時点で持ち合わせてないことはお詫びしたいと思う。また今後、企画財政部の方で、システム、バーチャル埼玉全体の見直し等もやっているので、情報共有をしながら、その利用者を増やす取組というのをいろいろと考えていくような形かと思う。

スポーツ振興課長

２　ｅスポーツの今後の政策、目的、目標ということについてである。委員の話のとおり、民間でも様々な事業が行われているが、埼玉県においては、このｅスポーツの目的というか、効果というか、可能性について考えており、まず、集客効果による地域のにぎわい創出、そして、ｅスポーツが特に介護予防だとか、そういうものに効果があるというふうにも言われているので、そちらの方に着目をして、市町村等と連携をして、これらの効果をしっかり県民に周知して、それがつながるようにやっていきたいというふうに思っている。続いて、ｅスポーツトレーニングキャンプについてである。ｅスポーツトレーニングキャンプについては、今年３月に大宮の方でやらせていただいた。その際、

高校生向けのキャンプについては、ＶＡＬＯＲＡＮＴという、撃ち合うものである。高校生が、約２４人の方に参加いただいた。そして、それに合わせて、セミナー見学会を行ったが、それについては２６名の方に参加いただき、ｅスポーツの方を楽しんでいただいたということである。

文化振興課長

３　参加育成事業についてである。こちらの事業については、令和６年度までの累計であるが、延べ１７７校で約２６，０００人の児童生徒に参加を頂いている、大変重要な事業だというふうに認識をしているので、今後も引き続き実施をしていきたいというふうに考えているところである。それから、県内全域に行き渡っているのかと、どういうふうに選んでいるのかというところであるが、こちらについては、公益財団法人の埼玉県芸術文化振興財団に依頼をして、実施をしているところであるが、教育委員会を通じて募集を募り、地域バランス等を考えて、学校等を選んでいるところである。

渡辺委員

先ほどバーチャル埼玉で、１日の平均ユーザー数をちょっとお答えいただけなかったが、やはりイベントのときだとかは、関係者も含めてぱっと入ると思うが、常にどれぐらいのユーザーがいるかというところもちょっと調べるというか、見る必要があると思うが、そちらも把握されていないということか。

県民広聴課長

１日平均ユーザー数ではなく、ページビュー数で申し訳ないが、数字を持っているので、ページビュー数で言うと、１日平均４５になる。おっしゃるとおり、アウトドアエリアに限らず、様々なイベントだとかキャンペーンが行われると、利用数は増える形になる。逆に言うと、そういったことがないときでも、遊びにふらっと来ていただいて、県の情報に触れていただくというようなことが必要であって、そこは課題だというふうに考えており、様々な仕掛け等も今後も考えていかなきゃいけないかというふうには思っている。

小川（寿）委員

１　報告書の１７０ページの青少年非行防止対策の推進について伺う。非行の問題を抱える少年の立ち直り支援は極めて重要だと認識している。また、その対応についても、地域社会が一体となって、時間をかけて、粘り強い対応が不可欠であるというふうに認識をする。この事業の予算額及び決算額について、また、青少年の立ち直り支援の令和６年度については、この施策立案に当たって、どのような問題を抱える青少年が、県内にどの程度いるのか、その実情をどのように把握をされて、施策を立案されたのかについて伺う。

２　問題を抱える少年を対象に、農作物の収穫体験や、和菓子作り体験などの社会体験などを実施したというふうにある。その支出額、具体的な内容、及び受入人数が延べ４６０人とのことであるが、その実数について、また、その取組によって立ち直りができた少年の実績について伺う。

３　報告書１９０ページ、犯罪被害者等支援の推進について伺う。性犯罪等被害者支援の推進として、医療費（産婦人科・精神科等）とあるが、それぞれの予算額、支出額、そして実績について、また、カウンセリング及び法律相談弁護士の費用とある。これについても同じように、実績をお聞かせいただきたいというふうに思う。

４　犯罪被害者支援カードを配布したというふうに書かれているが、その支出額及び配布枚数、配布先についてそれぞれ教えていただきたい。

青少年課長

１　立ち直り体験交流会については、委託により実施をしており、委託料については、７６４，２００円であった。また、参加者数の合計としては１８２人ということになっている。

２　非行等の問題を抱える少年ということについてであるが、こちらについては、少年が非行に至る事情というのは、様々あるので、非行をはじめとして、不登校、いじめ、ひきこもり、心身の障害等の問題を抱える青少年を幅広く受け入れて実施をしており、児童自立支援施設、児童養護施設、不登校支援団体、生活保護世帯生徒の学習支援団体等を通じて募集をしているところである。こちらについて、実人数としては２９６人となっている。こちらの実績といったところについては、利用した団体からは、自分にも達成できるというふうに、自分にもできるという達成感が得られただとか、ルールを守ることの大切さを体得できただとか、参加者の非行防止、健全育成を見込む声が多数寄せられている。また、受け入れていただいた企業の方からも、こうした体験活動が青少年の非行防止、健全育成に効果が見込まれるという声を頂いている。

防犯・交通安全課長

３　医療費の支援であるが、性犯罪被害者の被害状況の把握、被害によって生じた傷病等の応急的な処置、精神的ダメージに対する心のケア、これを図るために、警察で届出をしない又は届出を迷っている、こちらの方にも適切な医療的措置が受けられるように、医療費の支援を実施している。医療費の支援額については、原則として、被害者１人１事件当たり１００，０００円を限度としているが、人工妊娠中絶を含む場合は、原則として３００，０００円を限度としている。支援実績については、総件数３３件、合計５９１，０００円であり、その内訳は、産婦人科が２６件に対し、５０６，０００円、精神科が７件に対し８５，０００円であった。次に、カウンセリングであるが、精神科を受診し、医師がカウンセリングが必要と指示した場合は、医療費支援の対象にカウンセリングも含めているが、支援実績はなかった。なお、カウンセリングのみを希望する方に対しては、アイリスホットラインの業務委託先である埼玉県犯罪被害者援助センターにおいて、独自事業として、週３回カウンセリングを行っており、カウンセリング件数は１７３件となっている。最後に、法律相談であるが、性犯罪被害者等に対し、刑事、民事、行政手続を問わず、弁護士による法律相談の費用を、被害者等１人１事件当たり１０，０００円を限度として支援している。支援実績については、７４件、８１４，０００円であった。

４　犯罪被害者等支援カードは、アイリスホットラインや彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの相談電話番号や、支援内容を案内するＱＲコードを掲載した運転免許証サイズのカードである。県では、県内の中学１年生、高校１年生の全員に約１２０，０００枚を配布したほか、県警察や埼玉県犯罪被害者援助センターと連携し、イベントやキャンペーンでの配布、市町村への配布など、合計２５，０００枚を配布し、支出額は４１９，０００円であった。

小川（寿）委員

立ち直り支援について再度伺う。先ほど冒頭申し上げたように、やはり今答弁にもあっ

たが、やはり少年の抱える問題というのは、一人一人その生い立ちから現状において、様々な課題がある中で、非行問題を繰り返すという少年が少なくないと思うので、単に一部局の対応で、それがなかなか解決に結び付くものではないと思う。また、地域が一体となって、大人一人一人が一人一人に寄り添うといった対応が必要であるが、その上でも、県においても、他部局において連携して取り組んでいると思う。この令和６年度の取組の実績を踏まえて、埼玉県庁内において、どのような、それぞれの他部局間での課題を分析して、今後に向けた取組も、６年度内に検討されたのか、伺いたいと思う。

青少年課長

県内、庁内の連携体制については、再犯防止を所掌している福祉部だとか、それから県警と密に連絡を取り合って、どういった非行少年の課題があるのかだとか、再犯に向けたどんな取組が必要なのか、こういったことについて、庁内だけでなく、再犯の防止をするために、住民の方だとか、非行防止のために支援をしてくださる方、団体の方にも協力を頂きながら、その取組を広げていきたいと考えて、進めてきたところである。引き続き取り組んでいきたいと考えている。

栄委員

１　行政報告書の１４９ページ、デジタル媒体による広報について伺う。令和６年度は、埼玉県広報アンバサダーが、県の魅力発信情報などを１，１１６件発信いただいたとのことである。こうした情報は県内のみならず県外、国外へと、また、関心や愛着を高めていきたい若年層などに対して、県の魅力や取組を広く周知していただくべきというふうに感じている。そこで、埼玉県広報アンバサダー起用の狙いを改めて伺うとともに、投稿内容、また、それによる成果について伺う。

２　行政報告書１６４ページ、「６　文化芸術の振興」について、（１）の「イ　埼玉県文化振興基金の充実及び活用」について伺う。ホームページでも公開されているが、基金の状況では、令和６年度、寄附金の金額が大きく減少している。また、県主催事業等への支出が、令和４年度から比べると大きく減少している。これらについて説明願う。

３　文化振興基金を活用した助成事業の成果について、助成事業のカテゴリーごとに、具体的な成果報告があるのか伺う。また、助成を受けたい団体のニーズについては、どのように把握しているのか伺う。

４　行政報告書１８５ページ、物価対策事業の推進についてである。物価見通しの調査は十分実施しているのか、確認をしたいと思う。そこで、どのように調査したのか、調査方法、内容について伺う。また、その結果、物価安定対策として、どのような成果に結び付いていったのか、この辺りも含めて伺う。

広報課長

１　埼玉県広報アンバサダー起用の狙いについてであるが、若年層への発信力がある埼玉県広報アンバサダーに、堅いイメージを持たれがちな県の取組についても、若者が見たい、知りたいと思う視点で発信してもらい、県が発信する情報に対する興味、関心を高めることが狙いとなっている。ジャンルの異なる埼玉県広報アンバサダーが、それぞれの得意分野で発信することで、より多くのターゲットに訴求する発信が可能になったと考えている。続いて、投稿内容と成果についてであるが、埼玉県広報アンバサダーには１，１１６件の投稿を行っていただいた。このうち、県からテーマを設定し、埼玉県広報アンバサダー自身が取材して自身のアカウントと県の公式アカウントで同時に発信

する、いわゆるコラボ投稿と呼ばれるものを行っているが、例えば、「渋沢栄一」だとか、「エスカレーターの安全利用」など１４のテーマに対して、１１４件の投稿があり、閲覧総数は約３００万回を記録している。成果として、例えば、こういった投稿を行ったことで「取組に大賛成である」だとか、「全国に広がってほしい」などのコメントが寄せられるなど、今までなかなか啓発系の情報が届きにくかった若年層に対して、県の取組を届けることができたと思っている。

文化振興課長

２　寄附額についてである。こちらについては、年度によって増減があるが、例年は３００万円から５００万円程度で推移をしているところである。ちなみに令和５年度であるが、約８８０万円の寄附があった。こちらについては、新規の個人の寄附者で、高額の寄附をお寄せいただいた方が複数名いらっしゃったことから、例年に比べて非常に高い金額の寄附を頂いたというふうに考えている。今後も寄附を増やしていくことというのは重要だというふうに考えているので、周知等に引き続き努めていきたいと思う。それから、県主催事業の関係である。こちらについては、令和４年度と比較した場合であるが、令和４年度をもって、基金充当事業を一つ減らしたということが、充当金額が減っている理由である。具体的には、事業開始から１４年実施をしてきた童謡コンサートについて、事業目的を一定程度果たすことができたというようなことから、令和４年度で廃止をしたものである。ただし、県主催事業と、基金を活用した助成事業を合計すると、令和４年度が約１，３８０万円のところ、令和６年度については１，５２０万円であり、全体では増加をしているところである。

３　基金を活用した助成事業の成果である。こちらについては、助成を受けた団体から、実績報告書を提出していただき、成果を示していただくようにしているところである。こちらについては、例えば、アマチュア文化団体の成果発表への助成については、日頃の練習の成果を発揮できた充実したコンサートとなっただけではなく、多くの方々に来場いただき、地域や年齢などを問わず、生演奏を楽しんでいただくことができたというようなことなど、団体の活動の助けになったというような意見を頂いているところである。それから、助成を受けたい団体のニーズである。令和６年度の募集に当たっては、市町村や公民館へのチラシの配架、それからホームページを通じた周知を行い、助成を必要としている団体への周知に努めて、申請を募っているところである。

消費生活課長

４　年末年始に需要が増大する水産物、野菜、果物の生鮮食品と、あとはガソリン、灯油の価格の見通しについて調査を行っている。調査方法であるが、水産物については、株式会社埼玉県魚市場に、また、野菜、果物については、浦和中央青果市場株式会社、ガソリン等については、埼玉県石油業協同組合に対し、それぞれヒアリングをさせていただき、調査を実施している。調査内容としては、水産物については２７品目、野菜については２９品目、果物については８品目、それとガソリン、灯油について、年末年始の価格の見通しを、前年比で、安い、やや安い、平年並み、やや高い、高い、の５段階で評価し、その結果を公表している。次に、価格調査の成果であるが、一般に価格見通しを示すことにより、極端な価格変動を防ぐことができるというふうにされており、そうした成果を期待して、毎年度調査をさせていただいているところである。

栄委員

１　埼玉県広報アンバサダーの関係であるが、こちらの閲覧の状況だとか、具体的な例もお示しいただいたが、さらに、ちょっと成果について重ねて伺いたいが、ＳＮＳにおいてはどういった層にどの程度リーチしているのかという情報だとか、埼玉県広報アンバサダー起用によって新たな層にしっかり届いているのか。こういったことも、インサイトなどの情報から取れると思うが、この辺りのＳＮＳ分析の結果など、詳細を教えていただきたい。

２　文化芸術の振興の方であるが、寄附金の額だとか県主催事業の支出等々、説明いただいたが、助成を受けたい団体のニーズの把握について、もう少し伺いたいと思うが、ニーズの把握というより、逆に、助成を受けたい団体から申請を受けて、それが採択されないケースというのはどのぐらいあるのか、その辺り、ニーズの把握とは逆に採択されなかった状況というのはどういうケースがあるのか、この点、もう少し詳しくお示しいただければと思う。

広報課長

１　インサイトの分析などを見てみると、３４歳以下のいわゆる若年層のフォロワー数が約２０％という状況になっている。若年層の新聞購読世帯が減っている中で、従来の紙による、広報紙では届かなかったような層に、こうしたデジタル媒体によって、県の広報を届けることができていると考えている。例えば、県外、国外という話も委員の方から先ほど質問があったが、県外という視点で見てみると、例えば、来園５周年となった「クオッカ」をテーマにした投稿だと、県外の方から、「こどもの楽園が多くてこどもに優しい埼玉県に是非行ってみたい」というコメントが寄せられたり、国外という視点で見てみると、海外のフォロワーが多い埼玉県広報アンバサダーが、埼玉の伝統文化などを紹介した投稿などを行うと、「すばらしい」「いつか埼玉に行く」と、外国語でのコメントも寄せられたり、これまで届かなかった層に一定の情報を届けることができたのではないかと考えている。今後も、タイトルやハッシュタグの付け方、画像、写真の色合い、構図など、若い人が見たくなるような工夫を重ねて投稿することで、若年層との貴重なコミュニティチャンネルとして、引き続き認知拡大に努めていきたいと思っている。

文化振興課長

２　文化振興基金の助成事業についてである。昨年度、令和６年度の実績を申し上げると、６年度の申請については８１件、申請を頂いたところである。そのうち、交付決定をされたのが７１件という形である。採択されないケースというものであるが、こちらについては、基本的には、次の四つの観点を中心に、文化団体だとか、マスコミ、経済界などから選出された審査委員による審査委員会の意見を踏まえて、総合的に判断をしているところである。まず、四つの観点を言うと、実現性、事業内容、経費の適正さ、事業効果、こういったものを判断基準に、審査委員会で審査をしていただき、点数を付けていただき、採択をするというような形で助成の決定をしているところである。

栄委員

埼玉県広報アンバサダーの関係で１点、再度伺う。今も２０代だとか若者層にも、広くリーチがされている状況も伺えた。私もインスタグラムを見ており、県公式のものと、それから埼玉県広報アンバサダーが発信しているものと見ているが、埼玉県広報アンバサダ

ーから割とグルメの情報だとか、お勧めのお出かけスポットの情報だとか、かなり魅力的に映るように発信を頂いていると感じるが、例えば、県公式アカウントからは、リチウムイオン電池の注意喚起の投稿だとか、そのほか防災の情報だとか、先ほども話題に出たバーチャルユースセンターの情報、是非参加いただきたいといった情報も発信したり、また、子育て情報だとか、県公式の方は県民のためになる情報を割と多く発信しているが、こうした情報に、若年層だとか関心の薄い層にも、ミックスしていくというか、そこに届けていければなおいいのかと思っており、グルメだとかお出かけ情報に終始するだけではなく、そこも埼玉県広報アンバサダーに絡めていただくと、この拡散力を生かしていただくとよりいいのかと思うが、その辺りのコラボ投稿等も含めて、どういった対応がされたのか伺う。

広報課長

コラボ投稿は県の公式アカウントと埼玉県広報アンバサダーのアカウントで同時に発信するため、埼玉県広報アンバサダーが本来持っているフォロワー層にも県の取組を見てもらえる。今までグルメだとかお出かけ情報ばかり見ていた人に、リチウムイオン電池の注意喚起だとか防災だとか、そういった情報も見てもらうことで、リーチする層の拡大を図っている。今後も、委員がおっしゃるとおり、お出かけやグルメ情報だけでなく、県政情報を届けられるように、コラボ投稿などを通じて、リーチを図っていきたいと思っている。

安藤委員

１　青少年の健全育成について、埼玉県青少年健全育成・支援プランに基づく取組が進められているが、令和６年度の実施によって、青少年の意識や行動にどのような変化、成果が見られたのか、特に県民アンケートの参加者の満足度など、定量的、定性的な評価をどのように行ったのか伺う。

２　青少年が学びの体験をする教室やスマートフォンの適正利用に関するネットアドバイザーの啓発が行われたとのことであるが、ＳＮＳ利用の低年齢化が進む中で、小学生や保護者への支援をどのように行ったのかお聞きする。

３　埼玉の魅力発信について、ブランド総合研究所の都道府県魅力度ランキングでは、２０２５年は最下位となったが、この結果を踏まえて令和６年度の取組の認識を伺う。

４　クラウドファンディングについて、実施の件数の報告というものはいただいているが、いわゆる実施意向、やりたいと思っているにもかかわらず、いろいろな問題があってできなかった件数というものが何件あるのかお聞きする。

５　先ほど渡辺委員からも話があったが、バーチャル埼玉については、若者世代に関して、波及効果というものがどうであったのかお聞きする。

６　県の魅力度や観光につながるというふうにも、最初の方にバーチャル埼玉も言われていたが、バーチャル埼玉を経由して観光情報を閲覧したり、県内のイベント施設への訪問につながった実績はあったのかどうかお聞きする。

青少年課長

１　第１３期の埼玉県青少年健全育成・支援プランについては、令和５年度に開始をして、六つの指標を設定した。関係部局と連携して、県庁全体で取り組んでいる。六つの指標のうち、青少年の意識や行動に関する指標である「県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合」というものについては、策定時よりも改善しているところである。また、

「児童生徒が身に付けている『規律ある態度』の達成状況」というのは、県が設定した規律ある態度１２項目のうち、小２から中３までの８割以上が身に付けている項目の割合というものであるが、中学校については策定時よりも改善したが、小学校は策定時よりも後退してしまった。これは、「話を聞き、発表する」という項目に関して、児童が一人一台端末となるなど発表方法が多様化したことから、「発表した」という実感が持ちにくいということが原因の一つと考えられている。開始して２年目ということで、全体的な変化、成果を判断するのが難しいところであるが、計画の基本理念である「子供・若者が、誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現」に向かっていると考えており、これらの指標については、全て埼玉県こども・若者計画に引き継いでいる。それから、定量的、定性的な評価についてであるが、各事業で実施しているものとして、例えば、こどもたちにリアルな職業体験を提供する「リアル体験教室」というものでは、終了後にこどもたちに対して、アンケートで満足度や感想を聞いたり、また、保護者に対して追跡調査で、こどもの行動等に変化があったかといったことを調査し、評価をしているところである。

２　青少年のＳＮＳの利用、低年齢化といったことについての質問である。県では、デジタル社会に生きるこどもたちがリスクに対処してネットを利用し、保護者が適切に見守ることができるように、保護者やこどもたちに対して啓発を行う「こども安全見守り講座」を小学校等で開催をしている。令和６年度は、小学校では１１７回開催し、１８，３５８人の保護者とこどもたちが講座に参加をした。近年、ネット利用の低年齢化が進んでいることから、スマートフォン等の心身に対する影響、それから、発達において、睡眠、運動、体験といった成長に大切な時間が減ってしまうこと、そして、利用時間などの家庭でのルール作りが重要であることについて扱っている。さらに、令和６年度は、講座資料を見直して、ＳＮＳ投稿の長所、短所を理解させたり、ネット上の偽情報への心構えや対応について具体的に考えながら取り組めるよう、事例を豊富に盛り込んだ資料にするなどの強化を図り、令和７年度から活用しているところである。

県民広聴課長

３　魅力度ランキング最下位を踏まえた、令和６年度の取組の認識ということである。まず、令和６年度の取組については、一番大きなトピックとしては、やはり渋沢栄一翁が新一万円札の肖像に採用されたということである。それを契機に、「渋沢といえば埼玉県」という、このイメージの定着を図るために、部局横断で様々なイベントや広報を実施したところである。また、それ以外にも、例えば、今月１４日にも開催されるが、県庁オープンデーであったりだとか、あるいは、我々で所管しているようなＳＮＳなどにおいて、令和６年度当時は２連覇中であった、全国いちご選手権、今年度とうとう３連覇したが、「あまりん」であるとか、あるいは、昨年、全国梨選手権で最高金賞を受賞した「彩玉」など、選りすぐりのグルメ等の魅力発信をしたところである。委員から話があったが、魅力度ランキング、確かに魅力度は最下位となってしまった。一方で、実はこの調査の中で、主要調査指標というのが８項目掲げられている。魅力度と同じレベルの重要度というものであるが、その中の一つ、認知度というものがある。こちらは、この取組のおかげというふうに言えるかどうかは少し難しいが、この認知度については、令和６年度は、１４位であったが、今年度は１０位という形で上昇している。あくまでも、一つの民間事業者の調査である。我々の取組がこれにどれだけ寄与しているのかというのは正直申し上げられないところである。また、都道府県の何を魅力として感じるのかというのは、皆さんのそれぞれの感覚だと思う。例えば、教育では、実は埼玉県は

トップレベルである。２位というような数字もある。今年度の話であるが、住んでみたいかどうかを示すような居住意欲度というものもあるが、これも全国３分の１の上位に入っている。他の事業者による調査もあり、やはり住みやすさというのは上位になっており、最下位自体は非常に残念であるが、これに一喜一憂せず、しっかりと地道に魅力発信をさせていただければというふうに思っている。

５　バーチャル埼玉の若者世代への波及である。我々の方では、所管しているのが三つのエリアであるが、申し訳ない。バーチャル埼玉自体は、年齢や性別などを登録しなくても利用できるというところもあり、我々で把握している部分については、若年層への波及効果というのはなかなか分からないが、先ほど申し上げた県庁オープンデーなどで、体験ブースなども実施している。やはり、こどもを連れた家族の方の利用が多いので、若年層との相性がよいのではないかというふうに考えている。

６　バーチャル埼玉の県内訪問につながった例はあるのかということである。こちらについても、アウトドアエリア内で、実はアウトドア企業である株式会社モンベルと連携をして、山登りセミナーというのを開催した。実際に、参加者の方からは、バーチャルの中で、出掛けることを想定した質問があったり、開催後のアンケートでは、やはり山登りをしたくなった、あるいは、長瀞周辺、宝登山関係の観光情報の話をしたが、そこら辺の観光情報が知れてよかったというようなアンケート結果もある。魅力発信というのが主であり、数字として、実際にこれが何件訪問につながったのかという数字は持ち合わせていないが、一定の成果はあったのではないかというふうに考えているところである。

共助社会づくり課長

４　実施意向があるにもかかわらず、できなかった件数であるが、令和６年度中に、クラウドファンディングの実施について９件の相談を頂いたが、そのうち実施に至らなかった件数は６件である。

安藤委員

１　バーチャル埼玉の件であるが、先ほど渡辺委員からも話があったが、年齢層が分からないという部分が相当結構問題かと私は思っており、やはり私も入ったときに誰もいなかったことがあったので、まず、調査内容に関して、やはり皆さんで令和６年度に見直しというのを一つ一つ考えなかったのかというのをちょっとお聞きしたいと思っている。先ほどの観光の関係も、分からないけど寄与したと思うというお答えもあったけれども、そういったものの効果が分からないということに関して、皆さんでそういった意見が出されなかったのかどうか、というのをまずお聞きをしたいと思う。

２　クラウドファンディングの件で、やりたかったけどできなかったものが６件あったということであるが、主な理由は予算的なものなのか、それとも１回も引き合いが来なかったのかだとか、そういったものも含めて詳細をお答えいただきたい。

県民広聴課長

１　年齢層の方が分からないのが問題であり、そこら辺の改善に向けた意見が内部で出なかったのかということである。行政として初めての試みをさせていただく中で、様々な、当然その議論はさせていただいたものと承知している。なかなか至らない部分もかなり多いとは思うが、またこういった、出てきた課題、指摘いただいたことも含めて、企画財政部と調整させていただきながら、また今後の事業に生かしていければというふうに

考えている。

共助社会づくり課長

２　クラウドファンディングで、実施に至らなかった６件の理由であるが、相談者の事業実施の準備が整わなかったことが主な理由になっている。

宮崎委員

事項別明細書説明調書の１１８ページの、国際交流費の中の（６）イの日本語学習支援事業費とウの多文化共生のＳＡＩＴＡＭＡづくり事業費について質問させていただく。この（６）イの日本語学習支援事業費は４３９万８，０００円が決算の費用で書いてあるが、当初予算では６２１万３，０００円である。多文化共生のＳＡＩＴＡＭＡづくり事業費に関しては、５０５万２，４２９円と決算では書いてあるが、当初予算では５０５万８，０００円の予算で、満額使っている。イとウ、両方とも、アウトカムというのか、当初の予算見積調書では、多文化共生のお手伝いをできる人材育成数は１，０００人を目標にしているというふうに書いてあり、行政報告書を見ると、１６８ページであるが、多文化共生ボランティア育成研修等受講者数が５１９人で、日本語学習支援者向け研修受講者数が４９３人で、１，０００人を超えているので、これで当初の見込みどおりの結果が出たというふうに考えているのかどうか、質問させていただく。

国際課長

当初の目的としては、日本語学習者の講座、そして多文化のボランティア研修の、それぞれにおいて、多文化共生を担う人材を育成するということを目的としていたので、目標とする人数を達成したと考えている。

宮崎委員

内容を見ていると、やさしい日本語を教えられる行政機関の職員に、サポーターとなってもらえるというのが、多文化共生のＳＡＩＴＡＭＡづくり事業で、日本語学習支援向け研修というのは、日本語学習についてという形で、何かその成果指標自体を一緒にするということが、そのレベルが違うのではないかというふうに思ったが、令和６年度、どのように考えられたのか。

国際課長

当初、我々は、多文化共生を担う人材の育成ということで、様々な方面から人材の育成を考えていた。例えば、県民の方には、日本語の学習の支援をする方、そして多文化共生に携わる方を育成したほかに、今回、やさしい日本語を教えられる、中心となって担う市町村の職員の方を育成することによって、さらに、市町村を通じて、住民の方にやさしい日本語を通じた、多文化共生人材も育成できるのではないかということを目的として、今回、県民のほかに、市町村の職員の方も育成するような形で目標を立てたというところである。

宮崎委員

この日本語学習支援のホームページのところを見ていると、埼玉県居住外国人数と、地域日本語教室運営団体数の分布図ということで、各６３市町村に、外国の方の人数と、あと教室運営の人数が書いてあるが、今回の日本語支援の事業において、６３市町村におい

てゼロという、６３市町村中の日本語教室運営団体数がゼロというものは解消されたのか。

国際課長

まだ日本語教室が開催されたということが確認できない市町村も事実としてある。外国人の人数も、やはり市町村によって違うことから、関心もやはり違っていると考えており、ただ、外国人の住民の方というのは増えているので、全ての市町村において、日本語教室を開催できるような、そういった取組を県でもバックアップしていきたいと考えている。

岡村委員

１　行政報告書の１６８ページと、今、宮崎委員からも質問があった、外国人が暮らしやすい環境整備の、まず、相談を行っているということで、外国人総合相談センター埼玉において、生活相談だったり専門相談、情報提供を行ったということで、５，９００超ということであるが、どのような相談件数が多かったのかを教えていただきたい。

２　日本語学習支援者向け研修受講者が、１９３名の方に受講していただいたとある。まだ、埼玉県内全域だと、日本語教室ができるようなところが整っていないということもあり、あと、正に多文化共生と併せて、あらゆる角度から外国人を支えていこうという体制を取っているというふうにおっしゃっており、実際に、日本語学習支援の研修を受けた方というのは、自身の地元なり、周辺でやられている日本語教室などでしっかりと講師、若しくはそういう支える側として、役割を果たせている状況なのか、その辺まで、令和６年度、把握ができているのか、教えていただきたい。

３　１７４ページのスポーツの振興についてであるが、以前から、埼玉県のみならず、日本全国で、なかなかスポーツをされる方が、若い女性だったり働く世代だったり、あと子育て世代というのが、機会が少ない。県では、スポーツ推進計画にもあるように、そういったなかなかスポーツに接することのできない方々に、スポーツをしていただく機会や場所を提供するかというのが課題だと思うが、令和６年度、新たにそういった層に向けて取り組まれたことがあれば教えていただきたい。

国際課長

１　令和６年度の相談内容は、在留資格や出入国管理に関することが最も多く、約３０．７％を占めていた。次いで医療、福祉、年金や仕事、労働に関することが、多い相談内容となっている。

２　日本語の学習支援に関して、こちらについては、活動実績もあるような方もいる講座であることから、活動の有無というのは聞いていないが、研修の中に複数の日本語教室のスタッフとの交流会というのを設けており、研修の受講者の学びが実際の活動につながるような内容に工夫している。実際、参加していただいた日本語教室からは、講座に参加した方がボランティアとして参加していただいているというような結果も聞いており、そのような成果につながっていると感じている。

スポーツ振興課長

３　スポーツの機会と場の提供ということで、６年度に新たに取り組んだことである。まず、令和６年度に新たに取り組んだ事業としては、３月に宮代町で、県民を対象とした水泳体験のイベントを実施した。このイベントの目的は、委員お話しのとおり、増加傾向とはいえ、まだ目標に達していない週１回スポーツをする県民の割合、いわゆるスポーツ実施率の向上を目指すことと、それから現在川口で建設中の県内初の公立屋内５０

メートルプールの気運醸成を図るため、この二つの目的で、スポーツ実施率が低い傾向が出ている３０代、４０代の子育て世代の方々をターゲットにした親子体験会の形式でやらせていただいた。当日は、パリオリンピック代表の松山選手を指導者に迎えて、６８名の親子の方に参加いただいた。参加いただいた方が、「久々にこどもと水泳をして、水泳の楽しさを感じた」と、大変好評の声を頂き、水泳競技の気運醸成や、県民のスポーツの場の提供に多少なりともつながったものと考えている。ターゲットは、主には子育て世代だったが、実は高齢者の方にも参加を頂き、高齢者の方が、「テレビで見た有名な選手から、自分のような高齢者に一生懸命指導していただき、非常にやる気が出た。これからも長く続けていきたい」というような話も頂いた。そして、あわせて、熊谷スポーツ文化公園でスポーツフェスティバルやふれあいピック、これは例年やっていることであるが、この中で、もちろん３０代、４０代の方も含めてであるが、新たにパラダンススポーツだとか、エクササイズだとか、体験ブースをリニューアルしている部分を設けて、メニューを工夫し、高齢者も含め、いろいろな方に対応いただけるような形を取った。

岡村委員

最初に伺った相談の内容についてだが、出入国管理だとか、在留資格だとか、あとは医療、福祉的なことだとか、年金のことというのはかなり専門性が高いと思うが、相談を聞いていただき、それだけでよかったという方より、その先を多分求められて、相談されている方が多いと思うが、そういった後の、どこかにつなぐというところまでしっかりやれたのか。

国際課長

外国人総合相談センターの更なる相談のつながりということであるが、まず、総合相談センター埼玉では、専門相談として、出入国管理の関係では、入管庁の職員の方が、専門相談に応じたり、法律相談といった専門相談もある。総合相談センターの重要な役割として、まず、外国人の困り事を聞いて、それを更なる違う相談窓口につなぐというようなことが重要な役割としているので、更に相談が必要な場合は、そういった窓口につないでいるところである。

野本委員

１　１６３ページの、困難な問題を抱える女性支援事業について伺う。男女共同参画推進センターＷｉｔｈＹｏｕと、婦人相談センターが統合されたが、支援の在り方などに変化が生じたかなど、そのことに対する評価をどうお考えか伺う。

２　令和８年度末までに全市町村の基本計画の策定を目指すということであったが、令和６年度末の時点で、１３市町で策定され、検討中が２６市町と伺っている。市町村の計画策定に対しては、どのような支援をされたのか伺う。

３　自ら声を上げにくい方々に対しては、待っているだけではなくて、アウトリーチをしていくことが大切という視点からは、民間団体との協働が不可欠と考えるが、令和６年度の取組に対して、成果と課題について伺う。

人権・男女共同参画課長

１　男女共同参画推進センターと婦人相談センターが統合したことにより、男女共同参画推進センターが新たな女性支援の拠点となり、相談から一時保護、自立支援、アフター

ケアまでのトータルな支援が可能となった。また、相談窓口を一本化したことにより、女性からの様々な相談をワンストップで受けて、相談員間の情報共有を円滑に行うことができるようになり、相談対応の質の向上につながっていると考えている。

２　県内の市町村の計画策定の支援についてであるが、各市町村が開催をしている連携会議等に、県の職員が構成員やオブザーバーという立場で参加をして、計画策定に関する意見交換や助言を行っている。また、計画策定に関する市町村からの問合せに対しても助言を行っている。引き続き、計画策定の重要性を踏まえて、会議での周知や情報提供を通じて、全市町村での策定が進むように働き掛けていく。

３　アウトリーチに関する令和６年度の取組ということについてであるが、委員がおっしゃるとおり、民間団体の活動は、支援の届きにくい層へのアプローチについて、重要な役割を果たしていると考えている。困難女性支援法が令和６年の４月に施行されて、様々な困難な問題を抱えた若年女性について、県と民間団体が密接に連携し、支援を行っている。令和６年度の取組としては、民間支援団体１団体に補助を行い、団体自らが支援対象者に出向く出張相談というものを１７人に対して行っている。そのほか、状況を確認するための電話相談も行っており、一定の効果はあったと考えている。ただし、この事業については、令和６年度から始まったばかりであるので、課題の洗い出し、検証を念頭に引き続き、継続をしていく。

野本委員

今、「トー横キッズ」は、ほとんどが埼玉県の女の子だということを言われているようである。どこまで本当かというのはもちろんであるが、やはり若年女性へのアウトリーチというのが、少し手薄かと考えている。男女共同参画推進センターＷｉｔｈＹｏｕだと、女性リーダー育成講座をやっており、私も非常に世話になったので本当に感謝しているところであるが、こちらの講座の受講生から、ＤＶに対する支援団体なども生まれてきている。そういう実績もあるということを踏まえて、もう少し活動家を育てるという視点で、そういった若年女性に対するアウトリーチに力を入れるような団体、人材を育てるというような視点はいかがお考えか伺う。令和６年度について、そういった視点も検討されたのか伺う。

人権・男女共同参画課長

令和６年度においては、支援者の担い手育成を目的として、若年被害女性等支援事業を実施した民間団体、先ほどの出張相談などのアウトリーチをし、実施している団体であるが､その団体が主体となって､｢女性のための支援者養成講座｣というものを実施している。参加者は６１名であった。こちらは今年度も引き続き実施する予定である。なお、県内の女性支援を行っている団体は、高齢化や後継者不足などで悩んでいると伺っているので、必要に応じて、Ｗｉｔｈ Ｙｏｕで実施している女性リーダー応援講座なども活用しながら取り組んでいきたいと思っている。

石川委員

行政報告書の１７９ページである。ｅスポーツについて、先ほど県内３会場の取組があったということである。以前一般質問で、介護予防への期待ということで、高齢者が参加しやすいようにということで、伺ったところ、高齢者でも参加しやすいタイトルや内容を工夫するとのことだったが、６年度のこの３会場ではどのように工夫をしたのか。

スポーツ振興課長

６年度にやったｅスポーツ普及イベントの高齢者が参加しやすいような、どのような工夫を行ったかということである。まず、埼玉県の今回のイベントについては、３会場、特に春日部市において、高齢者介護を主なターゲットというか、種目にして、こちらの方でやらせていただいた。具体的には、分かりやすいゲームタイトル、特にぷよぷよ、それから、太鼓の達人を設けさせていただき、そしてそれだけでなく、ちょっと操作が難しいという方に対しては、その操作をしっかり教えるサポーターの配置をさせていただき、高齢者の方が、ｅスポーツ初心者でも参加できるように、そんな形でやらせていただいた。

石川委員

私もこの春日部会場に行ったが、現場ではそのように対応されていたが、申込みはいらないけれども行ってみようと思うようなタイトルだとか、それが余り見られなかった。たまたま会場がイオンで、買物に来ている年配の方もいらっしゃったので、呼び掛けもあって多く並ばれていたが、タイトルについての工夫はされたのかどうか伺う。

スポーツ振興課長

タイトルについて、委員がおっしゃるとおり、もう少し高齢者の方が、しっかりここでこういうことをやっているということを、はっきり表示した方が良かったというふうに私も反省した。次回は、しっかりｅスポーツ、特に高齢者の方々が、これはやってみたいと思わせるような工夫をしたいと思う。

内沼委員

１　栄委員の質問に関連した質問で、１６４ページの、埼玉県文化振興基金助成事業であるが、先ほどの答弁で、四つのメニューに８１件申請があり、７１件が通ったということだが、その中で、資料では６８の文化団体に助成を行ったということで、この違いは何なのか、まず伺う。

２　この中の伝統芸能サポート、それと次世代未来サポート、この二つに関しては、どのぐらいの申請があって、この助成件数が２３件と１５件になったのか伺う。

３　先ほどの答弁の中で、市町村、各団体に直接支給ということを聞いたが、その中で、やはり申請がこれしかないということは、先ほど市町村を通して公民館へのチラシの配架といった話を聞いたが、それだけしかやっていないのか。令和６年度、多分これは毎年このぐらいの申請件数ではないかと思うが、もうちょっと広報に対して、今本当に困っている団体が多いと思うので、広報の工夫を令和６年度にしたのかどうか伺う。

文化振興課長

１　先ほど、７１件交付決定をしたという話をしたが、６８件との違いであるが、交付決定後に団体から辞退というようなことがあったというふうに聞いている。

２　伝統芸能サポートについては、２４件申請があり、２３件に助成をしたというところである。それから、次世代未来サポートについては、１６件申請があり、１５件助成をしたというようなことである。

３　広報についてであるが、特に伝統芸能団体には、市町村を通じて、直接団体の方に、この助成金のメニューがあるということは周知を、令和６年度からではないが、数年前から直接届くように、周知を市町村に対してお願いをしており、団体の方には届けていただけているというふうには考えている。

内沼委員

１　やはり今これを見ると、申請件数が少ないということと、あと芸能サポートの方に、後継者育成支援で助成すると書いてある。その後、次世代未来サポートにも人材の育成と書いてあるが、これは例えば、伝統芸能の方で人材育成もやっているが、それというのは、同時に申請できるのか。それとも、例えば、伝統芸能団体などで、共同用具の購入等の補助をまず申請して、同じ団体で人材育成の申請もできるのかどうか。

２　広報について、やはり市町村を通してということなので、なかなか難しいのかもしれないが、毎年多分このぐらいの広報なので、実は令和６年度に、これでは少ないから、せっかくいい補助メニューを持っているので、これをもっといろいろな団体に使ってもらいたいというような、毎年同じことやっているのではなくて、工夫というのは行ったかどうか。

文化振興課長

１　伝統芸能サポートと、次世代未来サポートであるが、同じ年度には一つのメニューしか採択されないということで、大変申し訳ないがそういう形でやらせていただいている。

２　広報について、力を入れてやっているところではあるが、確かに令和６年度については、やはりちょっと申請件数が、コロナウイルス感染症があった令和２年度から、申請件数が落ちていたというようなことがあり、一応広報にも力を入れてやらせていただいているところではあるが、だんだんと回復はしてきているかというふうに考えている。令和６年度は若干少なかったというふうには思っているが、令和７年度については、多くの申請を頂き、予算以上の申請を頂いたところで、周知はまだ足りていないとは思うが、努力しているところであるので、引き続き頑張っていきたいと考えている。

伊藤委員

１　行政報告１５６ページ、県民活動総合センターの管理運営について伺う。要求資料１２で、県民活動総合センターの利用人数についてである。令和６年度までの５年間は利用者が増加の一途であったが、どのような努力があったのか伺う。

２　県民活動総合センターについて、資料によると、小・中学校、高等学校の利用などが多かったようだが、どのような活動が行われていたのか。

３　公の施設の在り方有識者会議では､県民活動総合センターの廃止が提言されているが、令和６年度の経営状況はどうだったのか。

４　人権施策の推進及び埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づく事業の推進について伺う。条例の１１条には、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備するとある。整備について、令和６年度にはどのような取組が行われたのか。

５　相談体制の充実では、にじいろ県民相談は、回線の増設や土曜日の相談、そしてＬＩＮＥやメタバース空間創設など、努力をしていると思う。主にどのような相談があったのか。また、にじいろ企業相談は件数が７件とあるが、この相談内容について伺う。

６　令和６年度は､性の多様性施策に係る市町村連携会議が１回のみの開催だったとある。会議の内容と、年１回開催で、連携や施策の推進が十分との認識なのかどうか伺う。

７　行政報告１６０ページ、男女共同参画の推進について伺う。産業労働部の審査でも伺ったが、男女の賃金格差に対して、１００対７１というものであった。この男女賃金格差が年金にも反映し、高齢女性の貧困を生み出しているところである。令和６年度にお

いて、この男女賃金格差の解消の取組について報告いただきたい。
８　ジェンダー主流化の取組について伺う。行政報告１６１ページには、７００事業の点検の成果と書いてある。点検をしたとあるが、その成果と課題について伺う。
９　ジェンダー主流化について、施策効果の向上という視点では、庁内の女性職員の声を知事が直接聴くということも重要と考える。令和６年度は知事によるヒアリングはあったのかどうか伺う。
10　行政報告１６２ページ、ＤＶ被害者の支援体制の充実について伺う。ＤＶの相談を受ける相談員の定員と実数について伺う。そして、正職員なのかどうか、平均勤続年数は何年であるか。
11　行政報告１６３ページ、困難な問題を抱える女性の支援事業の実施について伺う。令和６年度は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、本県でもＤＶだけではなく、全般にわたった施策展開が始まったところである。女性相談支援センターについて伺う。私たちは、県福祉事務所に対して、独自の調査を行った。町村部に限定であるが、令和６年度、９件あった居所のない女性、つまり女性のホームレスの方であるが、主な対応が無料低額宿泊所ということが分かった。なぜ、ホームレスの女性を女性相談支援センターで対応しなかったのか、説明願う。
12　困難な問題を抱える女性の支援民間団体からは、令和６年度にどのような要望が出されたのか。支援団体が広がらない原因を説明願う。
13　行政報告１６８ページ、外国人が暮らしやすい環境の整備について伺う。要求資料の１７で出していただいた件で、国籍、日本とあるが、主にどのような相談を受けているのか伺う。
14　ペルーの方の相談が毎年多数であるが、スペイン語やケチュア語の担当体制は十分なのか。
15　資料１８、日本語教室数の推移についてであるが、ここに書いてある運営団体というのは、どのような団体なのか。そして、余りこの運営団体が増えてないようであるが、この理由について伺う。
16　行政報告の１７２ページ、青少年の健全育成についてである。先ほどもあったが、要求資料１９によると、ネットアドバイザーは８６人とのことであるが、これで十分なのかどうか伺う。
17　行政報告の１７８ページ、埼玉県屋内５０メートル水泳場、スポーツ科学拠点施設整備について伺う。５０メートルプールについて、設計業務を行ったとある。そこで、５０メートルプールというのは、国際競技を行うことができる仕様なのか。そして、一般利用も通常は行うことができる仕様なのか。また、児童用プールなども併設されているのか。国際競技利用は、年間で何回程度の利用の想定なのか。同じく、国内競技については、年間で何日程度の利用の想定なのか。
18　屋内５０メートル水泳場の、令和６年度の整備費の決算額は幾らなのか伺う。
19　スポーツ科学拠点であるが、事業者の公募不調とのことである。理由について伺う。
20　スポーツ科学拠点であるが、事業範囲や整備手法について見直しを行ったとあるが、どのような見直しを行ったのか。
21　１８１ページ、消費者対策の推進について伺う。要求資料２０であるが、相談件数が令和６年度から激増している理由について伺う。
22　要求資料２０の２ページである。相談員数のところが見えにくいが、毛呂山町や滑川町、嵐山町など、括弧書きとなっている自治体が多数見られる。下の注釈を読むと、括弧内の数字は相互利用によるため、と書かれている。この相互利用というのは、どうい

う意味を表すのか。
23　行政報告１８３ページ、商品テストの実施件数の推移であるが、令和６年度でたった５件と、このように減っているのはなぜか。
24　行政報告１８４ページ、消費生活講座参加者数の推移であるが、令和６年度にこれほど増えているのはなぜか。
25　行政報告１９０ページの性犯罪等被害者支援の推進について伺う。要求資料２１を見ると、アイリスホットラインの相談件数がどんどん増えているように思うが、この要因について分析をしているのか。
26　カウンセリング及び法律相談の実績と医療機関などへの付添件数について、性暴力件数の増加に伴い、早期対応の観点からも、性暴力被害者支援看護職ＳＡＮＥの養成は急務であり、拡充を我々は求めてきた。令和６年度の４人の方の養成というのは、計画どおりということであるか。
27　医療機関への付添支援は１７件とある。どなたがどのように支援するのか。例えば、自宅まで車などで迎えに行くということを意味するのか。
28　県民生活部の不用額について伺う。最初の説明では、給与費の見込み減と、県立文化施設の物価高騰分の光熱費補助の見込み減ということであった。大まかな数字をそれぞれ教えていただきたいと思う。調書を見ると、委託料の執行が見込みを下回ったというのが多いと思うが、その委託の中の人件費が下回ったという理解でよいのかどうか、もう一度説明いただきたいと思う。

共助社会づくり課長

１　利用者の増加に向けた取組であるが、県民活動総合センターでは、利用者の増加を目指して、ＮＰＯや市民活動などに関する様々な講座や彩の国いきいきフェスティバル等のイベントを開催するなど、より多くの方に利用いただけるよう取り組んできた。また、貸室の利用拡大を図るために、資格試験や各種講習等の誘致、ロケーション撮影の受入れなどに取り組んできたほか、宿泊施設の利用に向けては、Ｗｅｂ動画広告の配信を行うなど、新規開拓に努めてきた。令和５年度末には、一時閉鎖していたレストランやコンビニをオープンしたほか、令和６年１２月には受講料のキャッシュレス決済を導入するなど、利用者の利便性の向上にも取り組んできた。結果として、コロナ禍以降、利用者数は順調に回復しており、令和６年度には７６５，０００人の方に利用いただいた。
２　小・中・高校の利用状況についてである。県民活動総合センターの学校の利用については、高校や中学校の部活動、特別支援学校の研修や校外学習等で利用いただいている。利用いただいている学校のうち、ほとんどが県立伊奈学園高校及び中学校で、各種部活動の練習等に利用いただいている状況である。その他、近隣の私立高校の一部の部活動で、月平均で１日から３日程度、そのほかの学校については、年間で１日から５日程度、利用をいただいているところである。
３　県民活動総合センターの令和６年度の経営状況についてである。令和６年度については、まず、指定管理料のほか、利用料金収入、受講料収入等の収入の合計が４億４，５４０万円。施設管理や各種事業の経費等の支出の合計が４億３，９９９万円、収支差額は５４１万円であった。前年度と比較すると、収入が５１２万円の増、支出が４８７万円の増、収支差額が２５０，０００円の増と、いずれも増加となっている。また、利用者数について、令和５年度の７４５，０００人から、先ほど申し上げたとおり、令和６年度は、７６５，０００人と、約２０，０００人の増となっている。

人権・男女共同参画課共生推進幹

４　令和６年度は、事実婚を対象として認めているような県の制度、手続、行政サービスについて、同性パートナーについても同様に対象とできるように、引き続き見直しを進めた。また、新たな取組として、県内大学を対象に、埼玉ＡＬＬＹ大学ネットワークを設置するとともに、埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーを開催したところである。

５　にじいろ県民相談の主な相談内容については、自分の性の在り方や、今後どのように生活していきたいかなどを含めた、セクシュアリティやジェンダーアイデンティティの形成に係る相談が多くあり、例えば、お子さんが性的マイノリティの方で、対応に苦慮している親御さんの相談等もあった。続いて、にじいろ企業相談では、令和６年度は社内で性の多様性に関する取組を推進するに当たって、経営層の方にどう説明をすべきか、あるいは、社内でどうアライを普及させたらいいか、法律上の性は女性だが、性自認が男性のトランスジェンダーの場合、健康診断を受診する際に婦人科検診をどう取り扱ったらいいか、といった相談があった。

６　令和６年度の県内全市町村が対象となる本会議の開催は確かに１回であったが、一定規模以上の市、１４市で構成する幹事会というものを事前に３回開催して、本会議が円滑に進むように、議事の方向性について丁寧に議論を行っている。この幹事会では、パートナーシップ制度における各市町村の運用状況を本会議で共有したいという意見を寄せていただいたものであるので、まず、県の方で詳細な調査を実施した。本会議では、この調査結果を基に協議を行い、性の多様性に関するイベント情報の共有も図ったところである。なお、会議の開催回数については、特に年何回という限定はしておらず、協議すべき議題に応じて、必要に応じて必要な会議を開催する。

７　男女共同参画の推進のうち、男女の賃金格差の解消の取組の質問である。男女の賃金格差については、その推移を、当課で発行している年次報告書だとか、その概要版に掲載して、見える化を図った上で周知を行っている。また、具体的な取組については、産業労働部が答弁したと承知しているが、県民生活部としてはＷｉｔｈＹｏｕさいたまにおいて、全６回で、女性リーダー応援講座というものを実施するとともに、固定的役割分担意識の解消などについて考える講演会を開催したところである。

８　ジェンダー主流化の視点の７００事業の点検の成果と課題についてである。７００事業のうち、令和６年度末時点で、報告は６００事業あった。このうち、男女の視点での実態把握になじまないという事業を除いた３２５の事業で実態把握が行われ、うち５２事業で格差があったという報告があった。格差があった事業は、その原因を分析し直して、取組案の策定を行った。その成果としては、広報物の見直しだとか、男女のニーズを踏まえたプログラムの見直し等につながった事例がある。また、課題であるが、男女の視点での事業展開になじまないという報告があったものの中にも、職員の理解不足によって、本来は事業点検が可能であったと思われるものもあったと考えている。そのため、職員研修を充実するとともに、関係各課にヒアリングを行い、事例収集や課題分析を進めたところである。

９　ジェンダー主流化について、庁内女性職員に対し、知事による直接のヒアリングがあったかという質問である。知事が直接、女性職員のヒアリングを行うような場というのはこちらでは設定していないが、職員全員が受講する研修で寄せられた意見について、知事に報告を行った。女性職員の方から、女性活躍からジェンダーギャップ解消への転換は大いに賛成であるとか、県職員間でもジェンダー主流化の理解が十分ではないのではないかという声が寄せられている。これらの声については、知事に報告をした次第で

ある。

人権・男女共同参画課長

10　県では、ＤＶ等の相談に対応する専門職として、女性相談支援員を、男女共同参画推進センター及び各福祉事務所に配置をしている。令和６年４月１日現在の男女共同参画推進センターの相談員の定数は１１名であり、実数は１１名、福祉事務所の相談員の定数は５名で、実数も５名である。これらの相談員は、会計年度任用職員として任用をしている。なお、平均勤続年数については、６年と３．８７５か月となっている。

11　いわゆるホームレスの方の保護の関係であるが、県では、女性相談支援センターに位置付けられている男女共同参画推進センターの支所で、困難な問題を抱える女性の保護を行っており、居所のないいわゆるホームレス状態にある女性も保護の対象となっているが、委員から今、話のあった件については承知をしていない。しかしながら、そういったいわゆるホームレスの状態にある方も保護対象であるので、福祉事務所と情報共有や連携を進めていく。

12　困難な問題を抱える女性支援事業のうちの民間支援団体からの要望についてである。民間支援団体については、困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議などを通じて、協議や情報交換などを行って、連携の強化を図っている。こうした場において、支援の団体からは、資金不足によってスタッフに十分な賃金を支払えないことだとか、スタッフのノウハウ不足、メンバーの高齢化による後継者の問題等について、訴えがある。こうした状況から、支援団体が広がらないのではないかと考えている。

国際課長

13　外国人総合相談センター埼玉では、外国人住民本人だけではなく、外国人を支援する日本人の方や市町村などの公的機関からの相談にも対応している。日本国籍の方からの令和６年度の相談内容については、やはり在留資格や出入国管理に関することが最も多く、約４６％を占めていた。次いで、通訳の相談であるとか、それから、医療、福祉、年金に関することの相談が多かった状況である。

14　外国人総合相談センター埼玉のペルー人の方の相談体制である。相談センターでは、スペイン語を含む１３言語により相談に対応している。１３言語以外の言語については、やさしい日本語で対応している。スペイン語対応の相談員は常駐しており、十分な体制だというふうに考えている。

15　日本語教室の運営団体に関することであるが、運営団体に対し、県が調査を行ったところ、約６割がボランティア団体の民間団体で、次いで、県内の国際交流協会や市町村となっている。日本語教室の団体数であるが、新たに別の曜日に日本語教室を設けるというようなケースは聞いているが、やはりボランティアの方の高齢化などの理由によって、教室の活動が困難というケースもあるのではないかというふうに考えている。

青少年課長

16　ネットアドバイザーの数についてであるが、令和７年度においても、１０月末時点で１９３件の講座の申込みを頂いており、既に昨年度の実施回数と同数となっているが、今のところ、ネットアドバイザーが不足した事例というのはないので、十分であると考えている。

スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

17　５０メートルプールの国内基準、国際基準というものがあるが、国際基準の公認を取得する予定である。それから、一般利用も可能である。それから、児童用プールについての質問があったが、児童用に限定したプールというものはないが、５０メートルと２５メートルと飛び込みの三つのプールがあり、どのプールも床が動いて水深を変えることができるので、様々なニーズに対応可能な仕様となっている。続いて、国内、国際大会の利用の想定である。このプールの基本計画では、国内主要大会、県内大会、合わせて年間約６０日の誘致を見込むというふうに定めている。国際大会に関しては、想定を定めておらず、これを水泳連盟の方にお聞きすると、国際大会の開催には、水泳場が国際プールの基準を満たしているほかに、大会運営の実績等も必要になるというふうにお聞きしている。まずは、国内の主要大会を誘致して、大会運営の実績を上げて、本県のプールの優位性を水泳関係者に認識していただくということが重要と考えている。将来的に、国際大会の会場として本施設を選んでいただけるように、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

18　屋内５０メートル水泳場の令和６年度の整備費決算額についての質問であるが、決算額は３億９，１６８万９，６５０円である。

19　スポーツ科学拠点の昨年度の公募不調の理由ということであるが、金利や物価上昇という社会経済情勢の変化によって、３０年という事業計画の中では、原則、民設・民営のＰａｒｋ－ＰＦＩ、前回このＰａｒｋ－ＰＦＩで公募を行ったが、この仕組みだと事業者だけではリスクの回避が困難であるということが、辞退の主な理由であった。

20　どのような事業範囲や整備手法の見直しを行ったのかという質問である。令和７年２月の有識者会議で議論いただき、方針の見直しを行ったところである。まず、競技力向上施設と体育館については、ＰＦＩ又は県直接施工方式により整備することとし、令和７年度は、これらの施設の整備に係る基本計画策定を進めるということにした。それから、その他の施設については、この競技力向上施設や既存のスポーツ施設、団体等との相乗効果を生み出せるように、民間事業者からの提案も聞きながら、今後の方針を検討していくという形で見直しを行ったところである。

消費生活課長

21　消費者対策について、相談件数が令和６年度に増加している理由であるが、令和６年度相談件数は１０，７７４件で、前年度に比べて１７．１%増加しているが、この要因の一つとしては、点検を口実に突然訪問して、給湯器だとか分電盤などの工事を迫る、いわゆる点検商法の増加が一つの要因になっているというふうに考えており、点検商法に関しては、前年度に比べて約２．７倍増加しているので、これが一つの要因ではないかというふうに考えている。

22　相互利用とは何かであるが、資料２０の括弧書きについては、地域の核となる市に、周辺町村が相談業務を委託している場合、あとは、近隣市町村が分担し合って相談業務を担う相互利用、この二つのケースがあり、その際、相談員数を重複してカウントすることがないようにということで、括弧書きで表示をしている。このうち、相互利用については、例えば、毛呂山町、越生町、鳩山町では、月曜日と火曜日に毛呂山町の相談員が越生町と鳩山町の相談を受け、水曜日と金曜日に越生町の相談員がほかの二町の相談も受けて、木曜日に鳩山町がほかの二町の相談を受けるといった輪番制を取っているということを、相互利用という言葉で表現している。

23　商品テストが減っている理由であるが、商品テストは、商品の不具合や事故があった

商品の苦情相談があった場合に、再現テストを行い、その原因を消費生活支援センターが保有する検査機器を使って分析し、その結果を相談者や消費者にアドバイスするという取組を行っている。６年度の件数が減った理由としては、商品の不具合に関するテストを希望する相談者の方が少なかったということが原因である。

24　講座参加者の数が増えていることであるが、前年度に比べて２２．５％増加している。増加の要因としては、消費者被害の関心の高まりなどで、講座の開催依頼が増えており、実施回数が前年度に比べて５５回多くなっていることが、参加者数増加の要因である。

防犯・交通安全課長

25　性犯罪等被害者専用相談電話、アイリスホットラインでは、２４時間３６５日相談を受け付け、電話、対面、電子メール、オンラインによる相談を行っており、令和６年度の相談件数は２，１０８件、前年比プラス５５件であった。増加要因としては、平成３１年４月から実施しているアイリスホットラインの２４時間３６５日の運用、令和２年１１月から実施している相談電話のフリーダイヤル化によって利便性が向上したことや、広報啓発活動によってアイリスホットラインの周知が進んだことと考えている。

26　県では、令和元年に性暴力被害者支援看護職ＳＡＮＥの養成事業を開始し、これまでに３期、１７名が研修を修了し、県産婦人科医会が指定する県内６か所の医療機関などに配置されている。ＳＡＮＥの研修を受けたのは、県産婦人科医会が指定する県内６か所の病院と県看護協会からそれぞれ推薦された女性の看護師、保健師、助産師の方となっている。令和５年度から６年度の２か年計画で、当初７名の研修を行っていたが、３名の方が事情により研修の辞退を希望されたため、結果、４名の養成にとどまることになり、残念ながら計画どおりの要請とはいかなかった。令和７年から４期生のＳＡＮＥを養成中であり、引き続き行政事業を継続し、ＳＡＮＥの拡充を図っていく。

27　医療機関への付添支援は、精神保健福祉士などの資格を有する、支援に必要な知識や経験を持った埼玉県犯罪被害者援助センターの相談員が付き添い、被害状況を説明するなどの支援を実施している。付添支援を希望する犯罪被害者の方とは、本人の要望に応じて、医療機関や駅、場合によっては自宅までお迎えに上がり、待ち合わせするなどして対応している。

県民広聴課長

28　不用額についての質問である。まず、給与費の不用額である。こちらは、金額が２，２３３万１，０００円である。続いて、県立文化施設管理運営費である。こちらは、金額が１，２３７万５，０００円であり、こちらの方については、委託料の減であるが、まず一つが、エネルギー価格の高騰を見込んだ光熱費が想定よりも下回ったというようなことと、それからもう一つ、長期保全計画の見直しが図られ、契約差金が出ており、その合計額ということである。

伊藤委員

１　行政報告１６８ページの外国人が暮らしやすい環境の整備についての、日本語教室に関するところであるが、この運営団体がやはりボランティアが多いというところで、なかなかこの団体が増えていない。それに対して、県が何らかの支援をしているのか。

２　行政報告１７２ページのネットアドバイザーの件であるが、十分だという答弁であった。年間の講座の回数が、小中学校で１６３回ということで、全部希望されたのがそのぐらいなのかもしれないが、これはもっともっと増やしていくべきではないかというふ

うに思うが、その点はどうお考えか。もっとこれを増やしていくというか、申請が少ないからこのぐらいで、年間１６３回だったのか。
３　アイリスホットラインのＳＡＮＥの養成に関してだが、先ほど、第３期に関しては、７名のうち３名が辞退されたということであるが、この計画によって、養成人数というのは、毎年７名で、全４期で２８名という、そういう目標を持っているのか。

国際課長
１　ボランティア団体の方に調査をすると、課題として、ボランティアの不足をお答えになっているところが多い。そこで、県では、活動するボランティア人材の掘り起こしやスキルアップのために、日本語教室で活動するボランティア向けの研修を実施している。初心者向け、経験者向け、また、日本語教室が共通で課題として考えているようなことをテーマとした３種類の講座を実施している。また、新たな教室の開設や、そして既存の教室の運営上の課題への相談対応を目的としたアドバイザー派遣を行っている。この派遣事業を活用して、二つの町で新たに日本語教室が設立されたという例もある。

青少年課長
２　ネットアドバイザーについて､更にこの講座の回数を増やしていくということは､我々も考えており、学校や教育委員会の方に働き掛けていきたいと考えている。また、ネットアドバイザーの人数についても、必要な対応を取っていきたいと考えている。

防犯・交通安全課長
３　ＳＡＮＥの養成人員の具体的な目標については、設定していない。ただし、可能な限り拡充できるよう、県としてもサポートしていけるように考えている。

文化振興課長
　先ほどの内沼委員の質問に対する答弁の中で、１点だけ訂正させていただきたい。１団体は１件しか申請できないというふうに答弁をしたところであるが、１団体でも、伝統芸能サポートと次世代未来サポートなどの別のメニューについては、申請が可能であった。例えば、活動に必要な備品の修繕をする事業を伝統芸能サポートで申請し、こどもたちの文化芸術体験事業を次世代未来サポートで申請するというような、別の事業であれば申請は可能であった。

中屋敷委員
１　行政報告書の１７４ページ、県民スポーツの日の普及ということで、実は私は地元市でスポーツ協会の会長を務めさせていただいているが、５１５事業を実施し、約３０７，０００人が参加したという報告は、これは恐らく、市町村だとかそういうところに報告を求めたものの合算なのか。
２　普及ということに関して言えば、それを合算した数字だけをここに報告しているのは普及にはならないというふうに私は思う。県としてどういう、その普及のための手を尽くしたかということを報告していただかないと、これは全然意味がないし、既存の事業の参加人数だけ累計したところで何の普及にもならない。そもそも私、協会の会長を務めながら存じ上げなかった。それは私の不勉強だと思うが、こういうところが大事なのだというふうに思う。例えば、市町村に調査依頼するだけでなく、「実は、埼玉県としては、６月の第１日曜日を県民スポーツの日と定めさせていただいた。是非、そのほか

各大会において、そのＰＲをお願いする」といったことを依頼しているのかと言えば、そういう記憶は私にもないので、依頼は起こってないというふうに思う。そうしたところ、極めて重要なことだと思うし、県民の１人当たりの１週間に行ったスポーツといったところを上げていくためには、協力を仰ぐという姿勢が県の方に必要なのでないかと思うが、考えを聞かせていただきたい。

スポーツ振興課長

１　３０７，０００人が参加したという報告が、合算かどうかということである。これは、委員がおっしゃるとおり、競技団体、市町村、レクリエーション団体の実績の合算という形になっている。

２　報告だけでは、普及のための取組にならないのではないかと、単に実績だけであると、正におっしゃるとおりであり、協力をまず市町村等々に求めて、一緒に普及をしていくということが大事だというふうに考えている。今後、しっかり市町村の方に、情報共有だけではなく、我々と一緒にどのようにやっていくかというようなことを、連携を求めながら、普及の方に努めていきたいと思っている。

中屋敷委員

ここにこれだけいるが、６月の第１日曜日が県民スポーツの日だということを知っている方がどれほどいるかということである。知らない人の方が多いはずである。だから、そういうところを改善していくために何を成すべきであるかということを、考えていただくということでよろしいか。

スポーツ振興課長

委員もおっしゃるとおり、６月の第１日曜日が県民スポーツの日というのを広めて、この日が埼玉県のスポーツの日だということをしっかり理解いただくような、そういう施策を進めていきたいと思う。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１１月４日（火）　保健医療部）

【説明者】
縄田敬子保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長兼感染症対策幹、
加藤孝之健康政策局長、坂行正医療政策局長、坂梨栄二食品衛生安全局長、
山口達也地域包括ケア局長、尾崎彰哉こども政策局長、千野正弘保健医療政策課長、
谷口良行感染症対策課長、髙橋良治国保医療課長、中村寛医療整備課長、
飯澤真人医療人材課長、植竹淳二健康長寿課長、鈴木久美子疾病対策課長、
片山智之生活衛生課長、加藤知子食品安全課長、芝和俊薬務課長

【発言】
松本委員
１　災害時連携病院についてである。行政報告書の３１７ページと３４２ページからのところであるが、災害時の医療体制の確保ということで、今進めているというのは、報告書等で理解したわけであるが、３１７ページにある令和６年度の現状３５を目指しているという中で、２７の現状に対して、目標達成見込みはどのような状況なのか伺う。
２　この地域偏在などがどうなっているのか。この２７の状況、これから増やす状況も含めて、令和６年度の状況がどうなのか伺う。
３　こども医療費助成について伺う。行政報告書の３２７ページである。これは令和６年度から所得制限を撤廃して対象者が拡大されたわけであるが、まずはその効果がどのようなものがあるのか伺う。
４　こども医療費を拡大する前に見込んでいた額と、実際に医療費を拡大したことによる実績額とのかい離があったのか伺う。
５　県内の１８歳までというところが、全市町村というような中で、これまであった償還払だとか、そのようなところがどのように令和６年度の拡大に伴って変わったのか。また、適正受診の取組というのは進められているのか伺う。
６　順天堂大学の関係について伺う。行政報告書の３３３ページである。大学附属病院、医療系大学院等の整備調整の関係であるが、これは令和６年１１月にも報道があるとおり、順天堂大学の整備というのは中止が決定されたわけであるが、決算の場であるので、改めて令和６年度に中止に至るまでの経過や取組がどうだったのか伺う。また、中止決定に伴って、医師派遣をこれまでずっとやってきたところの協議が、令和６年度にどのように影響したのか伺う。
７　この令和６年１１月に整備中止が決定されたことによる、県の地域医療全体に対する損失などをどのように捉えているのか伺う。

医療整備課長
１　災害時連携病院について、令和８年度の３５という目標に対して、達成する見込みがあるかということであるが、令和６年度については、新たに６病院を指定して、合計２７の災害時連携病院を指定したというところである。目標達成については、残り２年間で、８病院を指定するということで目標が達成になるので、つまり１年間に４病院ずつ指定すればということになる。現在、今年度の指定に向けて、具体的に五つの医療機関と協議を進めているので、今年度分の目標は達成する見込みであるが、引き続き医療機

関と調整して、災害時連携病院を増やすことについて取り組んでいきたいと思う。
２　地域偏在についてはどうなのかという質問があったが、災害時連携病院ということに関しては、今、医療圏のうち、県央の医療圏については、災害時連携病院がないという状況ではあるが、県央には災害拠点病院が二つある。そうした中で、全体としては災害に対応する医療機関がないという状況は、圏域別にはない状況であるが、引き続き、災害時連携病院を増やしていくことで、より災害医療体制を強化していきたいと考えている。

国保医療課長

３　令和６年度から所得制限の撤廃であるとか、対象者拡大をやらせていただいたが、その効果についてであるが、今回の制度改正で、所得制限の撤廃によって、前年度の受給者数の約５％に当たる１２，６４２人が、それから、対象年齢の拡大により、受給者が前年度の約２．６倍となり、４０９，７４０人が、新たに本制度の対象になった。結果的に、６年度末に受給者数が６６２，６２３人となったので、こうしたことを通じて、医療費負担の軽減につながった子育て世帯が増えたということが効果と考えている。
４　こども医療費の拡大の関係で、当初予算との見込みにかい離があったかどうかであるが、当初予算の方は、こちらの事業について約３７億７，０００万円計上させていただいていたが、令和６年度後半に、インフルエンザが流行して、医療費が大きく上振れしたことを踏まえて、補正予算を認めていただいた経緯がある。その関係もあり、決算額は４１億９，０００万となっているので、結果とすると、当初予算と決算額の間にはかい離があるというふうに認識している。
５　今回の制度改正の関係で、制度の条件、償還払だとかが変わったのかどうかということと、適正受診の取組ということで質問を頂いた。償還払の方は、基本的には、現物給付そのものは市外の医療機関も一応対象になっているが、一部やはり支払の関係で、若干、他制度との調整の観点で、窓口で少し負担していただくような機会が現状では出ている。そこについては、今後の課題になっている。それから、もう一つの適正受診の話であるが、こちらについては、今回の制度改正以前からも質疑、指摘を頂いている課題である。事業を行う市町村では、例えば、受給決定者に発行する受給者証に医療機関への適正受診の理解と協力をお願いする文面を記載していただいたり、併せて窓口で周知する方法であるとか、市町村の広報紙に掲載するなどの取組を行っているところである。県としては、市町村に対して、制度を利用する受給決定者に丁寧な制度周知を行うように、引き続き働き掛けていきたいというふうに考えている。

保健医療政策課長

６　学校法人順天堂の病院整備計画の中止が決定されるまでの経緯についてである。この病院整備計画の公募については、平成２６年１０月の県の病院整備計画の公募に対して、平成２７年１月に学校法人順天堂から提出をされ、同年３月の県医療審議会の答申を経て採用されたものである。当初は、平成３０年３月までに着工する予定であったが、２度の着工延期を経て、最終的には令和９年までに８００床の病院を開設する予定となっていた。その後、学校法人順天堂は、令和４年１１月には基本設計、令和５年１２月には実施設計を開始したところであるが、令和６年７月に県に対して、事業計画の見直しの申出があった。この申出に対して、県が、開院時期の変更には、病院整備計画の再度の変更申請が必要である旨を回答したところ、学校法人順天堂から同年１１月２９日に、建設費の高騰等を理由に病院整備計画の中止届の提出があったところである。経緯につ

いては以上になる。医師派遣等の協議への影響については、令和６年１１月に学校法人順天堂から病院整備計画中止の申入れがあった際に、知事から、医師派遣に引き続き協力をいただきたい旨を依頼したところ、現在派遣している２名については任期まで継続し、その後は協議に応じるとの話が順天堂からあったところである。その翌１２月に入って、保健医療部長が順天堂の医学部長と面談し、派遣継続を依頼した。その結果、任期が令和７年３月末であった秩父市立病院への派遣は、半年延長、任期が令和７年６月末であった済生会加須病院への派遣は当面継続となったところである。

７　整備しないことによる地域医療の損失をどう捉えるかというところである。こちらは、これまで土地の除草費用など、県有地の管理に当然必要となる経費について支出してきたものであり、損失とは考えていない。また、順天堂に割り当てられていた８００床が中止とはなったが、大学附属病院の公募を行った平成２６年と現在を比較すると、県内の人口構成だとか、医療提供体制は大きく変化をしており、例えば、救命救急センターは７から１１へと増えており、災害拠点病院で見ると、１６から２２へとなっている。また、地域枠の設置大学は、当時の１校から８校へ増えているほか、医師の奨学金貸与者の義務従事者数も大幅に増加してきているので、そういった点からも、損失というところは生じていないと考えているところである。

松本委員

１　こども医療費の関係であるが、令和６年度の予算額と決算額とのかい離があったというのを、インフルエンザが原因であるという答弁であったが、併せて私が先ほど適正受診の話も聞いているわけであるが、令和６年度に、例えば、診療科ごとの分析などはされているのか。歯科が急に増えただとか、本当にインフルエンザだというものだけなのか。この制度を持続可能にするためには、やはりセットで、予算とのバランスがあるので、そういった分析を６年度にしているのか。

２　順天堂大学の関係であるが、これについては、もう委員会や様々な機会で、その先のこともやっているので、令和６年度に限ったところで聞かせていただくと、先ほど医師派遣の関係の依頼をしただとか、お願いをしたみたいな話があったけれども、これはちゃんと明記した文書だとか、６年度１１月に中止の申入れがあった後に、順天堂大学とのお願いベースではない取決めというのはどのようにされているのか。

国保医療課長

１　診療科ごとの分析をしているのかということであるが、現状で申し上げると、まだできていない。医療費の給付が終わり、また、統計データが余り十分整っていないので、こちらの方でまだ比較ができる材料がちょっとそろっていないという状況がある。特に、年齢拡大した、小学校から中学校にかけての部分の情報がないので、既存データと比較するというやり方にならざるを得ないというふうに考えているので、もう少し時間が必要かというふうに考えている。

保健医療政策課長

２　医師派遣に関する取決めのような文書についてであるが、順天堂大学から、この医師派遣については、先ほど申し上げたとおり、秩父市立病院については半年間延長し、済生会加須病院については当面継続するという文書は頂いている。ただ、お互いに何かを取り決めるという文書を交わしたというものではない。

松本委員

１　こども医療費に関しては、一般的に市町村で拡大したときは、これまでも、年齢が変わるタイミングのときに、歯科で歯を一気に治したりであるとか、接骨院で軽微な湿布などが急に増えたりというのが指摘されていると思う。それに対して、今回、今のところ、レセプトが上がってきて、分析までに至っていないというところであるが、１年としてはそうであるが、状況やトレンドが変わったということも、６年度の月ごとの実績として分かるところに関しては、どういう状況だったのか。分からないということはないはずである。それが全く分からないで、インフルエンザだけが予算額とのかい離の理由だというのは、なかなか理解に苦しむが、やはり結構な大きな額のお金なので、もう少し詳細な答弁を求める。

２　先ほどの順天堂大学の方であるが、それはしっかりと履行されるのかどうかという状況のものなのか。先ほど１回目の答弁では、損失はないとおっしゃったが、私は大きな損失があると思う。その用地もそうだが、そのために職員がずっと張り付きで業務を行っていたわけであるし、損失がないなどということはない中で、もう過去のことは過去のこととして、決算であるので、この６年度に対して、今後ここはファジーにやるものではないと思うので、ちゃんと順天堂大学との話合いというのをもう少し詳細に、話合いというか取決めがどうなっているのか、もう少し教えていただきたい。

国保医療課長

１　月ごとの受診データは、データとしては、統計を取っていると思うが、現在、手元で確認ができないので、もう少し時間を頂きたい。

保健医療政策課長

２　県から派遣等を求めたところ、順天堂から「今後の医師派遣に関するご報告」ということで、報告を頂いている。まず、病院整備計画の中止についてお詫びを申し上げるというような言葉であるとか、先ほど申し上げた医師派遣については、秩父市立病院については当初の派遣終了日である３月末日を半年間延長するということと、済生会加須病院は６月末日まで派遣を継続させていただくというような報告を頂いた。また、さらにその中で、引き続き埼玉県内での医師の育成に努めて、地域医療構想に微力ながら貢献していくというような言葉を頂いているところであるので、引き続きそういったところを求めていきたいと考えている。

松本委員

文書の取決めは、事実としてあるのかどうなのかと、そこにはどう書いてあるのか。詳細はいいとして、今の医師派遣を断ったときに他の人を順天堂大学として送るというというようなことがあるのか。これは、もともと病院を造るからこうやってきたのに、今どうしてそこまでやらなくてはいけないのかというような状況にならないのかというところも含めて、埼玉県として、そこの責任を持って順天堂大学とどういう話を令和６年度の中でされているのか。そして、その取決めが文書等の中でどうなっているのか。答弁を聞いていると、どうしても口頭でお願いし合っているというような、そういう問題ではないと思う。人の命の関わることである。正確にここはちょっと答弁いただければと思う。

保健医療政策課長

順天堂からは「今後の医師派遣に関するご報告」ということで文書を頂いている。県と

何か取決めを交わしたというものではないが、順天堂から、先ほど申し上げたようなことを行うというような文書を頂いているところである。これについては、まだ派遣を頂いている途中であるので、今後についても協力を求めていきたいと考えている。

松本委員

こういうふうにするという通知を頂いたというのは分かっていて、もう答弁は何度も聞いたが、今後も続けてもらうための県としての保証が今の状態だと担保されないと思うが、令和６年度の中止以降、県と順天堂大学で公式な文書ないし取決めというのがないままでいいという状況ではないと思うが、そこはどうなっているのかということを伺う。

保健医療政策課長

順天堂大学には、まだ引き続き県内の医療機関に医師を派遣していただいているので、必要に応じて適切に対応していきたいと考えている。

中屋敷委員

関連で、認識だけ伺いたいが、６年度にそういう報告があって、相談ももちろんされているわけであるが、例えばの話になってしまうが、今派遣されている医師の方が、自分の都合でもしもお辞めになったときに、そういう状況が生じてしまったときでも、約束の期限までは医師派遣は継続されるのか。

保健医療政策課長

仮にそういった状況になったら、それは順天堂の方にも、派遣を継続すると言っている文書があるので、そこは求めていきたいと考えている。

小川（寿）委員

１　３２４ページの、国民健康保険の概況に関連して伺う。こちらでは、国民健康保険の概況において、６国民健康保険組合に財政支援を行ったと記載がある。令和６年度、各国保組合への支出額について、また、それぞれの国保組合において、特定健康診査等実施事業の受診率を含めた実績について伺う。

２　３５５ページ、埼玉いのちの電話への支援について、その支出額と実績について伺う。

３　３４６ページ、埼玉県妊婦緊急一時受入れ事業について、令和６年度受入施設数、また、一施設の受入定員、６年度の実績、事業所に対する支出額とその内訳について、受入れ１人当たりに対する単価について、それぞれ説明願う。

国保医療課長

１　６国保組合への支出の状況ということで、特定健康診査の実施事業の補助をさせていただいている。各組合ごとの交付の状況であるが、一つずつ申し上げると、埼玉県医師国民健康保険組合に６９８，０００円、埼玉県歯科医師国民健康保険組合に２２５万２，０００円、埼玉県薬剤師国民健康保険組合に３６２，０００円、関東信越税理士国民健康保険組合に５１５万３，０００円、埼玉県建設国民健康保険組合に６６２万２，０００円、最後に、埼玉土建国民健康保険組合に２，３１５万４，０００円というふうになっている。それから、受診率については、大変申し訳ないが、６年度の先ほどの助成をした部分の実績がまだ正確に固まっていないので、５年度の状況を報告させていただければと思う。埼玉県医師国民健康保険組合は３８．５％、埼玉県歯科医師国民健康保険

組合は４２．６%、埼玉県薬剤師国民健康保険組合は５０．６%、関東信越税理士国民健康保険組合は５２．６%、埼玉県建設国民健康保険組合は５０．２%、最後に、埼玉土建国民健康保険組合は６１．９%となっている。なお、組合全体の受診率は、５年度については、６組合で５５%となり、令和４年度の同時点の状況、５３．９%と比較すると、１．１ポイント上がっている状況である。

疾病対策課長

２　埼玉いのちの電話に対する補助金の支出額である。補助金１８０万円を支出している。その内容については、相談員の養成研修や継続研修、新聞や広報紙への相談員募集の記事の掲載などの経費である。実績として、新規に１８人の相談員の方を確保することができた。ちなみに、相談の件数であるが、電話相談とインターネット相談を合わせて、合計２７，４４３件の相談を受けている。

健康長寿課長

３　緊急一時受入れ事業の実績等である。まず、令和６年度受入施設としては、１３施設と契約をしているという状況である。契約先としては、産科医療機関、助産所等になる。続いて、定員であるが、定員は特に設けていないという状況である。続いて、令和６年度の受入実績であるが、受入実績は２名ということで、支出額は２９７，０００円である。１人当たりの単価としては、３３，０００円となっている。

小川（寿）委員

１　市町村国保と国保組合との保険料格差については、所得等が全く同じで世帯員も同じようなケースであったとしても、市町村国保の加入者より、国保組合に加入している方が極めて低い保険料となるケースは少なくないというふうに思う。当然、県民の中にはそれに対する不公平感を感じている方もいらっしゃる中で、令和６年度の受診率はまだ分析できていないというようなことであるが、この６年度の実績についての評価をお聞かせいただきたい。

２　先ほどの妊婦緊急一時受入れ事業の件であるが、６年度２名ということであるが、この２名ということについては、本来であれば、受入れを必要としていた方がもう少しいらっしゃったけれども、何らかの事情で２名にとどまったのか、あるいは受け入れることについては、対象となる全ての方を対象にできたのかについて伺いたい。

３　１人１日３３，０００円という６年度の実績の金額が示されたが、この３３，０００円ということであれば、こういった事業は２４時間体制であるので、例えば、１人の方を雇用するとしても、時給１，１００円だとか１，２００円で２４時間対応しろという状況になるが、６年度、評価、実績も含めて、この単価で本当によかったのかどうなのか、どのように認識されているか伺う。

国保医療課長

１　６年度は、まだ実績が出ていないのは、委員から指摘を頂いているとおりであるが、我々とすると、こちらの方の助成をさせていただくことで、早期に生活習慣病などの課題のある方の発見ができるということがあるので、長い目で見ると、健診自体は必要だというふうに思っている。なので、我々の方が、各組合の方に支援をさせていただくことで、おおむね市町村国保と同じような財源の状況で事業が実施できるので、我々とすると、この事業は、生活習慣病を早期に発見して、早期治療や改善につなげるという視

点では、重要な事業かというふうに考えている。

健康長寿課長

２　受入れの対象になった方を全て受入れができたのかという質問である。こちらの事業については、相談があったら、内容を聞き取りし、相談者全員ではなく、居所がない妊婦に対して他の事業で対応できない方を対象に受入れを行っている。例えば、ＤＶ避難が必要な方や児童の同伴が必要な方については、この事業の対象外となるので、結果としては２名ということである。

３　３３，０００円の評価であるが、こちらは産科医療機関や助産所としている理由というのが、利用者の中には定期健康診査、妊婦健診を受診していないケースがあるので、安全な出産ができるよう、母子の健康状態を確認したり、保健指導によって食事などの生活習慣の見直しを行っていただいているところである。この単価については、医療機関に話を聞きながら、また、国の国庫の単価を参考にしながら、定めさせていただいた。

国保医療課長

先ほど、松本委員から質問を頂いていた診療科ごとの分析の話であるが、こちらの方で今、６年度と５年度の伸びの状況、受診の件数ベースで比較をしているが、歯科の方が年齢拡大前と比べると１．８倍ぐらいに伸びている。こちらについては、多分年齢層が、小学校入学以降の方が入ってきたので、そういった歯科の需要が増えていることが要因の一つではないかというふうに思っている。それ以外の医科だとか、調剤の部分については、大体１．２倍ぐらいの伸びであるので、詳細については今後、丁寧に分析していきたいというふうに思っている。

深谷委員

１　行政報告書の３３０ページの医師確保対策の推進であるが、先ほど順天のことで議論があったけれども、今、本県において、奨学金制度の利用者の若手のドクターが増えていくということが、逆に言えば、当面の医師不足対策の鍵になると思っているし、私も議会でそのように申し上げているところであるが、そこで、この３３０ページの埼玉県医師育成奨学金のところであるが、特定地域の公的医療機関で奨学金の貸与を受けた医師が勤務されていない医療機関はあるのか伺う。そして、特定地域に特定診療科の医師が派遣されているのかどうか伺う。

２　行政報告書３３７ページ、ドクターヘリのことであるが、こちらは資料でお示しのとおり、県全体の出動件数が４０１件となっているが、地域別の出動の状況をお示しいただければと思う。

３　昨今、東京だとか関西の地域では、ドクターヘリが３６５日ではなく、様々なパイロット不足だとか、状況から運休日が設定されるような動きがあるが、本県もこの令和６年のときも、人件費だとか、燃料費の高騰だとか、ドクターヘリの運航に影響があったのかどうかということも含めて、安定的に運用していくために、令和６年度はどのような取組をされていたのか伺う。

４　行政報告書３５８ページの感染症対策の強化の中で、新興感染症に備えた体制整備のうち、医療機関等との協定の締結の部分であるが、新興感染症が発生した場合に備えて、非常に多くの医療機関と協定を締結して、病床などを確保したというところで、この取組を行ったところは評価をしているが、コロナの教訓を踏まえれば、この協定を締結して、例えば、病床などもこれだけ多く確保しているわけであるが、これはいかに実効的

に、実効性が非常に担保されているのかどうかということが重要だというふうに思うわけであるが、実効性を持って稼働することを担保するために、どのような取組をされてきたのか。

５　３５９ページの流行初期を想定した埼玉版ＦＥＭＡの図上訓練ということで、これは一般質問で取り上げて、実施をしていただいて感謝しているところであるが、この令和６年１１月に実施をして、訓練の結果、実際にやはりこういうことをやってみて初めて分かった課題や気付きというものがあったかと思うが、そうした明らかになった課題等について伺えればと思う。

医療人材課長

１　特定地域の公的医療機関で、奨学金の貸与を受けた医師が勤務していない医療機関はあるかという質問である。奨学金貸与者のうち、令和６年度に特定地域の公的医療機関に勤務した医師は１７名いる。公的医療機関７機関あるが、そのうち奨学金貸与者が勤務しなかった病院は秩父市立病院と小鹿野中央病院の２病院になる。続いて、特定地域に特定診療科の医師は派遣されているのかについてである。奨学金貸与者のうち、産科、小児科、救急など、特定診療科を選択している医師は、令和６年度時点で４２名いたが、特定地域で勤務した医師は１人もいなかった。今年度については、特定診療科を選択した医師５６名のうち、２名の方が特定地域の公的医療機関で勤務をしている。

医療整備課長

２　ドクターヘリの出動の地域別の状況ということである。ドクターヘリについては、消防本部からの要請に基づいて出動するわけであるが、令和６年度については、五つの消防本部を除き、各地域から要請が出ているところである。そのうち、多い傾向があるところについては、秩父消防本部が令和６年度は８０件で、全体の２０％、それから比企広域消防本部が４６件で、全体の１１．５％となっている。なお、この地域が、出動要請が多い要因としては、この地域に救命救急センターがないということが影響しているというふうに考えている。

３　他の地域では、ドクターヘリについて、人材不足等で運航休止といったところがある中で、物価高騰も含めて、どのような対応をしているかというところであるが、まず、本県については、パイロットや整備士不足で、ドクターヘリの運航が止まったということはこれまでない。それから、必要な経費の確保というところであるが、ドクターヘリの運航については、国の補助制度を活用しており、国と県で２分の１ずつ負担しているというところである。幸い、国の方は、ドクターヘリの運航に係る経費については、人件費、物価上昇を考慮して、基準額を見直していただいており、ちなみに令和６年度は、令和５年度と比較して、約３，０００万円増額している。こうした中で、現状では、運航経費は確保できている状況であるが、必要な予算の確保については、国に要望するなどして、しっかり確保していきたいと考えている。

感染症対策課長

４　医療協定の締結に当たっては、その内容を適切に実行いただくために、平時における協定締結医療機関の取組として、年１回以上、医療従事者に対する研修の実施、ないしは、外部機関の研修に参加させるよう、協定の中で定めている。県ではさらに、その研修を効果的なものとするために、その一助となるよう、協定締結医療機関を対象としたオンデマンド配信による研修を実施したところである。発生初期におけるアウトブレイ

ク対策や保健所との連携について理解を深める内容となっており、昨年度３６４機関に参加いただいた。また、昨年度、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。そこでは、埼玉版ＦＥＭＡによる訓練を不断に繰り返すことで、有事の際の迅速な体制移行につなげることを明記している。全てのステークホルダーがあらゆる事態を想定しながら、連絡体制や役割分担などを確認し合うことで、有事の際の実効性の確保につなげていきたいと考えている。

５　昨年度実施した埼玉版ＦＥＭＡ図上訓練の課題や気付きについての質問である。昨年度実施した訓練では、行政や医療機関など、関係機関同士の迅速な連携体制の確立について、重点的に取り組んだところである。そこでは、感染の波に応じて、それぞれ果たすべき役割が変化するということを確認している。円滑な連携体制の確立には、様々な状況を想定した訓練を繰り返し実施することで、想定外というものをできるだけ少なくしていくということが必要だと捉えているところである。このため、本年度についても、埼玉版ＦＥＭＡ訓練に取り組んでいる。本年８月に実施したところでは、前回の訓練で検討できなかった項目を追加した上で、改めて流行初期を想定した埼玉版ＦＥＭＡ訓練を実施している。特に、偽・誤情報が医療従事者への偏見、差別につながったことなどから、国や県、市町村など、それぞれの立場から、正確な情報発信の手順について、重点的に確認したところである。訓練を積み重ねることにより、迅速な連携体制の構築につなげていきたいと考えている。

深谷委員

１　秩父市立病院と小鹿野中央病院で勤務された医師がいなかったということであるが、この二つの病院の医師確保について、どう対応したのか。

２　特定地域で勤務する特定診療科の医師が、今の答弁では非常に少ないわけであるが、特定地域における特定診療科の医師確保についてどのように取り組んだのか、もう一度お聞かせ願う。

医療人材課長

１　秩父市立病院と小鹿野中央病院で勤務した医師がいなかったが、この二つの医療機関の医師確保をどのように対応したかという点である。特定地域の中でも、特に、秩父地域は医師の確保が困難な地域となっている。このため、自治医科大学卒業医師を、この地域を中心に派遣しており、令和６年度は秩父市立病院に６名、小鹿野中央病院に３名が勤務した。引き続き、自治医科大学卒業医師の派遣や、寄附講座など、大学病院からの医師派遣も活用しながら、秩父地域の医師確保に努めていきたいと考えている。

２　特定地域で勤務する特定診療科の医師が少ないのではないか、この確保をどのように取り組んでいくかという点である。特定診療科である、産科、小児科、救急については、他の診療科と異なり、特定地域における勤務の義務はない。このため、多くの医師が特定地域以外の医療機関で勤務しており、特定地域で勤務する医師の増加につながっていないのが現状である。この点については、委員の指摘のとおり、県としても課題と考えており、今年度は、派遣元医療機関への補助制度を新たに創設したことで、特定地域への小児科医師の派遣が実現している。今後もこうした補助制度や寄附講座などを活用しながら、特定地域の公的医療機関が必要とする特定診療科の医師を確保できるように取り組んでいきたいと考えている。

渡辺委員

１　行政報告書の３４０ページ、＃７１１９と＃８０００番、ＡＩ救急相談であるが、これの具体的なトリアージ効果は、令和６年度どうだったのか。また、どのように取組のレビューというか、事業の質の向上のためのチェックを行ったのか伺う。それから、大人の救急電話相談の数が増えているが、その理由を伺う。

２　行政報告書の３４２ページ、災害時の医療整備として、ＤＭＡＴの養成、資機材購入などがあったが、令和６年度の能登半島地震に埼玉ＤＭＡＴを派遣されているが、それによって得られた知見がどのように反映されたかということを伺う。

医療整備課長

１　＃７１１９、＃８０００、ＡＩ救急相談の具体的なトリアージ効果というところであるが、救急電話相談については、医療機関に行くか、救急車を呼ぶか迷っている方に対して、アドバイスをするというような内容である。具体的な効果としては、令和６年度の電話相談で、救急車の要請が必要と判定したのは、大人の救急電話相談では１９．９％、それから小児救急電話相談＃８０００では５．７％、それからＡＩ救急相談では３９．５％となった。逆に、救急車を呼ぶ必要がなく、その翌日に医療機関を受診してほしいといった回答になったものについては、その裏返しになるので、大人の救急電話相談については約８割以上、小児救急電話相談については９割以上、ＡＩ救急相談の６割以上が、そういった救急車の要請ではなく、医療機関の受診や自宅での対処を案内しているところである。それから、事業改善のために、どのようなことをしているかというところであるが、まず、相談については、電話を掛けて、それに対して応えられるというところが大事だと思うので、これまで応答率を踏まえて、相談体制を強化しているところである。それから、救急電話相談については、令和６年８月から、実際の相談者の方の意見を改善に役立てるために、ホームページでアンケートフォームを設置しているところである。それから、大人の救急電話相談が増えた理由であるが、これについては、コロナの相談窓口を令和５年度まで設置していたが、これを令和６年度に＃７１１９と統合して、更に相談体制を充実したものであるから、もちろんその相談をしている方というのはその時々によって違ってくるが、コロナについての相談をしたかった方が、令和６年度は＃７１１９で受けているというところで、増えたことが大きな理由かというふうに考えている。

２　ＤＭＡＴを６年度に能登半島地震に派遣をして、その知見をどのように生かしたのかということである。まず、能登半島地震については、本県からＤＭＡＴは延べ２７隊１３２人を派遣している。こちらの活動をしていただいたその知見を、今後どのように生かしていくかということであるが、令和６年５月に、派遣されたＤＭＡＴ隊に集まっていただき、意見交換をした。そこで聴いた意見としては、派遣期間の長期化に伴って、本来ＤＭＡＴは急性期の治療を行うというところであるが、急性期を脱したけれども状態が安定しない、亜急性期における医療の実施も求められたという意見であるとか、あるいは、災害関連死を減らすためには避難所対応も必要であったという意見が聴かれた。そこで、昨年９月に実施した大規模地震医療活動訓練においては、危機管理防災センターに仮想の避難所を設置し、避難所支援訓練を実施して、これにＤＭＡＴ隊員が取りまとめ役と参加し、医療ニーズの確認や搬送患者の選定など、こうした能登半島地震で実際に行った業務を訓練として行った。

渡辺委員

１　＃７１１９や＃８０００番の件だが、やはりどうしても翌日医療機関に行くという、トリアージ効果がその辺り限定的だと思うが、今、看護師が対応しているが、＃７１１９で相談しても、やはりどうしても病院に行くというところが最終的な帰着になっていると思うが、そういった中で、今、看護師が相談に乗っていて、どうしてもというときに医師につないでいると思うが、直接医師につなげる、医師がオンラインや電話で相談をするという、そういった取組も検討をしていると思うが、令和６年度、その検討状況を伺う。

２　ＡＩ救急相談であるが、感想欄とかがあると思うが、どのような声が寄せられているのか。

医療整備課長

１　令和６年度に、実際に医師相談につなげる仕組みを検討しているかというところであるが、これについては、もちろん課内でそのような話は出ているが、何か具体的な方策というところまで行き着いていない状況である。

２　ＡＩ救急相談については、現状では利用者の声を聴くというような仕組みは持っていないが、救急電話相談の方の意見をアンケートフォームで頂いているところであり、そこについては、つながりにくいであるとか、あとは期待していた答えが得られなかったというような意見を頂いており、あるいは、丁寧にアドバイスしていただいて助かったであるとか、そういった評価を頂く意見もある。

渡辺委員

具体的な検討はされていないということであるが、令和６年度の予算特別委員会のときでも、このオンラインで医師に直接つながるサービスということで、この＃７１１９、＃８０００番の質の向上ということで質疑もあり、その際に検討していくという答弁もあったと思うが、やはり課題をもう少ししっかり精査して、質の向上だとかサービスの向上に努めることが必要だと思うが、このトリアージ効果だとか質の向上といった課題について、どのように認識しているか。

医療整備課長

まず、相談の質の向上というところについては、相談員に対しての研修を行っており、また、例えば、その第三者の研修機関に、実際の電話相談のテープを聞いていただき、具体的に指摘をしていただくというような取組をやっているところである。なので、相談業務自体については、スキルアップの方は進めているというふうに考えている。看護師による相談を超えた、医師対応であるとか、そういったところについては、予算も大きく関わってくるので、それについては、なかなかすぐにやろうとするのも難しい部分があるが、そこについては、指摘もあったので、検討はしていきたいと考えている。

岡村委員

１　行政報告書の３３５ページ、県立高等看護学院であるが、こちらは毎年度、全国平均を上回る合格率を出しており、大変すばらしいと思っている。令和６年度は９８．６％の合格率で、実際に卒業された方が、県内の医療機関にどのくらい就職をされているのかお聞きする。

２　行政報告書の３７３ページ、ＡＥＤについてであるが、令和５年度から令和６年度で

３４２台増えたということで、実際に、県の方では、積極的に設置が望まれる施設や関係団体に、必要性や効果の普及を働き掛けているということであるが、屋外への設置はどのくらい進んだのかお聞きする。

医療人材課長

１　高等看護学院、令和６年度の卒業生は、７１名おり、そのうち就業した卒業生が６７名いた。６７名のうち、県内に就職した方が６５名ということで、率にすると９７%が県内に就職をしている。

薬務課長

２　これまで県に設置届があったＡＥＤについては、屋外設置の正確な数字というものは把握できていなかった。そこで、令和６年度から８年度の３年間の計画で、民間の約７，０００施設を対象に、屋外施設の設置の情報も含めたＡＥＤ設置状況調査というものを実施中である。初年度の令和６年度の状況であるが、スポーツ施設、レジャー施設、ホテル等の宿泊施設、そして、小売業、サービス業などを対象とした約２，０００台分の調査を実施している。その結果、有効回答数１，３５０台のうち、屋外設置されているＡＥＤは４０台であった。また、屋外設置とは別に、２４時間使用可能な状態のＡＥＤというものが、スポーツ施設やホテルなどに１２６台設置されているという回答があった。なお、県有施設においても、今年度より、ＡＥＤ屋外ボックスの設置準備を１０台、進めている状況である。引き続き、設置状況調査と県有施設の屋外設置の取組を進めていきたいと思う。

岡村委員

そうすると、ＡＥＤのところについてであるが、調査を令和６年度から８年度でするということで、実際にそうは言っても、３４２台増えており、公共施設においては２６６台が令和６年度で設置が進んでいる。そういった設置をする際、市町村等に、できるだけ屋外で設置をするような形でお願いをするだとか、屋外に設置する場合はこういうボックスを設置するなりこういうやり方があるだとか、そういったことは、令和６年度、各市町村に話をしたのかどうか。

薬務課長

県では、ＡＥＤの設置について、ＡＥＤ設置推進のため、これは民間施設も含めて、ガイドラインというものを作成している。その中で、県有施設はもちろん、民間の施設、そして、市町村を含めた公共施設も、屋外設置、あるいは２４時間使用可能な状態にあるというＡＥＤの設置状況については、非常に有益なものであるという認識をガイドラインの方に書かせていただき、その内容を令和６年度末に、ガイドラインの改訂をかけて、関係する市町村を含めた機関に周知を図ったところである。

野本委員

行政報告書の３６６ページ、動物取扱業の適正化に関連して、多頭飼育崩壊の対策について伺う。令和６年度は、大規模施設や指導歴のある５６８施設について、立入検査をし、２７０施設に指導を行ったとのことであるが、そのうち指導歴のある施設は幾つあったのか。また、指導歴のある施設に対する指導はどのようなものだったのか。また、指導から勧告、行政命令に至った件数について伺う。

生活衛生課長

令和６年度に指導を行った動物取扱業の施設のうち、過去に指導歴のある施設については、個別の集計を行っていない。指導を実施した施設に対しては、再度の立入調査等を通じて、改善状況の確認を行っている。主な指導内容については、清掃不良やケージの大きさなどの施設整備に関する事項、給餌、給水や台帳の整備などの適正管理に関する事項、また、暑熱、寒冷対策や鳴き声の配慮などの環境面に関する事項が挙げられる。なお、令和６年度に、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて、事業者に勧告又は行政命令に至った事例はない。

野本委員

動物愛護管理法は、令和元年の改正により、数値規制を導入したことが大きな変化であったと思うが、去年度も毛呂山町で痛ましい動物虐待事案があり、全般的にだが、行政指導に従わない動物取扱業者に対しての行政措置というのはどういう対応を取っていたのか。また、警察との連携はどの時点で行っていたのか。先ほど再度の立入調査という答弁もあったと思うが、もう少し詳しく教えていただきたい。

生活衛生課長

動物取扱業者が行政指導に従わない場合については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、勧告や命令等の行政処分を行うことになる。多くの事例では、指導により一定の改善が見込まれるため、保健所では定期的な訪問を通じて、段階的な指導を継続している。勧告や命令を経ても改善が見られない場合には、警察への告発を視野に入れた対応を行う。警察との連携については、可能な限り早期の相談が望ましいと考えているが、実際の対応に当たっては、事案の性質や現状の状況等を踏まえて、個別に判断している。

日下部委員

１　資料７の調書の２１４ページと２５２ページになるが、第４款の第６項、地方独立行政法人支出金１５２億４，０００万円は、運営費の繰入金と施設設備に関わる長期借入金の償還金の半分を繰入れしていると思うが、令和６年度、運営費の繰入金と、各施設整備に係る繰入金、それぞれ幾らか教えていただきたい。

２　聞くところによると、この償還金の繰入れの元金部分は、施設整備の繰入金として扱って、利子部分は運営費の方に入れるようなので、そうすると償還金のソフト部分とハード部分が混在して分かりにくいと思うが、なぜこういうふうにしているのか。利息部分を運営費に入れた方がいいというメリットがあれば、それを教えていただきたい。

３　県北、特に秩父医療圏の医師確保ということで伺わせていただくが、同じく調書の２４８ページ、県北地域の救急医療体制確保対策事業費２４９万６，０００円とあるが、これは何に使われるお金か。

４　別途いただいた資料で、令和６年度は、秩父保健医療圏医師等派遣事業費として、埼玉医大の本院に２８０万円、川越の総合医療センターに３６０万円補助金を出しているが、令和６年度、埼玉医大から延べ何人の常勤医師を秩父医療圏に派遣してもらえたのか。

５　行政報告書に、県北、秩父地域の医師確保という項目はないが、先ほど述べた二つ、救急医療体制確保事業支援と、埼玉医大に出したこの補助金以外に、令和６年度に秩父医療圏の医師確保のために行った事業があれば教えていただきたい。

６　資料の２４８ページ、自治医科大学対策費１億３，１６１万円とあるが、これは本県出身の自治医大の学生に対する授業料免除分という理解でよろしいか。
７　先ほど、深谷委員の質問で、自治医大の卒業生の６名が、秩父市立病院で働いていて、３名が小鹿野町立病院ということを伺ったが、令和６年度、秩父医療圏に勤務していた自治医大の卒業生延べ人数、総数を教えていただきたい。

保健医療政策課長
１　県立病院機構の関係であるが、令和６年度は合計で１５２億４，４０７万８，０００円の負担金を支出している。このうち、収益的収支に係る金額は、１２４億１，８４６万８，０００円である。また、資本的収支である建設改良に係る負担金は、２８億２，５６１万円となっている。
２　このように分けて取り扱う理由について質問があった。こちらについては、企業会計原則に基づき、利息は運営コストとして、営業外費用として会計処理を行うこととされている。一方で、貸借対照表上の資本形成につながる元金償還分は建設改良費として、こういう区分をして処理をしているところである。

医療人材課長
６　自治医科大学の負担金１億３，０００万円については、本県の定員分なのかという質問だったと思うが、ここについては、各都道府県に負担を求められている負担金の額になり、基本的には、定員に基づく金額になっている。
７　令和６年度に秩父医療圏に勤務していた自治医科大学の医師の数であるが、秩父市立病院に６人、それから小鹿野中央病院に３人、大滝診療所に１人、合わせて１０人になる。
４　埼玉医大から医師を何人派遣していたかということについては、小児の二次救急輪番を維持するために、埼玉医大から熊谷総合病院に８０回派遣をしている。残りについては、少し整理をするので、時間を頂きたい。

日下部委員
３番目の質問の２４８ページの県北地域の救急医療体制確保対策事業費２４９万６，０００円、これはすぐ答えられるのではないか。

医療整備課長
３　県北地域の救急医療対策の関係の事業については、本庄児玉地域は、群馬県の公立藤岡総合病院と伊勢崎市民病院に救急搬送される小児患者が多いことから、児玉地区の市町と県で、当該医療機関に対して補助している事業というものである。

医療人材課長
４　秩父保健医療圏に埼玉医大から何人の常勤医師の派遣をしていたかであるが、県の事業として常勤医師の派遣はない。
５　県北、秩父の医師確保ということで、秩父医療圏に対して行った事業で、行政報告書に載っていないものという質問があったかと思う。秩父医療圏に対して行っている事業としては、先ほど申し上げた、自治医科大学の医師の派遣と、それから、非常勤医師で産科の支援をしているという二つを行っているということになる。

日下部委員

１　先ほどの地方独立行政法人繰入金であるが、これは総額ではなく、やはり運営費と施設設備の繰入金を分けて記載していただきたい。２１４ページはいいが、２５２ページの詳細のところは、独法化する前の令和２年度、これはコロナの影響もあるが、繰入金が１３５億あった。それで、独法化した後、令和３年度以降はずっと、大体毎年１２４億で推移しているが、毎年この運営繰入金を注視している人もいるので、ちゃんと運営費をハードの部分とソフトの部分とで分けて、明細を２５２ページのところで記載できると思うので、そこは分けて記載していただきたいが、それについてはいかがか。

２　秩父の方の医療圏であるが、秩父の二次救急の輪番制というのは、当初は７病院で発足したが、令和５年度に３病院に減ってしまい、秩父市立と皆野と秩父病院、令和６年度には秩父病院が抜けて二つになってしまった。これは、秩父医療圏に対する費用対効果という意味では、費用対効果が得られていないのではないかと思うが、これについてはいかがか。

保健医療政策課長

１　県立病院機構支出金の記載については、様式にのっとって記載をしているところであるが、どこまで記載するかという点については、１部局だけでちょっと対応の判断ができるものではないので、所管部局とも相談して対応について検討させていただければと思う。

医療整備課長

２　秩父地域の輪番病院について、かつて７病院だったものが今は２病院で、費用対効果を得られていないのではないかという指摘であるが、やはり地域の医療機関で搬送を受けられるということは非常に重要と思うので、ちょっとその費用対効果というところが何を意味しているかというところはあるが、この２病院であっても、今の体制は維持する必要があるのかというふうに考えている。

日下部委員

秩父の輪番について、先ほど群馬県の病院に２４９万ぐらい出していると、それから埼玉医大に合計５４０万で、足すとこれは１，０００万も行かない。トゥーリトルではないかという感じもするが、この辺のところは、輪番病院の維持が重要だというふうに言われていたけれども、令和６年度のこの決算を見る限り、トゥーリトルではないかと思うがいかがか。

医療整備課長

輪番の費用については、市町村で負担していただいているというところもあるので、その辺り、財政負担、財政支援については、地元市町村と意見交換をしていきたいと考える。

石川委員

１　行政報告書の３２９ページ、指定難病患者への登録者証の発行が６年度に始まったが、その発行状況と、申請を促すためのお知らせはどのように６年度行ったのか。

２　事項別明細書でいうと７２ページになる。外国人未払医療費対策事業費について、医薬費に入ると思うが、令和６年度の実績について、件数、総額、それから１件当たりの最高額は限度額の２１０万円補助したのかどうか伺う。

３　医療機関の未払医療費の回収ができたものがあるのか、６年度中に回収できたもの、６年度より過去のもので、回収できたものがあるのか、それから、６年度に補助したもので、回収できたものがあるのか伺う。

疾病対策課長

１　指定難病の要支援者証明事業、いわゆる登録者証の発行についてお答えする。令和６年度の発行実績であるが、２２，２３４件である。こちらの申請を促すお知らせであるが、新規申請や継続の指定難病の申請のところで、この登録者証の発行の御希望の方を聞いているというところが、まず１点目である。そのほか、県のホームページで周知したり、難病の関係の会議等で、この制度について、関係団体等に周知したりしている。

医療整備課長

２　外国人未払医療費対策事業費の令和６年度の実績であるが、まず、件数については、１１件である。実績については、合計で２０５万円である。それから、限度補助額ということであるが、これは上限２１０万円というのは、率を掛ける前の未払医療費の上限ということになるので、実際はこの２１０万円に、県としては３分の１、それから市としては３分の１を補助するということになる。具体的な金額については、後ほど申し上げる。

３　未払医療費が回収できたものがあるのかというところであるが、こちらについては、補助金の仕組みとして、１年以上回収努力をして、依然として未払であるものが補助対象となっているので、恐らく、候補という言い方が適切か分からないが、補助対象の候補となる未払案件については、恐らく回収できたものはあると思うが、県に入ってくる情報としては１年間回収努力をして未回収だったものの情報なので、県として把握してないということになる。それから、６年度に回収したものがあるかというところであるが、こちらについては、現時点では確認できていない状況である。

石川委員

１　最初の登録者証についてであるが、６年度２２，２３４件というのは、対象者分に対してどのくらいなのか。割合である。必要な人だけ申請するので、全員ということはないと思うが、どの程度になるか伺いたいと思う。それから、周知のお知らせは、新規と継続であるから、郵送で保健所から手紙を出したということでいいのか、確認をする。

２　外国人未払医療費の関係であるが、未払医療費の回収についてである。先ほど６年度に回収できたものについて把握していないということで、補助金の性格としてということであるが、要綱の第１４条で、医療機関は、回収に相当な努力を行うとともにその経過を外国人救急患者受診状況表に記録すると、補助を受けた年度の翌年度から５年間保存するというふうにも定めているし、第１０条では、知事の要求があったときには補助事業の遂行状況について、補助事業者は知事の要求があったときはということで、その状況を書面で報告することにもなっている。補助事業者であるから市町村ということになるが、ここまできちんと定めているのに、県がちゃんと把握をしなければ、補助の性格もあるけれども、その補助の必要性がなくなったときに、それを回収というか、返還してもらう必要も検討しなければならないが、把握も何もしていなかったという状況なのか。

医療整備課長

２　まず、先ほどお答えできなかった補助額の限度額であるが、県としては６６５，０００円である。それから、先ほどの質問で回収について把握していないというふうに申し上げたが、これは誤りで、回収したかどうかについて把握しているかというところのお答えであるが、それについては、６年度中に補助したものについては、もちろん申請が上がってきたときに、どのような回収努力をしたのか、そういう個々の案件について、いつこのように催促しただとか、そういったことについては申請書の中で把握をしているところである。

疾病対策課長

１　この登録者証の対象者に対して、どのぐらいの方が申請したかというパーセントの部分であるが、この登録者証というものが、医療給付と若干対象が異なる。医療給付は、認定基準として診断基準と、重症度という二つの要件を満たさないと受給者証は出ないが、登録者証は、診断基準のみ対象となれば出せるというところがある。この対象者というところが、診断基準を満たす方だけの把握ができていないところから、対象者の何パーセントが受給できたかというところが把握できていないところである。あと、２点目の申請を促す働き掛けというところで、新規申請だとか、継続申請のときには皆さんに手紙を差し上げる。その中で登録者証を希望するかどうかというところの記載を設けている。

石川委員

外国人未払医療費の関係であるが、補助を決定するまでに、医療機関、補助事業者が回収の努力を１年以内にしたかどうかではなくて、補助をした後も、医療機関にはその回収に努めることを求めている。その書面も残すことになっている。補助した後に、医療機関が努力をして回収したかどうかというのは、もともと税金、公費からお金を出した件は、そこまで把握しないのか。

医療整備課長

医療機関に対しては、補助後も、回収をした場合は報告するようにということにしているので、６年度補助したものについては現時点で報告がないということである。実際に医療機関で未払医療費の回収が、補助したものについてあった場合は、返還を求めるという仕組みになっている。

伊藤委員

１　行政報告３２３ページ、地域保健の推進について伺う。要求資料１５の保健所についてである。保健所の職員数の推移を見ると、令和４年から６年度にかけて減少している。次のページを見ると、動物関係の部署の人数が減ったようである。具体的にどの職種が減ったのか説明願う。

２　保健所管内の人口についてである。現在の狭山保健所で７６０，０００人であるが、こちらは所沢市の保健所設置が進んでいる。次に、管内人口が多いのは、朝霞保健所で、７３０，０００人余りである。しかし、１０万人当たりの職員数を見ると、狭山保健所は８．７人、朝霞は６．７人と、朝霞は随分職員数が少ないようである。これはどういうことか。

３　行政報告書３２４ページ、国民健康保険について伺う。被保険者数が、要求資料１２

の１に出ている。年々減少している。その要因について説明願う。そして、これを増やす努力、令和６年度において報告願う。

４　滞納者についてである。１１５，０００世帯余りが滞納している。これを被保険者数９８４，０００世帯で割ると、１１．７％余りとなる。被保険者の１割以上が滞納している計算になる。１割以上が滞納という保険がほかにあるのか。滞納の要因をどう分析したか。

５　行政報告３２６ページ、滞納についての相談員配置について伺う。被保険者の令和６年度の平均年収が幾らなのか。

６　被保険者の多くが無職か、高齢者である。徴収の際に、このことをどう配慮したか。徴収相談員の配置をされているというところでお答えいただきたい。

７　要求資料１２の６の法定外繰入れの推移である。県全体を見ると、令和６年度は１４８億円余りで、おおむね増額傾向である。国保運営方針では、法定外繰入れ全廃としているが、これだけの繰入れをせざるを得ないのはどういう事情なのか。どう分析しているのか伺う。

８　要求資料１２の８、財政安定化基金についてである。取崩しが３８億２，８００万円余り、令和４年度は３億円とぴったりであったが、令和６年度はなぜこのような具体的な金額になっているのか。また、令和６年度はどのような理由でこれだけ取り崩したのか。

９　福祉３医療について伺う。こども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の県の補助についてである。表のように、財政力指数が高い自治体は補助率を差別されているが、県民はどこに住んでいても公平に県民税を払っている。なぜこのように差別をしているのか。

10　行政報告３３０ページ、医師・看護師確保対策の推進についてである。要求資料２３、２次医療圏別の１０万人当たりの医師数である。埼玉県全体では、人口当たりの医師数は全国最低である。その中でも、こうして医師数には偏在がある。北部西地域が秩父医療圏より医師数が少ない理由、都市部である東部南地域の人口当たり医師数が少ない理由を説明願う。

11　行政報告書には、県外大学医学部在学の本県出身者の新入生９人に奨学金を貸与したとある。９人ということであるが、応募は何人だったのか。

12　看護師が本当に足りない。要求資料２５の看護師の確保のための育英奨学金貸与についてであるが、看護師養成校の受験倍率については下がっている傾向のようである。埼玉県立大学でも３倍程度となっている。しかし、学費は相変わらず高い。埼玉県立でさえ、初年度８３０，０００円余りかかる。私立大学は、初年度１９０万円など、本当に高いと思う。そこで、育英奨学金についてであるが、貸与実績は４１人で、貸与額が減っている。応募者は何人いたのか、なぜ減っているのか、分析していると思うので、説明願う。

13　行政報告３３６ページの救急医療体制整備について伺う。要求資料によると、ドクターヘリ出動要請数と出動数の推移であるが、要請数と出動件数の違いが発生している。この理由について、そして、出動件数が減少している理由について伺う。

14　行政報告３３８ページであるが、原則として断らずに受け入れることに合意した医療機関についてである。西部第２は、イムスだけであるし、南部も北部も大丈夫かと心配している。大丈夫なのか。空床確保数は、西部第２で、何床であるか。県全体としては何床であるか。

15　行政報告３４２ページの地域医療構想の実現についてである。要求資料１８を見ると、

本県は高度急性期と急性期病床は７，０００病床ほど余っていて、回復期と慢性期病床は１０，０００床以上足りないということである。そのために、急性期病床を、補助金を出して回復期に転換している。お聞きするが、令和６年度、補助額の総額は幾らとなったか。

16　急性期病床と、回復期病床、看護師の配置基準を、それぞれ説明願う。

17　急性期病床を全て回復期に移行しても、回復期と慢性期は必要病床数とはならない。そもそもの病床数を増床させなければ無理である。令和６年度、病床数そのものを増やすためにどんな努力をされたか。

18　行政報告３４４ページ、訪問看護職員の育成について伺う。要求資料２７、訪問看護ステーション数を御覧いただきたい。訪問看護がないか、若しくは一つしかない自治体が、本県には１３もある。在宅医療は危機的だと感じている。このような状況になっている理由、また、令和６年度、過疎地域に訪問看護ステーションを新たに整備するためにどのような努力をされたのか説明願う。

19　行政報告書３５７ページ、感染症指定医療機関についてである。要求資料は１６である。コロナ禍で膨れ上がって、感染症病床も令和６年度末で７７床と、ほぼ元の状況に戻った。コロナ患者が増大したときの感染症病床確保の騒ぎというのは、本当に大変な状況で、感染症病床がこれだけで大丈夫なのか不安である。７７床というのは適切なのかどうか伺う。そして、いざというときに急速に増床できる保証があるのか伺う。

20　行政報告３６２ページ、水供給体制の確立である。市町村の水道事業者に指導助言を行ったとある。所沢市で水道管が破裂をして、道路冠水が起こった。水道管の適切な維持管理、そして更新が求められている。下水道に関して、私が特別委員会で確認したところ、市町村の下水道事業者で１１自治体が、技術職員がいないということが分かった。お聞きするが、市町村水道事業者において、技術職員がいないというところはあるのか。

保健医療政策課長

１　保健所の職員、動物関係の部署の人数が減っているという点についてであるが、こちらは現員数をお答えしており、こちらは様々な要因が作用している部分がある。例えば、育休であるとか、休職者の代替職員の配置状況により増減が生じたものであるとか、技術職の退職者数と採用者数の影響などにより変動しているようなことが考えられる。具体的に、令和４年から６年にかけて、この中でどの職種が減ったのかについては、獣医師と動物愛護職が減少している状況がある。

２　朝霞保健所の職員１人当たりであるとか、管内人口を見て、負担が大きいというような話かと思うが、こちらは、保健所の職員配置に当たっては、各保健所の管内人口であるとか、あるいは面積、地域性、感染者の発生状況など、総合的に考慮して決定し、配置をしている。そうしたことから、一概に人口負担だけで配置を決定しているわけではなく、そういった様々な状況を勘案して配置をした結果、このような状況になっているということで理解いただければと思う。

国保医療課長

３　国保の被保険者数が年々減少している要因についてということであるが、こちらについては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行であるとか、社会保険の適用拡大、こういったものが起こっているので、これらによって、市町村国保の被保険者が減少しているというふうに認識している。やはり他の医療保険制度に入っていない方が加入される制度であるので、増やす努力ということで質問いただいたところであるが、なかな

かちょっと難しい性格の制度であるというふうに認識している。
４　滞納をしている方が多い要因は何かということであるが、国民健康保険は年齢構成が高く、無職や低所得の被保険者が多く、相対的に税の負担が重たいという構造的な課題がある仕組み、制度であるので、正直なところ、滞納が発生しやすくなっているというふうには考えている。このため、我々の方とすると、被保険者の負担を軽減するために、国の財政支援の拡充であるとか、あるいは、低所得者の保険税軽減措置の充実、こういったことを国の方に要望しており、これについては今後も引き続き実施していきたいというふうに考えている。
５　被保険者の平均年収の方は、６年度と指定があったが、６年度の状況はまとまっていないので、把握できていない。直近で分かるものとして、国の方から、令和４年度の状況が出ているので、紹介させていただくと、加入１世帯当たりの平均所得は、全国ベースで１４３万円というふうになっている。
６　徴収の際の配慮の件であるが、徴収に当たっては、納付折衝等を通じて、個々の生活状況を把握するということが重要だというふうに考えている。なので、納めたくても納められないという被保険者については、個々の状況を確認した上で、保険税の減免であるとか、納税猶予の制度の活用のほか、適宜、福祉施策につなぐなど、市町村において、きめ細かい対応を行っているところである。一方で、税負担の公平性という観点から考えると、担税力があるにもかかわらず保険税を滞納している被保険者の方に対しては、差押えなど、き然とした対応を行うことなどにより、税収の確保に努めているところである。
７　法定外繰入れを多くせざるを得ない理由があるかということであるが、こちらについては、令和６年度、この年の１０月に社会保険の適用拡大があったため、その影響により、当初想定していた以上に被保険者数が減少してしまい、税収が見込みを下回ったことが主な要因であるというふうに分析している。
８　財政安定化基金の関係である。端数が出ているような取崩し額ということでの質問だったと思うが、６年度の取崩しの事由については、納付金額の上昇抑制のほか、医療費の増加に伴う保険給付費等が増えてしまったものへの対応というものがあった。増えてしまった医療費については、支払に必要な額を取り崩すという形で行わせていただいたので、最終的に端数が生じているという状況である。
９　福祉３医療の方の話である。補助率が市町村によって違うということでの質問があったかと思うが、こちらの補助率については、財政力指数によって変えている。こちらは、財政力の強い市町村の方には少し負担を多くしていただき、財政力が弱い市町村をしっかり支援していくという考えの下でやらせていただいている。県としては、福祉３医療の制度は、将来にわたって維持していかなければいけない、そういう仕組みだと思っているので、こうした仕組みは必要ではないかなというふうに考えている。

医療人材課長

10　医師、看護師の確保のうち、北部西地域や東部南地域の人口１０万人当たりの医師数が少ない理由についてである。二次医療圏を細分化すると、大規模な病院の位置によって、人口１０万人当たりの医師数に大きな差が生じることになり、北部西地域や東部南地域の人口１０万人当たりの医師数が、秩父地域よりも少なくなる結果となっている。
11　医師の奨学金の関係で、出身者枠奨学金について、応募は何人だったのかについてである。令和６年度の応募者数は１１４人であった。
12　看護師の育英奨学金の応募者数は何人だったのかについてである。令和６年度は、４

１人に貸与しているところであるが、希望者も４１人いて、全員に貸与している。続いて、同じく、看護師の育英奨学金について、貸与者数が減少傾向にあるのはなぜかについてである。こちらについては、少子化等の影響により、県内の看護学生数自体が減少傾向にあることや、令和２年度に創設された国の高等教育修学支援新制度の拡充によって、学費負担が軽減される方が増えていることなどが影響しているものと考えている。

18　訪問看護の関係である。訪問看護ステーションが少ない市町村がある理由と、当ステーションを増やすためにどんな努力をしたのかについてである。訪問看護ステーションが少ない市町村があるということで、詳細な、正確な理由については把握はしていないが、県では、看護学生等に訪問看護の仕事を体験していただく訪問看護ステーション体験実習事業などを実施することなどにより、訪問看護職員を増やす取組を進めており、訪問看護職員が増えることが、訪問看護ステーションの増加につながるものと考えている。

医療整備課長

13　ドクターヘリについてであるが、要請件数と出動件数の差について、なぜそのような差が生まれるかということであるが、この主な理由としては、ドクターヘリが出動中に要請した場合については、対応できないので、そうした数字がカウントされる。また、ドクターヘリが天候不良で飛べないときも、要請に対して応えられないということがある。それから、救急隊が要請したが、やはり出動しなくてもよいというような話があり、キャンセルとなる場合もある。ちなみに、令和６年度については、多い順に、ドクターヘリ出動中が５５件、それから天候不良が４４件、それから救急隊側のキャンセルが２９件となっている。それから、ドクターヘリの出動件数が減っている理由であるが、令和４年度以前は４００件の中盤ぐらいで、令和５年度以降が４００件の前半というような形になっている。この理由であるが、令和５年度に、その前年の６月に、加須市に済生会加須病院が開院をして、そこを同時に救命救急センターに指定した。それによって、この地域のこれまでドクターヘリを要請したような事案が、済生会加須病院に搬送できるようになり、この分が減って、おおむね状況が維持されているというふうに考えている。

14　原則として断らない医療機関についての配置状況ということであるが、これについては、搬送困難受入医療機関と言っているが、これは救急隊が重症疑い等で判断した患者が２回以上受入れを断られた場合などについて、受け入れるという約束をした医療機関である。この医療機関の整備については、各地域の搬送困難事案の発生状況を考慮して行っている。それからまた、その地域に一つしかないからといって、そこだけが受けるということではなく、ほかの地域の搬送困難受入医療機関も受けているので、もちろん、メディカルコントロール協議会としては、そういった配置になっているが、実際はこれらの医療機関全体で、県の困難事案の搬送を受けているということである。また、空床確保については、それぞれの医療機関に何床確保をしてほしいというようなお願いはしていない。なので、県全体で何床ということは申し上げられないが、その医療機関ごとに、必要に応じてその病床を確保していただいているという状況である。

15　病床整備の関係である。急性期病床から回復期病床への転換についての補助額であるが、令和６年度については、３病院に対して、４，５９０万２，０００円の補助金を支出している。

17　病床を増やすためにどのような努力をしたのかというところであるが、令和６年度については、不足している５圏域について、８２４床の公募を実施して、これに対し手が

挙がり、３圏域に９病院１５９床を採択したという状況である。

保健医療政策課長

16　地域医療構想における病床機能である急性期及び回復期の区分については、国の病床機能報告マニュアルにおいて、診療報酬における入院基本料等を基準に分類されている。急性期機能と分類されている各入院基本料の看護師配置基準は、７対１や１０対１になる。また、回復期機能と分類されている各入院基本料の看護師配置基準は１０対１や１３対１などとされている。

感染症対策課長

19　感染症病床では、一類及び二類感染症の患者を受け入れる病床となっており、平時においては、７７床で適切に運用させていただいている。一方、新興感染症の発生時については、その際の医療提供体制を整備するため、県では、地域保健医療計画で定めた目標に基づき、医療機関との協定を締結している。令和６年度末現在、流行初期では１，４９４床、流行初期以降では２，５４０床について協定を締結している。現状、コロナ禍における最大即応病床を上回る病床が確保できているところである。

生活衛生課長

20　県内の市町村水道事業者５６のうち、技術職員がいない事業者数は６事業者である。

伊藤委員

１　国保の滞納に関しては、猶予であるとか、軽減措置であるとかを説明しているということであったが、行政報告の３２６ページにある国民健康保険税徴収相談員が１名配置をされているというところでは、自治体に訪問をして指導しているというふうにあるが、実際にこの相談員の仕事というのは、どの部分に関して、どのように自治体に指導をしているのか。

２　行政報告３３０ページの医師確保について、先ほど県外大学の医学部の９人に対して奨学金を貸与とあったところで、１１４人の応募者があったということであるが、これは６年度が多かったのか。それとも、これほど毎年多いけれども、奨学金の制度として、６年度の予算は９人分、１０人分であったという理解でよいのか伺う。

３　ドクターヘリの出動件数であるが、先ほど、出動中に要請があった場合に、断ったのが５５件ということであったが、この断ったことによってどのように対処をしてきたのか、説明いただきたい。

４　病床の確保についてであるが、令和６年度の病床数そのものを増やすために、どんな努力をしたかというところで、８２４床の公募をして、受けていただいたのが１５９床ということで、まだまだ足りないかと思うが、更にどんな努力をされてきたのか伺う。

５　看護職員の育成について、なかなかこの看護ステーションの数を増やすには、看護師を増やさないといけないというのは理解できるが、体験事業など、いろいろなことをやっているというふうには思うが、根本的にやはり看護師を増やして、訪問看護を選んでいただくというのは、まだまだ何か施策が必要ではないかというふうに思っているが、いろいろな努力をしてきて、先ほどの体験事業などをやってきて、実際に応募される方が増えているのか。令和６年度はどのような効果があったのか、伺いたいと思う。

国保医療課長

１　徴収相談員の仕事はどんなものであるかという質問だったかと思う。県の方に配置している徴収相談員であるが、実際に徴収の実務は市町村がやっているので、相談員の方は、市町村の方に訪問したり、あるいは、税務知識や徴収技法を習得するための研修、そういったものを中心にやっていただいている。直接の支援だと、大体年間で２０か所ぐらいを訪問させていただいたり、あるいは、研修だと、新人向けが１回、管理監督者向けが２回、専門研修が８回ということで、年間１１回ほど開催をしている状況である。

医療人材課長

２　県外出身者の奨学金の話である。こちらについては、１１４人の応募というのが、例年これぐらいあるのかということであるが、例年、１００人を超える応募者がおり、実際に貸与したのは９人であるが、予算枠自体は１５人分用意をしていた。ただ、実際には貸与候補となった方が、医学部の入学試験に落ちてしまったりだとか、あとは、ほかの奨学金を利用されるということがあり、結果的には、実際に貸与しているのは９人ということになっている。この予算分をしっかり貸せるように、今年度については、大学のオープンキャンパスで、この出身者奨学金のＰＲをしたりだとか、あとは、出身者奨学金の合格者を増やせるように、今までは、一次試験、書類や作文で、面接せずに不合格としていた方もいたのだが、その方たちをできるだけ面接するようにして、なるべく多くの方を候補者にできるように努力をしているところである。

５　訪問看護の関係である。訪問看護については、県としても、今後の在宅医療を考えると、非常に重要な分野だというふうに考えている。昨年度、体験教室などを実施して、訪問看護についての理解を深めていただくような取組をして、今、最新の国の統計だと、令和４年の時点では、県内の訪問看護職員数は３，２８０人であったところが、令和６年には４，９９２人となっており、かなり数が増えている状況ではある。引き続き、県としては、訪問看護職員を増やす取組を進めていきたいと考えている。

医療整備課長

３　ドクターヘリで、重複要請で応じられなかった５５件について、どのように対応したかということであるが、これについては、基本的には救急車で運ぶということになる。また、この５５件に全て対応しているかどうかということはあるが、本県については、群馬県とドクターヘリの相互運航の協定を結んでいるので、埼玉県のドクターヘリが出動できない場合に、群馬県のドクターヘリをお願いするということはしている。

４　病床の確保についての公募以外の更なる取組ということであるが、病床自体を増やすということについては、原則公募によることになるので、それ以外の方策はないのだが、例えば、急性期病床から回復期、あるいは慢性期病床への転換を進めるというところについては、令和６年度に基準単価の見直しなどを行っているので、実際にはそれで転換が進んだことは、先ほど申し上げたとおりであるが、そういったことにより医療機関が転換に向けて取り組んでいただけるように工夫している。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１１月５日（水）　下水道局）

【説明者】
吉田薫下水道局長、豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、
西村憲一下水道局副参事、藤原直樹下水道事業課管路対策幹

【発言】
渡辺委員
１　決算の概要であるが、処理水量が４．７％、令和５年度から増加しているが、その要因は何か。
２　建設改良事業であるが、決算書の５ページでも、社会資本整備総合交付金など、国からの補助金があると思うが、令和６年度の国庫補助内示率は特に低く、事業への影響もあったのではないかと推測するが、施設整備や更新は計画どおりに進められたのか。
３　資料２の７ページであるが、下水道局においても、事業の持続性の確保のために、専門的人材確保が必要と思うが、人材開発計画を基に、具体的に、令和６年度にどのように人材確保の取組を進めたのか。

下水道管理課長
１　処理水量が、令和５年度に比べて、４．７％増加した要因であるが、令和６年度の処理水量は６億７，２６２万立方メートルで、令和５年度の６億４，２６８万立方メートルと比較すると、２，９９４万立方メートル、約４．７％増加しているが、これは、県内の降水量が、令和５年度より令和６年度の方が、全体的に増加したことから、県内の降水量の増加による影響が考えられるというふうに思っている。
３　人材の確保については、下水道局の人材開発計画に基づいて行っており、技術系人材の確保に向けて、下水道業務への関心を高め、学生へのアプローチを図るため、下水道業務を体験するインターンシップや、大学、高校への訪問による採用活動を実施した。インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和２年度から令和４年度まで、受入れを中止していたが、令和５年度に再開し、令和６年度は、荒川左岸北部下水道事務所で１名の学生を受け入れた。実は、これ以外にも、マッチングした学生はいたが、学生側の都合による辞退や、また、マッチングに至らなかったケースもあり、受入人数は、令和５年度の４名からは減少したが、インターンシップを通じた業務体験の機会提供は継続していく。また、学校訪問についてだが、大学訪問は、令和６年度に埼玉大学、ものつくり大学など６校、高校訪問は、工業高校３校を訪問し、業務内容や採用方法について、情報提供を実施した。そのほか、令和６年度には、内定者を対象とした職場見学ツアー、また、学生や求職者を対象に職場見学会を実施し、実際の業務現場を見学する機会を提供した。さらに、オンラインセミナーを開催することで、遠隔からの参加もできるようにして、より多くの学生や求職者への情報提供に努めた。また、採用した人材が定着し、長期的に活躍できる環境を整備するため、新規採用職員や若手職員向けの研修も実施している。具体的には、下水道新任職員研修、また、県土整備部や都市整備部と合同での新規採用職員研修、また、下水道局職員を対象とした技術職員研修を実施し、専門知識の習得だけでなく、職員間の交流を促進し、離職の防止につなげている。このように、インターンシップや大学、高校へのアプローチを通じた

採用活動に加え、採用後の研修による人材育成と定着促進の両面から、技術系人材の確保に努めている。

下水道事業課長

２　埼玉県の流域下水道の令和６年度の国庫補助事業の当初予算については、国への要望額に対して、国費の内示率が約６割と、前年の内示率を下回っている状況である。このため、事業の執行に当たっては、請負差金を活用するなど、事業の先送りを極力抑えるとともに、適切な点検や修繕により、資産の保全に努め、施設更新などの事業は、限られた予算の中で、優先度を設定して実施してきた。国に対しては、取組の着実な推進に向けて、国の継続した財政措置が不可欠であるので、社会資本整備総合交付金や防災安全交付金の確保を国に対して要望したり、補正予算も併せて公共予算を確保するなど、必要な事業執行に引き続き努めていきたいと考えている。

渡辺委員

１　降水量が増加したということだが、負荷が増加したことによって、その運転上の問題といったことは生じなかったのか。

２　国に対して要望しているということだが、施設整備や更新が計画どおり進められたのかということを伺いたい。建設改良費も１８９億というふうに、前年度から減少しているが、ストックマネジメントに基づいて、具体的に、令和６年度の計画と実績で、進捗はどうだったのか。

３　人材育成の件であるが、これから施設の更新需要のピークが来ると思うが、それに伴って、業務量も増加すると思うが、それに応じた人員確保だとか、職員配置の取組は、計画的に行われているのか。

下水道管理課長

１　令和６年度は、令和５年度に比べると降水量が増加し、また、処理水量も増加したが、運転上の問題は生じることはなく、円滑に維持管理ができていたというふうに考えている。

３　施設の更新は、おっしゃるとおり、これからピークを迎えるが、施設更新も数年単位で計画的に行っていくので、人員の確保についても、更新計画に応じて、適切な配置をして、しっかりと計画を立てた施設更新が実行できるように、人員の配置に努めていきたいと思っている。

下水道事業課長

２　令和６年度当初予算では、老朽化対策として約１２１億円を計上したが、このうち工事及び委託業務を約７６億円発注し、令和６年度中に約３３億円支出したという状況である。このような状況であるので、優先順位付けや健全度評価というところが重要になってくると考えているが、例えば、機械設備については、標準耐用年数の２倍程度を目安として、適正な維持管理により長寿命化を図りつつ、不具合の発生確率や下水道処理機能への影響度など、資産の健全度によるリスク評価に基づき、改築、更新の優先度を判断しているところである。また同様に、電気設備についても、標準耐用年数の２倍程度に達したものは、改築、更新の対象とするが、下水処理機能への影響度が低いリスクの小さいものは、更に長期にわたり使用することとしている。また、土木建築の施設については、過去の知見を踏まえて、標準耐用年数を上回る目標耐用年数を設定している

というような状況である。また、昨今の八潮の道路陥没事故を受けて、今後の下水道管路の施設管理の在り方についても、現在、国の委員会で検討中であるので、こういったところの動向も踏まえながら、下水道管路の健全度評価や優先順位付けの手法について、今後見直しを図っていきたいと考えている。

渡辺委員

人材確保のところで、令和６年度の実績で、計画と現在いる職員とのかい離などがあるのか、専門職も含めて、数字を教えていただきたい。

下水道管理課長

令和６年４月には、資料１０にあるとおり、定数１１１名ということで、下水道局運営をしていたが、このうち土木職員の欠員が２名あった。これについては、配属された職員の中で、様々な工夫をしながら、更新計画などに遅れがないように取り組んできた。

野本委員

１　維持管理単価負担金について、令和７年度は黒字になる予想ということである。その根拠が、荒川右岸、荒川左岸南部、中川の維持管理単価負担金の値上げだと伺っている。この単価はどのように決められたのか。今後の電気代の高騰をどこまで織り込んでいるのか。また、令和５年、６年度の赤字を補填するように考慮されているのか。

２　管きょについて、ひびが入っているかなどの調査は、５年サイクルで従来行っていたと思うが、八潮の事故後に行った緊急点検と、令和６年３月に国土交通省から指示のあった全国特別重点調査は、それぞれ結果が違うものであったと思う。従来の調査方法とはどのように異なっていたのか。

３　下水道ストックマネジメント計画を、令和６年１０月に改定しているが、年間平均２３０億円の計画的な投資が見込まれているが、こちらの計画には、管きょも入っているのか。

下水道管理課長

１　令和６年度に、単価改定の議決を頂いた３流域について、値上げをどう決めたかというところであるが、こちらの荒川左岸南部、荒川右岸、中川の３流域に限らず、維持管理負担金は、議決いただいた単価について、基本的に５年間の覚書を結んで運用をしている。そして、令和６年度中に議決いただいた荒川左岸南部、荒川右岸、中川流域、いずれの流域も、過年度に累積をした黒字を持っていたことから、それぞれの黒字を活用した上で、令和７年度から令和１１年度までの期間の収支が均衡するように、単価を算定し、改定させていただいた。令和７年度から、３流域で新たな単価が改定、適用されることになったが、市町との調整の結果、いずれの流域も、過去の黒字を更に取り崩して、単価を抑制することとしたほか、荒川左岸南部、また、荒川右岸の２流域は、激変緩和措置として、段階的な改定を行うこととした。このようなことから、令和７年度時点では、維持管理負担金の水準が、エネルギー価格の高騰や物価上昇の水準に完全には追い付いておらず、令和７年度当初予算だが、収益的収支予算は赤字予算となっているが、収支は令和６年度より改善すると見込んでいる。それから、電気代の高騰を織り込んでいるかという質問について、電気代については、単価の改定協議を行った令和６年度時点の水準で見込んでいる。その理由であるが、下水道法の規定により、流域下水道の維持管理に要する費用は、流域下水道により利益を受ける限度により負担させること

ができるとされ、収支は均衡させる必要があることから、令和６年度時点で見込まれる額で算定しているところである。それから、令和５年度、６年度の赤字補填をするようにしたかという質問だと思うが、さきに説明したとおり、この３流域はいずれも、過年度の累積黒字を保有していたため、令和５年度、また、令和６年度の赤字は、これら過年度の黒字で補填をした形となっている。

下水道事業課長

２　本県がこれまで５年サイクルで行ってきた調査については、下水道管内を目視、テレビカメラ等の映像確認により、管路全線の状況の調査を行い、その調査結果を調査判定基準に基づいて、異常の程度の判定を行うといったものである。全国特別重点調査の方については、管きょ内の視覚調査の方法についてはこれまでの県が行ってきたものと同じであるが、対象を重点化した上で、新たに路面から管路までの地中の空洞調査や、管路の強度試験による定量的な劣化調査を行っている。八潮市道路陥没事故後に行った緊急点検であるが、こちらは７日間という期間で、マンホールから視認できる範囲内の状況を目視等で把握したものであり、対象箇所や点検方法が限定的であるなど、調査とは異なるものである。

３　ストックマネジメント計画に管きょが含まれているのかについては､管きょの耐震化、老朽化対策についても、計画には含んでいる。ただし、先ほども申し上げたが、八潮市道路陥没事故を踏まえて、国の検討会においても、今後の管きょの維持管理方法の見直しが進められているところであるので、そういった動向も踏まえながら、今後、適宜見直しを図っていきたいと考えている。

野本委員

もともと黒字があったということだが、これはずっと黒字で来ていたのか。

下水道管理課長

流域下水道の収支であるが、流域ごとに管理をしており、令和６年度中に議決いただいた荒川左岸南部、荒川右岸、中川の３流域については、以前から黒字基調の流域である。

安藤委員

１　老朽化施設への対応と計画的補修の進捗に関する質問である。管路やポンプ場、処理場などの老朽化が進む中で、計画的な補修、更新が求められているが、令和６年度におけるストックマネジメント計画等に基づく補修、更新実績について、計画に対してどの程度進んだのか。加えて、健全度評価や優先順位付けの手法について、どのように改善したのかお聞きする。

２　契約額の妥当性とコストの縮減の取組についてである。資材高騰や人件費の上昇の中で、補修、改善、改築の契約、入札額が上昇傾向にあるが、令和６年度の契約における設計金額と落札額の差、いわゆる落札率の平均はどの程度だったのかお答えいただきたい。加えて、一番差が開いた案件について、お答えいただきたい。

３　八潮市の道路陥没事故に関連して、令和６年度の決算ということで聞ける範囲が決まっているが、災害時対応に関する、いわゆる緊急の契約に関する話である。急を要する場合は、業者との契約をしていると思うが、今回のような場合、実際どのように契約をしたのか。また、加えて、今回実施した結果、そのようなときに何か課題はあったかどうかお聞きする。

下水道事業課長

１　先ほどの回答と重複する部分もあるが、進捗については、令和６年度の当初予算において、老朽化対策として約１２１億円計上しており、このうち工事委託業務を約７６億円発注し、令和６年度中に約３３億円支出したという状況である。健全度評価や優先順位付けの手法であるが、これも繰り返しで恐縮だが、例えば、機械設備については、標準耐用年数の２倍程度を目安として、適正な維持管理により長寿命化を図りつつ、不具合の発生確率や下水道処理機能への影響度など、資産の健全度によるリスク評価に基づき、改築、更新の優先度を判断しているところである。また、電気設備も、標準耐用年数の２倍程度に達したものは改築、更新の対象とするが、下水処理機能への影響度が低いリスクの小さいものは、更に長期にわたり使用するという考え方で実施している。土木建築施設についても、標準耐用年数を上回る目標耐用年数を設定するなどして、適切な管理を図っていくというところで進めている。これも重複するが、今、道路陥没事故を踏まえて、国の方でも維持管理の方法が再検討されているので、そういった動向を踏まえて、今後、見直しを図っていきたい。

２　契約額の妥当性やコスト縮減の取組についてというところであるが、落札率の平均については、９４．９％であった。一番開いた案件については、中川流域杉戸幹線人孔鉄蓋交換工事で、８８．５％であった。

３　今回の八潮市道路陥没においては、各種団体、企業等との災害時応援協定に基づき、現場対応を要請し、協力いただける業者を選定した。その後、「非常災害時等における契約の事務手続について」に基づき、各協力業者と随意契約を締結している。実施上の課題としては、現場対応優先で、細かな仕様が示せない中で、見積り、発注、契約となってしまうということがあるので、協力いただく業者の理解を得る必要があるということで考えている。

栄委員

１　資料１、埼玉県流域下水道事業会計決算の概要で、令和６年度は約２４億円の赤字とのことである。その理由と、経営上の問題はないのかという点について伺う。

２　赤字解消のために、下水道局としてどのように取り組むのか。経営努力はしたのかという点について伺う。

３　資料２、決算の概況の１３ページ、一般会計繰入金についてである。一般会計からは、約６０億円もの繰入金がある。繰り入れる根拠は何であるか伺う。

４　年度ごとの推移では、繰入額は年々減少していく傾向があるが、具体的な要因は何か伺う。

下水道管理課長

１　令和６年度の純損失は、資料１にあるように約２４億円であるが、この理由は、人件費や物価の上昇、また、エネルギー価格の高止まりが影響を及ぼしているというふうに考えている。収益については、単価改定をした流域もあることから、令和５年度と比べて８．９億円増加したが、一方で、費用が１７．３億円増加している。この費用のうち、汚水処理等の経費である維持管理費は、前年度と比べて、１４．８億円増加しているが、これは処理場施設の運転管理などを委託している民間企業の人件費が約８．２億円増加したこと、また、老朽化した施設の修繕費が約３．７億円増加したこと、さらに、汚水の処理に用いる薬品費が１．２億円ほど増加したことの影響が大きいと考えている。そ

の上で、令和６年度時点では、費用に見合う維持管理負担金が徴収できていないということが、最大の赤字原因であるというふうに考えている。
２　令和７年度に、維持管理負担金の単価改定のタイミングを迎えた、荒川左岸南部、荒川右岸、及び中川流域では、令和６年１２月定例会において、維持管理経費に見合う水準に単価を改定することの議決を頂き、令和７年度から新単価を３流域については適用しているので、令和７年度は収支が改善をする見込みというふうに考えている。
３　資料２の一般会計からの繰入金についてであるが、毎年度、総務省から通知をされる繰出基準に基づき、繰り入れている。その大部分は、下水道施設のうち、企業債が財源となっている分の減価償却費等及び企業債の利息に対するものであり、企業債の元利償還金に対して、国庫補助事業であれば７０％相当、県単独事業であれば４４％相当を一般会計から繰り入れている。
４　近年の繰入金の減少傾向についてであるが、平成初期に借り入れた利率が高い企業債の償還が順次終了している一方、低金利の時代が長く続いたことから、支払利息に係る経費が減少していることが主な要因である。今後は、金利の上昇が繰入金の増要因になっていくものと見込んでいる。

栄委員

１　赤字の関係であるが、費用等の上昇や、そのほか薬品費、エネルギー価格、人件費の高騰など、様々値上がりをしていっているということが、経営にも影響が出ている状況かと思う。資料にも記載があるが、委託先民間企業の人件費の増加をはじめ、人件費の上昇、エネルギー価格、薬品費等々、高騰の影響が出ているということで、こちらについてもう少し詳しく、その金額、割合等で、どの程度の影響が出ているのかということを数字で示せるのであれば、伺いたいと思う。
２　この年度は、八潮市における事故の影響も、年度の最後の部分であるが、一部影響が出ているものと思うが、まだ不確定な要素が大きいが、こうした要素も含めて、先ほど申し上げたような人件費の上昇等々、物の値段が上がっていくことに対して、経営にもたらす影響というのをどのように見ているのか、令和６年度までの状況の分析、それから見通し等を伺えればと思う。

下水道管理課長

１　先ほど申し上げたように､維持費用のうち､汚水処理等の経費である維持管理経費が、前年度に比べて増加しており、令和５年度に比べると、１４．８億円増加しているが、このうち処理場施設の運転管理等を委託している民間企業の人件費が約８．２億円、これは前年度と比べると、１２．６%ほど増加をしている。また、老朽化した施設の修繕費は３．７億円増加して、これも令和５年度と比べると、５．１%増えている。また、汚水の処理に用いる薬品費は１．２億円増加しているが、これは約６．１%増加している。
２　人件費やエネルギー価格の高騰に伴う、様々な物価の上昇は、やはり流域下水道事業を運営するに当たって、非常に影響が大きいものというふうに考えている。流域下水道の管理運営は、主に維持管理負担金で賄っているが、この維持管理負担金単価に、様々な物価上昇を、やはり転嫁せざるを得ないという状況に、最近なってきており、令和６年度に維持管理負担金の単価改定の協議を行った。荒川左岸南部などの流域の単価の算定に当たっては、人件費や物価の上昇、さらに、エネルギー価格の高止まりといった傾向が今後も継続することを念頭に、費用を見積もり、単価を算定している。一方で、更

なる一層の経営努力も必要と思っており、例えば、従来からの取組にはなるが、運転管理の工夫による、電気料金の単価が高いような時間帯において、処理水量を低減させて、電気料を全体として削減する取組であるとか、また、省エネ機器の導入や、照明のＬＥＤ化、それから給排気ファンの運転抑制による電気料の削減などといった経営努力にも引き続き取り組んでいきたいと考えている。

栄委員

様々伺ったが、人件費においては１２．６％と、１０％以上、上がってきている。そのほかも、物価、薬品費等も、５％、６％と、確実に物の値段が上がってきている状況で、今の答弁の中では、価格転嫁の必要性にも言及があった。そもそも下水道というのは、県民の衛生的な生活にとっては欠かすことができない重要なインフラであるし、県民の皆様ができる限り高くない料金で利用いただける環境が望ましいと思っているが、値上げ等によって収支の改善を図っている状況もあるし、価格転嫁もぎりぎり上げないともう厳しい状況というのも伺えるが、今後、八潮の事故による影響等も出てくるし、そもそも人件費、物の値段が今後まだ上がっていく様子も見えるから、いずれにしても、今後、流域の市町、また、県民に過度な負担とならないように、引き続き経営改善には努めていただき、価格転嫁も非常に厳しいものがあるというふうに申し上げる。（意見）

伊藤委員

１　決算概要について、令和６年度末、純損失２４億円余りという説明があり、その理由も説明いただいた。そこで、やはり、令和６年度というのは、地方創生臨時交付金の活用ができた年でもある。エネルギー価格の高騰に対しては、下水道事業会計も、これが使えたのではないかというふうに考える。地方創生臨時交付金を使えるように、県に要望したのかどうか伺う。

２　決算書の４ページの不用額について伺う。収益的収入及び支出における不用額は、２５億４，８１３万円ほどある。なぜこれだけの不用額が出ているのか、説明いただきたい。

３　資本的収入及び支出における不用額は、建設改良費の１億２，４００万円ほどである。これはどうして使い残したのか、説明いただきたい。

４　赤字は２４億円ほどと伺ったが、不用額が２６億円ほどだということである。これは、予算どおり執行されていれば、５０億円ほどの赤字だったという理解でよろしいか伺う。

５　決算書の９ページ、１０ページの貸借対照表について伺う。６年度の内部留保資金は幾らだったのか。そして、この金額は、前年より増えているのか、減っているのか、教えていただきたい。

６　要求資料の５、施設の耐震化の進捗状況について伺う。人孔浮上防止施設の耐震化について、全体に耐震化できているのは４０％ということである。そのうち、緊急輸送道路上が、３９基耐震化されていないということがとても気になる。万が一、震度６を超えるような地震が襲った場合に、どのような事態が想定されるのか。そして、僅か７％を残してしまったというのは、どのような事情からか。

７　要求資料の６、国庫補助の内示率の推移について伺う。下水道施設改築・更新の建設改良事業の内示率が９割だったときもあるのには少し驚いた。令和６年度は、僅か５９％程度だったという理由はどのように分析しているか。

８　要求資料の９、自然エネルギーの取組について伺う。太陽光発電について、中川水循環センターなどでの発電は、売電して利益を誰が得ているのか。発電した電気を中川水

循環センター、小山川水循環センターで使用しているのか。非常時には、この電気を使えるのか伺う。
９　バイオガス発電について、発電した電力は元荒川水循環センター、中川水循環センターで使っているのか。売電費用は誰が得ているのか、説明いただきたい。
10　固形燃料は、新河岸水循環センターで使われているのか。小水力発電電力は、中川水循環センターで使っているのか、説明いただきたい。
11　要求資料１０の１ページと２ページの下水道局と下水道公社の体制の推移について、下水道局は定員増が進んでいる。一方、下水道公社は欠員がずっとあるようだ。そもそも、下水道局と下水道公社はどのように役割分担をしているのか説明いただきたい。
12　下水道公社は、欠員が常にあるようだが、これは問題ないのか伺う。
13　要求資料１０の１４ページには、市町村下水道関係職員の職員数の推移の表が出されている。技術職員が、平成２５年から令和４年までで、９３６人から８９１人に減っている。この数字について、令和６年度が出ていない理由について伺う。また、このように一貫して減少している理由は何か。
14　要求資料１０の②の業務委託について伺う。埼玉県下水道という公営企業から、下水道公社への業務委託が行われているが、さらに、下水道公社がこれだけの企業に業務委託を行っているということで、表を見ると、一般後随契という表示がしばしば見られる。落札者がいないという事態が増えているということなのか。理由も教えていただきたい。
15　点検業務というのは、ほとんど委託で行っているのか、説明いただきたい。
16　八潮の道路陥没箇所の下水道管の点検業務は、この資料に書かれていた事業者に委託されていたのだと思う。点検は、管きょの中から動画を撮って、どの程度の損傷か見て調べていると、以前報告を頂いている。点検の動画は、点検事業者のみが見て、ランクを決めているのか。それとも、下水道公社、下水道局が確認をしているのか。
17　要求資料１２、令和７年１月から直近の公社職員の時間外勤務時間について伺う。八潮の陥没事故によって、職員の皆さんの時間外勤務が大変な状況となった。令和７年２月に、時間外勤務が２００時間を超えた職員が１人、１００時間を超えた職員が５８人、公社で４人となった。心より敬意を表したいと思う。その後、このような長時間勤務をこなした皆さんの健康について、どのような配慮が行われたのか。そのほか、体制上配慮があったのか、説明いただきたい。

下水道管理課長

１　令和６年度に地方創生臨時交付金が使えたのではないかという質問についてである。２月補正予算として、この地方創生臨時交付金を活用して、電気料金高騰に使えないかというところで、一般会計の補助金として、４億７，７５７万５，０００円を要求したが、下水道局が要求したものは認められなかったという状況である。
２　収益的収支、収益的支出の不用額であるが、これは主に、下水道公社に対する委託料の執行残であり、具体的には、電気料や薬品費等の節減によるものである。
３　建設改良事業、資本的収支の不用額についてであるが、こちらは主に、請負差金が不用額の理由になっている。
４　収益的収支で予算を全額執行した場合の見込みについてであるが、仮に、収益的支出の予算額を全額執行した場合は、委員の指摘のとおり、純損失は約５０億円になっていたものと想定をしている。
５　貸借対照表に関連して、令和６年度決算における内部留保資金の額は、１３０億５，９９３万円余りである。これは、令和５年度と比較をして、２５億５，０８８万円余り

減少をした。

11　下水道公社と県の役割分担についてであるが、下水道法２５条の２２では、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとすると定められており、この定めのとおり、県は流域下水道の設置、管理の責任を有している。流域下水道の設置、管理の業務には、流域下水道全般の計画策定、施設の建設改良と維持管理の業務、終末処理場における汚水処理の業務などがある。これらのうち、特に２４時間３６５日、継続的で現場に精通した技術力が求められる維持管理の業務と、汚水処理の業務については、下水道公社を設置して、公社が業務を代行している。県の職員は、総合的なゼネラリストとして育成することが人事上求められているが、公社の職員は、県の人事ローテーションから切り離して、現場に特化した業務が遂行できるスペシャリストとして育成をしている。それぞれ、このような役割分担に基づいて運営をしている。

12　下水道公社では、年度当初に、毎年度のように欠員が生じており、欠員補充のために、実質的に年間を通じて、職員募集を行っており、学校訪問など、ＰＲ活動も強化しているが、特に、電気職、機械職というのは、応募者数が伸び悩んでおり、採用に苦慮しているのが正直なところである。こうした状況を踏まえて、令和４年度からは、実務経験者の採用年齢を６０歳未満に引き上げ、それまでは４０歳以下だったものを、６０歳未満ということに、年齢制限を引き上げ、また、令和７年度からは、設備職と化学職においては、学科不問などの対策も講じており、応募者の確保に努めている。こうした欠員が常態化することは問題だというふうには考えているが、例年、年度後半に想定外の退職が発生している状況であり、これが年度当初の欠員の一因となっている。このため、下水道公社では、時間外勤務の縮減やテレワークの促進など、魅力ある職場づくりを進めるとともに、所属長との面談や職員提案制度など、職員の意見を聴く場を多く設け、離職の防止に努めているところである。

13　市町村の職員の数の関係で、まず、令和６年度のデータがない理由であるが、資料に使わせていただいたデータの引用元だが、公益社団法人日本下水道協会が各都道府県等に依頼して実施をしている下水道施設等実態調査の結果を引用しており、この協会に確認をしたところ、現在、令和５年度の調査を実施中ということであり、令和６年度の調査は来年になるということであるので、こういった事情があり、令和６年度のデータが提供できていない。次に、市町村の技術職員が減っている理由であるが、職員減少の理由は調査がされていないので、こちらでも把握していないが、幾つかの自治体からは、職員の退職による職員の減少数に対して、新規採用の数が追い付いていないという状況が続いていると聞いている。なので、これが、技術職員総数が減少になっている理由ではないかというふうに考えている。

17　時間外勤務が多い職員への健康上の配慮、また、体制上の配慮という質問だったかと思うが、１月の下旬に八潮市の道路陥没事故が発生した直後から、特に、体制については、全庁的な応援体制を組んでいただいたが、特に２月に長時間労働が多く発生した。そこで、健康上の配慮としては、１か月当たりの時間外勤務が８０時間を超えた職員、又は、連続勤務や不規則勤務が続いている職員を対象にして、３月に医師による臨時の長時間労働健康相談を実施して、医師から長時間労働を軽減するための職場環境改善の工夫や休日の取得の確保等について、意見を頂いた。この意見を踏まえて、更に担当間の事務配分や応援体制の見直しなどを行い、業務の平準化や休暇を取得できる体制の確保を図っている。また、令和７年４月１日付けで、１０名の定数を増員し、併せて体制強化も図ったところである。

下水道事業課長

６　耐震化についてであるが、震度６を超える地震で必ず起こるということではないが、大規模な地震の揺れにより、マンホール周辺の地盤が液状化した場合に、耐震対策が未実施のマンホールについては、マンホールの浮上による交通機能の阻害や、マンホールと管きょのずれによる被害といったところが想定される。令和６年度末時点で耐震化されていない緊急輸送道路上の３９基については、周辺に占用物が埋設されている箇所に設置されているものが多いという状況である。このため、耐震対策を行うに当たっては、関係機関との事前の調整や試掘調査等に時間を要しているという状況である。

７　下水道事業に対する国庫補助金については、ここ何年か、雨の対策、内水対策に重点化しようという流れがあり、かなりの金額を、交付金から内水対策にしか使えない個別補助金に移しているというような状況がある。本県の流域下水道の場合は、雨水対策の事業がないので、重点的な配分の対象になる事業が少ないといったところ、また、人件費や資材価格の高騰もあって、全国的にも要望額が上がっている。これらのことが要因で、要望に対しての配分額が少なくなっているのではないかと、推測をしている。

８　自然エネルギーの関係について、太陽光発電の事業スキームは、下水道局がリース会社に対して、土地を有償貸与し、リース会社は、太陽光発電設備のリース及び維持管理を行い、下水道局はその費用をリース会社に支払っている。下水道局では、発電した電力をＦＩＴにより、電力会社に売却することで売却益を得ている。本事業の純利益は、売却益からリース会社へのリース料を差し引いた額となり、累積赤字を計上している荒川上流流域及び利根川右岸流域の経営改善のために全額充当をしている。発電した電力は、全量電力会社に売却しており、各水循環センターでは使用していない。このため、非常時に発電した電力を使用することはできないという状況である。なお、非常時には、天候に左右されない安定した電力が必要となるので、各水循環センターに設置されている非常用自家発電設備から供給される電力により対応をしている。

９　消化施設で発生したバイオガスについては、下水汚泥焼却炉の補助燃料として使用し、残りを発電事業者に売却する仕組みとなっている。バイオガスの売却収益については、下水道局に帰属し、バイオガス施設を導入しているそれぞれの流域の収入に充当をしている。また、バイオガス発電で発電した電気は、バイオガスを売却した民間事業者が、電力会社に対して、ＦＩＴで全量売却しており、各水循環センターでは使用していない。

10　固形燃料は、セメント事業者に全て売却をしており、新河岸川水循環センターでは使用していない。県から固形燃料事業者に固形燃料を販売した後、固形燃料事業者は、民民取引において、固形燃料を発電事業者等に販売することとなっている。小水力発電の電力は、中川水循環センターで使用しており、令和６年度の年間発電量は、８９，２７９キロワットアワーである。

14　公社の業務委託の関係について、一般競争入札後に随契というところであるが、予定価格超過のため落札者が決定しなかったために、入札参加者の中で、契約の希望がある者から見積書を提出させ、最低価格を提示したものと随意契約を行ったものである。なお、契約が成立しているというところであるので、入札参加者に対しては、予定価格超過となった理由の確認は行っていない。

15　点検業務については、多くを専門事業者に委託している。なお、公社は、運転、点検、修繕計画の立案やユーティリティの管理、危機管理対応、イベント対応、委託事業者に対する発注、監督、検査、修繕に関する発注、監督、検査など、マネジメントに関することを主に行う。

16　八潮の道路陥没箇所の下水道管路の点検調査業務であるが、こちらは令和３年度に行

われたものであるので、この資料に記載されている事業者とは異なる事業者が行っている。また、点検調査結果については、点検調査事業者がランク付けを行い、下水道公社及び下水道局が報告を受けているという状況である。

伊藤委員

１　自然エネルギーの取組について、売電をしているという話で、例えば、中川水循環センターや小山川水循環センターで売電をしているけれども、その利益は売電のリース会社の方に入るという答弁だったと思うが、これを施設で活用できるという流れにはできないものなのかどうか伺う。

２　職員体制について、公社の欠員がなかなか埋まらないというのは、どこの技術職も同じかというふうに思うが、やはり年度末に離職されてしまうというその理由について、伺いたいと思う。

下水道事業課長

１　現状のスキームを直ちに変えるということは難しい状況であるが、新たに検討するときに、そういったことを選択肢として入れることはあるかと思う。先ほど申し上げたが、非常時の利用というところについては、天候に左右されない安定した電力が必要というところが重要かと考えているので、現状、各水循環センターに設置されている非常用自家発電設備から供給される電力により対応するのが良いのではないかと考えている。

下水道管理課長

２　公社の職員について、年度末に退職が増える理由であるが、やはり退職の理由は転職が多いというふうに聞いているが、その中には、例えば、市町村などの自治体に転職する方もいらっしゃるようで、自治体の場合、採用するのが主に４月からという理由もあるかというふうに思っている。

石川委員

１　太陽光発電の売電益の実績、令和６年度までの額を教えていただきたい。それから令和６年度に新たに太陽光発電の検討ができたのかどうか伺う。

２　令和６年度の埼玉県流域下水道事業運営協議会の開催状況はいかがだったのか、その内容も教えていただきたい。

３　一般会計の基準外の繰入れについて、検討した経過があったのか、６年度、伺う。

４　下水道処理の経費削減について、先ほども照明の関係などいろいろあったが、どのように検討し、実施をしたのか、具体的に答えていただきたい。

５　令和６年度の不明水による、下水道処理費がいかほどあったのか、流域ごとに答えていただきたい。処理人口１人当たりいかほどになったのか、お願いする。この下水道処理費の計算であるが、流域下水道幹線の管きょ延長に合わせて、各流域が負担しているものなのかどうか答えていただきたい。

６　令和６年度の下水道普及率、流域ごとに答えていただきたい。

７　令和６年度内に古利根川流域と埼玉県の協議は、行ったのかどうか、内容について教えていただきたい。また、負担金の格差是正についての話合いも行ったのか併せて伺う。

下水道管理課長

１　太陽光発電の売電益の実績であるが、令和６年度の売電益は、２，７４０万円余りで

あった。
2　事業運営協議会の開催状況についてであるが、この事業運営協議会、正式には埼玉県流域下水道事業運営協議会といい、流域下水道の計画、建設、維持管理など、事業の運営に関して、埼玉県から流域関連市町へ情報提供するとともに、埼玉県と流域関連市町との意見交換及び協議調整を行うために設置したものであり、全４７市町を対象とする全体会議、流域単位の流域別会議、流域の代表市町が対象の調整会議がある。埼玉県流域下水道事業運営協議会について、令和６年度の開催実績であるが、全体会議が１回、それから流域会議が、流域ごとに１回ずつの計８回開催をした。なお、令和７年２月５日に調整会議を予定していたが、八潮市道路陥没事故の対応のために、中止をしている。この開催のどんな検討をしたかということであるが、全体会議については、令和７年３月２５日に、令和７年度当初予算案における主要政策と、それから八潮市道路陥没事故の概要についての説明をしている。それから、流域ごとに行った、流域別会議については、７月の下旬から８月の上旬にかけて、流域ごとに開催をしている。こちらは、流域別会議でどのような議題を設けたかということであるが、令和５年度埼玉県流域下水道事業会計決算についての報告だとか、それから、下水道局経営マネジメント目標で定めた投資目標の見直し、また、建設負担金や維持管理負担金についての情報提供などを行っている。
3　令和６年度中に、基準外繰入れについて、検討をしたかという質問についてであるが、先ほどの説明と重複するが、２月補正予算要求において、電気料金の高騰に関して、一般会計補助金を基準外繰入れとして、要求をさせていただいた。結果は、お認めいただくことはできなかったというところである。
7　令和６年度中に、古利根川流域と協議をしたのかというところであるが、古利根川流域は、現行の単価が、令和８年度末まで適用されるということになっており、令和６年度は、現行単価の適用、３年目に当たっている。そこで、令和９年度から適用する維持管理負担金単価の改定協議に先立ち、令和７年１月下旬に久喜市、また、加須市、それぞれに対して、古利根川流域の経営状況について、説明に伺っている。それから、格差是正についてであるが、古利根川流域のみならず、県内の維持管理負担金単価の格差については、大きな課題と認識している。そこで、維持管理負担金の在り方について、外部有識者で構成する、経営懇話会において、意見を伺った。

下水道事業課長

1　令和６年度に新たに太陽光発電をするための検討をしたかどうかというところであるが、太陽光発電の更なる導入に向けて、古利根川水循環センターや、荒川上流水循環センターの未利用地を活用した事業スキーム、事業費、発電量などの意見交換をＰＰＡ事業者と行い、事業可能性を調査した。
4　下水処理の経費削減に関してだが、下水処理の経費節減のために行っている主な四つの取組として、一つが、電気料金単価のピーク時間帯において処理水量を抑えるなど、運転管理を工夫することによる電気使用量の縮減。次に、省エネ機器の導入や照明のＬＥＤ化などによる電気使用量の削減。給排気ファンの運転抑制など運用改善による電気使用量の削減。４点目として、薬品費や燃料費などを流域全体で共同購入することによる調達費用の低減。こういった取組を実施しているところである。
5　不明水についてである。古利根川流域においては、流域下水道幹線の管きょの延長から、不明水量を算出しており、令和６年度の古利根川流域における不明水の処理費用は約５，６２０万円である。処理人口１人当たりの費用については、統計データとして、

令和６年度の処理人口がまだ発表されていないので、令和５年度の処理人口で計算した場合であるが、約５０６円となる。そのほかの流域においては、不明水の量を計算していないので、不明水の処理費用を算出することもできないというような状況である。

６　普及率についてである。令和６年度末時点の下水道普及率については、荒川左岸南部流域が９５．５％、荒川左岸北部流域が６７．７％、荒川右岸流域が９３．２％、中川流域が８３．６％、古利根川流域が６８．２％、荒川上流流域が４４．６％、市野川流域が６０．８％、利根川右岸流域が４７．４％となっている。

石川委員

１　太陽光発電の売電益であるが､令和６年度末までの売電益､令和６年度だけではなく、先ほど２，７４０万円だったということだが、多分違っていると思うので、もう一度お願いする。

２　下水道処理の経費の削減について、先ほど四つの取組の説明があったが、これは令和６年度に新たに行ったことであるか。前から行っていたことだが、令和６年度に、新たに検討をして実施できたもの、経費を抑えるため実施できたものについて、説明願う。

３　６年度の不明水の下水道処理費についてであるが、古利根川以外については、不明水の計算をしていないということであるが、これは計算していないだけということなのか。これは流域に負担を求めていないということなのか。説明をお願いしたいと思う。どこの流域でも不明水はあるかなというふうに思うが、管きょ延長に従って不明水の処理水の負担が変わってくると思うので、お願いする。

４　古利根川流域と埼玉県の協議についてである。令和７年１月下旬に話合いをしたということであるから、６年度内に話をし、説明をしたということであるが、このときの久喜市と加須市からの話の内容について、概要を教えていただきたい。

５　古利根川流域のみならず負担金については格差があるということであるが、先ほどおっしゃったように、令和９年から負担金を変更するということで、そちらを考えているようだけれども、今の単価でさえ格差が大きく、県の方で示している最低でも１５３円の単価にするということは、これから、一番低いところの荒川左岸と比較したところでも約３．５倍以上の開きになる。水道使用料だけでいっても、実質的にこの古利根川流域といっても久喜市と加須市だけが入っていて、９５％を久喜市が負担していて残りの５％を加須市が負担している。実質的に古利根川流域というのは久喜市の下水の流域になっている。下水道使用料が、そちらが今計算しているままでいったとするならば、下水道使用料も１，８００円台から３，０００、３，２００円以上になるというふうに推計をされて、７６％以上、市民の負担も増えるというふうに推計されている。のみならずとおっしゃったが、ただでさえ、今でさえ高く、これから下水道の処理人口も、将来増える見込みもない中で、開きがどんどん広がっていく。そうしたことを考えると、このままでは流域の者として少し不安であるが、懇話会で意見を頂いたということで先ほどお話ししていたが、先ほど答弁にあった懇話会というのは、令和６年度に行った懇話会であるか。この内容についても概要を教えていただきたい。

下水道管理課長

１　太陽光発電の令和６年度末までの売電益の実績は、２億６７１万円である。この太陽光発電の売電益であるが、ＦＩＴの売電収入から、リース料と、それから機械警備費を除いたものとなる。

４　令和６年度に行った事業運営協議会全体会議での久喜市と加須市の状況ということで

あるが、議事録が手元にないので、久喜市、また加須市からの意見というものがちょっと私も記憶にないが、ただ県北の自治体からは、格差についても問題を共有してほしいと、そのような意見が出されたことは記憶をしている。古利根川流域との協議について、久喜市と加須市から、どんな話があったかということについてであるが、やはり格差について、ちょっと問題ではないかと、そういったような話を頂いている。

５　令和６年度に行った懇話会の概要についてであるが、この経営懇話会の設置目的というのが、経営戦略の指標に対する実績の評価というところが大きな目的ではあるが、その中でも、下水道の経営に関するところについては、意見を頂くようにしており、令和６年度に経営懇話会で、維持管理負担金の在り方についても、議題として、そのときにちょっとこのような意見があったので、若干紹介をする。例えば、通常の維持管理に関しては、もうなるべく全県統一で支え合っていこうとしたらいいと思う。ほかには、下水道だけでなく、まちづくりに関わるような方々も含めて議論したらよいのではないか。ほかには、これからの人口減を考えると、今の規模を維持管理し続けるのは困難と思うので、サービスを維持するための市民の負担を数値化して示し、市町村の方と検討しないと進まないのではないか。ほかには、例えば、奈良県は統一をやめて、滋賀県は高度処理費用について県全体での負担を検討しているが、現在の法解釈を考えると、新しいことを出すのは難しいのではないか。このような意見を頂いている。流域下水道８流域、今後も、維持存続をしていくために、引き続き、経営懇話会でも、有識者の皆様の意見を承りながら運営をしていきたいと思っている。

下水道事業課長

２　下水処理の経費削減についてであるが、先ほど申し上げた四つの経費削減対策については、これまで取り組んでいるものである。令和６年度、古利根川水循環センターで消化施設の導入を進めており、下水汚泥の消化による、汚泥処理量の縮減や、消化施設から得られるバイオガスの活用など、経費削減対策を検討しているところである。ほかの流域についても今後、消化施設の導入の検討を進めていく予定である。

３　不明水についてであるが、不明水の分は含んだ形で維持管理負担金を請求しているという状況である。補足説明すると、一般的には処理場における処理水量を基に、各市町からの流入水量で案分して、各市町の維持管理負担金の算出を行っているので、不明水の量は計算していないという状況である。なお、維持管理負担金の算出方法については、流域の状況に応じて、関係者間で協議の上決定することとなっている。

石川委員

１　普及率の関係で伺いたいが、下水道普及率全体だと、多分８４％、５年度末になるか。この下水道普及率というのは、これから、どんどん普及率を上げていきたいということなのだろうけれども、結果の数字は出ているが、６年度内にはどのように取り組んできたのか。

２　先ほどの懇話会について、平成１３年の埼玉県流域下水道維持管理負担金の在り方に関する提言というものを県に出しているが、その提言の中でも、負担金の単価格差を、２倍以内にするというふうに提言をしている。その条件が、普及率が９割以上になったときに、単価を統一するべきだというふうに、平成１３年の時点で言われている。ところが今、県の試算でいうと、１番高い古利根流域というよりも、久喜市と、一番安いところで３．５倍以上の差になってしまうことが今の時点でもほぼ明らかになっている。この点どのように考えるか。その普及率との関係からも答弁願う。

下水道事業課長

１　下水道普及率の件であるが、先ほど説明したのは下水道普及率ということで、今汚水処理人口普及率、下水道に限らず、汚水処理手法があるので、それを１００にするということを目指して全国的に取り組まれているところである。そういった状況であるので、ほかの汚水処理手法とも組み合わせながら、汚水処理人口普及率を上昇させるというのが重要かと考えている。

下水道管理課長

２　平成１３年度に出された提言の関係の部分について説明する。提言が手元にないが、確かその提言の中では、下水道管路のネットワークをしてというようなことも、前提になっていたかというふうに思っているが、平成１３年度当時の提言を作成されたときの状況等様々変わっているので、提言が出されたその内容を、今後ハード面も含めて、ちょっと実現するのは困難な状況にあるのかというふうには思っている。ただ、委員の指摘のように、３．５倍という格差が、埼玉県が運営する流域下水道の中でそういった格差が生じているので、それについては、流域の全４７市町の皆様と、そういった流域下水道の課題を共有しながら、どのように取り組んでいくのが良いのか、協議しながら進めていきたいと思っている。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１１月６日（木）　県土整備部）

【説明者】
吉澤隆県土整備部長、加来卓三県土整備部副部長、飯塚雅彦県土整備部副部長、
伊藤太一参事兼河川砂防課長、小山省吾県土整備政策課長、
坂田竜也県土整備政策課政策幹、奥広文建設管理課長、松井千依用地課長、
永井儀男道路街路課長、吉岡一成道路環境課長、田島清志河川環境課長
小山直紀収用委員会事務局長

【発言】

森委員

１　行政報告書の５１５ページ、県有普通財産の取得、処分及び管理事務について、廃川敷地、廃道敷地の取得及び処分が明記されているが、主な取得、そして処分の目的、理由と処分先について伺う。

２　不用とされた未利用道路、河川用地の取得、管理及び処分と書かれているが、不用とされた未利用道路を取得、処分ということは、具体的にどういうことであるか分からないので伺う。

３　行政報告書５１７ページの技術管理等の推進について、総合評価方式の実施が３７９件ということだが、一般競争入札ではなく、総合評価方式を採った全件数に対する比率と、県内事業者の受注率について伺う。

用地課長

１　廃川敷地、廃道敷地の取得及び処分の目的だが、取得について、元々は川や道路だった土地であるもので、例えば、曲がりくねった川を真っすぐに改修した際に、川だった部分が機能を失い、普通財産となったものである。それから、処分についてだが、処分は売払いにより、所有権の譲渡や、若しくは公共利用のために所属換えなどが行われたということである。続いて、処分先だが、まずは公共利用ができるかということで、国や市町村に取得の希望がないかを確認する。そのような利用がない場合については、民間に売却することとなっている。

２　不用とされた未利用道路について、当初は道路用地、河川用地として取得したものだが、計画変更等によって利用の目的を失ったものであり、その場合は不用普通財産として処分をすることになっている。

建設管理課長

３　全件数に対する比率は、令和６年度２０．９％であった。また、総合評価方式の契約の県内事業者の受注率は、９８．７％であった。なお、県外事業者の受注は１．３％あり、これは鋼製の橋りょう上部工や上下水道の機械設備など、特殊な工事であった。

森委員

１　廃道、廃川についてだが、工事等々で新たに取得し、結果、工事が終わった後に処分ということになるが、自治体や近隣の民間に処分をするということだが、処分し切れないものはどのぐらい出てしまうものであるのか。

２　総合評価方式だが、２０．９％で、競争入札にすることと、総合評価方式を導入することと何か基準のようなものが、やはり総合評価方式をすることにより県内事業者の受注率は飛躍的に高まると思うが、総合評価方式を使う基準、一般競争入札にする基準は何か明確なものがあるのか。

用地課長

１　行政報告書の５１５ページにある表の、令和６年度末現在の、６１，５９０．８２平方メートルが、現時点で廃川廃道敷地で普通財産として残っている土地である。

建設管理課長

２　総合評価の運用する基準だが、総合評価は企業の技術力を評価することや、地域の貢献度などを評価するものである。基本的には一般競争入札１，０００万円以上の工事で運用している。

森委員

廃川、廃道の件だが、工事に対して取得し過ぎて、終わったときに取得したものに対して処分し切れなくなってしまう。余計に取得し過ぎて、処分が結果としてできないから積み上がっていってしまったものもあると思うが、そのようなケースで処分し切れないものというのは、どのようにされていくのか。

用地課長

基本的には工事の計画区域の用地を買収することが原則だが、過去に川だった部分が残っていると先ほど話したが、そのようなものが残っている。積み増さないように努力をして売却をすることになっているが、基本的には川だったところであり、細い部分だったり面積が小さかったりということで、市場価値がないものも多くあるため、その際には、近隣の土地を持っている方に売払いを積極的に進めていくこと、それから市場価値があるような土地については、一般競争入札で売却をしていくことを鋭意進めていく。

安藤委員

１　交通安全施設の整備についてである。整備後の効果検証をどのように行ったのか。歩行者の通行量であったり、保護者の満足度であったり、そのような部分をどのように行ったのか。また検証結果を基に、予算配分やいろいろな工法の見直しを行ったところがあるのか伺う。

２　関係機関との連携についてである。道路の安全に関して、県警との情報連携体制はどのように行ったのか。具体的には危険箇所の合同調査や信号の制御の連携は実施されたのか伺う。加えて、教育委員会や学校保護者と、定期的なスクールゾーンの点検や通学路のパトロールは行ったのか伺う。

３　調整が遅れて整備が進まない事例があったか。そのようであれば、原因と改善策を行ったのか、令和６年度に限って伺う。

４　令和６年度の河川の草刈りについては、１河川、大体年２回から３回が通例だと聞いているが、令和６年度に関しては、平均で何回行ったか伺う。

５　入札について、先ほど総合評価方式の話もあったが、価格競争のみの一般競争入札において落札者を決めるくじ引は、舗装工事の部分に関して何件あったか。また、くじ引防止のために総合評価方式を導入している場合もあると思うが、総合評価方式であるの

にくじ引になった事例はあるのか。その場合、くじ引になったのは全体の何パーセントであったか伺う。また、令和６年度の不調不落件数と改善傾向はどのようであるか伺う。

道路街路課長

１　交通安全施設の整備についてだが、交通安全施設の整備には、主な事業として交差点改良や歩道整備がある。交差点改良については、整備後に、最大渋滞長、通過時間、事故発生件数の改善が見られたかの効果検証を行っている。歩道整備については、交差点改良の一部を含め、県土整備部単位とし、地元の自治体や警察、教育委員会で構成する、地区通学路安全検討委員会に毎年度報告するとともに、整備計画の見直しを随時行っている。

河川環境課長

４　河川の雑草刈り払いは、堤防の異常を速やかに把握し、異常が見つかれば速やかに修繕を行うなど、河川管理を主たる目的として、台風シーズン前後に年２回を基本として実施している。

建設管理課長

５　令和６年度、県土整備部発注の舗装工事において、価格競争のみの一般競争でくじ引になったのは、６２件中４６件、割合にすると７４．２％である。また、舗装工事における総合評価において、くじ引となったのは、１８１件中４０件である。割合にすると全体で２２．１％である。このように、総合評価方式の方が、くじ抑制には効果があると言えると考える。次に、不調、不落の関係だが、県土整備部の発注工事では、不調、不落の件数は２７件であった。割合にすると２．３％、令和４年度は６４件、令和５年度は３７件と、年々改善している状況である。これは不調、不落対策として、発注時期の平準化、また、技術者不足のこともあるため、発注規模を拡大するなど、そのような取組をしたことにより改善したものと考えている。

道路環境課長

２　県警との情報の連携体制の関係だが、埼玉県警察、及び埼玉県内の関係する道路管理者等が、緊密な情報連絡体制の基に、安全な道路交通環境の整備を推進し、県内の交通事故防止を図ることを目的とした、埼玉県道路交通環境安全推進連絡会議を設置している。この連絡会議では、道路交通環境の整備推進プログラムを作成し、主要政策の実施状況を進行管理し、地域住民等への広報及び地域住民等の意見の反映等を行っている。また、このほか県管理道路で、例えば、死亡事故が発生した際には、県警と合同により事故診断を行い、危険箇所における事故対策等を行っている。続いて、教育委員会、学校保護者との定期的な点検、パトロール等の実績だが、県では教育委員会、学校保護者等と連携し、児童等の視点から、通学路における交通安全施設の総点検、いわゆる通学路安全総点検を５年に一度実施している。総点検の結果に基づき整備計画を策定し、埼玉県警察などと連携して、通学路の安全対策を計画的に進めている。また、地域機関では年に２回以上、踏査による通学路を中心とした歩道のパトロールを実施している。危険箇所が確認された場合には、必要な修繕を実施している。

３　例えば、横断歩道や一時停止といった交通規制の要望があった場合、設置に関して県警の設置基準に合わないようなケースがある。このような場合には、道路管理者においてカラー舗装や、路面標示、小型標識などを設置するなど、連携して早期の安全対策に

つなげている。また、用地買収が難航し歩道拡幅に時間を要するような場合には、路面標示や歩行空間を確保するためのラバーポールの設置など、現場状況に応じた暫定措置を講じ、早期に安全度の向上を図る取組を行っている。

安藤委員

１　河川の草刈りについて、先ほどの質問は１河川当たり何回行ったかと聞いており、２回から３回というのは知っており、平均を聞いているので、先ほどの答弁はおかしいので再度伺う。

２　入札について、くじ引に関しては７０％以上、総合評価方式を入れても４０％と、令和６年度の実績についてどのような認識を持っているのか伺う。

河川環境課長

１　先ほど申し上げたとおり、平均においても年２回というのが現状である。もっと刈ってほしいなど、様々な要望があるのは承知しているが、そのために二つの対策を実施している。一つは予算を生み出すということで、複数年契約することにより諸経費が安くなる、そのようなところでお金を生み出している。もう一つの方法としては、草を生えさせない対策をしている。具体的に申し上げると、草刈り面積を当然減らすためだが、堤防の法肩にブロックを設置し、約１メートルの幅になるが、そのようなブロックを設置し、草が生えない対策、そして、そこをジョギングしている人が草で通行できないなど、そのような苦情があるため、そのようなことを踏まえ、法肩ブロックを設置をするなど、どうにか回数が増やせるように行っているのが現状である。

建設管理課長

２　先ほどの割合を答弁したが、総合評価方式の方がくじ引の率が低いということ、くじ引の参加件数も割合的には総合評価の方が少ないという現状もある。引き続き、くじ引の抑制については努めていきたい。

小川（寿）委員

１　５０５ページの河川改修事業について、先ほどの部長からの報告にもあったように、さいたま市内の芝川ほか８５か所において、河川改修事業を実施したという報告があった。事業の概要と成果について伺う。

２　先ほど安藤委員からあった河川の維持修繕についてだが、雑草の刈り払いの状況については承知した。河川の維持修繕という観点から伺う。例えば、河川の遊歩道があるが、こちらのフェンスが非常に損傷の激しい場所であったとしても、長年にわたって放置をされているようなケースが見られる。このようなケースは、そのような実情を把握されているが放置されてきたのか、あるいは、県内の隅々まで把握することが困難なため放置されてきたのか、修繕が必要な箇所についての６年度の実情について伺う。

３　５１２ページ、公共土木施設の災害復旧について、令和４年度の発生災害及び令和６年度発生災害、それぞれ令和６年度の実績について伺う。

参事兼河川砂防課長

１　さいたま市内の芝川ほか８５か所において河川改修事業を実施したという点だが、まず、本県河川改修事業全体だが、本県では台風や集中豪雨による浸水被害から県民の生命財産を守るために、河道拡幅や調節池、排水機場の整備を実施している。例えば、さ

いたま市内の芝川においては芝川第一調節池、この右岸側の整備や、ボトルネックとなっている念仏橋、境橋の架け替えを実施している。また、河川改修事業全体の成果としては、県管理河川の整備率が６２．９％となっており、浸水被害の軽減が図られていると考えている。

３　令和４年度発生災害について、９か所あったうち、８か所については令和５年度までに完了している。残り１か所は、令和４年の９月に発生した、県道中津川三峰口停車場線の土砂崩落の復旧工事であり、こちらは現在、ロックシェッド上の堆積土砂の撤去を進めている。撤去完了後、ロックシェッド本体の復旧工事を進める計画になっている。また、令和６年度発生災害だが、こちらは令和６年８月の豪雨により護岸が被災した一級河川の黒目川、小畔川、東川、霞川の各河川、合計９か所の復旧工事である。令和６年度より復旧工事に着手しており、令和７年度末完了を目標に工事を進めている状況である。

河川環境課長

２　状況を把握する方法が四つぐらいあり、まず１点目が、職員による年１回の堤防点検のときに、フェンスが壊れてないか、堤防が損傷してないかなど、このような点検を行っている。二つ目としては、委託業者に雑草刈り払いを行ってもらっているが、何か異常があれば河川管理者の方に通報するようにという指示が、特記仕様書の中に書かれている。そのようなところからの通報がある。それと、県土整備事務所にいる河川パトロール員が、毎日河川をずっと巡視をしており、そういった方からの情報、また、最後になるが、住民から直接通報があったり、あるいは地域を代表する県議会の皆様方からの通報で把握したりしている。把握はしているが、予算的にも限りがあるため、緊急性の高いところから順次、防護柵の修繕を行っているのが現状である。

小川（寿）委員

遊歩道のフェンス等々の損傷が激しい場所の把握と、修繕等の関係について再質問させていただく。限られた人員で損傷が激しいところの把握をすることについては、非常に難しい部分もあると推察するので、今の答弁で、様々な工夫を凝らしながら状況の把握をしていることが良く分かった。一方で、地元自治体の職員の方々は、恐らくそのような地域をかなり頻繁に巡回されていると思うので、先ほどの答弁の中で、地元自治体との連携という内容がなかったが、令和６年度において地元自治体と情報交換、情報共有ということは行われたのか伺う。

河川環境課長

地元自治体と県土整備事務所になるが、情報交換があるのかという話だが、まず、何かが発生すると第一に、住民の方は市町村に第一報を上げてくる。そのあとに、県の管理ということで、県土整備事務所に市町村から連絡が入ってくる、このような流れになるが、そのような中で、自治体自体がパトロールをして気付いたところも中にはある。そのようなところについては、速やかに県土整備事務所に連絡が行く体制が整っているため、それを基にしっかりと対応している。

松本委員

１　翌年度繰越額について伺う。資料７の事項別明細書説明調書だが、まず、県土整備部全体の繰越明許費として約５８１億円、事故繰越しとして５９億円ということで、合わ

せて約６４０億円という、かなり大きな額を翌年度繰り越しているが、これは例年と比較してどのように評価されているのか伺う。
２　繰越額、当然少なくするために、当該年度中に、建設業者等に支払う額を最大化する努力はされているのか伺う。
３　河川改修事業について、先ほど小川委員からもあったところだが、行政報告書５０５ページ、５０９ページ、まず、効果については先ほどの答弁で理解したが、令和６年度、そもそも河川整備自体が計画どおりに進んだのか伺う。
４　令和６年度、先ほどの答弁の中で、河道の拡幅や調整池の整備という答弁があったが、そのようなものを進める上での課題認識について、令和６年度の事業を踏まえて伺うが、住民等の合意形成、用地等の買収という課題が大きいのか、それとも、予算確保の面での課題が大きいのか、課題認識をどのように持っているのか伺う。
５　同じくこの部分で、河川の改修は県単独と国庫補助を受けて行うものがあるが、その判断が費目分かれているが、スピード感を持ってやる場合であったり、災害があった場合であったり、どのような時に県単独で行う時と、国と合わせて行う場合を判断されているのか伺う。
６　河川改修に関して、行政報告書の４９１ページだが、河川改修だけではなく流域治水の関係である。まず、近年、頻発化、激甚化している災害に対応するためには、河川改修だけではなく、流域治水の考え方は大事だと思うが、ここにも表記あるが、令和６年度具体的にどのような取組をされたのか伺う。

県土整備政策課長

１　令和６年度の繰越額、約６４０億円については、令和５年度が約５９７億円であり、比較すると前年度から４３億円の増となっている。なお、国の経済対策が現在程度の規模になった令和２年以降、令和５年度までの繰越額の平均は約６６０億円となっているので、規模的には平年並みと言えると考える。
２　繰越額を縮小する取組として、県土整備部では主に二つの取組を行っている。まず、一つ目がゼロ債務負担行為ということであり、こちらを積極的に活用して、適正工期を確保し、早期発注を行っている。そのほかに、工事の完成後ではなく、工事半ばで請求できる中間前払金というものを推進している。こちらは工期の２分の１を経過し、５０％以上の出来高があるという条件を満たした工事において、前払金とは別に、契約金の２割を完成前に支払うというものである。このような取組により、公共事業予算による経済効果の早期発現が求められる中、より迅速に工事費の支払をすることが可能となるため、繰越しの縮小にも寄与するものと考えている。

参事兼河川砂防課長

３　県の５か年計画にも整備の目標値を定めており、これを年度で、内部で持っており、令和６年度末時点の目標値としては、河川の整備延長６３６キロメートルとしており、実績値は６３７．３キロメートルであり、順調に進んでいると評価をしている。
４　委員の指摘のように、住民の合意形成が非常に重要かと考えている。住民の合意形成の面では、例えば、計画段階や用地測量段階、用地買収段階、工事段階、様々な面で地元説明会などを行い、合意形成を図っていく。また、予算といずれかということだが、事業の進捗に合わせて予算もしっかり確保し、どちらかというものではなく、どちらも大きくずれることなく事業を進めていくというような考えである。
５　県単独費、国庫補助費の判断だが、河川整備には非常に大きな予算が必要になるため、

国庫補助金などを積極的に活用するという考えである。国庫補助金事業の対象にならない事業については、県単独費で対応しているという形で、限られた予算の中で工夫しながら、事業による遅れが生じないように進めているというところである。

６　流域治水の取組だが、流域治水の中にはハード対策とソフト対策とあるが、ハード対策としては、令和６年度に６８河川、また調節池は１５か所で実施しており、加えて流域対策として、校庭に降った雨を蓄える校庭貯留というものも６か所で実施をしている。また、ソフト対策の面だが、県民の皆様がより速やかに避難行動が取れるように、水位計を令和６年度だが２５か所、河川監視カメラを３２か所整備している。加えて、洪水予報河川を４河川拡大していくという形で、河川防災情報の拡充を実施している。さらに、中川、綾瀬川流域では、洪水被害の軽減を図る目的で、流域水害対策計画を策定して、水害対策、それから防水対策を進めている。

松本委員

翌年度繰越額だが、先ほどの答弁の中で、二つの方法で繰越額を少なくする努力されたということは理解したが、努力をしても、６４０億円の繰越額が生じている現状がある。私はそもそもこれが多過ぎると思っている。先ほど、例年と同じぐらいという答弁もあったが、これも先ほど、２割を先に払うなど様々努力されているのだが、これが当たり前になってはいけないと思う。毎年５００億、６００億円ぐらいあるから、それでよいという問題ではなく、しっかりとその事業者であったり、しかるべき工事が年度内に完了するということが必要だと思うが、先ほどの２点の検討以外の検討は、６年度で何か、例えば、他県でどのようなことを行っているかなど検討がされたのか、何か繰越額をなるべく減らす検討というのは、６年度どのようなことをされたのか。

県土整備部長

繰越抑制の対策である。先ほど政策課長が申したとおり、中間前払金制度で終わった分については、その年度に払うようにしている。別の対策をどのように進めているかということだが、令和６年度、徐々に債務負担行為を、その工事に対して設定を拡充してきている。どのようなことかというと、最初から１年で終わらないのだったら、最初から２年債務を議会にお願いしていくというようなことで、工事の２年債務を拡充しているということを、徐々にさせていただいている。これは令和６年度中でも行っているため、そのようなことで対策を講じている。

内沼委員

１　５０６ページ、河川の維持修繕について、雑草の刈り払いは分かったが、その中で、雑草刈り払いの時期を台風のシーズンの前後とお伺いしたが、最近は温暖化で雑草が生えるのが早く、台風のシーズンよりももっと前に刈らなくてはけない場面が出てくると思うが、その辺について、令和６年度は臨機応変に対応ができたのか。

２　住民の皆様とか地域の自治体とか、もちろん私たちも要望するが、令和６年度は、刈り払いについては、要望に対応できていたのかどうか伺う。

３　付随して護岸工事もあると思うが、護岸が少し削れているとか、そのような要望についても対応ができたのか伺う。

４　緊急しゅんせつ工事、菖蒲川ほか９６か所についてと行ったとあるが、台風１９号発生以来しゅんせつがすごく増えているような気がするが、その中で、先ほど言った自治体の要望や住民の要望に対して、令和６年度は対応ができていたのか伺う。

５　５０１ページの道路の維持管理の関係だが、こちらについても、中央分離帯や路側帯、街路樹など、その辺の刈り払いも含めて維持管理が必要になってくると思うが、令和６年度、これについても住民やその自治体の要望について対応ができていたのか伺う。

河川環境課長

１　基本的に、台風前後にする理由としては、出水期の前、具体的には８月末までに１回目の草刈りを終わりにする、そのときにいろんな破損が見つかれば、すぐに修繕をして台風に備える。２回目は１１月までに行うということで、これは台風が去った後に、何か損傷がないかどうかを点検するための草刈りである。草刈りを通じ、どのようなところが被災されているのかをしっかり把握しながら行っており、６年度の対応については、しっかりできたのではないかと思っている。

２　草刈りについては、皆さん遊歩道というか管理用通路のところを使い、ジョギングをしたり、散歩をしたりと、いろいろ使っているのは認識をしている。しかし、草刈りの目的というのが、堤防を守る、埼玉県民の生命や財産を守るというのが第一にある。よって、時期的には、先ほど申し上げたとおりの時期に実施をするのが望ましいということになる。しかし、要望も県民の方から多数いただいており、その要望に関しては、その都度、スポット的なものであればすぐできるが、少し距離が長くなってくるとなかなか難しい点がある。よって、いろいろな工夫をしている、２か年の債務を組んだり、あるいは法肩のブロックを張って、管理用通路のところに草が覆い被らないような対策をしたりしながら、車の両輪でしっかり対応しているというのが現状である。

３　護岸の破損は点検をしているときに気付くものである。一方で、県議会の皆様からの声や、あるいは住民から直接話が入ったりすることで、しっかりと対応をしなければいけないということで対応をしてきた。ただ、対応をしようとしても、実際は、途中で台風が来て破損してしまったとか、そういうことがある。そういうところは、優先順位としては、大きく破損してしまったところが、最初に直さなければならないということもあるので、実際は６年度に要望していた箇所を全てができているわけではなく、一部は緊急性を重視して、被災をしたところに最初にお金を投入するといった状況になっている。

４　緊急しゅんせつについては、いろいろなところを調査した結果、あるいは住民の方々、あるいは、県議会の皆様からいただいた箇所については、６年度に関しては、しっかりと対応できたと認識をしている。

道路環境課長

５　令和６年度については、街路樹や草刈りに関する要望は、３，０００件を超えるものを頂いている。要望いただいた箇所については、まずは現地の確認をしている。その上で、緊急性が高いところについては、速やかに対応させていただいている。状況によっては対応が遅れるケースはあるが、順次対応させていただいているところである。

伊藤委員

１　４９６ページの道路改築事業について伺う。要求資料１１、市町村別令和６年度実施空洞調査についてである。これはどのような調査を行ったのか伺う。令和６年度において、Ａ判定、Ｂ判定とされたところに、どのような対策を行ったのか。

２　令和６年度対策費の決算額について伺う。このうち、国庫負担はあったのか。

３　行政報告には、国庫補助事業８路線の改築と、県単独事業９２路線の整備とあるが、

どのような場合、国庫補助事業となり、どのような場合、県単独事業となるのか。
４　国庫補助事業だが、助成割合はどのくらいなのか。そして、令和６年度の決算額と国の助成額は幾らか伺う。
５　行政報告４９７の橋りょう整備事業について伺う。県管理の橋りょうの安全性についてである。耐震補強が必要な橋りょうが４２４あり、令和６年度末で３３３基を完了しているとのことである。残りは９１、令和６年度に耐震補強を実施したのは幾つで、整備費は幾らだったのか。
６　次に、耐震化に伴う国の助成、交付制度はあるのか。国庫負担はどのような割合であるか。令和６年度の耐震化事業の決算額と国の助成額について伺う。
７　道路冠水箇所の早期発見等に向けた対策の実施について伺う。要求資料１３、冠水センサー、警報装置設置個所名を出していただいた。対象１８か所について、１４か所が整備済みとのことである。このうち、令和６年度の設置が何箇所で、決算額は幾らであるか。
８　先ほどの雑草刈り払いの件で、確認をさせていただく。河川の雑草刈り払いだが、資料を出していただいた。護岸修繕は増額傾向だが、雑草刈り払いは減額傾向になっている。これが減少している要因について伺う。
９　行政報告の５０７、排水機場の管理について伺う。要求資料１５によると、多くの排水機場が毎年更新されているが、例えば、飯盛川や九十川などの排水機場などは、毎年の更新ではないが、これはどういうことなのか伺う。
10　要求資料１７の土砂災害対策について伺う。砂防施設費など県単独事業について、県単独は５１か所、国庫事業は２５か所とあるが、要望はどのくらい出ていたのか。
11　行政報告５１６の（１）、建設業者の指導監督についてである。営業所に立入り検査を２７８件行ったとあるが、どのような事業所に立入りを行ったのか。そして、指導監督処分後、下請には適正に支払われたのか。
12　（３）の建設工事紛争相談について伺う。要求資料１８である。令和６年度相談の第一は下請代金の争いである。令和６年度の３７件の相談について、指導監督処分などは行われたのか。そして、適正に支払いは行われたのか。
13　行政報告書５１９ページである。建設現場における労働環境の改善について伺う。土曜一斉休工の達成状況について資料を出していただいた。７日間の一斉休工の実施状況だが、年々実施率は上がってきているようである。その要因について、いろんな努力がされていると思うが、伺う。
14　そして、これもだんだん実施され始めているようなので、令和６年度に、例えば、８日間にしようなどという、改善の検討はされたかどうか伺う。
15　要求資料２０の２ページの､週休２日制モデル工事についてである｡実施率が１００％であることは本当にすばらしいが、契約件数が減っているのは、どのような要因であるか。
16　建設キャリアアップシステムの登録事業者数が増え、これもすばらしいが、どのように努力をされたのか。令和６年度１９，０００社だが、事業者全体の比率でいうと何パーセントになるのか。
17　県土整備部の職員体制について伺う。まず１点目に、欠員はあるか。
18　２点目は、事務職の方が年々減っているが、その要因について伺う。
19　豪雨災害の時代に、地域の機関は本当に大切だと感じている。令和６年度、地域機関の技術職も減っているが、どのような要因なのか伺う。

道路環境課長

１　この調査では、まず、一次調査として、地中レーダーを搭載した探査車を用いて、路面から１．５メートルの範囲内について、空洞の可能性のある箇所を確認する。その上で、二次調査として、可能性がある箇所について、ハンディ型の地中レーダー、コロコロ押していくようなもの、これを用いて空洞の可能性のある場所と大きさを特定する。その上で、空洞の場所については、路面に小さな穴を開けて、そこに直接カメラを入れ、空洞の状況を確認するということである。空洞の大きさや深さを確認した上で、陥没の可能性を評価するという流れになる。令和６年度の調査結果で、Ａ判定、Ｂ判定とされた箇所、その対策の関係だが、Ａ判定、Ｂ判定とされたところについては、まず、舗装を剥がして、中を確認する。調査であった空洞が、本当にあるのかどうかを、まずは確認する。その上で、地下埋設物などの破損など、これが要因でできた空洞なのか、そうではなく、要因がはっきりしないような空洞もあるため、必要な補修を実施し、埋め戻し、復旧を行うところである。Ａ判定については、調査後速やかに実施しており、Ｂ判定については、調査後１年以内に補修をするというルールで対策を行っている。

２　空洞の対策については、舗装修繕とセットで対応するケースが多々あるため、空洞の対策費のみを切り離して決算額を積み上げることは非常に難しい。しかし、これまでの実績から判断すると、空洞対策について、１か所当たり約５００，０００円かかっている実績があるため、令和６年度の調査でＡ判定、Ｂ判定となった２６か所のうち、１６か所の対策が完了している。ついては、対策費として約８００万円かかっていると試算している。全て予算については、単独費で実施しているため、国庫補助は入っていない。

５　令和６年度に耐震補強を実施した橋りょう数だが、３８橋で実施している。

６　社会資本整備総合交付金を活用している。補助率は２分の１、０．５となっている。令和６年度の決算額内訳として国費の額だが、耐震補強に係る令和６年度の決算額は、５８億９，０５６万７，６３３円となっている。このうち、国費が充当されている事業費が、１３億５，１９８万９，１００円となっており、２分の１に当たる、６億７，５９９万４，５５０円が国費となっている。

７　令和６年度の設置の箇所数だが、令和６年度は１４か所、全てに設置している。６年度の決算額は７，２００万円となっている。

道路街路課長

３　国庫補助事業は、大規模な事業で、国から示されている各種要件に合致する路線で実施しているものである。それ以外については県単独事業となる。ただし、そのような合致する路線においても、補助対象とならないような委託などもあるため、それについては県単独事業で行っている。

４　道路改築事業における国庫補助事業の補助割合は、５５%になっている。令和６年度の決算額は、３１億２，３３６万２，２１４円である。そのうち国庫補助分は、１６億９，５８４万９，２１７円となる。

河川環境課長

８　近年の雑草刈り払いの予算については、手元にある資料のとおり、ピークの令和３年度と比較をすると、５%以内で変動しているという状況であり、一定の予算を確保できていると認識している。

９　排水機場のポンプ設備などの更新については、県全体で適正に維持管理ができるように、長寿命化計画を作成し、この計画に基づいて進めている。飯盛川排水機場について

は、令和２年度から令和６年度に、長寿命化計画において位置付けがないため、更新を実施していない。一方、九十川排水機場については、長寿命化計画に基づき、令和６年度に中央監視装置の更新の設計を行っている。なお、飯盛川排水機場は、令和８年度に水位計の更新工事と、停電時に電源が切れないようにするための装置の更新を予定している。また、九十川については、令和８年度に中央監視装置の更新の工事を予定している。

参事兼河川砂防課長

10　要望は６４か所であった。国庫事業については、実施した２５か所全てが、要望にあった箇所になる。また、県単独費としては、３９か所要望があり、うち３１か所を実施した。その他の実施箇所については、点検等により損傷が見つかった施設の修繕などを計画的に実施したという状況である。

建設管理課長

11　立入り検査は、不良不適格業者などを排除するため、例えば、毎年提出が義務付けられている事業年度報告書、これが未提出な業者であったり、営業所に技術者、経営管理者を置くことになるが、この常駐性、例えば、自宅が余りにも遠方であるとか、その常駐性に疑義がある場合など、そのような事業者を対象として行っている。なお、支払の有無などについての立入り検査は、対象とはしていない。

12　監督、処分などを行ったかということだが、建設業法の中に、例えば、下請代金の不払などを理由とした罰則等が規定されていないため、指導、監督等は行っていない。また、適正な支払が行われたかということに関しても、確認は行っていない。

13　理由だが、県土整備部では、週休２日制モデル工事により、休日確保の取組を強化してきている。また、土曜一斉休工を周知、また、発注機関、建設業団体等に協力依頼を努めたことにより、官民一体となって取り組んできた結果だと考えている。

14　この取組は国、県、さいたま市、それと埼玉県建設業協会等で構成する協議会の中で合意形成を図り、実施しているものである。この連絡会において、週休２日の実施状況を踏まえ、令和６年度は７日で実施することとしている。引き続き、実施日数については、この連絡会の中で検討していくことになる。

15　発注件数自体が、例えば、技術者不足などにより、発注規模を拡大しているところから、発注件数自体が減ってきているという理由である。

16　事業者を増やす努力についてだが、庁内の関係部局で構成する協議会で定める、埼玉県公共事業等施行方針において、建設キャリアアップシステムの活用に努めることとし、全庁的に取り組んでいる。県土整備部では、発注に当たり、カードリーダーの設置費用の助成や、工事成績で加点するなど、そういったインセンティブのあるモデル工事を、令和４年１月から試行を開始し、年々その実施件数を増やしている。また、県内の市町村には、発注者協議会があるため、それを通じて周知を行っている。また、事業者に対しても、建設業のコンプライアンス研修など、そのような場を通じ、活用の周知を図っているところである。次に、登録率だが、建設キャリアアップシステムを管理運営する一般財団法人建設業振興基金というところがある。そこのデータによると、令和７年２月末時点で、４６．８％となっている。

県土整備政策課長

17　令和６年４月１日時点の県土整備部の欠員は５人である。

18　各課所の人員については、その時々の業務量等に応じて適切な人員になるように努めている。結果として職員数が減少している課所がある。減少している課所の主な理由としては、事務量等の変化に伴う職員の再配分や、事務の効率化などによるものである。
19　激甚化、頻発化する災害に備えた河川整備事業も含め、各課所の人員は、その時々の業務量に応じて適切な人員となるように努めている。それにより、結果として職員数が減少している課所がある。理由としては、繰り返しになるが、業務量等の変化に伴う職員の再配分、事務の効率化などによるものである。災害対応を含めた職員の体制については、引き続き適切な人員となるように努めていく。

伊藤委員

１　指導、監督について、相談を受け、令和６年度は下請代金の争いなどいろいろあったわけだが、それに対して、適正に支払われたかどうかの確認は行っていないというお答えであったが、実際に相談を受けて、最終的にはどこまでを県が介入してできるのか、法律の中に罰則規定はないのでというお話であったが、この部分について相談者に対してどこまで寄り添えるのか、そのような努力をどこまでされているのかという点を伺う。
２　河川の雑草刈り払いの件で、先ほど前の委員への答弁では、県道などの雑草の刈り払いの要望が３，０００件とあったが、河川に関しての雑草刈り払いに関しては、要望はどのくらいあり、どのくらいの実施ができているのか確認する。
３　県土整備部の職員体制について、欠員が令和６年４月段階で５人ということだが、これは本庁の部分なのか、それとも地域機関の部分なのか伺う。

建設管理課長

１　相談者に対しては寄り添った受け答えとか対応をしているが､最初に答弁したとおり、建設業法の中で、賃金の支払、例えば、下請代金の支払等についての規定がないため、県としてはそれ以上の対応が難しい状況である。そのため、そういった相談があった場合は、基本的には民事上の争いであるかと思うため、そのような相談が寄せられた場合には、事業者向けの無料の法律相談所などを紹介しているという状況である。

河川環境課長

２　年間で河川の要望について１，４００件ほど要望がある。基本的には、真摯に対応し、予算がある限りしっかりやろうということで、事務所にはお願いをしている。よって、できる限りの対応を行っているというのが現状である。

県土整備政策課長

３　欠員５人については、全て地域機関の職員である。

石川委員

１　行政報告書５０３ページになる。サイクリングについて、ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想を所管しているが、令和６年度は何をしたか。整備の状況も含めて伺う。
２　ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想を県土整備部が所管しているが、都市整備部が所管している加須サイクリングセンターが、利用日数を土日と祝日のみにしたり、自転車の無料貸出しを始めたりなど、利用者が激減してしまい、地元市と話合いを始めているが、サイクリングロードを所管する県土整備部と、サイクリングセンターを所管する都市整備部の情報の共有や協議など、令和６年度はどのように行ったのか伺う。

３　街路樹についてである。事項別明細書で１０２ページの道路維持費になるかと思うが、街路樹再配置計画を作った東松山市内の国道２５４号、それから新座と志木市内の国道４６３号の再配置計画の中で、令和６年度に作っているが、計画前とどのように再配置計画で変わったのか、変わった部分だけ伺う。
４　街路樹台帳を、１８，０００本の中の９，０００本が残っているということだが、令和６年度時点で、何路線残っているのか、路線の数だけ伺う。

道路環境課長
１　令和６年度については、予算事業が付いていないので、事業としては行っていない。
２　加須サイクルセンターの土日のみの開館の相談に対しては、サイクリングセンター近傍、直線距離だと１キロメートルほどに管理する、道の駅童謡のふるさと大利根がある。この道の駅にはサイクルラックや、レンタサイクルが用意されている。また、２４時間使用可能なトイレや休憩スペースも設置されていることから、このような施設については、平日、休日ともに利用ができる状況となっている。県土整備部としては、ぐるっと埼玉の利用者に対するサービスについては、この道の駅の活用により、おおむねリカバーできるものと判断をした。
３　東松山市を通る国道２５４号だが、植樹から５０年を経過している、樹高が最大２０メートルを超えるような木が、密に植樹されている区間があるため、このようなところについては、樹木の間引きをする予定である。適切な植樹間隔と間引きをすることで、維持管理レベルを上げることを目指している。具体的には高木４１本の間引きを予定している。植樹の間隔については２０メートル離すというルールでいきたいと考えている。続いて新座市、志木市を通る国道４６３号だが、こちらについては、日本一のケヤキ並木を称して県民に親しまれているため、樹種は変えずに、ケヤキの適正配置を行うことで、安心安全な道路環境を確保するという基本方針を立てている。目標の樹高を１５メートルと定め、そこから適正な樹木間隔を２０メートル取るということでルール化をし、具体的には同じく高木だが、５６本を間引きする予定である。また、高木がないところもあり、そのようなところについては、６本補植する予定である。
４　令和６年度の街路樹道路台帳の残る９，０００本の路線数だが、４７路線になる。

石川委員
サイクリング道路の関係で、ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想の予算は付いていないとはいえ、事業をしていないとお答えされたが、埼玉県で、地域の活性化、自転車の交通安全、健康増進のためにこの構想を進めると公表し、令和６年度、今でも続いていると思う。それから、サイクルツーリズムということも広げようということで、今年度も始めている。サイクリングロードを整備、維持をしている中で、加須について先ほど、最初の質疑にお答えがなかったが、道の駅の利用でよいと判断したということだが、加須のサイクリングセンター、県が構想を持っている利根の自転車サイクリングロードに隣接というよりも、ロード上にある加須サイクリングセンターが今このような状況になっているが、それについて情報交換や協議はしなかったのか。施設自体は、所管している部は違うが、サイクリングするための施設だが伺う。

道路環境課長
施設については、現在都市整備部で所管されている施設と認識しているが、都市整備部から、土日のみの開館に変更するというような相談は受けている。そのときに、利根川サ

イクリングロードの関係があるため、ルート上に、代替機能がどのような形で取れるかどうかという判断をした。繰り返しになるが、ルート上から若干外れはするが、近傍に道の駅があるため、機能的にはそこで十分カバーできるものと判断をさせていただいた。

石川委員

都市整備部は、先日のやり取りで、加須サイクリングセンターについて、地元市と協議を進めながら、維持をしていくような方向性で検討をしていくということであったが、相談を受けた県土整備部としては､道の駅が近くにあるため良い､そのようなことであるか。

道路環境課長

自転車利用者のサービス面を考えれば、当然加須のサイクリングセンターも利用させていただくというのが、これはベストだと思う。したがって、都市整備部でいろいろな試みをされると聞いているので、県土整備部としてもしっかり、連携できるものはしていきたいと思っている。

中屋敷委員

行政報告書の４９７、４９８、４９９、５０５に、社会資本整備総合交付金、改築、橋りょう、街路、河川ということである。これの、令和６年度の申請と、それから交付決定で採択率がどのぐらいであるかを伺う。

県土整備政策課長

令和６年度の社会資本整備総合交付金について、議会計上額が７４億６，６５１万円に対し、それを上回る９９億９，６９１万７，０００円の交付を受けており、比較すると１３４%のプラスということになっている。

中屋敷委員

今の説明は喜ばしい話だと思うが、やはり全国で取り合いになる部分だと思う。原資のところであるので、それを確保するために、１３４%はそれでいいが、この厚みをもっと増していこうとするために、何か努力をしていたか、令和６年度。

道路街路課長

予算獲得のための努力ということだと認識した。社会資本整備総合交付金の中でも、計画の中に国の重点化方針というものがあり、それに沿ったような計画の内容については、重点的な配分になるということで、県としても、重点的にそちらを要求することで、重点的な配分がされるよう努力をしている。

中屋敷委員

街路課長からそのような説明があったが、他の河川などに対しても、同じ考え方ということでよいか。

参事兼河川砂防課長

委員の指摘のとおりであり、内示率が高い、財政上有利となる事業に、重点的に要望していくという形で取り扱っている。

中屋敷委員

努力を頂いているということは、有り難い話だと思う。この質問させていただく理由は、社会資本整備事業交付金は厳しい状況があり、そのような中で、採択されやすいところを工夫しているということは、有り難いと思うが、例えば、国の案件でもあるので、いわゆる国会議員との連絡会議とか、そのような議題など、そのような取り上げ方はしているか。

県土整備部長

社会資本整備総合交付金、これは全国の取り合いになるような交付金である。これを埼玉県が獲得するに当たって、先ほどの委員の指摘の国会議員連絡会議、このようなところでは、あえて議題にはしていない。社会資本整備総合交付金、予算の獲得については、春、夏の、知事を筆頭に行う政府要望があり、その中には、国土交通省と財務省のメニュー出しを行い、重点配分、予算の獲得の支援をお願いする、このような要望を毎年させていただいている状況である。

中屋敷委員

今の答弁だと、要はそういう力を借りなくても、しっかり担保ができているという説明に聞こえるが、それは事実としてそうかもしれないが、あらゆる手立てを尽くすというところは、必要ではないかと私は思うが、その点を部長に伺う。

県土整備部長

予算の獲得については、埼玉県の要望もそうだが、それぞれ地元の自治体の首長等を含めた働き掛けも非常に重要なものとなる。道路、河川を進めるに当たり、各地元の首長、議長が期成同盟会を組織していただいている。その中で、国、県に対して、いち早い整備を要望している。その中で、各自治体が、この期成同盟会という組織を活用していただき、国に要望しているということで、あらゆる団体の皆さんの支援を頂き、予算の獲得を目指していくと、このように引き続き考えていきたい。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１１月６日（木）　危機管理防災部）

【説明者】
武澤安彦危機管理防災部長、鈴木健志埼玉版ＦＥＭＡ推進幹、
鶴見恒危機管理防災部副部長、黒澤努危機管理課長、 出井正美消防課長、
関口大樹災害対策課長、関根雄一災害対策課防災ＤＸ政策幹
石曽根祥子化学保安課長、 濱崎勝志危機管理課危機対策幹

【発言】
野本委員
１　２０１ページ、東日本大震災及び能登半島地震による県外からの避難者への住宅提供について、約１億７，０００万円の求償額の内訳を伺う。
２　２０１ページ、同じく能登半島に派遣された職員は、トータルで言うと何人で、どのような業務を行い、また、どのような教訓を得られたのか。
３　１９９ページ、地域防災計画に基づく事業の推進において、埼玉県地域防災計画の修正に向けて検討を行ったとあるが、どのような検討を行ったのか教えていただきたい。

災害対策課長
１　求償額の内訳の関係であるが、こちらの金額については、災害救助法に基づき、東日本大震災と令和６年能登半島地震に係る被災者の支援に要した費用を、被災県に求償したものである。具体的には、東日本大震災に関しては、県外からの避難者に対する県営住宅や民間賃貸住宅等の提供に要した費用を、福島県に求償したものである。また、令和６年能登半島地震に関しては、避難所の運営支援だとか物資の支援、また、給水車の派遣、それから県外からの避難者に対する県営住宅の提供等に要した費用を、石川県や富山県に求償したというものである。
２　能登半島地震に派遣された職員の関係であるが、人的支援として、埼玉県から合計５２０人、こちらは短期の派遣で、埼玉県職員と市町村の職員、それからＤＭＡＴなどの病院の関係の職員を含んだ数である。また、特に、石川県の七尾市の方であるが、こちらは国の応急対策職員派遣制度に基づく対口支援として、２７３人、県と市町村の職員を派遣したというところである。主な業務であるが、こちらは様々あるが、例えば、避難所の運営支援だとか、罹災証明書の発行だとか、住家の被害認定調査などの業務を行ったというところである。教訓としては、能登半島地震においては、多数の自治体が、支援団体として、多くの職員を派遣しているところであるが、被災市町村等の応援職員の受入れの体制であるとか、業務の調整について少し課題があった。また、住家の被害認定調査だとか、罹災証明書の発行といった業務に、市町村の負担がかなり大きかったということが挙げられる。こうした教訓を踏まえて、受援計画の重要性を再認識したことから、埼玉県の広域受援計画の実効性を高めるとともに、市町村にも受援計画の精査を促すとともに、市町村への被災者支援システム導入を促しているところである。
３　地域防災計画の関係であるが、令和６年度については、国の防災基本計画の見直しだとか、また、国が公表した能登半島地震の検証報告書、それから、本県の被災地支援の教訓などを踏まえて、修正に向けた検討を行った。具体的には、避難所環境の改善だとか、避難所外避難者対策の強化、孤立集落対策、応援職員向けの業務マニュアルの整備、

計画的な業務に関する市町村支援などについて、検討し、盛り込んだところである。

野本委員

１　求償額の県ごとの内訳というよりは、住宅に対する金額と、あとそれ以外の金額があったのかということで伺いたい。

２　避難所内の改善や、避難所外の改善というものを、地域防災計画の方に落とし込んでいたという答弁だったと思うが、もう少し具体的にその辺を教えていただきたい。

災害対策課長

１　住宅とそれ以外の関係といったところで、仮設住宅の供与といったところで、特に東日本については、今、メインが住宅の提供という形になる。逆に、能登半島地震の方については、直接職員が向こうに行き、やった年でもあったので、いわゆる救助事務費というか、職員の時間外や旅費、そういったものがメインになっているというところである。

２　地域防災計画の関係で、もう少し細かくというところの話があった。指摘のあった避難所環境の改善の関係で言うと、例えば、避難所が開設される当初から、パーテーションを設置して、段ボールベッドを設置できるであるとか、より良いトイレの環境を整えようといったことが、今回改めて浮き彫りになったところである。そういったことについて、逐次盛り込んでいったというところである。

野本委員

職員が派遣されたということであった。こちらの職員は、手挙げで行かれたのか、どのような形で職員に行っていただいたのか教えていただきたい。

災害対策課長

主に大体このような業務をやらせたいということで、オーダー、要請が来るわけであるが、その中で、例えば、県と市町村があり、市町村についてはこのような業務があるので、希望の方をお願いする、という形で依頼している。また、県職員についても、このような業務があるので、いわゆる手挙げの方で、募集をさせていただいて、行っていただいているというところである。

森委員

１　行政報告書の２０７ページ、国民保護訓練の実施について、令和６年度はＶＸガスが散布されたことを想定した実動訓練を春日部市で実施したという先ほどの説明であったが、ちなみに令和７年はサリンということであるが、どのような成果や課題が得られたか。

２　国民保護法により想定される武力攻撃や緊急対処事態、テロ攻撃・テロ等に対する訓練とは具体的にどういったものが検討されたか。

３　行政報告書２１０ページの消防広域化についてであるが、１００，０００人以下の小規模消防本部４市があるが、それの広域化への働き掛けは具体的にどう行い、各市の反応と、前進した点というのはどのようなものがあったか。

危機管理課長

１　令和６年度は春日部市との共催により、アイル・アリーナウイング・ハット春日部に

おいて実動訓練を行い、訓練項目として初めて陸上自衛隊化学学校による検体採取や、搬送などの現場対応を実施した。主な成果としては、まず、化学剤によるテロが発生した際の各機関の態勢や初動対応、現場における具体的な連携について確認することができたこと。また、県庁に設置した危機対策本部と現地に設置した現地調整所との連携について、ＤＸツールを用いた訓練を行うことで、有事の際の双方の円滑な情報共有体制について確認することができたことが挙げられる。一方、課題としては、後から現場に到着した機関との情報共有というものがあった。令和６年度の結果を踏まえ、今年度の実動訓練の項目として実施し、現地調整所で適切な情報共有を図ったところである。

２　武力攻撃事態、緊急対処事態に対応するための訓練の検討であるが、委員指摘のとおり、国民保護法では対処すべき事態を武力攻撃事態と緊急対処事態に分けている。本県では国民保護に関する埼玉県計画において、実動訓練と図上訓練を、年１回以上実施することとしている。実動訓練では、消防や警察、自衛隊、市町村等の連携を図る観点から、主に大規模テロなどの緊急対処事態を想定した訓練を実施している。一方、図上訓練では、実動訓練で行うことが難しい事態、具体的には弾道ミサイルなどの武力攻撃事態を想定した訓練などを実施している。

消防課長

３　消防力の強化を図るためには、消防の広域化が重要であり、特に小規模消防本部は資機材、人材、財政で、消防の体制として十分でない場合もあるので、広域化の推進は大変重要であると我々も認識している。これまで消防本部を訪問し、幹部の方と意見交換の実施だとか、それから消防を管理する市幹部への訪問だとか、それから市議会議員に対する勉強会などを実施するとともに、全消防本部の集まる会議の場で、広域化の現状等を説明し情報提供を行ってきたところである。その中で、近隣消防本部と一緒に、共同運用に関する勉強会を始めるなど、消防本部の動きも一部始まっており、県としても積極的にそういったところに参加し、情報提供や共同運用を進めるための課題解決を行っている状況である。一方で、すぐには具体的な進展が見られない地域も多くあるが、引き続き、あらゆる機会を通して、広域化に向けた取組をしっかり支援していきたいと考えている。前進した点ということであるが、先ほどお話しした消防を管理する市の幹部への訪問などで、消防の広域化の必要性を認識してもらうとともに、それぞれの市が抱える課題や考え方について県としてもよく把握できたということである。

森委員

考え方を把握されたということであるが、その考え方は４市の小規模消防本部、単独の４市に関しては、全て前向きに捉えているということであるか。消防広域化に対して、そういう印象を受けたということか。

消防課長

４市全てが前向きというわけではないが、それぞれ市によっては、先に進めたいと考えているところもあり、いきなり広域化ではなく、消防の共同運用を今後考えていきたいだとか、市によってそれぞれ地域に応じた考え方があるので、それぞれの地域に応じた働き掛けを行ったという状況である。

森委員

４市各市にどの程度具体的に働き掛けを行ったのか。何回、小規模消防本部の人と会っ

て話をしたとかというのは、全然聞こえてこないが。

消防課長

基本的には、幹部の方とは昨年度、最低１回はお会いしている。それから、全消防本部の集まる会議も年２回ほどあるので、そういった中で広域化について有効性などの説明を県としてもしている状況である。

深谷委員

１　行政報告書２１３ページの消防団への加入促進の中で、団員の皆さんの準中型自動車免許の取得費用の補助とあるけれども、私はこれが非常に重要だと思っており、この補助事業についての実績を伺えればと思う。

２　行政報告書２０４ページの方の、ドローンによる災害現場上空観測の実証実験を実施したということで、これは令和７年度も続いていると思うが、この令和６年度の実際の実証実験のもう少し詳細な内容と、また、成果、令和６年度の中でどのようなものを得られたのか、教えていただければと思う。

消防課長

１　令和６年度の補助実績としては、１６件、９７３，０００円である。

災害対策課長

２　令和６年度の実証実験の内容であるが、ドローンの上空観測として計８回飛ばしている。日中に４回、降雨、降雪、夜間にそれぞれ１回、広範囲の調査ということで１回飛ばしている。その成果であるが、災害時の情報、被害情報把握において、ドローンが一定の有効性があるということを確認できたというところである。具体的に言うと、例えば、降雨中であっても、雨粒の影響も余りなく、状況が確認できたこと、また、夜間で、普通のカメラでは見えないようなものであったとしても、赤外線のカメラを活用することで、地形や建物の形が把握できたというようなことがある。指摘のとおり、令和７年度も続いているので、引き続き有効性を確認していきたいというふうに考えている。

深谷委員

準中型自動車免許の件で、１６名だったかと思う。これは市町村の数だとか、あと、この６年度、去年と比べてどのくらい増えているのかということを、もう少し詳細に教えていただきたい。

消防課長

令和５年度、令和６年度の比較であるが、まず、令和５年は制度創設の時期もあり、３件で、補助金額２０３，０００円であった。６年度は先ほど申し上げた１６件、９７３，０００円であるが、内訳としては、３市５町である。

伊藤委員

１　行政報告１９７ページ、防災学習センターのネーミングライツについて伺う。ネーミングライツの収入額、そして支出では、看板の変更や印刷物の変更などがあったと思うので、支出額について説明願う。

２　行政報告１９９ページの八潮市道路陥没事故の対応についてである。この事故は、災

害救助法施行令第１条第１項第４号が適用された。４号には、このように書いてある。多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。この４号のどの部分によって適用となったのか。そして、災害救助法による県と国の支出額も報告願う。

３　行政報告１９９ページ、埼玉県・市町村被災者安心支援制度について伺う。要求資料１２の２ページを御覧いただきたいと思う。例えば、令和６年７月の大雨についてであるが、新座、朝霞、和光の２４世帯が１，１２５万円支給となっている。これは、豪雨による床上浸水被害で適用されたのか。そして、具体的には、一番軽い世帯で、どのような被害状態での支給となったのか、教えていただきたい。

４　要求資料の１５になる。令和６年度７月の被害というのは、床上１０７件、床下１６５件という甚大なものであった。このうち、２４件だけが、半壊特別給付を受けられたという理解でよろしいか。そして、床上浸水でありながら、支給された世帯とされなかった世帯があるのはなぜか。

５　災害避難所に指定されている公共施設のエアコンの設置状況である。要求資料１４で出していただいた。２，４５１の施設中、エアコン設置は７５．４％である。エアコンの未設置が６０２施設にもなる。災害避難所のエアコン設置のために、県は何か支援制度を持っているのか。そして、令和６年度は、設置促進のためにどのような努力をされたのか。

６　行政報告２０５ページ、防災ヘリコプターについてである。６年度までの推移を見ると、出動件数が徐々に減っているように思う。その要因について伺う。

７　行政報告２１０ページ、消防広域化の推進についてである。まず、埼玉県は自主的な広域化を推進するとして、７ブロックの組合せを示している。令和６年度は、埼玉県消防広域化推進委員会において、広域化推進計画の改定案が議論されたとお聞きした。資料１７で出していただいた消防団員の充足状況についてである。全体として、装備の方は充足していて、職員は８割程度の充足という傾向である。県として進めている広域化の推進によって、この職員定数が充足していない状況が改善できるのかどうか伺う。

８　消防団員の充足数が低いが、これも広域化で解消可能なのかどうか、議論の結果をお知らせいただきたい。

９　令和６年度、広域化の事業化を推進してきたと思う。令和６年度は、広域化のメリットについて、どのような議論が、６年度の推進協議会ではされたのか。

10　要求資料１９で、消防広域化計画の各ブロックの面積、人口、両端の最長距離について伺う。人口も面積も、これほどブロックごとで差がある。８５平米というブロックと、１，５２２平米というブロックがある。人口も同様である。なぜこのような計画となっているのか。それと、同じく両端の最長が、第３ブロック、７６キロメートル、私の住んでいる市を含んでいるが、７６キロメートルものブロックを組む意義がよく理解できないが、説明いただきたい。また、第２ブロックの両端が１４キロメートルや７６キロメートルと、ばらつきがある計画となっているのはなぜなのか、説明いただきたい。

11　行政報告２１９ページ、「いつでも、どこでも炊出訓練応援隊」についてである。令和６年度は３９の団体の協力で、６４件の炊出訓練数ということで、特に訓練数が大きく増えているが、どのような仕組みなのかを説明いただきたい。また、これほど、訓練数が増えている要因について教えていただきたい。

危機管理課長

１　防災学習センターのネーミングライツの収入であるが、年額１０１万円で応募があっ

たので、消費税別で年間１０１万円の収入となっている。次に、看板や印刷物の変更などで、幾ら支出があったのかについてであるが、看板や既存の印刷物の更新費用については、契約上ネーミングライツパートナーが負担することとなっており、県の新たな支出はない。

災害対策課長

２　先ほど読んでいただいたが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害である。内閣府令の方であるが、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすることと定められており、こちらに該当するとしたところである。また、救助法による支出額であるが、今回、避難所の設置、また、炊き出しその他による食品の給与について、法に基づく救助とすることについて、内閣府と調整済みであるが、現在、具体的な対象費用について、内閣府と引き続き協議を行っているので、まだ支出額が確定していないという状態である。

３　豪雨による床上浸水被害で適用されたのかというところであるが、まず、委員お話しの７月３１日の大雨では、住家の被害認定調査において、床上浸水被害等で半壊被害と認定された２４世帯に対して、半壊特別給付金を給付したところである。給付に当たっては、被害の程度を、市町村が認定を行うものとしているので、県で支給した世帯の住家は半壊であることは間違いないが、その中で、軽い、重いといった状態については、把握ができてないという状態である。

４　支給される世帯とされない世帯があるのかということであるが、まず、先ほど申し上げたとおり、２４件に半壊特別給付金を給付したことで間違いない。その上で、浸水被害による被害認定については、例えば、ドアや外壁などの破壊がなければ、床上で１０センチ以上１メートル未満の浸水で半壊という基準があるので、例えば、１０センチ未満の床上浸水であれば、対象とならないので、支給されない世帯ということになる。

５　エアコンの関係で、県では、指定避難所に指定されるような公共施設に対して、直接支援を行うような支援制度は実施していないが、国の補助事業、支援制度があり、そちらを活用していくというところである。例えば、県内における指定避難所のおよそ半数が公立の小・中学校であるが、学校施設の空調設備については、教育局の方で、緊急防災・減災事業債であるとか、空調設備整備臨時特例交付金などの活用が可能であるというふうに聞いている。もう一つ、その関係の努力をしたのかというところであるが、まず、教育局の方は、先ほど申し上げた事業債であるとか、特例交付金の方を活用し、整備を進めているところである。危機管理防災部の方としては、従前から、県地域防災計画の方において、空調設備の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めることは定めているところであるが、６年１２月には、内閣府の避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が改定されたところである。こういったことの指針の改定を周知するとともに、避難所の規模や設備状況に応じて、適切な冷暖房の整備や備蓄を進めることが適切であるということを改めて周知させていただいたというところである。

消防課長

６　年度ごとの、防災ヘリコプターの出動件数であるが、これは様々な要因によって変動する。例えば、令和２年、１０２件と多くなっているのは、群馬県に機体がなかったことで、相互応援に基づく出動が多かったことから、全体的に多くなっているという状況

である。また、令和４年度は、山岳遭難者の救助であるとか、救急搬送の件数が多かったところであるが、令和５年度と６年度を比較すると、火災、救助、救急、それぞれで減っており、全体的に微減という形になっている。

７　広域化推進によって充足されてない職員定数が改善されるのかについてである。国の、市町村の消防の広域化に関する基本指針では、市町村の消防の広域化の必要性として、災害や事故の多様化、大規模化、住民ニーズの多様化等に的確に対応するためにも、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であるとしている。広域化、消防本部機能の統合や効率化によって、現場要員の増強であるとか、それから財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備などが可能となっている。実際に、県内で平成２５年に広域化した、埼玉西部消防局、埼玉東部消防組合消防局を例に取ってみると、埼玉西部消防局では、広域化前の平成２１年に四つの消防本部の職員定数の充足率が、おおむね６０％から７０％であったものが、令和４年には８１．６％になっている。また、埼玉東部消防組合消防局では、同様に約６０％から７０％であったものが、９３．９％になっているといった状況である。

８　消防団の充足率が広域化で解消されるのかについてである。消防団は、地域に密着した消防活動を行うとされており、国の、市町村の消防の広域化に関する基本指針においても、広域化の対象とはなっていない。したがって、広域化を進めることと消防団の充足率の解消とは直接関連はない。

９　広域化のメリットとして、主に住民サービスの向上であるとか、人員配置の充実、消防体制の基盤強化などが挙げられている。また、先ほども若干申し上げたが、消防本部機能の統合や効率化による現場要員の増強ができるため、救急隊の増隊だとか、それから、山岳救助隊の新設などの現場体制の強化が可能である。また、重複する資機材を高度な資機材に更新するなど、消防体制の基盤強化が可能となっている。

10　面積、人口、最長距離について、ブロックごとに差があるという部分と、あとブロックの両端の長さにばらつきがあるという話であるが、こちらの方は、広域化計画におけるブロック分けに関する質問かと思うので、一括して回答させていただければと思う。平成２０年の計画策定当初、十分な消防力と強固で安定した基盤財政を持ち、行財政上のスケールメリットを生かせる相当規模の管轄面積、人口を有するものとして、管轄人口が政令指定都市程度の規模となるようブロック分けをしたところである。これについては、学識経験者や市町村の代表、消防機関の代表等で構成される埼玉県消防広域化推進委員会で審議いただき、現在の７ブロックに落ちついたところである。このような視点から組合せを決めたため、当然ブロックにより、面積や人口に差が出ているといった状況になる。

化学保安課長

11　仕組みであるが、市町村や自治会などが実施する炊出訓練に、お米などの資器材の提供だとか、技術指導、レシピなどの情報提供などができる団体を、炊出訓練応援隊として登録していただき、これらの団体から、自治会などに支援を行っていただくものである。訓練の主体が、直接炊出訓練応援隊に依頼して、炊出訓練を実施していただくというものである。また、訓練数が増えている理由であるが、令和２年、令和３年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、訓練が非常に少なかったというような状況があった。徐々に訓練を再開する団体が増えてきて、今の回復途中にあるというような状況である。令和２年以前は、１００件近くあったので、それぐらいまで戻したいということで、いろいろな機会に働き掛けを行っているところである。

消防課長

９　先ほどの広域化の部分で、若干答弁漏れがあったので、補足させていただきたい。６年度の検討委員会での議論はどうだったのかという話があったが、こちらの方も、これまでの広域化推進計画を踏まえて、消防の連携協力、消防指令の共同運用などの状況も踏まえて、消防のブロックの枠組みについて、検討していったらどうかという意見があり、そういう意見を基に検討してきたところであるが、昨年の八潮市道路陥没事故を受けて、消防力の強化がやはり重要ではないかということで、一度見直しという形になっている。

伊藤委員

１　八潮の陥没事故で４号適用になった。そして、国と県の負担割合について、現在協議中ということであったが、実際に、６年度に県が負担したその支出額は幾らだったのか教えていただきたい。

２　消防の広域化についてであるが、広域化推進委員会において、やはりこの７ブロックというところでは、資料１９で出していただいたこの面積、人口を見ると、どう考えても７ブロックで本当によいのか。面積も含まれるが、７ブロックでいいのかという部分に関しては、推進委員会ではどのように検討がされていて、もちろん通信の共同運用も踏まえてという答弁をいただいたが、政令指定都市レベルとなると、１８０万人都市から６５万人都市と、ブロックが余りにも差が大きいのではないかというふうに思うが、その辺、７ブロックで進めていこうと判断したその議論の中身について、きちんとこのことに関して議論がされているのかどうか。

災害対策課長

１　６年度の救助法に関係するところの県の支出額であるが、先ほど少し触れたが、避難所の設置だとか、炊き出しその他による食品の給与を、今協議しているところであるが、それに係る県の支出額、おおよそではあるが、約２４０万程度ということである。

消防課長

２　検討委員会での７ブロックの議論であるが、これまで、先ほど答弁申し上げたとおり、現在、今までの計画の７ブロックで、埼玉西部消防局は、そのブロック全てで広域化したが、それ以外は一部ブロック内で進んではいるが、ブロック全体では進んでいないだろうということもあり、まずはやはりここを着実に推進していかなくてはいけないのではないかという話があった。それから、先ほど申し上げた消防指令の共同運用といったことの進捗を踏まえて、新たに若干規模を大きくするだとか、そういったことも盛り込んでもいいのではないかという議論もあったことから、そうした案で１回落ちついたということである。

伊藤委員

私としては、人口がこれほどまでに差があるので、規模を大きくするという意見が出るのが分からないが、逆に規模を小さくするという意見は出ていないのか。

消防課長

広域化計画というのは、消防力の強化が目的であるので、消防力を強化するためには消

防を小さい単位にするという議論は、委員の中からは出なかった。

松本委員

１　埼玉版ＦＥＭＡについて、行政報告書２０４ページにもあるが、図上訓練を６回実施したということである。また、関係機関の４０２と、参加者の数を記載いただいているが、そもそも具体的にどのような危機を想定して訓練を行ったのか伺う。

２　訓練で見えてきた課題への対応として、福祉保健医療委員会で深谷委員の方からも一部あったが、実際にこの６年度の訓練を受けて、どのような形で、体制や予算措置といった部分に反映がされたのか伺う。

３　消防団への加入促進についてである。行政報告書２１３ページである。まず、加入を促進していこうということの中で、消防団ポータルサイトを有効活用していこうというようなことがあるが、その閲覧状況と、加入促進へこのポータルサイトがどのように寄与しているのかという評価を伺う。

４　消防団は全県的にも不足である。不足している充足率が、なかなか毎年下がっている状況であるが、このポータルサイト以外も含めて、令和６年度の対応は全体的にどうだったのか伺う。

５　充足率の考え方であるが、市町村で定数条例の改定などを適宜行っていると思う。主に、今は減らす方向で改定が行われていると思うが、その状況を踏まえても、今、毎年充足率が下がっているということへの、県としてのこの６年度の対応を伺う。

危機管理課長

１　令和６年度は、地震を２回のほか、林野火災、国民保護、風水害、火山噴火を想定した計６回の図上訓練を実施した。市町村、県、消防、警察、自衛隊、鉄道会社、協定事業者等の対応を確認するとともに、その結果をまとめたシナリオを関係機関に共有することで、関係機関の連結を図った。

２　課題であるが、近年の災害の頻発化、激甚化を踏まえ、より多くの関係機関に参加いただいた上で、幅広いテーマで図上訓練を行い、関係機関との強固な連結をより一層推進する必要があると考えている。体制面の強化についてであるが、令和７年４月から、埼玉版ＦＥＭＡの取組に専従する組織を、危機管理防災部内に新設するとともに、それを統括する職員として、数多くの災害対応の経験や知見を有する国の職員を埼玉版ＦＥＭＡ推進幹として配置し、体制を強化した。また、訓練では、災害時に各機関が時系列で行う対応を整理したタイムラインを活用しているが、災害時に対応の抜けや漏れが起こることを防止するため、具体的な作業を記載したチェックリスト機能を追加できるよう、令和７年度予算に措置をしたところである。

消防課長

３　消防団ポータルサイトの閲覧数であるが、令和５年１月の開設から令和７年９月までで２７，６６８件、月平均で８３８件の閲覧があったところである。その結果、令和７年９月時点で、消防団ポータルサイトを経由した申込みが１１７件、入団者が６６件あった。

４　消防団不足について、県としてどういうことをやっているのかということで、様々な広報を使って、ＳＮＳの発信やポータルサイトも含めて、各消防団に働き掛けているのとともに、あと、各消防団長の方に、６４消防団あるが、消防団の方を回って、どういった現状があるのか、あるいは、どういったことをしたら効果的なのかということで、

消防団と意見交換をしている。そういったことで、その中から得たヒントを基に、県としても今後支援していきたいというふうに考えている。

５　定数を下げる方向ということで、入間市の方では定数の削減をしていただき、適正な消防団員数とするということをやっているが、これは各市もそうであるが、消防団長の意識もあり、常設の消防団、ふだん活動される消防団が、やはり集まればいいが、なかなかそううまくいかないものであるから、県としては、企業と連携をして、災害時にでも活躍できる機能別消防団という制度について、各消防団を支援するという取組を昨年度から進めており、そういったことで、なるべく消防団の充足率というものを満たせるように進めているという状況である。

消防課長

先ほど、深谷委員への答弁で、計数を３市５町というふうにお伝えしたが、１村が抜けており、３市５町１村で、９市町村ということであるので、お詫びして訂正させていただく。

松本委員

消防団のところの加入促進で、消防団長と意見交換をされたというようなことであるが、それに対して、具体的にどういう意見があり、どういう対応をしたのかということを、６年度、どういうことが実績としてあるのか伺えればと思う。

消防課長

消防団では、やはりなかなか広報の部分がうまくいかないという話もあり、なるべく広報、先ほど申し上げたポータルサイトに消防団の取組というのを、今年度からいろいろな事業をポータルサイトに上げて、広報するように支援を始めたというところである。

日下部委員

１　行政報告書に救急搬送に関わることが何も書かれていないが、一応救急搬送は危機管理防災部の所管ということで伺う。令和６年度の救急搬送の総数と、重症、中等症、軽症の内訳、令和５年度の救急搬送の総数と、軽症、中等症、重症の件数を教えていただきたい。

２　令和６年度に、救急車の適正利用に関して、どういう取組をしたか。

消防課長

１　令和５年度の救急搬送は、全体で４３８，０００件である。そのうち、死亡が４，０００人、重症が２８，０００人、中等症が１４５，０００人、軽症が１８６，０００人である。令和６年については、消防庁がまだ集計中であり、確定値が出ていない。

２　救急車の適正利用についての取組である。保健医療部の方で、埼玉県救急電話相談、＃７１１９を導入し、看護師の相談員が２４時間３６５日、急なけがや病気に関して、医療機関を受診すべきかどうかなど、県民にアドバイスを行っているところである。また、パソコンやスマートフォンから、チャット形式で相談できる埼玉県ＡＩ救急相談の方を、保健医療部でやっているという状況である。危機管理防災部としても、救急出動件数であるとか、搬送人員の増加に対応するために、令和６年度に、救急需要対策・適正化等の検討会を設置して、消防本部や保健医療部と連携して、救急需要の適正化のための方策について検討を始めている。具体的には、高齢者施設等における救急需要の適

正化のために、高齢者施設だと救急車をすぐ呼んでしまうという事例もあるようなので、救急車対応マニュアルというものを新規に作成して、高齢者施設で活用していただくことにより、症状を見ながら救急車を呼んでいただくというようなことを、消防本部と連携し、実際にヒアリングを行っているので、今後そういったマニュアルを新規作成して、高齢者施設に配布して、そのマニュアルを適正に利用していただいた上で、救急搬送を減らしていくといった取組をしていきたいというふうに考えている。

日下部委員

救急車の搬送件数をずっと見ていて、コロナのときに少し下がったが、その後またどんどん増えていっている。これは県民の良識によってやるのは結構難しいかと思っており、三重県と茨城県で、令和６年度から救急車に選定療養費を導入していることを知っているかと思うが、選定療養費は紹介状なしに大病院を受診したら、病院の方から７，７００円を徴収されるというものである。茨城県などは、県主導でそれをやっていて、ホームページを見ると、一部の大病院では、その緊急性がないと認められると、選定療養費を徴収されると、県のホームページに出ている。保健医療部と連携して、令和６年度にこの選定療養費に関しての議論はなかったのか。

消防課長

今、日下部委員から質問いただいた有料化であるが、委員の案内のとおり、茨城県の方では、救急車を利用したときに緊急性が認められない場合、病院が搬送者から選定療養費７，７００円以上を徴収する運用を６年１２月２日より開始している。本県としては、選定医療費は医療機関の機能分担を目的とした診療報酬における制度であるので、救急車の適正利用のために活用されるべきものではないというふうには考えている。茨城県では、選定療養費を徴収することとした大病院に、救急搬送の６割以上が集中していると聞いている。そういう背景があり、本県では現在約４割ということもあり、埼玉県内の医療機関等からは反対が多いというふうに伺っている。救急搬送抑制のために、引き続き我々としても、救急車の適正利用をお願いしたいと思っているので、推進について今後検討していきたいと思っている。

日下部委員

埼玉県では、６年度に選定療養費の導入に関しては検討をしていないという答弁であるか。要するに、今、答弁で有料化と言われたが、有料化ではない。ほかの、アメリカ、中国、フランスは有料化であるが、イギリス、スウェーデンは重症ならタダで、緊急性がなければ罰金を払わなければいけないというふうになっているが、この選定療養費というのは病院が徴収するものであって、有料化ではないが、まずそこの認識から違うが、選定療養費の方に関しては、県としてはまだ取組は全くないという理解でよいか。

消防課長

保健医療部の関係であるので、我々としては、その部分は答弁を差し控えさせていただきたいと思う。

岡村委員

１　行政報告書の１９６ページのミンナ防災事業についてである。自主防災組織の活性化等を図るために、市町村への補助として、２７市町５８事業２４０万円、これは希望す

るところ全てに応えることができたのか。
２　このミンナ防災の自主防災組織のリーダー養成についてであるが、これは市町村の方で養成講座を行っているので、それに合わせて、県では、指導員や講師を送るというやり方をしていると思うが、実際に先ほども別のところの炊き出しの答弁でもあったように、コロナでなかなかできなかった、そういった地域の防災活動がどんどん戻ってきて、さらに、皆さんの防災意識も高まっている中で、令和６年度、市町村が活動、リーダー養成講座をしやすくするように、何か県として、より支援をしたこと等があれば教えていただきたい。
３　１９８ページの「防災学習センターそなーえ」についてであるが、１９７ページと１９８ページに来館者数が載っており、年々増えている。来館者数の団体、個人の数、あとは、年齢層はどのようになっているのか、教えていただきたい。

危機管理課長
１　市町村への補助に関してだが、令和６年度は５８事業の補助申請に対して、全て満額で補助決定を行っている。
２　自主防災組織のリーダー養成指導員、市町村が行っていることに関しての、県としての支援であるが、市町村等が主導して担う自主防災組織の活性化を図るためには、地域のリーダーとなる人材育成が必要と考えている。そこで県では、自主防災組織のリーダーを養成するための指導員を育成する研修を実施している。そして、市町村に対する講師派遣を行っている。令和６年度においては、市町村では、県が育成した指導員を活用したリーダー養成講座を２３回実施して、１，１８６人の自主防災組織リーダーを養成している。
３　防災学習センターの来館者についてである。令和６年度の防災学習センターの来館者数は、５８，４２３人で、内訳としては、団体が約３０，０００人、個人が約２８，０００人となっている。年齢層については、社会科見学などのこどもの団体を除き、正確には把握はできないが、おおむね全体の５割が１５歳未満となっている。

岡村委員
防災学習センターについてだが、こちらは今、内訳等をお聞きして、やはりこどもたちが多いかと思う。ミンナ防災の資料のところにも、やはり若い世代への防災の興味、関心、知識を持ってもらいたいと、大学生にもそういった講座を行ったとある。なかなか高校生、大学生になると、学校単位での活動だとかそういったところに行こうという意識も離れてくると思うが、そういった小・中学生ではなく、少し上の世代へ、何か令和６年度、ここに学習しに来てほしいだとか、アプローチをしたことというのはあるか。

危機管理課長
やはり地域の防災力の向上、強化を図るためには、若い世代への働き掛けというのは重要と考えている。防災学習センターにおいても、ボランティアを行った学生の報告会といったイベントを開催して、そこに参加していただいた方も結構おり、非常に勉強になったというような声もあり、防災学習センター以外でも、高校生や大学生を対象とした防災講座を実施している。令和６年度は、高校生のボランティア団体や立教大学、城西大学のゼミなど、計６回、１９５人に対して、防災講座を行っている。市町村においても、県の補助を受けて、同様の取組が実施されているところである。

内沼委員

先ほど、説明の中で、防災ヘリコプターの手数料、こちらは７０，０００円収入未済額となっているとお聞きした。その中で、２０４ページになるが、この防災ヘリコプターの関係で手数料が発生する事案、山岳救助が多いと思うが、その事案については何件あって、全体の額は幾らだったのか。その中の７０，０００円が収入未済額になったと思うが、その全体額と、収入未済額になった理由と、収入未済額に対する対応を伺う。

消防課長

この７０，０００円であるが、令和５年５月２４日に、防災ヘリコプターで山岳遭難者を救助した事案であり、事案発生後に債務者の方が持病により死亡している。その後、相続人全員が相続放棄をしているため、地方自治法施行令１７１条の５の第３号の規定により、徴収停止処分となったものがこの７０，０００円である。令和５年に発生した事案であるが、財務上の手続により、収入未済額として処理しているという状況である。それから、件数であるが、手数料を徴収し始めた平成３０年１月１日から、７年３月３１日まで、有料化地域での救助事案は３４件である。このうち、徴収停止として収入未済となっている１件７０，０００円を除く、３３件で２１７万６，０００円を手数料として徴収したところである。

内沼委員

その中で、６年はどのぐらいあったのか。

消防課長

６年は、２件で１３６，０００円である。

石川委員

１　行政報告書の２１３ページ、消防団の加入促進について伺う。消防団ポータルサイトの令和５年度と令和６年度のアクセス数の比較と、ポータルサイト経由の入団者の令和５年度と令和６年度の実績を教えていただきたい。また、令和６年度に一般の人に見ていただけるように、検討したかどうか。現在は、消防団に初めから興味があった人がサイトに誘導されるようになっているが、消防団に興味を持ち始めるような方に知っていただくために、何か検討した実績はあるのか。

２　消防団応援の店について、今年度の利用実績を教えていただきたい。

消防課長

１　ポータルサイトのアクセスの関係である。令和５年度に閲覧件数としては１９，０３１件あった。令和６年度は３，８７０件である。ポータルサイトを経由しての入団申込みであるが、令和５年度は申込数が３４件、入団者数は１９人、令和６年度は申込数が４３件、入団者数は２３件となっている。閲覧についてであるが、ポータルサイトのアクセス増加だとか認知度を図りたいということで、消防団研修等イベントを周知する際に、Ｘ等のＳＮＳを活用してポータルサイトに誘導するような取組を行ってきたが、確かに一般の方をいきなり消防団に呼び寄せるというところまでではなく、御指摘のとおり、うまくいっていない部分がある。今後、認知度の向上に向けて、掲載コンテンツの充実、市町村の広報紙の掲載など、一般向けの広報をできるように今後考えていきたいと思っている。

２　応援の店である。昨年度、応援の店の利用状況について、大体２５０人ぐらい消防団の方を対象に調査している。回答者のうち約２割の方が、利用しており、約８割の方は利用していない状況で、今後もＰＲできるよう検討していきたいと思っている。

石川委員

１　ポータルサイト経由の入団者が令和５年度３４人、令和６年度１９人であるか。ポータルサイト閲覧数が令和５年度１９，０３１件、令和６年度３，８７０件であるか。令和５年度から６年度にアクセス数が減少している原因は分析したのか伺う。

２　消防団の応援の店について、調査の結果と考え方については理解したが、この調査はいつやった調査であるか伺う。

消防課長

１　ポータルサイトを経由した入団の申込者数が、令和５年度は３４人、そのうち入団した方が１９人。令和６年度は入団申込数が４３人、そのうち入団した方が２３人という状況である。令和５年度と令和６年度のアクセス数の開きが随分あるが、分析はどうなのかということである。確かに御指摘のとおり、当初は多くの方に閲覧いただいた。令和６年度当初には消防団員の取組、活動状況等を余り掲載しておらず、減少してしまったと分析している。今年度は消防団の活動報告を毎週のように頻繁に掲載し広報している。今年度はそういったところもあり、アクセスが伸びている。

２　応援の店である。調査は昨年１１月からの研修でアンケートしている状況である。

中屋敷委員

自主防災組織の組織率をずっと向上させてきていただいているのは有り難いというふうに思うが、実際私の地元でもそうであるが、組織してからの高齢化が進んでおり、実働の部分がなかなか担いきれないような状況も生まれてきているかというふうに思う部分がある。いろいろと調査していることも分かっているが、令和６年度の調査だと、５，８６１団体に問いかけをして、４，０６２団体から回答を得て、６９．３%の回答率だったというところで報告が出ているが、例えば、年齢別構成人員、又は平均年齢だとかそういったものを調査する必要はないのか。その項目はないように思えるが、やはり組織率を上げていこうという努力をしているのは有り難いと思うけれども、組織率だけ上がって機能しない自主防災組織だと大変意味がないという状況になってしまうので、それぞれ、私の地元でもそうは言いながら、訓練などはやっていただいているが、なかなか、今後は高齢化が自然に進むわけであるから、余計に厳しくなるということが想定されるわけであるが、その辺についてはどういうふうに考えているか。

危機管理課長

委員の指摘のとおり、やはり全体的な高齢化に伴い、自主防災組織を担う方々も高齢化してきているという声は、市町村の担当の方とも話をしている中でもよく出てくるものである。指摘のとおり、データ的にどのような年齢かということは、把握は現在していないが、もう肌感覚でやはり高齢化してきているということはこちらでも認識はしている。自主防災組織を組織すればいいだけではないということは、そのとおりであり、やはり実際に活動していただくことが重要だと思っている。我々としては、県内でもいろいろ工夫をして活動を活発に行われているところもあるので、そういったところに伺い、話を聴いて、そういったものを紹介して、できるだけ今ある体制の中で活動を活性化していただけるよ

うに、努力していきたいというふうに考えている。

中屋敷委員

今の答弁は、組織率の向上のみならず、内容の充実も図っていきたいという答弁だと受け取ってよろしいか。

危機管理課長

数字上の組織率を上げるだけではなく、実際の活動実態というものを高めていきたいということも併せて考えている。自主防災組織で熱心に活動していただいているところの表彰なども行っているので、そういったことで一生懸命やっていただいているところには、表彰で更にモチベーションを上げていただき、そういった取組をできるだけ広く紹介をすることによって、活動を少しずつ広めていきたいというふうに考えており、地道な取組になるかと思うが、頑張っていきたいと考えている。

令和７年１０月・１１月閉会中　決算特別委員会における説明者、発言
（令和７年１１月７日（金）　企業局）

【説明者】
板東博之公営企業管理者、小島茂企業局長、島崎二郎経営企画部長、加藤政寿水道部長、
高橋理絵総務課長、忽滑谷真理子財務課長、山本栄至地域整備課長、
袈裟丸大水道企画課長、江田寿泰水道管理課長、青木雄二主席工事検査員

【発言】

森委員

１　資料１の工業用水道事業について、この資料の中には、中長期的に契約水量が減少するという表現があるけれども、少なくとも直近の令和２年から令和６年を見ると、契約水量は特に減少傾向にないと見てとれるが、こう記入した理由について、伺えればと思う。

２　契約水量が、配水能力に対して７２．１６％とかい離しており、今後ダウンサイジングをしていくということであるが、これは具体的にどのように行っていくのか伺う。

３　公営企業決算書の６２ページ、企業債明細書についてであるが、今後高度浄水処理施設の整備だとか、水道管の更新等々、起債をこれから多額に行っていかなくてはいけないと思うが、この企業債について、未償還残高が多くて償還周期が長いもの、その中でも利率の高いものを、借換えをして利率の低いものとすることができないのか。

４　全ての企業債について、特に先ほど言ったような償還周期が長いもので、借換えをした際の金利負担の軽減分を想定して算出したことがあるか。

委員長

二つ目の質問で、「具体的にどのように行っていくのか」とあったが…

森委員

「具体的にどのように行ったのか」とする。

委員長

訂正願う。

水道企画課長

１　中長期的には契約水量が減少していくという理由についてであるが、こちらについては、現在我々が行っている工業用水道の給水区域は、工業用水法で指定されている草加市、八潮市、戸田市、蕨市、それからさいたま市の一部、川口市の一部となっている。この地域は、住宅地化、商業地化が進んでおり、工場の撤退等が進んでいる地域である。そのため、受水事業所数は、これまでもそうであるが、これからも中長期的には減っていくと、減少傾向にあるというふうに捉えている。

２　ダウンサイジングについて、どのように行ってきたかということであるが、これについては、ピーク時には現在の倍ほどの契約水量等があり、それに合わせた形で、順次、施設は増やしていったところであるが、ピーク時から徐々に契約水量が下がってきて、契約水量に合わせる形で、例えば、浄水場のちんでん池を休止して撤去していくという

ような、水の需要に見合った形で施設の方を減らしていく、これをダウンサイジングということで実施してきている。

財務課長

３　企業債の借入先は、主に財政融資資金や地方公共団体金融機構といった公的機関と市中金融機関、いわゆる民間の金融機関がある。まず、公的資金に係る企業債については、原則として、償還期間を３０年以内としているが、この繰上げ償還を行う場合には、補償金を支払うことというふうにされており、これは繰上償還しない場合における、償還終了時までの支払う予定だった利息の一部について負担を求められるものであり、借換えのメリットが出にくい制度となっている。また、市中金融機関からの資金に係る企業債については、企業局では１０年ごとに借り換えることとしているが、金融機関への依頼は、引合方式といい、金融機関に競争していただくことで、良い利率を提案してもらっている。その際に、より低い金利を引き出すために、繰上償還を行わないことを条件にしており、約定でも繰上償還をしないこととしている。このため、市中金融機関についても、資金を償還前に借換えすることは難しいと考えている。

４　借換えをした場合のシミュレーションを想定して算出したことはあるかとの質問であるが、公的資金でも民間資金でも繰上償還が事実上難しいことから、全ての企業債を借換えした場合のシミュレーションは行っていない。

森委員

１　ダウンサイジングした結果、どの程度の維持管理費、経費が減少したのかというのは算出したことがあるか。

２　先ほどの企業債の借換えの件に関してだが、過去に契約した市中銀行との取引においても、いわゆる引き合い、金利の相見積もりみたいなものだと思うが、その約定上、借換えができないということに、過去にかなり遡ってまだ償還期限を迎えていないものであっても、そういう契約になっているのか。

水道企画課長

１　工業用水道事業の方のダウンサイジングについてであるが、施設を減らすので、指摘のとおり維持管理費等を削減することができる。こちらについて、試算を行っている。その額については、今調べて、後ほどお答えする。

財務課長

２　基本的には、公的資金の方が、利率がいいものであるから、企業局としては、毎回、総務省に対して、公的資金の借入れを要望しているが、比較的体力のある企業局は、最近においては、市中銀行の方に割り当てられている。過去全てにおいて、引合方式であったかどうか、今ちょっと確認させていただくので、後ほど答弁する。

小川（寿）委員

１　工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計において、所管施設の老朽化及び災害対応力の強化への取組が、令和６年度行われたと承知しているが、それぞれの実績及び進捗について伺う。

２　水道用水供給事業会計において、損益計算書には、約１，６００万円、原子力発電所事故による損害賠償の受入れとあるが、この損害賠償受入れの内容について教えていた

だきたい。

水道管理課長

１　施設の老朽化については、工業用水、水道用水ともに、耐用年数が比較的短い電気機械設備を中心に更新を実施している。令和６年度の主な更新工事としては、大久保浄水場の薬品注入設備を新たに造り替える工事に着手している。この工事の工期は、令和６年度から１０年度で、契約額は約２３億円となっており、令和６年度の決算額としては、約６億円を計上している。次に、災害対応力の強化への取組については、水道施設の耐震化事業を実施しており、工業用水道事業では、令和元年度から令和７年度までの事業期間で、柿木浄水場の耐震化を進めている。令和６年度は、ちんでん池や着水井など、耐震補強工事を実施し、令和６年度決算額として約２億８，０００万円を計上している。水道用水供給事業については、平成２６年度から耐震化事業を行っており、令和６年度末で５浄水場の水処理施設全ての耐震化が完了している。令和６年度については、行田浄水場の着水井の耐震化など、決算額として約２８億円を計上している。

総務課長

２　損害賠償金の受入れについては、福島第一原子力発電所の事故を原因として、新たに生じた、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、それから検査費用に対して、原子力損害賠償制度により、東京電力株式会社が支払う賠償金であり、その前年度分、令和５年度にかかった費用を請求したものである。

小川（寿）委員

原子力発電所事故における損害賠償金の受入れについては、例えば、年度途中に受け入れた場合に、補正予算を編成する、しないといったその対応について、法的根拠も併せて説明いただきたい。

総務課長

こちらについては、浄水発生土の放射性物質を測定しており、測定して放射性物質が出た場合に請求をすることになるので、特別利益として計上しており、特に補正予算として組むことはない。

安藤委員

１　令和６年度に、県水送水管の更新や耐震化の取組において、優先して実施すべき区間をどのように決定したのか。

２　令和６年度は、令和５年度までの実績を踏まえて、更新や耐震化の対象区間を見直した点はあるのか。

水道企画課長

１　県水の送水管の更新や耐震化の取組において、優先すべき区間をどのように決定したかということについては、まず、送水管については、耐震管を布設し、入れ替えることで、更新と耐震化を同時に進めていく。そういった中で、優先順位であるが、三つの指標を考えている。被害が起きた場合の影響度合い、老朽度合い、耐震適合性の三つの指標から優先度を評価して、最も優先度の高いところから、更新及び耐震化を実施していくという計画である。

２　計画について見直しをしているのかということについては、我々の送水管は非常に大きな送水管であり、こちらを更新していくには、非常に長期間を要する。そのため、県営水道としては、しっかりこの計画どおり、現在進めているところである。特に、現状で見直しを行うというようなことはしていない。ただ、今後、新しい知見であるとか、何か状況に変化があった場合は、柔軟に見直しも検討しながら進めていきたいというふうに考えている。

安藤委員

決定事項の中に、影響度と老朽度、耐震適合性という話があったが、耐震に関しては、いわゆる道路の地盤も関係するというふうに思うが、例えば、地震などがあり、道路のいわゆるずれというものが、日によって変わってくる。すぐには変わらないが、見直しをしていかないと、この耐震化というものも結構変わると思う。まだ長期的にやっているので、見直ししていないとなると、この耐震化という部分に関して、やはりいろいろなことが出るので、Ｂ判定案というものが急にという場合もあるが、その点は何も考えていなかったのか。

水道企画課長

指摘のとおり、いろいろ地盤の状況は違っている。我々も地盤の状況を調査しており、そういった中で、地盤も含めた耐震性というのは、一つ一つの管について評価をしており、耐震の状況については把握をしながら、ただ、それが我々の大きな送水管を布設するに当たっては、日々の細かな地盤の状況の変化については、特に影響するというふうには考えていないので、まずは三つの指標から計画を立てて、順次更新を進めていきたいというふうに考えている。

安藤委員

やはり地盤の変動について、プレートは年間で２、３センチメートル絶対にずれるので、地震が起きて、いろいろな状況の中で、やはりチェックするべきところはチェックしていかないといけないというふうに私は思っているので、そこは長期的にやっているからこのまま進めるというのであれば、何か起きたときにあそこは大丈夫だったという話になるので、緊急的ではないが、そこをちゃんと意識しないと、またいろいろなことが起きるのではないかという指摘をさせていただいているが、その点はどうか。

水道企画課長

委員の指摘はそのとおりかと思うが、我々の送水管については、耐震化をするに当たっては、布設、交換するときに、耐震管という、いわゆる地震が来ても外れないというような形の管を布設していく。なので、どちらかというと地盤の状況には余り関係性がなく、しっかり耐震管という管を用いて布設することで、いろいろな地震に耐え得るものというふうに考えて事業を進めていきたいと考えている。

松本委員

１　水道用水供給事業について伺う。資料１の３ページ、令和５年度から２年連続黒字というような報告がある。一方で、料金改定というものも計画自体には今後盛り込んでいるという中で、この黒字が６年度も含めて続いている中において、料金改定を行うことをどう分析しているのか。

２　令和６年度に受水団体である市町には、どのような説明を行っているのか。
３　先般、この決算特別委員会で現地視察もさせていただいた吉見浄水場拡張関連施設整備事業の関係である。令和６年度に行われたこの吉見浄水場の工事において、整備状況等は視察で確認させていただいたわけであるが、現地の中で、杭打ち工事など、相当大規模な工事をしていることを確認した。これについて、県内企業の受注確保についてはどのように取り組まれたのか伺う。
４　産業団地の関係であるが、令和６年度に産業団地の新規分譲をしたことの評価と、課題認識がどういうところにあるのか伺う。
５　過去の資料、令和６年度の前も見ると、なかなか分譲益だけを見込むことが、もろもろの物価高騰も含めて、難しい時代になっている中で、資料にもあるように、地域の発展や雇用の創出という効果については、どのように考えているのか伺う。
６　令和６年度の事業実施が７地区ということであるが、これは併せて新しい事業実施地区を探すという部分は、令和６年度、どういう取組をしたのか伺う。

水道企画課長

１　黒字が２年連続で続いていることに対してどう捉えているのかということであるが、近年、主要な我々の費用である動力費については、原油価格の変動の影響で増加している。経営に大きな影響を及ぼす要因となっているので、企業局としては、送水圧力の調整などを行って、電力使用量の削減に努めているところである。こうして、原油価格の高騰が経営に与える影響を極力小さくしているところである。また、こうした経営努力に加えて、原油価格の高騰がピーク時と比較して落ち着いてきた結果、黒字となったものと分析をしている。ただ、今後も、施設の老朽化対策であったり、継続的な物価上昇等に伴う維持管理費の増加があり、年々経営状況が厳しくなっていくというふうに思っているので、安全、安心な水道用水の安定供給を継続していくためには、黒字が続いたところであるが、今回の料金改定については必要であったというふうに考えている。
２　市町等の受水団体に対しては、決算や経営状況について、説明、意見交換を行っているところである。今後も引き続き、最新の経営状況であったり、事業計画等について、受水団体と情報共有、意見交換の場を設けて、密接、丁寧にコミュニケーションを図っていきたいというふうに考えている。

水道管理課長

３　吉見浄水場の拡張工事では、日量１５０，０００立方メートルの施設の拡張と関連する送水管の整備を進めている。事業を進める上で、基本的な考えとしては、県内企業で対応可能な工事は県内企業向けに発注するということにしている。視察をしていただいた杭打ち工事については、４工区に分割をしており、全て県内企業向けの発注としている。工事の専門性や特殊性、品質及び安全確保等を考慮して、県内企業限定の発注が難しい工事もあるが、県内企業向けの発注を基本として、計画的に工事を契約し、着実に事業を進めたいと考えている。

地域整備課長

４　令和６年度の新規分譲益の評価についてであるが、令和６年度は、令和５年度に比べて、企業へ分譲した産業団地の規模が小さく、土地単価も少し低かったことがあり、企業への売却の額が少なかったということがある。そういうことで、事業収益が減少したものである。純利益についても、令和６年度に分譲したのは嵐山花見台地区になるが、

立地条件から土地価格も低い設定となってしまい、加えて高低差があり、平地と比べると、造成に多額の費用がかかったものである。なので、前年度比で減少したという評価である。課題であるが、この嵐山花見台地区だが、地盤条件から、工事のときに締固めをするときに、何回も繰り返さなくてはいけなくなり、また、法面対策というものも非常に手間がかかったものである。そのため、事前の地質調査の結果を、より重点的に確認することが課題であると認識している。

５　おっしゃるとおり、今、資材価格、それから労務費の高騰があり、造成工事費が増加している。なので、この分譲収入となる価格の上昇に追い付いていないというところがあり、正直、事業の採算性は厳しさを増しているというふうに我々も認識している。ただ、この中で、この嵐山花見台地区というところは、３社に分譲したが、この地区の分譲した産業団地の中には、今回分譲したのは既存の団地に隣接した団地になるが、そこで、その中に入っている企業が拡張して立地したという企業があり、それが医薬品だとか化粧品の工場だったり、建築用の金属資材を作る工場が拡張したということで、雇用の創出が十分期待できるというふうに考えている。また、この雇用の創出が、地域の発展にも寄与するものと我々は考えている。

６　新たな地区を探し出すために、令和６年度、何をしたかということであるが、我々は令和４年度から関係部局と連携して、市町に候補地などについて話をしていく、掘り起こしを行っている。その中で、令和６年度については、７市町に自ら訪問して、意見を聴いて、アドバイスをしたり、話を聴いたりしている。

松本委員

１　水道用水供給事業の関係で、受水団体の市町との意見交換、説明をしているという答弁を頂き、それはそうだと思うが、今回私が質疑したのは、黒字にもかかわらず料金改定をすることなどの関係で、意見交換の中でどういう意見が出て、どう対応した結果、料金改定に踏み切ったのか。どういうやり取りが市町とあったのかということを教えていただければと思う。

２　地域整備事業の関係であるが、ただ今の説明の中で、令和６年度も、単年度で見るものではないということは理解しているが、なかなか分譲益だけでは難しくなってきているという認識について、私もそうだと思うが、先ほどの雇用創出だとか、地域の経済波及効果だとかをもろもろ考えた上で、分譲益以外のところにも企業局としてちゃんと今後、分譲益が見込めないからやらないといった判断ではないところをしっかりやっていくという、６年度の状況を見ての結論を現在持っているのか。分譲益だけでは難しいからやらないというふうになっていないという確認がしたい。

水道企画課長

１　料金改定について、受水団体と昨年度にいろいろ意見交換、情報共有した。そのときにあった意見としては、大きく２点ある。１点目が、もう少し改定幅が下がらないのかという話である。これについては、その後、動力費等を中心に精査をして、改定幅の圧縮をしたところである。それからもう１点が、料金改定の時期について、もう１年延ばせないかという話である。これについて、市町も、我々の料金改定を受けて、場合によっては、市町の料金改定が必要になる場合もあるので、その準備期間を取りたいという趣旨であるが、こういった形で、時期を延ばせないのかという話があり、こちらについても、我々の方も１年延ばすことは可能だということで、１年延ばしたということである。

地域整備課長

２　我々は公営企業ということで、企業性を発揮してということなので、まずは事業収益が上がらないと、当然事業はできないということが大前提である。ただ、今、この厳しい中でどうしていくのかということになるが、これまで採算が確保できないという場合は、産業団地の事業化を見送ってきたのだが、市町村においては、採算が合わない部分については、将来の税収が見込まれるだとか、先ほど申し上げた雇用だとか、そういうものを考えて、事業費の一部を負担してでも事業化を希望するというところが一定数ある。そういうことで、希望する市町村と協議をして、一部を負担できるような仕組みを検討して、新たな産業団地というものを整備していくようなことを今、検討している状況である。

伊藤委員

１　３事業共通の質問をさせていただく。決算概要を見ると、八潮市の道路陥没事故に伴う特別損失は、事業費用に計上とあるので、３事業ともその額を教えていただきたい。

２　工業用水道事業会計について伺う。概況について、３ページの収益的収支については、経常損失が３，２５７万円ほどであった。しかし、前年度繰越利益剰余金などがあるので、心配するほどではないかとは思う。この要因は、修繕費、動力費の予算策定時の見込みを超えて引き上がったということか。

３　４ページの資本的収支についてである。収入と支出の差、１１億円の不足である。これは、主に積立金９億９，０００万円で補填している。この積立金とはどういうことなのか、説明いただきたい。そして、令和６年度現在、今この積立金はどのくらいあるのか。

４　内部留保資金についてであるが、要求資料１０を見ると、１２１億円となっている。内部留保資金の基準目安があるのかどうか伺う。

５　資料１２の民間業務委託について伺う。令和６年度、柿木浄水場における包括民間委託についてだが、６年度に八潮の下水崩落事故が起こり、下水道、上水道の適切な管理が県民的にも見直されているところである。この資料によると、施設の監視・操作業務、定期修繕業務、定期点検業務なども適切に実施されたとあるが、包括委託というのは、県の職員が事業に携わっておらず、技術的にも把握しづらい仕組みである。適切という判断はどのように行ったのか伺う。例えば、水道管の点検などは、県職員も見ているのか、これも併せて伺う。

６　地域整備事業について伺う。先ほどと同様であるが、決算概要について伺う。経常利益は１億６，０００万円余りで、産業団地が売れたという理解でよいか。

７　資本的収支の過年度分損益勘定保留資金からは、４５億円ほど補填されているが、過年度分損益勘定留保資金はどのくらいになっているのか。

８　要求資料１０の内部留保金は、５４５億円余りである。先ほどと同じように、これもどのぐらいためるという基準があるのか。

９　嵐山花見台産業団地について伺う。決算の概要を見ると、分譲収益は１８億円余りとある。この団地の場合、施工面積は９０，０００平方メートルであるが、総整備費は、結局幾らだったのか教えていただきたい。

10　令和６年度、契約企業は県外１、県内２とあるが、県外企業獲得には、令和６年度にどのような努力をされたのか。

11　資料９を見ると、一般会計への貸付実績は、何回もあるようである。企業局内や水道

会計等への貸付けなど、実績はあるのか。また、それは何らかの法律に違反するだとか、問題があるのかどうか伺う。

12　水道用水供給事業について伺う。決算の概況についてであるが、資本的収支不足分１９８億円に補填している過年度分損益勘定留保資金が幾らあるのか、お答えいただきたい。

13　要求資料１０によると、内部留保資金は４３９億円余りであるが、どのような基準でためているのか。

14　要求資料５、一般会計繰入金や出資金についてである。戸倉ダム撤退に伴う事業費精算金と霞ヶ浦導水事業からの撤退後における負担金について、説明いただきたい。

15　要求資料５の２枚目を見ると、一般会計から繰り入れる場合、総務省が決めた基準があって、勝手にはできないというふうに説明がある。しかし、令和６年度は地方創生臨時交付金があり、この交付金を原資とするなら、一般会計から繰り入れられたはずである。電気代などの高騰に対して、臨時交付金を幾ら要望したのか。

16　決算概要には、給水収益が減少傾向とある。要求資料の６の県水転換率を見ていただきたい。令和４年から６年度全体では、県水の転換率が下がっているようだが、どのような事情があったのか。

17　資料７の緊急備蓄用貯水であるが、６１０，０００立方メートル余りというのは、県民１人当たり何日分の備蓄となるのか。

18　要求資料１１であるが、自然エネルギーの取組状況である。行田と吉見の浄水場の太陽光発電と高坂中継ポンプ所の小水力発電が、令和６年度に行われた。発電した電気は浄水場で使用するという理解でよろしいか。

19　削減電力料金についてであるが、例えば、行田浄水場の年３，４５７万円の削減料金であるが、行田浄水場の全体の電力料金の何パーセントに値するのか。

20　令和６年度は、大久保浄水場、新三郷浄水場で、発電容量４００キロワットの設備工事を進めているとのことである。この４００キロワットは少ないという印象であるが、なぜ４００キロワットなのか、説明いただきたい。

委員長

先に、森委員の再質問に対する答弁を求める。

水道企画課長

１　ダウンサイジングにより、どの程度効果が見られたのかということであるが、平成２９年度に行ったもので、ちんでん池の廃止をしている。それに伴い、それに付随する機械設備の点検費用、修繕費用が削減された。こちらについては、１０年間で約３，０００万円の削減、年間当たり約３００万円になるが、この金額を削減することができている。

財務課長

２　確認したところ、基本的には全て引合方式でやっているが、一部、企業局の発行する県債と同じ利率でお願いをして、引き受けていただいたということも過去にはある。いずれにしても、繰上償還はできないという約定でお願いしているものであり、繰上償還が難しいということにはなっている。

委員長

続いて、伊藤委員の質問に対する答弁を求める。

財務課長

１　３会計に共通の、八潮の特別損失が、それぞれの会計で幾らだったのかという質問で、工業用水道事業会計については、１，０９７万円ほどになっている。水道用水供給事業に関しては、６２０万円である。地域整備事業に関しては、１８５，０００円である。

２　工業用水道事業会計の経常損失の３，２５７万円、こちらについての要因は、修繕費、動力費が予算策定時の見込みを超えて引き上がったということかという質問だったかと思う。こちらは、令和６年度当初予算も、赤字予算で組んでおり、予算策定時の見込みを超えていたということではない。ただ、施設の老朽化であるとか、物価高騰により、修繕費や動力費が、以前の水準と比較すると、高止まりしていることは事実である。

３　資本的収支の１１億円の不足額に対して、積立金で補填をしている。この積立金の取崩額と、令和６年度末現在どのくらいあるのかという質問で、積立金取崩額の内訳であるが、こちらは減債積立金約２，７００万円と、建設改良積立金９億６，９００万円を取り崩したものである。減債積立金は、企業債の償還財源として積み立てているものであり、建設改良積立金は、建設改良工事のために積み立てているものである。令和６年度末の現在残高であるが、減債積立金が約３，５００万円、建設改良積立金は約３０億１，０００万円となっている。

４　内部留保資金１２１億円の基準の目安はあるのかという質問である。こちらについては、具体的な金額の目安は定めていない。工業用水道事業では、今後、大規模な更新等を控えているので、その原資として活用することなどを検討している。また、不測の事態があった場合の運転資金としても必要であるので、一律で目安というものを設定するのは難しいというふうに考えている。

６　お尋ねのとおり、嵐山花見台地区の産業団地を売却した収益も含まれており、それ以外に、産業団地の貸付収益、あるいはゴルフ場の貸付収益なども含まれている。

７　資本的収支の過年度分損益勘定留保資金から４５億円ほど補填されているが、幾らほどあるのかという質問である。翌年度以降、４条収支不足を補填することができる過年度分損益勘定留保資金は、３５５億円ある。

８　内部留保資金５４５億円について、どのくらいためるという基準があるのかという質問であったが、こちらも具体的な金額の目安は設定していない。産業団地を整備するに当たっては、リスクを最小限にするために、自己資金の範囲内で実施することにしており、産業団地を整備する資金というのは、団地が完成して売却しないと資金が回収できないものであり、複数の団地を同時に整備するには、非常に多くの資金が必要となる。そのことから、産業団地の整備の費用というのは、地理的条件であるとか、いろいろな要因によって変わるので、一概に必要な内部留保資金の額を示すことは難しいと考えている。

11　一般会計の貸付けの関連で、企業局内のほかの会計の貸付けの実績はあるのかどうかということと、法律違反や問題はあるかという質問だったかと思う。こちらで確認した限りでは、地域整備事業から、局内のほかの会計へ貸し付けた実績はない。貸付けについては、地方公営企業法第１８条の２に、「一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる」とあり、法律違反や問題はないものというふうに考えている。

12　資本的収支不足１９８億円に補填している過年度分損益勘定留保資金は幾らあるのか

ということであるが、翌年度以降、４条収支不足を補填することができる過年度分損益勘定留保資金は、３７４億円ある。

13　内部留保資金の話で、水道においても、どのような基準で定めているのかということであったが、こちらも具体的な金額の目安は設定していない。今後の大規模投資の財源になるほかに、何かあった場合の運転資金等もあるので、一律にこの金額といったものを定めるのは難しいというふうに考えている。

14　資料５の、戸倉ダム撤退と、霞ヶ浦導水事業からの撤退における負担額について、戸倉ダムは平成１８年度に撤退して中止となったものであるが、企業局の負担額は約６８億円である。戸倉ダムからの撤退は、県全体の政策的判断で実施したものであることから、ダムが完成した場合と同等の負担を、繰出基準に準じて一般会計から負担していただいているものである。企業局負担額６８億円の３分の１、総額２３億円を、２３年間で繰り入れていただいている。続いて、霞ヶ浦導水事業である。令和２年度に撤退したが、こちらの企業局負担額は、約８６億円である。そのうち、撤退後に負担した約２９億円に対しては、国庫補助金等が交付されないこととなったので、こちらの事業も、県全体として撤退を判断したものであることから、企業局の負担について、一部、一般会計から繰り出していただいているものである。

15　臨時交付金に関する質問があった。こちらの方は、令和６年度に企業局としても検討はしたが、本県においては、限りある財源を、長期化する物価高騰の影響で厳しい状況に置かれている事業者や県民に対しての緊急かつ直接的な支援に重点的に配布するということで、企業局への支援は見送られたところである。

水道企画課長

16　水道について給水収益が減少傾向にあり、県水転換率が下がっている事情についてである。こちらについては、まず、人口減少もあり、中長期的には、水需要が下がっていくということがベースにある。その中で、令和４年から６年度にかけては、受水団体によっていろいろな事情があるが、その中でも、一つ大きなものとして、コロナ禍による在宅需要を予測して、少し多めに県水量を取っていた受水団体が、令和６年度にはコロナの流行が落ち着いたということで、これに伴って、県水の量を元に戻したというような形で、一時的に減少幅が大きくなったというものである。

水道管理課長

５　柿木浄水場の民間委託については、こちらの監理をしているのが、新三郷浄水場になり、そちらの方で、複数の監督員を配置して、毎月履行確認をしている。また、併せて、実際の業務状況をモニタリングしながら検査をしており、この民間委託が確実に、適切に実施されているのかどうかを確認している。なお、この民間委託については、浄水場施設の中の運転や施設の維持管理上の運営を主としたものであり、水道管の点検については、県の方で管理しているので、県職員が直接点検と管理を行っている。

17　備蓄水量について、６１０，０００立方メートルがどのくらいなのかということであるが、県の地域防災計画については、震災時における水道施設の復旧の目標期間が１週間となっており、この間に県民約７００万人分の水の量ということで、正確には６１２，０００立方メートルを備蓄しているものである。なお、１人当たりの水量というのは、この１週間で、発災後３日目までが１日３リットル、４日目以降は２０リットルということで、合計８９リットル、これを基に出した数字となっている。

18　発電したエネルギーについては、全て浄水場及び中継ポンプ所の中で消費している。

19　削減電力量の割合がどのくらいあるかということで、行田浄水場の場合だと、全体の約５．３％となっている。
20　４００キロワットの太陽光発電が少ないのではないかという話があった。こちらについて、太陽光発電はやはり広大な敷地を必要とするので、浄水場の中では限られたスペースしかないので、その中でできる限りの設置が可能な量ということで、４００キロワットということにしている。

地域整備課長
９　嵐山花見台産業団地の総整備費であるが、こちらは約１７億６，３９２万円である。
10　県外企業の獲得にどのような努力をしたのかということであるが、産業団地募集開始をする段階で、課のホームページに募集予定であることを掲載している。また、募集開始時に、ビジネス、産業のあらゆる業種のマネジメント層が読者である全国紙である日刊工業新聞で広告を出すとともに、県のホームページで報道発表も行っている。あと、産業労働部とも情報を共有して、相談があった場合に、ＰＲを行うなど、積極的に情報発信に努めている。そのほか、県外企業も含めて、個々に相談のあった企業に対しては、募集時に、こちらからメールで案内しているところである。

伊藤委員
１　八潮の陥没事故に伴う特別損失というところで、各々の事業で損失額を説明いただいた。この損失というのは、どこかからの補填が見込めるものなのかどうか伺う。
２　水道用水供給事業の霞ヶ浦導水事業の撤退後における負担額について、ちょっと数字が聞き取れなかったので、もう一回説明をしていただきたい。
３　水道用水供給事業について、電気代などの高騰に関しての臨時交付金についてであるが、要望したという答弁はあったが、幾ら要望したのか、金額について伺う。
４　緊急備蓄用水に関してだが、６１０，０００立方メートルを備蓄しているということであるが、県としては自宅で水を備蓄した方がいいというふうにも、広告していると思う。安心のためには、１週間分、自宅で備蓄をするのがよいかと思うが、もしこれがない場合でも、７００万人全員の分が、まずは企業局の方で確保ができているという理解でよろしいのか、確認をしたいと思う。
５　全部の事業に関してだが、内部留保資金についての目安は定まっていないという説明であった。しかしながら、例えば、老朽化にしても何らかの計算というか、計画がない限りは、どこまでこれをためておくのかという計算がないというのはちょっとよく分からないところだというふうに思っている。なので、何かの基準がそれぞれあるのかどうかもう一度説明をいただきたい。

委員長
伊藤委員。内部留保の件に関しては、決算ではない。

伊藤委員
取り下げる。

財務課長
１　八潮の事故の損失の補填の見込みであるが、我々は当然、例えば水道事業であれば、料金収入で運営をしているので、原因者が特定されたときには、求償したいというふう

に考えている。
２　撤退した霞ヶ浦導水事業の負担額は、全部で約８６億円であり、このうち撤退後に負担した約２９億円に対しては、国庫補助金等がなかったため、また、この撤退自体も県としての政策的判断であったために、企業局の負担を国庫補助金であるとか、一般会計繰出金が基準どおり交付された場合と同等のものとして、残りの２９億円のうちの２４億円を、一般会計から２０年間で繰り入れている。
３　臨時交付金の要求額であるが、工業用水道事業で１，１１２万７，０００円、水道用水供給事業で３億３，３８６万９，０００円を要求させていただいた。

水道管理課長
４　備蓄水について、先ほどの資料については、あくまで浄水場や中継ポンプ所で用意している水であり、各家庭に配るというものではなく、緊急時に取りに来ていただくだとか、あとは、給水車で持っていくということになるので、震災のことを考えれば、安全を見越して、各家庭でやはり用意していただくのが一番良いかと考えている。

深谷委員
令和６年も、災害に強い県営水道の整備を様々進めている中で、その上で、昨今の異常気象とも取れるような状況であるとか、そういう中で、浄水場における電力の確保というのは非常に重要だと思っており、この令和６年度の中で、大きな災害はなかった、また、県民に影響を与えるような事態はなかったとは認識しているが、度々落雷だとか、令和６年も多かったというふうに思うが、落雷等の停電による影響について、非常用の自家発電設備も持っていると思うが、自家発電が起動するような状況があったかどうかも含めて、令和６年の状況について、教えていただければと思う。

水道管理課長
令和６年度については、浄水場に影響のあった停電としては１３件あった。そのうち１件、江南中継ポンプ所というところで２１分間停電が発生し、この際は１０分程度、自家発電設備が運転されたということがあった。

深谷委員
停電が１３件ということであった。その中で、少し技術的な話になるが、落雷などがあると、瞬時電圧低下といって、人間が見ているとまばたき程度であるが、瞬間的に電圧が低下することで、様々な浄水場の設備が一旦自動停止したりだとか、それぞれ防衛措置的な側面で、止まってしまったりということで、送電側は、落雷などの影響があると、もう技術的には瞬時電圧低下が起きてしまうとどうしようもない。それを施設側でも防衛するしかないが、東京などではこの瞬時電圧低下に関わる、その僅かなところの電力を担保する機器を導入したりだとか、そういう方針を令和６年に決めたりという状況があったが、１３件あったということで、今後も増えていくような高リスクを踏まえれば、また、大規模災害のときにも、非常用発電機が起動するまでの間の電力を担保するという意味も同時にあるわけだが、令和６年に１３件ある中で、そういった議論や検討はされたのか。

水道管理課長
確かに、瞬間的にも電力供給が絶たれれば、システムについては止まってしまうという影響がある。それについては、主に監視制御装置という浄水場でコントロールしているシ

ステムであるが、こちらについて無停電電源装置というものを設置しており、停電に対しての対応としている。これに対して、６年度に何か対応を検討したかということであるが、このようにさきの自家発電も含めて対応しているので、特に何かを検討したことはなかった。

石川委員

地域整備事業について、これから分譲予定の吉見大和田、美里甘粕、久喜高柳について、この中で分譲案内、分譲開始したところがあるかないか、伺う。

地域整備課長

今おっしゃった３団地で募集を開始したところはない。

石川委員

ないということだが、吉見大和田は事業期間が令和８年度まで、美里甘粕については令和９年度まで、久喜高柳については令和７年度までが事業期間になっている。今まで分譲の募集予定は長くて２年前に開始して、遅くとも１０か月前には分譲を予定しているが、令和６年度以内に久喜高柳産業団地の分譲の案内を出さなかった、分譲開始ができなかった理由は何であるか。

地域整備課長

久喜高柳地区、こちらについては、地権者と土地の権利者との間で、売却に向けての話合いがなかなか進まなかったというところがある。結果として、用地買収に進まなかったところがあり、令和６年度中に解決の見通しがちょっと立たなかったというところがある。そういうことがあり、募集には至らなかったところである。

石川委員

もう事業期間が終わるまで４か月しかなく、いまだに募集開始をしていないため、多分、事業期間中には事業ができないのかと予測するが、先ほど伺った地権者の関係だとか権利の関係があった。この令和６年度の時点では、予見ができなかったのか。事業期間が延長するかもしれないということを。

地域整備課長

令和６年度の時点でその解決というところがちょっと見通せなかったという話をさせていただいた。現状、今買収が難航した土地は、買収ができて、今一生懸命工事を進めているところである。

石川委員

買収できたとしても、進んだとしても、普通に考えれば、あと４か月以内に募集を開始して、契約をして、土地の引渡しが令和７年度の３月３１日までには、できるとは考えられないが、その原因については令和６年度中は、先ほどあったように、解決すればできると思っていたのか。令和７年度以降に新たな事実だとか、そういうことが出て、遅れているわけではないのか伺う。

公営企業管理者

先ほど課長の方から申し上げたように、土地の権利関係の問題があった。そして今年度、さらに、産業廃棄物が発見された部分があり、それで少し工事が延びている。そのため、先ほど石川委員の方から指摘があった、事業期間、継続費が７年度までになっているので、今後また、県議会の方に、お諮りをさせていただきたいと、延長について、そのように考えているところである。

石川委員

去年の決算特別委員会の改善又は検討を要する事項で、企業局にお願いしていることがあり、事業期間延長は必要最低限として早期分譲をということに対して、そちらのお答えが、そういった産業廃棄物だとかそういうことに関しては、市町村が確認することにより、県が事前に把握して、事業がスムーズに進むようにしているとお答えしている。令和６年度の時点で、市町村の確認が甘かったということでいいのか。今になって分かってきたことがあるということは。

地域整備課長

確認が甘かったということではないと思う。全てが把握できるというものでは必ずしもないと思う。結果として出てきてしまったというところである。